

ご契約のしおり 約款(更新・保障見直し用)

解決する保険



(3年ごと利差配当付利率変動型積立保険)

● ご確認いただきたい重要事項	2
● ご契約のしおり	25
● 約 款	
● 給付特約総則特約	123
● 定期保険特約	136
● 終身保険特約	149
● 生活保障特約	159
● 介護生活保障特約	176
● 総合障がい生活保障特約	196
● 介護保障定期保険特約	216
● 新介護保障定期保険特約	228
● 疾病障がい保障定期保険特約	235
● 特定疾病保障定期保険特約	245
● 新特定疾病保障定期保険特約	255
● 総合障がい定期保険特約	261
● 介護保障終身保険特約	273
● 疾病障がい保障終身保険特約	285
● 特定疾病保障終身保険特約	297
● 総合障がい終身保険特約	310
● 災害割増特約	325
● 傷害特約	333
● 特定損傷特約	345
● 災害入院特約	352
● 疾病入院特約	360
● 入院初期費用給付特約	377
● 短期入院特約	385
● 成人病入院特約	393
● 成人病短期入院特約	406
● ガン入院特約	414
● 新ガン入院特約	425
● ガン短期入院特約	434
● 女性疾病入院特約	441
● 新女性疾病入院特約	456
● 女性疾病短期入院特約	474
● 通院給付特約	483
● 災害入院特約（終身型）	493
● 疾病入院特約（終身型）	499
● 入院初期費用給付特約（終身型）	511
● 短期入院特約（終身型）	516
● 成人病入院特約（終身型）	521
● 成人病短期入院特約（終身型）	529
● 新ガン入院特約（終身型）	534
● ガン短期入院特約（終身型）	541
● 新女性疾病入院特約（終身型）	546
● 女性疾病短期入院特約（終身型）	558
● 通院給付特約（終身型）	563
● 保険期間が終身の特約への 変更に関する特約	569
● ファミリー保障特約	571
● ファミリー入院初期費用 給付特約	605
● ファミリー短期入院特約	617
● ファミリー通院給付特約	629
● リビング・ニーズ特約	642
● リビング・ニーズ特約 （ファミリー保障特約用）	647
● 終身保障移行特約	652
● 年金払移行特約	663
● 保険料払込免除特約	675
● 健康体料率特約（特約用）	681
● 中途付加条項	683
● 保障内容変更特約	686
● 保険契約指定特約	695
● 条件付保険特約	699
● 疾病入院特約条件付保険特約	702
● 成人病入院特約条件付保険特約	704
● ガン入院特約条件付保険特約	705
● 女性疾病入院特約条件付保険特約	706
● 特定高度障がい状態不担保特約	707
● 指定代理請求特約	709

● 別表（対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）	714
● 別表（対象となる疾病障がい状態）	716
● 別表（要介護状態）	724
● 別表（特定要介護状態および軽度要介護状態）	726

※ 新女性疾病入院特約(妻型)については新女性疾病入院特約をご覧ください。

※ 女性疾病短期入院特約(妻型)については女性疾病短期入院特約をご覧ください。

「ご確認いただきたい重要事項」および「ご契約のしおり」に記載のお取り扱いの範囲は、2025年4月1日現在のものであり、今後変更することがあります。

更新した特約および中途付加した特約についてのみ本冊子に記載されている特約条項が適用されます。

保険金、生活保障年金または給付金の支払いその他の給付を行う特約は、給付特約総則特約と同時に適用されますので、各特約条項をご参照いただく際には、給付特約総則特約の特約条項もあわせてご参照ください。

「目次」、「ご確認いただきたい重要事項」および「ご契約のしおり」では、『障害』を『障がい』と表記しています。なお、法令等で定められているものは障害と表記する場合があります。

(例) 高度障害保険金 ⇒ 高度障がい保険金

ご契約（更新・保障見直し）にあたって、ご確認いただきたい特に重要な事項をまとめております。

ぜひご一読いただき、担当者からの重要な事項に関する説明とあわせ、十分ご理解、ご確認いただいたうえで、お申し込みいただきますようお願いいたします。

(ページ)

● ご確認いただきたい重要事項

- ◆ 生命保険募集人について…………… 3
- ◆ 現在契約している他の保険契約の解約・減額等を前提とした
保障見直しのお申し込みについて…………… 4
- ◆ 現在のご契約内容の見直しをご検討の方へ…………… 5
- ◆ 申込書・告知書の記入について…………… 7
- ◆ 健康状態・職業などの告知義務について…………… 7
- ◆ 中途付加した特約の保障の責任開始時について…………… 10
- ◆ クーリング・オフ制度の不適用について…………… 10
- ◆ 保険金などを支払わない場合について…………… 11
- ◆ 解約時のお取り扱いについて…………… 13
- ◆ 被保険者によるご契約者への解約の請求について…………… 13
- ◆ 保険会社の業務又は財産の状況の変化による
保険金額等の削減について…………… 14
- ◆ 個人情報のお取り扱いについて…………… 15
- ◆ 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく
他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について…………… 17
- ◆ 生命保険契約者保護機構について…………… 21

ご確認いただきたい重要事項

生命保険募集人について

●保険契約締結（保障見直し手続き）の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結（保障見直し手続き）の「媒介」を行う場合は、保険契約（保障見直し）のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに、保険契約（保障見直し）は有効に成立します。

生命保険募集人が保険契約締結（保障見直し手続き）の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約（保障見直し）のお申し込みに対して承諾をすれば、保険契約（保障見直し）は有効に成立します。

●当社の生命保険募集人について

当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます。）は、お客さまと当社の保険契約締結（保障見直し手続き）の「媒介」を行う者で、保険契約締結（保障見直し手続き）の代理権はありません。したがって、保険契約（保障見直し）はお客さまからのお申し込みに対して当社が承諾したときに、有効に成立します。

現在契約している他の保険契約の解約・減額等を前提とした 保障見直しのお申し込みについて

- 現在契約している他のご契約（当社以外で加入している保険契約を含みます。）の解約、減額等を前提に、保障見直しのお申し込みをご検討されている方へ
現在契約している他のご契約を解約、減額するときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。
 - ・ 多くの場合、解約返戻金は、お払い込みいただいた保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する契約者配当の請求権等を失う場合があります。
 - ・ 新たにお申し込みの保障見直しについて、被保険者の健康状態等によりお引き受けできない場合があります。
 - ・ 現在のご契約のままであれば、またはご契約を更新されていれば、保険金・給付金などをお支払いできる場合でも、保障見直しについての告知義務違反や責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺、責任開始時前の発病などにより、保険金・給付金などが支払われない場合があります。
 - ・ 現在契約している他のご契約を解約・減額された場合、更新されなかった場合などは、保障見直しのお取り扱いにかかわらず（例えば保障見直しにより中途付加した特約が解除となった場合においても）、元に戻すことはできません。
 - ・ 一般の保険契約と同様に告知義務があります。現在契約している他のご契約の解約・減額を前提とした保障見直しの場合は保障見直しの責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消または無効の規定等についても、保障見直しにあたっての詐欺の行為が適用の対象となります。よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、保障見直しのお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消・無効となることもありますので、ご留意ください。

現在のご契約内容の見直しをご検討の方へ

現在のご契約内容の見直しには、次のような方法がご利用いただけます。

	保障内容変更	特約中途付加	追加契約
特長	ご契約の保障内容や保険期間を総合的に変更することができます。	ご契約の保障内容や保険期間は変えずに、特約を中途付加することができます。	ご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。
しくみ	当社のご契約に付加されている特約の解約または減額と同時に新たな特約の付加を行う方法です。	当社のご契約に特約を新たに付加して保障を広げる方法です。	ご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。ご契約は2件になります。
図解			
現在のご契約は	継続します。ただし、すでに付加されている特約の全部または一部の消滅を伴います。	継続します。	継続します。
保険料	保障内容変更日の直前の年単位の契約応当日（保障内容変更日と年単位の契約応当日が一致する場合はその保障内容変更日）における被保険者の年齢と、保障内容変更日における保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、すでに付加されている特約の減額後の保険料に加えてお支払い込みいただきます。	中途付加日の直前の年単位の契約応当日（中途付加日と年単位の契約応当日が一致する場合はその中途付加日）における被保険者の年齢と、中途付加日における保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお支払い込みいただきます。	新しい保険の契約日における被保険者の年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお支払い込みいただきます。

- ・ご契約の種類や内容によっては、ご利用できない場合や所定の条件を満たすことが必要になる場合があります。
- ・ご契約内容の見直し後の保険料は、ご利用する方法によって異なります。
- ・いずれの方法をご利用いただく場合も、あらためて告知または診査が必要になります。健康状態によってはご利用できない場合もあります。
- ・詳しくは当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにおたずねください。

申込書・告知書の記入について

申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください。

- ご記入後は内容を十分お確かめのうえで、ご署名（ご契約者が法人の場合はご署名、押印）をお願いします。
- ご契約（保障見直し）後の諸手続きにあたって、申込書の名義欄の筆跡と照合し、本人確認を行う場合があります。

健康状態・職業などの告知義務について

●告知の重要性について

ご契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務があります。生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。

したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件でご契約（保障見直し）されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約（保障見直し）にあたっては過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。診査医扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなく告知してください。

●告知の方法について

<医師の診査を受けていただくご契約（保障見直し）の場合>

当社の指定した医師が、被保険者の傷病歴（傷病名、治療期間等）等についておたずねしますので、その医師に口頭により告知してください。この場合、告知していただいた内容を医師が「告知書」に記入しますので、ご確認のうえご署名ください。また、被保険者ご自身でご記入いただく部分については、「告知書」にありのままをご記入ください。

<医師の診査を受けていただかないご契約（保障見直し）の場合>

被保険者ご自身で、当社所定の「告知書」にありのままをご記入ください。勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく場合等も同様のお取り扱いとなります。

●傷病歴・通院事実等を告知された場合

傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。

ご契約（保障見直し）のお引き受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定といたします。

- ・無条件でご契約（保障見直し）をお引き受けする。
- ・今回のご契約（保障見直し）をお断りする。
- ・特別な条件（条件付保険特約による保険料の割り増し（特別保険料領収法）、保険金・給付金の削減（保険金削減支払法）、特定疾病・部位の不払（特定疾病・部位不払法）等）を付けてご契約（保障見直し）をお引き受けする。

※傷病歴等がある方への引受対応について

当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまの身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。傷病歴等がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引き受けすることがあります（お引き受けできないことや、特別保険料領収法、保険金削減支払法、特定疾病・部位不払法等の特別な条件を付けてお引き受けすることもあります。）。

●正しく告知されなかった場合のデメリットについて

告知していただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（復活または特約の更新があった場合は、復活日と更新前の特約の責任開始の日のいずれか遅い日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保障見直しにより中途付加した特約を、解除することがあります。

（例）告知時点において胃潰瘍の治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合には、特約は解除されることがあります。

- ・責任開始の日または復活日から2年を経過していても、保険金や給付金等の支払事由または保険料払込免除の事由が2年以内に発生していた場合（責任開始時に原因が生じていたことにより、保険金や給付金等が支払われない場合または保険料のお払い込みが免除されない場合を含みます。）は、特約を解除することがあります。
- ・特約を解除する場合には、たとえ保険金や給付金等の支払事由が発生していたとしても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込免除の事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません。ただし、「保険金や給付金等の支払事由または保険料払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金や給付金等をお支払いすることや保険料のお払い込みを免除することがあります。
- ・告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社は特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社は特約を解除することができます。

- 特約を解除した場合には、解約の際にお支払いする払いもどし金があれば、その金額をご契約者にお支払いします。
- 上記の特約を解除する場合以外にも、特約の締結状況等により保険金や給付金等をお支払いできないことまたは保険料のお払い込みを免除できないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消または無効を理由として、保険金や給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消または無効となる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

●傷病歴等のある方への引受範囲を拡大した商品について

当社では、医師による診査を必要とせず、簡易な告知によりお申し込みいただける商品を販売しておりますので、ご検討ください。

●告知が必要な場合について

ご契約（保障見直し）されるときのほか、次の場合にも告知が必要です。お申し込み内容によっては診査も必要となります。

- ご契約を復活される場合
- 更新後の特約に健康自慢を付加される場合
- 特約の型を変更される場合 等

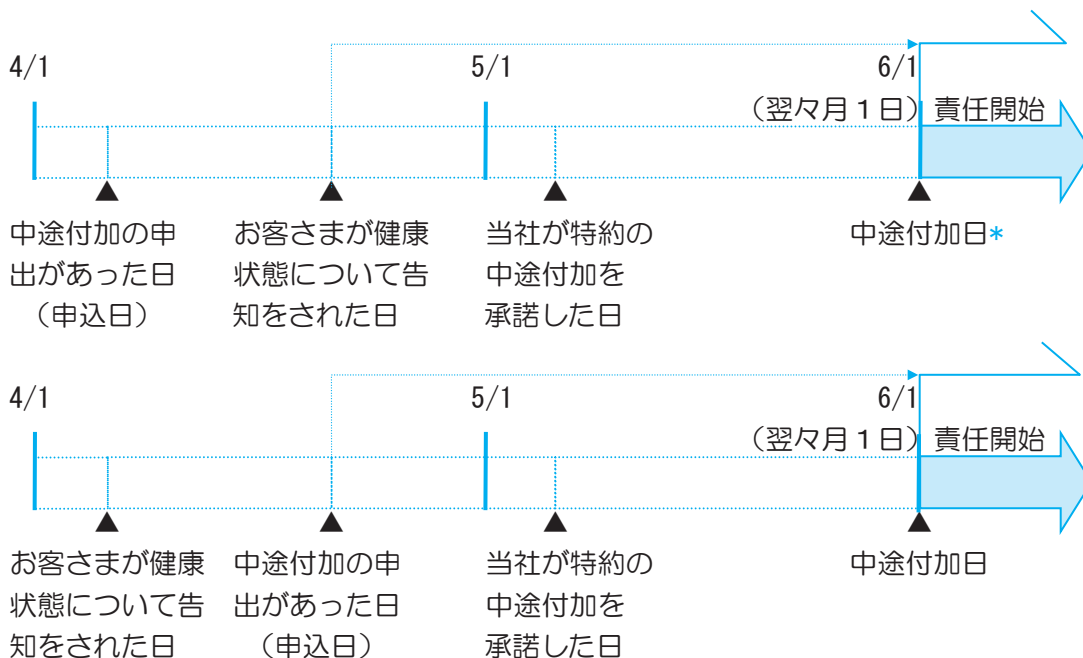
上記の場合にも、告知義務違反があったときには、ご契約または特約を解除することがあります。

<ご注意>

- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（募集代理店を含みます。）には告知受領権がないため、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことになりませんので、ご注意ください。
- 当社は、申込書・告知書および医師の診査書等によって、ご契約（保障見直し）等をお引き受けできるかどうか決定いたします。
- 当社の担当職員または当社で委託した確認会社の確認担当者が、ご契約（保障見直し）等のお申し込み後または保険金や給付金等のご請求および保険料払込免除のご請求の際、ご契約（保障見直し）等のお申込内容またはご請求内容等について確認を行う場合があります。

中途付加した特約の保障の責任開始時について

お申し込みいただいた新しい特約の中途付加について、当社がお引き受けすることを承諾した場合には、その特約の中途付加のお申し出があった時（告知前にお申し出があった場合は告知の時）の翌々月1日から、新しい特約についての保険契約上の責任を負います。



* 中途付加日

保障内容変更の場合は、保障内容変更日といえます。

クーリング・オフ制度の不適用について

特約の更新および保障見直し制度は、すでにご加入いただいたご契約の内容の変更にあたるため、お申し込みの撤回または更新・中途付加された特約の解除のお取り扱いはできませんのでご注意ください。

保険金などを支払わない場合について

死亡保険金、高度障がい保険金などの保険金等の支払事由が生じても、次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。

1. 免責事由に該当した場合

- ・責任開始の日（復活が行われた場合は最終の復活の際の責任開始の日）からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき
- ・ご契約者の故意によるとき
- ・死亡保険金受取人の故意によるとき など

※詳しくは、後述の「ご契約のしおり」をご覧ください。

2. 重大事由による解除の場合

- ・次のような事由に該当し、ご契約または特約が解除されたとき
 - （ア）ご契約者または保険金等の受取人が、保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - （イ）保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - （ウ）保険契約の重複により給付金等の合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - （エ）ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力* に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係* があると認められるとき

* 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

* 社会的に非難されるべき関係

反社会的勢力に対する資金等の提供・便宜の供与や反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者または保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

- （オ）上記（ア）～（エ）のほか、当社のご契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする上記（ア）～（エ）と同等の重大な事由があるとき

3. 告知義務違反による解除の場合

- ・お申し込みの際に告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が解除されたとき

4. ご契約の失効の場合

- ・保険料のお払い込みがなかったため、ご契約が効力を失ったとき

5. 詐欺による取消または無効、不法取得目的による無効の場合

- ・詐欺によってご契約または特約が締結または復活されたことにより、ご契約または特約が取消または無効とされたとき
- ・保険金・給付金等を不法に取得する目的または他人に保険金・給付金等を不法に取得させる目的をもってご契約または特約が締結または復活されたことにより、ご契約または特約が無効とされたとき

＜ご注意＞

- 特約の更新が行われた場合、更新前の特約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺については更新後の特約の保険金等をお支払いできません。
- 重大事由によりご契約または特約を解除した場合で、前頁2.の(ア)～(オ)に定める事由の発生時以後に保険金等の支払事由または保険料払込免除の事由が生じたときは、保険金等のお支払いまたは保険料のお払い込み免除を行いません（(エ)の事由にのみ該当した場合で、(エ)に該当したのが保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、(エ)に該当した受取人にお支払いすることとなっていた保険金等を除いた額を、他の保険金等の受取人にお支払いします。）。すでに保険金等をお支払いしていたときには、当社はその返還を請求し、また、すでに保険料のお払い込みを免除していたときには、その保険料のお払い込みがなかったものとして取り扱います。
- 告知義務違反によりご契約または特約を解除した場合、保険金等の支払事由または保険料払込免除の事由が発生していても、保険金等をお支払いすることまたは保険料のお払い込みを免除することはできません。
- 責任開始時（復活または特約の中途付加が行われたときはその責任開始時）前に生じた傷害・疾病を原因として責任開始時以後に所定の高度障がい状態に該当した場合や入院された場合などは、保険金等のお支払いまたは保険料のお払い込み免除をできないことがあります。
※ただし、次のような場合には、責任開始時に生じた原因を責任開始時以後に生じたものとみなしてお取り扱いします。
 - (ア) 責任開始時に生じた原因について、当社が告知等により知ったうえでご契約（復活または特約の中途付加が行われたときはその復活またはその特約の中途付加）をお引き受けした場合
 - (イ) 責任開始時に生じた原因について、被保険者が責任開始時に医師の診療を受けられたこと等がなく、かつ、ご契約者または被保険者が責任開始時に認識または自覚されていなかった場合
 - (ウ) 責任開始の日（復活または特約の中途付加が行われたときはその責任開始の日）からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始された場合または手術を受けられた場合
- 詐欺によりご契約または特約が取消または無効とされた場合や、保険金・給付金等の不法取得目的によりご契約または特約が無効とされた場合、すでにお払い込みいただいた保険料を払いもどしません。
- 保険金等をお支払いできる場合やお支払いできない場合の具体的な事例については、後述の「＜参考＞保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の具体的な事例」をご覧ください。

解約時のお取り扱いについて

生命保険では、お払い込みいただいた保険料を預貯金のようにそのまま積み立てるのではなく、その一部は毎年の死亡保険金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費にあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が、解約の際に払いもどされます。

したがって、解約返戻金額は、多くの場合お払い込みいただいた保険料の累計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後または特約の更新・中途付加後しばらくの間は、保険料の大部分が死亡保険金等のお支払いや、販売、診査、保険証券作成などの経費にあてられますので、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。解約返戻金額は、保険の種類、契約年齢または更新日・中途付加日における被保険者の年齢、保険期間、経過年数などによって異なります。

- ・効力のなくなったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。
- ・主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に消滅します。

各種特約の解約返戻金額は、特約の種類、経過年数などによって異なりますが、多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。

※詳しくは、後述の「ご契約のしおり」をご覧ください。

被保険者によるご契約者への解約の請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①ご契約者または保険金等の受取人が、当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等の支払事由を発生させた場合、または発生させようとした場合
- ②保険金等の受取人が、ご契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った場合、または行おうとした場合
- ③上記①②のほか、被保険者のご契約者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

<ご注意>

- 被保険者による解約の請求は、当社に対してではなく、ご契約者に対して行ってください。

保険会社の業務又は財産の状況の変化による 保険金額等の削減について

保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約（保障見直し）時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約（保障見直し）時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

※生命保険契約者保護機構については、後述の「生命保険契約者保護機構について」をご覧ください。

個人情報のお取り扱いについて

●個人情報保護基本方針について

当社ホームページ（<https://www.taiju-life.co.jp/>）で、当社の「個人情報保護方針」をご確認いただけます。

●犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認について

当社では、保険契約の締結等の際、ご契約者の本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容等を確認しております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムの資金隠しに利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、お取引引き時に確認いたしましたお客さまの情報に変更があった場合は、当社までご連絡ください。

●米国法「外国口座税務コンプライアンス法」に基づく確認について

<FATCAとは>

「外国口座税務コンプライアンス法」（以下「FATCA*」といいます。）は、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、お客さまが米国納税義務者であるかを確認すること等を求める米国の法律です。

<米国納税義務者であるかの確認>

当社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、保険契約の締結等の際、当社所定の書面により、所定の米国納税義務者であるかをご契約者等に自己申告していただく方法で確認しています。ご契約者等が所定の米国納税義務者であるかを確認するため、各種証明書類（運転免許証、パスポート、登記簿謄本等の公的証明書等）をご提示またはご提出いただく場合があります。

<米国納税義務者に該当する場合>

ご契約者等が次のような所定の米国納税義務者に該当する場合、米国内国歳入庁（IRS）宛にご契約情報等の報告を行います。このため、ご契約者等より所定の書類をご提出いただくほか、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

個人契約の場合	米国市民（米国籍）、米国居住者*
法人契約の場合	米国法人、米国以外で設立された金融機関、米国人所有の外国事業体* 等

なお、ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、米国納税義務者に該当することとなった場合または該当しなくなった場合は、当社までご連絡ください。

*FATCA

Foreign Account Tax Compliance Actの略。

* 米国居住者

一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数は、対象年度（1月から12月を1年度とし、自己申告される年月日が属する年度を対象年度とします。）の滞在日数にその前年の滞在日数の3分の1に相当する日数と前々年の滞在日数の6分の1に相当する日数を加えて計算します。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

* 米国人所有の外国事業体

米国民（米国籍）または米国居住者に該当する実質的支配者（個人）が一人以上いる事業体をいいます。例えば、法人において米国民（米国籍）または米国居住者に該当する個人が、25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。なお、過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体等一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

● 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に基づく確認について ＜非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度とは＞

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づいて、お客さまに氏名・住所（名称・所在地）、居住地国等を記載した届出書を、生命保険会社へご提出いただくことを義務付けるとともに、生命保険会社に、お客さまからご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、一定のご契約情報等を国税庁に報告することを義務付ける制度です。

新規届出書の提出にに応じていただけない、あるいは国税庁への報告に同意いただけない場合、生命保険会社は、生命保険契約の締結等を行わない場合があります。また、届出書に虚偽の記載を行った場合、新規届出書を提出されない場合には、罰則が科せられることがあります。

＜居住地国等の確認＞

当社では、居住地国等を確認するために、保険契約の締結やご契約者変更のお手続き等の際にお客さまから居住地国等を記載した届出書をご提出いただいています。

＜居住地国が租税条約等により報告が必要とされている所定の外国に該当する場合＞

ご契約者等の居住地国が租税条約等により報告が必要とされている所定の外国に該当する場合、国税庁にご契約情報等の報告を行います。また報告されたご契約情報等は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることになります。

ご契約期間中に、居住地国に異動があった場合は、当社までご連絡ください。

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、次のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

● 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」について

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する次頁の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申し込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する次頁の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活* 日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

* 復活

復活のほか、復旧のお取り扱いも含まれます。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。ご契約者または被保険者は、当社の定めるお手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定めるお手続きに従い、利用停止または

消去を求めることができます。これら各お手続きの詳細については、大樹生命お客さまサービスセンターまたはお近くの当社窓口にお問い合わせください。

- (ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- (イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- (エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- (オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名*、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額*
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額*
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

* 氏名

保険契約者が法人の場合は、法人の名称となります。

* 普通死亡保険金の金額

被保険者が死亡されたときにお支払いする保険金等の金額のことをいい、死亡生活保障年金の換算保障額を含みます。

* がん給付金の一時金額

次の保険金等の金額が該当します。

- ・障がい生活保障年金の換算保障額
- ・特定疾病保険金額
- ・障がい保険金額

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申し込みがあった場合、お申し込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記（2）～（7）に該当する主契約・特約が登録対象となります。

※その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

※「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（https://www.taiju-life.co.jp/personal/seiho/contract_detail.htm）をご確認ください。

● 「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する次頁の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は次頁のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定めるお手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定めるお手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。これら各お手続きの詳細については、大樹生命お客さまサービスセンターまたはお近くの当社窓口にお問い合わせください。

- （ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- （イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- （ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- （エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
- （オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名* および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

*** 死亡保険金等受取人の氏名**

死亡保険金等受取人が法人の場合は、法人の名称となります。

- ※ 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。
- ※ 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。
- ※ 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (https://www.taiju-life.co.jp/personal/seiho/payment_audit.htm) をご確認ください。

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等の際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^{（注1）}を超えていた契約を指します^{（注2）}。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$

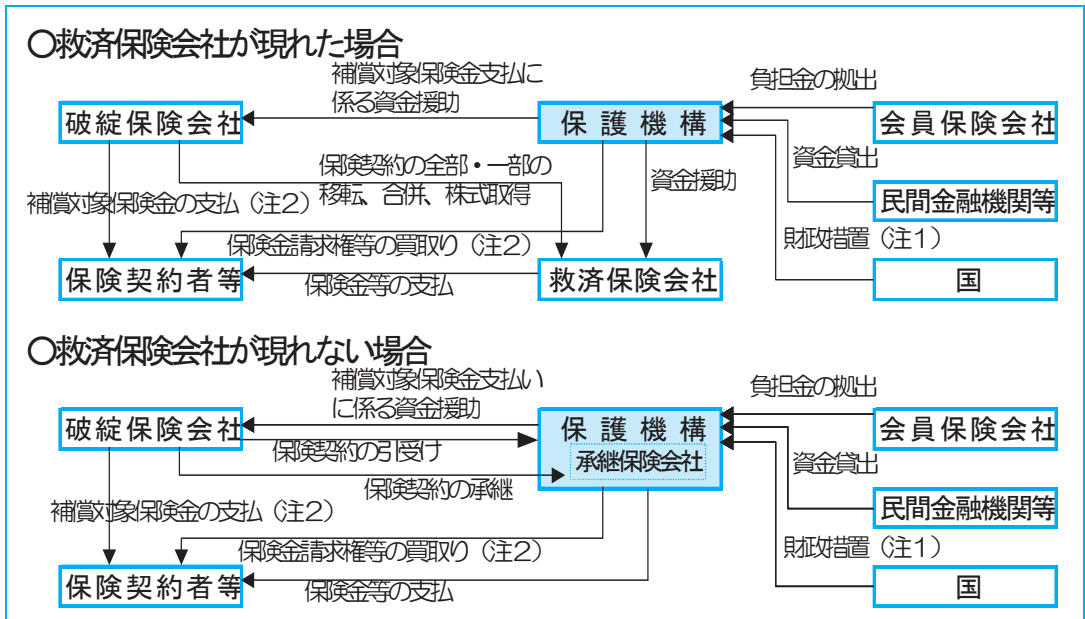
^{（注1）} 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

^{（注2）} 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等

において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

仕組みの概略図



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）。

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

ご契約のしおり

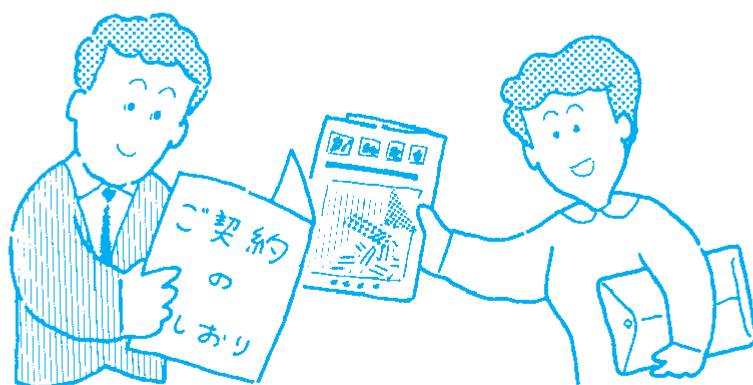
“ご契約のしおり”は、ご契約（更新・保障見直し）についての大切なことがらをわかりやすく説明したものです。

約款とあわせてぜひ一読され、ご契約（更新・保障見直し）内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

	(ページ)
● 主な保険用語のご説明	26
● 特約の更新について	28
● 保障見直し制度について	34
● 移行制度について	40
● 給付特約総則特約について	43
● 死亡・所定の高度障がい・所定の生前給付保障特約について	43
● 保険金等のお支払いについて	47
● 保険料のお払い込み免除について	52
● 高額保険契約に対する割り引きについて （契約日が2005年2月1日以前のご契約）	54
● 継続割引制度について（契約日が2005年3月1日以後のご契約）	55
● 健康自慢について	56
● リビング・ニーズ特約について	58
● 災害・医療保障特約について	65
● ご家族の保障について	77
● 保険金や給付金などをお支払いできない場合について	82
● 解約と解約返戻金について	87
● 代理請求人制度について	88
● 指定代理請求特約について	89
● 被保険者死亡後の給付金等の請求について	93
● 保険金支払などの際の保険料の精算について	94
● 生命保険と税金について	96
● お手続きに必要な書類について	100
● 大樹生命からのお願い	101
<参考> 疾病障がい状態の例	102
<参考> 保険金等をお支払いできる場合または お支払いできない場合の具体的事例	108

主な保険用語のご説明

- **約 款** ご契約についてのとりきめを記載したものです。
- **主 契 約
と 特 約** 普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容を更に充実させる目的や、保険料払込方法などについて主契約と異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加するものです。
- **保 険 証 券** ご契約の保険金額や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。
- **契 約 者** 当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料払込義務など）を持つ人のことをいいます。
- **被 保 険 者** その人の死亡・疾病・傷害などが保険の対象となる人のことをいいます。
- **保 険 金
受 取 人** 保険金を受け取る人のことをいいます。
- **保 険 金** 被保険者が死亡されたとき、所定の高度障がい状態・所定の要介護状態・所定の特定要介護状態・所定の障がい状態・特定疾病に罹患し所定の状態に該当したときなどにお支払いするお金のことです。
- **生 活 保 障
年 金** 被保険者が死亡されたとき、所定の高度障がい状態・所定の要介護状態・所定の障がい状態・特定疾病に罹患し所定の状態に該当したときから所定の年数お支払いする年金のことです。
- **契 約 者
配 当 金** 毎年の決算により積み立てた契約者配当準備金の中から、ご契約者にお支払いするお金のことです。ただし、決算実績によっては、お支払いできない場合もあります。
- **積 立
配 当 金** 利息を付けて積み立てた契約者配当金のことです。
- **給 付 金** 所定の軽度要介護状態のとき、災害により身体に障がいが生じたとき、災害や疾病により入院されたときおよび退院後に通院されたときまたは手術を受けられたときなどにお支払いするお金のことです。
- **保 険 料** ご契約者にお払い込みいただくお金のことです。



- **告知義務と告知義務違反** ご契約者と被保険者は、ご契約（保障見直し）のお申し込みや復活をされるとき等に、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことについて当社にご報告いただく義務がありますが、これを「告知義務」といいます。その際に、事実が告げられなかったり、故意に事実を曲げて告げられたときには、当社は告知義務違反としてご契約（特約）を消滅させること（解除）ができます。

- **診 査** 診査医扱のご契約（保障見直し）を申し込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をすることをいいます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法等もあります。

- **契約年齢** 契約日における被保険者の年齢をいいます。また、被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については6か月以下のものは切り捨てますが、6か月を超えるものは切り上げます。なお、ご契約後の被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加えて計算します。
(例) ご契約時に44歳7か月の被保険者の契約年齢は45歳となります。

- **責任開始時と責任開始の日** ご契約の締結（保障見直し手続き）または復活にあたって、保障が開始される時を責任開始時といい、復活が行われた契約においては、最終の復活の際の責任開始時とします。なお、責任開始時を含む日を責任開始の日といいます。
保障見直しの場合は、特約の中途付加のお申し出があった時（告知前にお申し出があった場合は告知の時）を含む月の翌々月1日となり、その日を中途付加日（保障内容変更日）といいます。

- **契 約 日** 契約年齢や保険期間などの計算の基準となる日をいい、ご契約を締結した際の責任開始の日を含む月の翌月1日となります。

- **契 約 応 当 日** 契約日後にむかえる契約日に対応する日のことをいいます。また、月単位・半年単位・年単位の契約応当日といったときは、月・半年・年ごとの契約日に対応する日をさします。

- **更 新 日** 特約が更新される場合の、更新前の特約の保険期間満了の日の翌日のことをいいます。

- **払込期月** 契約応当日を含む月の初日から末日までをいいます。

- **積立金** 主契約部分に積み立てられる金額をいいます。

- **適用利率と基準利率** 主契約の積立金を計算する際の基準となる利率を適用利率といいます。適用利率は、契約応当日の前々月の基準利率に、毎年見直されます。ただし、最低基準利率を下回ることはありません。

- **責 任 準 備 金** 将来の保険金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。

- **失 効** 特約が付加されているご契約で猶予期間中に保険料のお払い込みがなかったため、ご契約の効力が失われることです。

- **解 約 返 戻 金** ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお払いもどしのお金のことです。

特約の更新について

定期保険特約等は、特約の保険期間満了の日の2週間前までにご契約者からご希望にならない旨のお申し出がない限り、特約の保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。この場合、医師による診査や告知は不要です。

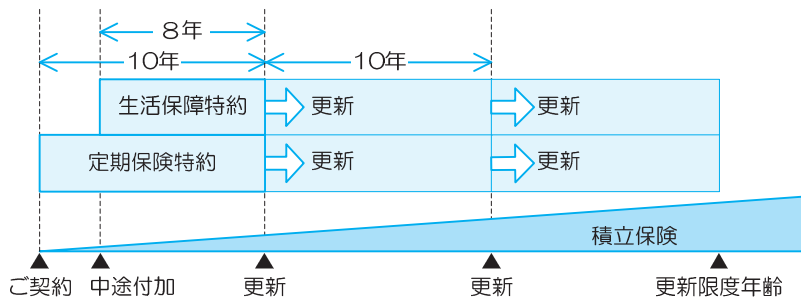
※主たる保険契約の約款上の名称は「3年ごと利差当付利率変動型積立保険」で、以下「主契約」または「積立保険」といいます。また、「3年ごと利差配当付利率変動型積立保険普通保険約款」を「主約款」といいます。

●更新後の特約の保険期間について

原則として、更新前と同一とします。

ただし、更新型の特約がすでに付加されているご契約に更新型の特約を中途付加した場合などは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は異なることがあります。

＜生活保障特約を中途付加した場合＞



上記ご契約の場合、生活保障特約の更新後の保険期間は10年になります。

また、更新後の特約の保険期間が、次の契約応当日を越えるときは、その契約応当日の前日までとします。

＜定期保険特約、生活保障特約、介護生活保障特約、ウェルガード生活保障特約および災害割増特約の更新型の特約＞

- ・主契約の被保険者の年齢が更新限度年齢* となられる契約応当日。

*更新限度年齢

特約を自動的に更新する際の限度となる年齢として、ご契約者に指定していただく年齢をいいます。

＜特定損傷特約＞

- ・主契約の被保険者の年齢が60歳となられる契約応当日。

＜ファミリー保障特約、新女性疾病入院特約（妻型）、女性疾病短期入院特約（妻型）、ファミリー入院初期費用給付特約、ファミリー短期入院特約およびファミリー通院給付特約＞

- ・主契約の被保険者の年齢または妻型もしくは妻子型の場合における妻の年齢が80歳となられる契約応当日。

<その他の特約>

- ・主契約の被保険者の年齢が80歳とされる契約当日。

●更新後の特約の保険金額等について

更新後の特約の保険金額、年金額、給付金額および給付日額は、原則として、更新前と同一とします。

●更新限度年齢の変更

更新限度年齢は、次の条件を満たしている場合に変更することができます。

- ・ご契約後2年以上経過していること
- ・すでに指定している更新限度年齢までの残存期間が5年以上であること
- ・変更時点の被保険者の年齢が、65歳以下であること
- ・更新限度年齢の変更の対象となる特約について、その特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、すでに指定している更新限度年齢未満であること
- ・更新型の定期保険特約と、全期型で生活保障タイプの生活保障特約または介護生活保障特約が、重複して付加されていないこと

保険料払込免除特約が付加されている場合には、変更にあたって、あらためて告知または診査が必要となります。また、保険料が変更されることがあります。

●更新時のお取り扱いについて

①更新後の特約の保険期間の変更

当社が定める範囲内で、更新後の特約の保険期間を変更することができます。

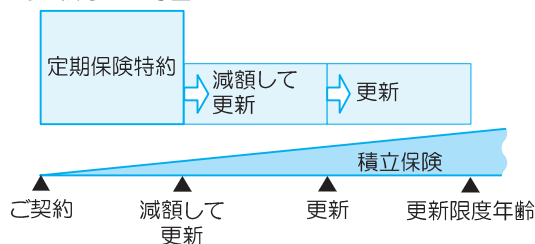
保険期間の変更は、更新型の特約のまま更新後の保険期間を変更する方法と全期型の特約に変更する方法のいずれかをお選びいただきます。全期型の特約に変更された場合、以後の更新はありません。

②更新後の特約の保険金額等の減額

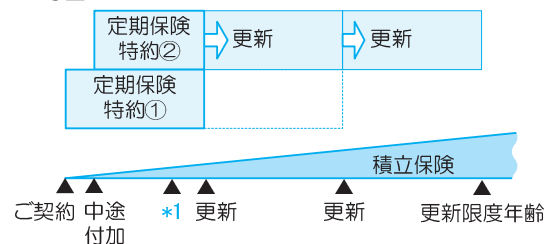
当社が定める範囲内で、更新後の特約の保険金額、年金額、給付金額および給付日額を減額することができます。

この場合、減額した特約の更新後の保障は小さくなります。

<ご契約の際に付加した特約を減額して更新する場合>



<増額した特約のうち一部を更新しない場合>



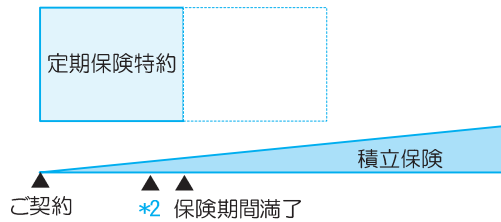
*1 定期保険特約①を更新しない旨のお申し出

● 特約を更新しない場合について

保険期間満了の日の2週間前までに、ご契約者からご希望にならない旨のお申し出があれば、全部または一部の特約を更新しないことができます。

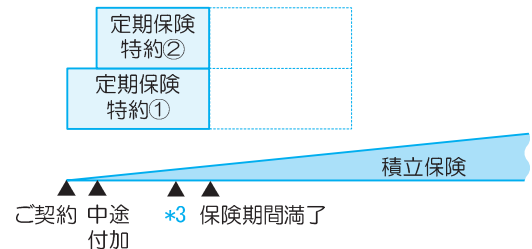
この場合、保険期間満了後、更新しなかった特約の保障はなくなります。

＜ご契約の際に付加した特約を
更新しない場合＞



*2 定期保険特約を更新しない旨のお申し出

＜増額した特約の全部を更新しない場合＞



*3 定期保険特約①②を更新しない旨のお申し出

● 更新後の特約の第1回保険料のお払い込みについて

更新後の特約の第1回保険料は、主契約およびその他の特約の保険料とあわせて更新日を含む月にお払い込みいただきます。また、払込期月中にご都合がつかない場合のために、その翌月初日から末日まで猶予期間を設けています。

第1回保険料のお払い込みがない場合は、ご契約は効力を失い、保険金・給付金などのお支払いができなくなります。

※なお、積立保険の解約返戻金額の範囲内であれば、保険料が積立保険から充当される積立金からの自動取崩払込の制度があります。

● 前月分保険料のお払い込みがない場合について

更新日の前月分までの保険料のお払い込みがなく、自動取崩払込も行われない場合、ご契約は効力を失います。また、特約は更新されなかったものとしてお取り扱いします。

● 更新後の特約の保険料および特約条項について

更新後の特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により計算します。したがって、更新後の特約の保険料は更新前の特約の保険料に比べ、通常高くなります。

更新後の特約のご契約内容については、更新日における特約条項が適用されます。

● 更新後の保険証券について

更新後の特約については、新たな保険証券は交付しません。

●健康自慢のお取り扱いについて

<更新前の特約に健康自慢が付加されている場合>

健康自慢は更新のお取り扱いはありません。したがって、更新前の特約に健康自慢を付加されていても、更新後の特約の保険料には「健康体料率」は適用されません。

<更新後の特約に健康自慢を付加される場合>

所定の条件を満たしている場合、更新後の特約に健康自慢を付加することができます。この場合、あらためて告知または診査が必要となります。詳しくは、後述の「健康自慢について」をご覧ください。

●頭金制度について

<更新前の特約に頭金制度をご利用されている場合>

更新前の特約に頭金制度をご利用されている場合でも、更新後の特約は原則として主契約と同一の保険料払込方法で更新されます。

<更新後の特約に頭金制度をご利用される場合>

次の特約は、更新後の特約に対して頭金制度をご利用いただくことができ、毎回の保険料のご負担を小さくすることができます。

- | | | |
|---------------|---------|----------------|
| ◆定期保険特約 | ◆生活保障特約 | ◆介護生活保障特約 |
| ◆ウェルガード生活保障特約 | | ◆介護保障特約（定期タイプ） |

<ご注意>

- 特約の更新と同時に次の①および②の更新型の特約を減額する場合、次の①～③の特約の特約保険金額等* の合計額が 500万円未満* となる減額はお取り扱いできません。

①	<ul style="list-style-type: none"> ◆定期保険特約 ◆新介護保障特約 ◆ナイスリー特約（定期タイプ） ◆ウェルガード特約（定期タイプ） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護保障特約（定期タイプ） ◆セイバー特約（定期タイプ） ◆新ナイスリー特約
②	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活保障特約 ◆ウェルガード生活保障特約 	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護生活保障特約
③	<ul style="list-style-type: none"> ◆終身保険特約 ◆セイバー特約（終身タイプ） ◆ウェルガード特約（終身タイプ） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護保障特約（終身タイプ） ◆ナイスリー特約（終身タイプ）

* 特約保険金額等

②の特約については、特約年金額をもとに所定の換算方法により算出した金額とします。

* 500万円未満

特約の更新と同時にない場合、上記①～③の特約の特約保険金額等の合計額が 1,000万円未満となる減額、または、上記③の特約の特約保険金額の合計額が200万円未満となる減額はお取り扱いできません。

ただし、更新型の特約の減額と同時に新しい特約を中途付加した場合は、保障内容変更のお取り扱いとなります。詳しくは、後述の「保障見直し制度について」をご覧ください。

- 次の特約に条件付保険特約が付加されている場合は、それぞれの特約は更新できません。ただし、保険金削減支払法のみが適用されている場合で、更新時に削減期間を経過しているときを除きます。

<ul style="list-style-type: none"> ◆定期保険特約 ◆介護生活保障特約 ◆介護保障特約（定期タイプ） ◆ナイスリー特約（定期タイプ） ◆新介護保障特約 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活保障特約 ◆ウェルガード生活保障特約 ◆セイバー特約（定期タイプ） ◆ウェルガード特約（定期タイプ） ◆新ナイスリー特約
---	---

＜ご注意＞

- 各入院特約、入院初期費用給付特約または通院給付特約に条件付保険特約が付加されている場合は、次のとおり取り扱います。

＜2003年11月1日以前に締結した特約の場合＞

条件付保険特約が付加されている特約は更新できません。ただし、特定疾病・部位不払法のみが適用されている場合で、更新時に不払期間を経過しているときを除きます。なお、不払期間を経過して特約が更新されるときは、更新後の特約には特定疾病・部位不払法は適用されません。

＜2003年12月1日以後に締結または更新した特約の場合＞

①特別保険料領収法が適用されている場合

更新前と同一条件で更新するものとし、更新後の特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後の特約の保険期間により計算します。

②特定疾病・部位不払法が適用されている場合

更新時に不払期間を経過しているときは、更新後の特約には特定疾病・部位不払法は適用されません。

不払期間を全期間とする場合は、更新前と同一条件で更新するものとします。

- 条件付保険特約が付加されているため更新できない特約でも、保険期間満了の際に同一の特約の中途付加をお申し込みいただくことができます。この場合、あらかじめ告知または診査が必要となります。

- 特約が更新された場合には、入院日数や告知義務違反による解除のときの期間の計算などについては、更新前と更新後の特約の保険期間を継続したものとしてお取り扱いします。

- 次の①～③のお支払い限度の規定の適用にあたっては、更新前と更新後の特約のお支払いを通算します。なお、特約保険金額等の増額によって同一の特約が複数付加されている場合は、それぞれの特約について更新前と更新後の特約のお支払いを通算します。

①障がい給付金の支払割合

②軽度介護給付金・特定損傷給付金・入院初期給付金の支払回数

③各入院給付金・各長期療養給付金・各短期入院給付金・通院給付金の給付日数

- お払い込みいただく保険料の合計額が月払換算 3,000円未満となる更新時の減額等のお取り扱いはできません（継続割引後も月払換算 3,000円以上であることが必要です。）。

ただし、保険金のお支払いや更新限度年齢到達等によって特約が消滅した場合は、お払い込みいただく保険料の合計額が月払換算1,000円以上あることが必要です。

保障見直し制度について

保障見直し制度をご利用いただくことにより、お客様のライフサイクルにあわせて保障内容を見直すことができます。

保障見直し制度について

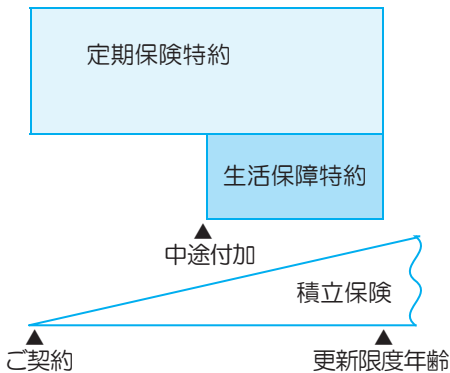
●保障見直しの方法について

保障見直し制度には、次の方法があります。

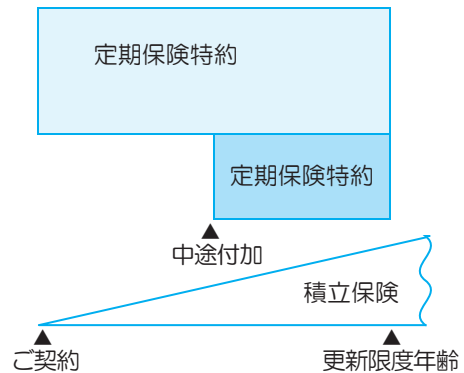
①特約の中途付加

現在のご契約の保障内容や保険期間をかえずに、新しい特約を中途付加することができます。この場合、中途付加条項が適用されます。

＜新しい保障を付加する場合＞

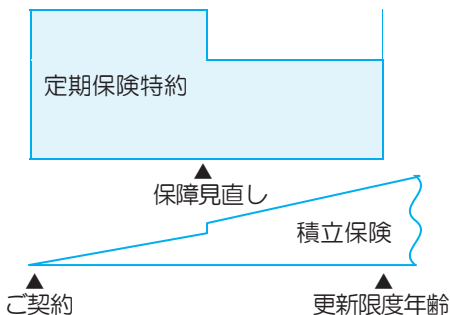


＜すでにある保障の保障額を増やす場合＞



②特約減額・特約解約

すでに付加されている特約を解約または減額して、その解約や減額の際の責任準備金額を積立金に充当することができます。



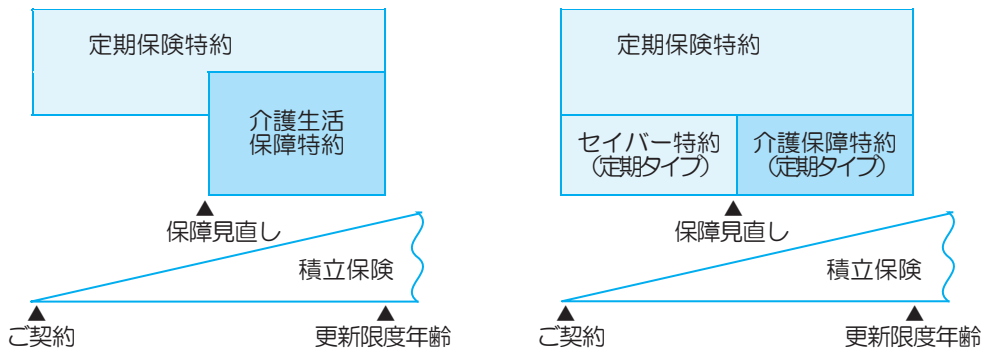
③保障内容変更

すでに付加されている特約の解約または減額と同時に、新しい特約を中途付加することで、現在のご契約の保障内容や保険期間等を変更することができます。この場合、保障内容変更特約が適用されます。

なお、すでに付加されている特約の解約または減額の際、責任準備金額を積立金に充当することができます。

＜定期保険特約を減額して、
介護生活保障特約を付加する場合＞

＜セイバー特約を解約して、
介護保障特約を付加する場合＞



※更新型の特約について、更新時の減額または更新しない旨のお申し出と同時に、新しい特約を中途付加した場合も保障内容変更のお取り扱いとなります。

※次の特約を解約または減額する際、積立金に充当する責任準備金はありません。

- | | |
|-----------------|------------------|
| ◆新介護保障特約 | ◆新ナイスリー特約 |
| ◆災害入院特約（終身型） | ◆疾病入院特約（終身型） |
| ◆短期入院特約（終身型） | ◆入院初期費用給付特約（終身型） |
| ◆成人病入院特約（終身型） | ◆成人病短期入院特約（終身型） |
| ◆新ガン入院特約（終身型） | ◆ガン短期入院特約（終身型） |
| ◆新女性疾病入院特約（終身型） | ◆女性疾病短期入院特約（終身型） |
| ◆通院給付特約（終身型） | ◆保険料払込免除特約 |

●保障内容変更特約によるお取り扱いについて

新しい特約をお引き受けすることを当社が承諾した場合には、現在の特約は、新しい特約の中途付加と同時に解約または減額されます。

●保障内容変更のお取り扱いをしない場合について

保障内容変更後、次のような場合には、ご契約者からのお申し出により保障内容変更のお取り扱いはせず、現在の特約は消滅しなかったものとしてお取り扱いしますので、現在の特約をそのままご継続ください。

- ・新しい特約の責任開始時前に原因が生じていたこと（その原因が新しい特約の責任開始時以後に生じたものとみなされるときを除きます。）により、保険金等の支払事由に該当しなかったとき
- ・新しい特約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺により死亡保険金などをお支払いできないとき

- ・保障内容変更のお申し込みの際に告知していただいた内容が事実と相違して、当社が新しい特約を解除したとき
- ・新しい特約が錯誤などにより無効とされたとき

なお、新しい特約について、すでに保険金等が支払われている場合は、保障内容変更のお取り扱いはせず現在の特約は消滅しなかったものとするお取扱いはいたしません。

●特約の中途付加および保障内容変更の無効のお取り扱いについて

①次のいずれかの事由が生じた場合、特約の中途付加および保障内容変更は無効となります。

- ・新しい特約の中途付加日の前日または保障内容変更日の前日までの間に、積立保険の消滅事由が生じたとき
- ・新しい特約の責任開始時前に原因が生じていたことにより、所定の高度障がい状態または所定の障がい状態になったとき。ただし、その原因が新しい特約の責任開始時以後に生じたものとみなされるときを除きます。
- ・新しい特約の責任開始時前に生じた原因により、保険料払込免除特約による保険料払込免除の事由に該当したとき。ただし、特約の中途付加の際に、その原因について当社が知っていた場合やご契約者または被保険者が認識または自覚していなかった場合を除きます。
- ・保険料払込免除特約が付加されているご契約に特約の中途付加・保障内容変更を行った場合で、中途付加日または保障内容変更日からその日を含めて90日以内に乳ガンと診断確定されたとき

②次の事由が生じた場合、特約の中途付加および保障内容変更における特約の中途付加は無効となります。

- ・新しい特約の中途付加日の前日または保障内容変更日の前日までの間に、積立保険の被保険者の奥さまが死亡されたとき。

この場合、奥さまを被保険者とする新しい特約の中途付加のみ無効となります。

●新しい特約の第1回保険料のお払い込みについて

新しい特約の第1回保険料は、主契約の保険料のお払い込み方法（回数）および中途付加日または保障内容変更日に応じて、次の方法によりお払い込みいただきます。

①主契約が月払の場合

中途付加日または保障内容変更日を含む月の主契約の保険料に加えて、主契約の保険料と同時にお払い込みいただきます。なお、この期間中に第1回保険料のお払い込みのご都合がつかない場合のために、その翌月初日から末日まで猶予期間を設けています。

②主契約が年・半年払の場合で、中途付加日または保障内容変更日を含む月が年・半年単位の払込期月と一致するとき

中途付加日または保障内容変更日を含む月に主契約の保険料に加えて、主契約の保険料と同時にお払い込みいただきます。なお、この期間中に第1回保険料のお払い込みのご都合がつかない場合のために、その翌月初日から末日まで猶予期間を設けています。

③主契約が年・半年払の場合で、中途付加日または保障内容変更日を含む月が年・半年単位の払込期月と一致しないとき

中途付加日または保障内容変更日を含む月の前月末日までに、当社所定の方法で調整保険料*をお払い込みいただきます。

*調整保険料

今回の保険料払込期月の前月分までに相当する保険料をいいます。

※前頁①②について、第1回保険料のお払い込みがない場合は、新しい特約を含めご契約は効力を失い、保険金・給付金などのお支払いができなくなります。

なお、積立保険の解約返戻金額の範囲内であれば、保険料が積立保険から充当される積立金からの自動取崩払込の制度があります。

※上記③について、調整保険料のお払い込みがない場合は、特約の中途付加または保障内容変更の効力は発生しません。

●前月分保険料のお払い込みがない場合について

中途付加日または保障内容変更日の前月分までの保険料のお払い込みがない場合、積立保険は効力を失います。また、特約の中途付加または保障内容変更の効力は発生しません。なお、効力を失ったご契約の復活にあたっては、保障見直し制度をご利用いただく前のご契約内容で復活のお取り扱いをします。

●保障見直し後の保険証券について

保障見直し後の特約の名称を記載した新たな保険証券を交付します。

保険期間が終身の特約への変更について

すでに付加されている次の特約を、当社が定める範囲内で保険期間が終身の特約に変更することができます。

- | | | |
|-----------------------|-----------------|----------|
| ◆定期保険特約 | ◆介護保障特約（定期タイプ） | |
| ◆セイバー特約（定期タイプ） | ◆ナイスリー特約（定期タイプ） | |
| ◆ウェルガード特約（定期タイプ） | ◆災害入院特約 | ◆疾病入院特約 |
| ◆入院初期費用給付特約 | ◆短期入院特約 | ◆成人病入院特約 |
| ◆成人病短期入院特約 | ◆ガン入院特約 | ◆新ガン入院特約 |
| ◆ガン短期入院特約 | ◆女性疾病入院特約 | |
| ◆新女性疾病入院特約（妻型を除きます。） | | |
| ◆女性疾病短期入院特約（妻型を除きます。） | | ◆通院給付特約 |

※各入院特約等を保険期間が終身の特約に変更しても、お支払い限度（1入院・通算）や払いもどし金の有無には変更ありません（各入院特約（終身型）等とはお支払い限度や払いもどし金の有無が異なります。）。

例）疾病入院特約を保険期間が終身の特約に変更した場合

	疾病入院特約を保険期間が終身の特約に変更した特約	<参考> 疾病入院特約（終身型）
1回の入院につき	120日限度	90日限度
通算	700日限度	1095日限度
払いもどし金	あり	なし
保 険 期 間	終身	終身

<ご注意>

- 同一種類の特約の中途付加は前回中途付加日からその日を含めて1年以上経過していることが必要です。
- 保障内容変更および保険期間が終身の特約への変更は、契約日ならびに最終の復活日、中途付加日および保障内容変更日のうち、いずれか最も遅い日からその日を含めて2年経過後からお取り扱いします。
- 中途付加できる特約は、保障見直し制度ご利用時に中途付加をお取り扱いしている特約に限ります。
- 更新時に減額する更新型の特約および更新しない旨のお申し出があった特約について、減額または更新しない旨のお申し出と同時に同一の特約を中途付加することはできません。
- 新しい特約の中途付加と保障内容変更は、合計で1保険年度3回を限度とします。
- 新しい特約を中途付加する場合の保険期間は、当社が定める範囲内でお選びいただけます。
- 次の場合には、あらためて告知または診査が必要となります。
 - ・新しい特約を中途付加する場合
 - ・保険期間が終身の特約へ変更する場合で、変更前のご契約に「楽々名人」が付加されているとき
- 保険期間が終身の特約に変更された場合、変更後の特約には変更日（終身変更した特約の中途付加日）の特約条項が適用されます。
 なお、定期保険特約・介護保障特約（定期タイプ）・セイバー特約（定期タイプ）・ナイスリー特約（定期タイプ）・ウェルガード特約（定期タイプ）を保険期間が終身の特約に変更する場合、変更日の特約条項と中途付加条項が適用されます。

＜ご注意＞

- 保険期間が終身の特約に変更された場合、次の①および②のお支払い限度の規定の適用にあたっては、変更前と変更後の特約のお支払いを通算します。

①入院初期給付金の支払回数

②各入院給付金・各長期療養給付金・各短期入院給付金・通院給付金の給付日数

- 新しい特約または変更後の特約の保険料は、中途付加日もしくは保障内容変更日の直前の年単位の契約応当日または変更日における被保険者の年齢* と、中途付加日もしくは保障内容変更日または変更日における保険料率により計算します。したがって、現在の特約と新しい特約または変更後の特約では、保険料を計算する基礎率が異なる場合があります。

*被保険者の年齢

中途付加日または保障内容変更日と年単位の契約応当日が一致する場合は、中途付加日または保障内容変更日における被保険者の年齢とします。

- 新しい特約または変更後の特約以外の主契約または特約については、ご契約時の主約款またはご契約時もしくはその特約が中途付加された時の特約条項が適用されます。
- 保障見直し制度のお手続き中は積立金の一部取崩等、お取り扱いできないお手続きがあります。
- 次のいずれかの金額未滿となる特約の解約・減額または保障内容変更は、お取り扱いできません。

A：次の①～③の金額の合計額が 1,000万円

B：次の①の金額の合計額が 200万円

①次の特約の特約保険金額

◆終身保険特約	◆セイバー特約（終身タイプ）
◆介護保障特約（終身タイプ）	◆ウェルガード特約（終身タイプ）
◆ナイスリー特約（終身タイプ）	

②次の特約の特約保険金額

◆定期保険特約	◆介護保障特約（定期タイプ）	◆新介護保障特約
◆セイバー特約（定期タイプ）	◆ナイスリー特約（定期タイプ）	
◆新ナイスリー特約	◆ウェルガード特約（定期タイプ）	

③生活保障特約、介護生活保障特約およびウェルガード生活保障特約の特約年金額をもとに所定の換算方法により算出した金額

- お払い込みいただく保険料の合計額が月払換算 3,000円未滿となるお取り扱いはできません（継続割引後も月払換算 3,000円以上であることを必要とします。）。

※主約款の「特約が付加された場合の特則」に定めるお払い込みいただく保険料の合計額（払込保険料）に関する規定が適用されるため、特約の解約・減額等を行って月払換算3,000円未滿となる場合は主契約の保険料を増額するか他の特約を中途付加する等により月払換算3,000円以上とさせていただく必要があります。

移行制度について

終身保障移行制度について

- 終身保障移行制度（終身保障移行特約）とは
契約日からその日を含めて5年経過後のいずれかの年単位の契約応当日に、終身保障移行特約を付加することによって、積立保険を終身保障に移行することができます。
この制度を利用して終身保障に移行した場合、被保険者が死亡・所定の高度障がい状態になられたときに、死亡保険金または高度障がい保険金をお支払いします。
お支払いする特約保険金額は、移行時の積立金や積立配当金等をもとにして移行日における基礎率等（予定利率・予定死亡率等）に基づいて計算します。
なお、移行日は、契約日からその日を含めて5年経過後に到来する年単位の契約応当日のうち当社が定める範囲内の日とし、移行日からこの特約上の責任を負います。
- 移行にあたって
医師による診査を受けていただき、告知書を提出していただきます。
ただし、次の要件をすべて満たすときは医師による診査を省略することがあります。
 - ①特約保険金額が次のいずれか大きい金額以下であること
 - ・移行日の前日に消滅する定期保険特約等の特約保険金額等の合計額
ただし、条件付保険特約が付加されている定期保険特約等（保険金削減支払法のみが適用されている場合で、削減期間経過後の特約を除きます。）の特約保険金額等を除きます。
 - ・ 500万円
 - ②ご契約時に付加された定期保険特約等に条件付保険特約が付加されていないこと。
ただし、保険金削減支払法のみが適用されている場合で、削減期間を経過しているときを除きます。
- 終身保障移行制度をお取り扱いできない場合について
次の場合には、終身保障移行制度をお取り扱いできません。
 - ・積立保険の保険料のお払い込みが終了されているとき
 - ・移行日における被保険者の年齢が50歳未満または80歳を超えるとき
 - ・移行後の特約保険金額が当社の定める金額に満たないとき
 - ・任意積立保険料をお払い込みいただいた日、中途付加日または保障内容変更日からその日を含めて2年を経過していないとき
 - ・新介護保障特約・新ナイスリー特約・各入院特約（終身型）・入院初期費用給付特約（終身型）・通院給付特約（終身型）を付加している場合

● 終身保障への移行日以後のお取り扱いについて

- 定期保険特約等の付加されている特約は消滅します。
- 任意積立保険料のお払い込みはできません。
- 災害死亡保険金はお支払いしません。

＜ご注意＞

- 終身保障移行特約の責任開始時前に生じた傷害・疾病を原因として責任開始時以後に所定の高度障がい状態に該当した場合は、高度障がい保険金をお支払いできないことがあります。

※ただし、次のような場合には、責任開始時前に生じた原因を責任開始時以後に生じたものとみなしてお取り扱いします。

(ア) 責任開始時前に生じた原因について、当社が告知等により知ったうえで終身保障移行特約をお引き受けした場合

(イ) 責任開始時前に生じた原因について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けられたこと等がなく、かつ、ご契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚されていなかった場合

●年金払移行制度（年金払移行特約）とは

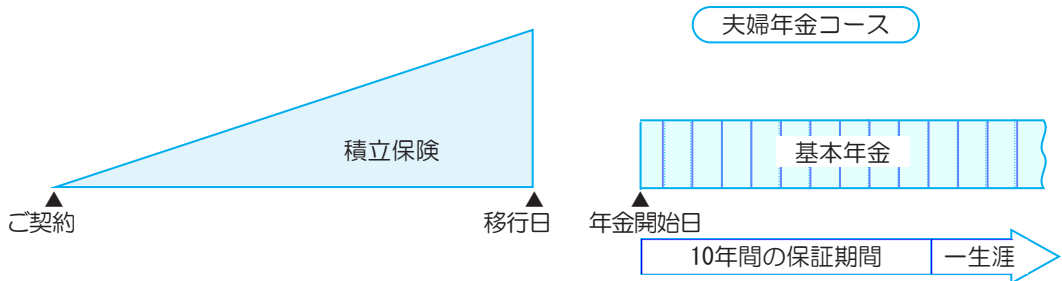
契約日からその日を含めて5年経過後のいずれかの年単位の契約応当日に、年金払移行特約を付加することによって、積立保険を年金払に移行することができます。

この制度を利用して年金払に移行した場合、解約返戻金や積立配当金等をもとにして年金開始日の基礎率等（予定利率等）に基づいて基本年金額を計算し、第1回の年金を年金開始日にお支払いし、第2回以降の年金を翌年の年金開始日の応当日以降年金支払期間に応じた毎年の応当日にお支払いしますので、老後の生活の安定を図ることができます。

なお、年金開始日は、契約日からその日を含めて5年経過後に到来する年単位の契約応当日のうち当社が定める範囲内の日とします。

夫婦年金コース（配偶者特約をご利用された場合）では、主契約の被保険者と配偶者のいずれかが年金支払日に生存している間、終身にわたり毎年、年金をお支払いします。

なお、最初の10年間の年金は保証されています。



●年金払移行制度をお取り扱いできない場合について

次の場合には、年金払移行制度をお取り扱いできません。

- ・年金開始日における被保険者の年齢が50歳に満たないとき
- ・基本年金額が当社の定める金額に満たないとき
- ・夫婦年金コースの場合は、ご夫婦の年齢差が15歳を超えるとき
- ・新介護保障特約、新ナイスリー特約、各入院特約（終身型）、入院初期費用給付特約（終身型）または通院給付特約（終身型）を付加している場合 等

●年金開始日以後のお取り扱いについて

- ・年金払移行後は、解約することはできません。

ただし、年金支払期間または保証期間における残存年金支払期間中の未払年金の全部について、その現価を前払いすることができます。この場合、確定年金については、年金の前払いが行われた時にこのご契約は消滅します。また、保証期間付終身年金については、保証期間中に被保険者が死亡されたときは、その死亡時にこのご契約は消滅します。なお、保証期間経過後の毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続してお支払いします。

- ・基本年金額を減額することはできません。
- ・定期保険特約等の付加されている特約は消滅します。
- ・任意積立保険料のお払い込みはできません。
- ・災害死亡保険金はお支払いしません。

給付特約総則特約について

この特約は、保険金、生活保障年金または給付金のお支払いその他の給付を行う特約（給付特約）を付加する場合に共通するとりきめを規定したものです。

この特約は、各給付特約と同時に適用されますので、各給付特約の特約条項をご参照いただく際には、この特約の特約条項もあわせてご参照ください。

※この特約の対象となる給付特約はこの特約の特約条項第2条をご覧ください。

死亡・所定の高度障がい・所定の生前給付保障特約について

●定期保険特約

被保険者が死亡されたときまたは所定の高度障がい状態になられたときに、保険金をお支払いします。

●終身保険特約

一生涯にわたって、被保険者が死亡されたときまたは所定の高度障がい状態になられたときに、保険金をお支払いします。

●生活保障特約

被保険者が死亡されたときまたは所定の高度障がい状態になられたときに、第1回生活保障年金をお支払いし、以後所定の期間、年金をお支払いします。

●介護生活保障特約

被保険者が死亡されたとき、所定の高度障がい状態になられたときまたは所定の要介護状態が180日継続したときに、第1回生活保障年金をお支払いし、以後所定の期間、年金をお支払いします。

●ウェルガード生活保障特約

（ウェルガード生活保障特約は、総合障がい生活保障特約の愛称です。）

被保険者が死亡されたとき、所定の高度障がい状態になられたとき、所定の要介護状態が180日継続したとき、疾病や不慮の事故による所定の障がい状態により支払事由に該当されたときまたは悪性新生物（ガン）・急性心筋梗塞・脳卒中に罹患し所定の状態に該当したときに、第1回生活保障年金をお支払いし、以後所定の期間、年金をお支払いします。

●介護保障特約

（介護保障特約は、介護保障定期保険特約および介護保障終身保険特約の愛称です。介護保障定期保険特約を介護保障特約（定期タイプ）、介護保障終身保険特約を介護保障特約（終身タイプ）と呼びます。）

被保険者が死亡されたとき、所定の高度障がい状態になられたときまたは所定の要介護状態が 180日継続したときに、保険金をお支払いします。

●新介護保障特約

（新介護保障特約は、新介護保障定期保険特約の愛称です。）

被保険者が所定の特定要介護状態に該当し、180日継続したときに、保険金をお支払いします。また、被保険者がこの特約の責任開始の日からその日を含めて 180日経過した日の翌日以後、所定の軽度要介護状態に該当し、180日継続したときに、特約保険金額の10%の給付金をお支払いします。

●セイバー特約

（セイバー特約は、疾病障がい保障定期保険特約および疾病障がい保障終身保険特約の愛称です。疾病障がい保障定期保険特約をセイバー特約（定期タイプ）、疾病障がい保障終身保険特約をセイバー特約（終身タイプ）と呼びます。）

被保険者が死亡されたとき、所定の高度障がい状態になられたときまたは所定の疾病障がい状態により支払事由に該当されたときに、保険金をお支払いします。

●ナイスリー特約

（ナイスリー特約は、特定疾病保障定期保険特約および特定疾病保障終身保険特約の愛称です。特定疾病保障定期保険特約をナイスリー特約（定期タイプ）、特定疾病保障終身保険特約をナイスリー特約（終身タイプ）と呼びます。）

被保険者が死亡されたとき、所定の高度障がい状態になられたときまたは悪性新生物（ガン）・急性心筋梗塞・脳卒中に罹患し所定の状態に該当したときに、保険金をお支払いします。

●新ナイスリー特約

（新ナイスリー特約は、新特定疾病保障定期保険特約の愛称です。）

被保険者が悪性新生物（ガン）・急性心筋梗塞・脳卒中に罹患し所定の状態に該当したときに、保険金をお支払いします。

●ウェルガード特約

（ウェルガード特約は、総合障がい定期保険特約および総合障がい終身保険特約の愛称です。総合障がい定期保険特約をウェルガード特約（定期タイプ）、総合障がい終身保険特約をウェルガード特約（終身タイプ）と呼びます。）

被保険者が死亡されたとき、所定の高度障がい状態になられたとき、所定の要介護状態が 180日継続したとき、疾病や不慮の事故による所定の障がい状態により支払事由に該当されたときまたは悪性新生物（ガン）・急性心筋梗塞・脳卒中に罹患し所定の状態に該当したときに、保険金をお支払いします。

●特約を中途付加する場合について

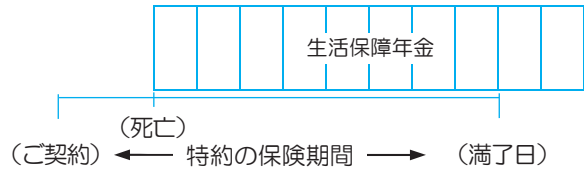
次の①のグループの特約と②のグループの特約を重複して付加することはできません。

①	◆介護生活保障特約	◆ウェルガード生活保障特約	◆介護保障特約
	◆セイバー特約	◆ナイスリー特約	◆ウェルガード特約
②	◆新介護保障特約	◆新ナイスリー特約	

●生活保障年金のお支払いについて

<支払期間について>

第1回生活保障年金支払日から、
10年間年金をお支払いします。



<生活保障年金の一括受け取りについて>

生活保障年金の支払事由発生日以後いつでも、生活保障年金受取人からのお申し出により、未払いの年金の全部について、その現価を一括して受け取ることができます。なお、年金の現価は年金としてお受け取りになる場合の累計額に比べて、少なくなります。

※この他の特約については、後述の「リビング・ニーズ特約について」、「災害・医療保障特約について」および「ご家族の保障について」をご覧ください。

●<全期型>と<更新型>について

定期保険特約等には、各特約の保険期間によって、<全期型>と<更新型>の2つのタイプがあります。

<全期型>

(定期保険特約の場合)

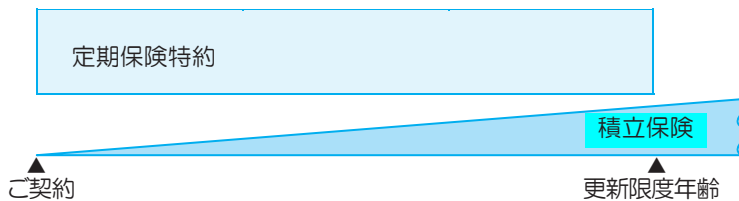
定期保険特約の保険期間が、更新限度年齢* までの期間と同一のタイプです。

定期保険特約が更新限度年齢まで付加されますので、長期にわたる保障を確保いただけます。

ご契約時から更新限度年齢まで、保険料は一定となります。

* 更新限度年齢

全期型の場合は保険期間が満了する年齢として、また更新型の場合は特約を自動的に更新する際の限度となる年齢として、ご契約者に指定していただく年齢をいいます。



<更新型>

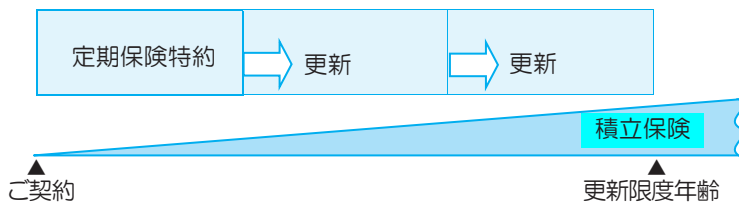
(定期保険特約の場合)

定期保険特約の保険期間が、更新限度年齢までの期間より短いタイプです。

定期保険特約は、定期保険特約の保険期間満了の日の2週間前までにご契約者からご希望にならない旨のお申し出がない限り、自動的に更新されます。

更新することにより、更新限度年齢まで、ライフサイクルにあわせて保障を確保いただけます。

更新後の定期保険特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により計算します。したがって、更新前の保険料に比べ、通常高くなります。



保険金等のお支払いについて

- 定期保険特約、終身保険特約、生活保障特約、介護生活保障特約、ウェルガード生活保障特約、介護保障特約、セイバー特約、ナイスリー特約およびウェルガード特約について

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、保険金をお支払いし、生活保障年金のお支払いを開始します。

支払事由	給付の種類	受取人
死亡されたとき	死亡保険金	死亡保険金受取人
生活保障特約、介護生活保障特約またはウェルガード生活保障特約を付加された場合	死亡生活保障年金	
責任開始時以後に発生した傷害もしくは発病した疾病により、所定の高度障がい状態*になられたとき	高度障がい保険金	高度障がい保険金受取人* (原則 被保険者)
生活保障特約、介護生活保障特約またはウェルガード生活保障特約を付加された場合	高度障がい生活保障年金	高度障がい生活保障年金受取人*

*** 高度障がい状態**

〔例〕両眼の視力を全く永久に失ったもの

詳しくは、主約款別表2「対象となる高度障がい状態」をご覧ください。

*** 高度障がい保険金受取人 * 高度障がい生活保障年金受取人**

詳しくは、定期保険特約等の特約条項をご覧ください。代理請求については、後述の「代理請求人制度について」をご覧ください。

- ※生活保障特約、介護生活保障特約またはウェルガード生活保障特約の生活保障年金の支払事由に該当した場合には、すみやかに申し出ください。

生活保障年金が支払われる場合は、年金受取人に「年金証書」を発行いたします。

この「年金証書」は生活保障年金のお受け取り等の場合に必要となりますので、大切に保管ください。

- ※死亡生活保障年金、高度障がい生活保障年金および介護生活保障年金もしくは障がい生活保障年金は、重複してはお支払いしません。
- ※高度障がい保険金をお支払いした場合、特約は消滅します。

●介護生活保障特約および介護保障特約を付加されたご契約の場合

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、生活保障年金のお支払いを開始し、保険金をお支払いします。

支払事由	給付の種類	受取人
責任開始時以後に発生した傷害もしくは発病した疾病により、所定の要介護状態* に該当し、以後その要介護状態が 180日継続したとき	(介護生活保障特約の場合) 介護生活保障年金	介護生活保障年金受取人 (原則 被保険者)
	(介護保障特約の場合) 介護保険金	介護保険金受取人 (原則 被保険者)

* 要介護状態

詳しくは、介護生活保障特約別表 1 または介護保障定期保険特約別表 1 「要介護状態」をご覧ください。なお、新介護保障特約の支払事由となる「特定要介護状態」「軽度要介護状態」とは異なります。

※介護保険金をお支払いした場合、介護保障特約は消滅します。

●新介護保障特約を付加されたご契約の場合

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、保険金または給付金をお支払いします。

支払事由	給付の種類	受取人
責任開始時以後に発生した傷害もしくは発病した疾病により、所定の特定要介護状態* に該当し、以後その特定要介護状態が 180日継続したとき	特定介護保険金	介護保険金受取人 (原則 被保険者)
責任開始の日からその日を含めて 180日を経過した日の翌日以後に発生した傷害もしくは発病した疾病により、所定の軽度要介護状態* に該当し、以後その軽度要介護状態が 180日継続したとき	軽度介護給付金 (特約保険金額の10%)	

* 特定要介護状態 * 軽度要介護状態

詳しくは、新介護保障定期保険特約別表 1 「特定要介護状態および軽度要介護状態」をご覧ください。なお、介護生活保障特約・介護保障特約の支払事由となる「要介護状態」とは異なります。

※特定介護保険金をお支払いした場合、新介護保障特約は消滅します。

※軽度介護給付金のお支払いは、保険期間（特約が更新されたときは、更新後の保険期間を含みます。）を通じ1回限りとします。

※軽度介護給付金の支払事由に該当している場合で、軽度介護給付金をお支払いする前に特定介護保険金をお支払いするときは、軽度介護給付金を特定介護保険金に加算して支払います。

※軽度要介護状態、特定要介護状態、要介護状態は、それぞれ要件が異なりますのでご注意ください。

＜軽度要介護状態＞

軽度要介護状態の要件	軽度要介護状態を支払事由とする特約
<p>次の（１）または（２）のいずれかに該当する状態</p> <p>（１）機能障がいにより、寝返りまたは歩行の際に、所定の介助状態* に該当し、かつ、入浴、排せつ、身の回り、衣服着脱の４つの項目について、所定の全面的介助状態* または部分的介助状態* に１項目以上該当すること</p> <p>（２）器質性認知症と診断確定され、意識障がいのない状態において見当識障がいがあり、所定の問題行動* が２項目以上見られ、かつ、入浴、排せつ、身の回り、衣服着脱の４つの項目について、所定の全面的介助状態または部分的介助状態に１項目以上該当すること</p>	新介護保障特約

＜特定要介護状態＞

特定要介護状態の要件	特定要介護状態を支払事由とする特約
<p>次の（１）または（２）のいずれかに該当する状態</p> <p>（１）機能障がいにより、寝返りまたは歩行の際に、所定の介助状態* に該当し、かつ、入浴、排せつ、身の回り、衣服着脱の４つの項目について、所定の全面的介助状態* または部分的介助状態* に合計で３項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が１項目以上含まれていること</p> <p>（２）器質性認知症と診断確定され、意識障がいのない状態において見当識障がいがあり、所定の問題行動* が２項目以上見られ、かつ、入浴、排せつ、身の回り、衣服着脱の４つの項目について、所定の全面的介助状態または部分的介助状態に合計で２項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が１項目以上含まれていること</p>	新介護保障特約

＜要介護状態＞

要介護状態の要件	要介護状態を支払事由（保険料払込免除の事由）とする特約
<p>次の（１）または（２）のいずれかに該当する状態</p> <p>（１）常時寝たきり状態で、ベッド周辺の歩行が自分ではできず、①衣服の着脱、②入浴、③食物の摂取、④大小便の排せつ後の拭き取り始末のうち２項目以上が自分ではできず、他人の介護を要する状態。</p> <p>（２）器質性認知症と診断確定され、意識障がいのない状態において見当識障がいがあり、かつ、他人の介護を要する状態。</p>	<p>介護保障特約</p> <p>介護生活保障特約</p> <p>ウェルガード特約</p> <p>ウェルガード生活保障特約</p> <p>保険料払込免除特約</p>

* 介助状態 * 全面的介助状態 * 部分的介助状態 * 問題行動

詳しくは、新介護保障定期保険特約別表 1 「特定要介護状態および軽度要介護状態」をご覧ください。

- ウェルガード生活保障特約およびウェルガード特約を付加されたご契約の場合
被保険者が次の支払事由に該当されたとき、生活保障年金のお支払いを開始し、保険金をお支払いします。

支払事由	給付の種類	受取人
保険期間中に悪性新生物* (ガン) に初めてかかられたとき ただし、上皮内ガン・悪性黒色腫を除く皮膚ガン・責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物を除きます。	(ウェルガード生活保障特約の場合)	障がい生活保障年金受取人 (原則 被保険者)
責任開始時以後に急性心筋梗塞* (狭心症などは除く。) を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働制限を必要とする状態* が継続したとき		
責任開始時以後に脳卒中* (くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞) を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の後遺症が継続したとき		
責任開始時以後に発病した疾病により、所定の疾病障がい状態* になられ、支払事由に該当されたとき	(ウェルガード特約の場合)	障がい保険金受取人 (原則 被保険者)
責任開始時以後に発生した傷害もしくは発病した疾病により、所定の要介護状態* に該当し、以後その要介護状態が 180日継続したとき	障がい保険金	
責任開始時以後に発生した不慮の事故* を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障がい状態* になられたとき		

*** 悪性新生物 * 急性心筋梗塞 * 脳卒中**

詳しくは、総合障がい生活保障特約別表 1 または総合障がい定期保険特約別表 1 「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

*** 労働制限を必要とする状態**

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

*** 疾病障がい状態**

詳しくは、「＜参考＞疾病障がい状態の例」または総合障がい生活保障特約別表 2 もしくは総合障がい定期保険特約別表 2 「対象となる疾病障がい状態」および備考 (別表 2) をご覧ください。

*** 要介護状態**

詳しくは、総合障がい生活保障特約別表 3 または総合障がい定期保険特約別表 3 「要介護状態」をご覧ください。なお、新介護保障特約の支払事由となる「特定要介護状態」「軽度要介護状態」とは異なります。

*** 不慮の事故**

〔例〕自動車交通事故

詳しくは、主約款別表 1 「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

*** 障がい状態**

〔例〕1眼の視力を全く永久に失ったもの

詳しくは、主約款別表 3 「対象となる障がい状態」をご覧ください。

※障がい保険金をお支払いした場合、ウェルガード特約は消滅します。

※不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて 180日以内に所定の障がい状態になられた場合で、ご契約に傷害特約が付加されているときは、障がい給付金もお支払いします。

詳しくは、後述の「災害・医療保障特約について」をご覧ください。

●セイバー特約を付加されたご契約の場合

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、保険金をお支払いします。

支払事由	給付の種類	受取人
責任開始時以後に発病した疾病により、所定の疾病障がい状態* になられ、支払事由に該当されたとき	疾病障がい 保 険 金	疾 病 障 が い 保 険 金 受 取 人 (原則 被保険者)

* 疾病障がい状態

詳しくは、「<参考>疾病障がい状態の例」または疾病障がい保障定期保険特約別表 1「対象となる疾病障がい状態」および備考（別表 1）をご覧ください。

※疾病障がい保険金をお支払いした場合、セイバー特約は消滅します。

●ナイスリー特約および新ナイスリー特約を付加されたご契約の場合

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、保険金をお支払いします。

支払事由	給付の種類	受取人
保険期間中に悪性新生物* (ガン) に初めてかかられたとき ただし、上皮内ガン・悪性黒色腫を除く皮膚ガン・責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物を除きます。	特定疾病 保 険 金	特 定 疾 病 保 険 金 受 取 人 (原則 被保険者)
責任開始時以後に急性心筋梗塞* (狭心症などは除く。) を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働制限を必要とする状態* が継続したとき		
責任開始時以後に脳卒中* (くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞) を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の後遺症が継続したとき		

* 悪性新生物 * 急性心筋梗塞 * 脳卒中

詳しくは、特定疾病保障定期保険特約または新特定疾病保障定期保険特約別表 1「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

* 労働制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

※特定疾病保険金をお支払いした場合、ナイスリー特約および新ナイスリー特約は消滅します。

※新ナイスリー特約について、被保険者が、この特約の責任開始時以後に発生した疾病を原因として、この特約の保険期間中に、急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、その急性心筋梗塞または脳卒中により初めて医師の診療を受けられた日からその日を含めて60日を経過するまでにその急性心筋梗塞または脳卒中を原因として死亡された場合、特定疾病保険金をお支払いすることがあります。

保険料のお払い込み免除について

定期保険特約等が付加されているご契約の場合、被保険者が所定の高度障がい状態もしくは所定の障がい状態になられたときまたはご契約に「楽々名人」を付加され保険料払込免除の事由に該当したときは、その後の定期保険特約等の保険料のお払い込みは免除となります。このとき、積立保険の保険料のお払い込みは終了します。

（「楽々名人」は、保険料払込免除特約の愛称です。）

高度障がい状態による保険料のお払い込み免除について

被保険者が責任開始時以後に発生した傷害もしくは発病した疾病により、所定の高度障がい状態* になられたときは、その後の特約の保険料のお払い込みは免除となります。

* 高度障がい状態

〔例〕 両眼の視力を全く永久に失ったもの

詳しくは、主約款別表 2 「対象となる高度障がい状態」をご覧ください。

障がい状態による保険料のお払い込み免除について

被保険者が責任開始時以後に発生した不慮の事故* を直接の原因として、事故の日からその日を含めて 180日以内に所定の障がい状態* になられたときは、その後の定期保険特約等の保険料のお払い込みは免除となります。

* 不慮の事故

〔例〕 自動車交通事故

詳しくは、主約款別表 1 「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

* 障がい状態

〔例〕 1眼の視力を全く永久に失ったもの

詳しくは、主約款別表 3 「対象となる障がい状態」をご覧ください。

●更新型の特約に頭金制度をご利用されている場合のお取り扱いについて

次の特約に頭金制度をご利用されているご契約が、障がい状態により保険料払込免除となった場合、更新のお取り扱いをする保険金額は、保険料の毎回（年・半年・月）払部分の保険金額のみです。

頭金部分の保険金額を更新するときは、これに対応する一時払保険料のお払い込みが必要となります。

- | | | |
|---------------|---------|-----------|
| ◆定期保険特約 | ◆生活保障特約 | ◆介護生活保障特約 |
| ◆ウェルガード生活保障特約 | | ◆介護保障特約 |

ご契約にこの特約を付加された場合、被保険者が次の保険料払込免除の事由に該当されたときも、その後の定期保険特約等の保険料のお払い込みを免除します。

責任開始時以後に悪性新生物*（ガン）に初めてかかれたとき
ただし、上皮内ガン・悪性黒色腫を除く皮膚ガン・責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物を除きます。

責任開始時以後に急性心筋梗塞*（狭心症などは除く。）を発病し、初めて医師の診療を受けられた日からその日を含めて60日以上、労働制限を必要とする状態*が継続したとき

責任開始時以後に脳卒中*（くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞）を発病し、初めて医師の診療を受けられた日からその日を含めて60日以上、所定の後遺症が継続したとき

責任開始時以後に発病した疾病により、所定の疾病障がい状態* になられ、保険料払込免除の事由に該当されたとき

責任開始時以後に発生した傷害もしくは発病した疾病により、所定の要介護状態* に該当し、以後その要介護状態が 180日継続したとき

* 悪性新生物 * 急性心筋梗塞 * 脳卒中

詳しくは、保険料払込免除特約別表 1 「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

* 労働制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

* 疾病障がい状態

詳しくは、「＜参考＞疾病障がい状態の例」または保険料払込免除特約別表 2 「対象となる疾病障がい状態」および備考（別表 2）をご覧ください。

* 要介護状態

詳しくは、保険料払込免除特約別表 3 「要介護状態」をご覧ください。なお、新介護保障特約の支払事由となる「特定要介護状態」「軽度要介護状態」とは異なります。

●更新型の特約に頭金制度をご利用されている場合のお取り扱いについて

この特約の保険料払込免除の事由により、保険料払込免除となった場合は、頭金部分の保険金額についても更新のお取り扱いをし、頭金部分の特約の保険料のお払い込みも免除します。

高額保険契約に対する割り引きについて (契約日が2005年2月1日以前のご契約)

(2025年4月現在)

次の特約の特約保険金額の合計額* が 2,500万円以上の場合、積立保険については積立金にかかる手数料等の控除率が割り引かれ、次の特約については高額割引保険料率が適用されることにより保険料が割り引かれます。同様に、特約保険金額の合計額が 3,000万円以上、5,000万円以上の場合、その合計額に応じて、手数料等の控除率および保険料がさらに割り引かれ、1億円以上の場合、保険料がさらに割り引かれます。

◆定期保険特約	◆終身保険特約	◆生活保障特約
◆介護生活保障特約	◆ウェルガード生活保障特約	
◆介護保障特約	◆セイバー特約	◆ナイスリー特約
◆ウェルガード特約	◆新介護保障特約	◆新ナイスリー特約

* 特約保険金額の合計額

上記特約の特約保険金額の合計額とします。ただし、生活保障特約、介護生活保障特約およびウェルガード生活保障特約については、特約年金額をもとに所定の換算方法により算出した金額を算入します。

● 契約転換制度または頭金制度をご利用の場合

転換価格または頭金が充当される部分についても、高額保険契約に対する割り引きの可否を判定する保険金額に含めます。

この場合、転換価格または頭金が充当される部分については、高額割引保険料率は適用されません。

<ご注意>

- 次のような事由で特約保険金額の合計額が上記金額未満に変更された場合には、変更後の特約保険金額の合計額によっては、積立保険の積立金にかかる手数料等の控除率および特約の保険料が変更されることがあります。
 - ・ 保険金額等の減額（更新型の特約の更新時の減額を含みます。）
 - ・ 高度障がい保険金、高度障がい生活保障年金、介護生活保障年金、障がい生活保障年金、介護保険金、疾病障がい保険金、特定疾病保険金、障がい保険金もしくは特定介護保険金またはリビング・ニーズ特約による保険金のお支払い
 - ・ 定期保険特約等を更新されないこと 等
- 特約保険金額の合計額に応じた積立保険の積立金にかかる手数料等の控除率の割り引きについては、契約日が2005年3月1日以後のご契約にも適用されます。

継続割引制度について

（契約日が2005年3月1日以後のご契約）

（2025年4月現在）

継続割引制度は、ご契約の経過した年月数および保険料を受け取った年月数が3年以上となった場合、以後の保険料を割り引く制度です。

具体的には、次の特約の特約保険金額の合計額* が 2,000万円未満、2,000万円以上、5,000万円以上、1億円以上のそれぞれの場合に応じた割引保険料率が適用されることにより、次の特約の保険料が割り引かれます。

◆定期保険特約	◆終身保険特約	◆生活保障特約
◆介護生活保障特約	◆ウェルガード生活保障特約	◆介護保障特約
◆セイバー特約	◆ナイスリー特約	◆ウェルガード特約
◆新介護保障特約	◆新ナイスリー特約	

*** 特約保険金額の合計額**

上記特約の特約保険金額の合計額とします。ただし、以下の特約については、特約年金額をもとに所定の換算方法により算出した金額を算入します。

- ・ 生活保障特約、介護生活保障特約およびウェルガード生活保障特約

（特約保険金額の合計額別の特約保険料の割引額） 月払契約の場合

特約保険金額の合計額	特約保険料の割引額 （保険金額100万円あたり）
2,000万円未満	20円
2,000万円以上5,000万円未満	30円
5,000万円以上1億円未満	35円
1億円以上	55円

※半年払契約の場合は上記の割引額×6、年払契約の場合は上記の割引額×12が割り引かれます。

※割引対象特約の保険料は、それぞれの特約の保険料率から上記金額を割り引いて計算します。

● 契約転換制度または頭金制度をご利用の場合

転換価格または頭金が充当される部分についても、保険料の割引額を判定する特約保険金額に含めます。

ただし、転換価格または頭金が充当される部分については保険料は割り引かれません。

— <ご注意> —

● 次のような事由で特約保険金額の合計額が変更された場合には、変更後の特約保険金額の合計額によっては、特約保険料の割引額が変更されることがあります。

- ・ 保険金額等の減額（更新型の特約の更新時の減額を含みます。）
- ・ 介護生活保障年金、障がい生活保障年金、介護保険金、特定介護保険金、疾病障がい保険金、特定疾病保険金もしくは障がい保険金またはリビング・ニーズ特約による保険金のお支払い
- ・ 定期保険特約等を更新されないこと 等

健康自慢について

（「健康自慢」は、健康体料率特約（特約用）の愛称です。）

被保険者の健康状態その他が当社の定める付加条件を満たしている場合に健康自慢を付加することにより、健康自慢と同時に付加した適用対象特約* に健康体料率が適用され、健康体料率が適用されない場合に比べて保険料が安くなります。

* 適用対象特約

定期保険特約、生活保障特約、介護生活保障特約および介護保障特約（定期タイプ）

●健康自慢の付加条件について

当社の定めた診査方法によるお申し込みで、次の条件をすべて満たしている場合に、健康自慢を付加することができます。

＜健康自慢を付加した適用対象特約の中途付加日または更新日における被保険者の年齢が39歳以下の場合＞

- ①当社の定めた契約の引受基準において、健康状態および身体状態が良好であること
- ②血圧が当社の定めた範囲内であること
- ③尿検査の結果が当社の定めた範囲内であること
- ④体格〔ボディ・マス・インデックス（BMI）*〕が当社の定めた範囲内であること

＜健康自慢を付加した適用対象特約の中途付加日または更新日における被保険者の年齢が40歳以上の場合＞

- ①当社の定めた契約の引受基準において、健康状態および身体状態が良好であること
- ②血圧が当社の定めた範囲内であること
- ③尿検査の結果が当社の定めた範囲内であること
- ④体格〔ボディ・マス・インデックス（BMI）*〕が当社の定めた範囲内であること
- ⑤肝機能検査の結果が当社の定めた範囲内であること

* BMI

身長と体重のバランスを判断する指標の一つであり、次の式で計算されます。

$$BMI = \text{体重（キログラム）} \div \left[\text{身長（メートル）} \right]^2$$

●健康自慢の告知義務について

健康自慢を付加または復活される場合、被保険者の健康状態・身体状態などについて告知していただきます。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと、健康自慢の締結または復活の日からその日を含めて2年以内ならば、当社は告知義務違反として健康自慢を解除することができます。

●適用対象特約を更新する場合のお取り扱いについて

健康自慢は更新のお取り扱いはできません。したがって、適用対象特約の更新後の保険料には健康体料率は適用されません。

ただし、適用対象特約の更新の際にあらためて健康自慢の付加をお申し出いただき、健康自慢の付加条件を満たしている場合には、更新後の保険料についても健康体料率が適用されます。

●健康自慢の消滅について

健康自慢は、次の場合に消滅します。

- ・適用対象特約が、保険期間の満了その他の理由で消滅したとき
- ・適用対象特約が、当社の定める範囲外となったとき

●健康自慢の復活について

適用対象特約について復活のご請求があった場合、特段のお申し出がない限り、健康自慢についても復活のご請求があったものとしします。

ただし、健康自慢の付加条件を満たしていない場合、健康自慢の復活を取り扱いません。健康自慢を復活せずに適用対象特約を復活する場合は、健康体料率を適用しない保険料率により計算した保険料にあらためるとともに、当社の定めた方法によって計算した金額を精算します。

＜ご注意＞

- 「健康体」とは、健康自慢の付加条件を満たしている場合の呼称であり、付加条件を満たしていないことが、その方が健康ではないということ意味するものではありません。
- 健康自慢は、適用対象特約の中途付加日における被保険者の年齢が20歳以上60歳以下で、保険期間が15年以内の場合に、適用対象特約に付加することができます。
- 適用対象特約の更新の際には、更新日における被保険者の年齢が20歳以上60歳以下で、更新後の保険期間が15年以内の場合に、健康自慢を適用対象特約に付加することができます。

リビング・ニーズ特約について

ご契約にリビング・ニーズ特約またはリビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）を付加されますと、主契約またはファミリー保障特約の被保険者の余命が6か月以内* であると判断されたとき、定期保険特約等の死亡保険金の全部または一部をこの特約の保険金としてお支払いします。

特約名	リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ特約 (ファミリー保障特約用)
被保険者	主契約の被保険者	ファミリー保障特約の被保険者
支払事由	被保険者の余命が6か月以内* であると判断された場合	
ご請求人	この特約による保険金の受取人 (代理請求人)	主契約の被保険者
受取人	主契約の被保険者（ただし、ご契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合は、ご契約者）	主契約の被保険者

*** 余命が6か月以内**

一般に日本で認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内である状態を意味します。

- ※リビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）は、「ファミリーリビング」の愛称で呼びます。
- ※リビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）を付加される場合には、主契約にリビング・ニーズ特約が付加されていることが必要です。

●ご請求について

これらの特約による保険金をご請求いただく場合は、当社所定の診断書をご提出いただきます。

また、診断書に医師の所見を記入していただきますが、当社が必要と認めた場合には、確認・照会等を行い、また、当社指定の医師の診断を受けていただくことがあります。被保険者が保険金をご請求できない特別な事情（余命6か月以内等）があるときは、代理請求人制度をご利用いただけます。

詳しくは、後述の「代理請求人制度について」をご覧ください。

●更新型の特約を付加した場合のお取り扱いについて

支払事由の発生日* からその日を含めて6か月以内に次の特約の更新がある場合、ご請求額（指定保険金額）から差し引く金額の計算にあたり、更新後の期間に対応する部分の保険料相当額については、その支払事由の発生日における保険料率により、更新日における被保険者の年齢をもとに計算した保険料を用います。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ◆定期保険特約 | ◆介護保障特約（定期タイプ） |
| ◆セイバー特約（定期タイプ） | ◆ナイスリー特約（定期タイプ） |
| ◆ウェルガード特約（定期タイプ） | ◆ファミリー保障特約 |

*支払事由の発生日

被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。

<リビング・ニーズ特約>

●ご請求額（指定保険金額）および支払金額について

ご請求額（指定保険金額）は、この特約による保険金の支払事由の発生日における、付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ、次の①～③の金額以内とします。

- | |
|---|
| A… ザ・ベクトル、大樹セレクト、ベクトルX、大樹暖家族 -R等当社の定める保険種類でリビング・ニーズ特約を付加されたご契約
B… A以外のご契約で、リビング・ニーズ特約を付加されたご契約 |
|---|

①同一被保険者について、Aのご契約のみの場合

当該被保険者について、通算 3,000万円* 以内

②同一被保険者について、Bのご契約のみの場合

当該被保険者について、通算 1,000万円* 以内

③同一被保険者について、AおよびBの双方のご契約がある場合

AおよびBのご請求額（指定保険金額）のそれぞれの合計額について、①および②の範囲内、かつ、当該被保険者について、通算 3,000万円* 以内

- | |
|--|
| (例) ・ Aより 3,000万円請求された場合－Bは請求できません。
・ Aより 2,500万円請求された場合－Bの請求限度額は 500万円
・ Aより 2,000万円請求された場合－Bの請求限度額は 1,000万円
・ Aより 1,000万円請求された場合－Bの請求限度額は 1,000万円 |
|--|

* この特約による保険金のご請求額（指定保険金額）の限度は、将来変更することがあります。

* 他のご契約に付加されたリビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）等の被保険者とこの特約の被保険者が同一の場合には、リビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）等のご請求額（指定保険金額）も通算されます。

この特約による保険金の支払金額は、次の式で計算した金額とします。

支払金額	=	「A」	－	「B」	－	「C」
------	---	-----	---	-----	---	-----

「A」…ご請求額（指定保険金額）

「B」…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の「A」に対する利息（次の式で計算した金額のことをいいます。）

$\left[\text{「A」} \right]$	－	$\left[\text{「A」を当社所定の利率* で} \right]$ $\left[\text{6か月間割り戻して計算した現価} \right]$
-----------------------------	---	---

* 当社所定の利率

主契約の最低基準利率を用います。

「C」…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間のご請求額（指定保険金額）に対する保険料相当額

●お支払いの対象となる特約について

ご請求額（指定保険金額）の対象は、次の特約の死亡保険金額（指定対象保険金額）です。

ただし、支払事由の発生日において、次の特約の残余保険期間が1年以内の場合（その特約が更新されるときを除きます。）は、この対象とはなりません。

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|---------|
| ◆定期保険特約 | ◆終身保険特約 | ◆介護保障特約 | ◆セイバー特約 |
| ◆ナイスリー特約 | ◆ウェルガード特約 | ◆終身保障移行特約 | |

●お支払いの対象とはならない特約について

次の特約は、リビング・ニーズ特約の対象とはなりません。

- | | | |
|-----------|-----------|---------------|
| ◆生活保障特約 | ◆介護生活保障特約 | ◆ウェルガード生活保障特約 |
| ◆災害割増特約 | ◆傷害特約 | ◆新介護保障特約 |
| ◆新ナイスリー特約 | | |

※積立保険の積立金は、リビング・ニーズ特約によるお支払いの対象とはなりません。

●お支払いについて

この特約による保険金のお支払いは、1契約について1回限りとします。

定期保険特約等に条件付保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合、その特約については、次の式で計算した金額をお支払いします。

支払金額	=	「A」	－	「B」	－	「C」
------	---	-----	---	-----	---	-----

「A」…次の式で計算した金額

$\left(\begin{array}{c} \text{ご請求額} \\ \text{(指定保険金額)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{この特約による保険金の支払事由の} \\ \text{発生日における条件付保険特約に} \\ \text{定める所定の割合} \end{array} \right)$
--

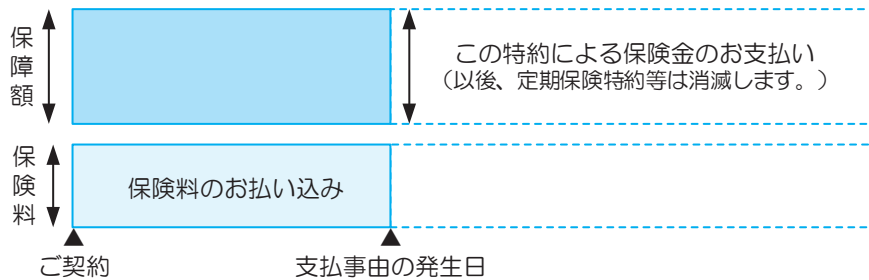
「B」…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の「A」に対する利息（次の式で計算した金額のことをいいます。）

$\left(\begin{array}{c} \text{「A」} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{「A」を当社所定の利率で} \\ \text{6か月間割り戻して計算した現価} \end{array} \right)$
--

「C」…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間のご請求額（指定保険金額）に対する保険料相当額

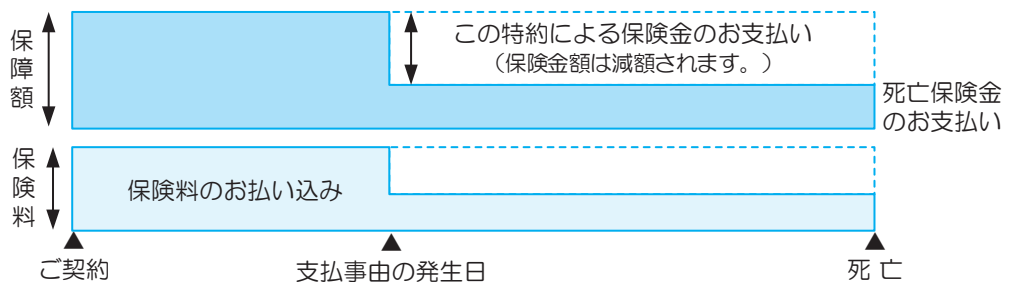
●この特約による保険金をお支払いした後のご契約について

- ①ご請求額（指定保険金額）が定期保険特約等の死亡保険金額（指定対象保険金額）と同額の場合



※この場合、定期保険特約等は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって消滅します。

- ②ご請求額（指定保険金額）が定期保険特約等の死亡保険金額（指定対象保険金額）の一部の場合



※この場合、定期保険特約等の死亡保険金額は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって各特約の死亡保険金額の割合に応じて減額されるものとし、減額部分の払いもどし金はありません。また、継続する部分については引き続き保険料をお払い込みいただき、その後、被保険者が死亡された場合、減額後の死亡保険金額を死亡保険金受取人にお支払いします。

※主契約に次の特約が付加されている場合、各特約の保険金額、入院給付日額、通院給付日額等は、減額せずにそのまま継続します。

- | | | |
|-----------------|---------------------|---------------|
| ◆生活保障特約 | ◆介護生活保障特約 | ◆ウェルガード生活保障特約 |
| ◆災害割増特約 | ◆傷害特約 | ◆新介護保障特約 |
| ◆新ナイスリー特約 | ◆特定損傷特約 | |
| ◆各入院特約（終身型を含む） | ◆入院初期費用給付特約（終身型を含む） | |
| ◆通院給付特約（終身型を含む） | | |
| ◆ファミリー保障特約 | ◆ファミリー入院初期費用給付特約 | |
| ◆ファミリー短期入院特約 | ◆ファミリー通院給付特約 | |

●ご請求額（指定保険金額）および支払金額について

ご請求額（指定保険金額）は、この特約による保険金の支払事由の発生日におけるファミリー保障特約の当該被保険者の死亡保険金額*と同額です。

*当該被保険者の死亡保険金額

妻の場合…ファミリー保障特約による入院給付日額の1,000倍

子の場合…ファミリー保障特約による入院給付日額の500倍

次の場合には、この特約による保険金をご請求できません。

- この特約による保険金の支払事由の発生日において、ファミリー保障特約の保険期間満了時（その特約が更新されるときを除きます。）までの期間が1年以内のとき
- 妻子型または子型で、その子についてこの特約による保険金の支払事由の発生日が満2歳6か月に達した直後の年単位の契約応当日の前日以前であるとき、または満19歳に達した直後の契約応当日以後であるとき

この特約による保険金の支払金額は、次の式で計算した金額とします。

$$\text{支払金額} = \text{「A」} - \text{「B」} - \text{「C」}$$

「A」…ご請求額（指定保険金額）

「B」…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の「A」に対する利息（次の式で計算した金額のことをいいます。）

$$\left[\text{「A」} \right] - \left[\text{「A」を当社所定の利率*で6か月間割り戻して計算した現価} \right]$$

*当社所定の利率

主契約の最低基準利率を用います。

「C」…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間のご請求額（指定保険金額）に対する保険料相当額

●この特約による保険金をお支払いした後のファミリー保障特約について

この特約による保険金をお支払いした後のファミリー保障特約は、次のお取り扱いとなりますので、当該被保険者については、以後、ファミリー保障特約による保障（死亡・所定の高度障がい状態、災害死亡・所定の災害高度障がい状態、入院、所定の手術もしくは長期療養の際の保障）はなくなります。

ただし、ファミリー保障特約の被保険者の入院中に、その被保険者についてこの特約による保険金が支払われたことにより、ファミリー保障特約が消滅した場合またはファミリー保障特約の被保険者としての資格を喪失した場合でも、その事由の発生時を含む継続入院に限り、ファミリー保障特約の有効中の入院とみなしてお取り扱いします。

	妻について支払われた場合	子について支払われた場合
妻 型	この特約による保険金の支払事由の発生時にファミリー保障特約は消滅します。	—
妻子型	この特約による保険金の支払事由の発生時に子型に変更されます。	その子について、この特約による保険金の支払事由の発生時以後、この特約およびファミリー保障特約の被保険者としての資格を喪失します。
子 型	—	

災害・医療保障特約について

この保険には、次の災害・医療保障特約を付加することができます。

特約の内容	特約名
不慮の事故による死亡・障がい・入院等を対象とする特約	<ul style="list-style-type: none"> ・災害割増特約 ・傷害特約 ・特定損傷特約 ・災害入院特約 ・災害入院特約（終身型）
疾病による入院、手術を対象とする特約	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病入院特約 ・成人病入院特約 ・ガン入院特約* ・新ガン入院特約 ・女性疾病入院特約* ・新女性疾病入院特約 ・疾病入院特約（終身型） ・成人病入院特約（終身型） ・新ガン入院特約（終身型） ・新女性疾病入院特約（終身型）
1日以上入院を対象とする特約	<ul style="list-style-type: none"> ・入院初期費用給付特約 ・入院初期費用給付特約（終身型）
短期の入院を対象とする特約	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入院特約 ・成人病短期入院特約 ・ガン短期入院特約 ・女性疾病短期入院特約 ・短期入院特約（終身型） ・成人病短期入院特約（終身型） ・ガン短期入院特約（終身型） ・女性疾病短期入院特約（終身型）
退院後の通院を対象とする特約	<ul style="list-style-type: none"> ・通院給付特約 ・通院給付特約（終身型）

*** ガン入院特約 * 女性疾病入院特約**

ガン入院特約および女性疾病入院特約は、特約を更新する場合を除いて、この保険に付加することはできません。

＜ご注意＞

- お支払いの対象となる入院・手術・特定損傷に対する治療・通院は、治療を直接の目的として「医療法」に定める国内の病院または診療所およびこれらと同等とみなされる日本国外にある医療施設において、入院・手術・治療・通院をした場合に限りま
- 各特約の保険金額、入院給付日額、通院給付日額等は、当社の定める特約が解約または減額されたときに、減額されることがあります。
- 災害割増特約の特約保険金額は、上記に加えて、定期保険特約等が更新時に減額されたときまたは更新されなかったときに減額されることがあります。
- 特約が更新された場合、給付金のお支払い限度の規定の適用にあたっては、更新前と更新後の特約のお支払いを通算します。

●不慮の事故による死亡・障がい・入院等を対象とする特約について

責任開始時以後に発生した不慮の事故* を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に被保険者が次の支払事由に該当されたとき、保険金・給付金をお支払いします。

支払事由	災害割増特約	傷害特約	特定損傷特約	災害入院特約
				災害入院特約 (終身型)
死亡されたとき	災害死亡保険金*	災害死亡保険金*	—	—
所定の高度障がい状態になられたとき	災害高度障がい保険金*	障がい給付金	—	—
所定の障がい状態* になられたとき	—		—	—
骨折等の特定損傷* の治療* を受けられたとき	—	—	特定損傷給付金	—
5日以上継続して入院されたとき	—	—	—	災害入院給付金

* 不慮の事故

詳しくは、主約款別表1「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

* 災害死亡保険金 * 災害高度障がい保険金

災害死亡・災害高度障がい保険金の支払事由には、責任開始時以後に発病した感染症を直接の原因とする場合も含まれます。詳しくは、次頁の〈お支払いの対象となる感染症〉をご覧ください。

* 障がい状態

この特約における所定の障がい状態とは、特約条項に定められた43項目の身体障がいに該当した場合に限ります。この身体障がいに該当しない場合には、障がい給付金はお支払いしません。

詳しくは、傷害特約別表1「障がい給付金」をご覧ください。

* 特定損傷 * 治療

特定損傷とは、不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂のいずれかの損傷をいいます。治療とは、医師による治療のことをいい、柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。

詳しくは、特定損傷特約別表1「治療」および別表2「特定損傷」をご覧ください。

— <お支払いの対象となる感染症> —

- お支払いの対象となる感染症は、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次の疾病に限ります。分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

- ◆コレラ
- ◆細菌性赤痢
- ◆ジフテリア
- ◆クリミア・コンゴ出血熱
- ◆エボラウイルス病
- ◆重症急性呼吸器症候群* [SARS]
- ◆腸チフス
- ◆腸管出血性大腸菌感染症
- ◆急性灰白髄炎（ポリオ）
- ◆マールブルグウイルス病
- ◆痘瘡
- ◆パラチフスA
- ◆ペスト
- ◆ラッサ熱

（注）新型コロナウイルス感染症* は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者が死亡した場合または高度障がい状態になった場合に限り、「お支払いの対象となる感染症」に含めます。

- (1) 感染症予防法* 第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること
- (2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること
- (3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること

* 重症急性呼吸器症候群

病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、

* 新型コロナウイルス感染症

2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。

* 感染症予防法

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」のことで、

● 疾病による入院、手術を対象とする特約について

責任開始時以後に発病した疾病または発生した不慮の事故により、被保険者が次の支払事由に該当されたとき、給付金をお支払いします。

支払事由	疾 病 入院特約	成 人 病 入院特約	ガ ン 入院特約	新ガン 入院特約	女性疾病 入院特約	新女性 疾 病 入院特約
5日以上継続して入院されたとき						
疾病による場合	疾病入院 給付金	—	—	—	—	—
成人病* による場合		成人病 入 院 給付金	—	—	—	—
ガン* による場合		ガ ン 入 院 給付金	ガ ン 入 院 給付金	ガ ン 入 院 給付金	女性疾病 入 院 給付金	女性疾病 入 院 給付金
女性特定疾病* による場合		—	—	—	給付金	給付金
手術を受けられたとき*						
疾病や不慮の事故による場合	手 術 給付金	—	—	—	—	—
成人病* による場合		成人病 手 術 給付金	ガ ン 手 術 給付金	ガ ン 手 術 給付金	女性疾病 手 術 給付金	女性疾病 手 術 給付金
ガン* による場合		—	—	—	給付金	給付金
女性特定疾病* による場合		—	—	—	給付金	給付金
270日以上継続して入院されたとき						
疾病や不慮の事故による場合	長期療養 給付金	—	—	—	—	—
成人病* による場合		成人病 長期療養 給付金	ガ ン 長期療養 給付金	—	—	—
ガン* による場合		—	—	—	女性疾病 長期療養 給付金	—
女性特定疾病* による場合		—	—	—	給付金	女性疾病 長期療養 給付金*

支払事由	疾病 入院特約 (終身型)	成人病 入院特約 (終身型)	新ガン 入院特約 (終身型)	新女性疾病 入院特約 (終身型)
5日以上継続して入院されたとき				
疾病による場合	疾病入院 給付金	—	—	—
成人病* による場合		成人病 入院 給付金	—	—
ガン* による場合		ガン入院 給付金	ガン入院 給付金	女性疾病 入院 給付金
女性特定疾病* による場合		—	—	—
手術を受けられたとき*				
疾病や不慮の事故による場合	手術 給付金	—	—	—
成人病* による場合		成人病 手術 給付金	—	—
ガン* による場合		ガン手術 給付金	ガン手術 給付金	女性疾病 手術 給付金
女性特定疾病* による場合		—	—	—

*** 成人病 * ガン * 女性特定疾病**

特約条項に定められた疾病の治療を目的とする入院または手術に限り、お支払いの対象となります。

なお、成人病または女性特定疾病については、成人病入院特約・成人病入院特約（終身型）と女性疾病入院特約・新女性疾病入院特約・新女性疾病入院特約（終身型）が重複してお支払いの対象となる疾病があります。

詳しくは、成人病入院特約・成人病入院特約（終身型）別表2および女性疾病入院特約・新女性疾病入院特約・新女性疾病入院特約（終身型）別表2「対象となる疾病の種類」またはガン入院特約・新ガン入院特約・新ガン入院特約（終身型）別表2「対象となる悪性新生物の種類」をご覧ください。

*** 手術を受けられたとき**

特約条項に定められた手術を受けられた場合に限り、お支払いの対象となります。受けられた手術がお支払いの対象に該当しない場合には、手術給付金はお支払いしません。

詳しくは、疾病入院特約・疾病入院特約（終身型）別表3、成人病入院特約・成人病入院特約（終身型）別表4、ガン入院特約・新ガン入院特約・新ガン入院特約（終身型）別表4および女性疾病入院特約・新女性疾病入院特約・新女性疾病入院特約（終身型）別表4「対象となる手術および給付倍率表」をご覧ください。

*** 女性疾病長期療養給付金**

ガンによる入院の場合には、新女性疾病入院特約の女性疾病長期療養給付金はお支払いしません。

● 1日以上の入院を対象とする特約について

責任開始時以後に発病した疾病または発生した不慮の事故により、被保険者が次の支払事由に該当されたとき、給付金をお支払いします。

支払事由	入院初期費用 給付特約
	入院初期費用 給付特約（終身型）
入院日数が1日* 以上の入院をされたとき	入院初期給付金

* 入院日数が1日

入院日と退院日が同日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

● 短期の入院を対象とする特約について

責任開始時以後に発病した疾病または発生した不慮の事故により、被保険者が次の支払事由に該当されたとき、給付金をお支払いします。

支払事由	短期入院 特約 短期入院 特約 （終身型）	成人病短期 入院特約 成人病短期 入院特約 （終身型）	ガン短期入院 特約 ガン短期入院 特約 （終身型）	女性疾病短期 入院特約 女性疾病短期 入院特約 （終身型）
2日以上継続して入院されたとき				
疾病や不慮の事故 による場合	短期入院 給付金	—	—	—
成人病* による場合		成人病 短期入院 給付金	—	—
ガン* による場合		—	ガン短期 入院給付金	女性疾病 短期入院 給付金
女性特定疾病* による場合		—	—	—

* 成人病 * ガン * 女性特定疾病

詳しくは、成人病入院特約・成人病入院特約（終身型）別表2および新女性疾病入院特約・新女性疾病入院特約（終身型）別表2「対象となる疾病の種類」または新ガン入院特約・新ガン入院特約（終身型）別表2「対象となる悪性新生物の種類」をご覧ください。

●退院後の通院を対象とする特約について

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、通院給付金をお支払いします。

支払事由	通院給付特約
	通院給付特約（終身型）
災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院をされ、退院日の翌日以後 120日以内の期間に、その入院の直接の原因となった傷害または疾病の治療を目的とし、通院をされたとき	通院給付金

※通院には往診を含みます。

※次の場合には、通院給付金はお支払いできません。

- 災害入院給付金および疾病入院給付金のいずれもお支払いの対象とはならない入院に伴う退院後の通院の場合
- 入院給付金または短期入院給付金が支払われる期間中の通院の場合

●特約を中途付加する場合について

・次の①のグループの特約と②のグループの特約を重複して付加することはできません。

①	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害入院特約 ◆短期入院特約 ◆ガン入院特約 ◆女性疾病入院特約 ◆通院給付特約 	<ul style="list-style-type: none"> ◆疾病入院特約 ◆成人病入院特約 ◆新ガン入院特約 ◆新女性疾病入院特約 	<ul style="list-style-type: none"> ◆入院初期費用給付特約 ◆成人病短期入院特約 ◆ガン短期入院特約 ◆女性疾病短期入院特約
②	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害入院特約（終身型） ◆入院初期費用給付特約（終身型） ◆成人病入院特約（終身型） ◆新ガン入院特約（終身型） ◆新女性疾病入院特約（終身型） ◆通院給付特約（終身型） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆疾病入院特約（終身型） ◆短期入院特約（終身型） ◆成人病短期入院特約（終身型） ◆ガン短期入院特約（終身型） ◆女性疾病短期入院特約（終身型） 	

・ガン入院特約と新ガン入院特約および女性疾病入院特約と新女性疾病入院特約は重複して付加することはできません。

<新ガン入院特約・新ガン入院特約（終身型）・新女性疾病入院特約・新女性疾病入院特約（終身型）>

- ・新ガン入院特約および新女性疾病入院特約は、主契約に疾病入院特約が付加されている場合に付加できます。
- ・新ガン入院特約（終身型）および新女性疾病入院特約（終身型）は、主契約に疾病入院特約（終身型）が付加されている場合に付加できます。
- ・新ガン入院特約および新ガン入院特約（終身型）は男性に、新女性疾病入院特約および新女性疾病入院特約（終身型）は女性に限り、付加できます。

<入院初期費用給付特約・入院初期費用給付特約（終身型）>

- ・入院初期費用給付特約は、主契約に災害入院特約、疾病入院特約および短期入院特約が付加されている場合に付加できます。
- ・入院初期費用給付特約（終身型）は、主契約に災害入院特約（終身型）、疾病入院特約（終身型）および短期入院特約（終身型）が付加されている場合に付加できます。

<短期入院特約・短期入院特約（終身型）・通院給付特約・通院給付特約（終身型）>

- ・短期入院特約は、主契約に災害入院特約および疾病入院特約が付加されている場合に付加できます。
- ・短期入院特約（終身型）は、主契約に災害入院特約（終身型）および疾病入院特約（終身型）が付加されている場合に付加できます。
- ・通院給付特約は、主契約に通院給付特約が付加されている場合に、通院給付日額の増額または保険期間の変更等のために付加できます。
- ・通院給付特約（終身型）は、主契約に通院給付特約（終身型）が付加されている場合に、通院給付日額の増額または保険期間の変更等のために付加できます。

<成人病短期入院特約・成人病短期入院特約（終身型）・ガン短期入院特約・ガン短期入院特約（終身型）・女性疾病短期入院特約・女性疾病短期入院特約（終身型）>

- ・それぞれ、主契約に成人病入院特約・成人病入院特約（終身型）・新ガン入院特約・新ガン入院特約（終身型）・新女性疾病入院特約・新女性疾病入院特約（終身型）が付加されている場合に付加できます。

●お支払い額について

<障がい給付金>

- ・お支払いする障がい給付金の額は、障がい状態に応じて災害保険金額の10%～100%となります。詳しくは、傷害特約別表1「障がい給付金」をご覧ください。

<特定損傷給付金>

- ・お支払いする特定損傷給付金の額は、特約給付金額となります。

<各入院給付金>

- ・入院開始日からその日を含めて4日間はお支払いの対象となりません。従って、お支払いする各入院給付金の額は、入院給付日額×（入院日数※－4日）となります。

※1回の入院のお支払い限度があります。詳しくは、後述の「お支払い限度について」をご覧ください。ただし、新ガン入院特約・新ガン入院特約（終身型）・新女性疾病入院特約・新女性疾病入院特約（終身型）については、ガンによる入院に対しては、お支払い限度はありません。

※同一の原因で2回以上入院した場合で、退院日の翌日から次の入院までの期間が180日以内のとき（災害入院給付金は、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に2回以上入院したとき）は、2回以上の入院でも1回の入院とみなします。

<各手術給付金>

- ・お支払いする各手術給付金の額は、入院給付日額の10倍、20倍または40倍となります。同時に2種類以上の手術を受けられたときは、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術給付金をお支払いします。

詳しくは、疾病入院特約・疾病入院特約（終身型）別表3、成人病入院特約・成人病入院特約（終身型）別表4、ガン入院特約・新ガン入院特約・新ガン入院特約（終身型）別表4および女性疾病入院特約・新女性疾病入院特約・新女性疾病入院特約（終身型）別表4「対象となる手術および給付倍率表」をご覧ください。

<各長期療養給付金>

- ・お支払いする各長期療養給付金の額は、入院給付日額の50日分となります。

<入院初期給付金>

- ・お支払いする入院初期給付金の額は、入院日数にかかわらず、特約給付金額となります。

<各短期入院給付金>

- ・お支払いする各短期入院給付金の額は、入院給付日額×入院日数※となります。

※1回の入院のお支払い限度は4日分です。

<通院給付金>

- ・お支払いする通院給付金の額は、通院給付日額×通院日数※となります。

- ・1日に2回以上の通院をされた場合は、重複してお支払いしません。

※1回の入院に伴う通院のお支払い限度は30日分です。

- ・いずれの給付金も、お支払い限度を超える額については、お支払いしません。

●お支払い例

<障がい給付金>

- ・傷害特約（災害保険金額 500万円）を付加してご契約され、交通事故で右眼を失明された場合
右眼失明は傷害特約の3級障がい「1眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当しますので、障がい給付金 250万円（災害保険金額 500万円の50%）をお支払いします。

<入院給付金>

- ・疾病入院特約（日額 5,000円）と成人病入院特約（日額 5,000円）を付加してご契約され、ガンで90日間継続して入院された場合
疾病入院給付金：日額 5,000円×（90日－4日）＝43万円
成人病入院給付金：日額 5,000円×（90日－4日）＝43万円
合計86万円の入院給付金をお支払いします。

●お支払い限度について

<傷害特約>

- ・障がい給付金のお支払いは、通算して災害保険金額の100%を限度とします。

<特定損傷特約>

- ・特定損傷給付金のお支払いは、同一の不慮の事故につき1回限り、通算して10回を限度とします。

<災害入院特約・疾病入院特約・成人病入院特約・ガン入院特約・女性疾病入院特約・新女性疾病入院特約>

- ・各特約の入院給付金のお支払いは、1回の入院につき120日分を限度とします。
- ・各特約の入院給付金の給付日数を通算して700日分を限度とします。疾病入院特約・成人病入院特約・ガン入院特約・女性疾病入院特約・新女性疾病入院特約については、それぞれの特約の長期療養給付金の給付日数と通算します。

※ただし、新女性疾病入院特約については、ガンによる入院に対しては、給付日数の限度はありません。

<災害入院特約（終身型）・疾病入院特約（終身型）・成人病入院特約（終身型）・新女性疾病入院特約（終身型）>

- ・各特約の入院給付金のお支払いは、1回の入院につき90日分を限度とします。
- ・各特約の入院給付金の給付日数を通算して1095日分を限度とします。

※ただし、新女性疾病入院特約（終身型）については、ガンによる入院に対しては、給付日数の限度はありません。

<新ガン入院特約・新ガン入院特約（終身型）>

- ・給付日数の限度はありません。

<入院初期費用給付特約・入院初期費用給付特約（終身型）>

- ・入院初期給付金のお支払いは、1回の入院につき1回、給付回数を通算して15回を限度とします。

<短期入院特約・短期入院特約（終身型）・成人病短期入院特約・成人病短期入院特約（終身型）・女性疾病短期入院特約・女性疾病短期入院特約（終身型）>

- ・短期入院給付金のお支払いは、1回の入院につき入院当初からの4日分、給付日数を通算して60日分を限度とします。

※ただし、女性疾病短期入院特約・女性疾病短期入院特約（終身型）については、ガンによる入院に対しては、通算限度はありません。

<ガン短期入院特約・ガン短期入院特約（終身型）>

- ・ガン短期入院給付金のお支払いは、1回の入院につき4日分、給付日数の通算限度はありません。

<通院給付特約>

- ・通院給付金のお支払いは、1回の入院につき30日分、給付日数を通算して700日分を限度とします。

<通院給付特約（終身型）>

- ・通院給付金のお支払いは、1回の入院につき30日分、給付日数を通算して1095日分を限度とします。

●特約の保険期間および保険料払込期間について

<災害割増特約>

- ・主契約に付加されている定期保険特約と同一です。

<特定損傷特約>

- ・特約の保険期間満了後も、被保険者の年齢が60歳となる年単位の契約応当日の前日まで自動的に更新されます。詳しくは前述の「特約の更新について」をご覧ください。

<災害入院特約・疾病入院特約・成人病入院特約・ガン入院特約・新ガン入院特約・女性疾病入院特約・新女性疾病入院特約・傷害特約>

- ・特約の保険期間満了後も、被保険者の年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで自動的に更新されます。詳しくは前述の「特約の更新について」をご覧ください。

<入院初期費用給付特約・短期入院特約・通院給付特約>

- ・主契約に付加されている災害入院特約および疾病入院特約と同一です。

<成人病短期入院特約・ガン短期入院特約・女性疾病短期入院特約>

- ・それぞれ、主契約に付加されている成人病入院特約、新ガン入院特約、新女性疾病入院特約と同一です。

<災害入院特約（終身型）・疾病入院特約（終身型）・入院初期費用給付特約（終身型）・短期入院特約（終身型）・成人病入院特約（終身型）・成人病短期入院特約（終身型）・新ガン入院特約（終身型）・ガン短期入院特約（終身型）・新女性疾病入院特約（終身型）・女性疾病短期入院特約（終身型）・通院給付特約（終身型）>

- ・保険期間および保険料払込期間は終身となります。

ご家族の保障について

次の特約を付加されますと、ご家族（奥さま・お子さま）の死亡・高度障がい・医療保障を確保することができます。

特約の内容	特約名
死亡、高度障がい、入院、手術を対象とする特約	・ファミリー保障特約
1日以上入院を対象とする特約	・ファミリー入院初期費用給付特約
短期の入院を対象とする特約	・ファミリー短期入院特約
退院後の通院を対象とする特約	・ファミリー通院給付特約
女性特有の病気やガンによる入院を対象とする特約	・新女性疾病入院特約（妻型） ・女性疾病短期入院特約（妻型）

●特約の型と被保険者について

ファミリー保障特約、ファミリー入院初期費用給付特約、ファミリー短期入院特約およびファミリー通院給付特約には、被保険者の範囲により、次の型があります。

なお、各特約の型と被保険者は同一とします。

型	被保険者
妻型	主契約の被保険者の奥さま
妻子型	主契約の被保険者の奥さまとお子さま
子型	主契約の被保険者のお子さま

新女性疾病入院特約（妻型）および女性疾病短期入院特約（妻型）の被保険者は、主契約の被保険者の奥さまに限ります。

これらの特約の被保険者となられる奥さま、お子さまは、主契約の被保険者と同一戸籍に記載されている妻または満20歳未満の子（お子さまは何人でも被保険者の対象となります。ただし、満20歳未満であっても、ご結婚、養子縁組などによって除籍されたお子さまは除きます。）に限ります。

＜ご注意＞

- これらの特約を付加する場合、健康状態などの告知をしていただきます。
- これらの特約の保険金等の受取人は、主契約の被保険者となります。
- 末子が満20歳になられた場合など、すべてのお子さまがこれらの特約の被保険者の範囲から除かれたときは、特約の型の変更手続き等をとっていただきますと、将来の保険料を変更いたします。詳しくは、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにお問い合わせください。
- これらの特約が更新された場合、給付金のお支払い限度の規定の適用にあたっては、更新前と更新後の特約のお支払いを通算します。

●ファミリー保障特約について

責任開始時以後に発病した疾病または発生した不慮の事故を直接の原因として、この特約の被保険者が次の支払事由に該当されたとき、保険金・給付金をお支払いします。

支払事由	給付の種類	支払額
死亡されたとき	死亡保険金	入院給付日額× 1,000倍(奥さまの場合)
所定の高度障がい状態になられたとき	高度障がい保険金	500倍(お子さまの場合*)
不慮の事故または感染症*により死亡または所定の高度障がい状態になられたとき	災害死亡保険金* 災害高度障がい保険金*	入院給付日額× 2,000倍(奥さまの場合) 1,000倍(お子さまの場合)
不慮の事故により5日以上継続して入院されたとき	災害入院給付金*	入院給付日額×
疾病により5日以上継続して入院されたとき	疾病入院給付金	(入院日数－4日)*
疾病や不慮の事故により所定の手術*を受けられたとき	手術給付金	入院給付日額× 給付倍率*
疾病や不慮の事故により270日以上継続して入院されたとき	長期療養給付金	入院給付日額×50日*

* お子さまの場合

お子さまについては、誕生日からその日を含めて30日経過後に死亡されたときまたは30日経過後に発生した傷害もしくは発病した疾病により所定の高度障がい状態になられたときに限り、死亡保険金または高度障がい保険金をお支払いします。

なお、満2歳6か月に達した直後の年単位の契約応当日の前日までに支払事由が発生したときには、死亡保険金および高度障がい保険金の額は入院給付日額の250倍となります。

* 感染症

詳しくは、前述の「災害・医療保障特約について」の〈お支払いの対象となる感染症〉をご覧ください。

* 災害死亡保険金 * 災害高度障がい保険金 * 災害入院給付金

支払事由が事故の日からその日を含めて180日以内に発生したときに限り、お支払いします。

* (入院日数－4日)

入院開始日からその日を含めて4日間はお支払いの対象とはなりません。したがって、お支払い日数は5日目からその日を含めて計算します。ただし、お支払い限度を超える額については、お支払いしません。

* 手術 * 給付倍率

特約条項に定められた手術を受けられた場合に限り、お支払いの対象となります。受けられた手術がお支払いの対象に該当しない場合には、手術給付金はお支払いしません。

同時に2種類以上の手術を受けられたときは、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術給付金をお支払いします。

詳しくは、ファミリー保障特約別表3「対象となる手術および給付倍率表」をご覧ください。

* 50日

お支払い限度までの残日数が50日未満のときは、残日数となります。

●新女性疾病入院特約（妻型）・女性疾病短期入院特約（妻型）について

責任開始時以後に発病した女性特定疾病*により、この特約の被保険者が次の支払事由に該当されたとき、給付金をお支払いします。なお、給付金のお支払い額については、新女性疾病入院特約・女性疾病短期入院特約と同様です。

支払事由	新女性疾病入院特約（妻型）	女性疾病短期入院特約（妻型）
5日以上継続して入院されたとき	女性疾病入院給付金	—
所定の手術を受けられたとき*	女性疾病手術給付金	—
270日以上継続して入院されたとき	女性疾病長期療養給付金*	—
2日以上継続して入院されたとき	—	女性疾病短期入院給付金

*女性特定疾病

特約条項に定められた疾病の治療を目的とする入院または手術に限り、お支払いの対象となります。

詳しくは、新女性疾病入院特約別表2「対象となる疾病の種類」をご覧ください。

*手術を受けられたとき

特約条項に定められた手術を受けられた場合に限り、お支払いの対象となります。受けられた手術がお支払いの対象に該当しない場合には、手術給付金はお支払いしません。

詳しくは、新女性疾病入院特約別表4「対象となる手術および給付倍率表」をご覧ください。

*女性疾病長期療養給付金

ガンによる入院の場合には、女性疾病長期療養給付金はお支払いしません。

●ファミリー入院初期費用給付特約について

責任開始時以後に発病した疾病または発生した不慮の事故により、この特約の被保険者が次の支払事由に該当されたとき、給付金をお支払いします。

支払事由	給付の種類
入院日数が1日*以上の入院をされたとき	入院初期給付金

*入院日数が1日

入院日と退院日が同日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

●ファミリー短期入院特約について

責任開始時以後に発病した疾病または発生した不慮の事故により、この特約の被保険者が次の支払事由に該当されたとき、給付金をお支払いします。

支払事由	給付の種類	支払額
2日以上継続して入院されたとき	短期入院 給付金	入院給付日額× 入院日数

●ファミリー通院給付特約について

この特約の被保険者が次の支払事由に該当されたとき、通院給付金をお支払いします。

支払事由	給付の種類	支払額
ファミリー保障特約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院をされ、退院日の翌日以後 120日以内の期間に、その入院の直接の原因となった傷害または疾病の治療を目的とし、通院をされたとき	通院給付金	通院給付日額× 通院日数

※通院には往診を含みます。

※次の場合には、通院給付金はお支払いできません。

- a. ファミリー保障特約の災害入院給付金および疾病入院給付金のいずれもお支払いの対象とはならない入院に伴う退院後の通院の場合
- b. 入院給付金または短期入院給付金が支払われる期間中の通院の場合

●特約を中途付加する場合について

<ファミリー保障特約>

- ・主契約に災害入院特約（終身型を含む）および疾病入院特約（終身型を含む）が付加されている場合に付加できます。

<新女性疾病入院特約（妻型）>

- ・主契約にファミリー保障特約（妻型または妻子型）が付加されている場合に付加できます。

<女性疾病短期入院特約（妻型）>

- ・主契約に新女性疾病入院特約（妻型）およびファミリー短期入院特約（妻型または妻子型）が付加されている場合に付加できます。

<ファミリー入院初期費用給付特約>

- ・主契約に入院初期費用給付特約（終身型を含む）およびファミリー短期入院特約が付加されている場合に付加できます。

<ファミリー短期入院特約>

- ・主契約に短期入院特約（終身型を含む）およびファミリー保障特約が付加されている場合に付加できます。

<ファミリー通院給付特約>

- ・主契約に通院給付特約（終身型を含む）およびファミリー通院給付特約が付加されている場合に限り、通院給付日額の増額または保険期間の変更等のために付加できます。

●同一被保険者のお支払い限度について

<ファミリー保障特約>

- ・入院給付金のお支払いは、1回の入院につき120日分を限度とします。
- ・災害入院給付金のお支払いは、給付日数を通算して700日分を限度とします。
- ・疾病入院給付金と長期療養給付金のお支払いは、それぞれの給付金の給付日数を通算して700日分を限度とします。

<新女性疾病入院特約（妻型）>

- ・入院給付金のお支払いは、1回の入院につき120日分を限度とします。
- ・女性疾病入院給付金と女性疾病長期療養給付金のお支払いは、それぞれの給付金の給付日数を通算して700日分を限度とします。

※ただし、ガンによる入院に対しては、給付日数の限度はありません。

<ファミリー入院初期費用給付特約>

- ・入院初期給付金のお支払いは、1回の入院につき1回、給付回数を通算して15回を限度とします。

<女性疾病短期入院特約（妻型）およびファミリー短期入院特約>

- ・短期入院給付金のお支払いは、1回の入院につき入院当初からの4日分、給付日数を通算して60日分を限度とします。

※ただし、女性疾病短期入院特約（妻型）については、ガンによる入院に対しては、通算限度はありません。

<ファミリー通院給付特約>

- ・通院給付金のお支払いは、1回の入院につき30日分、給付日数を通算して700日分を限度とします。
- ・1日に2回以上の通院をされた場合は、重複してお支払いしません。

●特約の保険期間および保険料払込期間について

<ファミリー保障特約>

- ・特約の保険期間満了後も、主契約の被保険者または奥さまの年齢が80歳とされる契約当日の前日まで、自動的に更新されます。

詳しくは、前述の「特約の更新について」をご覧ください。

<新女性疾病入院特約（妻型）、女性疾病短期入院特約（妻型）、ファミリー入院初期費用給付特約、ファミリー短期入院特約およびファミリー通院給付特約>

- ・ファミリー保障特約と同一です。

<ご注意>

- お子さまの保障期間は、お子さまが満20歳になられた日の直後に到来する主契約の年単位の契約当日の前日までです。

保険金や給付金などをお支払いできない場合について

保険金や給付金などの支払事由または保険料払込免除の事由が生じても、次の免責事由に該当した場合には、保険金や給付金などのお支払いまたは保険料のお払い込み免除はできません。

<死亡保険金および死亡生活保障年金>

次のいずれかによって、被保険者が死亡されたとき

- (ア) 責任開始の日（復活が行われた場合は最終の復活の際の責任開始の日）からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- (イ) ご契約者の故意
- (ウ) 死亡保険金受取人の故意
- (エ) 戦争その他の変乱

<高度障がい保険金および高度障がい生活保障年金>

次のいずれかによって、被保険者が所定の高度障がい状態になられたとき

- (ア) ご契約者の故意
- (イ) 被保険者の故意
- (ウ) 被保険者の自殺行為
- (エ) 被保険者の犯罪行為
- (オ) 高度障がい保険金受取人または高度障がい生活保障年金受取人の故意
- (カ) 戦争その他の変乱

<保険料払込免除>

(高度障がい状態による場合)

次のいずれかによって、被保険者が所定の高度障がい状態になられたとき

- (ア) ご契約者の故意
- (イ) 被保険者の故意
- (ウ) 被保険者の自殺行為
- (エ) 被保険者の犯罪行為
- (オ) 戦争その他の変乱

(障がい状態による場合)

次のいずれかによって、被保険者が不慮の事故による所定の障がい状態になられたとき

- (ア) ご契約者の故意または重大な過失
- (イ) 被保険者の故意または重大な過失
- (ウ) 被保険者の犯罪行為
- (エ) 被保険者の精神障がいを原因とする事故
- (オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (ク) 地震、噴火または津波
- (ケ) 戦争その他の変乱

(保険料払込免除特約による場合)

次のいずれかによって、保険料払込免除の事由に該当されたとき

- (ア) ご契約者の故意または重大な過失
- (イ) 被保険者の故意または重大な過失
- (ウ) 被保険者の自殺行為
- (エ) 被保険者の犯罪行為
- (オ) 被保険者の薬物依存
- (カ) 戦争その他の変乱

＜介護生活保障年金（介護生活保障特約を付加された場合）および介護保険金（介護保障特約を付加された場合）＞

次のいずれかによって、被保険者が所定の要介護状態になられたとき

- （ア）ご契約者の故意または重大な過失
- （イ）被保険者の故意または重大な過失
- （ウ）被保険者の自殺行為
- （エ）被保険者の犯罪行為
- （オ）被保険者の薬物依存
- （カ）介護生活保障年金受取人または介護保険金受取人の故意または重大な過失
- （キ）戦争その他の変乱

＜特定介護保険金および軽度介護給付金（新介護保障特約を付加された場合）＞

次のいずれかによって、被保険者が所定の特定要介護状態または所定の軽度要介護状態になられたとき

- （ア）ご契約者の故意または重大な過失
- （イ）被保険者の故意または重大な過失
- （ウ）被保険者の自殺行為
- （エ）被保険者の犯罪行為
- （オ）被保険者の薬物依存
- （カ）介護保険金受取人の故意または重大な過失
- （キ）戦争その他の変乱

＜疾病障がい保険金（セイバー特約を付加された場合）＞

次のいずれかによって、被保険者が所定の疾病障がい状態になられたとき

- （ア）ご契約者の故意または重大な過失
- （イ）被保険者の故意または重大な過失
- （ウ）被保険者の薬物依存
- （エ）疾病障がい保険金受取人の故意または重大な過失

＜障がい生活保障年金（ウェルガード生活保障特約を付加された場合）および障がい保険金（ウェルガード特約を付加された場合）＞

次のいずれかによって、支払事由が生じたとき

- （ア）ご契約者の故意または重大な過失
- （イ）被保険者の故意または重大な過失
- （ウ）被保険者の自殺行為
- （エ）被保険者の犯罪行為
- （オ）被保険者の薬物依存
- （カ）障がい生活保障年金受取人または障がい保険金受取人の故意または重大な過失
- （キ）戦争その他の変乱

ただし、不慮の事故による所定の障がい状態により支払事由に該当した場合の免責事由は、以下のとおりとなります。

次のいずれかによって、支払事由が生じたとき

- （ア）ご契約者の故意または重大な過失
- （イ）被保険者の故意または重大な過失
- （ウ）被保険者の犯罪行為
- （エ）被保険者の精神障がいを原因とする事故
- （オ）被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- （カ）被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- （キ）被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- （ク）障がい生活保障年金受取人または障がい保険金受取人の故意または重大な過失
- （ケ）地震、噴火または津波
- （コ）戦争その他の変乱

＜リビング・ニーズ特約およびリビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）による保険金＞

次のいずれかによって、支払事由が生じたとき

- （ア）ご契約者の故意
- （イ）被保険者の故意
- （ウ）被保険者の自殺行為
- （エ）被保険者の犯罪行為
- （オ）戦争その他の変乱

※リビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）の場合は、上記に加えて「主契約の被保険者の故意」も免責事由となります。

＜災害死亡保険金、災害高度障がい保険金、障がい給付金、特定損傷給付金、災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、長期療養給付金、入院初期給付金、短期入院給付金および通院給付金＞

次のいずれかによって、支払事由が生じたとき

- (ア) ご契約者の故意または重大な過失
- (イ) 被保険者の故意または重大な過失
- (ウ) 被保険者の犯罪行為
- (エ) 被保険者の薬物依存
- (オ) 被保険者の精神障がいを原因とする事故
- (カ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (キ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (ク) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (ケ) 保険金受取人の故意または重大な過失
- (コ) 地震、噴火または津波
- (サ) 戦争その他の変乱

※ファミリー保障特約・ファミリー入院初期費用給付特約・ファミリー短期入院特約・ファミリー通院給付特約の場合は、上記に加えて「主契約の被保険者の故意または重大な過失」も免責事由となります。

※「(エ) 被保険者の薬物依存」は、疾病入院給付金、手術給付金、長期療養給付金、入院初期給付金、短期入院給付金および通院給付金の免責事由です。

※「(ケ) 保険金受取人の故意または重大な過失」は、災害死亡保険金および災害高度障がい保険金の免責事由です。

＜ご注意＞

- 上記の免責事由に該当した場合以外にも解除、失効、取消や無効など保険金等をお支払いしない場合があります。詳しくは、前述の「保険金などを支払わない場合について」をご覧ください。
- 保険金をお支払いできる場合やお支払いできない場合の具体的な事例については、後述の「＜参考＞保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の具体的な事例」をご覧ください。
- 精神病などによる自殺については、保険金等をお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。
- 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱が原因で支払事由または保険料払込免除の事由が生じた場合は、該当する被保険者の数によっては、保険金等の全額またはその一部をお支払いすることや保険料のお払い込みを免除することがあります。

解約と解約返戻金について

一定期間の死亡保障に重点をおいた定期保険特約等は、死亡・高度障がい保険金等のお支払いにあてられる掛け捨ての部分が大きい保険です。したがって、定期保険特約等を解約された場合の払いもどし金額は、お払い込みいただいた保険料にくらべて少額となります。

- 次の特約には、解約返戻金はありません。

◆新介護保障特約	◆新ナイスリー特約
◆災害入院特約（終身型）	◆疾病入院特約（終身型）
◆短期入院特約（終身型）	◆入院初期費用給付特約（終身型）
◆成人病入院特約（終身型）	◆成人病短期入院特約（終身型）
◆新ガン入院特約（終身型）	◆ガン短期入院特約（終身型）
◆新女性疾病入院特約（終身型）	◆女性疾病短期入院特約（終身型）
◆通院給付特約（終身型）	◆保険料払込免除特約

- 特約に特別保険料領収法が適用された場合、特別の保険料に対する解約返戻金があれば加算してお支払いします。

※解約返戻金のない特約に特別保険料領収法が適用された場合には、特別の保険料に対する解約返戻金はありません。

- 保障見直し制度のご利用により解約や減額の際の責任準備金額が積立金に充当されている場合等は、一定期間、積立金額から所定の金額を控除* することがあります。

* 所定の金額を控除

保障見直し制度をご利用されている場合については、解約・減額して責任準備金を積立保険に充当した特約の特約始期からの経過期間が原則10年に満たない期間内に積立保険を解約される場合、特約の責任準備金額と解約返戻金額の差額および経過期間に基づいて計算した金額を、積立金額から控除します。

- やむをえず、ご契約を解約される場合には、契約者ご本人が当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターまでお申し出ください。
- 当社所定の書類をご提出いただいたうえで、解約返戻金があればご契約者にお支払いします。

<ご注意>

- 更新時に更新型の特約を減額した場合および更新しなかった場合の払いもどし金はありません。

代理請求人制度について

●代理請求人による代理請求について

次の保険金等については、原則として被保険者が保険金等の受取人となりますが、ご契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ代理請求人を指定することができます。被保険者がこれらの保険金等をご請求できない特別な事情がある場合、指定された代理請求人は、その事情を示す書類およびその他の必要書類をご提出いただき、当社の承諾を得たうえで、被保険者の代理人として、これらの保険金等をご請求いただけます。

- ◆介護生活保障特約による介護生活保障年金
- ◆ウェルガード生活保障特約による障がい生活保障年金
- ◆介護保障特約による介護保険金
- ◆新介護保障特約による特定介護保険金および軽度介護給付金
- ◆ナイスリー特約による特定疾病保険金
- ◆新ナイスリー特約による特定疾病保険金
- ◆ウェルガード特約による障がい保険金
- ◆リビング・ニーズ特約による保険金

●代理請求人について

代理請求人として指定できるのは、次のいずれかの方です。ただし、指定された代理請求人がご請求の際に次の要件に該当しない場合、指定は無効となります。

- ◆被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ◆被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

ご契約者は、被保険者の同意を得て代理請求人を指定または変更することができます。この場合、保険証券に記載します。

上記の特約のうち2つ以上を付加された場合の代理請求人は同一となります。

●代理請求によるお支払いについて

これらの保険金等を代理請求人にお支払いした場合、その後重複して被保険者等からこれらの保険金等をご請求されてもお支払いできません。

リビング・ニーズ特約について、複数契約の各代理人からの保険金請求額合計が当社の定める金額を超える場合、その超える部分はお支払いできません。

●ご契約者が法人でこれらの保険金等の受取人となる場合について

代理請求人の指定はできません。また、ご契約者もしくは死亡保険金受取人の変更により法人がこれらの特約による保険金等の受取人になる場合には、代理請求人の指定は無効となります。

この場合には法人の代表者からご請求をいただきます。被保険者が法人の唯一の代表者で、ご自身でこれらの保険金等の支払事由発生をご存じないか意思能力がない場合には、新たに代表者を選任いただかない限り、これらの特約による保険金等のご請求はできません。

●高度障がい保険金等の死亡保険金受取人による代理請求について

次の保険金等の受取人が被保険者の場合で、その被保険者がこれらの保険金等をご請求

できない特別な事情があるときは、死亡保険金受取人が、その事情を示す書類およびその他の必要書類をご提出いただき、当社の承諾を得たうえで、被保険者の代理人としてこれらの保険金等をご請求いただけます。

この場合、ご請求の際に死亡保険金受取人が被保険者と同居しているかまたは生計を一にしていることが必要です。

ただし、代理請求人が指定され、かつ指定された代理請求人がご請求の際に代理請求人の要件に該当している場合は、その指定された代理請求人からのご請求となります。

- | | | |
|-------------|--------------|-----------|
| ◆高度障がい保険金 | ◆高度障がい生活保障年金 | ◆疾病障がい保険金 |
| ◆災害高度障がい保険金 | ◆障がい給付金（1級） | |

<ご注意>

- 代理請求により保険金等をお支払いした場合、当社にご契約者または被保険者にその旨のご連絡をいたしません。したがって、ご契約者または被保険者の承諾なしにご契約の全部または一部が消滅することとなります。
- ご契約者または被保険者から契約内容について当社にご照会があった場合には、保険金支払状況等を回答せざるをえないことがありますので、お含みおきください。
- 指定代理請求特約が中途付加されたご契約の場合、指定代理請求特約の特約条項に従い保険金等の代理請求をお取り扱いするため、代理請求人制度のお取り扱いはできなくなります。

指定代理請求特約について

この特約を付加されますと、保険金等の受取人である主契約の被保険者に自らご請求いただけない次の例のような事情が生じた場合、指定代理請求人は、主契約の被保険者の代理人として保険金等をご請求いただけます。

（例）主契約の被保険者が自らご請求いただけない事情

- ・主契約の被保険者が保険金等を請求する意思表示ができないと当社が認めたとき
- ・主契約の被保険者が傷病名（ガン等の当社が認める傷病名の場合）を告知されていないとき
- ・主契約の被保険者が余命6か月以内と知らされていないとき など

●対象となる保険金等について

指定代理請求人よりご請求いただける保険金等は、次のとおりです。

- ・主契約の被保険者が受取人となる次の保険金、給付金、年金

- | | | | |
|--------------------------------|--------------|---------------|------------|
| ◆ 高度障がい保険金 | ◆ 災害高度障がい保険金 | ◆ 高度障がい生活保障年金 | |
| ◆ 障がい保険金 | ◆ 障がい給付金 | ◆ 障がい生活保障年金 | ◆ 介護保険金 |
| ◆ 介護生活保障年金 | ◆ 特定介護保険金 | ◆ 軽度介護給付金 | ◆ 疾病障がい保険金 |
| ◆ 特定疾病保険金 | ◆ 特定損傷給付金 | ◆ 各入院給付金 | ◆ 入院初期給付金 |
| ◆ 各短期入院給付金 | ◆ 各手術給付金 | ◆ 各長期療養給付金 | ◆ 通院給付金 |
| ◆ ファミリー保障特約の死亡保険金・災害死亡保険金 | | | |
| ◆ リビング・ニーズ特約による保険金 | | | |
| ◆ リビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）による保険金 | | | |

- ・主契約の被保険者と受取人が同一人である場合の次の年金

◆ 年金払移行特約による年金

- ・主契約の被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料のお払い込み免除

※すえ置かれている保険金等のご請求の対象にはなりません。

● 指定代理請求人の範囲について

- ・ご契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人を次の範囲の中から1名指定してください。指定代理請求人が保険金等をご請求いただく際にもこの範囲内であることが必要です。

＜指定代理請求人の範囲＞

- ①主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - ②主契約の被保険者の直系血族*（子、孫、父母、祖父母など）
 - ③主契約の被保険者の3親等内の親族*（兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪など）
- 上記のほか、次の範囲内の方*で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると当社が認めた方
- ④主契約の被保険者と同居しまたは主契約の被保険者と生計を一にしている方
 - ⑤主契約の被保険者の財産管理を行っている方*
 - ⑥主契約の死亡保険金受取人
 - ⑦その他上記④または⑤と同等の関係にある方

*直系血族

*3親等内の親族

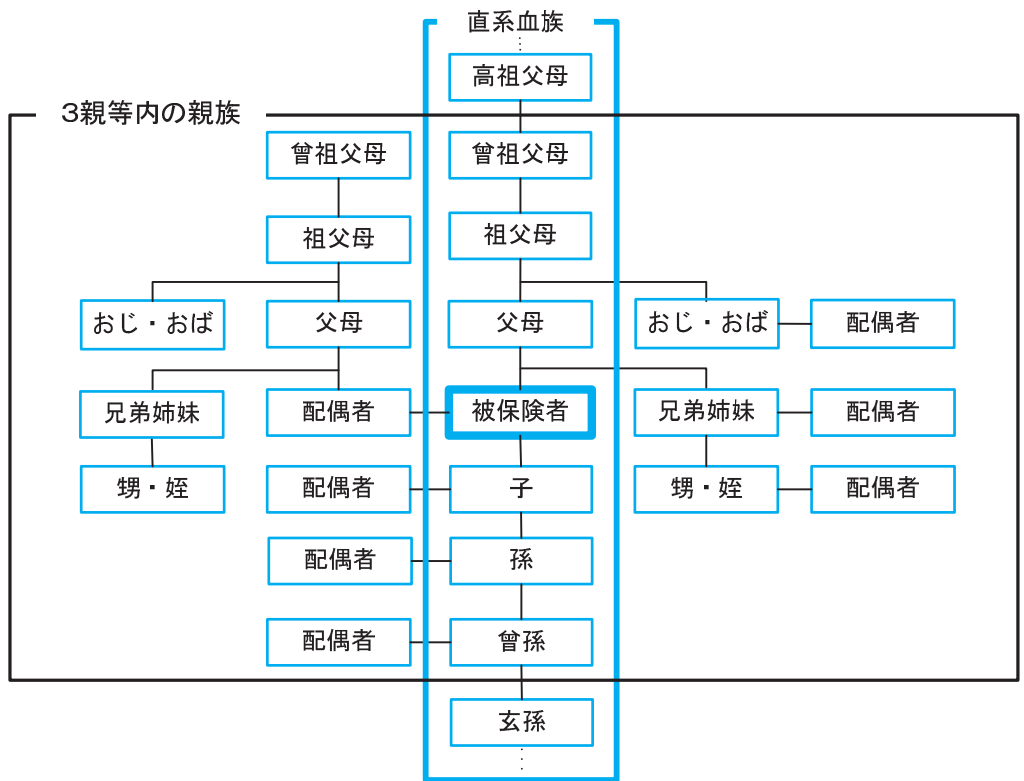
次頁の「直系血族」「3親等内の親族」をご覧ください。

*次の範囲内の方

婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方などを含みます。

*財産管理を行っている方

財産管理委任契約などに基づき財産管理を行っている方をいいます。



- ご契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、前頁の〈指定代理請求人の範囲〉内で指定代理請求人を変更することができます。
- 主契約の被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じた際に、指定代理請求人の要件を満たす方がいない場合、または、指定が撤回されたこと等により指定代理請求人が指定されていない場合には、主契約の死亡保険金受取人が指定代理請求人として* 保険金等をご請求いただけます。

***主契約の死亡保険金受取人が指定代理請求人として**

年金払移行特約により主契約の全部が年金払に移行した場合には、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えます。

●代理請求によるお支払いについて

○指定代理請求人が保険金等をご請求される場合、次の書類をご提出いただきます。

- 主契約の被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じたことを示す書類
- 指定代理請求人が前頁の〈指定代理請求人の範囲〉内であることを確認するための書類
- その他の必要書類

○指定代理請求人が保険金等をご請求された場合、ご契約が消滅する、特約が消滅し保険料が少なくなる、あるいは保険料のお払い込みが免除されることがあります。また、主契約の被保険者ご本人から保障内容・お支払い内容について当社にご照会があったときは、回答せざるを得ないことがあります。したがって、主契約の被保険者ご本人が、保険金等を自らご請求いただけない事情（余命6か月、

ガンであること等)をお知りになることがあります。

○リビング・ニーズ特約について、複数契約の各代理人からの保険金請求額が当社の定める金額を超える場合、その超える部分はお支払いできません。

○保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複して主契約の被保険者等からその保険金等のご請求を受けてもお支払いできません。

●ご契約者が法人で保険金等の受取人となる場合について

- 代理請求を行うことはできません。また、ご契約後、ご契約者の変更等により保険金等の受取人が法人へ変更された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとしてお取り扱いします。この場合には、法人の代表者からご請求いただきます。主契約の被保険者が法人の唯一の代表者で、ご自身でこれらの保険金等の支払事由発生をご存じないか意思能力がない場合には、新たに代表者を選任いただかない限り、保険金等のご請求はできません。

＜ご注意＞

- 指定代理請求人に次のような事情が生じた場合は、指定代理請求人を変更していただく必要がありますので、すみやかに当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。
 - 死亡されたとき
 - 指定代理請求人の要件を満たさなくなったとき
 - 主契約の被保険者の代理人として保険金等を請求する意思表示ができなくなったとき など
- 指定代理請求人はあくまでも保険金等を主契約の被保険者の代理でご請求いただける方であり、保険金等の受取人は主契約の被保険者ご自身となります。
- 保険金等を指定代理請求人のご請求によりにお支払いした場合、当社のご契約者または主契約の被保険者にその旨のご連絡をいたしません。したがって、ご契約者または主契約の被保険者の承諾なしにご契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 故意に保険金等の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金等を主契約の被保険者が請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人として保険金等をご請求いただけません。
- 指定代理請求特約を付加された場合、主約款や各特約条項に規定されている保険金等の代理請求のお取り扱いはできなくなり、指定代理請求特約の規定に従い保険金等の代理請求のお取り扱いをします。

被保険者死亡後の給付金等の請求について

●代表者による請求について

給付金等の受取人が主契約の被保険者の場合で、主契約の被保険者の死亡後の給付金等の請求については、主契約の被保険者の法定相続人のうち、次の順位で定まる代表者から請求を行ってください。

- ①主契約の死亡保険金受取人
- ②主契約に付加されている給付特約において指定されている代理請求人（請求時において、代理請求人に指定された者が、代理請求人の要件を満たしていることが必要です。）
- ③配偶者
- ④法定相続人の協議により定めた者

●代表者による請求の対象となる給付金等について

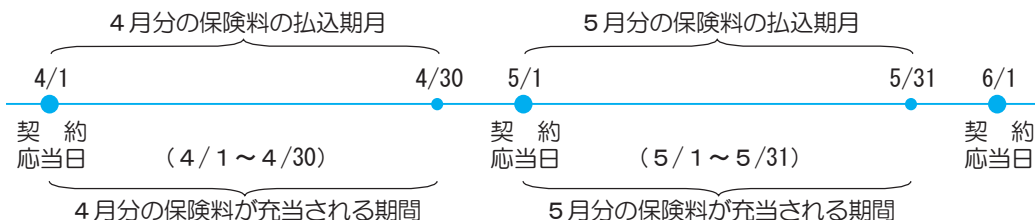
主契約の被保険者の法定相続人のうち、上記により定まった代表者による請求の対象となる給付金等は次のとおりです。

- ◆特定介護保険金 ◆軽度介護給付金 ◆新ナイスリー特約による特定疾病保険金
- ◆障がい給付金 ◆特定損傷給付金 ◆各入院給付金 ◆各手術給付金
- ◆各長期療養給付金 ◆入院初期給付金 ◆各短期入院給付金 ◆通院給付金

保険金支払などの際の保険料の精算について

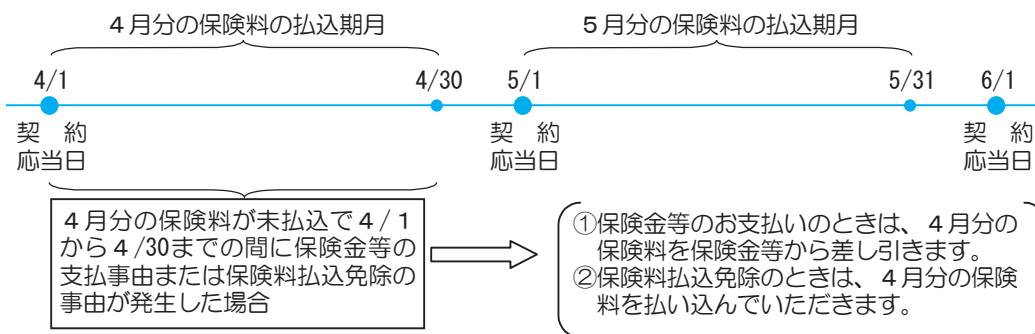
払込期月中にお払い込みいただく保険料は、払込期月に含まれる契約応当日から次の払込期月に含まれる契約応当日の前日までの期間の保険料に充当され、払込期月に含まれる契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

(例) 月払契約の場合



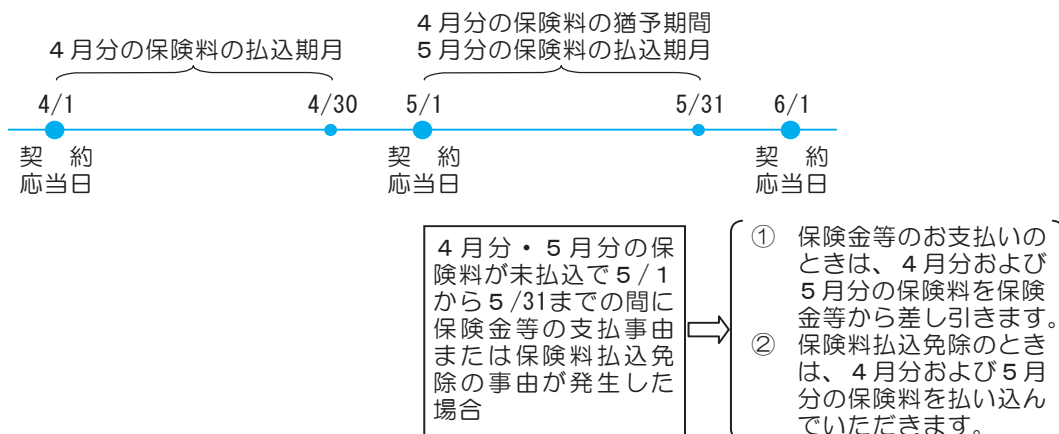
したがって、保険金等の支払事由または保険料払込免除の事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、保険金等のお支払いのときにその未払込保険料を保険金等から差し引き、保険料払込免除のときはその未払込保険料を払い込んでいただきます。

(例) 月払契約の場合



なお、月払契約で猶予期間中の契約応当日以降その月の末日までに、保険金等の支払事由または保険料払込免除の事由が発生した場合は、保険金等のお支払いのときにその猶予期間中の未払込保険料および払込期月の保険料を保険金等から差し引き、保険料払込免除のときはその猶予期間中の未払込保険料および払込期月の保険料を払い込んでいただきます。

(例)



生命保険と税金について

本項では、2024年12月現在の税制に基づく税務のお取り扱いを記載しています。
今後、税制の改正に伴い、お取り扱いが変わる場合があります。
個別のお取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

一般生命保険料控除・介護医療保険料控除について

1年間にお払い込みいただいた保険料の一定額が、所得税と住民税の対象となる所得から控除され、その分に応じて税金が軽減されます。

- ※2012年1月1日に生命保険料控除制度が改正されました。改正後の生命保険料控除制度は、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除からなる制度です。
- ※一般生命保険料控除および介護医療保険料控除の対象となる特約について、特約の更新・特約の中途付加・保険期間が終身の特約への変更などがあった場合、主契約および付加されているその他の特約についても改正後の生命保険料控除制度が適用されます。
- ※この保険の主契約・特約は、その保障内容等に応じて一般生命保険料控除・介護医療保険料控除の対象または対象外となります。

●一般生命保険料控除・介護医療保険料控除の対象となるご契約

納税する人が保険料を支払い、保険金等の受取人がご本人あるいは配偶者またはその他の親族であるご契約です。

●一般生命保険料控除・介護医療保険料控除の対象となる保険料

- ・1月から12月までにお払い込みいただいた次の①および②の保険料です。ただし、契約者配当金をお支払いした場合、その年にお支払いした契約者配当金を「一般生命保険料控除の対象となる保険料」・「介護医療保険料控除の対象となる保険料」・「その他保険料*」の各保険料の額によって按分し、「一般生命保険料控除の対象となる保険料」・「介護医療保険料控除の対象となる保険料」からそれぞれに対応する按分後の契約者配当金の額を差し引きます。

* その他保険料

1月から12月までにお払い込みいただいたこの保険の主契約・特約の保険料のうち、「一般生命保険料控除の対象となる保険料」と「介護医療保険料控除の対象となる保険料」に該当しない保険料をいいます。

【例】災害割増特約、傷害特約、災害入院特約の保険料

①一般生命保険料控除の対象となる保険料

生存または死亡されたときに保険金・給付金等をお支払いする主契約・特約の保険料

【例】この保険の主契約、定期保険特約、介護保障定期保険特約の保険料

②介護医療保険料控除の対象となる保険料

疾病等により入院されたときなどに保険金・給付金等をお支払いする主契約・特約の保険料

[例] 疾病入院特約、成人病入院特約、新介護保障定期保険特約の保険料

- 上記の保険料について「生命保険料控除証明書」を発行しますので、申告のときまで大切に保管してください。

●控除額の計算方法

＜所得税の対象となる所得から控除される金額＞

一般生命保険料控除と介護医療保険料控除それぞれについて計算します。

控除の対象となる保険料	控除額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円を超え 40,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times \frac{1}{2}) + 10,000\text{円}$
40,000円を超え 80,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times \frac{1}{4}) + 20,000\text{円}$
80,000円を超えるとき	一 律 40,000円

※一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除をあわせて120,000円が控除額の限度となります。

＜住民税の対象となる所得から控除される金額＞

一般生命保険料控除と介護医療保険料控除それぞれについて計算します。

控除の対象となる保険料	控除額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円を超え 32,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times \frac{1}{2}) + 6,000\text{円}$
32,000円を超え 56,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times \frac{1}{4}) + 14,000\text{円}$
56,000円を超えるとき	一 律 28,000円

※一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除をあわせて70,000円が控除額の限度となります。

<ご注意>

- 契約日が2011年12月31日以前のご契約の場合で特約が更新されるときまたは特約を中途付加するとき、2012年1月1日以後最初に到来する更新日等* 前のご契約については改正前の生命保険料控除制度（旧制度）が、その更新日等* 以後のご契約については改正後の生命保険料控除制度（新制度）が適用されます。

*更新日等

特約の更新日・中途付加日・保障内容変更日をいいます。

(例) 特約の更新日が2025年7月1日の場合

	2024年	2025年		2026年	...
適用制度	旧制度	旧制度			
			新制度	新制度	...

← 特約の更新日前のご契約 (旧制度適用契約) 7/1 特約の更新日以後のご契約 (新制度適用契約) →
 特約の更新日

※上記例の場合、2025年の一般生命保険料控除は、以下のとおりとなります（所得税の場合）。また、以下に加えて、2025年の介護医療保険料控除は、新制度適用契約について控除額を計算して控除することができます。

- 旧制度適用契約の控除額が40,000円を超えるとき
旧制度の控除額の限度である50,000円を限度に、旧制度適用契約の控除額のみで控除することができます。
- 旧制度適用契約の控除額が40,000円以下のとき
新制度の控除額の限度である40,000円を限度に、旧制度適用契約の控除額と新制度適用契約の控除額の合計額で控除することができます。

保険金などの税法上のお取り扱いについて

●保険金、給付金等の税法上のお取り扱いについて

保険金等に対する税金は、ご契約者（保険料負担者）、被保険者、受取人の関係によって、異なります。

＜死亡保険金を受け取られたとき＞

契約内容	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税 (一時所得) 住民税
	夫	子	夫	
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

＜死亡生活保障年金を受け取られたとき＞

契約内容	税の種類		
	被保険者死亡時	年金受取時	年金一括受取をされた場合
ご契約者と被保険者が同一人の場合	年金受給権の評価額* に相続税	所得税 (雑所得)* 住民税*	相続税
受取人がご契約者自身の場合	—	所得税 (雑所得) 住民税	所得税 (一時所得) 住民税
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	年金受給権の評価額* に贈与税	所得税 (雑所得)* 住民税*	贈与税

*年金受給権の評価額

お支払いを受けるべき年金についての税法上の評価額をいいます。

*所得税(雑所得) *住民税

受取人がご契約者以外の場合、毎年受け取る死亡生活保障年金は課税部分と非課税部分に振り分けられ、課税部分にのみ所得税(雑所得)および住民税が課税されます。

●保険金、給付金等の非課税扱いについて

受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族である場合、次の保険金、給付金等は全額非課税となります。

◆高度障がい保険金	◆高度障がい生活保障年金	◆介護保険金
◆介護生活保障年金	◆特定介護保険金	◆軽度介護給付金
◆疾病障がい保険金	◆特定疾病保険金	◆障がい保険金 ◆障がい生活保障年金
◆リビング・ニーズ特約による保険金		◆災害高度障がい保険金
◆障がい給付金	◆特定損傷給付金	◆各入院給付金 ◆各手術給付金
◆各長期療養給付金	◆入院初期給付金	◆各短期入院給付金 ◆通院給付金

お手続きに必要な書類について

保険金・給付金などのご請求や、名義変更等の諸手続きに必要な書類は、主約款および特約条項の別表「請求書類」に記載しています。

ただし、記載以外の書類のご提出を求めたり、または記載書類の一部省略のお取り扱いをすることがありますので、諸手続きが必要な場合には、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご相談ください。

※ご契約者および保険金受取人が企業（個人事業主を含みます。）で被保険者がその従業員の場合

この保険の目的が、死亡・高度障がい保険金の全部または相当部分を被保険者またはそのご遺族に退職金等として支払うことにあるときは、保険金等のご請求の際、被保険者またはそのご遺族（退職金等の受給者）が請求内容を了知（自署・押印）していることが必要です。

大樹生命からのお願い

次のような場合もしくはご契約に関するお問い合わせやご相談がございましたら、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。

- ご契約者を変更するとき……………被保険者の同意および当社の承諾が必要です。
- 死亡保険金受取人
または指定代理請求人を変更するとき…被保険者の同意が必要です。
- 死亡保険金受取人が死亡されたとき……新しい死亡保険金受取人に変更するお手続きをしていただきます。
- ご住所を変更されたとき
- 改姓、改名されたとき
- 保険証券を紛失されたとき
- ご契約に適用される諸利率の具体的な利率を知りたいとき

なお、ご契約に関するご照会やご通知の際には、保険証券の証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、契約日、住所、郵便番号を必ずお知らせください。

1. 眼の障がい

- ・両眼のきょう正視力の和* が0.08以下の状態が 180日以上継続するもの

*きょう正視力の和

眼科的に適切な、きょう正眼鏡またはコンタクトレンズなどを装用した状態で、万国式試視力表により、1眼ずつ測定した視力を合計した数値。

上記の障がい状態に該当する主な原因としては、次の例があります。

- ◆糖尿病の合併症で、失明にいたる糖尿病性網膜症
- ◆眼圧が異常に高くなり視力障がい等をきたす緑内障
- ◆水晶体が濁り視力障がい等をきたす白内障
- ◆腫瘍や炎症のために網膜が眼底から剥離し、視力が低下する網膜剥離

2. 耳の障がい

- ・両耳の聴力を全く失った状態が 180日以上継続するもの

具体的な基準は以下のとおりです。

ただし、心因性の難聴等の非器質性難聴はお支払いの対象となりません。

- ・両耳の聴力レベルが90デシベル* 以上のもの。
- ・両耳の聴力レベルが80デシベル以上で、かつ最良語音明瞭度* が30%以下のもの。

*デシベル

音の強さの単位のことです。

例えば、聴力レベルが90デシベル以上とは耳元での大声が聞こえない程度です。

なお、周波数 500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたときの次の算式で得られる数値により判定します。

$$\text{デシベル値} = \frac{(a + 2b + c)}{4}$$

聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。

*最良語音明瞭度

検査語数に対する正解率を語音明瞭度といい、最も高い数値を最良語音明瞭度とします。

検査は録音器またはマイク付オーディオメータにより、通常の会話の強さで、2秒から3秒に1語の割合で発声して行います。

検査語は語音弁別能力測定用語集によります。

語音聴力表は「57式語表」または「67式語表」とします。

上記の障がい状態に該当する主な原因としては、次の例があります。

- ◆中耳にくり返し炎症がおきて鼓膜に穴があく慢性中耳炎
- ◆原因不明で内耳の変性をおこす耳硬化症

3. 平衡機能の障がい

- 手足・胴体に異常がない場合で、脳または内耳に器質的異常* があり、眼を閉じた状態で起立不能、または眼を開けた状態で直線10m以内の歩行を中断せざるをえない程度の障がいがあるが 180日以上継続するもの

* 器質的異常

形態学的に把握できるような異常のことで、器官、組織に認められる異常をいいます。

上記の障がい状態に該当する主な原因としては、次の例があります。

- ◆脳の内部に腫瘍ができる脳腫瘍
- ◆脳動脈が弾性を失い、硬くなる脳動脈硬化症

4. 上・下肢の障がい

○上肢について

- 両手の親指と、ひとさし指または中指を欠くもの、またはそれらの指があっても著しい変形、麻痺等により指がないのと同程度の機能障がいがあるが 180日以上継続するもの
- 1上肢の3大関節中（肩、ひじ、手）いずれか2関節以上について、次のいずれかの状態があるが 180日以上継続するもの
 - 動かすことのできる範囲が2分の1以下となりかつ筋力が半減しているもの
 - 筋力が著しく減少、消失しているもの
 - 関節が異常な形で動かなくなったもの
- 片手のすべての指を欠くもの、またはそれらの指があっても変形、麻痺等により指がないのと同程度の機能障がいがあるが 180日以上継続するもの
- 両上肢の機能の障がいにより、日常動作のほとんどが、自力では困難で他人の介護を要する程度の状態があるが 180日以上継続するもの

○下肢について

- 両足のすべての指を欠くもの
- 1下肢の3大関節中（また、ひざ、足）いずれか2関節以上について、次のいずれかの状態があるが 180日以上継続するもの
 - 動かすことのできる範囲が2分の1以下となりかつ筋力が半減しているもの
 - 筋力が著しく減少、消失しているもの
 - 関節が異常な形で動かなくなったもの
- 1下肢の足関節以上で欠くもの
- 両下肢の機能の障がいにより、日常動作のほとんどが、自力では困難で他人の介護を要する程度の状態があるが 180日以上継続するもの

○上・下肢について

- 1上肢および1下肢の機能の障がいにより、日常動作のほとんどが、自力では困難で他人の介護を要する程度の状態があるが 180日以上継続するもの
- 四肢の機能の障がいにより、日常動作の一部が、自力では困難で他人の介護を要する程度の状態があるが 180日以上継続するもの

上記の障がい状態に該当する主な原因としては、次の例があります。

- ◆脳の運動機能をつかさどる部位に出血を起こす脳血管障がい
- ◆関節が変形して、曲げたり伸ばしたりできなくなる慢性関節リウマチ

5. 体幹・脊柱の障がい

- 腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれの状態でも座っていることのできない程度の障がい が 180日以上継続するもの
- 座っている状態から自力のみでは立ち上がることのできない程度の障がい が 180日以上継続するもの

上記の障がい状態に該当する主な原因としては、次の例があります。

- ◆椎間板の組織の一部が突き出て神経を圧迫する椎間板ヘルニア
- ◆リウマチの一種で脊柱の関節部分に生じた炎症が次第に線維化・骨化して脊柱が動かなくなる強直性脊椎炎
- ◆脊髄に腫瘍ができる脊髄腫瘍
- ◆骨の中に隙間ができ、骨がもろくなる骨粗しょう症

6. 呼吸器の障がい

(支払事由の例)

- 肺結核、じん肺* などにより、人並みの速度で歩くと息苦しくなる程度の肺機能障がい が 180日以上継続するもの

*じん肺

多量の粉塵を長年にわたって吸入し、それらが肺内に沈着し、その結果肺胞がこわれて肺が線維化されるものをいいます。

具体的には、約款所定の呼吸器の機能検査の結果などにより判定します。

上記の障がい状態に該当する主な原因としては、次の例があります。

- ◆喫煙などにより、肺胞領域の破壊が生じ、肺胞内の空気をスムーズに出すことが困難になる慢性肺気腫

7. 心臓の障がい

(支払事由の例)

- 呼吸困難等の症状があり、家庭内の極めて温和な活動以外で心不全症状* または狭心症症状* がおこる状態が 180日以上継続するもの

* 心不全症状

心臓の働きが悪くなり、十分な量の血液を送り出すことができなくなり、呼吸困難を伴う状態をいいます。

* 狭心症症状

心臓の筋肉(心筋)に血液が十分に行かなくなり、心筋の栄養不足、特に酸素の不足がおこり、前胸部の圧迫感や痛みが突然おこる状態をいいます。

具体的には、約款所定の心臓疾患検査の結果などにより判定します。

上記の障がい状態に該当する主な原因としては、次の例があります。

- ◆ リウマチ熱などにより心臓の弁が狭くなったり、完全に閉じなくなる心臓弁膜症
- ◆ 心筋に栄養分を補給する冠状動脈が、動脈硬化により狭くなった結果生じる狭心症や心筋梗塞

8. 腎臓の障がい

(支払事由の例)

- 永続的な人工透析療法* を受けたもの
- 所定の腎疾患の症状の他に、血清クレアチニン濃度* などの検査値に所定の異常があって、時に介助が必要で軽労働ができない状態が 180日以上継続するもの

* 人工透析療法

機能を失った腎臓に代わって血液の浄化を行う治療法で次の2つが代表的です。

血液透析法： 血液を体外に循環させ、人工透析膜を介して血液中の老廃物や水分を取り除く方法。

腹膜灌流法： 腹腔に透析液を注入して腹膜を介して血液を浄化した後に、腹腔から透析液と共に水分を排出する方法

* 血清クレアチニン濃度

血液中の老廃物(クレアチニン)の量をいいます。正常値は 0.7~ 1.5mg/dlとなります。

具体的には、約款所定の腎臓の機能検査の結果などにより判定します。

上記の障がい状態に該当する主な原因としては、次の例があります。

- ◆ ウィルス感染や免疫機能の異常などによって、腎臓の糸球体という部分が冒される糸球体腎炎が長期化し、腎臓の機能が回復不可能となる慢性腎不全

9. 肝臓の障がい

(支払事由の例)

- GOT* やGPT* などの肝機能検査値に所定の異常があり、かつ腹水* が1か月以上存続する等の臨床所見があつて、時に介助が必要で軽労働ができない程度の障がい が 180日以上継続するもの

* GOT * GPT

血清中のアミノ基転移酵素の活性度により肝機能を測るテストであり、基準値はGOTで40以下、GPTで35以下とされます。

* 腹水

腹腔の中に体液のたまつた状態をいいます。

具体的には、約款所定の肝臓の機能検査の結果などにより判定します。

上記の障がい状態に該当する主な原因としては、次の例があります。

- ◆ウィルス性肝炎のうち慢性のB型・C型肝炎や、長年の飲酒により発病するアルコール性肝炎の進行により、肝細胞が壊れて肝臓が線維におきかわり、肝臓の諸機能が弱くなる肝硬変

10. 血液・造血器の障がい

(支払事由の例)

- 次のいずれかに該当し、時に介助が必要で軽労働ができない程度の障がい が 180日以上継続するもの
 - 血液または骨髄に所定の異常があり、時々輸血を必要とするもの、または治療により改善が認められても、貧血、出血傾向、易感染性などを示すもの
 - 血液の凝固時間などに所定の異常があり、凝固因子製剤を時々輸注しているもの

具体的には、約款所定の血液・造血器の検査の結果などにより判定します。

上記の障がい状態に該当する主な原因としては、次の例があります。

- ◆骨髄での赤血球、白血球、血小板のできかたが悪くなる再生不良性貧血
- ◆体内で赤血球が著しく崩壊する溶血性貧血
- ◆血液のガンである白血病

11. 高血圧症

(支払事由の例)

- 通常の最小血圧（拡張期血圧）が 120mmHg以上、腎機能障がいの急激な悪化などの状態が 180日以上継続する悪性高血圧症
- 1年以内の一過性脳虚血発作または動脈硬化の他に、出血、白斑を伴う高血圧性網膜症* があり、時に介助が必要で軽労働ができない程度の障がい が 180日以上継続するもの

* 高血圧性網膜症

網膜に栄養を送る血管（動脈）が、動脈硬化により細くなり、十分な血液を補給できなくなる状態をいいます。

具体的には、約款所定の検査の結果などにより判定します。

12. 骨盤内臓器の障がい

(支払事由の例)

- 直腸の疾病のためS状結腸の人工肛門の造設による人工排泄口をもつもので、かつ、排尿機能障がいを併発し、 180日以上継続するもの（ただし、一時的な人工肛門の造設を除く）

具体的には、約款所定の検査の結果などにより判定します。

上記の障がい状態に該当する主な原因としては、次の例があります。

- ◆直腸と肛門を摘出して人工肛門を造設するなどの治療が必要となる直腸ガン

＜参考＞保険金等をお支払いできる場合または お支払いできない場合の具体的事例

(注) 保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご加入の時期によってはお取り扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取り扱いに関しては、ご契約（特約）内容・保険約款を必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係等によってもお取り扱いに違いが生じることがあります。

1. ご契約時に正しい告知をいただけなかった場合（告知義務違反による解除）

解説	
<p>生命保険契約にご加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態について、書面（告知書）でおたずねする事項を正確に告知いただく必要があります（告知義務）。</p> <p>書面（告知書）でおたずねする事項について、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合（告知義務違反）には、ご契約または特約の責任開始の日（復活されている場合は復活日）から2年以内であれば、ご契約（特約）が解除となることや、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。</p> <p>なお、責任開始の日から2年を経過していても、責任開始の日から2年以内に保険金・給付金の支払事由が発生しているとき（責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金・給付金が支払われない場合を含みます。）は、同様にご契約（特約）が解除となることや、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。</p> <p>※ご契約（特約）を解除した場合でも、保険金・給付金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実に基づかないときには、保険金・給付金をお支払いします。</p>	
お支払いできない場合の例	お支払いできる場合の例
<ul style="list-style-type: none"> • ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入社し、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝癌」で入院され、その後死亡された場合 ※この場合、ご契約は告知義務違反により解除されるため、死亡保険金・入院給付金などをお支払いできません。 	<ul style="list-style-type: none"> • ご契約加入前の「高血圧」での通院について、告知書で正しく告知のうえ加入され、ご加入1年後に「高血圧」とは因果関係のない「胃癌」で入院され、その後死亡された場合 ※この場合、ご契約の約款にもとづき、保険金・給付金をお支払いします（ご契約に条件が付加されている場合には、条件内容に従ってお支払いできないこともあります。）。

2. 当社が保障の責任を開始する前に生じた事故や発病した病気の場合（約款所定の支払事由に該当しないとき）

解説	
<p>高度障がい保険金・入院給付金等は、ご契約（特約）の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を原因とする場合をお支払いの対象と定めています。</p> <p>したがって、責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害や発病した疾病を原因とする場合には、高度障がい保険金・入院給付金等をお支払いできません。</p> <p>ただし、次のような場合には、責任開始時前に生じた原因を責任開始時以後に生じたものとみなしてお取り扱いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任開始時前に生じた原因について、当社が告知等により知ったうえでご契約をお引き受けした場合 責任開始時前に生じた原因について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けられたこと等がなく、かつ、ご契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚されていなかった場合 責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始された場合または手術を受けられた場合 	
お支払いできない場合の例	お支払いできる場合の例
<ul style="list-style-type: none"> ご契約加入前に生じた交通事故を原因として約款所定の高度障がい状態になられた場合 ご契約加入前より治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、ご契約加入後に悪化し入院された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ご契約加入後に生じた交通事故を原因として約款所定の高度障がい状態になられた場合 ご契約加入後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院された場合

3. 約款所定の障がい状態に該当しない場合（約款所定の支払事由に該当しないとき）

解説	
<p>高度障がい保険金は、約款所定の障がい状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、約款所定の障がい状態に該当しない場合、または、約款所定の障がい状態に該当しても回復の見込みがある場合にはお支払いできません。</p> <p>なお、障がい給付金は、高度障がい保険金と支払事由（約款所定の障がい状態）が異なりますが、同様に約款所定の障がい状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。</p> <p>高度障がい保険金または障がい給付金のお支払いの対象となる約款所定の障がい状態は、身体障害者福祉法等に定める障がい状態等とは異なります。</p> <p><u>※なお、以下では「高度障がい保険金」について、お支払いできない場合、お支払いできる場合を例示しています。</u></p>	
お支払いできない場合の例	お支払いできる場合の例
<ul style="list-style-type: none"> 「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合 	<ul style="list-style-type: none"> ご契約加入後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合

4. 約款に定める1回の入院についての支払限度を超える場合（約款所定の支払事由に該当しないとき）

解説	
<p>ご契約（特約）では、1回の入院に対して支払われる限度日数を定めており、その限度日数を越えた入院については、入院給付金のお支払いができません。 1回の入院に対して支払われる限度日数はご契約の内容により異なります（<u>90日限度と120日限度の特約がありますので、ご契約内容をご確認ください。</u>）。</p> <p>なお、同一の疾病（医学上重要な関係があると当社が認めた疾病を含みます。）を原因とし、退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院された場合、約款の規定により1回の入院とみなして入院日数を通算させていただきます。この場合、同一の疾病を原因とする入院全体を通算して限度日数までのお支払いとなります。</p>	
お支払いできない場合の例	お支払いできる場合の例
<ul style="list-style-type: none"> • 1回の入院に対して支払われる限度日数が120日となっているタイプの特約で、「脳梗塞」で150日間入院（1回目）され、<u>退院から100日後</u>に再び「脳梗塞」で150日間入院（2回目）された場合 ※この場合、1回目の入院は120日分を限度とし入院給付金をお支払いしますが、2回目の入院は1回目の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の再入院のため、1回の入院とみなします。2回目の入院については、1回目の入院と通算して120日が支払日数の限度となりますので、入院給付金はお支払いできません。 	<ul style="list-style-type: none"> • 1回の入院に対して支払われる限度日数が120日となっているタイプの特約で、「脳梗塞」で150日間入院（1回目）され、<u>退院から200日後</u>に再び「脳梗塞」で150日間入院（2回目）された場合 ※この場合、2回目の入院は1回目の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院ですので、それぞれ別の入院として取り扱います。1回目・2回目の入院それぞれについて120日が支払日数の限度となりますので、合計で240日分の入院給付金をお支払いします。

5. 手術が約款に定める手術に該当しない場合（約款所定の支払事由に該当しないとき）

解説	
<p>ご契約（特約）では、約款で手術給付金の支払対象となる手術の範囲（「支払事由」および「対象となる手術および給付倍率表」）を定めており、該当しない場合には、手術給付金はお支払いできません。</p> <p>《代表的なお支払いできない手術》</p> <p>抜釘術、25cm²未満の植皮術、扁桃摘出術、切開排膿術、皮膚縫合術（創処置）、皮下腫瘍（良性）摘出術、診断・検査のための手術（生検など）、美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術</p> <p>なお、手術給付金の支払対象となる手術の範囲は、ご契約の保険種類・ご契約の時期により異なります。</p>	
お支払いできない場合の例	お支払いできる場合の例
<ul style="list-style-type: none"> • 事故により足を骨折した際に骨を固定したプレートを取除く手術を受けた場合（抜釘術） • 扁桃の腫れを繰り返すため、扁桃を切除する手術を受けた場合（扁桃摘出術） • 前立腺癌が疑われるため、組織の一部を取る手術を受けた場合（前立腺生検） 	<ul style="list-style-type: none"> • 事故により足（大腿骨）を骨折し、骨を固定するためにプレートを挿入する手術を受けた場合（四肢骨観血手術） • 胃癌と診断確定され、原発巣を含め胃をすべて摘除する手術を受けた場合（悪性新生物根治手術）

6. 免責事由（約款であらかじめ定めたお支払いできない事由）に該当する場合

解説	
<p>ご契約（特約）により、約款で保険金・給付金等をお支払いできない場合（免責事由）を定めておりますので、そのいずれかに該当する場合には、保険金・給付金等はお支払いできません。</p> <p>なお、ご契約（特約）の時期・内容により免責事由は異なりますので、ご契約（特約）の約款をご確認ください。</p> <p>《代表的なお支払いできない事由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任開始の日から一定期間内の被保険者の自殺（死亡保険金等） ・ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人の故意または重大な過失による場合（死亡保険金、災害死亡保険金、給付金等。それぞれの適用範囲については、ご契約（特約）の約款をご確認ください。） ・被保険者の精神障がいの原因とする事故による場合（災害死亡保険金、給付金等） ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故による場合（災害死亡保険金、給付金等） ・被保険者が無免許で運転している間に生じた事故による場合（災害死亡保険金、給付金等） ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による場合（災害死亡保険金、給付金等） <p>※なお、以下では「災害死亡保険金」について、お支払いできない場合、お支払いできる場合を例示しています。</p>	
お支払いできない場合の例	お支払いできる場合の例
<p>＜被保険者の重大な過失＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡された場合 <p>＜泥酔状態を原因とする事故＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泥酔して道路上で寝込んでいるところを車にはねられて死亡された場合 	<p>＜被保険者の不注意＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、死亡された場合 <p>＜泥酔状態を原因としない事故＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡された場合

約 款

更新された特約および保障見直しにより中途付加された特約の特約条項をご覧ください。

給付特約総則特約目次

この特約の目的

- | | | | |
|------|---------------|------|----------------------------------|
| 第1条 | 用語の意義 | 第13条 | 管轄裁判所 |
| 第2条 | 特約の締結 | 第14条 | 主約款の規定の準用 |
| 第3条 | 給付特約の責任開始時 | 第15条 | 一時払特約の場合の特則 |
| 第4条 | 給付特約の保険料の払込 | 第16条 | 主契約に終身保障移行特約または年金払移行特約を付加する場合の取扱 |
| 第5条 | 給付特約保険料の払込免除 | 第17条 | 主契約の被保険者が死亡した場合の取扱 |
| 第6条 | 給付特約の失効 | 第18条 | 入院給付日額等の減額 |
| 第7条 | 給付特約の復活 | 第19条 | 保険金受取人による契約の存続に関する特則 |
| 第8条 | 給付特約の解約 | | |
| 第9条 | 告知義務 | | |
| 第10条 | 告知義務違反による解除 | | |
| 第11条 | 給付特約を解除できない場合 | 別表 1 | 請求書類 |
| 第12条 | 重大事由による解除 | | |

給付特約総則特約

(この特約の目的)

この特約は、主契約に、給付特約を付加する場合の取扱の総則を規定することを目的としたものです。

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	給付特約の締結または復活にあたって、会社の給付特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 給付特約	保険金、生活保障年金または給付金の支払その他の給付を行う特約のことをいいます。

第2条 (特約の締結)

- ① この特約は、主契約の締結の際、給付特約を付加するときに主契約に自動的に付加して締結します。
- ② 給付特約は、次の各号に掲げる特約とします。
 - (1) 定期保険特約
 - (2) 終身保険特約
 - (3) 生活保障特約
 - (4) 介護生活保障特約
 - (5) 総合障害生活保障特約
 - (6) 介護保障定期保険特約
 - (7) 新介護保障定期保険特約
 - (8) 疾病障害保障定期保険特約
 - (9) 特定疾病保障定期保険特約
 - (10) 新特定疾病保障定期保険特約
 - (11) 総合障害定期保険特約
 - (12) 介護保障終身保険特約
 - (13) 疾病障害保障終身保険特約
 - (14) 特定疾病保障終身保険特約
 - (15) 総合障害終身保険特約
 - (16) 災害割増特約
 - (17) 傷害特約
 - (18) 特定損傷特約
 - (19) 災害入院特約
 - (20) 疾病入院特約
 - (21) 入院初期費用給付特約
 - (22) 短期入院特約
 - (23) 成人病入院特約
 - (24) 成人病短期入院特約
 - (25) ガン入院特約
 - (26) 新ガン入院特約
 - (27) ガン短期入院特約
 - (28) 女性疾病入院特約
 - (29) 新女性疾病入院特約
 - (30) 女性疾病短期入院特約
 - (31) 通院給付特約
 - (32) 災害入院特約 (終身型)
 - (33) 疾病入院特約 (終身型)
 - (34) 入院初期費用給付特約 (終身型)
 - (35) 短期入院特約 (終身型)
 - (36) 成人病入院特約 (終身型)
 - (37) 成人病短期入院特約 (終身型)
 - (38) 新ガン入院特約 (終身型)
 - (39) ガン短期入院特約 (終身型)
 - (40) 新女性疾病入院特約 (終身型)
 - (41) 女性疾病短期入院特約 (終身型)
 - (42) 通院給付特約 (終身型)

第3条 (給付特約の責任開始時)

給付特約の締結の際の責任開始時は、主契約の締結の際の責任開始時と同一とします。

第4条（給付特約の保険料の払込）

- ① 給付特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、契約者は、給付特約の保険料を、給付特約の保険料払込期間中、主約款の規定により払い込んでください。
- ② 生活保障年金の支払事由が生じ、生活保障年金が支払われることとなったときには、契約者は、支払事由発生後の生活保障特約、介護生活保障特約または総合障害生活保障特約の保険料の払込を必要としません。

第5条（給付特約保険料の払込免除）

- ① 給付特約のうち、次の(a)から(j)に掲げる特約の保険料の払込免除は、次に定めるとおりです。

(a) 終身保険特約	(f) 介護保障定期保険特約
(b) 介護保障終身保険特約	(g) 特定疾病保障定期保険特約
(c) 特定疾病保障終身保険特約	(h) 疾病障害保障定期保険特約
(d) 疾病障害保障終身保険特約	(i) 生活保障特約
(e) 定期保険特約	(j) 介護生活保障特約

名称	保険料払込免除の事由	免除の範囲	保険料の払込を免除しない場合
保険料の払込免除	被保険者が本項に定める給付特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故* による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、本項に定める給付特約の保険料払込期間中に障害状態* になったとき	払込免除の事由に該当した時の直後に到来する払込期月以後の本項に定める給付特約の保険料	被保険者が次のいずれかによって障害状態になったとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ク) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

* 不慮の事故 主約款の別表1に定める事故をいいます。

* 障害状態 主約款の別表3に定める身体障害の状態をいいます。

- ② 第①項の保険料払込免除の事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって障害状態になったときを含みます。

③ 給付特約のうち、次の(a)から(ac)に掲げる特約の保険料の払込免除は、次の各号に定めるとおりです。

(a) 災害割増特約	(D) 成人病短期入院特約
(b) 傷害特約	(Q) 成人病短期入院特約（終身型）
(c) 特定損傷特約	(R) ガン入院特約
(d) 新介護保障定期保険特約	(S) 新ガン入院特約
(e) 新特定疾病保障定期保険特約	(T) 新ガン入院特約（終身型）
(f) 災害入院特約	(U) ガン短期入院特約
(g) 災害入院特約（終身型）	(V) ガン短期入院特約（終身型）
(h) 疾病入院特約	(W) 女性疾病入院特約
(i) 疾病入院特約（終身型）	(X) 新女性疾病入院特約
(j) 入院初期費用給付特約	(Y) 新女性疾病入院特約（終身型）
(k) 入院初期費用給付特約（終身型）	(Z) 女性疾病短期入院特約
(l) 短期入院特約	(aa) 女性疾病短期入院特約（終身型）
(m) 短期入院特約（終身型）	(ab) 通院給付特約
(n) 成人病入院特約	(ac) 通院給付特約（終身型）
(o) 成人病入院特約（終身型）	

名称	保険料払込免除の事由	免除の範囲	保険料の払込を免除しない場合
保 険 料 の 払 込 免 除	(1) 被保険者が本項に定める給付特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として本項に定める給付特約の保険料払込期間中に高度障害状態* になったとき	払込免除の事由に該当した時の直後に到来する払込期月以後の本項に定める給付特約の保険料	被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行為 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 戦争その他の変乱
	(2) 被保険者が本項に定める給付特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故* による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、本項に定める給付特約の保険料払込期間中に障害状態* になったとき		被保険者が次のいずれかによって障害状態になったとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ク) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

- * 高度障害状態 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。
- * 不慮の事故 主約款の別表1に定める事故をいいます。
- * 障害状態 主約款の別表3に定める身体障害の状態をいいます。

④ 第③項の保険料払込免除の事由には、それぞれ次の各号に定める場合を含みます。

項目	内容
(1) 第③項第(1)号の保険料払込免除の事由	責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になった場合
(2) 第③項第(2)号の保険料払込免除の事由	責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって障害状態になった場合

⑤ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害状態または障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項または第③項の規定を適用します。

- (1) 給付特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。

⑥ 給付特約のうち、次の各号に掲げる特約の保険料の払込免除はありません。

- (1) 総合障害終身保険特約
- (2) 総合障害定期保険特約
- (3) 総合障害生活保障特約

⑦ 給付特約の保険料の払込が免除されたときは、以後払込期月に含まれる契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

⑧ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって高度障害状態または障害状態になった場合でも、それらの事由によって高度障害状態または障害状態になった被保険者の数の増加が給付特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、給付特約の保険料の払込を免除することがあります。

⑨ 保険料の払込免除にあたっての期限、確認が必要な場合および確認事項については、主約款の保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所に関する規定を準用します。

第6条（給付特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、年金支払期間中の介護生活保障特約および総合障害生活保障特約を除き、給付特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条（給付特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときは、給付特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復

活の規定を準用して、給付特約の復活の取扱をします。

- ③ 第②項にかかわらず、次の特約を復活する場合には、会社は、主契約に加えて次の各号に定める特約の復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、給付特約の復活の取扱をします。
- (1) 入院初期費用給付特約、短期入院特約または通院給付特約を復活する場合
災害入院特約および疾病入院特約
 - (2) 成人病短期入院特約を復活する場合
成人病入院特約
 - (3) ガン短期入院特約を復活する場合
新ガン入院特約
 - (4) 女性疾病短期入院特約を復活する場合
新女性疾病入院特約
 - (5) 入院初期費用給付特約（終身型）、短期入院特約（終身型）または通院給付特約（終身型）を復活する場合
災害入院特約（終身型）および疾病入院特約（終身型）
 - (6) 成人病短期入院特約（終身型）を復活する場合
成人病入院特約（終身型）
 - (7) ガン短期入院特約（終身型）を復活する場合
新ガン入院特約（終身型）
 - (8) 女性疾病短期入院特約（終身型）を復活する場合
新女性疾病入院特約（終身型）

第8条（給付特約の解約）

- ① 契約者は、いつでも将来に向かって、給付特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表1）を提出してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特約については、契約者は、生活保障年金の支払事由発生前に限り、解約することができます。
 - (1) 生活保障特約
 - (2) 介護生活保障特約
 - (3) 総合障害生活保障特約

第9条（告知義務）

契約者および被保険者は、給付特約の締結または復活の際、支払事由および保険料払込免除の事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関し書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じとします。）により告知を求めた事項について、その書面または電磁的方法によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

第10条（告知義務違反による解除）

- ① 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第9条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かってその給付特約を解除することができます。
- ② 会社は、次の各号のいずれかの事由が生じた後でも、第①項の規定により給付特約を解除することができます。
 - (1) 保険金の支払事由
 - (2) 生活保障年金の支払事由
 - (3) 給付金の支払事由
 - (4) 保険料払込免除の事由
- ③ 第②項の場合、会社は、保険金、生活保障年金または給付金を支払わず、また、給付特約の保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険金、生活保障年金または給付金を支払っていたと

きは、その返還を請求し、また、給付特約の保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した給付特約の保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ④ 第③項の規定にかかわらず、保険金、生活保障年金もしくは給付金の支払事由または給付特約の保険料払込免除の事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、保険金の受取人、年金受取人または被保険者が証明したときには、会社は、その保険金、生活保障年金もしくは給付金を支払いまたは給付特約の保険料（会社が給付特約を解除する時までに払込期日に含まれる契約応当日の到来している給付特約の保険料に限り）の払込を免除します。
- ⑤ 会社は、本条による給付特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、保険金の受取人、年金受取人または被保険者に通知します。

第11条（給付特約を解除できない場合）

会社は、次の各号のいずれかの場合には、第10条（告知義務違反による解除）による給付特約の解除を行うことができません。

- (1) 給付特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
- (2) 会社のために給付特約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために給付特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下本号において「保険媒介者」といいます。）が、次の(ア)から(ウ)に定めるいずれかの行為をしたとき。ただし、次の(ア)から(ウ)に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したと認められる場合には、会社は、給付特約を解除することができます。
 - (ア) 契約者または被保険者が第9条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (イ) 契約者または被保険者に対し、第9条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき
 - (ウ) 契約者または被保険者に対し、第9条（告知義務）の告知にあたって、事実でないことを告知することを勧めたとき
- (3) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (4) 責任開始の日からその日を含めて2年を超えて給付特約が継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始の日からその日を含めて2年以内に次の(ア)から(エ)のいずれかの事由が生じたとき（責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金、生活保障年金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除がされない場合を含みます。）には、会社は、給付特約を解除することができます。
 - (ア) 保険金の支払事由
 - (イ) 生活保障年金の支払事由
 - (ウ) 給付金の支払事由
 - (エ) 保険料払込免除の事由

第12条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かって給付特約を解除（一部の解除を含みます。以下、本条において同じとします。）することができます。
 - (1) 契約者、保険金の受取人または年金受取人が、死亡保険金または死亡生活保障年金（他の保険契約の死亡保険金または死亡生活保障年金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 契約者、被保険者、保険金の受取人または年金受取人が、給付特約の保険金（死亡保険金を除きます。）、生活保障年金（死亡生活保障年金を除きます。）もしくは給付金（保険料払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) 給付特約の保険金、生活保障年金、給付金または保険料払込免除の請求に関し、保険金の受取人、年金受取人、給付金の受取人または契約者（保険料払込免除の場合に限り）の詐

欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等（他の保険契約の給付金額等を含みます。）の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

(5) 契約者、被保険者、保険金の受取人または年金受取人が、次の(ア)から(カ)のいずれかに該当する場合

(ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ) 契約者、保険金の受取人または年金受取人が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(カ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(6) 主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者、保険金の受取人もしくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者、保険金の受取人または年金受取人に対する信頼を損ない、給付特約を継続することを期待しえない第1号から第5号に定める事由と同等の事由がある場合

② 会社は、次の各号のいずれかの事由が生じた後でも、第①項の規定により給付特約を解除することができます。

(1) 保険金の支払事由

(2) 生活保障年金の支払事由

(3) 給付金の支払事由

(4) 保険料払込免除の事由

③ 第②項の場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

(1) 第①項第1号から第6号に定める事由の発生時以後に生じた給付特約の支払事由または給付特約の保険料払込免除の事由について保険金、生活保障年金または給付金を支払わず、また、給付特約の保険料の払込を免除しません。もし、すでにその保険金、生活保障年金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、給付特約の保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した給付特約の保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

(2) 第①項第5号のみに該当した場合で、第①項第5号(ア)から(カ)に該当したのが給付特約の保険金の受取人または年金受取人のみであり、その給付特約の保険金の受取人または年金受取人が給付特約の保険金または生活保障年金の一部の受取人であるときは、第1号の規定にかかわらず、次の(ア)および(イ)に定めるとおり取り扱います。

(ア) 第①項第5号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由について、第①項第5号(ア)から(カ)に該当した給付特約の保険金の受取人または年金受取人が受け取るべき金額を支払わず、その金額を除いた残額を他の給付特約の保険金の受取人または年金受取人に支払います。この場合、支払わない部分に解約返戻金があるときは、これを契約者に支払います。もし、すでに第①項第5号(ア)から(カ)に該当した給付特約の保険金の受取人または年金受取人に給付特約の保険金または生活保障年金を支払っていたときは、その返還を請求します。

(イ) 給付特約のうち、生活保障特約、介護生活保障特約または総合障害生活保障特約を支払事由発生時以後に解除する場合、これらの特約については、第①項第5号(ア)から(カ)に該当した年金受取人の受取割合に応じて、その年金受取人が生活保障年金を受け取るべき部分を解除します。

④ 会社は、本条による給付特約の解除を、契約者（生活保障年金の支払事由発生時以後に次の各号に掲げる特約を解除するときは年金受取人。以下、本項において同じとします。）に対する通

知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、保険金の受取人、年金受取人または被保険者に通知します。

- (1) 生活保障特約
- (2) 介護生活保障特約
- (3) 総合障害生活保障特約

第13条（管轄裁判所）

給付特約における保険金、生活保障年金、給付金または保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第14条（主約款の規定の準用）

給付特約およびこの特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第15条（一時払特約の場合の特則）

- ① 保険料一時払の特約（以下「一時払特約」といいます。）のときは、給付特約保険料の払込免除（第5条）の規定は適用しません。
- ② 一時払特約の更新については、次の各号に定めるところによるほかは、各給付特約の特約の更新の規定を適用します。
 - (1) 給付特約は、更新後の給付特約の保険料払込方法（回数）および保険料払込方法（経路）を主契約と同一として、更新されるものとします。
 - (2) 第1号の規定により給付特約が更新されるときは、次に定めるとおりとします。
 - (ア) 更新後の給付特約の保険料払込期間は、更新後の給付特約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後の給付特約保険料の払込免除（第5条）の規定の適用にあたっては、特約条項中一部を次のとおり読み替えるものとします。この場合、第5条（給付特約保険料の払込免除）第⑤項の規定は適用しません。

読み替え前	読み替え後
本項に定める給付特約の締結の際の責任開始時	本項に定める給付特約の更新日の到来時

- (3) 第1号の規定にかかわらず、給付特約の保険期間満了の日の2か月前までに契約者から申出があったときまたは給付特約の更新日に主契約の保険料の払込が終了しているときには、一時払特約として更新を取り扱います。
- (4) 第3号の規定により給付特約が更新されるときには、契約者は、更新後の給付特約の保険料を、更新日を含む月の翌々月の更新日の月単位の応当日までに払い込んでください。
- (5) 更新後の給付特約の保険料が第4号に定める日までに払い込まれないときは、給付特約は更新されなかったものとします。

第16条（主契約に終身保障移行特約または年金払移行特約を付加する場合の取扱）

- ① 給付特約が付加された主契約に終身保障移行特約が付加されることにより主契約が終身保障に移行した場合は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 給付特約の保険期間の満了日前に移行日が到来するときには、給付特約は、移行日の前日に消滅するものとします。
 - (2) 第1号の場合、給付特約の責任準備金を終身保障移行後契約の特約保険金額の計算に算入します。
 - (3) 被保険者の入院中または通院期間中に第1号の規定により給付特約が消滅した場合には、移行日の前日を含む継続入院またはその通院期間中の通院に限り、給付特約の有効中の入院または通院とみなして給付金の支払の規定を適用します。
- ② 給付特約が付加された主契約に年金払移行特約が付加されることにより主契約が年金払に移行した場合は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 給付特約の保険期間の満了日前に年金開始日が到来するときには、給付特約は、年金開始日の前日に消滅するものとします。

- (2) 第1号の場合、給付特約の解約返戻金を年金払移行後契約の基本年金額の計算に算入します。
- (3) 被保険者の入院中または通院期間中に第1号の規定により給付特約が消滅した場合には、年金開始日の前日を含む継続入院またはその通院期間中の通院に限り、給付特約の有効中の入院または通院とみなして給付金の支払の規定を適用します。
- ③ 給付特約のうち、次の各号に掲げる特約が主契約に付加されている場合、終身保障移行特約および年金払移行特約を付加することはできません。
- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 新介護保障定期保険特約 | (8) 成人病短期入院特約（終身型） |
| (2) 新特定疾病保障定期保険特約 | (9) 新ガン入院特約（終身型） |
| (3) 災害入院特約（終身型） | (10) ガン短期入院特約（終身型） |
| (4) 疾病入院特約（終身型） | (11) 新女性疾病入院特約（終身型） |
| (5) 入院初期費用給付特約（終身型） | (12) 女性疾病短期入院特約（終身型） |
| (6) 短期入院特約（終身型） | (13) 通院給付特約（終身型） |
| (7) 成人病入院特約（終身型） | |

第17条（主契約の被保険者が死亡した場合の取扱）

- ① 給付金の受取人が主契約の被保険者の場合で、主契約の被保険者が死亡していたときの給付金の請求については、主契約の被保険者の法定相続人のうち、次の各号に定める1人を代表者とします。この場合、その代表者は、主契約の被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
- (1) 主契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合はその協議により定めた者）
- (2) 第1号に該当する者がいない場合で、主契約に付加されている給付特約において代理請求人が指定されているときはその者
- (3) 第1号および第2号に該当する者がいない場合は、配偶者
- (4) 第1号から第3号に該当する者がいない場合は、法定相続人の協議により定めた者
- ② 第①項の規定により、会社が給付金を主契約の被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ③ 故意に給付金の支払事由を生じさせた者または故意に主契約の被保険者を死亡させた者は、第①項に定める代表者としての取扱を受けることができません。
- ④ 給付特約が次の各号に掲げる特約の場合、特定疾病保険金または特定介護保険金の請求については、第①項から第③項の規定を準用します。
- (1) 新特定疾病保障定期保険特約
- (2) 新介護保障定期保険特約

第18条（入院給付日額等の減額）

- ① 給付特約が次の(a)から(o)に掲げる特約の場合には、会社は、各給付特約の減額規定のほか次の各号に定めるとおり取り扱います。

(a) 災害入院特約	(i) 疾病入院特約（終身型）
(b) 疾病入院特約	(j) 成人病入院特約（終身型）
(c) 成人病入院特約	(k) 新ガン入院特約（終身型）
(d) 新ガン入院特約	(l) 新女性疾病入院特約（終身型）
(e) 新女性疾病入院特約	(m) 特定損傷特約
(f) ガン入院特約	(n) 傷害特約
(g) 女性疾病入院特約	(o) 災害割増特約
(h) 災害入院特約（終身型）	

- (1) 主契約に付加されている次の(ア)から(ケ)に掲げる特約（以下「終身保険特約等」といいます。）が解約されまたは終身保険特約等の特約保険金額（通増定期保険特約については特約基本保険金額、生活保障特約、介護生活保障特約および総合障害生活保障特約については特約年金額）が減額されたときは、給付特約の入院給付日額、特約給付金額、災害保険金額または特約保険金額は、会社の定める方法によって減額されます。

- (ア) 終身保険特約
- (イ) 介護保障終身保険特約
- (ウ) 特定疾病保障終身保険特約
- (エ) 疾病障害保障終身保険特約
- (オ) 総合障害終身保険特約
- (カ) 定期保険特約
- (キ) 通増定期保険特約
- (ク) 介護保障定期保険特約
- (ケ) 新介護保障定期保険特約
- (コ) 特定疾病保障定期保険特約
- (ク) 新特定疾病保障定期保険特約
- (シ) 疾病障害保障定期保険特約
- (ス) 総合障害定期保険特約
- (セ) 生活保障特約
- (ソ) 介護生活保障特約
- (タ) 総合障害生活保障特約

(2) 第1号にかかわらず、給付特約が傷害特約または災害割増特約の場合で、次の(ア)または(イ)に掲げる特約が解約されまたは減額されたときには、会社は、第1号の規定を適用しません。

- (ア) 新介護保障定期保険特約
- (イ) 新特定疾病保障定期保険特約

② 給付特約が災害割増特約の場合は、第①項のほか、主契約に次の各号に掲げる特約が付加され、これらの特約の保険期間が満了したとき（更新されるときを除きます。）または特約保険金額（生活保障特約、介護生活保障特約および総合障害生活保障特約については特約年金額）を変更して更新されるときには、災害割増特約の特約保険金額は、会社の定める方法によって減額されます。

- (1) 定期保険特約
- (2) 通増定期保険特約
- (3) 介護保障定期保険特約
- (4) 特定疾病保障定期保険特約
- (5) 疾病障害保障定期保険特約
- (6) 総合障害定期保険特約
- (7) 生活保障特約
- (8) 介護生活保障特約
- (9) 総合障害生活保障特約

第19条（保険金受取人による契約の存続に関する特則）

給付特約が次の(ア)から(ウ)に掲げる特約の場合、主約款に定める保険金受取人による契約の存続の規定を準用するにあたっては、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (ア) 生活保障特約
- (イ) 介護生活保障特約
- (ウ) 総合障害生活保障特約

- (1) 債権者等による解約の通知が会社に着いた日以後、その解約の効力が生じるまでまたは生じなくなるまでに生活保障年金の支払事由が生じたときには、給付特約は、第1回生活保障年金支払日に消滅するものとします。
- (2) 第1号の場合、会社の支払うべき金額は、支払事由発生日の換算保障額を用いて計算します。

(2024年4月改定)

別表 1

請 求 書 類

	項 目	必 要 書 類
1	給付特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。		

定期保険特約目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 保険金の支払

第3条 保険金支払方法の選択

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 特約の更新

第9条 特約保険金額の減額

第10条 保険金の受取人の変更

第11条 特約の消滅

第12条 特約の払いもどし金

第13条 特約の契約者配当金

別表1 請求書類

定期保険特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が死亡した場合または高度障害状態になった場合に所定の給付を行うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 保険金	死亡保険金または高度障害保険金のことをいいます。
(7) 保険金の受取人	主契約の死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（保険金の支払）

① 会社は、この特約の死亡保険金および高度障害保険金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡保険金、高度障害 保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (死亡保険金、高度障害保険金を支払わ ない場合)
(1) 死亡保 険金	被保険者がこの特約の 保険期間中に死亡したと き	特 約 保 険 金 額	主契 約の 死亡 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって死亡 したとき (ア) この特約の責任開始の日からその日 を含めて3年以内の被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ウ) 主契約の死亡保険金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱
(2) 高度障 害保 険金	被保険者がこの特約の 責任開始時以後に発生し た傷害または発病した疾 病を直接の原因としてこ この特約の保険期間中に高 度障害状態* になったと き	高* 度 障 害 保 険 金 受 取 人	高* 度 障 害 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって高度 障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行為 (ウ) 高度障害保険金受取人の故意 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 戦争その他の変乱

* 高度障害状態 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。

* 高度障害
保険金受取人 第④項に定める受取人をいいます。

② 第①項の高度障害保険金の支払事由には、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。

③ 被保険者が、責任開始時に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項第2号の規定を適用します。

(1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことが

ない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。

- ④ 高度障害保険金受取人は、被保険者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれに定める者とします。

項目	高度障害保険金受取人
(1) 契約者が、契約者または主契約の死亡保険金受取人を高度障害保険金受取人に指定したとき	その指定された者
(2) 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のとき	契約者（契約者が被保険者を高度障害保険金受取人に指定したときは、被保険者）

- ⑤ 第④項の規定にかかわらず、この特約の高度障害保険金受取人は主契約に付加されている他の特約における高度障害保険金受取人、災害高度障害保険金受取人および高度障害生活保障年金受取人と同一とします。
- ⑥ 高度障害保険金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、高度障害保険金を支払わず、死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- ⑦ 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ⑧ この特約の死亡保険金について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第12条（特約の払いもどし金）第①項第1号の規定により契約者に支払います。
- ⑨ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したまたは高度障害状態になった場合でも、その事由によって死亡したまたは高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、その程度に応じ、この特約の保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑩ 被保険者が、この特約の保険期間満了の日において、主約款の別表2に定める身体障害の状態のうち、回復の見込のないことのみが明らかでない状態であることにより、高度障害保険金の支払事由に該当しない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込のないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態になったものとみなして、本条の規定を適用します。
- ⑪ この特約の高度障害保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）には、この特約は、被保険者が高度障害状態になった時にさかのぼって消滅します。

第3条（保険金支払方法の選択）

- ① 契約者は、必要書類（別表1）を提出して、この特約の保険金の一時支払に代えてすえ置き支払を選択することができます。ただし、保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人がその支払方法を選択することができます。
- ② すえ置き支払する金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第①項の支払方法の選択を取り扱いません。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に高度障害

保険金を請求できない特別な事情があるときには、高度障害保険金の請求時において被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人（主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定されている場合は、その代理請求人）が、必要書類（別表1）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって高度障害保険金を請求することができます。

- ③ 第②項の規定により、会社が高度障害保険金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

- ① 契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。
- ② 契約者は、会社の定める範囲内で、特約の更新（第8条）の規定によりこの特約が更新される場合の限度となる年齢（以下「更新限度年齢」といいます。）を指定してください。
- ③ 契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、第②項の更新限度年齢を変更することができます。

第8条（特約の更新）

- ① 次の各号に定める条件をすべて満たす場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、契約者があらかじめ指定した更新限度年齢の範囲内であること
 - (2) この特約に条件付保険特約が付加されていないこと。ただし、保険金削減支払法のみが適用されている場合で、削減期間経過後であるときは、条件付保険特約が付加されていないものとして取り扱います。
- ② 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前のこの特約の特約保険金額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
- ③ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項第(1)号の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑤ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑥ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 保険金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）

- (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
- (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑨ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑩ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

第9条（特約保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表1）を提出して、将来に向かって、この特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の特約保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（保険金の受取人の変更）

- ① この特約の死亡保険金の受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ② この特約の高度障害保険金受取人は第2条（保険金の支払）第④項および第⑤項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。

第11条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

第12条（特約の払いもどし金）

- ① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第2条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の特約保険金額が減額されたとき (第9条)		保 者
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(6) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間について

は、保険料を受け取った年月数に含めません。

- ② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表1）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

会社は、この特約の契約者配当金を、主契約に準じて支払います。

(2023年10月改定)

別表 1

請求書類

項 目		必 要 書 類
1	死亡保険金 (第2条)	会社所定の請求書
2	高度障害保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3	保険金支払方法の選択 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
4	特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
5	高度障害保険金の代理請求 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
6	特約保険金額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
7	特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

健康体料率特約（特約用）を付加していない場合

定期保険特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
 (特約保険金額 1 万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	71
	2	0	0	0	0	36	183
	3	0	0	0	2	75	277
	4	0	0	0	16	105	347
	5	0	0	0	25	125	392
	7	0	0	4	31	126	379
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	30	
	2	0	0	0	12	116	
	3	0	0	0	43	195	
	4	0	0	14	70	267	
	5	0	0	29	94	330	
	7	0	5	52	129	422	
	10	3	23	70	144	445	
15	0	0	0	0	0		
20年満期	1	0	0	0	0	81	
	2	0	0	0	52	217	
	3	0	0	22	103	349	
	4	0	0	47	151	475	
	5	0	5	71	196	593	
	7	0	29	112	274	801	
	10	11	59	158	358	1,016	
15	13	55	137	342	969		
20	0	0	0	0	0		
25年満期	1	0	0	0	24		
	2	0	0	17	106		
	3	0	0	53	186		
	4	0	12	89	262		
	5	0	30	123	336		
	7	0	64	187	474		
	10	27	110	266	652		
15	36	134	307	812			
20	33	109	239	684			
25	0	0	0	0			
30年満期	1		0	0	59		
	2		0	46	177		
	3		13	98	293		
	4		38	149	406		
	5		62	198	517		
	7		109	294	733		
	10		175	423	1,034		
15		236	553	1,420			
20		251	584	1,571			
25		185	461	1,268			
30		0	0	0			

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
55歳満了	1	0	0	0			
	2	0	0	0			
	3	0	0	0			
	4	0	12	14			
	5	12	30	29			
	7	43	64	52			
	10	89	110	70			
60歳満了	1	0	0	0	0		
	2	0	0	0	0		
	3	0	13	22	2		
	4	17	38	47	16		
	5	37	62	71	25		
	7	77	109	112	31		
	10	139	175	158	0		
65歳満了	1						
	2		5	17	12		
	3		37	53	43		
	4		70	89	70		
	5		102	123	94		
	7		166	187	129		
	10		259	266	144		
70歳満了	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	7						
	10						
75歳満了	1				24	30	
	2				106	116	
	3				186	195	
	4				262	267	
	5				336	330	
	7				474	422	
	10				652	445	
80歳満了	1					81	71
	2					217	183
	3					349	277
	4					475	347
	5					593	392
	7					801	379
	10					1,016	0
15					969		
20					0		

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

健康体料率特約（特約用）を付加していない場合

定期保険特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
 (特約保険金額1万円につき：単位円)

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	10
	2	0	0	0	0	0	72
	3	0	0	0	0	5	124
	4	0	0	0	0	20	164
	5	0	0	0	0	31	190
	7	0	0	0	0	38	189
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	21	
	3	0	0	0	0	57	
	4	0	0	0	2	90	
	5	0	0	1	13	120	
	7	0	0	19	33	164	
	10	6	14	36	52	186	
20年満期	1	0	0	0	0	9	
	2	0	0	0	0	75	
	3	0	0	0	12	140	
	4	0	0	4	34	201	
	5	0	0	18	54	259	
	7	0	11	44	90	363	
	10	15	34	72	136	480	
25年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	14		
	3	0	0	1	49		
	4	0	0	21	82		
	5	0	6	39	115		
	7	2	30	73	177		
	10	26	62	114	263		
30年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	52		
	3	0	0	20	106		
	4	0	4	45	160		
	5	20	70	213			
	7	49	117	316			
	10	90	178	466			

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
55歳満了	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	
	4	0	0	0	0	0	
	5	2	6	1			
	7	27	30	19			
	10	63	62	36			
	15	87	73	0			
	20	101	58				
	25	101	0				
60歳満了	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	
	4	0	4	4	0	0	
	5	13	20	18	0	0	
	7	43	49	44	0	0	
	10	86	90	72	0	0	
	15	123	118	55			
	20	151	119	0			
	25	165	80				
65歳満了	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	
	3	0	0	1	0	0	
	4	18	21	2			
	5	37	39	13			
	7	73	73	33			
	10	125	114	52			
	15	172	122	0			
	20	194	93				
	25	177	0				
70歳満了	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	
	3	20	12	5			
	4	45	34	20			
	5	70	54	31			
	7	117	90	38			
	10	178	136	0			
	15	222	132				
	20	231	0				
	25	181					
75歳満了	1	0	0	0	0	0	
	2	14	21				
	3	49	57				
	4	82	90				
	5	115	120				
	7	177	164				
	10	263	186				
	15	331	0				
	20	280					
	25	0					
80歳満了	1				9	10	
	2				75	72	
	3				140	124	
	4				201	164	
	5				259	190	
	7				363	189	
	10				480	0	

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

健康体料率特約（特約用）を付加していない場合

定期保険特約の解約返戻金額例表〔一時払の場合〕
 (特約保険金額1万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	153	175	281	556	1,168	2,778
	2	137	158	259	515	1,091	2,620
	3	120	141	235	468	1,005	2,438
	4	103	123	208	418	909	2,228
	5	86	105	180	363	801	1,986
	7	52	66	117	236	540	1,376
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	237	295	511	1,002	2,189	
	2	221	279	491	966	2,131	
	3	205	263	470	927	2,065	
	4	189	247	447	883	1,991	
	5	173	230	421	835	1,907	
	7	141	194	364	723	1,700	
	10	92	132	257	513	1,260	
20年満期	1	327	449	814	1,633	3,529	
	2	312	435	797	1,606	3,496	
	3	297	421	779	1,575	3,458	
	4	282	406	760	1,541	3,413	
	5	267	391	738	1,503	3,360	
	7	237	358	689	1,413	3,222	
	10	191	302	594	1,238	2,915	
25年満期	1	434	655	1,207	2,504		
	2	421	643	1,195	2,489		
	3	407	631	1,182	2,471		
	4	393	619	1,167	2,450		
	5	380	606	1,151	2,426		
	7	352	578	1,111	2,365		
	10	309	530	1,034	2,241		
30年満期	1		925	1,764	3,647		
	2		917	1,759	3,649		
	3		908	1,752	3,648		
	4		899	1,744	3,644		
	5		889	1,735	3,638		
	7		867	1,710	3,616		
	10		829	1,656	3,557		
70歳満了	15		738	1,503	3,360		
	20		594	1,238	2,915		
	25		363	801	1,986		
	30		0	0	0		

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
55歳満了	1	758	655	511			
	2	748	643	491			
	3	738	631	470			
	4	727	619	447			
	5	717	606	421			
	7	697	578	364			
	10	666	530	257			
	15	606	421	0			
	20	530	257	0			
	35	257	0				
60歳満了	1	1,001	925	814	556		
	2	994	917	797	515		
	3	986	908	779	468		
	4	979	899	760	418		
	5	971	889	738	363		
	7	956	867	689	236		
	10	934	829	594	0		
	15	889	738	363			
	20	829	594	0			
	40	594	0				
65歳満了	1		1,278	1,207	1,002		
	2		1,273	1,195	966		
	3		1,268	1,182	927		
	4		1,263	1,167	883		
	5		1,257	1,151	835		
	7		1,243	1,111	723		
	10		1,218	1,034	513		
	15		1,151	835	0		
	20		1,034	513			
	35		835	0			
70歳満了	1			1,764	1,633	1,168	
	2			1,759	1,606	1,091	
	3			1,752	1,575	1,005	
	4			1,744	1,541	909	
	5			1,735	1,503	801	
	7			1,710	1,413	540	
	10			1,656	1,238	0	
	15			1,503	801		
	20			1,238	0		
	30			801	0		
75歳満了	1				2,504	2,189	
	2				2,489	2,131	
	3				2,471	2,065	
	4				2,450	1,991	
	5				2,426	1,907	
	7				2,365	1,700	
	10				2,241	1,260	
80歳満了	15				1,907	0	
	20				1,260	0	
	25				0		
	1					3,529	2,778
	2					3,496	2,620
	3					3,458	2,438
	4					3,413	2,228
5					3,360	1,986	
7					3,222	1,376	
10					2,915	0	
15					1,986	0	
20					0	0	

健康体料率特約（特約用）を付加していない場合

定期保険特約の解約返戻金額例表 [一時払の場合]
 (特約保険金額 1 万円につき：単位円)

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	116	144	205	329	568	1,394
	2	104	130	187	300	526	1,312
	3	92	116	168	269	480	1,218
	4	80	101	149	236	430	1,110
	5	67	86	128	201	375	986
	7	41	54	82	127	247	678
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	184	235	355	559	1,071	
	2	173	223	339	533	1,036	
	3	162	210	322	505	997	
	4	150	196	304	475	955	
	5	138	182	285	443	907	
	7	114	152	242	375	796	
	10	75	101	166	258	579	
20年満期	1	259	345	526	870	1,841	
	2	249	334	512	848	1,816	
	3	238	322	497	824	1,789	
	4	227	309	480	798	1,758	
	5	216	297	463	770	1,723	
	7	193	269	425	710	1,638	
	10	157	222	356	607	1,466	
25年満期	1	342	480	731	1,311		
	2	332	470	719	1,295		
	3	323	460	706	1,276		
	4	313	449	693	1,256		
	5	302	437	678	1,234		
	7	281	413	644	1,186		
	10	248	370	583	1,103		
30年満期	1		634	1,009	1,988		
	2		625	1,000	1,980		
	3		617	990	1,970		
	4		607	979	1,958		
	5		598	968	1,945		
	7		576	941	1,916		
	10		539	890	1,862		
55歳満了	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	7						
	10						
60歳満了	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	7						
	10						
65歳満了	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	7						
	10						
70歳満了	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	7						
	10						
75歳満了	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	7						
	10						
80歳満了	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	7						
	10						

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢						
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
55歳満了	1	563	480	355				
	2	555	470	339				
	3	548	460	322				
	4	540	449	304				
	5	532	437	285				
	7	516	413	242				
	10	490	370	166				
	15	437	285	0				
	20	370	166					
	25	285	0					
	30	166						
	35	0						
	60歳満了	1	701	634	526	329		
		2	695	625	512	300		
		3	689	617	497	269		
4		683	607	480	236			
5		677	598	463	201			
7		664	576	425	127			
10		642	539	356	0			
15		598	463	201				
20		539	356	0				
25		463	201					
30		356	0					
35		201						
40		0						
65歳満了		1		818	731	559		
		2		812	719	533		
	3		805	706	505			
	4		798	693	475			
	5		790	678	443			
	7		773	644	375			
	10		742	583	258			
	15		678	443	0			
	20		583	258				
	25		443	0				
	30		258					
	35		0					
	70歳満了	1			1,009	870	568	
		2			1,000	848	526	
		3			990	824	480	
4				979	798	430		
5				968	770	375		
7				941	710	247		
10				890	607	0		
15				770	375			
20				607	0			
25				375				
30				0				
75歳満了		1				1,311	1,071	
		2				1,295	1,036	
		3				1,276	997	
		4				1,256	955	
	5				1,234	907		
	7				1,186	796		
	10				1,103	579		
	15				907	0		
	20				579			
	25				0			
	80歳満了	1					1,841	1,394
		2					1,816	1,312
		3					1,789	1,218
		4					1,758	1,110
		5					1,723	986
7						1,638	678	
10						1,466	0	
15						986		
20						0		

定期保険特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
 (特約保険金額 1 万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	27
	3	0	0	0	0	63
	4	0	0	0	4	92
	5	0	0	0	13	113
	7	0	0	0	20	119
15年満期	10	0	0	0	0	0
	1	0	0	0	0	28
	2	0	0	0	0	113
	3	0	0	0	24	193
	4	0	0	0	46	268
	5	0	0	11	66	335
55歳満了	7	0	0	32	96	438
	10	2	15	50	112	478
	15	0	0	0	0	0
	1			0		
	2			0		
	3			0		
60歳満了	4			0		
	5			11		
	7			32		
	10			50		
	15			0		
	1				0	
65歳満了	2				0	
	3				0	
	4				4	
	5				13	
	7				20	
	10				0	
70歳満了	1					0
	2					27
	3					63
	4					92
	5					113
	7					119
75歳満了	10					0
	1					28
	2					113
	3					193
	4					268
	5					335
75歳満了	7					438
	10					478
	15					0

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	5
	4	0	0	0	0	21
	5	0	0	0	0	32
	7	0	0	0	0	39
15年満期	10	0	0	0	0	0
	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	23
	3	0	0	0	0	61
	4	0	0	0	0	95
	5	0	0	0	11	126
55歳満了	7	0	0	8	31	172
	10	5	10	26	51	196
	15	0	0	0	0	0
	1			0		
	2			0		
	3			0		
60歳満了	4			0		
	5			0		
	7			8		
	10			26		
	15			0		
	1				0	
65歳満了	2				0	
	3				0	
	4				0	
	5				11	
	7				31	
	10				51	
70歳満了	15				0	
	1					0
	2					0
	3					5
	4					21
	5					32
75歳満了	7					39
	10					0
	1					28
	2					113
	3					193
	4					268
75歳満了	5					335
	7					438
	10					478
	15					0

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

定期保険特約の解約返戻金額例表 [一時払の場合]
 (特約保険金額 1 万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	1	136	150	218	423	949
	2	121	135	200	391	889
	3	107	120	181	356	822
	4	92	104	160	318	747
	5	77	89	138	276	663
	7	46	55	89	179	456
	10	0	0	0	0	0
15年満期	1	209	245	393	771	1,935
	2	195	232	377	743	1,891
	3	181	218	359	713	1,842
	4	167	203	341	679	1,786
	5	153	188	321	642	1,721
	7	124	157	276	556	1,558
	10	80	105	194	394	1,187
15	0	0	0	0	0	
55歳満了	1			393		
	2			377		
	3			359		
	4			341		
	5			321		
	7			276		
	10			194		
15			0			
60歳満了	1				423	
	2				391	
	3				356	
	4				318	
	5				276	
	7				179	
	10				0	
65歳満了	1				771	
	2				743	
	3				713	
	4				679	
	5				642	
	7				556	
	10				394	
15				0		
70歳満了	1					949
	2					889
	3					822
	4					747
	5					663
	7					456
	10					0
75歳満了	1					1,935
	2					1,891
	3					1,842
	4					1,786
	5					1,721
	7					1,558
	10					1,187
15					0	

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	1	105	126	167	263	504
	2	94	114	152	240	469
	3	83	101	136	216	430
	4	72	88	120	190	387
	5	60	75	102	162	339
	7	37	47	65	103	225
	10	0	0	0	0	0
15年満期	1	165	203	286	460	991
	2	155	192	272	440	962
	3	145	180	258	418	930
	4	134	168	243	394	894
	5	123	156	227	369	853
	7	101	129	192	315	756
	10	66	85	131	220	557
15	0	0	0	0	0	
55歳満了	1			286		
	2			272		
	3			258		
	4			243		
	5			227		
	7			192		
	10			131		
15			0			
60歳満了	1				263	
	2				240	
	3				216	
	4				190	
	5				162	
	7				103	
	10				0	
65歳満了	1				460	
	2				440	
	3				418	
	4				394	
	5				369	
	7				315	
	10				220	
15				0		
70歳満了	1					504
	2					469
	3					430
	4					387
	5					339
	7					225
	10					0
75歳満了	1					991
	2					962
	3					930
	4					894
	5					853
	7					756
	10					557
15					0	

終身保険特約目次

この特約の主な内容	第7条 特約の保険期間および保険料払込期間
1. 用語の意義	第8条 特約保険金額の減額
第1条 用語の意義	第9条 保険料払込期間の変更
2. この特約の給付および請求手続	第10条 保険金の受取人の変更
第2条 保険金の支払	第11条 特約の消滅
第3条 保険金支払方法の選択	第12条 特約の払いもどし金
第4条 特約保険料の払込免除	第13条 特約の契約者配当金
第5条 保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所	第14条 定期保険特約からこの特約への変更
3. この特約の取扱	別表1 請求書類
第6条 特約の締結	

終身保険特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が死亡したときまたは所定の障害状態になったときに死亡保険金または高度障害保険金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 保険金	死亡保険金または高度障害保険金のことをいいます。
(7) 保険金の受取人	主契約の死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（保険金の支払）

① 会社は、この特約の死亡保険金および高度障害保険金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡保険金、高度障害 保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (死亡保険金、高度障害保険金を 支払わない場合)
(1) 死亡 保険 金	被保険者が死亡した とき	特 約 保 険 金 額	主 契 約 の 死 亡 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって死 亡したとき (ア) この特約の責任開始の日からその 日を含めて3年以内の被保険者の自 殺 (イ) 契約者の故意 (ウ) 主契約の死亡保険金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱
(2) 高 度 障 害 保 険 金	被保険者がこの特約の 責任開始時以後に発生 した傷害または発病し た疾病を直接の原因と して高度障害状態* にな ったとき		高* 度 障 害 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって高 度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行為 (ウ) 高度障害保険金受取人の故意 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 戦争その他の変乱

* 高度障害状態 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。

* 高度障害
保険金受取人 第④項に定める受取人をいいます。

② 第①項の高度障害保険金の支払事由には、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。

③ 被保険者が、責任開始時に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項第2号の規定を適用します。

(1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことが

ない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。

- ④ 高度障害保険金受取人は、被保険者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれに定める者とします。

項目	高度障害保険金受取人
(1) 契約者が、契約者または主契約の死亡保険金受取人を高度障害保険金受取人に指定したとき	その指定された者
(2) 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のとき	契約者（契約者が被保険者を高度障害保険金受取人に指定したときは、被保険者）

- ⑤ 第④項の規定にかかわらず、この特約の高度障害保険金受取人は主契約に付加されている他の特約における高度障害保険金受取人、災害高度障害保険金受取人および高度障害生活保障年金受取人と同一とします。
- ⑥ 高度障害保険金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、高度障害保険金を支払わず、死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- ⑦ 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ⑧ この特約の死亡保険金について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第12条（特約の払いもどし金）第①項第(1)号の規定により契約者に支払います。
- ⑨ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態になった場合でも、その事由によって死亡または高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、その程度に応じ、この特約の保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑩ この特約の高度障害保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）には、この特約は、被保険者が高度障害状態になった時にさかのぼって消滅します。

第3条（保険金支払方法の選択）

- ① 契約者は、必要書類（別表1）を提出して、この特約の保険金の一時支払に代えてすえ置き支払を選択することができます。ただし、保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人がその支払方法を選択することができます。
- ② すえ置き支払する金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第①項の支払方法の選択を取り扱いません。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときには、高度障害保険金の請求時において被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人（主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定されている場合は、その代理請求人）が、必要書類（別表1）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって高度障害保険金を請求することができます。

- ③ 第②項の規定により、会社が高度障害保険金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

- ① この特約の保険期間は、この特約の責任開始の日から終身とします。
- ② 契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険料払込期間を定めることができます。

第8条（特約保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表1）を提出して、将来に向かって、この特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の特約保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第9条（保険料払込期間の変更）

契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険料払込期間を変更することができます。

第10条（保険金の受取人の変更）

- ① この特約の死亡保険金の受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ② この特約の高度障害保険金受取人は第2条（保険金の支払）第④項および第⑤項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。

第11条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

第12条（特約の払いもどし金）

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第2条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算したこの特約の責任準備金額	契 約
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の解約返戻金額	
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の特約保険金額が減額されたとき (第8条)		
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算したこの特約の解約返戻金額	者
(6) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表1）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

会社は、この特約の契約者配当金を、主契約に準じて支払います。

第14条（定期保険特約からこの特約への変更）

- ① 契約者は、会社の定める条件を満たすときに限り、主契約に付加している定期保険特約の全部または一部をこの特約に変更することができます。この場合、中途付加条項を適用します。
- ② 第①項の場合、定期保険特約のこの特約に変更された部分は、この特約の責任開始と同時に、定期保険特約に定めるところにより解約されたものとしします。
- ③ 第①項の規定により定期保険特約からこの特約に変更された場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第(4)号の場合を除き、第2条（保険金の支払）第③項および給付特約総則特約第5条（給付特約保険料の払込免除）第⑤項の規定は適用しません。
 - (2) この特約について次の(ア)または(イ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加条項第8条（中途付加の無効）第①項第(2)号および第(3)号の規定にかかわらず、それぞれに規

定するとおり取り扱います。ただし、この特約について復活が行われているときを除きます。

項目	内容
(ア) 被保険者がこの特約の締結にあたっての責任開始の日からその日を含めて3年以内に自殺したとき	死亡保険金を支払わない場合の規定は適用しません。
(イ) 被保険者が変更された定期保険特約の責任開始時以後この特約の締結の際の責任開始時前の原因により高度障害状態（主約款の別表2）になったとき	この特約の締結の際の責任開始時以後の原因により高度障害状態（主約款の別表2）になったものとして、第2条（保険金の支払）の規定を適用します。

- (3) この特約に保険料払込免除特約が付加されていない場合で、この特約の保険料払込期間中にこの特約について次の(ア)または(イ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加条項第8条（中途付加の無効）第①項第(2)号および第(3)号の規定にかかわらず、契約者からの申出によって、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。
- (ア) 被保険者がこの特約の締結にあたっての責任開始時前の原因により障害状態（主約款の別表3）になったため、この特約の保険料の払込が免除されないとき
- (イ) この特約の締結の際に被保険者の年齢に誤りがあり、この特約が無効とされ、または取り消されたとき
- (4) この特約に保険料払込免除特約が付加されている場合で、この特約の保険料払込期間中にこの特約について次の(ア)から(エ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加条項第8条（中途付加の無効）第①項第(2)号から第(4)号の規定にかかわらず、契約者からの申出によって、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。
- (ア) 被保険者がこの特約の締結にあたっての責任開始時前の原因により障害状態（主約款の別表3）になったため、この特約の保険料の払込が免除されないとき。ただし、給付特約総則特約第5条（給付特約保険料の払込免除）第⑤項の規定により、その原因が責任開始時以後に生じたものとみなされる場合を除きます。
- (イ) この特約の締結の際に被保険者の年齢に誤りがあり、この特約が無効とされ、または取り消されたとき
- (ウ) この特約の締結にあたっての責任開始時に生じた原因により、保険料払込免除特約の特約条項の規定による保険料払込免除の事由に該当したとき。ただし、この特約の締結の際、その原因について会社が知っていた場合または契約者もしくは被保険者が認識もしくは自覚していなかった場合を除きます。
- (エ) 被保険者が、この特約（保険料一時払の特約を除きます。）の締結にあたっての責任開始の日からその日を含めて90日の間に、乳房の悪性新生物に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき
- ④ 変更された定期保険特約に詐欺があった場合には、この特約についても詐欺があったものとします。

(2024年4月改定)

別表 1

請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	死亡保険金 (第2条)	会社所定の請求書
2	高度障害保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は 戸籍抄本） (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3	保険金支払方法の選択 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
4	特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
5	高度障害保険金の代理請求 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
6	特約保険金額の減額 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
7	特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

(終身保険特約の保険料払込期間中)

終身保険特約の解約返戻金額例表

(特約保険金額1万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年払込	1				796	801	795
	2				1,746	1,756	1,745
	3				2,701	2,717	2,701
	4				3,661	3,684	3,666
	5				4,626	4,659	4,641
15年払込	1			478	485	488	
	2			1,108	1,121	1,128	
	3			1,740	1,760	1,768	
	4			2,375	2,401	2,411	
	5			3,012	3,046	3,056	
20年払込	1			325	332	339	
	2			801	814	828	
	3			1,279	1,297	1,316	
	4			1,759	1,782	1,804	
	5			2,240	2,268	2,291	
25年払込	1		226	234	242		
	2		604	620	635		
	3		983	1,007	1,028		
	4		1,363	1,394	1,421		
	5		1,746	1,783	1,815		
30年払込	1		166	175	187		
	2		484	502	523		
	3		803	829	859		
	4		1,124	1,156	1,195		
	5		1,445	1,485	1,532		
35年払込	1		117	126	137		
	2		385	404	423		
	3		654	683	714		
	4		924	1,363	2,375		
	5		1,195	1,746	3,012		
40年払込	1		86	166	325	796	
	2		323	484	801	1,746	
	3		560	803	1,279	2,701	
	4		798	1,124	1,759	3,661	
	5		1,038	1,445	2,240	4,626	
45年払込	1		1,520	2,092	3,208	4,671	
	2		2,251	3,069	4,671	7,075	
	3		3,414	4,642	7,075		
	4		4,598	6,241			
	5		5,801	7,874			
50年払込	1		7,024				
	2		8,271				
	3						
	4						
	5						

保険種類	経過年数(年)	特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
65歳払済	1	62	125	234	485		
	2	275	400	620	1,121		
	3	488	677	1,007	1,760		
	4	702	955	1,394	2,401		
	5	917	1,234	1,783	3,046		
	7	1,351	1,795	2,563	4,343		
	10	2,008	2,641	3,741	6,316		
	15	3,045	3,991	5,651			
	20	4,100	5,358	7,606			
	25	5,169	6,745				
70歳払済	1	44	94	175	332	801	
	2	238	339	502	814	1,756	
	3	433	585	829	1,297	2,717	
	4	628	832	1,156	1,782	3,684	
	5	824	1,080	1,485	2,268	4,659	
	7	1,219	1,578	2,143	3,245	6,639	
	10	1,819	2,329	3,135	4,721		
	15	2,758	3,516	4,723	7,154		
	20	3,713	4,714	6,334			
	25	4,678	5,921	7,981			
75歳払済	1	29	71	135	242	488	
	2	209	293	420	635	1,128	
	3	389	517	706	1,028	1,768	
	4	570	740	993	1,421	2,411	
	5	751	965	1,280	1,815	3,056	
	7	1,117	1,416	1,855	2,605	4,357	
	10	1,672	2,096	2,718	3,793	6,349	
	15	2,535	3,162	4,084	5,711		
	20	3,411	4,234	5,460	7,681		
	25	4,296	5,308	6,845			
80歳払済	1	18	55	107	187	339	795
	2	187	260	364	523	828	1,745
	3	356	466	621	859	1,316	2,701
	4	526	673	879	1,195	1,804	3,666
	5	696	880	1,137	1,532	2,291	4,641
	7	1,039	1,297	1,654	2,205	3,269	6,637
	10	1,560	1,925	2,428	3,212	4,748	
	15	2,364	2,901	3,640	4,809	7,191	
	20	3,181	3,880	4,851	6,414		
	25	4,004	4,857	6,055	8,060		
終身払	1	3	32	71	122	197	321
	2	156	215	292	393	542	786
	3	310	398	512	663	884	1,246
	4	464	582	733	933	1,224	1,698
	5	618	766	955	1,203	1,562	2,142
	7	930	1,137	1,397	1,740	2,231	3,000
	10	1,402	1,694	2,057	2,537	3,220	4,190
	15	2,126	2,550	3,073	3,759	4,725	5,788
	20	2,859	3,403	4,073	4,942	6,063	7,002
	25	3,595	4,247	5,045	6,065	7,148	7,887
30	4,329	5,079	5,984	7,065	7,972	8,504	
35	5,055	5,886	6,877	7,875	8,572		
40	5,770	6,667	7,672	8,490	8,991		
45	6,464	7,409	8,315	8,939			
50	7,136	8,069	8,804	9,252			
55	7,774	8,604	9,161				
60	8,342	9,010	9,409				
65	8,802	9,306					
70	9,151	9,513					
75	9,406						
80	9,584						

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

(終身保険特約の保険料払込期間満了後)
終身保険特約の解約返戻金額例表
 (特約保険金額1万円につき：単位円)

現在年齢 (歳)	男 性	女 性	現在年齢 (歳)	男 性	女 性
16	8,868	8,779	56	9,494	9,402
17	8,883	8,794	57	9,510	9,418
18	8,898	8,809	58	9,526	9,434
19	8,913	8,824	59	9,541	9,450
20	8,928	8,839	60	9,557	9,466
21	8,943	8,854	61	9,572	9,482
22	8,958	8,869	62	9,587	9,498
23	8,973	8,884	63	9,602	9,514
24	8,988	8,899	64	9,617	9,530
25	9,003	8,914	65	9,632	9,546
26	9,019	8,930	66	9,647	9,562
27	9,034	8,945	67	9,662	9,578
28	9,049	8,961	68	9,677	9,594
29	9,065	8,976	69	9,691	9,610
30	9,081	8,991	70	9,706	9,625
31	9,096	9,007	71	9,720	9,641
32	9,112	9,023	72	9,734	9,657
33	9,128	9,038	73	9,748	9,672
34	9,144	9,054	74	9,762	9,688
35	9,159	9,069	75	9,775	9,703
36	9,175	9,085	76	9,788	9,718
37	9,191	9,101	77	9,801	9,733
38	9,207	9,117	78	9,814	9,748
39	9,223	9,132	79	9,826	9,762
40	9,239	9,148	80	9,837	9,776
41	9,255	9,164	81	9,848	9,790
42	9,271	9,180	82	9,859	9,803
43	9,288	9,196	83	9,869	9,816
44	9,304	9,211	84	9,878	9,829
45	9,320	9,227	85	9,887	9,840
46	9,336	9,243	86	9,896	9,852
47	9,352	9,259	87	9,904	9,863
48	9,368	9,275	88	9,911	9,873
49	9,384	9,291	89	9,919	9,883
50	9,400	9,307	90	9,925	9,892
51	9,416	9,323	91	9,932	9,901
52	9,431	9,339	92	9,938	9,910
53	9,447	9,354	93	9,943	9,918
54	9,463	9,370	94	9,948	9,925
55	9,479	9,386	95	9,953	9,932

(注) 現在年齢とは、契約時の年齢に契約の経過した年数を加えたものをいい、満年齢とは異なる場合があります。

生活保障特約目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 生活保障年金の支払

第3条 年金受取人によるこの特約上の権利および義務の承継

第4条 生活保障年金の前払

第5条 生活保障年金の分割支払

第6条 特約保険料の払込免除

第7条 生活保障年金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第8条 特約の締結

第9条 特約の保険期間および保険料払込期間

第10条 支払事由等が生じた場合の未払込保険料の取扱

第11条 特約の更新

第12条 年金支払期間の変更

第13条 特約年金額の減額

第14条 年金受取人の変更

第15条 生活保障年金を受け取るべき者が複数の場合の取扱

第16条 特約の消滅

第17条 特約の払いもどし金

第18条 特約の契約者配当金

別表1 未払年金現価

別表2 請求書類

生活保障特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が死亡したときまたは所定の障害状態になったときに、所定の期間、年金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 生活保障年金	死亡生活保障年金または高度障害生活保障年金のことをいいます。
(7) 年金受取人	生活保障年金の受取人のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（生活保障年金の支払）

- ① 会社は、この特約の死亡生活保障年金および高度障害生活保障年金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡生活保障年金、高度障害生活保障年金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (死亡生活保障年金、高度障害生活保障年金を支払わない場合)
(1) 死亡生活保障年金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約金額	主契約の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) この特約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ロ) 主契約の死亡保険金受取人の故意 (ハ) 戦争その他の変乱
(2) 高度障害生活保障年金	被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてこの特約の保険期間中に高度障害状態* になったとき		高度障害生活保障年金受取人	被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行為 (ロ) 高度障害生活保障年金受取人の故意 (ハ) 被保険者の犯罪行為 (ニ) 戦争その他の変乱

* 高度障害状態 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。

* 高度障害生活保障年金受取人 第⑥項に定める受取人をいいます。

- ② 会社は、生活保障年金を、毎年、次の各号に定める生活保障年金支払日に支払います。

(1) 第1回生活保障年金支払日

支払事由に該当した日

(2) 第2回目以後の生活保障年金支払日

第③項に定める年金支払期間中における第1回生活保障年金支払日の毎年の応当日

- ③ 年金支払期間は、第1回生活保障年金支払日からその日を含めて10年間とします。

- ④ 第①項の高度障害生活保障年金の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた

身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り、直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。

- ⑤ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項第(2)号の規定を適用します。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑥ 高度障害生活保障年金受取人は、被保険者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれに定める者とします。

項目	高度障害生活保障年金受取人
(1) 契約者が、契約者または主契約の死亡保険金受取人を高度障害生活保障年金受取人に指定したとき	その指定された者
(2) 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（一部の受取人である場合を含みます。）のとき	契約者（契約者が被保険者を高度障害生活保障年金受取人に指定したときは、被保険者）

- ⑦ 第⑥項の規定にかかわらず、この特約の高度障害生活保障年金受取人は主契約に付加されている他の特約における高度障害保険金受取人、災害高度障害保険金受取人および高度障害生活保障年金受取人と同一とします。
- ⑧ この特約の第1回目の高度障害生活保障年金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、高度障害生活保障年金を支払わず、死亡生活保障年金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- ⑨ この特約の第1回目の高度障害生活保障年金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）には、被保険者が高度障害状態に該当した時以後、被保険者が死亡し、または新たに高度障害状態に該当しても、会社は、生活保障年金を、重複して支払いません。
- ⑩ 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡生活保障年金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ⑪ この特約の死亡生活保障年金について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第17条（特約の払いもどし金）第①項第(1)号の規定により契約者に支払います。
- ⑫ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態になった場合でも、その事由によって死亡または高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたとときには、会社は、その程度に応じ、この特約の生活保障年金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑬ 被保険者が、この特約の保険期間満了の日において、主約款の別表2に定める身体障害の状態のうち、回復の見込のないことのみが明らかでない状態であることにより、高度障害生活保障年金の支払事由に該当しない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込のないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態になったものとみなして、本条の規定を適用します。
- ⑭ 年金受取人は、生活保障年金の支払事由発生日以後、会社の定める方法によって、生活保障年

金のすえ置き支払を選択することができます。

第3条（年金受取人によるこの特約上の権利および義務の承継）

年金受取人は、生活保障年金の支払事由が生じ、生活保障年金が支払われることとなったときには、第1回生活保障年金支払日に、契約者のこの特約上の権利および義務のすべてを承継します。

第4条（生活保障年金の前払）

- ① 年金受取人は、第1回生活保障年金支払日以後いつでも、年金支払期間中の生活保障年金のうち生活保障年金支払日が到来していない生活保障年金（以下「未払年金」といいます。）の全部について、その現価（別表1）の前払を請求することができます。
- ② 第①項の規定により未払年金の全部の前払が行われたときは、前払が行われた時にこの特約は消滅します。
- ③ 年金受取人は、生活保障年金が支払われることとなったときには、第1回生活保障年金の請求の際、未払年金の一部について、その現価（別表1）の前払を請求することができます。
- ④ 第③項の規定により未払年金の一部の前払が行われたときには、その後の特約年金額は減額されます。この場合、減額後の特約年金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第③項の取扱を行いません。

第5条（生活保障年金の分割支払）

- ① 会社は、第1回生活保障年金支払日以後、年金受取人から申出があったときには、次の各号のいずれかの方法によって、特約年金額を等分して支払います。ただし、等分して支払う金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、生活保障年金の分割支払を取り扱いません。
 - (1) 生活保障年金支払日およびその半年目の応当日に支払う方法
 - (2) 生活保障年金支払日およびその3か月ごとの応当日に支払う方法
 - (3) 生活保障年金支払日およびその2か月ごとの応当日に支払う方法
 - (4) 生活保障年金支払日およびその月ごとの応当日に支払う方法
- ② 特約年金額を等分して支払うときには、会社は、会社の定める利率による利息を付けて支払います。
- ③ 未払年金の全部の前払が行われたことによってこの特約が消滅する場合で、かつ、この特約の消滅する日を含む年度の生活保障年金に未支払分があるときには、会社は、これを一括して年金受取人に支払います。

第6条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第7条（生活保障年金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 年金受取人は、この特約の生活保障年金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して生活保障年金を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、高度障害生活保障年金受取人が被保険者の場合で、被保険者に高度障害生活保障年金を請求できない特別な事情があるときには、その高度障害生活保障年金の請求時において被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人（主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定されている場合は、その代理請求人）が、必要書類（別表2）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって高度障害生活保障年金を請求することができます。
- ③ 第②項の規定により、会社が高度障害生活保障年金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、高度障害生活保障年金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 生活保障年金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。
- ⑤ 第①項および第②項の請求を受け、生活保障年金を支払ったときには、会社は、年金受取人に年金証書を交付します。

- ⑥ 年金受取人は、次の各号の場合には、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、生活保障年金を請求してください。
- (1) 第2回目以降の生活保障年金支払日が到来したとき
 - (2) 生活保障年金の前払（第4条）を請求するとき
 - (3) 生活保障年金の分割支払（第5条）の場合で分割した生活保障年金またはその未支払分を請求するとき

3. この特約の取扱

第8条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第9条（特約の保険期間および保険料払込期間）

- ① 契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。
- ② 契約者は、会社の定める範囲内で、特約の更新（第11条）の規定によりこの特約が更新される場合の限度となる年齢（以下「更新限度年齢」といいます。）を指定してください。
- ③ 契約者は、生活保障年金の支払事由発生前に限り、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、第②項の更新限度年齢を変更することができます。

第10条（支払事由等が生じた場合の未払込保険料の取扱）

保険料が払い込まれないまま、その払込期月中または猶予期間中に生活保障年金の支払事由またはこの特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、会社は、主約款に定めるとおり取り扱います。この場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料を下回るときは、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) その差し引きできない金額を支払事由発生日の換算保障額（生活保障年金を一時に支払うこととした場合に会社所定の方法により計算した金額をいいます。以下同じとします。）から差し引き、特約年金額を改めます。
- (2) 第1号の規定による変更後の特約年金額が会社の定める金額未満となるときには、会社は、第1号の規定により支払われるべきであった生活保障年金について、その支払を行わず、変更後の特約年金額に対する換算保障額を年金受取人に支払います。この場合、この特約は消滅します。

第11条（特約の更新）

- ① この特約について、生活保障年金の支払事由発生前で、かつ、次の各号に定める条件をすべて満たす場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、契約者があらかじめ指定した更新限度年齢の範囲内であること
 - (2) この特約に条件付保険特約が付加されていないこと。ただし、保険金削減支払法のみが適用されている場合で、削減期間経過後であるときは、条件付保険特約が付加されていないものとして取り扱います。
- ② 更新後のこの特約の特約年金額は、更新前のこの特約の特約年金額と同一とします。
- ③ 第②項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の特約年金額を変更して更新することができます。
- ④ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項第(1)号の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。

- ⑤ 第④項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑥ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑦ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑧ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 生活保障年金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第6条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑩ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑪ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑫ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときは、更新の取扱に準じて、保険期間満了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

第12条（年金支払期間の変更）

年金受取人は、第1回生活保障年金の請求の際、年金支払期間を、5年、10年、15年または20年のいずれかに変更することができます。この場合、必要書類（別表2）を提出してください。ただし、年金支払期間変更後の特約年金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、年金支払期間の変更を取り扱いません。

第13条（特約年金額の減額）

- ① 契約者は、生活保障年金の支払事由発生前に限り、必要書類（別表2）を提出して、将来に向かって、この特約の特約年金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約年金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の特約年金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第14条（年金受取人の変更）

- ① この特約の死亡生活保障年金の受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ② この特約の高度障害生活保障年金受取人は第2条（生活保障年金の支払）第⑥項および第⑦項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。

第15条（生活保障年金を受け取るべき者が複数の場合の取扱）

- ① 生活保障年金を受け取るべき者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の生活保障年金を受け取るべき者を代理するものとします。
- ② 次の各号のいずれかの場合には、会社が生活保障年金を受け取るべき者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
 - (1) 第①項の代表者が定まらないとき
 - (2) 第①項の代表者の住所または通信先が不明であるとき
- ③ 生活保障年金を受け取るべき者が2人以上いるときは、それぞれの生活保障年金を受け取るべき者について、次の各号に掲げる規定に関して、個別の適用は行いません。
 - (1) 生活保障年金の前払（第4条）
 - (2) 生活保障年金の分割支払（第5条）
 - (3) 年金支払期間の変更（第12条）
 - (4) 特約の契約者配当金（第18条）

第16条（特約の消滅）

生活保障年金の支払事由発生前に主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この

特約は、その事由が生じた時に消滅します。

第17条（特約の払いもどし金）

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が死亡生活保障年金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第2条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の特約年金額が減額されたとき (第13条)		
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第16条)		
(6) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条)		
(7) 支払事由発生時以前に生じた事由により、この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第12条)		(ア) 支払事由発生時前にこの特約が解除されたとき (a) 保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額 (b) 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額 (イ) 支払事由発生時以後にこの特約が解除されたとき (a) 支払事由発生時において保険料払込中の特約 ……支払事由発生時における保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額 (b) 支払事由発生時において保険料払込済の特約 ……支払事由発生時における特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(8) 支払事由発生時後に生じた事由により、この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第12条)	別表1に定める未払年金の現価	この年金受取人を解除された
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

*** 保険料を受け取った年月数** 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表2）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第18条（特約の契約者配当金）

- ① 会社は、この特約の契約者配当金を、主契約に準じて支払います。
- ② 第①項のほか、この特約の契約者配当金の割当については、毎事業年度末に次の各号に定める特約に対して利差配当を契約者配当金として割り当てます。
- (1) 次の事業年度において、第1回生活保障年金支払日の3年ごとの応当日が到来する特約（ただし、第(2)号に該当する特約を除きます。）
- (2) 次の事業年度において、年金支払期間が満了する特約
- (3) 次の事業年度において、前払が行われることにより消滅する特約
- (ア) 最初の第1回生活保障年金支払日の3年ごと応当日が到来していない特約で、第1回生活保障年金支払日からその日を含めて1年を経過した後に消滅する特約
- (イ) 直前の第1回生活保障年金支払日の3年ごとの応当日からその日を含めて1年を経過した後に消滅する特約
- ③ 会社は、第②項の規定により割り当てた契約者配当金を、次の各号に定めるとおり支払います。
- (1) 第②項第(1)号の特約に割り当てた契約者配当金は、主約款の規定に準じて年金受取人に支払います。
- (2) 第②項第(2)号または第(3)号の特約に割り当てた契約者配当金は、年金受取人に支払います。
- (2023年10月改定)

別表 1

未払年金現価

未払年金の現価は、年金の前払（第4条）または特約の払いもどし金（第17条）の請求日に応じて、前払される部分の特約年金額に下表の率を乗じて得た金額またはこの特約を解除された年金受取人の受取割合に応じた特約年金額に下表の率を乗じて得た金額を、その請求日から直後の年金支払日の前日までの期間について会社所定の率によって割り引いて計算した金額とします。

特約年金の 支払残存回数	特約年金額に乗ずる率
9回	8.685
8回	7.755
7回	6.815
6回	5.868
5回	4.912
4回	3.947
3回	2.973
2回	1.991
1回	1.000

別表 2

請 求 書 類

	項 目	必 要 書 類
1	死亡生活保障年金 (第2条)	I. 第1回目の死亡生活保障年金 会社所定の請求書 II. 第2回目以降の死亡生活保障年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 死亡生活保障年金受取人の戸籍抄本 (3) 死亡生活保障年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
2	高度障害生活保障年金 (第2条)	I. 第1回目の高度障害生活保障年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 高度障害生活保障年金受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害生活保障年金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券 II. 第2回目以降の高度障害生活保障年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 高度障害生活保障年金受取人の戸籍抄本 (3) 高度障害生活保障年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
3	特約保険料の払込免除 (第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
4	高度障害生活保障年金 の代理請求 (第7条)	I. 第1回目の高度障害生活保障年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券 II. 第2回目以降の高度障害生活保障年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の戸籍抄本 (3) 代理人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (5) 年金証書

項 目		必 要 書 類
5	年金支払期間の変更 (第12条)	会社所定の請求書
6	特約年金額の減額 (第13条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
7	特約の払いもどし金 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（年金受取人が受取人のときは、年金受取人）の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
8	契約者配当金 (第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

健康体料率特約（特約用）を付加していない場合

生活保障特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
 (特約年金額10万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	6,800
	2	0	0	0	0	3,500	17,600
	3	0	0	0	300	7,200	26,600
	4	0	0	0	1,500	10,000	33,300
	5	0	0	0	2,400	12,000	37,600
	7	0	0	500	3,000	12,200	36,500
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	2,900	
	2	0	0	0	1,100	11,100	
	3	0	0	0	4,100	18,800	
	4	0	0	1,300	6,700	25,600	
	5	0	0	2,700	9,000	31,700	
	7	0	500	5,100	12,400	40,600	
	10	300	2,200	6,700	13,800	42,800	
15	0	0	0	0	0		
20年満期	1	0	0	0	0	7,700	
	2	0	0	0	5,000	20,900	
	3	0	0	2,200	9,900	33,600	
	4	0	0	4,500	14,500	45,600	
	5	0	500	6,800	18,800	57,000	
	7	0	2,800	10,800	26,400	77,000	
	10	1,100	5,700	15,100	34,400	97,600	
15	1,200	5,300	13,200	32,900	93,100		
20	0	0	0	0	0		
25年満期	1	0	0	0	2,300		
	2	0	0	1,600	10,200		
	3	0	0	5,200	17,900		
	4	0	1,100	8,500	25,100		
	5	0	2,900	11,800	32,300		
	7	0	6,200	18,000	45,500		
	10	2,600	10,500	25,600	62,700		
15	3,500	12,900	29,500	78,000			
20	3,200	10,500	23,000	65,700			
25	0	0	0	0			
30年満期	1		0	0	5,700		
	2		0	4,400	17,000		
	3		1,300	9,400	28,100		
	4		3,600	14,300	39,000		
	5		5,900	19,100	49,700		
	7		10,500	28,200	70,400		
	10		16,900	40,600	99,300		
15		22,700	53,100	136,500			
20		24,100	56,100	150,900			
25		17,800	44,300	121,800			
30		0	0	0			

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
55歳満了	1	0	0	0			
	2	0	0	0			
	3	0	0	0			
	4	0	1,100	1,300			
	5	1,200	2,900	2,700			
	7	4,100	6,200	5,100			
	10	8,600	10,500	6,700			
60歳満了	1	0	0	0	0		
	2	0	0	0	0		
	3	0	1,300	2,200	300		
	4	1,600	3,600	4,500	1,500		
	5	3,500	5,900	6,800	2,400		
	7	7,400	10,500	10,800	3,000		
	10	13,400	16,900	15,100	0		
65歳満了	1	0	0	0	0		
	2	0	0	0	0		
	3	0	1,300	2,200	300		
	4	1,600	3,600	4,500	1,500		
	5	3,500	5,900	6,800	2,400		
	7	7,400	10,500	10,800	3,000		
	10	13,400	16,900	15,100	0		
70歳満了	1	0	0	0	0		
	2	0	0	0	0		
	3	0	1,300	2,200	300		
	4	1,600	3,600	4,500	1,500		
	5	3,500	5,900	6,800	2,400		
	7	7,400	10,500	10,800	3,000		
	10	13,400	16,900	15,100	0		
75歳満了	1	0	0	0	0		
	2	0	0	0	0		
	3	0	1,300	2,200	300		
	4	1,600	3,600	4,500	1,500		
	5	3,500	5,900	6,800	2,400		
	7	7,400	10,500	10,800	3,000		
	10	13,400	16,900	15,100	0		
80歳満了	1				2,300	2,900	
	2				10,200	11,100	
	3				17,900	18,800	
	4				25,100	25,600	
	5				32,300	31,700	
	7				45,500	40,600	
	10				62,700	42,800	
15				78,000	0		
20				65,700			
25				0			
80歳満了	1					7,700	6,800
	2					20,900	17,600
	3					33,600	26,600
	4					45,600	33,300
	5					57,000	37,600
	7					77,000	36,500
	10					97,600	0
15					93,100		
20					0		

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

健康体料率特約（特約用）を付加していない場合

生活保障特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
 (特約年金額10万円につき：単位円)

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	1,000
	2	0	0	0	0	0	7,000
	3	0	0	0	0	500	12,000
	4	0	0	0	0	1,900	15,800
	5	0	0	0	0	3,000	18,300
	7	0	0	0	0	3,700	18,200
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	2,000	
	3	0	0	0	0	5,500	
	4	0	0	0	100	8,600	
	5	0	0	100	1,300	11,500	
	7	0	0	1,900	3,200	15,800	
	10	600	1,400	3,500	5,000	17,900	
15	0	0	0	0	0		
20年満期	1	0	0	0	0	800	
	2	0	0	0	0	7,200	
	3	0	0	0	1,200	13,500	
	4	0	0	400	3,200	19,300	
	5	0	0	1,700	5,100	24,900	
	7	0	1,100	4,200	8,700	34,900	
	10	1,500	3,300	6,900	13,000	46,100	
	15	1,300	3,000	5,300	12,600	45,300	
20	0	0	0	0	0		
25年満期	1	0	0	0	0		
	2	0	0	0	1,300		
	3	0	0	200	4,700		
	4	0	0	1,900	7,900		
	5	0	500	3,700	11,000		
	7	200	2,900	7,000	17,000		
	10	2,500	5,900	11,000	25,300		
	15	3,000	7,100	11,700	31,800		
20	2,300	5,600	8,900	26,900			
25	0	0	0	0			
30年満期	1		0	0	0		
	2		0	0	5,000		
	3		0	1,900	10,300		
	4		400	4,300	15,300		
	5		1,900	6,700	20,400		
	7		4,800	11,300	30,400		
	10		8,700	17,100	44,800		
	15		11,300	21,300	62,300		
20		11,500	22,200	69,900			
25		7,700	17,400	57,800			
30		0	0	0			

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
55歳満了	1	0	0	0			
	2	0	0	0			
	3	0	0	0			
	4	0	0	0			
	5	200	500	100			
	7	2,600	2,900	1,900			
	10	6,000	5,900	3,500			
	15	8,400	7,100	0			
	20	9,700	5,600				
	25	9,700	0				
30	6,900						
35	0						
60歳満了	1	0	0	0	0		
	2	0	0	0	0		
	3	0	0	0	0		
	4	0	400	400	0		
	5	1,300	1,900	1,700	0		
	7	4,100	4,800	4,200	0		
	10	8,300	8,700	6,900	0		
	15	11,800	11,300	5,300			
	20	14,500	11,500	0			
	25	15,800	7,700				
30	14,600	0					
35	9,300						
40	0						
65歳満了	1		0	0	0		
	2		0	0	0		
	3		0	0	0		
	4		0	200	0		
	5		1,600	1,900	100		
	7		3,500	3,700	1,300		
	10		7,100	7,000	3,200		
	15		12,000	11,000	5,000		
	20		16,500	11,700	0		
	25		18,600	8,900			
30		17,000	0				
35		11,600					
		0					
70歳満了	1			0	0	0	
	2			0	0	0	
	3			0	0	500	
	4			1,900	1,200	1,900	
	5			4,300	3,200	1,900	
	7			6,700	5,100	3,000	
	10			11,300	8,700	3,700	
	15			17,100	13,000	0	
	20			21,300	12,600		
	25			22,200	0		
30			17,400				
			0				
75歳満了	1				0	0	
	2				1,300	2,000	
	3				4,700	5,500	
	4				7,900	8,600	
	5				11,000	11,500	
	7				17,000	15,800	
	10				25,300	17,900	
	15				31,800	0	
20				26,900			
25				0			
80歳満了	1					800	1,000
	2					7,200	7,000
	3					13,500	12,000
	4					19,300	15,800
	5					24,900	18,300
	7					34,900	18,200
	10					46,100	0
	15					45,300	
20					0		

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

健康体料率特約（特約用）を付加していない場合

生活保障特約の解約返戻金額例表〔一時払の場合〕 (特約年金額10万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	14,800	16,900	27,200	53,800	113,000	268,600
	2	13,200	15,300	25,000	49,800	105,500	253,400
	3	11,600	13,600	22,700	45,300	97,200	235,800
	4	10,000	11,900	20,200	40,400	87,900	215,500
	5	8,400	10,100	17,400	35,100	77,500	192,100
	7	5,100	6,400	11,300	22,800	52,300	133,100
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	22,900	28,500	49,400	96,900	211,700	
	2	21,400	27,000	47,500	93,500	206,100	
	3	19,800	25,500	45,400	89,600	199,800	
	4	18,300	23,900	43,200	85,400	192,600	
	5	16,800	22,200	40,800	80,700	184,500	
	7	13,600	18,700	35,200	69,900	164,400	
	10	8,900	12,800	24,800	49,600	121,900	
15	0	0	0	0	0	0	
20年満期	1	31,600	43,400	78,700	157,900	341,300	
	2	30,200	42,100	77,100	155,300	338,200	
	3	28,800	40,700	75,400	152,400	334,500	
	4	27,300	39,300	73,500	149,000	330,100	
	5	25,900	37,800	71,400	145,300	324,900	
	7	23,000	34,600	66,600	136,600	311,700	
	10	18,500	29,200	57,500	119,800	281,900	
15	10,100	17,400	35,100	77,500	192,100		
20	0	0	0	0	0	0	
25年満期	1	42,000	63,300	116,700	242,200		
	2	40,700	62,200	115,600	240,700		
	3	39,400	61,000	114,300	239,000		
	4	38,100	59,900	112,900	237,000		
	5	36,700	58,600	111,300	234,600		
	7	34,000	55,900	107,500	228,800		
	10	29,900	51,200	100,000	216,700		
15	22,200	40,800	80,700	184,500			
20	12,800	24,800	49,600	121,900			
25	0	0	0	0	0	0	
30年満期	1		89,500	170,600	352,800		
	2		88,700	170,100	352,900		
	3		87,800	169,500	352,800		
	4		86,900	168,700	352,400		
	5		86,000	167,800	351,800		
	7		83,900	165,400	349,700		
	10		80,100	160,200	344,000		
15		71,400	145,300	324,900			
20		57,500	119,800	281,900			
25		35,100	77,500	192,100			
30		0	0	0	0	0	

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
55歳満了	1	73,300	63,300	49,400			
	2	72,300	62,200	47,500			
	3	71,300	61,000	45,400			
	4	70,400	59,900	43,200			
	5	69,400	58,600	40,800			
	7	67,400	55,900	35,200			
	10	64,400	51,200	24,800			
60歳満了	1	96,800	89,500	78,700	53,800		
	2	96,100	88,700	77,100	49,800		
	3	95,400	87,800	75,400	45,300		
	4	94,700	86,900	73,500	40,400		
	5	93,900	86,000	71,400	35,100		
	7	92,500	83,900	66,600	22,800		
	10	90,300	80,100	57,500	0		
65歳満了	1		123,600	116,700	96,900		
	2		123,100	115,600	93,500		
	3		122,600	114,300	89,600		
	4		122,100	112,900	85,400		
	5		121,600	111,300	80,700		
	7		120,300	107,500	69,900		
	10		117,800	100,000	49,600		
70歳満了	1			170,600	157,900	113,000	
	2			170,100	155,300	105,500	
	3			169,500	152,400	97,200	
	4			168,700	149,000	87,900	
	5			167,800	145,300	77,500	
	7			165,400	136,600	52,300	
	10			160,200	119,800	0	
75歳満了	1				242,200	211,700	
	2				240,700	206,100	
	3				239,000	199,800	
	4				237,000	192,600	
	5				234,600	184,500	
	7				228,800	164,400	
	10				216,700	121,900	
80歳満了	1					341,300	268,600
	2					338,200	253,400
	3					334,500	235,800
	4					330,100	215,500
	5					324,900	192,100
	7					311,700	133,100
	10					281,900	0
15					192,100	0	
20					0	0	

健康体料率特約（特約用）を付加していない場合

生活保障特約の解約返戻金額例表 [一時払の場合]
 (特約年金額10万円につき：単位円)

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	11,200	13,900	19,800	31,800	55,000	134,800
	2	10,100	12,600	18,100	29,000	50,900	126,800
	3	8,900	11,200	16,300	26,000	46,500	117,800
	4	7,700	9,800	14,400	22,900	41,600	107,300
	5	6,500	8,300	12,300	19,500	36,300	95,400
	7	4,000	5,200	7,900	12,200	23,900	65,500
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	17,800	22,800	34,300	54,000	103,600	
	2	16,700	21,500	32,800	51,500	100,200	
	3	15,700	20,300	31,100	48,800	96,500	
	4	14,500	19,000	29,400	45,900	92,300	
	5	13,400	17,600	27,500	42,900	87,800	
	7	11,000	14,700	23,400	36,200	77,000	
	10	7,200	9,800	16,100	25,000	56,000	
15	0	0	0	0	0		
20年満期	1	25,000	33,400	50,900	84,100	178,000	
	2	24,000	32,300	49,500	82,000	175,700	
	3	23,000	31,100	48,000	79,700	173,000	
	4	22,000	29,900	46,500	77,200	170,000	
	5	20,900	28,700	44,800	74,500	166,600	
	7	18,700	26,000	41,100	68,700	158,500	
	10	15,200	21,500	34,400	58,700	141,800	
15	8,300	12,300	19,500	36,300	95,400		
20	0	0	0	0	0		
25年満期	1	33,100	46,400	70,700	126,800		
	2	32,100	45,500	69,500	125,200		
	3	31,200	44,400	68,300	123,400		
	4	30,200	43,400	67,000	121,500		
	5	29,200	42,300	65,500	119,400		
	7	27,200	39,900	62,300	114,700		
	10	23,900	35,800	56,400	106,700		
15	17,600	27,500	42,900	87,800			
20	9,800	16,100	25,000	56,000			
25	0	0	0	0			
30年満期	1		61,300	97,500	192,300		
	2		60,500	96,700	191,500		
	3		59,600	95,700	190,500		
	4		58,700	94,700	189,400		
	5		57,800	93,600	188,200		
	7		55,700	91,000	185,300		
	10		52,200	86,100	180,100		
15		44,800	74,500	166,600			
20		34,400	58,700	141,800			
25		19,500	36,300	95,400			
30		0	0	0			

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
55歳満了	1	54,400	46,400	34,300			
	2	53,700	45,500	32,800			
	3	53,000	44,400	31,100			
	4	52,300	43,400	29,400			
	5	51,500	42,300	27,500			
	7	49,900	39,900	23,400			
	10	47,400	35,800	16,100			
15	42,300	27,500	0				
20	35,800	16,100					
25	27,500	0					
30	16,100						
35	0						
60歳満了	1	67,800	61,300	50,900	31,800		
	2	67,300	60,500	49,500	29,000		
	3	66,700	59,600	48,000	26,000		
	4	66,100	58,700	46,500	22,900		
	5	65,500	57,800	44,800	19,500		
	7	64,200	55,700	41,100	12,200		
	10	62,100	52,200	34,400	0		
15	57,800	44,800	19,500				
20	52,200	34,400	0				
25	44,800	19,500					
30	34,400	0					
35	19,500						
40	0						
65歳満了	1		79,100	70,700	54,000		
	2		78,500	69,500	51,500		
	3		77,800	68,300	48,800		
	4		77,100	67,000	45,900		
	5		76,400	65,500	42,900		
	7		74,800	62,300	36,200		
	10		71,800	56,400	25,000		
15		65,500	42,900	0			
20		56,400	25,000				
25		42,900	0				
30		25,000					
35		0					
70歳満了	1			97,500	84,100	55,000	
	2			96,700	82,000	50,900	
	3			95,700	79,700	46,500	
	4			94,700	77,200	41,600	
	5			93,600	74,500	36,300	
	7			91,000	68,700	23,900	
	10			86,100	58,700	0	
15			74,500	36,300			
20			58,700	0			
25			36,300				
30			0				
75歳満了	1				126,800	103,600	
	2				125,200	100,200	
	3				123,400	96,500	
	4				121,500	92,300	
	5				119,400	87,800	
	7				114,700	77,000	
	10				106,700	56,000	
15				87,800	0		
20				56,000			
25				0			
80歳満了	1					178,000	134,800
	2					175,700	126,800
	3					173,000	117,800
	4					170,000	107,300
	5					166,600	95,400
	7					158,500	65,500
	10					141,800	0
15					95,400		
20					0		

生活保障特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
 (特約年金額10万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	2,600
	3	0	0	0	0	6,100
	4	0	0	0	300	8,800
	5	0	0	0	1,200	10,800
	7	0	0	0	1,900	11,500
15年満期	1	0	0	0	0	2,700
	2	0	0	0	0	10,900
	3	0	0	0	2,300	18,600
	4	0	0	0	4,400	25,700
	5	0	0	1,000	6,400	32,200
	7	0	0	3,100	9,300	42,200
55歳満了	1				0	
	2				0	
	3				0	
	4				0	
	5			1,000	0	
	7			3,100	0	
60歳満了	1				0	
	2				0	
	3				0	
	4				300	
	5				1,200	
	7				1,900	
65歳満了	1				0	
	2				0	
	3				2,300	
	4				4,400	
	5				6,400	
	7				9,300	
70歳満了	1				0	
	2				0	2,600
	3				0	6,100
	4				0	8,800
	5				0	10,800
	7				0	11,500
75歳満了	1				0	2,700
	2				0	10,900
	3				0	18,600
	4				0	25,700
	5				0	32,200
	7				0	42,200

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	600
	4	0	0	0	0	2,000
	5	0	0	0	0	3,100
	7	0	0	0	0	3,800
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	2,200
	3	0	0	0	0	5,900
	4	0	0	0	0	9,100
	5	0	0	0	1,000	12,000
	7	0	0	800	3,000	16,600
55歳満了	1				0	
	2				0	
	3				0	
	4				0	
	5				0	
	7			800	0	
60歳満了	1				0	
	2				0	
	3				0	
	4				0	
	5				0	
	7				0	
65歳満了	1				0	
	2				0	
	3				0	
	4				0	
	5				1,000	
	7				3,000	
70歳満了	1				0	
	2				0	0
	3				0	600
	4				0	2,000
	5				0	3,100
	7				0	3,800
75歳満了	1				0	2,700
	2				0	10,900
	3				0	18,600
	4				0	25,700
	5				0	32,200
	7				0	42,200

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

健康体料率特約（特約用）を付加した場合

生活保障特約の解約返戻金額例表〔一時払の場合〕 (特約年金額10万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	1	13,200	14,500	21,100	40,900	91,800
	2	11,700	13,100	19,300	37,800	85,900
	3	10,300	11,600	17,500	34,400	79,500
	4	8,900	10,100	15,500	30,700	72,300
	5	7,400	8,600	13,300	26,700	64,100
	7	4,500	5,300	8,600	17,300	44,100
	10	0	0	0	0	0
15年満期	1	20,200	23,700	38,000	74,600	187,200
	2	18,900	22,400	36,400	71,900	182,900
	3	17,500	21,100	34,700	69,000	178,200
	4	16,100	19,700	32,900	65,700	172,700
	5	14,800	18,200	31,000	62,100	166,500
	7	12,000	15,200	26,700	53,800	150,700
	10	7,700	10,200	18,700	38,200	114,800
15	0	0	0	0	0	
55歳満了	1			38,000		
	2			36,400		
	3			34,700		
	4			32,900		
	5			31,000		
	7			26,700		
	10			18,700		
15			0			
60歳満了	1				40,900	
	2				37,800	
	3				34,400	
	4				30,700	
	5				26,700	
	7				17,300	
	10				0	
65歳満了	1				74,600	
	2				71,900	
	3				69,000	
	4				65,700	
	5				62,100	
	7				53,800	
	10				38,200	
15				0		
70歳満了	1					91,800
	2					85,900
	3					79,500
	4					72,300
	5					64,100
	7					44,100
	10					0
75歳満了	1					187,200
	2					182,900
	3					178,200
	4					172,700
	5					166,500
	7					150,700
	10					114,800
15					0	

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	1	10,100	12,200	16,200	25,400	48,800
	2	9,100	11,000	14,700	23,200	45,300
	3	8,000	9,800	13,200	20,900	41,600
	4	7,000	8,500	11,600	18,400	37,400
	5	5,900	7,300	9,900	15,700	32,800
	7	3,600	4,500	6,300	9,900	21,800
	10	0	0	0	0	0
15年満期	1	16,000	19,600	27,700	44,500	95,900
	2	15,000	18,500	26,300	42,500	93,100
	3	14,000	17,400	24,900	40,400	89,900
	4	13,000	16,300	23,500	38,100	86,500
	5	11,900	15,000	21,900	35,700	82,500
	7	9,800	12,500	18,600	30,400	73,100
	10	6,400	8,200	12,700	21,300	53,900
15	0	0	0	0	0	
55歳満了	1			27,700		
	2			26,300		
	3			24,900		
	4			23,500		
	5			21,900		
	7			18,600		
	10			12,700		
15			0			
60歳満了	1				25,400	
	2				23,200	
	3				20,900	
	4				18,400	
	5				15,700	
	7				9,900	
	10				0	
65歳満了	1				44,500	
	2				42,500	
	3				40,400	
	4				38,100	
	5				35,700	
	7				30,400	
	10				21,300	
15				0		
70歳満了	1					48,800
	2					45,300
	3					41,600
	4					37,400
	5					32,800
	7					21,800
	10					0
75歳満了	1					95,900
	2					93,100
	3					89,900
	4					86,500
	5					82,500
	7					73,100
	10					53,900
15					0	

介護生活保障特約目次

この特約の主な内容	第10条 支払事由等が生じた場合の未払込保険料の取扱
1. 用語の意義	第11条 特約の更新
第1条 用語の意義	第12条 年金支払期間の変更
2. この特約の給付および請求手続	第13条 特約年金額の減額
第2条 生活保障年金の支払	第14条 年金受取人の変更
第3条 年金受取人によるこの特約上の権利および義務の承継	第15条 生活保障年金を受け取るべき者が複数の場合の取扱
第4条 生活保障年金の前払	第16条 特約の消滅
第5条 生活保障年金の分割支払	第17条 特約の払いもどし金
第6条 特約保険料の払込免除	第18条 特約の契約者配当金
第7条 生活保障年金の請求手続、支払の期限および支払の場所	
3. この特約の取扱	別表1 要介護状態
第8条 特約の締結	別表2 未払年金現価
第9条 特約の保険期間および保険料払込期間	別表3 請求書類

介護生活保障特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が死亡したとき、所定の障害状態になったときまたは所定の要介護状態になったときに、所定の期間、年金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 生活保障年金	死亡生活保障年金、高度障害生活保障年金または介護生活保障年金のことをいいます。
(7) 年金受取人	生活保障年金の受取人のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（生活保障年金の支払）

- ① 会社は、この特約の死亡生活保障年金、高度障害生活保障年金および介護生活保障年金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡生活保障年金、高度障害生活保障年金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (死亡生活保障年金、高度障害生活保障年金を支払わない場合)
(1) 死亡生活保障年金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約金額	主契約の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (7) この特約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ロ) 主契約の死亡保険金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱
(2) 高度障害生活保障年金	被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてこの特約の保険期間中に高度障害状態* になったとき		高* 高度障害生活保障年金受取人	被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき (7) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行為 (ロ) 高度障害生活保障年金受取人の故意 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 戦争その他の変乱

名称	支 払 事 由 (介護生活保障年金を支払う 場合)	支払金額	受取人	免 責 事 由 (介護生活保障年金を支払わない 場合)
(3) 介 護 生 活 保 障 年 金	この特約の保険期間中に、次のすべての条件を満たしたとき (医師によって診断確定されることを必要とします。) (ア) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として要介護状態* に該当したこと (イ) 要介護状態に該当した日からその日を含めて、要介護状態が 180日継続したこと	特 約 年 金 受 取 額	介* 護 生 活 保 障 年 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって要介護状態になったとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 (ウ) 介護生活保障年金受取人の故意または重大な過失 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 被保険者の薬物依存 (カ) 戦争その他の変乱

- * 高度障害状態 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。
- * 高度障害生活保障年金受取人 第⑥項に定める受取人をいいます。
- * 要介護状態 別表1に定める状態をいいます。
- * 介護生活保障年金受取人 第⑧項に定める受取人をいいます。

- ② 会社は、生活保障年金を、毎年、次の各号に定める生活保障年金支払日に支払います。
 - (1) 第1回生活保障年金支払日
支払事由に該当した日
 - (2) 第2回目以後の生活保障年金支払日
第③項に定める年金支払期間中における第1回生活保障年金支払日の毎年の応当日
- ③ 年金支払期間は、第1回生活保障年金支払日からその日を含めて10年間とします。
- ④ 第①項の高度障害生活保障年金の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。
- ⑤ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害状態または要介護状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項第(2)号または第(3)号の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。

- ⑥ 高度障害生活保障年金受取人は、被保険者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれに定める者とします。

項目	高度障害生活保障年金受取人
(1) 契約者が、契約者または主契約の死亡保険金受取人を高度障害生活保障年金受取人に指定したとき	その指定された者
(2) 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のとき	契約者（契約者が被保険者を高度障害生活保障年金受取人に指定したときは、被保険者）

- ⑦ 第⑥項の規定にかかわらず、この特約の高度障害生活保障年金受取人は主契約に付加されている他の特約における高度障害保険金受取人、災害高度障害保険金受取人および高度障害生活保障年金受取人と同一とします。
- ⑧ 介護生活保障年金受取人は、この特約の高度障害生活保障年金受取人とします。
- ⑨ この特約の第1回目の高度障害生活保障年金または介護生活保障年金のいずれかの請求を受け、これを受取人に支払うときには、会社は、他のいずれかのこの特約の生活保障年金の請求を受け、これを支払いません。
- ⑩ 第⑨項の規定にかかわらず、この特約の第1回目の高度障害生活保障年金または介護生活保障年金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、この特約の高度障害生活保障年金または介護生活保障年金は支払わず、この特約の死亡生活保障年金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- ⑪ この特約の第1回目の高度障害生活保障年金または介護生活保障年金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）には、被保険者が高度障害状態に該当した時または介護生活保障年金の支払事由に該当した時以後、被保険者が死亡し、または新たに高度障害状態に該当しもしくは新たに介護生活保障年金の支払事由に該当しても、会社は、生活保障年金を重複して支払いません。
- ⑫ 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の死亡生活保障年金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ⑬ この特約の高度障害生活保障年金受取人が2人以上いる場合、この特約の介護生活保障年金の受取割合は、この特約の高度障害生活保障年金の受取割合と同じとします。
- ⑭ この特約の死亡生活保障年金について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第17条（特約の払いもどし金）第①項第1)号の規定により契約者に支払います。
- ⑮ この特約の保険期間満了の日からその日を含めて180日の間に、第①項第3)号(i)の条件を満たした場合には、この特約の保険期間満了の日に条件を満たしたものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑯ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したまたは高度障害状態もしくは要介護状態になった場合でも、その事由によって死亡したまたは高度障害状態もしくは要介護状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、この特約の生活保障年金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑰ 被保険者が、この特約の保険期間満了の日において、主約款の別表2に定める身体障害の状態のうち、回復の見込のないことのみが明らかでない状態であることにより、高度障害生活保障年金の支払事由に該当しない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込のないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態になったものとみなして、本条の規定を適用します。
- ⑱ 年金受取人は、生活保障年金の支払事由発生日以後、会社の定める方法によって、生活保障年金のすえ置き支払を選択することができます。

第3条（年金受取人によるこの特約上の権利および義務の承継）

年金受取人は、生活保障年金の支払事由が生じ、生活保障年金が支払われることとなったときには、第1回生活保障年金支払日に、契約者のこの特約上の権利および義務のすべてを承継します。

第4条（生活保障年金の前払）

- ① 年金受取人は、第1回生活保障年金支払日以後いつでも、年金支払期間中の生活保障年金のうち生活保障年金支払日が到来していない生活保障年金（以下「未払年金」といいます。）の全部について、その現価（別表2）の前払を請求することができます。
- ② 第①項の規定により未払年金の全部の前払が行われたときは、前払が行われた時にこの特約は消滅します。
- ③ 年金受取人は、生活保障年金が支払われることとなったときには、第1回生活保障年金の請求の際、未払年金の一部について、その現価（別表2）の前払を請求することができます。
- ④ 第③項の規定により未払年金の一部の前払が行われたときには、その後の特約年金額は減額されます。この場合、減額後の特約年金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第③項の取扱を行いません。

第5条（生活保障年金の分割支払）

- ① 会社は、第1回生活保障年金支払日以後、年金受取人から申出があったときには、次の各号のいずれかの方法によって、特約年金額を等分して支払います。ただし、等分して支払う金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、生活保障年金の分割支払を取り扱いません。
 - (1) 生活保障年金支払日およびその半年目の応当日に支払う方法
 - (2) 生活保障年金支払日およびその3か月ごとの応当日に支払う方法
 - (3) 生活保障年金支払日およびその2か月ごとの応当日に支払う方法
 - (4) 生活保障年金支払日およびその月ごとの応当日に支払う方法
- ② 特約年金額を等分して支払うときには、会社は、会社の定める利率による利息を付けて支払います。
- ③ 未払年金の全部の前払が行われたことによってこの特約が消滅する場合で、かつ、この特約の消滅する日を含む年度の生活保障年金に未支払分があるときには、会社は、これを一括して年金受取人に支払います。

第6条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表3）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第7条（生活保障年金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 年金受取人は、この特約の生活保障年金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表3）を提出して生活保障年金を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、高度障害生活保障年金受取人が被保険者の場合で、被保険者に高度障害生活保障年金を請求できない特別な事情があるときには、その高度障害生活保障年金の請求時において被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人（この特約または主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定されている場合は、その代理請求人）が、必要書類（別表3）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって高度障害生活保障年金を請求することができます。
- ③ 第①項の規定にかかわらず、介護生活保障年金受取人が被保険者の場合で、被保険者に介護生活保障年金を請求できない特別な事情があるときには、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（第⑥項の規定により変更した者を含み、以下「代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表3）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者の代理人として介護生活保障年金を請求することができます。ただし、代理請求人は次の各号の

いずれかの者とします。

- (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ④ 第③項の請求の際、代理請求人に指定された者がその請求時において第③項第(1)号および第(2)号の要件に該当していないときには、会社は、代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
- ⑤ 第②項または第③項の規定により、会社が生活保障年金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、その生活保障年金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑥ 契約者は、被保険者の同意を得て、代理請求人を変更することができます。この場合、必要書類（別表3）を提出してください。
- ⑦ 第③項および第⑥項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一とします。
- ⑧ 生活保障年金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。
- ⑨ 第①項、第②項および第③項の請求を受け、生活保障年金を支払ったときには、会社は、年金受取人に年金証書を交付します。
- ⑩ 年金受取人は、次の各号の場合には、すみやかに必要書類（別表3）を提出して、生活保障年金を請求してください。
 - (1) 第2回目以降の生活保障年金支払日が到来したとき
 - (2) 生活保障年金の前払（第4条）を請求するとき
 - (3) 生活保障年金の分割支払（第5条）の場合で分割した生活保障年金またはその未支払分を請求するとき

3. この特約の取扱

第8条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第9条（特約の保険期間および保険料払込期間）

- ① 契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。
- ② 契約者は、会社の定める範囲内で、特約の更新（第11条）の規定によりこの特約が更新される場合の限度となる年齢（以下「更新限度年齢」といいます。）を指定してください。
- ③ 契約者は、生活保障年金の支払事由発生前に限り、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、第②項の更新限度年齢を変更することができます。

第10条（支払事由等が生じた場合の未払込保険料の取扱）

保険料が払い込まれないまま、その払込期月中または猶予期間中に生活保障年金の支払事由またはこの特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、会社は、主約款に定めるとおり取り扱います。この場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料を下回るときは、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) その差し引きできない金額を支払事由発生日の換算保障額（生活保障年金を一時に支払うこととした場合に会社所定の方法により計算した金額をいいます。以下同じとします。）から差し引き、特約年金額を改めます。
- (2) 第(1)号の規定による変更後の特約年金額が会社の定める金額未満となるときには、会社は、第(1)号の規定により支払われるべきであった生活保障年金について、その支払を行わず、変更後の特約年金額に対する換算保障額を年金受取人に支払います。この場合、この特約は消滅します。

第11条（特約の更新）

- ① この特約について、生活保障年金の支払事由発生前で、かつ、次の各号に定める条件をすべて満たす場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、契約者があらかじめ指定した更新限度年齢の範囲内であること
 - (2) この特約に条件付保険特約が付加されていないこと。ただし、保険金削減支払法のみが適用されている場合で、削減期間経過後であるときは、条件付保険特約が付加されていないものとして取り扱います。
- ② 更新後のこの特約の特約年金額は、更新前のこの特約の特約年金額と同一とします。
- ③ 第②項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の特約年金額を変更して更新することができます。
- ④ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項第(1)号の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ⑤ 第④項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑥ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑦ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑧ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 生活保障年金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第6条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑩ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑪ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑫ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときは、更新の取扱に準じて、保険期間満了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

第12条（年金支払期間の変更）

年金受取人は、第1回生活保障年金の請求の際、年金支払期間を、5年、10年、15年または20年のいずれかに変更することができます。この場合、必要書類（別表3）を提出してください。ただし、年金支払期間変更後の特約年金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、年金支払期間の変更を取り扱いません。

第13条（特約年金額の減額）

- ① 契約者は、生活保障年金の支払事由発生前に限り、必要書類（別表3）を提出して、将来に向かって、この特約の特約年金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約年金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の特約年金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第14条（年金受取人の変更）

- ① この特約の死亡生活保障年金の受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ② この特約の高度障害生活保障年金受取人は第2条（生活保障年金の支払）第⑥項および第⑦項

に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。

- ③ この特約の介護生活保障年金受取人は第2条（生活保障年金の支払）第⑧項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。

第15条（生活保障年金を受け取るべき者が複数の場合の取扱）

- ① 生活保障年金を受け取るべき者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の生活保障年金を受け取るべき者を代理するものとします。
- ② 次の各号のいずれかの場合には、会社が生活保障年金を受け取るべき者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- (1) 第①項の代表者が定まらないとき
 - (2) 第①項の代表者の住所または通信先が不明であるとき
- ③ 生活保障年金を受け取るべき者が2人以上いるときは、それぞれの生活保障年金を受け取るべき者について、次の各号に定める規定に関して、個別の適用は行いません。
- (1) 生活保障年金の前払（第4条）
 - (2) 生活保障年金の分割支払（第5条）
 - (3) 年金支払期間の変更（第12条）
 - (4) 特約の契約者配当金（第18条）

第16条（特約の消滅）

生活保障年金の支払事由発生前に主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

第17条（特約の払いもどし金）

- ① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が死亡生活保障年金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第2条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)		
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	
(4) この特約の特約年金額が減額されたとき (第13条)		
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第16条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(6) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条)		

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(7) 支払事由発生時以前に生じた事由により、この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第12条)	(ア) 支払事由発生時前にこの特約が解除されたとき (a) 保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額 (b) 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	契 約 者
	(イ) 支払事由発生時以後にこの特約が解除されたとき (a) 支払事由発生時において保険料払込中の特約 ……支払事由発生時における保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額 (b) 支払事由発生時において保険料払込済の特約 ……支払事由発生時における特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(8) 支払事由発生時後に生じた事由により、この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第12条)	別表2に定める未払年金の現価	こ の 年 金 特 約 受 取 人 を 解 除 さ れ た
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表3）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第18条（特約の契約者配当金）

① 会社は、この特約の契約者配当金を、主契約に準じて支払います。

② 第①項のほか、この特約の契約者配当金の割当については、毎事業年度末に次の各号に定める特約に対して利差配当を契約者配当金として割り当てます。

(1) 次の事業年度において、第1回生活保障年金支払日の3年ごとの応当日が到来する特約（ただし、第(2)号に該当する特約を除きます。）

- (2) 次の事業年度において、年金支払期間が満了する特約
- (3) 次の事業年度において、前払が行われることにより消滅する特約
 - (ア) 最初の第1回生活保障年金支払日の3年ごと応当日が到来していない特約で、第1回生活保障年金支払日からその日を含めて1年を経過した後に消滅する特約
 - (イ) 直前の第1回生活保障年金支払日の3年ごとの応当日からその日を含めて1年を経過した後に消滅する特約
- ③ 会社は、第②項の規定により割り当てた契約者配当金を、次の各号に定めるとおり支払います。
 - (1) 第②項第(1)号の特約に割り当てた契約者配当金は、主約款の規定に準じて年金受取人に支払います。
 - (2) 第②項第(2)号または第(3)号の特約に割り当てた契約者配当金は、年金受取人に支払います。
(2023年10月改定)

別表 1

要介護状態

巻末の「別表」中、「要介護状態」をご参照ください。

別表 2

未払年金現価

未払年金の現価は、年金の前払（第4条）または特約の払いもどし金（第17条）の請求日に応じて、前払される部分の特約年金額に下表の率を乗じて得た金額またはこの特約を解除された年金受取人の受取割合に応じた特約年金額に下表の率を乗じて得た金額を、その請求日から直後の年金支払日の前日までの期間について会社所定の率によって割り引いて計算した金額とします。

特約年金の 支払残存回数	特約年金額に 乗ずる率
9回	8.685
8回	7.755
7回	6.815
6回	5.868
5回	4.912
4回	3.947
3回	2.973
2回	1.991
1回	1.000

別表 3

請 求 書 類

	項 目	必 要 書 類
1	死亡生活保障年金 (第2条)	I. 第1回目の死亡生活保障年金 会社所定の請求書 II. 第2回目以降の死亡生活保障年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 死亡生活保障年金受取人の戸籍抄本 (3) 死亡生活保障年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
2	高度障害生活保障年金 (第2条)	I. 第1回目の高度障害生活保障年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 高度障害生活保障年金受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害生活保障年金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券 II. 第2回目以降の高度障害生活保障年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 高度障害生活保障年金受取人の戸籍抄本 (3) 高度障害生活保障年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
3	介護生活保障年金 (第2条)	I. 第1回目の介護生活保障年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 介護生活保障年金受取人の戸籍抄本 (5) 介護生活保障年金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券 II. 第2回目以降の介護生活保障年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 介護生活保障年金受取人の戸籍抄本 (3) 介護生活保障年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書

項 目		必 要 書 類
4	特約保険料の払込免除 (第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
5	高度障害生活保障年金の 代理請求 (第7条)	I. 第1回目の高度障害生活保障年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
		II. 第2回目以降の高度障害生活保障年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の戸籍抄本 (3) 代理人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (5) 年金証書
6	介護生活保障年金の 代理請求 (第7条)	I. 第1回目の介護生活保障年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
		II. 第2回目以降の介護生活保障年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の戸籍抄本 (3) 代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 年金証書
7	代理請求人の変更 (第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8	年金支払期間の変更 (第12条)	会社所定の請求書
9	特約年金額の減額 (第13条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

項 目		必 要 書 類
10	特約の払いもどし金 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（年金受取人が受取人のときは、年金受取人）の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
11	契約者配当金 (第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

健康体料率特約（特約用）を付加していない場合

介護生活保障特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
 (特約年金額10万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	800	12,600
	2	0	0	0	500	6,700	28,600
	3	0	0	0	3,000	11,400	41,900
	4	0	0	0	4,900	14,800	51,900
	5	0	0	700	6,200	17,000	58,100
	7	0	0	1,600	6,600	16,900	56,300
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	6,000	
	2	0	0	0	4,700	17,100	
	3	0	0	1,700	9,400	27,300	
	4	0	0	3,700	13,500	36,400	
	5	0	0	5,600	17,000	44,400	
	7	0	1,200	8,600	22,100	56,700	
	10	0	3,000	10,200	23,000	60,900	
15	0	0	0	0	0	0	
20年満期	1	0	0	0	2,300	12,500	
	2	0	0	1,900	10,100	30,400	
	3	0	0	5,600	17,500	47,500	
	4	0	400	8,900	24,400	63,600	
	5	0	1,900	12,100	30,800	79,100	
	7	0	4,600	17,900	41,800	107,000	
	10	600	8,000	23,800	52,300	137,800	
15	1,200	7,800	21,500	47,500	136,600		
20	0	0	0	0	0	0	
25年満期	1	0	0	0	5,800		
	2	0	0	5,100	17,200		
	3	0	1,000	10,300	28,300		
	4	0	3,100	15,300	38,900		
	5	0	5,300	20,200	49,100		
	7	0	9,600	29,300	68,000		
	10	2,500	15,200	40,600	91,200		
15	4,100	19,000	47,900	110,900			
20	3,900	15,600	37,700	95,000			
25	0	0	0	0	0	0	
30年満期	1		0	1,700	10,200		
	2		600	9,100	26,100		
	3		3,900	16,300	41,700		
	4		7,000	23,400	57,000		
	5		10,200	30,400	72,000		
	7		16,400	43,800	100,800		
	10		25,200	61,800	139,800		
15		34,500	81,400	190,000			
20		37,200	85,400	213,400			
25		28,400	65,100	178,100			
30		0	0	0	0	0	

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
55歳満了	1	0	0	0			
	2	0	0	0			
	3	0	1,000	1,700			
	4	300	3,100	3,700			
	5	2,000	5,300	5,600			
	7	5,600	9,600	8,600			
	10	11,100	15,200	10,200			
60歳満了	15	17,300	19,000	0			
	20	22,300	15,600				
	25	23,800	0				
	30	18,100					
	35	0					
	1	0	0	0	0		
	2	0	600	1,900	500		
3	900	3,900	5,600	3,000			
4	3,200	7,000	8,900	4,900			
5	5,700	10,200	12,100	6,200			
7	10,800	16,400	17,900	6,600			
10	18,500	25,200	23,800	0			
15	28,900	34,500	21,500				
20	38,200	37,200	0				
25	44,500	28,400					
30	44,100	0					
35	32,000						
40	0						
65歳満了	1		0	0	0		
	2		3,000	5,100	4,700		
	3		7,500	10,300	9,400		
	4		11,800	15,300	13,500		
	5		16,300	20,200	17,000		
	7		25,100	29,300	22,100		
	10		37,800	40,600	23,000		
15		54,100	47,900	0			
20		64,500	37,700				
25		64,400	0				
30		46,300					
35		0					
70歳満了	1			1,700	2,300	800	
	2			9,100	10,100	6,700	
	3			16,300	17,500	11,400	
	4			23,400	24,400	14,800	
	5			30,400	30,800	17,000	
	7			43,800	41,800	16,900	
	10			61,800	52,300	0	
15			81,400	47,500			
20			85,400	0			
25			65,100				
30			0				
75歳満了	1				5,800	6,000	
	2				17,200	17,100	
	3				28,300	27,300	
	4				38,900	36,400	
	5				49,100	44,400	
	7				68,000	56,700	
	10				91,200	60,900	
15				110,900	0		
20				95,000			
25				0			
80歳満了	1					12,500	12,600
	2					30,400	28,600
	3					47,500	41,900
	4					63,600	51,900
	5					79,100	58,100
	7					107,000	56,300
	10					137,800	0
15					136,600		
20					0		

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

健康体料率特約（特約用）を付加していない場合

介護生活保障特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
 (特約年金額10万円につき：単位円)

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	9,100
	2	0	0	0	0	2,500	22,200
	3	0	0	0	0	5,900	33,200
	4	0	0	0	300	8,400	41,400
	5	0	0	0	1,200	10,100	46,700
	7	0	0	300	2,000	10,500	45,700
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	2,400	
	2	0	0	0	0	10,200	
	3	0	0	0	2,500	17,500	
	4	0	0	800	4,700	24,100	
	5	0	0	2,200	6,800	30,100	
	7	0	300	4,500	10,000	39,100	
	10	500	2,000	6,100	11,700	42,800	
15	0	0	0	0	0		
20年満期	1	0	0	0	0	8,000	
	2	0	0	0	3,300	21,500	
	3	0	0	1,400	7,600	34,700	
	4	0	0	3,500	11,500	47,200	
	5	0	300	5,500	15,400	59,200	
	7	0	2,400	9,200	22,200	81,000	
	10	1,400	5,100	13,000	29,700	105,700	
15	1,400	4,800	10,800	28,500	106,100		
20	0	0	0	0	0		
25年満期	1	0	0	0	1,400		
	2	0	0	700	8,500		
	3	0	0	3,900	15,400		
	4	0	800	6,900	22,100		
	5	0	2,400	9,800	28,600		
	7	300	5,500	15,300	41,100		
	10	2,800	9,500	21,900	57,500		
15	3,600	11,600	24,800	72,600			
20	3,000	9,400	19,600	63,700			
25	0	0	0	0			
30年満期	1		0	0	5,200		
	2		0	3,200	16,100		
	3		800	7,700	27,000		
	4		2,800	11,900	37,700		
	5		5,000	16,200	48,300		
	7		9,100	24,300	69,100		
	10		14,800	35,100	98,600		
15		19,800	45,400	138,000			
20		20,800	48,400	158,100			
25		14,900	38,300	134,100			
30		0	0	0			

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
55歳満了	1	0	0	0			
	2	0	0	0			
	3	0	0	0			
	4	0	800	800			
	5	1,200	2,400	2,200			
	7	4,100	5,500	4,500			
	10	8,300	9,500	6,100			
	15	12,100	11,600	0			
	20	14,800	9,400				
	25	15,200	0				
30	11,300						
35	0						
60歳満了	1	0	0	0	0		
	2	0	0	0	0		
	3	0	800	1,400	0		
	4	1,400	2,800	3,500	300		
	5	3,200	5,000	5,500	1,200		
	7	6,900	9,100	9,200	2,000		
	10	12,400	14,800	13,000	0		
	15	18,500	19,800	10,800			
	20	23,500	20,800	0			
	25	26,500	14,900				
30	25,400	0					
35	17,300						
40	0						
65歳満了	1		0	0	0		
	2		0	700	0		
	3		2,800	3,900	2,500		
	4		5,500	6,900	4,700		
	5		8,300	9,800	6,800		
	7		13,800	15,300	10,000		
	10		21,700	21,900	11,700		
	15		30,500	24,800	0		
	20		35,600	19,600			
	25		34,200	0			
30		24,500					
35		0					
70歳満了	1			0	0	0	
	2			3,200	3,300	2,500	
	3			7,700	7,600	5,900	
	4			11,900	11,500	8,400	
	5			16,200	15,400	10,100	
	7			24,300	22,200	10,500	
	10			35,100	29,700	0	
	15			45,400	28,500		
	20			48,400	0		
	25			38,300			
30			0				
75歳満了	1				1,400	2,400	
	2				8,500	10,200	
	3				15,400	17,500	
	4				22,100	24,100	
	5				28,600	30,100	
	7				41,100	39,100	
	10				57,500	42,800	
15				72,600	0		
20				63,700			
25				0			
80歳満了	1					8,000	9,100
	2					21,500	22,200
	3					34,700	33,200
	4					47,200	41,400
	5					59,200	46,700
	7					81,000	45,700
	10					105,700	0
15					106,100		
20					0		

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

健康体料率特約（特約用）を付加していない場合

介護生活保障特約の解約返戻金額例表〔一時払の場合〕
 （特約年金額10万円につき：単位円）

（男性の場合）

保険種類	経過年数（年）	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	15,700	17,300	32,000	73,600	160,500	368,700
	2	13,900	15,700	29,600	68,500	149,900	350,100
	3	12,100	14,100	27,100	62,900	138,000	328,200
	4	10,400	12,400	24,300	56,700	124,600	302,300
	5	8,600	10,600	21,200	49,700	109,600	271,700
	7	5,200	6,700	14,000	33,100	74,000	191,900
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	23,800	30,100	60,700	135,800	291,600	
	2	22,000	28,700	58,800	131,700	284,200	
	3	20,300	27,200	56,600	127,100	275,800	
	4	18,700	25,600	54,100	121,900	266,000	
	5	17,000	24,000	51,400	116,000	255,000	
	7	13,800	20,400	45,000	101,900	228,500	
	10	8,900	14,100	32,300	73,200	172,000	
15	0	0	0	0	0		
20年満期	1	32,900	48,200	101,600	217,900	453,800	
	2	31,200	46,900	100,100	215,100	450,300	
	3	29,600	45,600	98,400	211,800	446,000	
	4	28,100	44,200	96,500	208,000	440,800	
	5	26,500	42,800	94,300	203,700	434,700	
	7	23,500	39,700	89,000	192,800	419,400	
	10	18,900	34,100	78,200	170,000	384,600	
15	10,600	21,200	49,700	109,600	271,700		
20	0	0	0	0	0		
25年満期	1	44,400	73,900	156,200	326,900		
	2	42,800	73,000	155,300	325,700		
	3	41,400	71,900	154,300	324,200		
	4	39,900	70,900	153,000	322,300		
	5	38,500	69,700	151,600	319,900		
	7	35,800	67,200	147,800	313,300		
	10	31,600	62,600	139,500	298,200		
15	24,000	51,400	116,000	255,000			
20	14,100	32,300	73,200	172,000			
25	0	0	0	0			
30年満期	1		110,500	228,300	461,500		
	2		109,900	228,300	462,400		
	3		109,300	228,100	463,100		
	4		108,600	227,800	463,400		
	5		107,900	227,200	463,500		
	7		106,200	225,400	462,300		
	10		102,900	220,400	456,700		
15		94,300	203,700	434,700			
20		78,200	170,000	384,600			
25		49,700	109,600	271,700			
30		0	0	0			

保険種類	経過年数（年）	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
55歳満了	1	83,700	73,900	60,700			
	2	82,600	73,000	58,800			
	3	81,600	71,900	56,600			
	4	80,600	70,900	54,100			
	5	79,600	69,700	51,400			
	7	77,700	67,200	45,000			
	10	74,900	62,600	32,300			
60歳満了	1	116,500	110,500	101,600	73,600		
	2	115,800	109,900	100,100	68,500		
	3	115,100	109,300	98,400	62,900		
	4	114,500	108,600	96,500	56,700		
	5	113,900	107,900	94,300	49,700		
	7	112,800	106,200	89,000	33,100		
	10	111,100	102,900	78,200	0		
65歳満了	1		159,400	156,200	135,800		
	2		159,300	155,300	131,700		
	3		159,200	154,300	127,100		
	4		159,100	153,000	121,900		
	5		158,900	151,600	116,000		
	7		158,400	147,800	101,900		
	10		156,900	139,500	73,200		
70歳満了	1			228,300	217,900	160,500	
	2			228,300	215,100	149,900	
	3			228,100	211,800	138,000	
	4			227,800	208,000	124,600	
	5			227,200	203,700	109,600	
	7			225,400	192,800	74,000	
	10			220,400	170,000	0	
75歳満了	1				326,900	291,600	
	2				325,700	284,200	
	3				324,200	275,800	
	4				322,300	266,000	
	5				319,900	255,000	
	7				313,300	228,500	
	10				298,200	172,000	
80歳満了	1					453,800	368,700
	2					450,300	350,100
	3					446,000	328,200
	4					440,800	302,300
	5					434,700	271,700
	7					419,400	191,900
	10					384,600	0

健康体料率特約（特約用）を付加していない場合

介護生活保障特約の解約返戻金額例表 [一時払の場合]
 (特約年金額10万円につき：単位円)

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	11,500	14,100	23,300	46,000	97,700	271,000
	2	10,300	12,800	21,500	42,300	91,200	257,600
	3	9,100	11,400	19,500	38,400	84,100	241,700
	4	7,900	10,000	17,400	34,200	76,000	222,800
	5	6,600	8,600	15,000	29,600	67,000	200,400
	7	4,000	5,400	9,900	19,200	45,300	141,700
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	18,100	23,900	42,800	83,100	191,700	
	2	17,000	22,700	41,200	80,000	186,800	
	3	15,800	21,500	39,400	76,600	181,400	
	4	14,600	20,200	37,500	72,900	175,200	
	5	13,500	18,800	35,500	68,800	168,200	
	7	11,000	15,900	30,800	59,600	150,900	
	10	7,200	10,800	21,700	42,400	113,900	
15	0	0	0	0	0	0	
20年満期	1	25,500	36,800	67,700	136,800	330,700	
	2	24,500	35,800	66,300	134,400	328,300	
	3	23,400	34,700	64,900	131,700	325,500	
	4	22,300	33,500	63,300	128,800	322,000	
	5	21,200	32,300	61,500	125,500	317,900	
	7	18,900	29,700	57,400	118,000	307,100	
	10	15,300	25,000	49,300	103,600	282,400	
15	8,600	15,000	29,600	67,000	200,400		
20	0	0	0	0	0	0	
25年満期	1	34,400	54,400	100,700	217,800		
	2	33,400	53,500	99,700	216,500		
	3	32,400	52,600	98,600	214,900		
	4	31,400	51,600	97,400	213,200		
	5	30,400	50,600	96,000	211,100		
	7	28,300	48,300	92,700	206,200		
	10	25,100	44,300	86,000	196,000		
15	18,800	35,500	68,800	168,200			
20	10,800	21,700	42,400	113,900			
25	0	0	0	0			
30年満期	1		76,700	148,300	337,700		
	2		76,100	147,900	338,000		
	3		75,400	147,300	338,100		
	4		74,700	146,600	338,100		
	5		73,900	145,800	337,800		
	7		72,100	143,800	336,600		
	10		68,900	139,000	332,700		
15		61,500	125,500	317,900			
20		49,300	103,600	282,400			
25		29,600	67,000	200,400			
30		0	0	0			

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
55歳満了	1	61,800	54,400	42,800			
	2	61,200	53,500	41,200			
	3	60,500	52,600	39,400			
	4	59,800	51,600	37,500			
	5	59,100	50,600	35,500			
	7	57,600	48,300	30,800			
	10	55,200	44,300	21,700			
15	50,600	35,500	0				
20	44,300	21,700					
25	35,500	0					
30	21,700						
35	0						
60歳満了	1	82,000	76,700	67,700	46,000		
	2	81,500	76,100	66,300	42,300		
	3	81,100	75,400	64,900	38,400		
	4	80,600	74,700	63,300	34,200		
	5	80,000	73,900	61,500	29,600		
	7	79,000	72,100	57,400	19,200		
	10	77,300	68,900	49,300	0		
15	73,900	61,500	29,600				
20	68,900	49,300	0				
25	61,500	29,600					
30	49,300	0					
35	29,600						
40	0						
65歳満了	1		106,400	100,700	83,100		
	2		106,000	99,700	80,000		
	3		105,700	98,600	76,600		
	4		105,300	97,400	72,900		
	5		104,800	96,000	68,800		
	7		103,700	92,700	59,600		
	10		101,600	86,000	42,400		
15		96,000	68,800	0			
20		86,000	42,400				
25		68,800	0				
30		42,400					
35		0					
70歳満了	1			148,300	136,800	97,700	
	2			147,900	134,400	91,200	
	3			147,300	131,700	84,100	
	4			146,600	128,800	76,000	
	5			145,800	125,500	67,000	
	7			143,800	118,000	45,300	
	10			139,000	103,600	0	
15			125,500	67,000			
20			103,600	0			
25			67,000				
30			0				
75歳満了	1				217,800	191,700	
	2				216,500	186,800	
	3				214,900	181,400	
	4				213,200	175,200	
	5				211,100	168,200	
	7				206,200	150,900	
	10				196,000	113,900	
15				168,200	0		
20				113,900			
25				0			
80歳満了	1					330,700	271,000
	2					328,300	257,600
	3					325,500	241,700
	4					322,000	222,800
	5					317,900	200,400
	7					307,100	141,700
	10					282,400	0
15					200,400		
20					0		

健康体料率特約（特約用）を付加した場合

介護生活保障特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
 (特約年金額10万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	1	0	0	0	0	100
	2	0	0	0	0	5,200
	3	0	0	0	1,600	9,500
	4	0	0	0	3,200	12,700
	5	0	0	0	4,400	15,000
	7	0	0	900	4,900	15,400
15年満期	1	0	0	0	0	5,700
	2	0	0	0	3,100	16,500
	3	0	0	400	7,000	26,700
	4	0	0	2,200	10,500	35,900
	5	0	0	3,900	13,600	44,400
	7	0	300	6,600	18,100	57,900
55歳満了	1			0		
	2			0		
	3			400		
	4			2,200		
	5			3,900		
	7			6,600		
60歳満了	1				0	
	2				0	
	3				1,600	
	4				3,200	
	5				4,400	
	7				4,900	
65歳満了	1				0	
	2				3,100	
	3				7,000	
	4				10,500	
	5				13,600	
	7				18,100	
70歳満了	1					100
	2					5,200
	3					9,500
	4					12,700
	5					15,000
	7					15,400
75歳満了	1					5,700
	2					16,500
	3					26,700
	4					35,900
	5					44,400
	7					57,900
10					64,500	
15					0	

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	2,400
	3	0	0	0	0	5,700
	4	0	0	0	0	8,200
	5	0	0	0	800	10,000
	7	0	0	0	1,700	10,500
15年満期	1	0	0	0	0	2,500
	2	0	0	0	0	10,400
	3	0	0	0	2,000	17,900
	4	0	0	0	4,100	24,600
	5	0	0	1,300	6,200	30,800
	7	0	0	3,500	9,300	40,400
55歳満了	1			0		
	2			0		
	3			0		
	4			0		
	5			1,300		
	7			3,500		
60歳満了	1				0	
	2				0	
	3				0	
	4				0	
	5				800	
	7				1,700	
65歳満了	1				0	
	2				0	
	3				2,000	
	4				4,100	
	5				6,200	
	7				9,300	
70歳満了	1					0
	2					2,400
	3					5,700
	4					8,200
	5					10,000
	7					10,500
75歳満了	1					2,500
	2					10,400
	3					17,900
	4					24,600
	5					30,800
	7					40,400
10					44,600	
15					0	

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

健康体料率特約（特約用）を付加した場合

介護生活保障特約の解約返戻金額例表〔一時払の場合〕
 (特約年金額10万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	1	13,800	14,900	25,500	59,500	136,300
	2	12,300	13,500	23,500	55,300	127,300
	3	10,700	12,000	21,500	50,800	117,300
	4	9,200	10,500	19,200	45,700	106,200
	5	7,700	9,000	16,800	40,000	93,700
	7	4,600	5,600	11,200	26,600	63,700
	10	0	0	0	0	0
15年満期	1	20,900	25,200	48,800	111,700	265,400
	2	19,400	23,900	47,200	108,300	259,200
	3	18,000	22,600	45,400	104,500	252,100
	4	16,500	21,200	43,400	100,200	244,100
	5	15,100	19,700	41,200	95,400	235,000
	7	12,200	16,700	36,200	83,800	212,800
	10	7,800	11,400	26,000	60,500	164,100
55歳満了	1			48,800		
	2			47,200		
	3			45,400		
	4			43,400		
	5			41,200		
	7			36,200		
	10			26,000		
60歳満了	1				59,500	
	2				55,300	
	3				50,800	
	4				45,700	
	5				40,000	
	7				26,600	
	10				0	
65歳満了	1				111,700	
	2				108,300	
	3				104,500	
	4				100,200	
	5				95,400	
	7				83,800	
	10				60,500	
70歳満了	1					136,300
	2					127,300
	3					117,300
	4					106,200
	5					93,700
	7					63,700
	10					0
75歳満了	1					265,400
	2					259,200
	3					252,100
	4					244,100
	5					235,000
	7					212,800
	10					164,100
15					0	

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	1	10,300	12,400	19,400	39,000	89,700
	2	9,300	11,200	17,900	35,900	84,000
	3	8,200	10,000	16,200	32,600	77,600
	4	7,100	8,800	14,400	29,100	70,400
	5	5,900	7,500	12,500	25,300	62,200
	7	3,600	4,700	8,300	16,500	42,400
	10	0	0	0	0	0
15年満期	1	16,200	20,600	35,800	72,300	183,000
	2	15,200	19,600	34,400	69,700	178,800
	3	14,100	18,500	32,900	66,900	174,000
	4	13,100	17,300	31,300	63,800	168,500
	5	12,000	16,100	29,600	60,400	162,300
	7	9,800	13,500	25,700	52,700	146,600
	10	6,400	9,100	18,100	37,800	112,000
55歳満了	1			35,800		
	2			34,400		
	3			32,900		
	4			31,300		
	5			29,600		
	7			25,700		
	10			18,100		
60歳満了	1				39,000	
	2				35,900	
	3				32,600	
	4				29,100	
	5				25,300	
	7				16,500	
	10				0	
65歳満了	1				72,300	
	2				69,700	
	3				66,900	
	4				63,800	
	5				60,400	
	7				52,700	
	10				37,800	
70歳満了	1					89,700
	2					84,000
	3					77,600
	4					70,400
	5					62,200
	7					42,400
	10					0
75歳満了	1					183,000
	2					178,800
	3					174,000
	4					168,500
	5					162,300
	7					146,600
	10					112,000
15					0	

総合障害生活保障特約目次

この特約の主な内容	第10条 特約の更新
1. 用語の意義	第11条 年金支払期間の変更
第1条 用語の意義	第12条 特約年金額の減額
2. この特約の給付および請求手続	第13条 年金受取人の変更
第2条 生活保障年金の支払	第14条 生活保障年金を受け取るべき者が複数の場合の取扱
第3条 年金受取人によるこの特約上の権利および義務の承継	第15条 特約の消滅
第4条 生活保障年金の前払	第16条 特約の払いもどし金
第5条 生活保障年金の分割支払	第17条 特約の契約者配当金
第6条 生活保障年金の請求手続、支払の期限および支払の場所	別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中
3. この特約の取扱	別表2 対象となる疾病障害状態
第7条 特約の締結	別表3 要介護状態
第8条 特約の保険期間および保険料払込期間	別表4 未払年金現価
第9条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱	別表5 請求書類

総合障害生活保障特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が死亡したとき、所定の障害状態になったとき、特定の疾病に罹患し所定の状態になったときまたは所定の要介護状態になったときに、所定の期間、年金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 生活保障年金	死亡生活保障年金、高度障害生活保障年金または障害生活保障年金のことをいいます。
(7) 年金受取人	生活保障年金の受取人のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（生活保障年金の支払）

- ① 会社は、この特約の死亡生活保障年金、高度障害生活保障年金および障害生活保障年金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡生活保障年金、 高度障害生活保障年金を 支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (死亡生活保障年金、高度障害生活保障 年金を支払わない場合)
(1) 死亡 生活 保障 年金	被保険者がこの特約 の保険期間中に死亡し たとき	特 約 年 金 額	主 契 約 の 死 亡 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって死 亡したとき (ア) この特約の責任開始の日からその 日を含めて3年以内の被保険者の自 殺 (イ) 契約者の故意 (ウ) 主契約の死亡保険金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱
(2) 高度 障害 生活 保障 年金	被保険者がこの特約 の責任開始時以後に発 生した傷害または発病 した疾病を直接の原因 としてこの特約の保険 期間中に高度障害状態* になったとき		高* 高 度 障 害 生 活 保 障 年 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって高 度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行為 (ウ) 高度障害生活保障年金受取人の故 意 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 戦争その他の変乱

名称	支 払 事 由 (障害生活保障年金を支払う場合)	支払金額	受取人	免 責 事 由 (障害生活保障年金を支払わない場合)
(3) 障 害 生 活 保 障 年 金	次の(ア)から(オ)までのいずれかの事由に該当したとき			
	(ア) 被保険者がこの特約の保険期間中に悪性新生物* に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)			
	(イ) 被保険者がこの特約の責任開始時以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき (i) 急性心筋梗塞* を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態* が継続したと医師によって診断されたとき (ii) 脳卒中* を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	特 約 年 金 額	障* 害 生 活 保 障 年 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって障害生活保障年金の支払事由に該当したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 (ウ) 障害生活保障年金受取人の故意または重大な過失 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 被保険者の薬物依存 (カ) 戦争その他の変乱
	(ウ) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発病した疾病を直接の原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき (i) 疾病障害状態* のうち、別表2の(a)から(k)までのいずれかに該当し、その疾病障害状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき (ii) 疾病障害状態のうち、別表2の(1)から(p)までのいずれかに該当したとき			

名称	支 払 事 由 (障害生活保障年金を支払う場合)	支払金額	受取人	免 責 事 由 (障害生活保障年金を支払わない場合)
(3) 障 害 生 活 保 障 年 金	<p>(エ) この特約の保険期間中に次のすべての条件を満たしたとき（医師によって診断確定されることを必要とします。）</p> <p>(i) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として要介護状態* に該当したこと</p> <p>(ii) 要介護状態に該当した日からその日を含めて、要介護状態が 180日継続したこと</p>	特 約 年 金 額	障 害 生 活 保 障 年 金 受 取 人	<p>被保険者が次のいずれかによって障害生活保障年金の支払事由に該当したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失</p> <p>(ウ) 障害生活保障年金受取人の故意または重大な過失</p> <p>(エ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(オ) 被保険者の薬物依存</p> <p>(カ) 戦争その他の変乱</p>
	<p>(オ) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故* による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に障害状態* になったとき</p>			<p>被保険者が次のいずれかによって障害生活保障年金の支払事由に該当したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 障害生活保障年金受取人の故意または重大な過失</p> <p>(エ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(オ) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(カ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(キ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(ク) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

* 高度障害状態	主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。
* 高度障害生活 保障年金受取人	第⑧項に定める受取人をいいます。
* 悪性新生物	別表1に定める疾病をいいます。
* 急性心筋梗塞	別表1に定める疾病をいいます。
* 脳卒中	別表1に定める疾病をいいます。
* 労働の制限を必 要とする状態	軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動で は制限を必要とする状態をいいます。
* 疾病障害状態	別表2に定める身体障害の状態をいいます。
* 要介護状態	別表3に定める状態をいいます。
* 不慮の事故	主約款の別表1に定める事故をいいます。
* 障害状態	主約款の別表3に定める身体障害の状態をいいます。
* 障害生活保 障年金受取人	第⑩項に定める受取人をいいます。

- ② 会社は、生活保障年金を、毎年、次の各号に定める生活保障年金支払日に支払います。
- (1) 第1回生活保障年金支払日
支払事由に該当した日
 - (2) 第2回目以後の生活保障年金支払日
第③項に定める年金支払期間中における第1回生活保障年金支払日の毎年の応当日
- ③ 年金支払期間は、第1回生活保障年金支払日からその日を含めて10年間とします。
- ④ 第①項の高度障害生活保障年金の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。
- ⑤ 第①項の障害生活保障年金のうち(ウ)の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって疾病障害状態になったときを含みます。
- ⑥ 第①項の障害生活保障年金のうち(オ)の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって障害状態になったときを含みます。
- ⑦ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を原因として責任開始時以後に第①項第(2)号または第(3)号(イ)から(オ)のいずれかに定める状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項第(2)号または第(3)号の規定を適用します。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。

- ⑧ 高度障害生活保障年金受取人は、被保険者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれに定める者とします。

項目	高度障害生活保障年金受取人
(1) 契約者が、契約者または主契約の死亡保険金受取人を高度障害生活保障年金受取人に指定したとき	その指定された者
(2) 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のとき	契約者（契約者が被保険者を高度障害生活保障年金受取人に指定したときは、被保険者）

- ⑨ 第⑧項の規定にかかわらず、この特約の高度障害生活保障年金受取人は主契約に付加されている他の特約における高度障害保険金受取人、災害高度障害保険金受取人および高度障害生活保障年金受取人と同一とします。
- ⑩ 障害生活保障年金受取人は、この特約の高度障害生活保障年金受取人とします。
- ⑪ この特約の第1回目の高度障害生活保障年金または障害生活保障年金のいずれかの請求を受け、これを受取人に支払うときには、会社は、他のいずれかのこの特約の生活保障年金の請求を受け、これを支払いません。
- ⑫ 第⑪項の規定にかかわらず、この特約の第1回目の高度障害生活保障年金または障害生活保障年金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、この特約の高度障害生活保障年金または障害生活保障年金を支払わず、この特約の死亡生活保障年金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- ⑬ この特約の第1回目の高度障害生活保障年金または障害生活保障年金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）は、被保険者が高度障害状態に該当した時または障害生活保障年金の支払事由に該当した時以後、被保険者が死亡し、または新たに高度障害状態に該当しもしくは新たに障害生活保障年金の支払事由に該当しても、会社は、生活保障年金を、重複して支払いません。
- ⑭ 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の死亡生活保障年金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ⑮ この特約の高度障害生活保障年金受取人が2人以上いる場合、この特約の障害生活保障年金の受取割合は、この特約の高度障害生活保障年金の受取割合と同じとします。
- ⑯ この特約の死亡生活保障年金について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第16条（特約の払いもどし金）第①項第(1)号の規定により契約者に支払います。
- ⑰ この特約の保険期間中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、保険期間の満了日からその日を含めて60日の間に、被保険者が第①項第(3)号(i)に定める状態に該当した場合には、この特約の有効中にその状態に該当したものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑱ この特約の保険期間満了の日からその日を含めて180日の間に、第①項第(3)号(ウ)の(i)に定める状態に該当した場合または第①項第(3)号(エ)の条件を満たした場合には、この特約の有効中にその状態に該当したものとみなしてこの特約の保険期間満了の日に条件を満たしたものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑲ 被保険者が、この特約の保険期間満了の日において、主約款の別表2に定める身体障害の状態のうち、回復の見込のないことのみが明らかでない状態であることにより、高度障害生活保障年金の支払事由に該当しない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込のないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態になったものとみなして、本条の規定を適用します。
- ⑳ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって生活保障年金の支払事由に該当した場合でも、その事由によって生活保障年金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの

特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、その程度に応じ、この特約の生活保障年金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

- ② 年金受取人は、生活保障年金の支払事由が発生以後、会社の定める方法によって、生活保障年金のすえ置き支払を選択することができます。

第3条（年金受取人によるこの特約上の権利および義務の承継）

年金受取人は、生活保障年金の支払事由が生じ、生活保障年金が支払われることとなったときには、第1回生活保障年金支払日に、契約者のこの特約上の権利および義務のすべてを承継します。

第4条（生活保障年金の前払）

- ① 年金受取人は、第1回生活保障年金支払日以後いつでも、年金支払期間中の生活保障年金のうち生活保障年金支払日が到来していない生活保障年金（以下「未払年金」といいます。）の全部について、その現価（別表4）の前払を請求することができます。
- ② 第①項の規定により未払年金の全部の前払が行われたときは、前払が行われた時にこの特約は消滅します。
- ③ 年金受取人は、生活保障年金が支払われることとなったときには、第1回生活保障年金の請求の際、未払年金の一部について、その現価（別表4）の前払を請求することができます。
- ④ 第③項の規定により未払年金の一部の前払が行われたときには、その後の特約年金額は減額されます。この場合、減額後の特約年金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第③項の取扱を行いません。

第5条（生活保障年金の分割支払）

- ① 会社は、第1回生活保障年金支払日以後、年金受取人から申出があったときには、次の各号のいずれかの方法によって、特約年金額を等分して支払います。ただし、等分して支払う金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、生活保障年金の分割支払を取り扱いません。
- (1) 生活保障年金支払日およびその半年目の応当日に支払う方法
 - (2) 生活保障年金支払日およびその3か月ごとの応当日に支払う方法
 - (3) 生活保障年金支払日およびその2か月ごとの応当日に支払う方法
 - (4) 生活保障年金支払日およびその月ごとの応当日に支払う方法
- ② 特約年金額を等分して支払うときには、会社は、会社の定める利率による利息を付けて支払います。
- ③ 未払年金の全部の前払が行われたことによってこの特約が消滅する場合で、かつ、この特約の消滅する日を含む年度の生活保障年金に未支払分があるときには、会社は、これを一括して年金受取人に支払います。

第6条（生活保障年金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 年金受取人は、この特約の生活保障年金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して生活保障年金を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、高度障害生活保障年金受取人が被保険者の場合で、被保険者に高度障害生活保障年金を請求できない特別な事情があるときは、その高度障害生活保障年金の請求時において被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人（この特約または主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定されている場合は、その代理請求人）が、必要書類（別表5）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって高度障害生活保障年金を請求することができます。
- ③ 第①項の規定にかかわらず、障害生活保障年金受取人が被保険者の場合で、被保険者に障害生活保障年金を請求できない特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（第⑥項の規定により変更した者を含み、以下「代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表5）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者の代理人として障害生活保障年金を請求することができます。ただし、代理請求人は次の各号のいずれかの者とします。

- (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ④ 第③項の請求の際、代理請求人に指定された者がその請求時において第③項第(1)号および第(2)号の要件に該当していないときには、会社は、代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
- ⑤ 第②項または第③項の規定により、会社が生活保障年金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、その生活保障年金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑥ 契約者は、被保険者の同意を得て、代理請求人を変更することができます。この場合、必要書類(別表5)を提出してください。
- ⑦ 第③項および第⑥項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一とします。
- ⑧ 生活保障年金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。
- ⑨ 第①項から第③項までの請求を受け、生活保障年金を支払ったときには、会社は、年金受取人に年金証書を交付します。
- ⑩ 年金受取人は、次の各号の場合には、すみやかに必要書類(別表5)を提出して、生活保障年金を請求してください。
 - (1) 第2回目以降の生活保障年金支払日が到来したとき
 - (2) 生活保障年金の前払(第4条)を請求するとき
 - (3) 生活保障年金の分割支払(第5条)の場合で分割した生活保障年金またはその未支払分を請求するとき

3. この特約の取扱

第7条(特約の締結)

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)

- ① 契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。
- ② 契約者は、会社の定める範囲内で、特約の更新(第10条)の規定によりこの特約が更新される場合の限度となる年齢(以下「更新限度年齢」といいます。)を指定してください。
- ③ 契約者は、生活保障年金の支払事由発生前に限り、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、第②項の更新限度年齢を変更することができます。

第9条(支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱)

保険料が払い込まれないまま、その払込期月中または猶予期間中に生活保障年金の支払事由が生じたときには、会社は、主約款に定めるとおり取り扱います。この場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料を下回るときは、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) その差し引きできない金額を支払事由発生日の換算保障額(生活保障年金を一時に支払うこととした場合に会社所定の方法により計算した金額をいいます。以下同じとします。)から差し引き、特約年金額を改めます。
- (2) 第(1)号の規定による変更後の特約年金額が会社の定める金額未満となるときには、会社は、第(1)号の規定により支払われるべきであった生活保障年金について、その支払を行わず、変更後の特約年金額に対する換算保障額を年金受取人に支払います。この場合、この特約は消滅します。

第10条(特約の更新)

- ① この特約について、生活保障年金の支払事由発生前で、かつ、次の各号に定める条件をすべて

満たす場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、契約者があらかじめ指定した更新限度年齢の範囲内であること
- (2) この特約に条件付保険特約が付加されていないこと。ただし、保険金削減支払法のみが適用されている場合で、削減期間経過後であるときは、条件付保険特約が付加されていないものとして取り扱います。
- ② 更新後のこの特約の特約年金額は、更新前のこの特約の特約年金額と同一とします。
- ③ 第②項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の特約年金額を変更して更新することができます。
- ④ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項第1号の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ⑤ 第④項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑥ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑦ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑧ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 生活保障年金の支払（第2条）
 - (2) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (3) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (4) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑩ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑪ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑫ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときは、更新の取扱に準じて、保険期間満了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

第11条（年金支払期間の変更）

受取人は、第1回生活保障年金の請求の際、年金支払期間を、5年、10年、15年または20年のいずれかに変更することができます。この場合、必要書類（別表5）を提出してください。ただし、年金支払期間変更後の特約年金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、年金支払期間の変更を取り扱いません。

第12条（特約年金額の減額）

- ① 契約者は、生活保障年金の支払事由発生前に限り、必要書類（別表5）を提出して、将来に向かって、この特約の特約年金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約年金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の特約年金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第13条（年金受取人の変更）

- ① この特約の死亡生活保障年金の受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ② この特約の高度障害生活保障年金受取人は第2条（生活保障年金の支払）第⑧項および第⑨項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ③ この特約の障害生活保障年金受取人は第2条（生活保障年金の支払）第⑩項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。

第14条（生活保障年金を受け取るべき者が複数の場合の取扱）

- ① 生活保障年金を受け取るべき者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の生活保障年金を受け取るべき者を代理するものとします。
- ② 次の各号のいずれかの場合には、会社が生活保障年金を受け取るべき者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じるものとします。
 - (1) 第①項の代表者が定まらないとき
 - (2) 第①項の代表者の住所または通信先が不明であるとき
- ③ 生活保障年金を受け取るべき者が2人以上いるときは、それぞれの生活保障年金を受け取るべき者について、次の各号に掲げる規定に関して、個別の適用は行いません。
 - (1) 生活保障年金の前払（第4条）
 - (2) 生活保障年金の分割支払（第5条）
 - (3) 年金支払期間の変更（第11条）
 - (4) 特約の契約者配当金（第17条）

第15条（特約の消滅）

生活保障年金の支払事由発生前に主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

第16条（特約の払いもどし金）

- ① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が死亡生活保障年金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第2条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)		
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	
(4) この特約の特約年金額が減額されたとき (第12条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第15条)		
(6) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条)		

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(7) 支払事由発生時以前に生じた事由により、この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第12条)	(ア) 支払事由発生時前にこの特約が解除されたとき (a) 保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額 (b) 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	契 約 者
	(イ) 支払事由発生時以後にこの特約が解除されたとき (a) 支払事由発生時において保険料払込中の特約 ……支払事由発生時における保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額 (b) 支払事由発生時において保険料払込済の特約 ……支払事由発生時における特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(8) 支払事由発生時後に生じた事由により、この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第12条)	別表4に定める未払年金の現価	こ 年 の 金 特 受 取 を 人 解 除 さ れ た
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表5）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第17条（特約の契約者配当金）

- ① 会社は、この特約の契約者配当金を、主契約に準じて支払います。
- ② 第①項のほか、この特約の契約者配当金の割当については、毎事業年度末に次の各号に掲げる特約に対して利差配当を契約者配当金として割り当てます。
 - (1) 次の事業年度において、第1回生活保障年金支払日の3年ごとの応当日が到来する特約（ただし、第(2)号に該当する特約を除きます。）
 - (2) 次の事業年度において、年金支払期間が満了する特約
 - (3) 次の事業年度において、前払が行われることにより消滅する特約

- (ア) 最初の第1回生活保障年金支払日の3年ごと応当日が到来していない特約で、第1回生活保障年金支払日からその日を含めて1年を経過した後に消滅する特約
 - (イ) 直前の第1回生活保障年金支払日の3年ごとの応当日からその日を含めて1年を経過した後に消滅する特約
- ③ 会社は、第②項の規定により割り当てた契約者配当金を、次の各号に定めるとおり支払います。
- (1) 第②項第(1)号の特約に割り当てた契約者配当金は、主約款の規定に準じて年金受取人に支払います。
 - (2) 第②項第(2)号または第(3)号の特約に割り当てた契約者配当金は、年金受取人に支払います。
(2023年10月改定)

別表 1

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

巻末の「別表」中、「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご参照ください。

別表 2

対象となる疾病障害状態

巻末の「別表」中、「対象となる疾病障害状態」をご参照ください。

別表 3

要介護状態

巻末の「別表」中、「要介護状態」をご参照ください。

別表 4

未払年金現価

未払年金の現価は、年金の前払（第4条）または特約の払いもどし金（第16条）の請求日に応じて、前払される部分の特約年金額に下表の率を乗じて得た金額またはこの特約を解除された年金受取人の受取割合に応じた特約年金額に下表の率を乗じて得た金額を、その請求日から直後の年金支払日の前日までの期間について会社所定の率によって割り引いて計算した金額とします。

特約年金の 支払残存回数	特約年金額に 乗ずる率
9回	8.685
8回	7.755
7回	6.815
6回	5.868
5回	4.912
4回	3.947
3回	2.973
2回	1.991
1回	1.000

別表5

請求書類

項目	必要書類
1	<p>死亡生活保障年金 (第2条)</p> <p>I. 第1回目の死亡生活保障年金 会社所定の請求書</p> <p>II. 第2回目以降の死亡生活保障年金</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社所定の請求書 (2) 死亡生活保障年金受取人の戸籍抄本 (3) 死亡生活保障年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
2	<p>高度障害生活保障年金 (第2条)</p> <p>I. 第1回目の高度障害生活保障年金</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 高度障害生活保障年金受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害生活保障年金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券 <p>II. 第2回目以降の高度障害生活保障年金</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社所定の請求書 (2) 高度障害生活保障年金受取人の戸籍抄本 (3) 高度障害生活保障年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
3	<p>障害生活保障年金 (第2条)</p> <p>I. 第1回目の障害生活保障年金</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 障害生活保障年金受取人の戸籍抄本 (6) 障害生活保障年金受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券 <p>II. 第2回目以降の障害生活保障年金</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社所定の請求書 (2) 障害生活保障年金受取人の戸籍抄本 (3) 障害生活保障年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書

	項 目	必 要 書 類
4	高度障害生活保障年金の代理請求 (第6条)	I. 第1回目の高度障害生活保障年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券 II. 第2回目以降の高度障害生活保障年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の戸籍抄本 (3) 代理人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (5) 年金証書
5	障害生活保障年金の代理請求 (第6条)	I. 第1回目の障害生活保障年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券 II. 第2回目以降の障害生活保障年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の戸籍抄本 (3) 代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 年金証書
6	代理請求人の変更 (第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	年金支払期間の変更 (第11条)	会社所定の請求書
8	特約年金額の減額 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
9	特約の払いもどし金 (第16条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者(年金受取人が受取人のときは、年金受取人)の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

項 目		必 要 書 類
10	契約者配当金 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

総合障害生活保障特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
(特約年金額10万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	4,700	18,500
	2	0	0	0	4,500	13,700	39,900
	3	0	0	2,100	8,100	21,100	57,800
	4	0	0	3,800	10,500	26,600	71,600
	5	0	0	5,000	11,900	30,000	80,400
	7	0	700	5,500	11,300	28,900	78,800
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	3,100	11,800	
	2	0	0	4,000	11,000	28,200	
	3	0	200	8,300	18,000	43,300	
	4	0	1,900	12,000	23,900	56,900	
	5	0	3,600	15,400	29,000	68,800	
	7	0	6,400	20,500	36,000	86,400	
	10	1,400	8,300	22,100	37,400	91,600	
15	0	0	0	0	0	0	
20年満期	1	0	0	1,500	7,000	19,400	
	2	0	400	8,400	19,000	43,700	
	3	0	3,500	15,000	30,200	67,100	
	4	0	6,300	21,100	40,400	89,300	
	5	0	9,100	26,900	49,900	110,400	
	7	1,700	14,300	36,800	66,300	148,200	
	10	4,500	19,900	46,400	83,300	190,000	
15	4,800	18,200	39,300	78,100	192,300		
20	0	0	0	0	0	0	
25年満期	1	0	0	4,000	11,600		
	2	0	3,400	13,400	28,300		
	3	0	7,900	22,600	44,300		
	4	400	12,300	31,300	59,500		
	5	2,100	16,700	39,700	74,200		
	7	5,400	25,000	55,200	101,400		
	10	10,000	35,600	73,500	136,400		
15	13,300	42,800	83,200	168,400			
20	11,900	34,900	64,800	145,300			
25	0	0	0	0	0	0	
30年満期	1		500	6,900	16,400		
	2		6,800	19,300	38,000		
	3		13,000	31,500	59,100		
	4		19,200	43,200	79,500		
	5		25,300	54,800	99,500		
	7		37,300	76,700	138,000		
	10		53,500	105,300	191,700		
15		71,100	134,800	262,600			
20		74,900	141,000	296,800			
25		54,400	109,400	253,600			
30		0	0	0	0	0	

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
55歳満了	1	0	0	0			
	2	1,000	3,400	4,000			
	3	4,500	7,900	8,300			
	4	8,000	12,300	12,000			
	5	11,600	16,700	15,400			
	7	19,000	25,000	20,500			
	10	29,700	35,600	22,100			
60歳満了	1	0	500	1,500	0		
	2	3,600	6,800	8,400	4,500		
	3	8,400	13,000	15,000	8,100		
	4	13,200	19,200	21,100	10,500		
	5	18,200	25,300	26,900	11,900		
	7	28,300	37,300	36,800	11,300		
	10	43,400	53,500	46,400	0		
65歳満了	1	0	2,400	4,000	3,100		
	2	10,600	13,400	11,000			
	3	18,800	22,600	18,000			
	4	26,900	31,300	23,900			
	5	35,100	39,700	29,000			
	7	51,200	55,200	36,000			
	10	73,800	73,500	37,400			
70歳満了	1			6,900	7,000	4,700	
	2			19,300	19,000	13,700	
	3			31,500	30,200	21,100	
	4			43,200	40,400	26,600	
	5			54,800	49,900	30,000	
	7			76,700	66,300	28,900	
	10			105,300	83,300	0	
75歳満了	1				11,600	11,800	
	2				28,300	28,200	
	3				44,300	43,300	
	4				59,500	56,900	
	5				74,200	68,800	
	7				101,400	86,400	
	10				136,400	91,600	
80歳満了	1					19,400	18,500
	2					43,700	39,900
	3					67,100	57,800
	4					89,300	71,600
	5					110,400	80,400
	7					148,200	78,800
	10					190,000	0
15					192,300		
20					0		

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

総合障害生活保障特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
(特約年金額10万円につき：単位円)

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	1,700	10,400
	2	0	0	0	500	8,200	24,500
	3	0	0	0	2,800	13,600	36,200
	4	0	0	1,100	4,400	17,700	45,200
	5	0	0	2,100	5,500	20,400	50,900
	7	0	600	2,700	5,700	20,100	49,600
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	6,800	
	2	0	0	600	4,500	18,600	
	3	0	0	3,400	8,800	29,500	
	4	0	1,500	5,700	12,500	39,300	
	5	0	2,900	7,900	15,800	47,900	
	7	800	5,200	11,000	20,500	60,100	
	10	2,600	6,700	12,200	22,100	61,800	
15	0	0	0	0	0	0	
20年満期	1	0	0	0	2,500	12,700	
	2	0	0	3,200	10,200	30,600	
	3	0	2,200	7,200	17,500	47,800	
	4	0	4,500	10,900	24,200	64,000	
	5	900	6,800	14,400	30,600	79,400	
	7	3,400	10,700	20,300	41,700	106,100	
	10	6,400	14,700	25,900	53,700	132,700	
15	5,900	12,500	21,800	51,800	127,300		
20	0	0	0	0	0	0	
25年満期	1	0	0	400	6,000		
	2	0	1,500	6,200	17,200		
	3	0	4,900	11,900	28,100		
	4	1,400	8,100	17,100	38,600		
	5	3,300	11,300	22,200	48,700		
	7	6,800	17,100	31,500	67,800		
	10	11,400	24,100	42,300	92,500		
15	13,600	27,300	48,000	115,400			
20	10,700	20,800	37,600	96,700			
25	0	0	0	0	0	0	
30年満期	1		0	2,500	10,000		
	2		3,500	10,400	25,300		
	3		8,000	18,100	40,400		
	4		12,300	25,600	55,000		
	5		16,500	32,900	69,500		
	7		24,500	46,700	97,700		
	10		34,900	64,700	137,100		
15		44,200	83,700	188,400			
20		44,500	88,800	207,800			
25		31,600	70,500	168,900			
30		0	0	0	0	0	

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
55歳満了	1	0	0	0			
	2	400	1,500	600			
	3	3,500	4,900	3,400			
	4	6,600	8,100	5,700			
	5	9,800	11,300	7,900			
	7	16,100	17,100	11,000			
	10	24,900	24,100	12,200			
60歳満了	1	0	0	0	0	0	0
	2	2,000	3,500	3,200	500		
	3	6,000	8,000	7,200	2,800		
	4	9,900	12,300	10,900	4,400		
	5	13,900	16,500	14,400	5,500		
	7	21,900	24,500	20,300	5,700		
	10	33,400	34,900	25,900	0		
65歳満了	1	0	100	400	0		
	2		5,900	6,200	4,500		
	3		11,600	11,900	8,800		
	4		17,100	17,100	12,500		
	5		22,600	22,200	15,800		
	7		33,200	31,500	20,500		
	10		47,700	42,300	22,100		
70歳満了	1			2,500	2,500	1,700	
	2			10,400	10,200	8,200	
	3			18,100	17,500	13,600	
	4			25,600	24,200	17,700	
	5			32,900	30,600	20,400	
	7			46,700	41,700	20,100	
	10			64,700	53,700	0	
75歳満了	1				6,000	6,800	
	2				17,200	18,600	
	3				28,100	29,500	
	4				38,600	39,300	
	5				48,700	47,900	
	7				67,800	60,100	
	10				92,500	61,800	
80歳満了	1					12,700	10,400
	2					30,600	24,500
	3					47,800	36,200
	4					64,000	45,200
	5					79,400	50,900
	7					106,100	49,600
	10					132,700	0
15					127,300		
20					0		

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

総合障害生活保障特約の解約返戻金額例表 [一時払の場合]
(特約年金額10万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢						
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
10年満期	1	20,500	28,800	63,700	140,000	266,100	511,300	
	2	18,300	26,500	59,300	130,200	249,500	488,300	
	3	16,200	24,000	54,400	119,200	230,700	460,700	
	4	14,000	21,300	49,000	106,900	209,400	427,700	
	5	11,900	18,500	42,900	93,200	185,300	387,700	
	7	7,400	12,100	28,600	61,400	126,200	279,800	
	10	0	0	0	0	0	0	
	15年満期	1	32,800	53,500	119,800	239,600	439,100	
		2	30,800	51,500	116,400	232,300	429,200	
		3	28,800	49,300	112,400	223,900	417,700	
4		26,800	47,000	108,000	214,400	404,500		
5		24,800	44,600	103,000	203,700	389,200		
7		20,600	39,000	91,000	178,500	351,200		
10		13,800	28,000	66,300	129,300	267,900		
15		0	0	0	0	0		
20年満期		1	48,200	88,400	189,500	356,500	608,700	
		2	46,400	86,800	187,100	352,000	605,300	
	3	44,600	85,100	184,400	346,700	601,000		
	4	42,800	83,300	181,200	340,400	595,700		
	5	41,000	81,400	177,500	333,200	589,200		
	7	37,300	76,800	168,200	315,900	571,900		
	10	31,100	67,600	148,500	280,800	530,600		
	15	18,500	42,900	93,200	185,300	387,700		
	20	0	0	0	0	0		
	25年満期	1	69,900	137,100	272,000	485,100		
2		68,400	136,200	271,000	483,800			
3		66,800	135,200	269,600	481,800			
4		65,400	134,100	267,900	479,100			
5		63,900	132,800	265,700	475,800			
7		60,700	129,700	259,800	467,100			
10		55,500	122,800	246,000	447,700			
15		44,600	103,000	203,700	389,200			
20		28,000	66,300	129,300	267,900			
25		0	0	0	0			
30年満期	1		197,600	368,700	611,300			
	2		197,500	369,300	613,000			
	3		197,300	369,500	614,300			
	4		197,000	369,500	615,200			
	5		196,600	369,100	615,700			
	7		195,300	367,200	615,400			
	10		191,400	360,200	611,300			
	15		177,500	333,200	589,200			
	20		148,500	280,800	530,600			
	25		93,200	185,300	387,700			
30		0	0	0				

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
55歳満了	1	143,300	137,100	119,800			
	2	142,700	136,200	116,400			
	3	142,200	135,200	112,400			
	4	141,700	134,100	108,000			
	5	141,200	132,800	103,000			
	7	140,100	129,700	91,000			
	10	138,000	122,800	66,300			
	15	132,800	103,000	0			
	20	122,800	66,300				
	25	103,000	0				
60歳満了	1	196,400	197,600	189,500	140,000		
	2	196,500	197,500	187,100	130,200		
	3	196,700	197,300	184,400	119,200		
	4	196,900	197,000	181,200	106,900		
	5	197,100	196,600	177,500	93,200		
	7	197,500	195,300	168,200	61,400		
	10	197,600	191,400	148,500	0		
	15	196,600	177,500	93,200			
	20	191,400	148,500	0			
	25	177,500	93,200				
65歳満了	1		269,200	272,000	239,600		
	2		270,100	271,000	232,300		
	3		270,900	269,600	223,900		
	4		271,600	267,900	214,400		
	5		272,200	265,700	203,700		
	7		273,000	259,800	178,500		
	10		272,700	246,000	129,300		
	15		265,700	203,700	0		
	20		246,000	129,300			
	25		203,700	0			
70歳満了	1			368,700	356,500	266,100	
	2			369,300	352,000	249,500	
	3			369,500	346,700	230,700	
	4			369,500	340,400	209,400	
	5			369,100	333,200	185,300	
	7			367,200	315,900	126,200	
	10			360,200	280,800	0	
	15			333,200	185,300		
	20			280,800	0		
	25			185,300			
75歳満了	1				485,100	439,100	
	2				483,800	429,200	
	3				481,800	417,700	
	4				479,100	404,500	
	5				475,800	389,200	
	7				467,100	351,200	
	10				447,700	267,900	
	15				389,200	0	
	20				267,900		
	25				0		
80歳満了	1					608,700	511,300
	2					605,300	488,300
	3					601,000	460,700
	4					595,700	427,700
	5					589,200	387,700
	7					571,900	279,800
	10					530,600	0
	15					387,700	
	20					0	

総合障害生活保障特約の解約返戻金額例表 [一時払の場合]
(特約年金額10万円につき：単位円)

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢						
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
10年満期	1	16,200	27,600	52,800	95,800	182,500	372,600	
	2	14,600	25,500	48,800	88,400	170,600	352,400	
	3	13,000	23,200	44,300	80,400	157,400	328,900	
	4	11,400	20,600	39,500	71,600	142,700	301,800	
	5	9,800	17,800	34,300	62,000	126,000	270,100	
	7	6,200	11,600	22,300	40,300	85,400	189,300	
	10	0	0	0	0	0	0	
	15年満期	1	27,700	49,600	92,800	164,600	316,800	
		2	26,300	47,800	89,400	158,600	308,800	
		3	24,900	45,700	85,600	152,000	299,600	
4		23,400	43,500	81,400	144,800	289,300		
5		21,900	41,000	76,900	136,800	277,400		
7		18,700	35,500	66,400	118,600	248,000		
10		12,900	24,900	46,600	84,400	184,400		
15		0	0	0	0	0		
20年満期		1	42,600	77,600	140,800	253,300	466,800	
		2	41,400	76,100	138,100	249,100	463,000	
	3	40,200	74,400	135,100	244,400	458,500		
	4	38,900	72,600	131,700	239,100	453,000		
	5	37,600	70,500	128,000	233,200	446,500		
	7	34,700	65,800	119,300	219,500	429,500		
	10	29,600	56,600	102,500	193,200	390,300		
	15	17,800	34,300	62,000	126,000	270,100		
	20	0	0	0	0	0		
	25年満期	1	62,100	112,400	198,700	359,800		
2		61,100	111,300	196,800	357,800			
3		60,100	110,100	194,800	355,400			
4		59,100	108,700	192,400	352,500			
5		58,000	107,200	189,700	349,100			
7		55,700	103,500	183,200	340,900			
10		51,300	96,000	170,000	324,000			
15		41,000	76,900	136,800	277,400			
20		24,900	46,600	84,400	184,400			
25		0	0	0	0			
30年満期	1		154,100	273,300	478,900			
	2		153,600	272,600	479,300			
	3		152,900	271,700	479,300			
	4		152,100	270,600	479,100			
	5		151,200	269,200	478,600			
	7		148,700	265,500	476,400			
	10		143,200	257,000	470,000			
	15		128,000	233,200	446,500			
	20		102,500	193,200	390,300			
	25		62,000	126,000	270,100			
30		0	0	0				

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
55歳満了	1	117,400	112,400	92,800			
	2	117,100	111,300	89,400			
	3	116,800	110,100	85,600			
	4	116,500	108,700	81,400			
	5	116,200	107,200	76,900			
	7	115,300	103,500	66,400			
	10	113,300	96,000	46,600			
	15	107,200	76,900	0			
	20	96,000	46,600				
	35	76,900	0				
60歳満了	1	154,300	154,100	140,800	95,800		
	2	154,400	153,600	138,100	88,400		
	3	154,500	152,900	135,100	80,400		
	4	154,700	152,100	131,700	71,600		
	5	154,800	151,200	128,000	62,000		
	7	154,900	148,700	119,300	40,300		
	10	154,400	143,200	102,500	0		
	15	151,200	128,000	62,000			
	20	143,200	102,500	0			
	35	128,000	62,000				
65歳満了	1		204,400	198,700	164,600		
	2		204,500	196,800	158,600		
	3		204,600	194,800	152,000		
	4		204,500	192,400	144,800		
	5		204,200	189,700	136,800		
	7		203,300	183,200	118,600		
	10		200,200	170,000	84,400		
	15		189,700	136,800	0		
	20		170,000	84,400			
	35		136,800	84,400			
70歳満了	1			273,300	253,300	182,500	
	2			272,600	249,100	170,600	
	3			271,700	244,400	157,400	
	4			270,600	239,100	142,700	
	5			269,200	233,200	126,000	
	7			265,500	219,500	85,400	
	10			257,000	193,200	0	
	15			233,200	126,000		
	20			193,200	0		
	30			126,000	0		
75歳満了	1				359,800	316,800	
	2				357,800	308,800	
	3				355,400	299,600	
	4				352,500	289,300	
	5				349,100	277,400	
	7				340,900	248,000	
	10				324,000	184,400	
	15				277,400	0	
	20				184,400		
	25				0		
80歳満了	1					466,800	372,600
	2					463,000	352,400
	3					458,500	328,900
	4					453,000	301,800
	5					446,500	270,100
	7					429,500	189,300
	10					390,300	0
	15					270,100	
	20					0	

介護保障定期保険特約目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 保険金の支払

第3条 保険金支払方法の選択

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 特約の更新

第9条 特約保険金額の減額

第10条 保険金の受取人の変更

第11条 特約の消滅

第12条 特約の払いもどし金

第13条 特約の契約者配当金

別表1 要介護状態

別表2 請求書類

介護保障定期保険特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が死亡したとき、所定の障害状態になったときまたは所定の要介護状態になったときに死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 保険金	死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金のことをいいます。
(7) 保険金の受取人	主契約の死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人もしくは介護保険金受取人のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（保険金の支払）

- ① 会社は、この特約の死亡保険金、高度障害保険金および介護保険金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡保険金、高度障害保険金、介護保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (死亡保険金、高度障害保険金、介護保険金を支払わない場合)
(1) 死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特 約 保 険 金 受 取 人	主契約の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) この特約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ウ) 主契約の死亡保険金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱
(2) 高度障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてこの特約の保険期間中に高度障害状態* になったとき		高度障害保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行為 (ウ) 高度障害保険金受取人の故意 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 戦争その他の変乱
(3) 介護保険金	この特約の保険期間中に、次のすべての条件を満たしたとき（医師によって診断確定されることを必要とします。） (ア) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として要介護状態* に該当したこと (イ) 要介護状態に該当した日からその日を含めて、要介護状態が180日継続したこと		介護保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって要介護状態になったとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 (ウ) 介護保険金受取人の故意または重大な過失 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 被保険者の薬物依存 (カ) 戦争その他の変乱

- * 高度障害状態 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。
- * 高度障害保険金受取人 第④項に定める受取人をいいます。
- * 要介護状態 別表1に定める状態をいいます。
- * 介護保険金受取人 第⑥項に定める受取人をいいます。

- ② 第①項の高度障害保険金の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。
- ③ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害状態または要介護状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項第(2)号または第(3)号の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ 高度障害保険金受取人は、被保険者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれに定める者とします。

項目	高度障害保険金受取人
(1) 契約者が、契約者または主契約の死亡保険金受取人を高度障害保険金受取人に指定したとき	その指定された者
(2) 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のとき	契約者（契約者が被保険者を高度障害保険金受取人に指定したときは、被保険者）

- ⑤ 第④項の規定にかかわらず、この特約の高度障害保険金受取人は主契約に付加されている他の特約における高度障害保険金受取人、災害高度障害保険金受取人および高度障害生活保障年金受取人と同一とします。
- ⑥ 介護保険金受取人は、この特約の高度障害保険金受取人とします。
- ⑦ この特約の高度障害保険金または介護保険金のいずれかの請求を受け、これを受取人に支払うときには、会社は、他のいずれかのこの特約の保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑧ 第⑦項の規定にかかわらず、この特約の高度障害保険金または介護保険金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、この特約の高度障害保険金または介護保険金を支払わず、この特約の死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- ⑨ 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ⑩ この特約の高度障害保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の介護保険金の受取割合は、この特約の高度障害保険金の受取割合と同じとします。
- ⑪ この特約の死亡保険金について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受

取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第12条（特約の払いもどし金）第①項第1号の規定により契約者に支払います。

- ⑫ この特約の保険期間満了の日からその日を含めて 180日の間に、第①項第3号(イ)の条件を満たした場合には、この特約の保険期間満了の日に条件を満たしたものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑬ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態もしくは要介護状態になった場合でも、その事由によって死亡または高度障害状態もしくは要介護状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、この特約の保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑭ 被保険者が、この特約の保険期間満了の日において、主約款の別表2に定める身体障害の状態のうち、回復の見込のないことのみが明らかでない状態であることにより、高度障害保険金の支払事由に該当しない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込のないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態になったものとみなして、本条の規定を適用します。
- ⑮ 次の各号のいずれかに該当するときには、この特約は、それぞれに定める時にさかのぼって消滅します。

項目	内容
(1) この特約の高度障害保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）	被保険者が高度障害状態になった時
(2) この特約の介護保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）	被保険者が介護保険金の支払事由に該当した時

第3条（保険金支払方法の選択）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、この特約の保険金の一時支払に代えてすえ置き支払を選択することができます。ただし、保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人がその支払方法を選択することができます。
- ② すえ置き支払する金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第①項の支払方法の選択を取り扱いません。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、高度障害保険金の請求時において被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人（この特約または主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定されている場合は、その代理請求人）が、必要書類（別表2）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって高度障害保険金を請求することができます。
- ③ 第①項の規定にかかわらず、介護保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に介護保険金を請求できない特別な事情があるときには、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（第⑥項の規定により変更した者を含み、以下「代理請求人」といいます。）が、必要書類（別

表2) およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者の代理人として介護保険金を請求することができます。ただし、代理請求人は次の各号のいずれかの者とし

- (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ④ 第③項の請求の際、代理請求人に指定された者がその請求時において第③項第1号および第2号の要件に該当していないときには、会社は、代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
- ⑤ 第②項および第③項の規定により、会社が保険金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑥ 契約者は、被保険者の同意を得て、代理請求人を変更することができます。この場合、必要書類(別表2)を提出してください。
- ⑦ 第③項および第⑥項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一とします。
- ⑧ 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条(特約の締結)

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条(特約の保険期間および保険料払込期間)

契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。

第8条(特約の更新)

- ① 次の各号に定める条件をすべて満たす場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、80歳を超えないこと
 - (2) この特約に条件付保険特約が付加されていないこと。ただし、保険金削減支払法のみが適用されている場合で、削減期間経過後であるときは、条件付保険特約が付加されていないものとして取り扱います。
- ② 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前のこの特約の特約保険金額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
- ③ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項第(1)号の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑤ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑥ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこ

の特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。

- (1) 保険金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑨ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑩ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑪ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときは、更新の取扱に準じて、保険期間満了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

第9条（特約保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、将来に向かって、この特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の特約保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（保険金の受取人の変更）

- ① この特約の死亡保険金の受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ② この特約の高度障害保険金受取人は第2条（保険金の支払）第④項および第⑤項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ③ この特約の介護保険金受取人は第2条（保険金の支払）第⑥項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。

第11条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

第12条（特約の払いもどし金）

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第2条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の特約保険金額が減額されたとき (第9条)		
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)		
(6) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表2）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

会社は、この特約の契約者配当金を、主契約に準じて支払います。

(2023年10月改定)

別表 1

要介護状態

巻末の「別表」中、「要介護状態」をご参照ください。

別表 2

請求書類

項 目	必 要 書 類
1 死亡保険金 (第2条)	会社所定の請求書
2 高度障害保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3 介護保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 介護保険金受取人の戸籍抄本 (5) 介護保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
4 保険金支払方法の選択 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
5 特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
6 高度障害保険金の代理請求 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

項 目		必 要 書 類
7	介護保険金の代理請求 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
8	代理請求人の変更 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9	特約保険金額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
10	特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

健康体料率特約（特約用）を付加していない場合

介護保障定期保険特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
 (特約保険金額 1 万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	9	
	2	0	0	0	5	69	
	3	0	0	0	31	118	
	4	0	0	0	51	154	
	5	0	0	8	65	177	
	7	0	0	17	68	176	
	10	0	0	0	0	0	
15年満期	1	0	0	0	0	63	
	2	0	0	0	49	178	
	3	0	0	17	97	284	
	4	0	0	39	140	379	
	5	0	0	59	178	462	
	7	0	12	89	230	590	
	10	0	32	106	240	633	
15	0	0	0	0	0		
20年満期	1	0	0	0	24		
	2	0	0	20	105		
	3	0	0	57	182		
	4	0	4	93	254		
	5	0	20	127	321		
	7	0	48	186	435		
	10	7	84	248	544		
15	13	81	224	495			
20	0	0	0	0			
25年満期	1	0	0	0	61		
	2	0	0	53	179		
	3	0	10	107	294		
	4	0	33	160	405		
	5	0	56	210	512		
	7	0	99	305	708		
	10	26	159	422	949		
15	42	197	499	1,154			
20	41	162	392	988			
25	0	0	0	0			
30年満期	1		0	17			
	2		6	94			
	3		40	170			
	4		73	244			
	5		106	317			
	7		171	456			
	10		262	643			
15		359	847				
20		387	888				
25		296	677				
30		0	0				
80歳満了	1	20	48	78	107	131	131
	2	102	156	216	271	316	298
	3	186	266	354	434	494	436
	4	272	377	491	594	663	540
	5	358	488	628	750	823	605
	7	536	712	898	1,049	1,114	585
	10	810	1,052	1,292	1,455	1,434	0
	15	1,257	1,587	1,870	1,978	1,422	
	20	1,715	2,096	2,344	2,222	0	
	25	2,173	2,548	2,665	1,854		
	30	2,603	2,898	2,702	0		
	35	2,976	3,092	2,117			
	40	3,247	3,002	0			
45	3,362	2,282					
50	3,191	0					
55	2,385						
60	0						

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	26
	3	0	0	0	0	0	61
	4	0	0	0	0	3	88
	5	0	0	0	0	13	106
	7	0	0	3	21	109	
	10	0	0	0	0	0	
15年満期	1	0	0	0	0	0	25
	2	0	0	0	0	0	106
	3	0	0	0	0	25	182
	4	0	0	9	50	251	
	5	0	0	23	71	313	
	7	0	3	46	104	407	
	10	5	21	63	122	446	
15	0	0	0	0	0		
20年満期	1	0	0	0	0		
	2	0	0	0	34		
	3	0	0	14	78		
	4	0	0	36	120		
	5	0	3	58	160		
	7	0	25	96	231		
	10	14	53	135	309		
15	15	50	112	297			
20	0	0	0	0			
25年満期	1	0	0	0	15		
	2	0	0	8	88		
	3	0	0	40	160		
	4	0	9	72	230		
	5	0	25	102	298		
	7	3	56	159	428		
	10	29	99	228	598		
15	37	121	258	756			
20	31	98	203	663			
25	0	0	0	0			
30年満期	1		0	0			
	2		0	33			
	3		8	79			
	4		30	125			
	5		52	169			
	7		94	253			
	10		154	365			
15		206	472				
20		216	504				
25		155	399				
30		0	0				
80歳満了	1	2	17	36	54	83	95
	2	64	94	132	168	224	231
	3	127	172	228	281	360	345
	4	190	251	323	392	492	431
	5	254	330	419	503	617	487
	7	383	488	608	719	843	475
	10	582	727	884	1,026	1,100	0
	15	893	1,096	1,284	1,436	1,104	
	20	1,210	1,448	1,640	1,645	0	
	25	1,525	1,764	1,908	1,396		
	30	1,822	2,032	1,972	0		
	35	2,081	2,209	1,570			
	40	2,292	2,180	0			
45	2,409	1,682					
50	2,318	0					
55	1,755						
60	0						

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

健康体料率特約（特約用）を付加していない場合

介護保障定期保険特約の解約返戻金額例表 [一時払の場合]
 (特約保険金額 1 万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	163	179	330	761	1,659	
	2	144	162	306	709	1,550	
	3	125	145	280	650	1,427	
	4	107	128	251	586	1,289	
	5	89	109	219	514	1,134	
	7	54	69	145	342	765	
	10	0	0	0	0	0	
15年満期	1	246	311	628	1,404	3,015	
	2	228	296	607	1,362	2,939	
	3	210	281	585	1,314	2,851	
	4	193	265	559	1,260	2,751	
	5	176	248	531	1,200	2,637	
	7	143	211	465	1,054	2,362	
	10	92	146	334	757	1,778	
20年満期	1	340	498	1,051	2,253		
	2	323	485	1,035	2,224		
	3	306	472	1,017	2,190		
	4	290	457	997	2,151		
	5	274	443	975	2,106		
	7	243	410	920	1,993		
	10	195	353	808	1,757		
25年満期	1	459	765	1,615	3,380		
	2	443	754	1,606	3,368		
	3	428	744	1,595	3,352		
	4	413	733	1,582	3,332		
	5	398	721	1,567	3,307		
	7	370	695	1,528	3,240		
	10	326	647	1,442	3,083		
30年満期	1		1,143	2,360			
	2		1,137	2,360			
	3		1,130	2,359			
	4		1,123	2,355			
	5		1,116	2,349			
	7		1,098	2,331			
	10		1,064	2,279			
80歳満了	1	4,031	4,293	4,570	4,771	4,692	3,812
	2	4,055	4,321	4,596	4,781	4,655	3,620
	3	4,080	4,349	4,621	4,788	4,611	3,393
	4	4,105	4,377	4,645	4,792	4,558	3,126
	5	4,131	4,406	4,668	4,792	4,495	2,810
	7	4,183	4,462	4,711	4,780	4,336	1,985
	10	4,265	4,544	4,760	4,722	3,976	0
	15	4,406	4,668	4,792	4,495	2,810	
	20	4,544	4,760	4,722	3,976	0	
	25	4,668	4,792	4,495	2,810		
	30	4,760	4,722	3,976	0		
35	4,792	4,495	2,810				
40	4,722	3,976	0				
45	4,495	2,810					
50	3,976	0					
55	2,810						
60	0						

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	119	146	241	475	1,010	
	2	107	132	222	438	943	
	3	94	118	201	397	869	
	4	82	104	179	353	786	
	5	68	89	156	306	693	
	7	42	56	102	199	468	
	10	0	0	0	0	0	
15年満期	1	187	247	443	859	1,982	
	2	175	235	426	827	1,932	
	3	164	222	408	791	1,876	
	4	151	209	388	753	1,812	
	5	139	195	367	712	1,739	
	7	114	164	318	617	1,560	
	10	74	112	224	438	1,177	
20年満期	1	264	381	700	1,414		
	2	253	370	686	1,389		
	3	242	358	671	1,362		
	4	231	347	654	1,331		
	5	219	334	636	1,298		
	7	196	307	593	1,220		
	10	159	259	510	1,071		
25年満期	1	355	562	1,041	2,252		
	2	346	553	1,031	2,238		
	3	335	544	1,019	2,222		
	4	325	534	1,007	2,204		
	5	315	523	992	2,183		
	7	293	500	959	2,132		
	10	259	458	889	2,026		
30年満期	1		793	1,533			
	2		787	1,529			
	3		780	1,523			
	4		772	1,516			
	5		764	1,508			
	7		746	1,486			
	10		713	1,437			
80歳満了	1	3,018	3,200	3,378	3,492	3,420	2,802
	2	3,036	3,219	3,394	3,495	3,395	2,663
	3	3,053	3,237	3,409	3,496	3,365	2,499
	4	3,071	3,256	3,424	3,495	3,330	2,303
	5	3,089	3,274	3,437	3,493	3,287	2,072
	7	3,126	3,310	3,462	3,481	3,176	1,465
	10	3,181	3,361	3,488	3,440	2,920	0
	15	3,274	3,437	3,493	3,287	2,072	
	20	3,361	3,488	3,440	2,920	0	
	25	3,437	3,493	3,287	2,072		
	30	3,488	3,440	2,920	0		
35	3,493	3,287	2,072				
40	3,440	2,920	0				
45	3,287	2,072					
50	2,920	0					
55	2,072						
60	0						

健康体料率特約（特約用）を付加した場合

介護保障定期保険特約の解約返戻金額例表 （特約保険金額1万円につき：単位円）

[年払・半年払・月払の場合]

（男性の場合）

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	1	0	0	0	0	1
	2	0	0	0	0	54
	3	0	0	0	16	98
	4	0	0	0	34	133
	5	0	0	0	46	156
	7	0	0	9	51	160
10	0	0	0	0	0	
15年満期	1	0	0	0	0	59
	2	0	0	0	32	172
	3	0	0	4	73	277
	4	0	0	23	110	374
	5	0	0	40	142	462
	7	0	3	68	188	602
10	0	21	86	202	672	
15	0	0	0	0	0	

（注）経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

（女性の場合）

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	25
	3	0	0	0	0	59
	4	0	0	0	0	86
	5	0	0	0	8	104
	7	0	0	0	17	109
10	0	0	0	0	0	
15年満期	1	0	0	0	0	27
	2	0	0	0	0	109
	3	0	0	0	20	186
	4	0	0	1	43	257
	5	0	0	14	64	321
	7	0	0	36	97	420
10	4	15	53	116	465	
15	0	0	0	0	0	

（注）経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

[一時払の場合]

（男性の場合）

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	1	143	154	263	615	1,409
	2	127	139	243	572	1,317
	3	111	124	222	525	1,213
	4	95	109	199	472	1,098
	5	79	93	174	414	969
	7	48	58	115	275	659
10	0	0	0	0	0	
15年満期	1	216	261	505	1,155	2,744
	2	201	247	488	1,119	2,680
	3	186	233	469	1,080	2,607
	4	171	219	449	1,036	2,524
	5	156	204	426	986	2,430
	7	126	172	374	867	2,200
10	80	118	269	625	1,696	
15	0	0	0	0	0	

（女性の場合）

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	1	107	128	201	403	928
	2	96	116	185	371	868
	3	84	104	167	337	802
	4	73	91	149	301	728
	5	61	78	130	261	643
	7	37	49	85	171	439
10	0	0	0	0	0	
15年満期	1	167	213	370	748	1,892
	2	157	202	356	721	1,849
	3	146	191	340	691	1,799
	4	135	179	324	659	1,743
	5	124	166	306	625	1,678
	7	101	139	266	544	1,516
10	66	94	187	390	1,158	
15	0	0	0	0	0	

新介護保障定期保険特約目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 保険金、給付金の支払

第3条 保険金支払方法の選択

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 保険金等の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 特約の更新

第9条 特約保険金額の減額

第10条 保険金等の受取人の変更

第11条 特約の消滅

第12条 特約の払いもどし金

第13条 特約の契約者配当金

別表1 特定要介護状態および軽度要介護状態

別表2 請求書類

新介護保障定期保険特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が所定の特定要介護状態になったときまたは所定の軽度要介護状態になったときに、一時金（特定介護保険金もしくは軽度介護給付金またはそれらの合計額）を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。また、この特約の払いもどし金はありません。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(3) 保険金等	特定介護保険金または軽度介護給付金のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（保険金、給付金の支払）

- ① 会社は、この特約の特定介護保険金および軽度介護給付金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (特定介護保険金、軽度介護給付金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (特定介護保険金、軽度介護給付金を支払わない場合)
(1) 特定介護保険金	この特約の保険期間中に、次のすべての条件を満たしたとき（医師によって診断確定されることを必要とします。） (ア) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として特定要介護状態* に該当したこと (イ) 特定要介護状態に該当した日からその日を含めて、特定要介護状態が 180日継続したこと	特約保険金額	介* 護 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって特定要介護状態になったとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 (ウ) 介護保険金受取人の故意または重大な過失 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 被保険者の薬物依存 (カ) 戦争その他の変乱
(2) 軽度介護給付金	この特約の保険期間中に、次のすべての条件を満たしたとき（医師によって診断確定されることを必要とします。） (ア) 被保険者がこの特約の責任開始の日からその日を含めて 180日を経過した日の翌日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として軽度要介護状態* に該当したこと (イ) 軽度要介護状態に該当した日からその日を含めて、軽度要介護状態が 180日継続したこと	特約保険金額の 10%		被保険者が次のいずれかによって軽度要介護状態になったとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 (ウ) 介護保険金受取人の故意または重大な過失 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 被保険者の薬物依存 (カ) 戦争その他の変乱

- * 特定要介護状態 別表1に定める状態をいいます。
 * 軽度要介護状態 別表1に定める状態をいいます。
 * 介護保険金受取人 第③項に定める受取人をいいます。

- ② 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に特定要介護状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項第1号の規定を適用します。

- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

- (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ③ 介護保険金受取人は、被保険者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれに定める者とします。

項目	介護保険金受取人
(1) 契約者が、契約者または主契約の死亡保険金受取人を介護保険金受取人に指定したとき	その指定された者
(2) 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のとき	契約者（契約者が被保険者を介護保険金受取人に指定したときは、被保険者）

- ④ 軽度介護給付金の支払は、保険期間を通じ1回限りとします。
- ⑤ 軽度介護給付金の支払事由に該当している場合で、軽度介護給付金を支払う前に特定介護保険金の支払請求を受け、特定介護保険金が支払われるときには、会社は、軽度介護給付金を特定介護保険金に加算して支払います。
- ⑥ この特約の保険期間満了の日からその日を含めて180日の間に、第①項第1号および第2号のそれぞれ(i)の条件を満たした場合には、この特約の保険期間満了の日条件を満たしたものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者が戦争その他の変乱によって特定要介護状態または軽度要介護状態になった場合でも、その事由によって特定要介護状態または軽度要介護状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、その程度に応じ、この特約の保険金等の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑧ この特約の特定介護保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）には、この特約は、被保険者が特定介護保険金の支払事由に該当した時にさかのぼって消滅します。

第3条（保険金支払方法の選択）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、この特約の保険金等の一時支払に代えてすえ置き支払を選択することができます。ただし、保険金等の支払事由発生後は、介護保険金受取人がその支払方法を選択することができます。
- ② すえ置き支払する金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第①項の支払方法の選択を取り扱いません。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（保険金等の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 介護保険金受取人は、保険金等の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、保険金等を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、介護保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に保険金等を請求できない特別な事情があるときには、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（第⑤項の規定により変更した者を含み、以下「代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表2）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者の代理人として保険金等を請求することができます。ただし、代理請求人は次の各号のいずれかの者とします。
- (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ③ 第②項の請求の際、代理請求人に指定された者がその請求時において第②項第1号および第2)

号の要件に該当していないときには、会社は、代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。

- ④ 第②項の規定により、会社が保険金等を代理人に支払ったときには、会社は、その後、保険金等の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑤ 契約者は、被保険者の同意を得て、代理請求人を変更することができます。この場合、必要書類（別表2）を提出してください。
- ⑥ 第②項および第⑤項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一とします。
- ⑦ 保険金等の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。

第8条（特約の更新）

- ① 次の各号に定める条件をすべて満たす場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、80歳を超えないこと
 - (2) この特約に条件付保険特約が付加されていないこと。ただし、保険金削減支払法のみが適用されている場合で、削減期間経過後であるときは、条件付保険特約が付加されていないものとして取り扱います。
- ② 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前のこの特約の特約保険金額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
- ③ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項第1号の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑤ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑥ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 保険金、給付金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）

- ⑨ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑩ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑪ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときは、更新の取扱に準じて、保険期間満了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

第9条（特約保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、将来に向かって、この特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の特約保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（保険金等の受取人の変更）

この特約の介護保険金受取人は第2条（保険金、給付金の支払）第③項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。

第11条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

第12条（特約の払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第13条（特約の契約者配当金）

会社は、この特約の契約者配当金を、主契約に準じて支払います。

(2023年10月改定)

別表 1

特定要介護状態および軽度要介護状態

巻末の「別表」中、「特定要介護状態および軽度要介護状態」をご参照ください。

別表 2

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1 特定介護保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 介護保険金受取人の戸籍抄本 (5) 介護保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2 軽度介護給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 介護保険金受取人の戸籍抄本 (5) 介護保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3 保険金支払方法の選択 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
4 特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
5 保険金等の代理請求 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

項 目		必 要 書 類
6	代理請求人の変更 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	特約保険金額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

疾病障害保障定期保険特約目次

この特約の主な内容	第7条 特約の保険期間および保険料払込期間
1. 用語の意義	第8条 特約の更新
第1条 用語の意義	第9条 特約保険金額の減額
2. この特約の給付および請求手続	第10条 保険金の受取人の変更
第2条 保険金の支払	第11条 特約の消滅
第3条 保険金支払方法の選択	第12条 特約の払いもどし金
第4条 特約保険料の払込免除	第13条 特約の契約者配当金
第5条 保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所	別表1 対象となる疾病障害状態
3. この特約の取扱	別表2 請求書類
第6条 特約の締結	

疾病障害保障定期保険特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が死亡したとき、所定の高度障害状態になったときまたは疾病により所定の疾病障害状態になったときに、死亡保険金、高度障害保険金または疾病障害保険金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 保険金	死亡保険金、高度障害保険金または疾病障害保険金のことをいいます。
(7) 保険金の受取人	主契約の死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人もしくはは疾病障害保険金受取人のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（保険金の支払）

- ① 会社は、この特約の死亡保険金、高度障害保険金および疾病障害保険金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡保険金、高度障害保険金、疾病障害保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (死亡保険金、高度障害保険金、疾病障害保険金を支払わない場合)
(1) 死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	主契約の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) この特約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ウ) 主契約の死亡保険金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱
(2) 高度障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてこの特約の保険期間中に高度障害状態*になったとき		高度*障害保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行為 (ウ) 高度障害保険金受取人の故意 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 戦争その他の変乱
(3) 疾病障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の保険期間中に、次のいずれかの状態に該当したとき (ア) 疾病障害状態*のうち、別表1の(a)から(k)までのいずれかに該当し、その疾病障害状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき (イ) 疾病障害状態のうち、別表1の(l)から(p)までのいずれかに該当したとき		疾病*障害保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって疾病障害状態になったとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ウ) 疾病障害保険金受取人の故意または重大な過失 (エ) 被保険者の薬物依存

- * 高度障害状態 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。
- * 高度障害
保険金受取人 第⑤項に定める受取人をいいます。
- * 疾病障害状態 別表1に定める身体障害の状態をいいます。
- * 疾病障害
保険金受取人 第⑦項に定める受取人をいいます。

- ② 第①項の高度障害保険金の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。
- ③ 第①項の疾病障害保険金の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって疾病障害状態になったときを含みます。
- ④ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害状態または疾病障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したもののみならず、第①項第2号または第3号の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑤ 高度障害保険金受取人は、被保険者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれに定める者とします。

項目	高度障害保険金受取人
(1) 契約者が、契約者または主契約の死亡保険金受取人を高度障害保険金受取人に指定したとき	その指定された者
(2) 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のとき	契約者（契約者が被保険者を高度障害保険金受取人に指定したときは、被保険者）

- ⑥ 第⑤項の規定にかかわらず、この特約の高度障害保険金受取人は主契約に付加されている他の特約における高度障害保険金受取人、災害高度障害保険金受取人および高度障害生活保障年金受取人と同一とします。
- ⑦ 疾病障害保険金受取人は、この特約の高度障害保険金受取人とします。
- ⑧ 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ⑨ この特約の高度障害保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の疾病障害保険金の受取割合は、この特約の高度障害保険金の受取割合と同じとします。
- ⑩ この特約の死亡保険金について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第12条（特約の

払いもどし金) 第①項第1号の規定により契約者に支払います。

- ⑪ この特約の保険期間中に発病した疾病を直接の原因として、保険期間の満了日からその日を含めて180日の間に、被保険者が第①項第3号(ア)に定める状態に該当した場合には、この特約の有効中にその状態に該当したものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑫ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態になった場合でも、その事由によって死亡または高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、その程度に応じ、この特約の死亡保険金もしくは高度障害保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑬ 被保険者が、この特約の保険期間満了の日において、主約款の別表2に定める身体障害の状態のうち、回復の見込のないことのみが明らかでない状態であることにより、高度障害保険金の支払事由に該当しない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込のないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態になったものとみなして、本条の規定を適用します。
- ⑭ 被保険者が疾病障害状態に複数該当した場合でも、会社は、疾病障害保険金を重複しては支払いません。
- ⑮ この特約の高度障害保険金または疾病障害保険金のいずれかの請求を受け、これを受取人に支払うときには、会社は、他のいずれかのこの特約の保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑯ 第⑮項の規定にかかわらず、この特約の高度障害保険金または疾病障害保険金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、この特約の高度障害保険金または疾病障害保険金を支払わず、この特約の死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- ⑰ 次の各号のいずれかに該当するときには、この特約は、それぞれに定める時にさかのぼって消滅します。

項目	内容
(1) この特約の高度障害保険金が支払われたとき (その一部が支払われたときを含みます。)	被保険者が高度障害状態になった時
(2) この特約の疾病障害保険金が支払われたとき	被保険者が疾病障害保険金の支払事由に該当した時

第3条 (保険金支払方法の選択)

- ① 契約者は、必要書類 (別表2) を提出して、この特約の保険金の一時支払に代えてすえ置き支払を選択することができます。ただし、保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人がその支払方法を選択することができます。
- ② すえ置き支払する金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第①項の支払方法の選択を取り扱いません。

第4条 (特約保険料の払込免除)

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類 (別表2) を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条 (保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所)

- ① 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類 (別表2) を提出して、保険金を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、高度障害保険金受取人および疾病障害保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に高度障害保険金または疾病障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、高度障害保険金または疾病障害保険金の請求時において被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人 (主契約に付加されている他の特約において代理

請求人が指定されている場合は、その代理請求人が、必要書類（別表2）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって高度障害保険金または疾病障害保険金を請求することができます。

- ③ 第②項の規定により、会社が保険金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。

第8条（特約の更新）

- ① 次の各号に定める条件をすべて満たす場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、80歳を超えないこと
 - (2) この特約に条件付保険特約が付加されていないこと。ただし、保険金削減支払法のみが適用されている場合で、削減期間経過後であるときは、条件付保険特約が付加されていないものとして取り扱います。
- ② 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前のこの特約の特約保険金額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
- ③ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項第(1)号の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑤ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑥ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 保険金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑨ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑩ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑪ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときは、更新の取扱に準じて、保険期間満

了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

第9条（特約保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、将来に向かって、この特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の特約保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（保険金の受取人の変更）

- ① この特約の死亡保険金の受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ② この特約の高度障害保険金受取人は第2条（保険金の支払）第⑤項および第⑥項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ③ この特約の疾病障害保険金受取人は第2条（保険金の支払）第⑦項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。

第11条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

第12条（特約の払いもどし金）

- ① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第2条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)		
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	
(4) この特約の特約保険金額が減額されたとき (第9条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)		
(6) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

- * 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

- ② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表2）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

会社は、この特約の契約者配当金を、主契約に準じて支払います。

(2023年10月改定)

別表 1

対象となる疾病障害状態

巻末の「別表」中、「対象となる疾病障害状態」をご参照ください。

別表 2

請求書類

項 目	必 要 書 類
1 死亡保険金 (第2条)	会社所定の請求書
2 高度障害保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3 疾病障害保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 疾病障害保険金受取人の戸籍抄本 (5) 疾病障害保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
4 保険金支払方法の選択 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
5 特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
6 高度障害保険金の代理請求 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

項 目		必 要 書 類
7	疾病障害保険金の代理請求 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
8	特約保険金額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
9	特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

疾病障害保障定期保険特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
 (特約保険金額 1 万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	1	0	0	0	0	32
	2	0	0	0	23	111
	3	0	0	0	56	176
	4	0	0	6	81	226
	5	0	0	15	97	258
	7	0	0	22	99	254
	10	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	14	106
	2	0	0	1	83	261
	3	0	0	28	147	405
	4	0	0	51	204	537
	5	0	3	72	252	654
	7	0	23	103	322	835
	10	6	43	120	333	905
15	0	0	0	0	0	
20年満期	1	0	0	0	51	
	2	0	0	34	158	
	3	0	0	78	260	
	4	0	16	119	357	
	5	0	34	157	446	
	7	0	67	225	599	
	10	21	108	298	748	
15	23	101	282	687		
20	0	0	0	0		
25年満期	1	0	0	9	100	
	2	0	0	77	257	
	3	0	23	143	410	
	4	0	50	207	558	
	5	0	76	268	700	
	7	16	127	382	964	
	10	49	194	528	1,293	
15	67	236	647	1,589		
20	60	189	525	1,396		
25	0	0	0	0		
30年満期	1		0	36		
	2		20	132		
	3		60	225		
	4		99	317		
	5		138	407		
	7		215	579		
	10		323	818		
15		437	1,106			
20		469	1,186			
25		371	920			
30		0	0			
80歳満了	1	42	74	113	158	197
	2	146	209	285	375	447
	3	251	345	458	589	688
	4	358	482	629	799	921
	5	467	620	800	1,005	1,144
	7	687	898	1,139	1,402	1,553
	10	1,026	1,319	1,640	1,948	2,024
	15	1,582	1,990	2,409	2,673	2,110
	20	2,153	2,639	3,060	3,075	0
	25	2,723	3,245	3,530	2,696	
	30	3,270	3,737	3,675	0	
	35	3,773	4,051	3,032		
	40	4,165	4,040	0		
45	4,380	3,236				
50	4,271	0				
55	3,365					
60	0					

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	40
	3	0	0	0	0	79
	4	0	0	0	13	110
	5	0	0	0	22	131
	7	0	0	2	29	133
	10	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	40
	2	0	0	0	11	135
	3	0	0	0	42	223
	4	0	0	10	70	304
	5	0	0	23	94	377
	7	0	7	46	132	488
	10	9	26	63	151	534
15	0	0	0	0	0	
20年満期	1	0	0	0	0	
	2	0	0	0	53	
	3	0	0	18	105	
	4	0	0	41	154	
	5	0	8	62	200	
	7	0	31	101	284	
	10	22	61	144	375	
15	19	54	126	357		
20	0	0	0	0		
25年満期	1	0	0	0	29	
	2	0	0	14	116	
	3	0	0	49	201	
	4	0	13	83	283	
	5	0	31	115	363	
	7	13	64	176	516	
	10	41	109	254	716	
15	49	128	299	902		
20	41	102	242	796		
25	0	0	0	0		
30年満期	1		0	0		
	2		0	45		
	3		13	95		
	4		37	144		
	5		60	193		
	7		106	286		
	10		170	415		
15		223	551			
20		234	596			
25		173	473			
30		0	0			
80歳満了	1	10	27	48	74	107
	2	81	114	157	207	269
	3	152	201	264	338	427
	4	224	290	372	468	580
	5	297	378	479	595	726
	7	444	557	692	847	990
	10	667	827	1,009	1,204	1,291
	15	1,019	1,244	1,480	1,680	1,302
	20	1,379	1,649	1,901	1,931	0
	25	1,734	2,023	2,216	1,646	
	30	2,076	2,343	2,302	0	
	35	2,385	2,556	1,846		
	40	2,639	2,537	0		
45	2,783	1,972				
50	2,694	0				
55	2,057					
60	0					

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

特定疾病保障定期保険特約目次

この特約の主な内容	第7条 特約の保険期間および保険料払込期間
1. 用語の意義	第8条 特約の更新
第1条 用語の意義	第9条 特約保険金額の減額
2. この特約の給付および請求手続	第10条 保険金の受取人の変更
第2条 保険金の支払	第11条 特約の消滅
第3条 保険金支払方法の選択	第12条 特約の払いもどし金
第4条 特約保険料の払込免除	第13条 特約の契約者配当金
第5条 保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所	別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中
3. この特約の取扱	別表2 請求書類
第6条 特約の締結	

特定疾病保障定期保険特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が死亡したとき、悪性新生物、急性心筋梗塞もしくは脳卒中に罹患し所定の状態になったときまたは所定の障害状態になったときに、死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 被保険者	主契約の被保険者のことをいいます。
(5) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(6) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(7) 保険金	死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金のことをいいます。
(8) 保険金の受取人	主契約の死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人もしくは特定疾病保険金受取人のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（保険金の支払）

- ① 会社は、この特約の死亡保険金、特定疾病保険金および高度障害保険金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (死亡保険金を支払わない場合)
(1) 死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	主契約の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) この特約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ウ) 主契約の死亡保険金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱

名称	支払事由 (特定疾病保険金を支払う場合)	支払金額	受取人
(2) 特定疾病保険金	<p>(ア) 被保険者がこの特約の保険期間中に、悪性新生物* に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）</p> <p>(イ) 被保険者がこの特約の責任開始時以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき</p> <p>(a) 急性心筋梗塞* を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態* が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(b) 脳卒中* を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p>	特約保険金額	特* 特定疾病保険金受取人

名称	支 払 事 由 (高度障害保険金を支払う 場合)	支払金額	受取人	免 責 事 由 (高度障害保険金を支払わない場合)
(3) 高 度 障 害 保 険 金	被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてこの特約の保険期間中に高度障害状態* になったとき	特 約 保 険 金 額	高* 度 障 害 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行為 (ロ) 高度障害保険金受取人の故意 (ハ) 被保険者の犯罪行為 (ニ) 戦争その他の変乱

- * 悪 性 新 生 物 別表1に定める疾病をいいます。
- * 急 性 心 筋 梗 塞 別表1に定める疾病をいいます。
- * 脳 卒 中 別表1に定める疾病をいいます。
- * 労働の制限を必要とする状態 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- * 特 定 疾 病 第⑥項に定める受取人をいいます。
- 保 険 金 受 取 人
- * 高 度 障 害 状 態 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。
- * 高 度 障 害 第⑦項に定める受取人をいいます。
- 保 険 金 受 取 人

- ② 第①項の高度障害保険金の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。
- ③ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を原因として責任開始時以後に第①項第(2)号(イ)または第(3)号に定める状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項第(2)号または第(3)号の規定を適用します。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ この特約の特定疾病保険金または高度障害保険金のいずれかの請求を受け、これを受取人に支払うときには、会社は、他のいずれかのこの特約の保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑤ 第④項の規定にかかわらず、この特約の特定疾病保険金または高度障害保険金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、この特約の特定疾病保険金または高度障害保険金を支払わず、この特約の死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- ⑥ 特定疾病保険金受取人は、この特約の高度障害保険金受取人となります。

- ⑦ 高度障害保険金受取人は、被保険者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれに定める者とします。

項目	高度障害保険金受取人
(1) 契約者が、契約者または主契約の死亡保険金受取人を高度障害保険金受取人に指定したとき	その指定された者
(2) 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のとき	契約者（契約者が被保険者を高度障害保険金受取人に指定したときは、被保険者）

- ⑧ 第⑦項の規定にかかわらず、この特約の高度障害保険金受取人は主契約に付加されている他の特約における高度障害保険金受取人、災害高度障害保険金受取人および高度障害生活保障年金受取人と同一とします。
- ⑨ 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ⑩ この特約の高度障害保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の特定疾病保険金の受取割合は、この特約の高度障害保険金の受取割合と同じとします。
- ⑪ この特約の死亡保険金について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第12条（特約の払いもどし金）第①項第1号の規定により契約者に支払います。
- ⑫ この特約の保険期間中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、保険期間の満了日からその日を含めて60日の間に、被保険者が第①項第2号(i)に定める状態に該当した場合には、この特約の有効中にその状態に該当したものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑬ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態になった場合でも、その事由によって死亡または高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、この特約の死亡保険金もしくは高度障害保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑭ 被保険者が、この特約の保険期間満了の日において、主約款の別表2に定める身体障害の状態のうち、回復の見込のないことのみが明らかでない状態であることにより、高度障害保険金の支払事由に該当しない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込のないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態になったものとみなして、本条の規定を適用します。
- ⑮ 次の各号のいずれかに該当するときは、この特約は、それぞれに定める時にさかのぼって消滅します。

項目	内容
(1) この特約の特定疾病保険金が支払われたとき	被保険者が特定疾病保険金の支払事由に該当した時
(2) この特約の高度障害保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）	被保険者が高度障害状態になった時

第3条（保険金支払方法の選択）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、この特約の保険金の一時支払に代えてすえ置き支払を選択することができます。ただし、保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人がその支払方法を選択することができます。
- ② すえ置き支払する金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第①項の支払方法の選択

を取り扱いません。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、特定疾病保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（第⑥項の規定により変更した者を含み、以下「代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表2）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者の代理人として特定疾病保険金を請求することができます。ただし、代理請求人は次の各号のいずれかの者としします。
 - (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ③ 第②項の請求の際、代理請求人に指定された者がその請求時において第②項第1号および第2号の要件に該当していないときは、代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第①項の規定にかかわらず、高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、高度障害保険金の請求時において被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人（この特約または主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定されている場合は、その代理請求人）が、必要書類（別表2）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって高度障害保険金を請求することができます。
- ⑤ 第②項および第④項の規定により、会社が保険金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑥ 契約者は、被保険者の同意を得て、代理請求人を変更することができます。この場合、必要書類（別表2）を提出してください。
- ⑦ 第②項および第⑥項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一としします。
- ⑧ 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。

第8条（特約の更新）

- ① 次の各号に定める条件をすべて満たす場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとしします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要としします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、80歳を超えないこ

と

- (2) この特約に条件付保険特約が付加されていないこと。ただし、保険金削減支払法のみが適用されている場合で、削減期間経過後であるときは、条件付保険特約が付加されていないものとして取り扱います。
- ② 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前のこの特約の特約保険金額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
- ③ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項第(1)号の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑤ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑥ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
- (1) 保険金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑨ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑩ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑪ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときは、更新の取扱に準じて、保険期間満了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

第9条（特約保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、将来に向かって、この特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の特約保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（保険金の受取人の変更）

- ① この特約の死亡保険金の受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ② この特約の特定疾病保険金受取人は第2条（保険金の支払）第⑥項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ③ この特約の高度障害保険金受取人は第2条（保険金の支払）第⑦項および第⑧項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。

第11条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

第12条（特約の払いもどし金）

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第2条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の特約保険金額が減額されたとき (第9条)		
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)		
(6) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表2）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

会社は、この特約の契約者配当金を、主契約に準じて支払います。

(2023年10月改定)

別表 1

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

巻末の「別表」中、「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご参照ください。

別表 2

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1 死亡保険金 (第2条)	会社所定の請求書
2 特定疾病保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特定疾病保険金受取人の戸籍抄本 (5) 特定疾病保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3 高度障害保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
4 保険金支払方法の選択 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
5 特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
6 特定疾病保険金の代理請求 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

項 目		必 要 書 類
7	代理請求人の変更 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8	特約保険金額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
9	特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

特定疾病保障定期保険特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
 (特約保険金額 1 万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	48	
	2	0	0	0	46	141	
	3	0	0	16	84	217	
	4	0	0	33	110	274	
	5	0	0	45	124	308	
	7	0	9	51	116	297	
	10	0	0	0	0	0	
15年満期	1	0	0	0	32	121	
	2	0	0	35	114	291	
	3	0	3	77	186	447	
	4	0	22	115	248	588	
	5	0	40	149	300	711	
	7	0	68	199	370	894	
	10	15	86	219	384	948	
15	0	0	0	0	0		
20年満期	1	0	0	12	73		
	2	0	4	80	197		
	3	0	35	146	312		
	4	0	65	208	419		
	5	0	94	266	516		
	7	19	146	367	683		
	10	50	199	467	857		
15	54	178	400	802			
20	0	0	0	0			
25年満期	1	0	0	37	120		
	2	0	34	132	294		
	3	0	80	223	459		
	4	7	125	312	618		
	5	24	169	397	768		
	7	59	252	555	1,048		
	10	108	356	744	1,409		
15	144	424	849	1,739			
20	124	347	661	1,501			
25	0	0	0	0			
30年満期	1		4	67			
	2		68	192			
	3		132	315			
	4		195	436			
	5		257	553			
	7		378	777			
	10		539	1,073			
15		712	1,380				
20		754	1,444				
25		551	1,121				
30		0	0				
80歳満了	1	61	98	137	171	201	193
	2	184	258	332	395	454	415
	3	309	418	527	614	696	602
	4	435	580	720	827	928	746
	5	563	742	912	1,034	1,146	837
	7	823	1,066	1,289	1,432	1,538	815
	10	1,221	1,545	1,831	1,988	1,973	0
	15	1,872	2,293	2,605	2,722	1,996	
	20	2,522	2,990	3,247	3,078	0	
	25	3,147	3,581	3,701	2,629		
	30	3,723	4,044	3,777	0		
	35	4,198	4,321	3,029			
	40	4,548	4,220	0			
	45	4,713	3,283				
50	4,500	0					
55	3,443						
60	0						

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	14	
	2	0	0	0	0	3	78
	3	0	0	0	0	26	132
	4	0	0	9	42	174	
	5	0	0	18	53	200	
	7	0	6	25	55	197	
	10	0	0	0	0	0	
15年満期	1	0	0	0	0	65	
	2	0	0	3	43	181	
	3	0	0	30	85	289	
	4	0	14	54	123	386	
	5	0	29	75	155	471	
	7	8	52	106	202	591	
	10	27	67	119	218	606	
15	0	0	0	0	0		
20年満期	1	0	0	0	23		
	2	0	0	28	99		
	3	0	20	68	171		
	4	0	44	105	239		
	5	10	66	139	302		
	7	35	105	198	412		
	10	65	145	255	531		
15	60	122	215	511			
20	0	0	0	0			
25年満期	1	0	0	1	57		
	2	0	12	58	169		
	3	0	46	114	277		
	4	16	80	166	382		
	5	35	111	217	482		
	7	69	169	308	671		
	10	115	238	417	916		
15	138	268	474	1,140			
20	108	204	370	951			
25	0	0	0	0			
30年満期	1		0	22			
	2		32	100			
	3		77	176			
	4		120	251			
	5		162	323			
	7		242	460			
	10		345	640			
15		435	828				
20		439	877				
25		312	695				
30		0	0				
80歳満了	1	35	56	76	97	124	101
	2	131	172	210	250	302	240
	3	228	288	342	401	472	357
	4	325	404	474	548	635	448
	5	423	519	605	692	787	504
	7	620	749	861	972	1,051	489
	10	917	1,086	1,231	1,365	1,314	0
	15	1,383	1,596	1,767	1,874	1,259	
	20	1,836	2,068	2,222	2,060	0	
	25	2,261	2,478	2,538	1,671		
	30	2,646	2,805	2,529	0		
	35	2,970	2,990	1,930			
	40	3,208	2,848	0			
	45	3,302	2,106				
50	3,069	0					
55	2,228						
60	0						

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

新特定疾病保障定期保険特約目次

この特約の主な内容	第7条 特約の保険期間および保険料払込期間
1. 用語の意義	第8条 特約の更新
第1条 用語の意義	第9条 特約保険金額の減額
2. この特約の給付および請求手続	第10条 保険金の受取人の変更
第2条 保険金の支払	第11条 特約の消滅
第3条 保険金支払方法の選択	第12条 特約の払いもどし金
第4条 特約保険料の払込免除	第13条 特約の契約者配当金
第5条 保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所	別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中
3. この特約の取扱	別表2 請求書類
第6条 特約の締結	

新特定疾病保障定期保険特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が悪性新生物、急性心筋梗塞もしくは脳卒中に罹患し所定の状態になったときに、特定疾病保険金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。また、この特約の払いもどし金はありません。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 被保険者	主契約の被保険者のことをいいます。
(5) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(6) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（保険金の支払）

- ① 会社は、この特約の特定疾病保険金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (特定疾病保険金を支払う場合)	支払金額	受取人
特定疾病保険金	(1) 被保険者がこの特約の保険期間中に、悪性新生物* に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。） ----- (2) 被保険者がこの特約の責任開始時以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき (ア) 急性心筋梗塞* を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態* が継続したと医師によって診断されたとき (イ) 脳卒中* を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	特約保険金額	特* 定疾病保険金受取人

- * 悪性新生物 別表1に定める疾病をいいます。
- * 急性心筋梗塞 別表1に定める疾病をいいます。
- * 脳卒中 別表1に定める疾病をいいます。
- * 労働の制限を必要とする状態 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- * 特定疾病保険金受取人 第③項に定める受取人をいいます。

- ② 被保険者が、責任開始時前に発病した疾病を原因として責任開始時以後に第①項第(2)号に定める状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その疾病を責任開始時以後に発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ③ 特定疾病保険金受取人は、被保険者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれに定める者とします。

項目	特定疾病保険金受取人
(1) 契約者が、契約者または主契約の死亡保険金受取人を特定疾病保険金受取人に指定したとき	その指定された者
(2) 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のとき	契約者（契約者が被保険者を特定疾病保険金受取人に指定したときは、被保険者）

- ④ この特約の保険期間中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、保険期間の満了日からその日を含めて60日の間に、被保険者が第①項第2号に定める状態に該当した場合には、この特約の有効中にその状態に該当したものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑤ 被保険者が、この特約の責任開始時以後に発生した疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日（この特約の保険期間中であることを必要とします。）からその日を含めて60日を経過するまでにその急性心筋梗塞を直接の原因として死亡した場合で、第①項第2号に定める労働の制限を必要とする状態が被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときは、会社は、第①項に定める特定疾病保険金の支払事由に該当したものとみなして取り扱います。
- ⑥ 被保険者が、この特約の責任開始時以後に発生した疾病を原因として脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日（この特約の保険期間中であることを必要とします。）からその日を含めて60日を経過するまでにその脳卒中を直接の原因として死亡した場合で、第①項第2号に定める他覚的な神経学的後遺症が被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときは、会社は、第①項に定める特定疾病保険金の支払事由に該当したものとみなして取り扱います。
- ⑦ この特約の特定疾病保険金が支払われたときには、この特約は、被保険者が特定疾病保険金の支払事由に該当した時にさかのぼって消滅します。

第3条（保険金支払方法の選択）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、この特約の特定疾病保険金の一時支払に代えてすえ置き支払を選択することができます。ただし、特定疾病保険金の支払事由発生後は、特定疾病保険金受取人がその支払方法を選択することができます。
- ② すえ置き支払する金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第①項の支払方法の選択を取り扱いません。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 特定疾病保険金受取人は、特定疾病保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、特定疾病保険金を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、特定疾病保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（第⑤項の規定により変更した者を含み、以下「代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表2）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者の代理人として特定疾病保険金を請求することができます。ただし、代理請求人は次の各号のいずれかの者としします。
 - (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ③ 第②項の請求の際、代理請求人に指定された者がその請求時において第②項第1号および第2号の要件に該当していないときは、代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第②項の規定により、会社が特定疾病保険金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、特定疾病保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑤ 契約者は、被保険者の同意を得て、代理請求人を変更することができます。この場合、必要書類（別表2）を提出してください。
- ⑥ 第②項および第⑤項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一とします。

- ⑦ 特定疾病保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。

第8条（特約の更新）

- ① 次の各号に定める条件をすべて満たす場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、80歳を超えないこと
 - (2) この特約に条件付保険特約が付加されていないこと。ただし、保険金削減支払法のみが適用されている場合で、削減期間経過後であるときは、条件付保険特約が付加されていないものとして取り扱います。
- ② 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前のこの特約の特約保険金額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
- ③ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項第(1)号の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑤ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑥ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 保険金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑨ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑩ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑪ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときは、更新の取扱に準じて、保険期間満了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

第9条（特約保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、将来に向かって、この特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。

② この特約の特約保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（保険金の受取人の変更）

この特約の特定疾病保険金受取人は第2条（保険金の支払）第③項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。

第11条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

第12条（特約の払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第13条（特約の契約者配当金）

会社は、この特約の契約者配当金を、主契約に準じて支払います。

(2023年10月改定)

別表 1

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

巻末の「別表」中、「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご参照ください。

別表 2

請求書類

項目	必要書類
1 特定疾病保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特定疾病保険金受取人の戸籍抄本 (5) 特定疾病保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2 保険金支払方法の選択 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
3 特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
4 特定疾病保険金の代理請求 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
5 代理請求人の変更 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6 特約保険金額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>	

総合障害定期保険特約目次

この特約の主な内容	第8条 特約保険金額の減額
1. 用語の意義	第9条 保険金の受取人の変更
第1条 用語の意義	第10条 特約の消滅
2. この特約の給付および請求手続	第11条 特約の払いもどし金
第2条 保険金の支払	第12条 特約の契約者配当金
第3条 保険金支払方法の選択	
第4条 保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所	別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中
3. この特約の取扱	別表2 対象となる疾病障害状態
第5条 特約の締結	別表3 要介護状態
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	別表4 請求書類
第7条 特約の更新	

総合障害定期保険特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が死亡したとき、所定の障害状態になったとき、特定の疾病に罹患し所定の状態になったときまたは所定の要介護状態になったときに死亡保険金、高度障害保険金または障害保険金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 保険金	死亡保険金、高度障害保険金または障害保険金のことをいいます。
(7) 保険金の受取人	主契約の死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人もしくは障害保険金受取人のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（保険金の支払）

- ① 会社は、この特約の死亡保険金、高度障害保険金および障害保険金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡保険金、 高度障害保険金を 支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (死亡保険金、高度障害保険金を 支払わない場合)
(1) 死亡保険金	被保険者がこの特約の 保険期間中に死亡したと き	特 約 保 険 金 額	主契 約 の 死 亡 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって 死亡したとき (ア) この特約の責任開始の日から その日を含めて3年以内の被保 険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ウ) 主契約の死亡保険金受取人の 故意 (エ) 戦争その他の変乱
(2) 高度障害保険金	被保険者がこの特約の 責任開始時以後に発生し た傷害または発病した疾 病を直接の原因としてこ の特約の保険期間中に高 度障害状態* になったと き		高* 度 障 害 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって 高度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行 為 (ウ) 高度障害保険金受取人の故意 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 戦争その他の変乱

名称	支払事由 (障害保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (障害保険金を支払わない場合)
(3) 障 害 保 険 金	次の(ア)から(オ)までのいずれかの事由に該当したとき	特 約 保 険 金 受 取 額	障 害 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって障害保険金の支払事由に該当したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 (ウ) 障害保険金受取人の故意または重大な過失 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 被保険者の薬物依存 (カ) 戦争その他の変乱
	(ア) 被保険者がこの特約の保険期間中に悪性新生物* に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）			
	(イ) 被保険者がこの特約の責任開始時以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき (i) 急性心筋梗塞* を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態* が継続したと医師によって診断されたとき (ii) 脳卒中* を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき			
	(ウ) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発病した疾病を直接の原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき (i) 疾病障害状態* のうち、別表2の(a)から(k)までのいずれかに該当し、その疾病障害状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき (ii) 疾病障害状態のうち、別表2の(l)から(p)までのいずれかに該当したとき			

名称	支 払 事 由 (障害保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免 責 事 由 (障害保険金を支払わない場合)
(3) 障 害 保 険 金	(エ) この特約の保険期間中に次のすべての条件を満たしたとき (医師によって診断確定されることを必要とします。) (i) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として要介護状態* に該当したこと (ii) 要介護状態に該当した日からその日を含めて、要介護状態が 180日継続したこと	特 約 保 険 金 受 取 額	障 害 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって障害保険金の支払事由に該当したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 (ウ) 障害保険金受取人の故意または重大な過失 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 被保険者の薬物依存 (カ) 戦争その他の変乱
	(オ) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故* による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に障害状態* になったとき			被保険者が次のいずれかによって障害保険金の支払事由に該当したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ウ) 障害保険金受取人の故意または重大な過失 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (カ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (キ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ク) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

- * 高度障害状態 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。
- * 高度障害 第⑥項に定める受取人をいいます。
- * 高度障害 保険金受取人
- * 悪性新生物 別表1に定める疾病をいいます。
- * 急性心筋梗塞 別表1に定める疾病をいいます。
- * 脳 卒 中 別表1に定める疾病をいいます。

- * 労働の制限を必要とする状態 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- * 疾病障害状態 別表2に定める身体障害の状態をいいます。
- * 要介護状態 別表3に定める状態をいいます。
- * 不慮の事故 主約款の別表1に定める事故をいいます。
- * 障害状態 主約款の別表3に定める身体障害の状態をいいます。
- * 障害保険金受取人 第⑧項に定める受取人をいいます。

- ② 第①項の高度障害保険金の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。
- ③ 第①項の障害保険金のうち(ウ)の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって疾病障害状態になったときを含みます。
- ④ 第①項の障害保険金のうち(オ)の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって障害状態になったときを含みます。
- ⑤ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を原因として責任開始時以後に第①項第(2)号または第(3)号(イ)から(オ)のいずれかに定める状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項第(2)号または第(3)号の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑥ 高度障害保険金受取人は、被保険者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれに定める者とします。

項目	高度障害保険金受取人
(1) 契約者が、契約者または主契約の死亡保険金受取人を高度障害保険金受取人に指定したとき	その指定された者
(2) 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のとき	契約者（契約者が被保険者を高度障害保険金受取人に指定したときは、被保険者）

- ⑦ 第⑥項の規定にかかわらず、この特約の高度障害保険金受取人は主契約に付加されている他の特約における高度障害保険金受取人、災害高度障害保険金受取人および高度障害生活保障年金受取人と同一とします。
- ⑧ 障害保険金受取人は、この特約の高度障害保険金受取人とします。
- ⑨ この特約の高度障害保険金または障害保険金のいずれかの請求を受け、これを受取人に支払うときには、会社は、他のいずれかのこの特約の保険金の請求を受けても、これを支払いません。

- ⑩ 第⑨項の規定にかかわらず、この特約の高度障害保険金または障害保険金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、この特約の高度障害保険金または障害保険金を支払わず、この特約の死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- ⑪ 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ⑫ この特約の高度障害保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の障害保険金の受取割合は、この特約の高度障害保険金の受取割合と同じとします。
- ⑬ この特約の死亡保険金について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第11条（特約の払いもどし金）第①項第1号の規定により契約者に支払います。
- ⑭ この特約の保険期間中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、保険期間の満了日からその日を含めて60日の間に、被保険者が第①項第3号(i)に定める状態に該当した場合には、この特約の有効中にその状態に該当したものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑮ この特約の保険期間満了の日からその日を含めて180日の間に、第①項第3号(ウ)の(i)に定める状態に該当した場合または第①項第3号(エ)の条件を満たした場合には、この特約の有効中にその状態に該当したものとまたはこの特約の保険期間満了の日に条件を満たしたものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑯ 被保険者が、この特約の保険期間満了の日において、主約款の別表2に定める身体障害の状態のうち、回復の見込のないことのみが明らかでない状態であることにより、高度障害保険金の支払事由に該当しない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込のないことが明らかになったときには、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態になったものとみなして、本条の規定を適用します。
- ⑰ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって保険金の支払事由に該当した場合でも、その事由によって保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、この特約の保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑱ 次の各号のいずれかに該当するときには、この特約は、それぞれに定める時にさかのぼって消滅します。

項目	内容
(1) この特約の高度障害保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）	被保険者が高度障害状態になった時
(2) この特約の障害保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）	被保険者が障害保険金の支払事由に該当した時

第3条（保険金支払方法の選択）

- ① 契約者は、必要書類（別表4）を提出して、この特約の保険金の一時支払に代えてすえ置き支払を選択することができます。ただし、保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人がその支払方法を選択することができます。
- ② すえ置き支払する金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第①項の支払方法の選択を取り扱いません。

第4条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、高度障害保険金の請求時において被保険者と同

居しまたは被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人（この特約または主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定されている場合は、その代理請求人）が、必要書類（別表4）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって高度障害保険金を請求することができます。

- ③ 第①項の規定にかかわらず、障害保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（第⑥項の規定により変更した者を含み、以下「代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表4）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者の代理人として障害保険金を請求することができます。ただし、代理請求人は次の各号のいずれかの者とし
ます。
 - (1) 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ④ 第③項の請求の際、代理請求人に指定された者がその請求時において第③項第(1)号および第(2)号の要件に該当していないときは、代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
- ⑤ 第②項および第③項の規定により、会社が保険金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑥ 契約者は、被保険者の同意を得て、代理請求人を変更することができます。この場合、必要書類（別表4）を提出してください。
- ⑦ 第③項および第⑥項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一とします。
- ⑧ 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第5条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）

契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。

第7条（特約の更新）

- ① 次の各号に定める条件をすべて満たす場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、80歳を超えないこと
 - (2) この特約に条件付保険特約が付加されていないこと。ただし、保険金削減支払法のみが適用されている場合で、削減期間経過後であるときは、条件付保険特約が付加されていないものとして取り扱います。
- ② 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前のこの特約の特約保険金額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
- ③ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項第(1)号の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約

の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。

- ⑤ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑥ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 保険金の支払（第2条）
 - (2) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (3) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (4) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑨ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑩ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑪ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときは、更新の取扱に準じて、保険期間満了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

第8条（特約保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表4）を提出して、将来に向かって、この特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の特約保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第9条（保険金の受取人の変更）

- ① この特約の死亡保険金の受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ② この特約の高度障害保険金受取人は第2条（保険金の支払）第⑥項および第⑦項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ③ この特約の障害保険金受取人は第2条（保険金の支払）第⑧項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。

第10条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

第11条（特約の払いもどし金）

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第2条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の特約保険金額が減額されたとき (第8条)		
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第10条)		
(6) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表4）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第12条（特約の契約者配当金）

会社は、この特約の契約者配当金を、主契約に準じて支払います。

(2023年10月改定)

別表1

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

巻末の「別表」中、「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご参照ください。

別表 2

対象となる疾病障害状態

巻末の「別表」中、「対象となる疾病障害状態」をご参照ください。

別表 3

要介護状態

巻末の「別表」中、「要介護状態」をご参照ください。

別表 4

請求書類

項 目	必 要 書 類
1 死亡保険金 (第2条)	会社所定の請求書
2 高度障害保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3 障害保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 障害保険金受取人の戸籍抄本 (6) 障害保険金受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

項 目		必 要 書 類
4	保険金支払方法の選択 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
5	高度障害保険金の代理請求 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
6	障害保険金の代理請求 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
7	代理請求人の変更 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8	特約保険金額の減額 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
9	特約の払いもどし金 (第11条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

総合障害定期保険特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
 (特約保険金額 1 万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	49	
	2	0	0	0	46	143	
	3	0	0	22	84	220	
	4	0	0	40	110	277	
	5	0	0	52	124	312	
	7	0	7	57	117	300	
	10	0	0	0	0	0	
15年満期	1	0	0	0	32	123	
	2	0	0	41	114	293	
	3	0	1	86	187	450	
	4	0	20	126	250	592	
	5	0	37	161	302	716	
	7	0	66	213	374	899	
	10	15	87	230	389	954	
15	0	0	0	0	0		
20年満期	1	0	0	16	73		
	2	0	4	88	198		
	3	0	36	156	314		
	4	0	66	220	421		
	5	0	95	280	520		
	7	17	148	383	690		
	10	47	207	482	867		
15	50	189	409	812			
20	0	0	0	0			
25年満期	1	0	0	41	121		
	2	0	35	140	295		
	3	0	82	235	461		
	4	5	128	326	620		
	5	22	174	414	772		
	7	56	260	574	1,055		
	10	104	370	765	1,419		
15	139	446	866	1,753			
20	124	363	675	1,513			
25	0	0	0	0			
30年満期	1		5	72			
	2		70	201			
	3		135	327			
	4		200	450			
	5		264	570			
	7		388	798			
	10		557	1,096			
15		740	1,403				
20		780	1,468				
25		566	1,139				
30		0	0				
80歳満了	1	61	99	140	171	202	193
	2	184	260	339	395	455	415
	3	309	422	537	614	698	602
	4	436	585	733	827	930	745
	5	565	748	926	1,035	1,149	837
	7	827	1,076	1,307	1,436	1,542	820
	10	1,227	1,564	1,850	1,995	1,977	0
	15	1,884	2,322	2,624	2,733	2,002	
	20	2,545	3,022	3,269	3,089	0	
	25	3,180	3,611	3,724	2,639		
	30	3,758	4,076	3,799	0		
	35	4,231	4,353	3,047			
	40	4,583	4,249	0			
45	4,748	3,305					
50	4,531	0					
55	3,467						
60	0						

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	18	
	2	0	0	0	5	85	
	3	0	0	0	29	141	
	4	0	0	12	46	185	
	5	0	0	22	57	213	
	7	0	6	28	59	209	
	10	0	0	0	0	0	
15年満期	1	0	0	0	0	71	
	2	0	0	7	47	193	
	3	0	0	35	92	307	
	4	0	16	60	131	409	
	5	0	30	82	165	499	
	7	8	54	114	213	626	
	10	27	70	127	230	643	
15	0	0	0	0	0		
20年満期	1	0	0	0	26		
	2	0	0	33	106		
	3	0	23	75	182		
	4	0	48	114	253		
	5	9	70	150	318		
	7	35	111	211	434		
	10	66	153	269	559		
15	61	130	227	539			
20	0	0	0	0			
25年満期	1	0	0	4	62		
	2	0	15	65	179		
	3	0	51	123	293		
	4	15	85	179	402		
	5	34	118	232	507		
	7	70	178	327	705		
	10	118	251	441	963		
15	141	285	500	1,201			
20	112	216	391	1,007			
25	0	0	0	0			
30年満期	1		0	26			
	2		36	108			
	3		83	189			
	4		128	267			
	5		172	343			
	7		255	486			
	10		363	674			
15		460	871				
20		463	924				
25		329	733				
30		0	0				
80歳満了	1	37	61	82	104	133	109
	2	135	181	222	263	318	255
	3	235	302	360	420	497	377
	4	336	422	498	573	667	471
	5	437	541	634	724	827	529
	7	642	780	901	1,016	1,104	516
	10	951	1,131	1,285	1,427	1,381	0
	15	1,436	1,664	1,844	1,961	1,325	
	20	1,907	2,155	2,320	2,163	0	
	25	2,352	2,583	2,654	1,758		
	30	2,753	2,926	2,652	0		
	35	3,091	3,124	2,030			
	40	3,343	2,985	0			
45	3,447	2,214					
50	3,213	0					
55	2,341						
60	0						

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

介護保障終身保険特約目次

この特約の主な内容	第8条 特約保険金額の減額
1. 用語の意義	第9条 保険料払込期間の変更
第1条 用語の意義	第10条 保険金の受取人の変更
2. この特約の給付および請求手続	第11条 特約の消滅
第2条 保険金の支払	第12条 特約の払いもどし金
第3条 保険金支払方法の選択	第13条 特約の契約者配当金
第4条 特約保険料の払込免除	第14条 介護保障定期保険特約からこの特約への変更
第5条 保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所	
3. この特約の取扱	別表1 要介護状態
第6条 特約の締結	別表2 請求書類
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	

介護保障終身保険特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が死亡したとき、所定の障害状態になったときまたは所定の要介護状態になったときに死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 保険金	死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金のことをいいます。
(7) 保険金の受取人	主契約の死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人もしくは介護保険金受取人のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（保険金の支払）

- ① 会社は、この特約の死亡保険金、高度障害保険金および介護保険金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡保険金、高度障害保険金、介護保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (死亡保険金、高度障害保険金、介護保険金を支払わない場合)
(1) 死亡保険金	被保険者が死亡したとき	特約保険金額	主契約の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) この特約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ロ) 主契約の死亡保険金受取人の故意 (ハ) 戦争その他の変乱
(2) 高度障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として高度障害状態* になったとき		高* 度障害保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行為 (ロ) 高度障害保険金受取人の故意 (ハ) 被保険者の犯罪行為 (ニ) 戦争その他の変乱
(3) 介護保険金	次のすべての条件を満たしたとき（医師によって診断確定されることを必要とします。） (ア) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として要介護状態* に該当したこと (イ) 要介護状態に該当した日からその日を含めて、要介護状態が 180日継続したとこと		介* 護保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって要介護状態になったとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 (ロ) 介護保険金受取人の故意または重大な過失 (ハ) 被保険者の犯罪行為 (ニ) 被保険者の薬物依存 (ホ) 戦争その他の変乱

- * 高度障害状態 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。
- * 高度障害保険金受取人 第④項に定める受取人をいいます。
- * 要介護状態 別表1に定める状態をいいます。
- * 介護保険金受取人 第⑥項に定める受取人をいいます。

- ② 第①項の高度障害保険金の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。
- ③ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害状態または要介護状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項第(2)号または第(3)号の規定を適用します。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ 高度障害保険金受取人は、被保険者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれに定める者とします。

項目	高度障害保険金受取人
(1) 契約者が、契約者または主契約の死亡保険金受取人を高度障害保険金受取人に指定したとき	その指定された者
(2) 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のとき	契約者（契約者が被保険者を高度障害保険金受取人に指定したときは、被保険者）

- ⑤ 第④項の規定にかかわらず、この特約の高度障害保険金受取人は主契約に付加されている他の特約における高度障害保険金受取人、災害高度障害保険金受取人および高度障害生活保障年金受取人と同一とします。
- ⑥ 介護保険金受取人は、この特約の高度障害保険金受取人とします。
- ⑦ この特約の高度障害保険金または介護保険金のいずれかの請求を受け、これを受取人に支払うときには、会社は、他のいずれかのこの特約の保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑧ 第⑦項の規定にかかわらず、この特約の高度障害保険金または介護保険金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、この特約の高度障害保険金または介護保険金を支払わず、この特約の死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- ⑨ 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ⑩ この特約の高度障害保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の介護保険金の受取割合は、この特約の高度障害保険金の受取割合と同じとします。
- ⑪ この特約の死亡保険金について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わ

ず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第12条（特約の払いもどし金）第①項第(1)号の規定により契約者に支払います。

- ⑫ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したまたは高度障害状態もしくは要介護状態になった場合でも、その事由によって死亡したまたは高度障害状態もしくは要介護状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、この特約の保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑬ 次の各号のいずれかに該当するときには、この特約は、それぞれに定める時にさかのぼって消滅します。

項目	内容
(1) この特約の高度障害保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）	被保険者が高度障害状態になった時
(2) この特約の介護保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）	被保険者が介護保険金の支払事由に該当した時

第3条（保険金支払方法の選択）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、この特約の保険金の一時支払に代えてすえ置き支払を選択することができます。ただし、保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人がその支払方法を選択することができます。
- ② すえ置き支払する金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第①項の支払方法の選択を取り扱いません。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときには、高度障害保険金の請求時において被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人（この特約または主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定されている場合は、その代理請求人）が、必要書類（別表2）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって高度障害保険金を請求することができます。
- ③ 第①項の規定にかかわらず、介護保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に介護保険金を請求できない特別な事情があるときには、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（第⑥項の規定により変更した者を含み、以下「代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表2）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者の代理人として介護保険金を請求することができます。ただし、代理請求人は次の各号のいずれかの者となります。
- (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ④ 第③項の請求の際、代理請求人に指定された者がその請求時において第③項第(1)号および第(2)号の要件に該当していないときには、会社は、代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
- ⑤ 第②項および第③項の規定により、会社が保険金を代理人に支払ったときには、会社は、その

後、保険金の請求を受けても、これを支払いません。

- ⑥ 契約者は、被保険者の同意を得て、代理請求人を変更することができます。この場合、必要書類（別表2）を提出してください。
- ⑦ 第③項および第⑥項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一とします。
- ⑧ 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

- ① この特約の保険期間は、この特約の責任開始の日から終身とします。
- ② 契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険料払込期間を定めることができます。

第8条（特約保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、将来に向かって、この特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の特約保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第9条（保険料払込期間の変更）

契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険料払込期間を変更することができます。

第10条（保険金の受取人の変更）

- ① この特約の死亡保険金の受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ② この特約の高度障害保険金受取人は第2条（保険金の支払）第④項および第⑤項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ③ この特約の介護保険金受取人は第2条（保険金の支払）第⑥項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。

第11条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

第12条（特約の払いもどし金）

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第2条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算したこの特約の責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)		
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の特約保険金額が減額されたとき (第8条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(6) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表2）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

会社は、この特約の契約者配当金を、主契約に準じて支払います。

第14条（介護保障定期保険特約からこの特約への変更）

- ① 契約者は、会社の定める条件を満たすときに限り、主契約に付加している介護保障定期保険特約の全部または一部をこの特約に変更することができます。この場合、中途付加条項を適用しません。
- ② 第①項の場合、介護保障定期保険特約のこの特約に変更された部分は、この特約の責任開始と同時に、介護保障定期保険特約に定めるところにより解約されたものとして扱います。
- ③ 第①項の規定により介護保障定期保険特約からこの特約に変更された場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第(4)号の場合を除き、第2条（保険金の支払）第③項および給付特約総則特約第5条（給付特約保険料の払込免除）第⑤項の規定は適用しません。
 - (2) この特約について次の(ア)または(イ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加

条項第8条第①項第(2)号および第(3)号の規定にかかわらず、それぞれに規定するとおり取り扱います。ただし、この特約について復活が行われているときを除きます。

項目	内容
(ア) 被保険者がこの特約の締結にあたっての責任開始の日からその日を含めて3年以内に自殺したとき	死亡保険金を支払わない場合の規定は適用しません。
(イ) 変更された介護保障定期保険特約の責任開始時以後この特約の締結の際の責任開始時に原因が生じていたことにより、この特約の高度障害保険金または介護保険金の支払事由に該当しないとき	この特約の締結の際の責任開始時以後の原因によるものとして、第2条（保険金の支払）の規定を適用します。

- (3) この特約に保険料払込免除特約が付加されていない場合で、この特約の保険料払込期間中にこの特約について次の(ア)または(イ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加条項第8条第①項第(2)号から第(4)号の規定にかかわらず、契約者からの申出によって、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。
- (ア) この特約の締結にあたっての責任開始時に原因が生じていたことにより、この特約の保険料払込免除の事由に該当しないとき
- (イ) この特約の締結の際に被保険者の年齢に誤りがあり、この特約が無効とされ、または取り消されたとき
- (4) この特約に保険料払込免除特約が付加されている場合で、この特約の保険料払込期間中にこの特約について次の(ア)から(エ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加条項第8条第①項第(2)号から第(4)号の規定にかかわらず、契約者からの申出によって、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。
- (ア) この特約の締結にあたっての責任開始時に原因が生じていたこと（給付特約総則特約第5条（給付特約保険料の払込免除）第⑤項の規定により、その原因が責任開始時以後に生じたものとみなされる場合を除きます。）により、この特約の保険料払込免除の事由に該当しないとき
- (イ) この特約の締結の際に被保険者の年齢に誤りがあり、この特約が無効とされ、または取り消されたとき
- (ウ) この特約の締結にあたっての責任開始時に生じた原因により、保険料払込免除特約の特約条項の規定による保険料払込免除の事由（介護保険金の支払事由を除きます。）に該当したとき。ただし、この特約の締結の際、その原因について会社が知っていた場合または契約者もしくは被保険者が認識もしくは自覚していなかった場合を除きます。
- (エ) 被保険者が、この特約（保険料一時払の特約を除きます。）の締結にあたっての責任開始の日からその日を含めて90日の間に、乳房の悪性新生物に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき
- ④ 変更された介護保障定期保険特約に詐欺があった場合には、この特約についても詐欺があったものとしします。

(2024年4月改定)

別表 1

要介護状態

巻末の「別表」中、「要介護状態」をご参照ください。

別表 2

請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	死亡保険金 (第2条)	会社所定の請求書
2	高度障害保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は 戸籍抄本） (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3	介護保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は 戸籍抄本） (4) 介護保険金受取人の戸籍抄本 (5) 介護保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
4	保険金支払方法の選択 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
5	特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
6	高度障害保険金の代理請求 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

項 目		必 要 書 類
7	介護保険金の代理請求 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
8	代理請求人の変更 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9	特約保険金額の減額 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
10	特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

(特約保険料払込期間中)

介護保障終身保険特約の解約返戻金額例表[年払・半年払・月払契約]

(特約保険金額1万円につき：単位円)

(男性の場合)

払込期間	経過年数(年)	特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年払込	1				800	789	760
	2				1,754	1,736	1,675
	3				2,714	2,689	2,597
	4				3,679	3,652	3,532
	5				4,650	4,627	4,485
	6				5,617	5,592	5,435
	7				6,617	6,622	6,478
15年払込	1			485	489	482	
	2			1,122	1,129	1,116	
	3			1,761	1,770	1,751	
	4			2,402	2,414	2,386	
	5			3,045	3,059	3,025	
	6			4,338	4,358	4,314	
	7			5,298	5,324	5,274	
20年払込	1			333	338	344	
	2			816	826	837	
	3			1,301	1,314	1,328	
	4			1,786	1,802	1,816	
	5			2,272	2,290	2,303	
	6			3,248	3,265	3,275	
	7			4,719	4,730	4,724	
25年払込	1		231	243	254		
	2		614	637	656		
	3		998	1,032	1,058		
	4		1,383	1,426	1,459		
	5		1,770	1,821	1,858		
	6		2,548	2,612	2,652		
	7		3,724	3,797	3,831		
30年払込	1		172	187	205		
	2		495	524	558		
	3		820	861	910		
	4		1,145	1,197	1,260		
	5		1,472	1,534	1,608		
	6		2,128	2,206	2,296		
	7		3,119	3,211	3,309		
35年払込	1		116	231	485		
	2		385	614	1,122		
	3		655	998	1,761		
	4		928	1,383	2,402		
	5		1,202	1,770	3,045		
	6		1,754	2,548	4,338		
	7		2,593	3,724	6,298		
40年払込	1		86	172	333	800	
	2		323	495	816	1,754	
	3		562	820	1,301	2,714	
	4		803	1,145	1,786	3,679	
	5		1,046	1,472	2,272	4,650	
	6		1,535	2,128	3,248	6,617	
	7		2,278	3,119	4,719		
45年払込	1		3,461	4,709	7,135		
	2		4,662	6,316			
	3		5,878	7,950			
	4		7,106				
	5		8,354				
	6						
	7						

払込期間	経過年数(年)	特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
65歳払済	1	62	131	243	489		
	2	277	413	637	1,129		
	3	493	697	1,032	1,770		
	4	710	981	1,426	2,414		
	5	929	1,266	1,821	3,059		
	6	1,371	1,838	2,612	4,358		
	7	2,042	2,701	3,797	6,334		
	8	3,102	4,072	5,709			
	9	4,178	5,447	7,659			
	10	5,262	6,828				
70歳払済	1	45	102	187	338	789	
	2	242	355	524	826	1,736	
	3	440	610	861	1,314	2,689	
	4	640	865	1,197	1,802	3,652	
	5	842	1,120	1,534	2,290	4,627	
	6	1,248	1,633	2,206	3,265	6,622	
	7	1,864	2,405	3,211	4,730		
	8	2,833	3,621	4,802	7,161		
	9	3,813	4,830	6,393			
	10	4,799	6,031	8,025			
75歳払済	1	32	82	150	254	482	
	2	216	315	449	656	1,116	
	3	402	548	748	1,058	1,751	
	4	589	782	1,047	1,459	2,386	
	5	777	1,017	1,346	1,858	3,025	
	6	1,157	1,488	1,941	2,652	4,314	
	7	1,733	2,196	2,826	3,831	6,294	
	8	2,634	3,302	4,207	5,727		
	9	3,545	4,395	5,562	7,679		
	10	4,457	5,469	6,914			
80歳払済	1	23	68	126	205	344	760
	2	198	287	402	558	837	1,675
	3	375	507	677	910	1,328	2,597
	4	553	727	951	1,260	1,816	3,532
	5	732	948	1,225	1,608	2,303	4,485
	6	1,094	1,390	1,771	2,296	3,275	6,478
	7	1,643	2,056	2,580	3,309	4,724	
	8	2,497	3,088	3,827	4,895	7,109	
	9	3,360	4,103	5,031	6,459		
	10	4,221	5,092	6,205	8,046		
終身払	1	15	55	104	163	244	371
	2	181	261	358	475	635	880
	3	349	468	612	784	1,021	1,377
	4	519	675	865	1,092	1,402	1,860
	5	690	883	1,116	1,396	1,779	2,329
	6	1,034	1,299	1,617	1,995	2,520	3,224
	7	1,556	1,924	2,357	2,868	3,584	4,453
	8	2,365	2,886	3,482	4,191	5,128	6,117
	9	3,181	3,829	4,551	5,426	6,444	7,425
	10	3,994	4,738	5,563	6,528	7,513	8,588
終身払	11	4,790	5,601	6,507	7,468	8,353	
	12	5,558	6,418	7,350	8,230	9,100	
	13	6,287	7,181	8,068	8,830		
	14	6,978	7,862	8,651	9,364		
	15	7,622	8,443	9,110			
	16	8,197	8,914	9,518			
	17	8,688	9,285				
	18	9,086	9,614				
	19	9,399					
	20	9,677					

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

(特約保険料払込期間中)

介護保障終身保険特約の解約返戻金額例表〔年払・半年払・月払契約〕

(特約保険金額1万円につき：単位円)

(女性の場合)

払込期間	経過年数(年)	特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年払込	1				798	804	795
	2				1,751	1,763	1,743
	3				2,709	2,729	2,694
	4				3,673	3,701	3,652
	5				4,643	4,680	4,621
	6				5,607	5,667	5,612
	7				6,571	6,667	6,612
15年払込	1			481	486	493	
	2			1,115	1,124	1,138	
	3			1,751	1,764	1,785	
	4			2,389	2,408	2,433	
	5			3,029	3,054	3,083	
	6			3,671	3,701	3,730	
	7			4,314	4,356	4,390	
20年払込	1			328	332	349	
	2			808	816	847	
	3			1,289	1,300	1,346	
	4			1,772	1,786	1,844	
	5			2,255	2,274	2,341	
	6			2,739	2,763	2,831	
	7			3,223	3,253	3,331	
25年払込	1		229	238	244		
	2		610	626	638		
	3		992	1,016	1,033		
	4		1,375	1,406	1,429		
	5		1,759	1,797	1,825		
	6		2,143	2,182	2,219		
	7		2,527	2,572	2,619		
30年払込	1		170	179	190		
	2		490	508	531		
	3		812	838	871		
	4		1,135	1,169	1,212		
	5		1,459	1,500	1,552		
	6		1,783	1,834	1,891		
	7		2,107	2,163	2,224		
55歳払込	1	120	229	481			
	2	391	610	1,115			
	3	662	992	1,751			
	4	935	1,375	2,389			
	5	1,209	1,759	3,029			
	6	1,483	2,143	3,671			
	7	1,757	2,527	4,314			
60歳払込	1	89	170	328	798		
	2	328	490	808	1,751		
	3	569	812	1,289	2,709		
	4	810	1,135	1,772	3,673		
	5	1,052	1,459	2,255	4,643		
	6	1,293	1,783	2,739	5,607		
	7	1,534	2,107	3,223	6,571		

払込期間	経過年数(年)	特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
65歳払込	1	65	128	238	486		
	2	281	407	626	1,124		
	3	497	686	1,016	1,764		
	4	714	967	1,406	2,408		
	5	932	1,248	1,797	3,054		
	6	1,370	1,812	2,582	4,356		
	7	2,034	2,664	3,763	6,337		
	8	3,080	4,022	5,677			
	9	4,140	5,394	7,638			
	10	5,213	6,780				
70歳払込	1	47	97	179	332	804	
	2	244	346	508	816	1,763	
	3	442	594	838	1,300	2,729	
	4	640	844	1,169	1,786	3,701	
	5	839	1,094	1,500	2,274	4,680	
	6	1,240	1,596	2,163	3,253	6,667	
	7	1,847	2,353	3,158	4,735		
	8	2,796	3,549	4,747	7,183		
	9	3,756	4,751	6,362			
	10	4,726	5,958	8,017			
75歳払込	1	32	75	139	244	493	
	2	216	301	428	638	1,138	
	3	399	527	718	1,033	1,785	
	4	583	754	1,008	1,429	2,433	
	5	768	982	1,298	1,825	3,083	
	6	1,140	1,438	1,878	2,619	4,390	
	7	1,703	2,125	2,747	3,814	6,380	
	8	2,577	3,202	4,117	5,748		
	9	3,461	4,280	5,497	7,719		
	10	4,352	5,354	6,891			
80歳払込	1	22	59	112	190	349	795
	2	195	269	374	531	847	1,743
	3	368	479	637	871	1,346	2,694
	4	542	690	899	1,212	1,844	3,652
	5	716	901	1,162	1,552	2,341	4,621
	6	1,067	1,325	1,686	2,234	3,331	6,612
	7	1,597	1,963	2,470	3,254	4,812	
	8	2,417	2,955	3,692	4,877	7,223	
	9	3,244	3,944	4,914	6,486		
	10	4,077	4,925	6,133	8,103		
終身払	1	11	43	85	141	236	389
	2	172	236	320	432	621	919
	3	334	429	556	722	1,005	1,438
	4	497	623	791	1,012	1,386	1,946
	5	660	818	1,026	1,302	1,763	2,442
	6	988	1,207	1,495	1,879	2,509	3,398
	7	1,484	1,793	2,194	2,739	3,594	4,727
	8	2,244	2,697	3,269	4,075	5,208	6,571
	9	3,012	3,594	4,333	5,350	6,625	8,075
	10	3,782	4,477	5,377	6,524	7,808	9,145

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

(特約保険料払込期間満了後)

介護保障終身保険特約の解約返戻金額例表

(特約保険金額1万円につき：単位円)

現在年齢 (歳)	男 性	女 性	現在年齢 (歳)	男 性	女 性
22	9,055	8,992	58	9,621	9,568
23	9,070	9,008	59	9,635	9,584
24	9,085	9,023	60	9,649	9,600
25	9,101	9,039	61	9,663	9,615
26	9,116	9,054	62	9,677	9,631
27	9,132	9,070	63	9,691	9,646
28	9,148	9,086	64	9,704	9,662
29	9,164	9,102	65	9,718	9,677
30	9,179	9,118	66	9,731	9,692
31	9,195	9,134	67	9,744	9,707
32	9,211	9,150	68	9,757	9,722
33	9,227	9,166	69	9,770	9,736
34	9,244	9,182	70	9,782	9,750
35	9,260	9,198	71	9,794	9,765
36	9,276	9,214	72	9,806	9,778
37	9,292	9,231	73	9,817	9,792
38	9,308	9,247	74	9,828	9,805
39	9,325	9,263	75	9,839	9,818
40	9,341	9,279	76	9,849	9,831
41	9,357	9,296	77	9,860	9,843
42	9,373	9,312	78	9,869	9,855
43	9,389	9,328	79	9,879	9,866
44	9,405	9,344	80	9,888	9,878
45	9,422	9,361	81	9,896	9,888
46	9,438	9,377	82	9,905	9,899
47	9,453	9,393	83	9,912	9,909
48	9,469	9,409	84	9,920	9,918
49	9,485	9,426	85	9,927	9,927
50	9,501	9,442	86	9,934	9,936
51	9,516	9,457	87	9,941	9,944
52	9,531	9,473	88	9,947	9,952
53	9,547	9,489	89	9,953	9,960
54	9,562	9,505	90	9,958	9,968
55	9,577	9,521	91	9,964	9,975
56	9,592	9,537	92	9,969	9,981
57	9,606	9,553	93	9,975	9,987
			94	9,981	9,992

(注) 現在年齢とは、契約時の年齢に契約の経過した年数を加えたものをいい、満年齢とは異なる場合があります。

疾病障害保障終身保険特約目次

この特約の主な内容	第8条 特約保険金額の減額
1. 用語の意義	第9条 保険料払込期間の変更
第1条 用語の意義	第10条 保険金の受取人の変更
2. この特約の給付および請求手続	第11条 特約の消滅
第2条 保険金の支払	第12条 特約の払いもどし金
第3条 保険金支払方法の選択	第13条 特約の契約者配当金
第4条 特約保険料の払込免除	第14条 疾病障害保障定期保険特約からこの特約 への変更
第5条 保険金の請求手続、支払の期限および支 払の場所	
3. この特約の取扱	別表1 対象となる疾病障害状態
第6条 特約の締結	別表2 請求書類
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	

疾病障害保障終身保険特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が死亡したとき、所定の高度障害状態になったときまたは疾病により所定の疾病障害状態になったときに、死亡保険金、高度障害保険金または疾病障害保険金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 保険金	死亡保険金、高度障害保険金または疾病障害保険金のことをいいます。
(7) 保険金の受取人	主契約の死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人もしくは疾病障害保険金受取人のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（保険金の支払）

- ① 会社は、この特約の死亡保険金、高度障害保険金および疾病障害保険金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡保険金、高度障害 保険金、疾病障害保険金を 支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (死亡保険金、高度障害 保険金、疾病障害保険金を 支払わない場合)
(1) 死亡 保険金	被保険者が死亡したとき	特 約 保 険 金 額	主 契 約 の 死 亡 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによつて死亡したとき (ア) この特約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ロ) 主契約の死亡保険金受取人の故意 (ハ) 戦争その他の変乱
(2) 高度 障害 保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として高度障害状態* になったとき		高* 度 障 害 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによつて高度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行為 (ロ) 高度障害保険金受取人の故意 (ハ) 被保険者の犯罪行為 (ニ) 戦争その他の変乱
(3) 疾病 障害 保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後に発病した疾病を直接の原因として、次のいずれかの状態に該当したとき (ア) 疾病障害状態* のうち、別表1の(a)から(k)までのいずれかに該当し、その疾病障害状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき (イ) 疾病障害状態のうち、別表1の(1)から(p)までのいずれかに該当したとき		疾* 病 障 害 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによつて疾病障害状態になったとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ロ) 疾病障害保険金受取人の故意または重大な過失 (ハ) 被保険者の薬物依存

- * 高度障害状態 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。
- * 高度障害
保険金受取人 第⑤項に定める受取人をいいます。
- * 疾病障害状態 別表1に定める身体障害の状態をいいます。
- * 疾病障害
保険金受取人 第⑦項に定める受取人をいいます。

- ② 第①項の高度障害保険金の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。
- ③ 第①項の疾病障害保険金の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって疾病障害状態になったときを含みます。
- ④ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害状態または疾病障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したもののみならず、第①項第2号または第3号の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑤ 高度障害保険金受取人は、被保険者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれに定める者とします。

項目	高度障害保険金受取人
(1) 契約者が、契約者または主契約の死亡保険金受取人を高度障害保険金受取人に指定したとき	その指定された者
(2) 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のとき	契約者（契約者が被保険者を高度障害保険金受取人に指定したときは、被保険者）

- ⑥ 第⑤項の規定にかかわらず、この特約の高度障害保険金受取人は主契約に付加されている他の特約における高度障害保険金受取人、災害高度障害保険金受取人および高度障害生活保障年金受取人と同一とします。
- ⑦ 疾病障害保険金受取人は、この特約の高度障害保険金受取人とします。
- ⑧ 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ⑨ この特約の高度障害保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の疾病障害保険金の受取割合は、この特約の高度障害保険金の受取割合と同じとします。
- ⑩ この特約の死亡保険金について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第12条（特約の

払いもどし金) 第①項第1号の規定により契約者に支払います。

- ⑪ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態になった場合でも、その事由によって死亡または高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、この特約の死亡保険金もしくは高度障害保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑫ 被保険者が疾病障害状態に複数該当した場合でも、会社は、疾病障害保険金を重複しては支払いません。
- ⑬ この特約の高度障害保険金または疾病障害保険金のいずれかの請求を受け、これを受取人に支払うときには、会社は、他のいずれかのこの特約の保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑭ 第⑬項の規定にかかわらず、この特約の高度障害保険金または疾病障害保険金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、この特約の高度障害保険金または疾病障害保険金を支払わず、この特約の死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- ⑮ 次の各号のいずれかに該当するときには、この特約は、それぞれに定める時にさかのぼって消滅します。

項目	内容
(1) この特約の高度障害保険金が支払われたとき (その一部が支払われたときを含みます。)	被保険者が高度障害状態になった時
(2) この特約の疾病障害保険金が支払われたとき	被保険者が疾病障害保険金の支払事由に該当した時

第3条 (保険金支払方法の選択)

- ① 契約者は、必要書類 (別表2) を提出して、この特約の保険金の一時支払に代えてすえ置き支払を選択することができます。ただし、保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人がその支払方法を選択することができます。
- ② すえ置き支払する金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第①項の支払方法の選択を取り扱いません。

第4条 (特約保険料の払込免除)

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類 (別表2) を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条 (保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所)

- ① 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類 (別表2) を提出して、保険金を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、高度障害保険金受取人および疾病障害保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に高度障害保険金または疾病障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、高度障害保険金または疾病障害保険金の請求時において被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人 (主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定されている場合は、その代理請求人) が、必要書類 (別表2) およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって高度障害保険金または疾病障害保険金を請求することができます。
- ③ 第②項の規定により、会社が保険金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

- ① この特約の保険期間は、この特約の責任開始の日から終身とします。
- ② 契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険料払込期間を定めることができます。

第8条（特約保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、将来に向かって、この特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の特約保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第9条（保険料払込期間の変更）

契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険料払込期間を変更することができます。

第10条（保険金の受取人の変更）

- ① この特約の死亡保険金の受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ② この特約の高度障害保険金受取人は第2条（保険金の支払）第⑤項および第⑥項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ③ この特約の疾病障害保険金受取人は第2条（保険金の支払）第⑦項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。

第11条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

第12条（特約の払いもどし金）

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第2条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算したこの特約の責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)		
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)	保険料払込中の特約	
(4) この特約の特約保険金額が減額されたとき (第8条)	……保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の解約返戻金額	
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算したこの特約の解約返戻金額	
(6) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表2）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

会社は、この特約の契約者配当金を、主契約に準じて支払います。

第14条（疾病障害保障定期保険特約からこの特約への変更）

- ① 契約者は、会社の定める条件を満たすときに限り、主契約に付加している疾病障害保障定期保険特約の全部または一部をこの特約に変更することができます。この場合、中途付加条項を適用します。
- ② 第①項の場合、疾病障害保障定期保険特約のこの特約に変更された部分は、この特約の責任開始と同時に、疾病障害保障定期保険特約に定めるところにより解約されたものとして扱います。
- ③ 第①項の規定により疾病障害保障定期保険特約からこの特約に変更された場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第(4)号の場合を除き、第2条（保険金の支払）第④項および給付特約総則特約第5条（給付特約保険料の払込免除）第⑤項の規定は適用しません。
 - (2) この特約について次の(ア)または(イ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加

条項第8条第①項第(2)号および第(3)号の規定にかかわらず、それぞれに規定するとおり取り扱います。ただし、この特約について復活が行われているときを除きます。

項目	内容
(ア) 被保険者がこの特約の締結にあたっての責任開始の日からその日を含めて3年以内に自殺したとき	死亡保険金を支払わない場合の規定は適用しません。
(イ) 変更された疾病障害保障定期保険特約の責任開始時以後この特約の締結の際の責任開始時前に原因が生じていたことにより、この特約の高度障害保険金または疾病障害保険金の支払事由に該当しないとき	この特約の締結の際の責任開始時以後の原因によるものとして、第2条（保険金の支払）の規定を適用します。

- (3) この特約に保険料払込免除特約が付加されていない場合で、この特約の保険料払込期間中にこの特約について次の(ア)または(イ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加条項第8条第①項第(2)号から第(4)号の規定にかかわらず、契約者からの申出によって、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。
- (ア) この特約の締結にあたっての責任開始時前に原因が生じていたことにより、この特約の保険料払込免除の事由に該当しないとき
- (イ) この特約の締結の際に被保険者の年齢に誤りがあり、この特約が無効とされ、または取り消されたとき
- (4) この特約に保険料払込免除特約が付加されている場合で、この特約の保険料払込期間中にこの特約について次の(ア)から(エ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加条項第8条第①項第(2)号から第(4)号の規定にかかわらず、契約者からの申出によって、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。
- (ア) この特約の締結にあたっての責任開始時前に原因が生じていたこと（給付特約総則特約第5条（給付特約保険料の払込免除）第⑤項の規定により、その原因が責任開始時以後に生じたものとみなされる場合を除きます。）により、この特約の保険料払込免除の事由に該当しないとき
- (イ) この特約の締結の際に被保険者の年齢に誤りがあり、この特約が無効とされ、または取り消されたとき
- (ウ) この特約の締結にあたっての責任開始時前に生じた原因により、保険料払込免除特約の特約条項の規定による保険料払込免除の事由（疾病障害保険金の支払事由を除きます。）に該当したとき。ただし、この特約の締結の際、その原因について会社が知っていた場合または契約者もしくは被保険者が認識もしくは自覚していなかった場合を除きます。
- (エ) 被保険者が、この特約（保険料一時払の特約を除きます。）の締結にあたっての責任開始の日からその日を含めて90日の間に、乳房の悪性新生物に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき
- ④ 変更された疾病障害保障定期保険特約に詐欺または告知義務違反があった場合には、この特約についてもそれぞれ詐欺または告知義務違反があったものとします。

(2024年4月改定)

別表 1

対象となる疾病障害状態

巻末の「別表」中、「対象となる疾病障害状態」をご参照ください。

別表 2

請求書類

項目	必要書類
1 死亡保険金 (第2条)	会社所定の請求書
2 高度障害保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3 疾病障害保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 疾病障害保険金受取人の戸籍抄本 (5) 疾病障害保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
4 保険金支払方法の選択 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
5 特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
6 高度障害保険金の代理請求 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

項 目		必 要 書 類
7	疾病障害保険金の代理請求 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
8	特約保険金額の減額 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
9	特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

(特約保険料払込期間中)

疾病障害保障終身保険特約の解約返戻金額例表〔年払・半年払・月払契約〕

(特約保険金額1万円につき：単位円)

(男性の場合)

払込期間	経過年数(年)	特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年払込	1				802	783
	2				1,760	1,722
	3				2,722	2,670
	4				3,689	3,630
	5				4,663	4,604
15年払込	1			487	492	481
	2			1,125	1,135	1,112
	3			1,766	1,780	1,744
	4			2,408	2,425	2,376
	5			3,052	3,071	3,011
20年払込	1			334	344	353
	2			819	837	853
	3			1,304	1,330	1,350
	4			1,790	1,821	1,844
	5			2,277	2,311	2,335
25年払込	1		233	246	263	
	2		617	642	675	
	3		1,003	1,037	1,085	
	4		1,390	1,433	1,493	
	5		1,779	1,829	1,898	
30年払込	1		174	191	220	
	2		499	531	588	
	3		825	870	953	
	4		1,153	1,210	1,316	
	5		1,481	1,548	1,675	
55歳払済	1	120	233	487		
	2	391	617	1,125		
	3	664	1,003	1,766		
	4	939	1,390	2,408		
	5	1,215	1,779	3,052		
60歳払済	1	89	174	334	802	
	2	330	499	819	1,760	
	3	572	825	1,304	2,722	
	4	815	1,153	1,790	3,689	
	5	1,060	1,481	2,277	4,663	

払込期間	経過年数(年)	特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
65歳払済	1	66	134	246	492	
	2	284	418	642	1,135	
	3	503	704	1,037	1,780	
	4	724	990	1,433	2,425	
	5	945	1,278	1,829	3,071	
	6	1,166	1,570	2,224	3,717	
	7	1,392	1,853	2,620	4,371	
	8	1,618	2,137	3,027	5,025	
	9	1,844	2,421	3,433	5,679	
	10	2,070	2,705	3,839	6,333	
70歳払済	1	50	106	191	344	783
	2	251	362	531	837	1,722
	3	453	620	870	1,330	2,670
	4	657	878	1,210	1,821	3,630
	5	861	1,136	1,548	2,311	4,604
	6	1,065	1,394	1,886	2,801	5,578
	7	1,273	1,654	2,224	3,289	6,552
	8	1,481	1,914	2,570	3,777	7,526
	9	1,689	2,174	2,906	4,265	8,500
	10	1,897	2,434	3,235	4,750	9,474
75歳払済	1	38	87	156	263	481
	2	227	324	461	675	1,112
	3	418	562	765	1,085	1,744
	4	609	801	1,068	1,493	2,376
	5	802	1,040	1,371	1,898	3,011
	6	995	1,278	1,675	2,303	3,646
	7	1,190	1,519	1,973	2,700	4,292
	8	1,385	1,760	2,270	3,097	4,938
	9	1,580	2,001	2,567	3,494	5,584
	10	1,777	2,240	2,871	3,881	6,261
80歳払済	1	31	75	135	220	353
	2	212	301	419	588	853
	3	395	527	703	953	1,350
	4	579	754	985	1,316	1,844
	5	764	981	1,266	1,675	2,335
	6	949	1,194	1,557	2,034	2,826
	7	1,137	1,436	1,826	2,382	3,309
	8	1,325	1,675	2,100	2,730	3,792
	9	1,513	1,914	2,374	3,078	4,275
	10	1,701	2,153	2,648	3,426	4,758
終身払	1	26	67	122	193	284
	2	202	285	393	534	713
	3	380	504	663	873	1,137
	4	559	723	931	1,207	1,555
	5	739	942	1,199	1,538	1,969
	6	918	1,161	1,417	1,869	2,387
	7	1,101	1,381	1,731	2,188	2,777
	8	1,284	1,600	2,045	2,507	3,167
	9	1,467	1,819	2,309	2,826	3,557
	10	1,650	2,040	2,519	3,125	3,928

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

(特約保険料払込期間中)

疾病障害保障終身保険特約の解約返戻金額例表〔年払・半年払・月払契約〕

(特約保険金額1万円につき：単位円)

(女性の場合)

払込期間	経過年数(年)	特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10年払込	1				800	802
	2				1,755	1,760
	3				2,714	2,724
	4				3,679	3,695
	5				4,649	4,674
	6				5,611	5,644
	7				6,611	6,664
15年払込	1			482	488	493
	2			1,115	1,127	1,137
	3			1,751	1,769	1,783
	4			2,389	2,412	2,430
	5			3,029	3,059	3,079
	6			4,318	4,361	4,384
	7			5,604	5,681	5,758
20年払込	1			328	335	351
	2			808	821	852
	3			1,288	1,306	1,351
	4			1,770	1,793	1,850
	5			2,253	2,281	2,348
	6			3,225	3,261	3,339
	7			4,695	4,743	4,815
25年払込	1			229	238	248
	2			610	626	645
	3			992	1,015	1,043
	4			1,376	1,405	1,440
	5			1,760	1,795	1,837
	6			2,533	2,579	2,633
	7			3,703	3,762	3,829
30年払込	1			170	179	196
	2			491	509	541
	3			812	838	886
	4			1,135	1,168	1,229
	5			1,459	1,499	1,573
	6			2,110	2,161	2,260
	7			3,093	3,158	3,286
55歳払込	1			121	129	142
	2			392	410	432
	3			665	692	729
	4			939	1,000	1,061
	5			1,214	1,290	1,366
	6			1,766	1,853	1,940
	7			2,601	2,703	2,815
60歳払込	1			90	170	328
	2			330	491	808
	3			571	812	1,288
	4			814	1,135	1,770
	5			1,057	1,459	2,253
	6			1,545	2,110	3,225
	7			2,283	3,093	4,695

払込期間	経過年数(年)	特約締結時の年齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
65歳払込	1				66	238
	2				283	407
	3				500	687
	4				718	967
	5				937	1,249
	6				1,377	1,814
	7				2,042	2,666
	10				3,088	4,024
	15				4,149	5,396
	20				5,221	6,788
	25				6,304	8,212
	30				7,403	
	35				8,526	
	40					
	70歳払込	1				48
2					246	347
3					445	596
4					645	846
5					846	1,096
6					1,249	1,599
7					1,857	2,358
10					2,806	3,553
15					3,768	4,756
20					4,737	5,967
25					5,712	7,194
30					6,693	8,448
35					7,686	
40					8,701	
75歳払込		1				34
	2				219	303
	3				404	530
	4				590	758
	5				776	986
	6				1,151	1,444
	7				1,716	2,134
	10				2,593	3,212
	15				3,479	4,292
	20				4,370	5,373
	25				5,263	6,456
	30				6,155	7,544
	35				7,050	8,649
	40				7,947	
	45				8,859	
80歳払込	1				24	61
	2				199	272
	3				374	484
	4				550	696
	5				726	909
	6				1,081	1,336
	7				1,615	1,978
	10				2,439	2,974
	15				3,272	3,970
	20				4,107	4,960
	25				4,940	5,943
	30				5,769	6,916
	35				6,593	7,874
	40				7,407	8,829
	45				8,208	
50				9,006		
終身払	1				14	46
	2				179	243
	3				345	440
	4				511	637
	5				677	835
	6				1,011	1,232
	7				1,515	1,828
	10				2,288	2,746
	15				3,067	3,659
	20				3,846	4,561
	25				4,621	5,449
	30				5,387	6,310
	35				6,140	7,126
	40				6,871	7,864
	45				7,564	8,497
50				8,190	8,987	
55				8,727	9,354	
60				9,144	9,793	
65				9,455		
70				9,827		
75						

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

(特約保険料払込期間満了後)

疾病障害保障終身保険特約の解約返戻金額例表

(特約保険金額1万円につき：単位円)

現在年齢 (歳)	男 性	女 性	現在年齢 (歳)	男 性	女 性
17	9,029	8,938	56	9,639	9,557
18	9,044	8,954	57	9,654	9,572
19	9,059	8,969	58	9,668	9,588
20	9,074	8,984	59	9,682	9,604
21	9,089	9,000	60	9,696	9,619
22	9,105	9,015	61	9,709	9,634
23	9,120	9,031	62	9,723	9,649
24	9,135	9,046	63	9,736	9,665
25	9,151	9,062	64	9,749	9,680
26	9,167	9,078	65	9,762	9,695
27	9,182	9,093	66	9,775	9,709
28	9,198	9,109	67	9,787	9,724
29	9,214	9,125	68	9,799	9,738
30	9,230	9,141	69	9,811	9,752
31	9,246	9,157	70	9,823	9,766
32	9,262	9,173	71	9,834	9,780
33	9,278	9,189	72	9,845	9,793
34	9,294	9,205	73	9,856	9,806
35	9,310	9,221	74	9,866	9,819
36	9,326	9,237	75	9,876	9,831
37	9,342	9,253	76	9,886	9,843
38	9,358	9,269	77	9,895	9,854
39	9,375	9,285	78	9,903	9,865
40	9,391	9,301	79	9,912	9,876
41	9,407	9,317	80	9,919	9,886
42	9,423	9,334	81	9,926	9,896
43	9,439	9,350	82	9,933	9,905
44	9,455	9,366	83	9,939	9,914
45	9,471	9,382	84	9,945	9,922
46	9,487	9,398	85	9,950	9,929
47	9,502	9,414	86	9,955	9,937
48	9,518	9,430	87	9,960	9,943
49	9,533	9,446	88	9,964	9,950
50	9,549	9,462	89	9,968	9,956
51	9,564	9,478	90	9,972	9,962
52	9,580	9,494			
53	9,595	9,510			
54	9,610	9,525			
55	9,625	9,541			

(注) 現在年齢とは、契約時の年齢に契約の経過した年数を加えたものをいい、満年齢とは異なる場合があります。

特定疾病保障終身保険特約目次

<p>この特約の主な内容</p> <p>1. 用語の意義</p> <p>第1条 用語の意義</p> <p>2. この特約の給付および請求手続</p> <p>第2条 保険金の支払</p> <p>第3条 保険金支払方法の選択</p> <p>第4条 特約保険料の払込免除</p> <p>第5条 保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所</p> <p>3. この特約の取扱</p> <p>第6条 特約の締結</p> <p>第7条 特約の保険期間および保険料払込期間</p>	<p>第8条 特約保険金額の減額</p> <p>第9条 保険料払込期間の変更</p> <p>第10条 保険金の受取人の変更</p> <p>第11条 特約の消滅</p> <p>第12条 特約の払いもどし金</p> <p>第13条 特約の契約者配当金</p> <p>第14条 特定疾病保障定期保険特約からこの特約への変更</p> <p>別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中</p> <p>別表2 請求書類</p>
--	---

特定疾病保障終身保険特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が死亡したとき、悪性新生物、急性心筋梗塞もしくは脳卒中に罹患し所定の状態になったときまたは所定の障害状態になったときに、死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 被保険者	主契約の被保険者のことをいいます。
(5) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(6) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(7) 保険金	死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金のことをいいます。
(8) 保険金の受取人	主契約の死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人もしくは特定疾病保険金受取人のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（保険金の支払）

- ① 会社は、この特約の死亡保険金、特定疾病保険金および高度障害保険金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (死亡保険金を支払わない場合)
(1) 死亡 保険 金	被保険者が死亡したとき	特約 保 険 金 額	主 契 約 の 死 亡 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) この特約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ウ) 主契約の死亡保険金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱

名称	支払事由 (特定疾病保険金を支払う場合)	支払金額	受取人
(2) 特 定 疾 病 保 険 金	(ア) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に、悪性新生物* に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。） ----- (イ) 被保険者がこの特約の責任開始時以後の疾病を原因として、次のいずれかの状態に該当したとき (a) 急性心筋梗塞* を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態* が継続したと医師によって診断されたとき (b) 脳卒中* を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等その他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	特 約 保 険 金 額	特* 定 疾 病 保 険 金 受 取 人

名称	支 払 事 由 (高度障害保険金を支払 う場合)	支払金額	受取人	免 責 事 由 (高度障害保険金を支払わない場合)
(3) 高 度 障 害 保 険 金	被保険者がこの特約の 責任開始時以後に発生 した傷害または発病し た疾病を直接の原因と して高度障害状態* にな ったとき	特 約 保 険 金 額	高* 度 障 害 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって高度 障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行為 (ウ) 高度障害保険金受取人の故意 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 戦争その他の変乱

- * 悪 性 新 生 物 別表1に定める疾病をいいます。
- * 急 性 心 筋 梗 塞 別表1に定める疾病をいいます。
- * 脳 卒 中 別表1に定める疾病をいいます。
- * 労働の制限を必要とする状態 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- * 特 定 疾 病 第⑥項に定める受取人をいいます。
- 保 険 金 受 取 人
- * 高 度 障 害 状 態 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。
- * 高 度 障 害 第⑦項に定める受取人をいいます。
- 保 険 金 受 取 人

- ② 第①項の高度障害保険金の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。
- ③ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を原因として責任開始時以後に第①項第(2)号(イ)または第(3)号に定める状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項第(2)号または第(3)号の規定を適用します。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ この特約の特定疾病保険金または高度障害保険金のいずれかの請求を受け、これを受取人に支払うときには、会社は、他のいずれかのこの特約の保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑤ 第④項の規定にかかわらず、この特約の特定疾病保険金または高度障害保険金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、この特約の高度障害保険金または特定疾病保険金を支払わず、この特約の死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- ⑥ 特定疾病保険金受取人は、この特約の高度障害保険金受取人となります。

- ⑦ 高度障害保険金受取人は、被保険者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれに定める者とします。

項目	高度障害保険金受取人
(1) 契約者が、契約者または主契約の死亡保険金受取人を高度障害保険金受取人に指定したとき	その指定された者
(2) 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のとき	契約者（契約者が被保険者を高度障害保険金受取人に指定したときは、被保険者）

- ⑧ 第⑦項の規定にかかわらず、この特約の高度障害保険金受取人は主契約に付加されている他の特約における高度障害保険金受取人、災害高度障害保険金受取人および高度障害生活保障年金受取人と同一とします。
- ⑨ 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ⑩ この特約の高度障害保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の特定疾病保険金の受取割合は、この特約の高度障害保険金の受取割合と同じとします。
- ⑪ この特約の死亡保険金について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第12条（特約の払いもどし金）第①項第1号の規定により契約者に支払います。
- ⑫ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態になった場合でも、その事由によって死亡または高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、その程度に応じ、この特約の死亡保険金もしくは高度障害保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑬ 次の各号のいずれかに該当するときは、この特約は、それぞれに定める時にさかのぼって消滅します。

項目	内容
(1) この特約の特定疾病保険金が支払われたとき	被保険者が特定疾病保険金の支払事由に該当した時
(2) この特約の高度障害保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）	被保険者が高度障害状態になった時

第3条（保険金支払方法の選択）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、この特約の保険金の一時支払に代えてすえ置き支払を選択することができます。ただし、保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人がその支払方法を選択することができます。
- ② すえ置き支払する金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第①項の支払方法の選択を取り扱いません。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提

出して、保険金を請求してください。

- ② 第①項の規定にかかわらず、特定疾病保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（第⑥項の規定により変更した者を含み、以下「代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表2）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者の代理人として特定疾病保険金を請求することができます。ただし、代理請求人は次の各号のいずれかの者とします。
 - (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ③ 第②項の請求の際、代理請求人に指定された者がその請求時において第②項第1号および第2号の要件に該当していないときは、代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第①項の規定にかかわらず、高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、高度障害保険金の請求時において被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人（この特約または主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定されている場合は、その代理請求人）が、必要書類（別表2）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって高度障害保険金を請求することができます。
- ⑤ 第②項および第④項の規定により、会社が保険金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑥ 契約者は、被保険者の同意を得て、代理請求人を変更することができます。この場合、必要書類（別表2）を提出してください。
- ⑦ 第②項および第⑥項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一とします。
- ⑧ 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

- ① この特約の保険期間は、この特約の責任開始の日から終身とします。
- ② 契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険料払込期間を定めることができます。

第8条（特約保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、将来に向かって、この特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の特約保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第9条（保険料払込期間の変更）

契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険料払込期間を変更することができます。

第10条（保険金の受取人の変更）

- ① この特約の死亡保険金の受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ② この特約の特定疾病保険金受取人は第2条（保険金の支払）第⑥項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ③ この特約の高度障害保険金受取人は第2条（保険金の支払）第⑦項および第⑧項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。

第11条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

第12条（特約の払いもどし金）

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第2条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算したこの特約の責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の解約返戻金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算したこの特約の解約返戻金額	
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の特約保険金額が減額されたとき (第8条)		
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)		
(6) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表2）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

会社は、この特約の契約者配当金を、主契約に準じて支払います。

第14条（特定疾病保障定期保険特約からこの特約への変更）

- ① 契約者は、会社の定める条件を満たすときに限り、主契約に付加している特定疾病保障定期保険特約の全部または一部をこの特約に変更することができます。この場合、中途付加条項を適用します。
- ② 第①項の場合、特定疾病保障定期保険特約のこの特約に変更された部分は、この特約の責任開始と同時に、特定疾病保障定期保険特約に定めるところにより解約されたものとしします。
- ③ 第①項の規定により特定疾病保障定期保険特約からこの特約に変更された場合、会社は、次の

各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) 第(4)号の場合を除き、第2条（保険金の支払）第③項および給付特約総則特約第5条（給付特約保険料の払込免除）第⑤項の規定は適用しません。
- (2) この特約について次の(ア)から(ウ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加条項第8条第①項第(2)号および第(3)号の規定にかかわらず、それぞれに規定するとおり取り扱います。ただし、この特約について復活が行われているときを除きます。

(ア) 被保険者がこの特約の締結にあたっての責任開始の日からその日を含めて3年以内に自殺したとき

死亡保険金を支払わない場合の規定は適用しません。

(イ) 変更された特定疾病保障定期保険特約の責任開始時以後この特約の締結の際の責任開始時前に原因が生じていたことにより、この特約の特定疾病保険金または高度障害保険金の支払事由に該当しないとき

この特約の締結の際の責任開始時以後の原因によるものとして、第2条（保険金の支払）の規定を適用します。

(ウ) 被保険者が、この特約の締結の際の責任開始の日からその日を含めて90日の間に、乳房の悪性新生物に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき

「別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」の表1中の対象となる悪性新生物の定義を次のとおり読み替えて、第2条（保険金の支払）の規定を適用します。

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病。ただし、次の疾病を除く。 (1) 上皮内癌 (2) 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌

- (3) この特約に保険料払込免除特約が付加されていない場合で、この特約の保険料払込期間中にこの特約について次の(ア)または(イ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加条項第8条第①項第(2)号および第(3)号の規定にかかわらず、契約者からの申出によって、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。

(ア) この特約の締結にあたっての責任開始時前に原因が生じていたことにより、この特約の保険料払込免除の事由に該当しないとき

(イ) この特約の締結の際に被保険者の年齢に誤りがあり、この特約が無効とされ、または取り消されたとき

- (4) この特約に保険料払込免除特約が付加されている場合で、この特約の保険料払込期間中にこの特約について次の(ア)から(ウ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加条項第8条第①項第(2)号および第(3)号の規定にかかわらず、契約者からの申出によって、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。

(ア) この特約の締結にあたっての責任開始時前に原因が生じていたこと（給付特約総則特約第5条（給付特約保険料の払込免除）第⑤項の規定により、その原因が責任開始時以後に生じたものとみなされる場合を除きます。）により、この特約の保険料払込免除の事由に該当しないとき

(イ) この特約の締結の際に被保険者の年齢に誤りがあり、この特約が無効とされ、または取り消されたとき

(ウ) この特約の締結にあたっての責任開始時前に生じた原因により、保険料払込免除特約の特約条項の規定による保険料払込免除の事由（特定疾病保険金の支払事由を除きます。）に該当したとき。ただし、この特約の締結の際、その原因について会社が知っていた場合または契約者もしくは被保険者が認識もしくは自覚していなかった場合を除きます。

- ④ 変更された特定疾病保障定期保険特約に詐欺があった場合には、この特約についても詐欺があ

ったものとします。

(2024年4月改定)

別表 1

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

巻末の「別表」中、「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご参照ください。

別表 2

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1 死亡保険金 (第2条)	会社所定の請求書
2 特定疾病保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特定疾病保険金受取人の戸籍抄本 (5) 特定疾病保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3 高度障害保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
4 保険金支払方法の選択 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
5 特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
6 特定疾病保険金の代理請求 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

項 目		必 要 書 類
7	高度障害保険金の代理請求 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
8	代理請求人の変更 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9	特約保険金額の減額 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
10	特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

(特約保険料払込期間中)

特定疾病保障終身保険特約の解約返戻金額例表〔年払・半年払・月払契約〕

(特約保険金額1万円につき：単位円)

(男性の場合)

払込期間	経過年数(年)	特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年払込	1				790	760	702
	2				1,735	1,680	1,563
	3				2,685	2,612	2,438
	4				3,644	3,560	3,334
	5				4,614	4,525	4,258
	6				5,596	5,502	5,245
	7				6,586	6,532	6,245
15年払込	1			486	480	462	
	2			1,124	1,110	1,075	
	3			1,763	1,739	1,689	
	4			2,404	2,370	2,305	
	5			3,048	3,003	2,924	
	6			4,344	4,284	4,178	
	7			5,640	5,562	5,434	
20年払込	1			335	334	337	
	2			821	815	821	
	3			1,307	1,293	1,300	
	4			1,793	1,768	1,777	
	5			2,280	2,243	2,250	
	6			3,255	3,194	3,187	
	7			4,722	4,637	4,580	
25年払込	1			238	249	256	
	2			628	648	658	
	3			1,018	1,046	1,055	
	4			1,410	1,443	1,448	
	5			1,802	1,840	1,838	
	6			2,589	2,632	2,612	
	7			3,770	3,812	3,769	
30年払込	1			181	196	215	
	2			513	541	574	
	3			845	886	928	
	4			1,179	1,229	1,278	
	5			1,513	1,571	1,623	
	6			2,181	2,250	2,304	
	7			3,179	3,253	3,308	
35年払込	1			124	238	486	
	2			399	628	1,124	
	3			677	1,018	1,763	
	4			955	1,410	2,404	
	5			1,235	1,802	3,048	
	6			1,799	2,589	4,344	
	7			2,652	3,770	6,313	
40年払込	1			94	181	335	790
	2			340	513	821	1,735
	3			588	845	1,307	2,685
	4			836	1,179	1,793	3,644
	5			1,086	1,513	2,280	4,614
	6			1,589	2,181	3,255	6,596
	7			2,350	3,179	4,722	9,580
45年払込	1			124	238	486	
	2			399	628	1,124	
	3			677	1,018	1,763	
	4			955	1,410	2,404	
	5			1,235	1,802	3,048	
	6			1,799	2,589	4,344	
	7			2,652	3,770	6,313	
50年払込	1			94	181	335	790
	2			340	513	821	1,735
	3			588	845	1,307	2,685
	4			836	1,179	1,793	3,644
	5			1,086	1,513	2,280	4,614
	6			1,589	2,181	3,255	6,596
	7			2,350	3,179	4,722	9,580
55年払込	1			124	238	486	
	2			399	628	1,124	
	3			677	1,018	1,763	
	4			955	1,410	2,404	
	5			1,235	1,802	3,048	
	6			1,799	2,589	4,344	
	7			2,652	3,770	6,313	
60年払込	1			94	181	335	790
	2			340	513	821	1,735
	3			588	845	1,307	2,685
	4			836	1,179	1,793	3,644
	5			1,086	1,513	2,280	4,614
	6			1,589	2,181	3,255	6,596
	7			2,350	3,179	4,722	9,580

払込期間	経過年数(年)	特約締結時の年齢								
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳			
65歳払済	1				73	143	249	480		
	2				298	436	648	1,110		
	3				523	730	1,046	1,739		
	4				751	1,024	1,443	2,370		
	5				979	1,318	1,840	3,003		
	6				1,207	1,612	2,237	3,636		
	7				1,438	1,907	2,632	4,284		
	8				1,670	2,202	3,027	4,932		
	9				1,903	2,497	3,422	5,580		
	10				2,132	2,783	3,812	6,266		
70歳払済	1				58	116	196	334	760	
	2				267	383	541	815	1,680	
	3				477	651	886	1,293	2,612	
	4				689	919	1,229	1,768	3,560	
	5				902	1,186	1,571	2,243	4,525	
	6				1,115	1,463	1,946	2,728	5,490	
	7				1,329	1,721	2,250	3,194	6,532	
	8				1,543	2,016	2,653	3,637	7,574	
	9				1,757	2,311	3,056	4,082	8,616	
	10				1,975	2,514	3,253	4,637	9,658	
75歳払済	1				47	99	164	256	462	
	2				246	349	476	658	1,075	
	3				446	599	787	1,055	1,689	
	4				647	849	1,096	1,448	2,305	
	5				849	1,100	1,404	1,838	2,924	
	6				1,055	1,398	1,811	2,327	3,543	
	7				1,255	1,598	2,014	2,612	4,178	
	8				1,453	1,898	2,317	3,107	4,812	
	9				1,651	2,198	2,620	3,602	5,446	
	10				1,849	2,498	2,923	4,097	6,080	
80歳払済	1				41	89	145	215	337	702
	2				233	328	438	574	821	1,563
	3				427	568	730	928	1,300	2,438
	4				621	808	1,020	1,278	1,777	3,334
	5				817	1,047	1,308	1,623	2,250	4,258
	6				1,013	1,277	1,617	2,037	2,822	5,182
	7				1,210	1,525	1,878	2,304	3,187	6,245
	8				1,407	1,777	2,211	2,832	3,932	7,280
	9				1,604	2,026	2,508	3,257	4,525	8,319
	10				1,803	2,231	2,710	3,308	4,580	9,358
終身払	1				37	82	132	188	264	375
	2				224	314	412	520	673	886
	3				413	546	691	846	1,075	1,383
	4				603	779	968	1,166	1,471	1,865
	5				794	1,011	1,243	1,482	1,859	2,329
	6				1,177	1,473	1,785	2,102	2,614	3,204
	7				1,560	1,915	2,297	2,743	3,460	4,390
	8				1,943	2,368	2,840	3,419	4,361	5,499
	9				2,326	2,843	3,419	4,147	5,000	6,446
	10				2,709	3,326	4,046	4,947	5,949	7,868

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

(特約保険料払込期間中)

特定疾病保障終身保険特約の解約返戻金額例表〔年払・半年払・月払契約〕

(特約保険金額1万円につき：単位円)

(女性の場合)

払込期間	経過年数(年)	特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年払込	1				791	783	740
	2				1,736	1,723	1,639
	3				2,687	2,673	2,554
	4				3,648	3,634	3,487
	5				4,617	4,607	4,442
	6				5,588	5,588	5,442
	7				6,558	6,601	6,448
15年払込	1			480	478	477	
	2			1,111	1,107	1,105	
	3			1,744	1,738	1,736	
	4			2,380	2,373	2,369	
	5			3,019	3,011	3,004	
	6			4,306	4,302	4,285	
	7			5,267	5,287	5,254	
20年払込	1			328	327	338	
	2			805	803	824	
	3			1,283	1,279	1,310	
	4			1,762	1,756	1,794	
	5			2,242	2,234	2,276	
	6			3,208	3,197	3,232	
	7			4,670	4,661	4,654	
25年払込	1			238	243		
	2			619	625	633	
	3			1,005	1,013	1,023	
	4			1,391	1,400	1,412	
	5			1,778	1,788	1,801	
	6			2,553	2,566	2,580	
	7			3,721	3,736	3,753	
30年払込	1			176	182	194	
	2			502	512	534	
	3			828	841	873	
	4			1,155	1,170	1,210	
	5			1,482	1,500	1,547	
	6			2,136	2,157	2,218	
	7			3,118	3,142	3,222	
35年払込	1			126	235	480	
	2			403	619	1,111	
	3			681	1,005	1,744	
	4			959	1,391	2,380	
	5			1,238	1,778	3,019	
	6			1,798	2,553	4,306	
	7			2,643	3,721	6,267	
40年払込	1			96	176	328	
	2			343	502	805	
	3			590	828	1,283	
	4			837	1,155	1,762	
	5			1,086	1,482	2,242	
	6			1,584	2,136	3,208	
	7			2,335	3,118	4,670	
45年払込	1			126	235	480	
	2			403	619	1,111	
	3			681	1,005	1,744	
	4			959	1,391	2,380	
	5			1,238	1,778	3,019	
	6			1,798	2,553	4,306	
	7			2,643	3,721	6,267	
50年払込	1			96	176	328	
	2			343	502	805	
	3			590	828	1,283	
	4			837	1,155	1,762	
	5			1,086	1,482	2,242	
	6			1,584	2,136	3,208	
	7			2,335	3,118	4,670	
55年払込	1			126	235	480	
	2			403	619	1,111	
	3			681	1,005	1,744	
	4			959	1,391	2,380	
	5			1,238	1,778	3,019	
	6			1,798	2,553	4,306	
	7			2,643	3,721	6,267	
60年払込	1			96	176	328	
	2			343	502	805	
	3			590	828	1,283	
	4			837	1,155	1,762	
	5			1,086	1,482	2,242	
	6			1,584	2,136	3,208	
	7			2,335	3,118	4,670	

払込期間	経過年数(年)	特約締結時の年齢								
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳			
65歳払済	1				73	136	238	478		
	2				297	421	625	1,107		
	3				522	707	1,013	1,738		
	4				747	992	1,400	2,373		
	5				972	1,278	1,788	3,011		
	6				1,424	1,848	2,566	4,302		
	7				2,104	2,702	3,736	6,287		
	8				3,165	4,048	5,636			
	9				4,224	5,402	7,607			
	10				5,280	6,774				
70歳払済	1				57	107	182	327	783	
	2				263	364	512	803	1,723	
	3				471	620	841	1,279	2,673	
	4				679	877	1,170	1,756	3,634	
	5				887	1,133	1,500	2,234	4,607	
	6				1,304	1,644	2,157	3,197	6,601	
	7				1,932	2,407	3,142	4,661		
	8				2,902	3,595	4,711	7,113		
	9				3,866	4,778	6,308			
	10				4,820	5,962	7,972			
75歳払済	1				44	87	145	243	477	
	2				239	323	437	633	1,105	
	3				433	559	729	1,023	1,736	
	4				629	795	1,020	1,412	2,369	
	5				824	1,031	1,311	1,801	3,004	
	6				1,216	1,500	1,890	2,580	4,285	
	7				1,805	2,199	2,753	3,753	6,254	
	8				2,709	3,276	4,105	5,659		
	9				3,603	4,340	5,459	7,623		
	10				4,484	5,391	6,833			
80歳払済	1				36	73	121	194	338	740
	2				221	296	389	534	824	1,639
	3				407	518	657	873	1,310	2,554
	4				594	741	923	1,210	1,794	3,487
	5				781	962	1,189	1,547	2,276	4,442
	6				1,155	1,403	1,718	2,218	3,232	6,448
	7				1,717	2,059	2,503	3,222	4,654	
	8				2,575	3,061	3,715	4,808	7,045	
	9				3,421	4,043	4,912	6,363		
	10				4,249	5,005	6,099	7,974		
終身払	1				26	59	97	148	228	321
	2				203	268	341	441	602	784
	3				380	476	584	733	972	1,239
	4				557	683	827	1,023	1,338	1,685
	5				734	891	1,068	1,310	1,698	2,121
	6				1,090	1,303	1,546	1,882	2,398	2,958
	7				1,623	1,913	2,253	2,727	3,387	4,120
	8				2,432	2,837	3,326	4,016	4,840	5,702
	9				3,226	3,735	4,366	5,191	6,113	6,911
	10				4,000	4,603	5,365	6,249	7,161	7,995
15				4,753	5,445	6,276	7,176	7,962	8,411	
20				5,480	6,254	7,096	7,939	8,547		
25				6,185	6,991	7,815	8,521	8,955		
30				6,863	7,654	8,406	8,947			
35				7,481	8,236	8,858	9,244			
40				8,037	8,714	9,188				
45				8,525	9,080	9,419				
50				8,926	9,347					
55				9,232	9,533					
60				9,456						
65				9,612						
70										
75										
80										

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

(特約保険料払込期間満了後)

特定疾病保障終身保険特約の解約返戻金額例表

(特約保険金額1万円につき：単位円)

現在年齢 (歳)	男 性	女 性
17	9,080	9,005
18	9,095	9,020
19	9,110	9,036
20	9,125	9,052
21	9,141	9,067
22	9,156	9,083
23	9,172	9,098
24	9,187	9,114
25	9,203	9,130
26	9,219	9,146
27	9,235	9,161
28	9,250	9,177
29	9,266	9,193
30	9,282	9,208
31	9,298	9,224
32	9,314	9,240
33	9,330	9,255
34	9,346	9,271
35	9,362	9,287
36	9,378	9,302
37	9,394	9,318
38	9,410	9,333
39	9,425	9,348
40	9,441	9,363
41	9,456	9,378
42	9,472	9,393
43	9,487	9,408
44	9,502	9,423
45	9,517	9,438
46	9,532	9,453
47	9,547	9,468
48	9,561	9,482
49	9,576	9,497
50	9,590	9,511
51	9,604	9,525
52	9,617	9,539
53	9,631	9,553
54	9,644	9,567
55	9,657	9,581

現在年齢 (歳)	男 性	女 性
56	9,669	9,595
57	9,682	9,609
58	9,694	9,622
59	9,707	9,636
60	9,719	9,649
61	9,731	9,663
62	9,743	9,676
63	9,754	9,689
64	9,766	9,702
65	9,777	9,715
66	9,788	9,727
67	9,799	9,740
68	9,809	9,752
69	9,819	9,763
70	9,829	9,775
71	9,839	9,786
72	9,849	9,797
73	9,858	9,807
74	9,867	9,818
75	9,875	9,828
76	9,883	9,838
77	9,891	9,848
78	9,899	9,858
79	9,906	9,867
80	9,913	9,875
81	9,919	9,884
82	9,926	9,892
83	9,932	9,900
84	9,937	9,907
85	9,943	9,914
86	9,948	9,921
87	9,952	9,927
88	9,956	9,933
89	9,960	9,939
90	9,964	9,944
91	9,968	9,949
92	9,971	9,953
93	9,974	9,958
94	9,976	9,962
95	9,979	9,965

(注) 現在年齢とは、契約時の年齢に契約の経過した年数を加えたものをいい、満年齢とは異なる場合があります。

総合障害終身保険特約目次

<p>この特約の主な内容</p> <p>1. 用語の意義</p> <p>第1条 用語の意義</p> <p>2. この特約の給付および請求手続</p> <p>第2条 保険金の支払</p> <p>第3条 保険金支払方法の選択</p> <p>第4条 保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所</p> <p>3. この特約の取扱</p> <p>第5条 特約の締結</p> <p>第6条 特約の保険期間および保険料払込期間</p> <p>第7条 特約保険金額の減額</p> <p>第8条 保険料払込期間の変更</p>	<p>第9条 保険金の受取人の変更</p> <p>第10条 特約の消滅</p> <p>第11条 特約の払いもどし金</p> <p>第12条 特約の契約者配当金</p> <p>第13条 総合障害定期保険特約からこの特約への変更</p> <p>別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中</p> <p>別表2 対象となる疾病障害状態</p> <p>別表3 要介護状態</p> <p>別表4 請求書類</p>
---	---

総合障害終身保険特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が死亡したとき、所定の障害状態になったとき、特定の疾病に罹患し所定の状態になったときまたは所定の要介護状態になったときに死亡保険金、高度障害保険金または障害保険金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 保険金	死亡保険金、高度障害保険金または障害保険金のことをいいます。
(7) 保険金の受取人	主契約の死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人もしくは障害保険金受取人のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（保険金の支払）

- ① 会社は、この特約の死亡保険金、高度障害保険金および障害保険金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡保険金、高度障害保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (死亡保険金、高度障害保険金を支払わない場合)
(1) 死亡保険金	被保険者が死亡したとき	特約保険金額	主契約の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) この特約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ウ) 主契約の死亡保険金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱
(2) 高度障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として高度障害状態* になったとき		高* 度障害保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行為 (ウ) 高度障害保険金受取人の故意 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 戦争その他の変乱

名称	支 払 事 由 (障害保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免 責 事 由 (障害保険金を支払わない 場合)
(3) 障 害 保 険 金	次の(ア)から(オ)までのいずれかの事由に該当したとき	特 約 保 険 金 額	障 害 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって障害保険金の支払事由に該当したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 (ウ) 障害保険金受取人の故意または重大な過失 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 被保険者の薬物依存 (カ) 戦争その他の変乱
	<p>(ア) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に悪性新生物* に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）</p> <p>(イ) 被保険者がこの特約の責任開始時以後の疾病を原因として、次のいずれかの状態に該当したとき</p> <p>(i) 急性心筋梗塞* を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態* が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(ii) 脳卒中* を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p>			

名称	支 払 事 由 (障害保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免 責 事 由 (障害保険金を支払わない 場合)
(3) 障 害 保 険 金	<p>(ウ) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発病した疾病を直接の原因として、次のいずれかの状態に該当したとき</p> <p>(i) 疾病障害状態* のうち、別表2の(a)から(k)までのいずれかに該当し、その疾病障害状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(ii) 疾病障害状態のうち、別表2の(1)から(p)までのいずれかに該当したとき</p> <hr/> <p>(エ) 次のすべての条件を満たしたとき（医師によって診断確定されることを必要とします。）</p> <p>(i) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として要介護状態* に該当したこと</p> <p>(ii) 要介護状態に該当した日からその日を含めて、要介護状態が 180日継続したこと</p>	特 約 保 険 金 額	障 害 保 険 金 受 取 人	<p>被保険者が次のいずれかによって障害保険金の支払事由に該当したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失</p> <p>(ウ) 障害保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>(エ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(オ) 被保険者の薬物依存</p> <p>(カ) 戦争その他の変乱</p>

名称	支払事由 (障害保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (障害保険金を支払わない場合)
(3) 障 害 保 険 金	(オ) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故* による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に障害状態* になったとき	特 約 保 険 金 額	障 害 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって障害保険金の支払事由に該当したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ロ) 障害保険金受取人の故意または重大な過失 (ハ) 被保険者の犯罪行為 (ニ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ホ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ヘ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ヘ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (コ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

- * 高度障害状態 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。
- * 高度障害保険金受取人 第⑥項に定める受取人をいいます。
- * 悪性新生物 別表1に定める疾病をいいます。
- * 急性心筋梗塞 別表1に定める疾病をいいます。
- * 脳卒中 別表1に定める疾病をいいます。
- * 労働の制限を必要とする状態 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- * 疾病障害状態 別表2に定める身体障害の状態をいいます。
- * 要介護状態 別表3に定める状態をいいます。
- * 不慮の事故 主約款の別表1に定める事故をいいます。
- * 障害状態 主約款の別表3に定める身体障害の状態をいいます。
- * 障害保険金受取人 第⑧項に定める受取人をいいます。

② 第①項の高度障害保険金の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の

原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。

- ③ 第①項の障害保険金のうち(ウ)の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって疾病障害状態になったときを含みます。
- ④ 第①項の障害保険金のうち(カ)の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって障害状態になったときを含みます。
- ⑤ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を原因として責任開始時以後に第①項第2号または第3号(イ)から(ウ)のいずれかに定める状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項第2号または第3号の規定を適用します。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑥ 高度障害保険金受取人は、被保険者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれに定める者とします。

項目	高度障害保険金受取人
(1) 契約者が、契約者または主契約の死亡保険金受取人を高度障害保険金受取人に指定したとき	その指定された者
(2) 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のとき	契約者（契約者が被保険者を高度障害保険金受取人に指定したときは、被保険者）

- ⑦ 第⑥項の規定にかかわらず、この特約の高度障害保険金受取人は主契約に付加されている他の特約における高度障害保険金受取人、災害高度障害保険金受取人および高度障害生活保障年金受取人と同一とします。
- ⑧ 障害保険金受取人は、この特約の高度障害保険金受取人とします。
- ⑨ この特約の高度障害保険金または障害保険金のいずれかの請求を受け、これを受取人に支払うときには、会社は、他のいずれかのこの特約の保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑩ 第⑨項の規定にかかわらず、この特約の高度障害保険金または障害保険金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、この特約の高度障害保険金または障害保険金を支払わず、この特約の死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- ⑪ 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ⑫ この特約の高度障害保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の障害保険金の受取割合は、この特約の高度障害保険金の受取割合と同じとします。
- ⑬ この特約の死亡保険金について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第11条（特約の払いもどし金）第①項第1号の規定により契約者に支払います。
- ⑭ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって保険金の支払事由に該当した場

合でも、その事由によって保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、この特約の保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

- ⑮ 次の各号のいずれかに該当するときには、この特約は、それぞれに定める時にさかのぼって消滅します。

項目	内容
(1) この特約の高度障害保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）	被保険者が高度障害状態になった時
(2) この特約の障害保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）	被保険者が障害保険金の支払事由に該当した時

第3条（保険金支払方法の選択）

- ① 契約者は、必要書類（別表4）を提出して、この特約の保険金の一時支払に代えてすえ置き支払を選択することができます。ただし、保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人がその支払方法を選択することができます。
- ② すえ置き支払する金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第①項の支払方法の選択を取り扱いません。

第4条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、高度障害保険金の請求時において被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人（この特約または主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定されている場合は、その代理請求人）が、必要書類（別表4）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって高度障害保険金を請求することができます。
- ③ 第①項の規定にかかわらず、障害保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（第⑥項の規定により変更した者を含み、以下「代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表4）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者の代理人として障害保険金を請求することができます。ただし、代理請求人は次の各号のいずれかの者としします。
- (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ④ 第③項の請求の際、代理請求人に指定された者がその請求時において第③項第(1)号および第(2)号の要件に該当していないときは、代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
- ⑤ 第②項および第③項の規定により、会社が保険金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑥ 契約者は、被保険者の同意を得て、代理請求人を変更することができます。この場合、必要書類（別表4）を提出してください。
- ⑦ 第③項および第⑥項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一とします。
- ⑧ 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第5条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。

第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）

- ① この特約の保険期間は、この特約の責任開始の日から終身とします。
- ② 契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険料払込期間を定めることができます。

第7条（特約保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表4）を提出して、将来に向かって、この特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の特約保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第8条（保険料払込期間の変更）

契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険料払込期間を変更することができます。

第9条（保険金の受取人の変更）

- ① この特約の死亡保険金の受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ② この特約の高度障害保険金受取人は第2条（保険金の支払）第⑥項および第⑦項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ③ この特約の障害保険金受取人は第2条（保険金の支払）第⑧項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。

第10条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

第11条（特約の払いもどし金）

- ① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第2条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の特約保険金額が減額されたとき (第7条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第10条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	契 約 者
(6) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表4）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第12条（特約の契約者配当金）

会社は、この特約の契約者配当金を、主契約に準じて支払います。

第13条（総合障害定期保険特約からこの特約への変更）

- ① 契約者は、会社の定める条件を満たすときに限り、主契約に付加している総合障害定期保険特約の全部または一部をこの特約に変更することができます。この場合、中途付加条項を適用します。
- ② 第①項の場合、総合障害定期保険特約のこの特約に変更された部分は、この特約の責任開始と同時に、総合障害定期保険特約に定めるところにより解約されたものとして扱います。
- ③ 第①項の規定により総合障害定期保険特約からこの特約に変更された場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第2条（保険金の支払）第⑤項の規定は適用しません。
 - (2) この特約について次の(ア)から(ウ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加条項第8条第①項第2号および第3号の規定にかかわらず、それぞれに規定するとおり取り扱います。ただし、この特約について復活が行われているときを除きます。
 - (ア) 被保険者がこの特約の締結にあたっての責任開始の日からその日を含めて3年以内に自殺したとき
死亡保険金を支払わない場合の規定は適用しません。
 - (イ) 変更された総合障害定期保険特約の責任開始時以後この特約の締結の際の責任開始時前に原因が生じていたことにより、この特約の高度障害保険金または障害保険金の支払事由に該当しないとき
この特約の締結の際の責任開始時以後の原因によるものとして、第2条（保険金の支払）の規定を適用します。
 - (ウ) 被保険者が、この特約の締結の際の責任開始の日からその日を含めて90日の間に、乳房の悪性新生物に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき
「別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」の表1中の対象となる悪性新生物の定義を次のとおり読み替えて、第2条（保険金の支払）の規定を適用します。

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病。ただし、次の疾病を除く。 (1) 上皮内癌 (2) 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌

(3) この特約の保険料払込期間中に、この特約の締結の際に被保険者の年齢に誤りがあり、この特約が無効とされ、または取り消されたときには、会社は、契約者からの申出によって、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。

④ 変更された総合障害定期保険特約に詐欺があった場合には、この特約についても詐欺があったものとして扱います。

(2024年4月改定)

別表 1

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

巻末の「別表」中、「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご参照ください。

別表 2

対象となる疾病障害状態

巻末の「別表」中、「対象となる疾病障害状態」をご参照ください。

別表 3

要介護状態

巻末の「別表」中、「要介護状態」をご参照ください。

別表 4

請 求 書 類

	項 目	必 要 書 類
1	死亡保険金 (第2条)	会社所定の請求書
2	高度障害保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3	障害保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 障害保険金受取人の戸籍抄本 (6) 障害保険金受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
4	保険金支払方法の選択 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
5	高度障害保険金の代理請求 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
6	障害保険金の代理請求 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
7	代理請求人の変更 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

項 目		必 要 書 類
8	特約保険金額の減額 (第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
9	特約の払いもどし金 (第11条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

(特約保険料払込期間中)

総合障害終身保険特約の解約返戻金額例表〔年払・半年払・月払契約〕

(特約保険金額1万円につき：単位円)

(男性の場合)

払込期間	経過年数(年)	特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年払込	1				788	758	699
	2				1,731	1,676	1,557
	3				2,681	2,607	2,430
	4				3,641	3,554	3,324
	5				4,611	4,520	4,248
	6				5,597	5,528	5,238
	7				6,597	6,528	6,238
15年払込	1			488	478	460	
	2			1,126	1,105	1,071	
	3			1,767	1,733	1,683	
	4			2,409	2,363	2,298	
	5			3,053	2,995	2,915	
	6			4,348	4,277	4,167	
	7			5,643	5,562	5,425	
20年払込	1			337	332	335	
	2			824	810	817	
	3			1,310	1,286	1,295	
	4			1,797	1,761	1,770	
	5			2,284	2,235	2,242	
	6			3,259	3,185	3,176	
	7			4,224	4,127	4,103	
25年払込	1		238	251	254		
	2		626	651	654		
	3	1,017	1,050	1,049			
	4	1,408	1,448	1,441			
	5	1,800	1,845	1,830			
	6	2,587	2,636	2,603			
	7	3,771	3,813	3,758			
30年払込	1		180	198	213		
	2		512	545	571		
	3		844	890	923		
	4		1,177	1,234	1,271		
	5		1,511	1,576	1,615		
	6		2,179	2,254	2,295		
	7		3,181	3,254	3,298		
35年払込	1		123	238	488		
	2		397	626	1,126		
	3		673	1,017	1,767		
	4		952	1,408	2,409		
	5		1,231	1,800	3,053		
	6		1,794	2,587	4,348		
	7		2,646	3,771	6,318		
40年払込	1		93	180	337	788	
	2		338	512	824	1,731	
	3		585	844	1,310	2,681	
	4		833	1,177	1,797	3,640	
	5		1,082	1,511	2,284	4,611	
	6		1,585	2,179	3,259	6,597	
	7		2,344	3,181	4,724	9,572	
45年払込	1		338	512	824	1,731	
	2		585	844	1,310	2,681	
	3		833	1,177	1,797	3,640	
	4		1,082	1,511	2,284	4,611	
	5		1,585	2,179	3,259	6,597	
	6		2,344	3,181	4,724	9,572	
	7		3,181	4,227	5,562	13,557	
50年払込	1		180	337	788	1,731	
	2		512	824	1,731	2,681	
	3		844	1,310	2,681	3,640	
	4		1,177	1,797	3,640	4,611	
	5		1,511	2,284	4,611	6,597	
	6		2,179	3,259	6,597	9,572	
	7		3,181	4,724	9,572	13,557	
55年払込	1		93	180	337	788	
	2		338	512	824	1,731	
	3		585	844	1,310	2,681	
	4		833	1,177	1,797	3,640	
	5		1,082	1,511	2,284	4,611	
	6		1,585	2,179	3,259	6,597	
	7		2,344	3,181	4,724	9,572	
60年払込	1		180	337	788	1,731	
	2		512	824	1,731	2,681	
	3		844	1,310	2,681	3,640	
	4		1,177	1,797	3,640	4,611	
	5		1,511	2,284	4,611	6,597	
	6		2,179	3,259	6,597	9,572	
	7		3,181	4,724	9,572	13,557	

払込期間	経過年数(年)	特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
65歳払込	1	72	142	251	478		
	2	295	435	651	1,105		
	3	520	728	1,050	1,733		
	4	747	1,023	1,448	2,363		
	5	975	1,317	1,845	2,995		
	6	1,433	1,906	2,636	4,277		
	7	2,126	2,786	3,813	6,261		
	8	3,218	4,162	5,690			
	9	4,311	5,518	7,638			
	10	5,390	6,862				
	11	6,452	8,254				
	12	7,503					
	13	8,591					
	14						
	15						
70歳払込	1	57	116	198	332	758	
	2	265	383	545	810	1,676	
	3	475	650	890	1,286	2,607	
	4	686	918	1,234	1,761	3,554	
	5	898	1,186	1,576	2,235	4,520	
	6	1,325	1,721	2,254	3,185	6,528	
	7	1,971	2,518	3,254	4,627		
	8	2,981	3,749	4,803	7,064		
	9	3,988	4,945	6,356			
	10	4,974	6,098	7,986			
	11	5,931	7,254				
	12	6,855	8,465				
	13	7,778					
	14	8,745					
	15						
75歳払込	1	46	99	166	254	460	
	2	244	349	480	654	1,071	
	3	444	599	792	1,049	1,683	
	4	644	849	1,102	1,441	2,298	
	5	846	1,099	1,410	1,830	2,915	
	6	1,252	1,599	2,020	2,603	4,167	
	7	1,865	2,342	2,911	3,758	6,125	
	8	2,819	3,478	4,258	5,615		
	9	3,769	4,568	5,568	7,559		
	10	4,692	5,598	6,879			
	11	5,578	6,598	8,249			
	12	6,414	7,599				
	13	7,226	8,642				
	14	8,037					
	15	8,882					
80歳払込	1	40	89	147	213	335	699
	2	232	328	442	571	817	1,557
	3	425	568	735	923	1,295	2,430
	4	619	808	1,026	1,271	1,770	3,324
	5	814	1,048	1,315	1,615	2,242	4,248
	6	1,207	1,527	1,885	2,295	3,176	6,238
	7	1,800	2,237	2,714	3,298	4,566	
	8	2,721	3,316	3,945	4,849	6,903	
	9	3,634	4,343	5,115	6,353		
	10	4,519	5,299	6,244	7,913		
	11	5,361	6,207	7,337			
	12	6,144	7,081	8,470			
	13	6,888	7,929				
	14	7,605	8,804				
	15	8,298					
終身払	1	36	82	135	188	267	387
	2	223	315	418	519	678	911
	3	412	548	699	846	1,083	1,422
	4	602	781	978	1,167	1,481	1,920
	5	793	1,014	1,254	1,484	1,873	2,403
	6	1,177	1,479	1,798	2,106	2,634	3,329
	7	1,757	2,168	2,587	3,015	3,713	4,621
	8	2,655	3,209	3,743	4,377	5,273	6,274
	9	3,544	4,195	4,823	5,611	6,622	7,457
	10	4,403	5,101	5,834	6,701	7,662	8,952
	11	5,216	5,948	6,749	7,644	8,407	
	12	5,963	6,739	7,558	8,372	9,348	
	13	6,662	7,457	8,257	8,892		
	14	7,314	8,091	8,797	9,550		
	15	7,906	8,639	9,183			
16	8,429	9,062	9,671				
17	8,881	9,364					
18	9,230	9,747					
19	9,479						
20	9,795						

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

(特約保険料払込期間中)

総合障害終身保険特約の解約返戻金額例表[年払・半年払・月払契約]

(特約保険金額1万円につき：単位円)

(女性の場合)

払込期間	経過年数(年)	特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年払込	1				791	782	736
	2				1,736	1,721	1,631
	3				2,689	2,671	2,542
	4				3,650	3,632	3,472
	5				4,620	4,605	4,425
	6				5,596	5,582	5,403
	7				6,572	6,559	6,380
15年払込	1			481	478	477	
	2			1,113	1,106	1,104	
	3			1,747	1,737	1,734	
	4			2,384	2,372	2,366	
	5			3,024	3,010	3,001	
	6			4,313	4,303	4,281	
	7			5,602	5,592	5,560	
20年払込	1			329	327	339	
	2			806	802	825	
	3			1,285	1,278	1,311	
	4			1,765	1,755	1,795	
	5			2,246	2,233	2,277	
	6			3,212	3,196	3,232	
	7			4,675	4,660	4,652	
25年払込	1			235	239	243	
	2			621	627	633	
	3			1,007	1,015	1,023	
	4			1,394	1,404	1,412	
	5			1,781	1,792	1,801	
	6			2,558	2,570	2,580	
	7			3,728	3,740	3,754	
30年払込	1			177	183	194	
	2			504	514	535	
	3			830	844	875	
	4			1,158	1,174	1,213	
	5			1,485	1,504	1,551	
	6			2,140	2,162	2,223	
	7			3,124	3,146	3,228	
35年払込	1			125	235	481	
	2			401	621	1,113	
	3			679	1,007	1,747	
	4			958	1,394	2,384	
	5			1,238	1,781	3,024	
	6			1,799	2,558	4,313	
	7			2,647	3,728	6,277	
40年払込	1			95	177	329	791
	2			341	504	806	1,736
	3			588	830	1,285	2,689
	4			836	1,158	1,765	3,650
	5			1,085	1,485	2,246	4,620
	6			1,585	2,140	3,212	6,596
	7			2,338	3,124	4,675	
45年払込	1			3,522	4,697	7,101	
	2			4,710	6,291		
	3			5,903	7,933		
	4			7,112			
	5			8,355			
	6						
	7						
50年払込	1			125	235	481	
	2			401	621	1,113	
	3			679	1,007	1,747	
	4			958	1,394	2,384	
	5			1,238	1,781	3,024	
	6			1,799	2,558	4,313	
	7			2,647	3,728	6,277	
55年払込	1			95	177	329	791
	2			341	504	806	1,736
	3			588	830	1,285	2,689
	4			836	1,158	1,765	3,650
	5			1,085	1,485	2,246	4,620
	6			1,585	2,140	3,212	6,596
	7			2,338	3,124	4,675	
60年払込	1			3,522	4,697	7,101	
	2			4,710	6,291		
	3			5,903	7,933		
	4			7,112			
	5			8,355			
	6						
	7						
65歳払済	1			72	136	239	478
	2			296	423	627	1,106
	3			520	709	1,015	1,737
	4			746	995	1,404	2,372
	5			972	1,281	1,792	3,010
	6			1,426	1,853	2,570	4,303
	7			2,108	2,708	3,740	6,290
70歳払済	1			56	108	183	327
	2			262	366	514	802
	3			470	623	844	1,278
	4			678	880	1,174	1,755
	5			887	1,137	1,504	2,233
	6			1,306	1,649	2,162	3,196
	7			1,936	2,415	3,146	4,660
75歳払済	1			43	88	146	243
	2			238	326	440	633
	3			433	563	733	1,023
	4			629	800	1,025	1,412
	5			825	1,036	1,317	1,801
	6			1,219	1,507	1,897	2,580
	7			1,811	2,209	2,761	3,754
80歳払済	1			35	75	123	194
	2			221	299	393	535
	3			407	523	662	875
	4			595	746	930	1,213
	5			783	969	1,198	1,551
	6			1,160	1,412	1,728	2,223
	7			1,725	2,072	2,515	3,228
85歳払済	1			27	62	101	153
	2			204	274	350	452
	3			383	485	597	749
	4			562	695	844	1,044
	5			742	905	1,089	1,338
	6			1,102	1,323	1,575	1,920
	7			1,642	1,943	2,291	2,781
90歳払済	1			2,461	2,880	3,380	4,097
	2			3,266	3,789	4,435	5,298
	3			4,050	4,666	5,450	6,386
	4			4,809	5,517	6,377	7,367
	5			5,543	6,336	7,217	8,235
	6			6,255	7,083	7,974	8,967
	7			6,939	7,760	8,643	9,618
95歳払済	1			5,564	6,386	7,255	8,176
	2			6,222	7,083	7,974	8,967
	3			6,843	7,660	8,485	9,376
	4			7,427	8,176	8,967	9,811
	5			7,970	8,643	9,376	10,283
	6			8,485	9,176	9,811	10,755
	7			8,967	9,618	10,283	11,225
終身払	1			27	62	101	153
	2			204	274	350	452
	3			383	485	597	749
	4			562	695	844	1,044
	5			742	905	1,089	1,338
	6			1,102	1,323	1,575	1,920
	7			1,642	1,943	2,291	2,781
100歳払済	1			2,461	2,880	3,380	4,097
	2			3,266	3,789	4,435	5,298
	3			4,050	4,666	5,450	6,386
	4			4,809	5,517	6,377	7,367
	5			5,543	6,336	7,217	8,235
	6			6,255	7,083	7,974	8,967
	7			6,939	7,760	8,643	9,618

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

(特約保険料払込期間満了後)

総合障害終身保険特約の解約返戻金額例表

(特約保険金額1万円につき：単位円)

現在年齢 (歳)	男 性	女 性	現在年齢 (歳)	男 性	女 性
17	9,108	9,040	56	9,681	9,616
18	9,123	9,055	57	9,693	9,629
19	9,137	9,070	58	9,705	9,642
20	9,152	9,085	59	9,717	9,655
21	9,167	9,100	60	9,729	9,669
22	9,182	9,115	61	9,741	9,682
23	9,197	9,130	62	9,752	9,694
24	9,212	9,146	63	9,764	9,707
25	9,227	9,161	64	9,775	9,720
26	9,243	9,176	65	9,786	9,732
27	9,258	9,192	66	9,796	9,745
28	9,273	9,207	67	9,807	9,757
29	9,289	9,223	68	9,817	9,768
30	9,304	9,238	69	9,827	9,780
31	9,320	9,253	70	9,837	9,791
32	9,335	9,269	71	9,846	9,802
33	9,351	9,284	72	9,856	9,812
34	9,367	9,299	73	9,865	9,823
35	9,382	9,314	74	9,874	9,833
36	9,398	9,330	75	9,882	9,844
37	9,413	9,345	76	9,890	9,854
38	9,429	9,360	77	9,899	9,863
39	9,444	9,375	78	9,906	9,873
40	9,459	9,390	79	9,914	9,882
41	9,474	9,404	80	9,921	9,891
42	9,489	9,419	81	9,928	9,900
43	9,504	9,434	82	9,935	9,909
44	9,519	9,448	83	9,941	9,917
45	9,534	9,463	84	9,946	9,926
46	9,548	9,477	85	9,952	9,933
47	9,562	9,491	86	9,956	9,941
48	9,576	9,506	87	9,961	9,948
49	9,590	9,520	88	9,965	9,955
50	9,604	9,534	89	9,969	9,962
51	9,617	9,547	90	9,973	9,969
52	9,630	9,561			
53	9,643	9,575			
54	9,656	9,589			
55	9,669	9,602			

(注) 現在年齢とは、契約時の年齢に契約の経過した年数を加えたものをいい、満年齢とは異なる場合があります。

災害割増特約目次

<p>この特約の主な内容</p> <p>1. 用語の意義</p> <p>第1条 用語の意義</p> <p>2. この特約の給付および請求手続</p> <p>第2条 保険金の支払</p> <p>第3条 保険金支払方法の選択</p> <p>第4条 特約保険料の払込免除</p> <p>第5条 保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所</p> <p>3. この特約の取扱</p> <p>第6条 特約の締結</p>	<p>第7条 特約の保険期間および保険料払込期間</p> <p>第8条 特約の更新</p> <p>第9条 特約保険金額の減額</p> <p>第10条 保険金の受取人の変更</p> <p>第11条 特約の消滅</p> <p>第12条 特約の払いもどし金</p> <p>第13条 特約の契約者配当金</p> <p>別表1 対象となる感染症</p> <p>別表2 請求書類</p>
---	---

災害割増特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が不慮の事故等により死亡または高度障害状態になった場合に所定の給付を行うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 保険金	災害死亡保険金または災害高度障害保険金のことをいいます。
(6) 保険金の受取人	主契約の死亡保険金受取人または災害高度障害保険金受取人のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（保険金の支払）

- ① 会社は、この特約の災害死亡保険金および災害高度障害保険金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (災害死亡保険金、災害高度障害保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (災害死亡保険金、災害高度障害保険金を支払わない場合)
(1) 災害死亡保険金	<p>被保険者が次のいずれかに該当したとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故* による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に死亡したとき</p> <p>(イ) この特約の責任開始時以後に発病した感染症* を直接の原因としてこの特約の保険期間中に死亡したとき</p>	特約保険金額	主契約の死亡保険金受取人	<p>被保険者が次のいずれかによって死亡したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>(エ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(オ) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(カ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(キ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(ク) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>
(2) 災害高度障害保険金	<p>被保険者が次のいずれかに該当したとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に高度障害状態* になったとき</p> <p>(イ) この特約の責任開始時以後に発病した感染症を直接の原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態になったとき</p>	特約保険金額	災害高度障害保険金受取人	<p>被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 災害高度障害保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>(エ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(オ) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(カ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(キ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(ク) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

- * 不慮の事故 主約款の別表1に定める事故をいいます。
 - * 感染症 別表1に定める疾病をいいます。
 - * 高度障害状態 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。
 - * 災害高度障害 第④項に定める受取人をいいます。
- 保険金受取人

- ② 第①項の災害高度障害保険金の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した感染症を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。
- ③ 被保険者が、責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害または発病した感染症を直接の原因として責任開始時以後に死亡または高度障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその感染症を責任開始時以後に発生または発病したものみなして、第①項の規定を適用します。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその感染症に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその感染症に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害またはその感染症について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその感染症による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ 災害高度障害保険金受取人は、被保険者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれに定める者とします。

項目	災害高度障害保険金受取人
(1) 契約者が、契約者または主契約の死亡保険金受取人を災害高度障害保険金受取人に指定したとき	その指定された者
(2) 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のとき	契約者（契約者が被保険者を災害高度障害保険金受取人に指定したときは、被保険者）

- ⑤ 第④項の規定にかかわらず、この特約の災害高度障害保険金受取人は主契約に付加されている他の特約における高度障害保険金受取人、災害高度障害保険金受取人および高度障害生活保障年金受取人と同一とします。
- ⑥ 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合のこの特約の災害死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ⑦ この特約の災害死亡保険金について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失によって被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第12条（特約の払いもどし金）第②項第1号の規定により契約者に支払います。
- ⑧ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態になった場合でも、それらの事由によって死亡または高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、その程度に応じ、この特約の保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑨ 被保険者が、この特約の保険期間満了の日において、主約款の別表2に定める身体障害の状態のうち、回復の見込のないことのみが明らかでない状態であることにより、災害高度障害保険金の支払事由に該当しない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込のないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了の日に高度障

害状態になったものとみなして、本条の規定を適用します。

- ⑩ この特約の災害高度障害保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）には、この特約は、被保険者が高度障害状態になった時にさかのぼって消滅します。

第3条（保険金支払方法の選択）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、この特約の保険金の一時支払に代えてすえ置き支払を選択することができます。ただし、保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人がその支払方法を選択することができます。
- ② すえ置き支払する金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第①項の支払方法の選択を取り扱いません。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、災害高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に災害高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときには、災害高度障害保険金の請求時において被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人（主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定されている場合は、その代理請求人）が、必要書類（別表2）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって災害高度障害保険金を請求することができます。
- ③ 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

- ① 契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。
- ② 契約者は、会社の定める範囲内で、特約の更新（第8条）の規定によりこの特約が更新される場合の限度となる年齢（以下「更新限度年齢」といいます。）を指定してください。
- ③ 契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、第②項の更新限度年齢を変更することができます。

第8条（特約の更新）

- ① 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、契約者があらかじめ指定した更新限度年齢の範囲内である場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
- ② 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前のこの特約の特約保険金額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
- ③ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項の条件を満たさなくなるときには、この特約は、

その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。

- ④ 第③項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑤ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑥ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 保険金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑨ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑩ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

第9条（特約保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、将来に向かって、この特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の特約保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（保険金の受取人の変更）

- ① この特約の災害死亡保険金の受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ② この特約の災害高度障害保険金受取人は第2条（保険金の支払）第④項および第⑤項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。

第11条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約されまたは保険期間が満了（更新される場合を除きます。）したとき

第12条（特約の払いもどし金）

- ① この特約の保険期間と保険料払込期間が同一の場合、この特約に対する払いもどし金はありません。
- ② この特約の保険期間と保険料払込期間が異なる場合、この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額	契約者
(2) 主契約の死亡保険金が支払われることにより、この特約が消滅したとき。ただし、この特約の災害死亡保険金が支払われるときを除きます。 (第11条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(3) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	契約者
(4) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(5) この特約の特約保険金額が減額されたとき (第9条)		
(6) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)		
(7) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約されまたは保険期間が満了し、この特約が消滅したとき (第11条)		
(8) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

③ 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表2）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表 1

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	
分 類 項 目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限り。）	U04
<p>(注) 新型コロナウイルス感染症（2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。）は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」といいます。）第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること</p> <p>(2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること</p> <p>(3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること</p>	

別表2

請求書類

項目		必要書類
1	災害死亡保険金 (第2条)	会社所定の請求書
2	災害高度障害保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (6) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
3	保険金支払方法の選択 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
4	特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
5	災害高度障害保険金の 代理請求 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
6	特約保険金額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
7	特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

傷害特約目次

この特約の主な内容	第8条 特約の更新
1. 用語の意義	第9条 災害保険金額の減額
第1条 用語の意義	第10条 保険金の受取人または給付金の受取人の変更
2. この特約の給付および請求手続	第11条 特約の消滅
第2条 保険金、給付金の支払	第12条 特約の払いもどし金
第3条 給付金の給付限度	第13条 特約の契約者配当金
第4条 特約保険料の払込免除	別表1 障害給付金
第5条 保険金等の請求手続、支払の期限および支払の場所	別表2 身体の同一部位
3. この特約の取扱	別表3 対象となる感染症
第6条 特約の締結	別表4 請求書類
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	

傷害特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が不慮の事故等により死亡または障害状態になった場合に所定の給付を行うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（保険金、給付金の支払）

① 会社は、この特約の災害死亡保険金および障害給付金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (災害死亡保険金、障害給付金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (災害死亡保険金、障害給付金を支払わない場合)
(1) 災害死亡保険金	<p>被保険者が次のいずれかに該当したとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故* による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に死亡したとき</p> <p>(イ) この特約の責任開始時以後に発病した感染症* を直接の原因としてこの特約の保険期間中に死亡したとき</p>	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人	<p>被保険者が次のいずれかによって死亡したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>(エ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(オ) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(カ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(キ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(ク) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>
(2) 障害給付金	<p>被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に障害状態* になったとき</p>	別表1の金額	被保険者	<p>被保険者が次のいずれかによって障害状態になったとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ク) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

- * 不慮の事故 主約款の別表1に定める事故をいいます。
- * 感染症 別表3に定める疾病をいいます。
- * 障害状態 別表1に定める身体障害の状態をいいます。

- ② 被保険者が、責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害または発病した感染症を直接の原因として責任開始時以後に死亡または障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその感染症を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその感染症に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその感染症に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害またはその感染症について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその感染症による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ③ 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合のこの特約の災害死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ④ この特約の災害死亡保険金を支払う場合に、障害給付金について、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、災害保険金額にその該当する給付割合を乗じて得られる金額の合計額を災害保険金額から差し引きます。
- (1) 災害死亡保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
- (2) 災害死亡保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
- ⑤ この特約の災害死亡保険金が支払われたときには、会社は、その支払後に災害死亡保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑥ この特約の災害死亡保険金について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失によって被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第12条（特約の払いもどし金）第②項第(1)号の規定により契約者に支払います。
- ⑦ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって死亡または障害状態になった場合でも、それらの事由によって死亡または障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、この特約の災害死亡保険金もしくは障害給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑧ 被保険者が、この特約の保険期間満了の日において、別表1に定める身体障害の状態のうち、回復の見込のないことのみが明らかでない状態であることにより、障害給付金の支払事由に該当しない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込のないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了の日に障害状態になったものとみなして、本条の規定を適用します。
- ⑨ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の障害給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（給付金の給付限度）

この特約による障害給付金の支払は、その支払割合を通算して100%をもって限度とします。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（保険金等の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 主契約の死亡保険金受取人または被保険者（契約者が障害給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の災害死亡保険金（以下「保険金」といいます。）または障害給付金（以下「給付金」といいます。）の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、保険金または給付金を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、給付金の受取人が被保険者の場合で、被保険者に給付金（別表1に定める1級の障害給付金に限ります。以下本項において同じとします。）を請求できない特別な事情があるときは、給付金の請求時において被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人（主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定されている場合は、その代理請求人）が、必要書類（別表4）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって給付金を請求することができます。
- ③ 第②項の規定により、会社が給付金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 保険金または給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。

第8条（特約の更新）

- ① 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、80歳を超えない場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
- ② 更新後のこの特約の災害保険金額は、更新前のこの特約の災害保険金額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
- ③ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑤ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑥ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 保険金、給付金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）

- (3) 告知義務（給付特約総則特約）
- (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
- (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑨ この特約が更新された場合、給付限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の支払割合を算入するものとします。
- ⑩ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑪ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

第9条（災害保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表4）を提出して、将来に向かって、この特約の災害保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の災害保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の災害保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（保険金の受取人または給付金の受取人の変更）

- ① この特約の保険金の受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ② この特約の給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（保険金、給付金の支払）第⑨項に定める場合を除きます。

第11条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約されたとき

第12条（特約の払いもどし金）

- ① この特約の保険期間と保険料払込期間が同一の場合、この特約に対する払いもどし金はありません。
- ② この特約の保険期間と保険料払込期間が異なる場合、この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約の保険金が支払われることにより、この特約が消滅したとき。ただし、この特約の災害死亡保険金または障害給付金が支払われるときを除きます。 (第11条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	
(3) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	
(4) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(5) この特約の災害保険金額が減額されたとき (第9条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(6) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	契約者
(7) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約され、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(8) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

③ 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表4）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表 1

障 害 給 付 金

障害給付金は、災害保険金額にその身体障害の状態が該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額とします。

等級	身 体 障 害	給付割合
1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%

等級	身 体 障 害	給付割合
4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少くとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	15%
6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢を永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%
(1) 身体障害の状態が上記の2種目以上に該当するときは、その給付割合は、それぞれの身体障害の状態が該当する種目に対応する給付割合の合計の割合とします。ただし、身体の同一部位* に2種目以上の身体障害の状態が生じたときは、その給付割合は、そのうち最も上位の種目に対応する給付割合とします。 (2) すでに上記の身体障害のあった身体の同一部位に新たに身体障害が生じたときは、その給付割合は、すでにあった身体障害を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合からすでにあった身体障害の状態に対応する給付割合（2種目以上に該当するときは、その最も上位の種目に対応する給付割合）を差し引いて得られる割合とします。		

* 身体の同一部位 別表2に定めるとおりです。

備 考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - (ア) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - (イ) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - (ウ) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込のない場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $\frac{1}{4} (a + 2b + c)$ の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で、その回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、その回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で、その回復の見込のない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部から見て明らかになる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指においては近位指節間関節以上で失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の完全強直で、その回復の見込のない場合をいいます。

別表2

身体の同一部位

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。(2) 1下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。(3) 眼については、両眼を同一部位とします。(4) 耳については、両耳を同一部位とします。(5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。(6) 別表1の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。 |
|---|

身体部位の名称は主約款と同一です。

別表 3

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	
分 類 項 目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限ります。）	U04
<p>(注) 新型コロナウイルス感染症（2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。）は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」といいます。）第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること</p> <p>(2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること</p> <p>(3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること</p>	

別表 4

請求書類

	項目	必要書類
1	災害死亡保険金 (第2条)	会社所定の請求書
2	障害給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が障害給付金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3	特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
4	障害給付金の代理請求 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 代理人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (6) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
5	災害保険金額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
6	特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

特定損傷特約目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 特約の更新

第9条 特約給付金額の減額

第10条 給付金の受取人の変更

第11条 特約の消滅

第12条 特約の払いもどし金

第13条 特約の契約者配当金

別表1 治療

別表2 特定損傷

別表3 病院または診療所

別表4 請求書類

特定損傷特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂に対する治療を受けたときに、特定損傷給付金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（給付金の支払）

① 会社は、この特約の特定損傷給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (特定損傷給付金を支払う 場合)	支払金額	受取人	免責事由 (特定損傷給付金を支払わない 場合)
特定 損傷 給付 金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす治療*を受けたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故*による特定損傷*に対して受けた治療であること</p> <p>(イ) 不慮の事故の日からその日を含めて 180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に受けた治療であること</p> <p>(ウ) 病院または診療所*における治療であること</p>	特 約 給 付 金 額	被 保 険 者	<p>被保険者が次のいずれかによって治療を受けたとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ク) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

- * 治 療 別表1に定める治療をいいます。
- * 不慮の事故 主約款の別表1に定める事故をいいます。
- * 特定損傷 別表2に定める身体の損傷をいいます。
- * 病院または診療所 別表3に定める病院または診療所をいいます。

② 同一の不慮の事故による特定損傷にかかわる特定損傷給付金の支払は、1回限りとします。

③ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって特定損傷に対する治療を受けた場合でも、それらの事由によって特定損傷に対する治療を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、この特約の特定損傷給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

④ 被保険者が、この特約の責任開始時前に発生した不慮の事故による特定損傷に対してこの特約の責任開始時以後に治療を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その特定損傷をこの特約の責任開始時以後に発生したものとみなして、第①項の規定を適用します。

- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその特定損傷に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその特定損傷に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その特定損傷について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その特定損傷による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。

- ⑤ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の特定損傷給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

この特約による特定損傷給付金の支払は、その支払回数を通算して10回をもって限度とします。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が特定損傷給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の特定損傷給付金（以下「給付金」といいます。）の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、給付金を請求してください。
- ② 給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。

第8条（特約の更新）

- ① 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、60歳を超えない場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
- ② 更新後のこの特約の特約給付金額は、更新前のこの特約の特約給付金額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の特約給付金額を変更して更新することができます。
- ③ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑤ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑥ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
- (1) 給付金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）

- (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑨ この特約が更新された場合、支払回数に関する規定の適用にあたっては、更新前の支払回数を算入するものとします。
- ⑩ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑪ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑫ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときには、会社は、更新の取扱に準じて、保険期間満了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

第9条（特約給付金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表4）を提出して、将来に向かって、この特約の特約給付金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約給付金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の特約給付金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（給付金の受取人の変更）

この特約の給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（給付金の支払）第⑤項に定める場合を除きます。

第11条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約の給付金の支払回数が通算して10回となる特定損傷に対する治療を受けたとき
- (3) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約されたとき

第12条（特約の払いもどし金）

- ① この特約の保険期間と保険料払込期間が同一の場合、この特約に対する払いもどし金はありません。
- ② この特約の保険期間と保険料払込期間が異なる場合、この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)		
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	
(4) この特約の特約給付金額が減額されたとき (第9条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)		

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(6) この特約の支払回数が通算限度に達したことにより、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約	契約者
(7) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約され、この特約が消滅したとき (第11条)	……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	
(8) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

③ 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表4）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表 1

治 療

「治療」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）をいいます。

別表 2

特 定 損 傷

「特定損傷」とは、次のいずれかの損傷をいいます。

1. 骨折
2. 関節脱臼
3. 腱の断裂

備考（別表 2）

1. 骨折

「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

2. 関節脱臼

「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。

3. 腱の断裂

「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

別表 3

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。）
2. 前 1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 4

請求書類

項目		必要書類
1	特定損傷給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が特定損傷給付金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
3	特約給付金額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
4	特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

災害入院特約目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 特約の更新

第9条 入院給付日額の減額

第10条 給付金の受取人の変更

第11条 特約の消滅

第12条 特約の払いもどし金

第13条 特約の契約者配当金

第14条 この特約と疾病入院特約を重複付加した場合の災害入院給付金支払の特例

別表1 入院

別表2 病院または診療所

別表3 請求書類

災害入院特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が不慮の事故により5日以上入院をした場合に災害入院給付金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（給付金の支払）

① 会社は、この特約の災害入院給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (災害入院給付金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (災害入院給付金を支払わない場合)
災害入院給付金	被保険者が次の条件のすべてを満たす入院*をしたとき (ア) この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故*を直接の原因とする入院であること (イ) 傷害の治療を目的とする入院であること (ウ) 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に開始した入院であること (エ) 同一の不慮の事故によるこの特約の保険期間中の入院日数が継続して5日以上となったこと (オ) 病院または診療所*への入院であること	同一の不慮の事故による入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日) ただし、同一の不慮の事故による1回の入院の給付日数(災害入院給付金が支払われる日数をいいます。以下同じとします。)の限度は、120日とします。	被保険者	被保険者が次のいずれかによって入院したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ク) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

*入院 別表1に定める入院をいいます。

*不慮の事故 主約款の別表1に定める事故をいいます。

*病院または診療所 別表2に定める病院または診療所をいいます。

*入院給付日額 入院中に入院給付日額の減額があったときは、各日現在の入院給付日額をいいます。

② 被保険者が同一の不慮の事故を直接の原因として、第①項に規定する5日以上入院を2回以上したときには、会社は、1回の入院とみなして、第①項の規定を適用してこの特約の災害入院給付金を支払います。ただし、その不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

③ 不慮の事故によるこの特約の災害入院給付金が支払われる入院中に、他の不慮の事故による傷害の治療を開始した場合は、他の不慮の事故による災害入院給付金の支払金額を、第①項の支払金額に関する規定(給付日数の限度に関する規定を除きます。)にかかわらず、不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めて計算した入院日数に入院給付日額を乗じた金額とします。

④ 次の各号に定める場合は、継続した入院とみなして第①項の規定を適用します。

(1) 被保険者が不慮の事故を直接の原因として入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含

めて180日を経過する前に同一の不慮の事故を直接の原因として転入院または再入院した場合
(2) 被保険者が不慮の事故を直接の原因として入院し、その入院の退院日と同日または翌日から他の不慮の事故を直接の原因として転入院または再入院した場合。ただし、それぞれの入院の入院日数が5日以上である場合を除きます。

- ⑤ 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、この特約の保険期間が満了した日を含む継続入院に限り、この特約の有効中の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑥ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって入院した場合でも、それらの事由によって入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、その程度に応じ、この特約の災害入院給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑦ 被保険者が、この特約の責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害をこの特約の責任開始時以後に発生したものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑧ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の災害入院給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

この特約による災害入院給付金の支払は、その給付日数を通算して700日をもって限度とします。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表3）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が災害入院給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の災害入院給付金（以下「給付金」といいます。）の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表3）を提出して、給付金を請求してください。
- ② 給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。

第8条（特約の更新）

- ① 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、80歳を超えない場合

には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。

- ② 更新後のこの特約の入院給付日額は、更新前のこの特約の入院給付日額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の入院給付日額を変更して更新することができます。
- ③ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑤ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑥ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 給付金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑨ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。
- ⑩ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑪ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

第9条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表3）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（給付金の受取人の変更）

この特約の給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（給付金の支払）第⑧項に定める場合を除きます。

第11条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約の給付金の給付日数が通算して700日に達したとき
- (3) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約されたとき

第12条（特約の払いもどし金）

- ① この特約の保険期間と保険料払込期間が同一の場合、この特約に対する払いもどし金はありません。
- ② この特約の保険期間と保険料払込期間が異なる場合、この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)		
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の入院給付日額が減額されたとき (第9条)		
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	
(6) この特約の給付日数が通算限度に達したことにより、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(7) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約され、この特約が消滅したとき (第11条)		
(8) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第1号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

- ③ 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表3）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第14条（この特約と疾病入院特約を重複付加した場合の災害入院給付金支払の特例）

この特約とあわせて主契約に疾病入院特約が付加されている場合、会社は、この特約の災害入院給付金の支払について、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) 疾病入院特約の規定により疾病入院給付金が支払われる入院中に、この特約の規定により災害入院給付金が支払われる治療（以下本号において「治療」といいます。）を開始したときには、この特約の災害入院給付金の支払金額は、第2条（給付金の支払）第①項の支払金額に関する規定（給付日数の限度に関する規定を除きます。）にかかわらず、次に定めるとおりとします。

項目	内容
(ア) この特約の入院給付日額が疾病入院特約の入院給付日額未満である場合	疾病入院特約の規定により疾病入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めて計算した入院日数に、この特約の入院給付日額を乗じた金額とします。
(イ) この特約の入院給付日額が疾病入院特約の入院給付日額以上である場合	治療を開始した日からその日を含めて計算した入院日数に、この特約の入院給付日額を乗じた金額とします。 ただし、疾病入院特約の規定により疾病入院給付金が支払われる入院を開始した日からその日を含めての4日が経過する前に治療を開始したときは、その入院を開始した日からその日を含めての4日が経過した日以降の入院日数に、この特約の入院給付日額を乗じた金額とします。

- (2) この特約の規定により災害入院給付金が支払われる入院中に、疾病入院特約の規定により疾病入院給付金が支払われる治療を開始したときには、疾病入院特約の規定により疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の災害入院給付金は支払いません。

(2023年10月改定)

別表 1

入 院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表 2 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 2

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前 1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3

請求書類

項目		必要書類
1	災害入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 被保険者の戸籍抄本 (6) 被保険者（契約者が災害入院給付金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
2	特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
3	入院給付日額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
4	特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

疾病入院特約目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 特約の更新

第9条 入院給付日額の減額

第10条 給付金の受取人の変更

第11条 特約の消滅

第12条 特約の払いもどし金

第13条 特約の契約者配当金

第14条 この特約と災害入院特約を重複付加した場合の疾病入院給付金支払の特例

別表1 入院

別表2 病院または診療所

別表3 対象となる手術および給付倍率表

別表4 請求書類

疾病入院特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が疾病等により5日以上入院をした場合または手術を受けた場合に所定の給付を行うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 給付金	疾病入院給付金、手術給付金または長期療養給付金のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（給付金の支払）

- ① 会社は、この特約の疾病入院給付金、手術給付金および長期療養給付金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (疾病入院給付金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (疾病入院給付金を支払わない場合)
(1) 疾 病 入 院 給 付 金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院*をしたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院であること</p> <p>(a) 疾病（異常分娩*を含みます。以下同じとします。）</p> <p>(b) 不慮の事故*による傷害（その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院に限ります。）</p> <p>(c) 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(イ) 前(ア)の治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) この特約の保険期間中の入院日数が継続して5日以上となったこと</p> <p>(オ) 病院または診療所*への入院であること</p>	<p>入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日)</p> <p>ただし、 1回の入院の給付日数（疾病入院給付金が支払われる日数をいいます。）の限度は、120日とします。</p>	被 保 険 者	<p>被保険者が次のいずれかによって入院したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ク) 被保険者の薬物依存</p> <p>(ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

名称	支払事由 (手術給付金、長期療養給付金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (手術給付金、長期療養給付金を支払わない場合)
(2) 手術給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす手術*を受けたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術であること</p> <p>(a) 疾病</p> <p>(b) 不慮の事故による傷害</p> <p>(c) 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(イ) 疾病または傷害の治療を直接の目的とする手術であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に受けた手術であること</p> <p>(エ) 病院または診療所で受けた手術であること</p>	<p>手術 1 回につき、 (入院給付日額*)</p> <p>×</p> <p>(給付倍率*)</p>	被 保 者	<p>被保険者が次のいずれかによって手術を受けたとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ク) 被保険者の薬物依存</p> <p>(ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>
(3) 長期療養給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院であること</p> <p>(a) 疾病</p> <p>(b) 不慮の事故による傷害</p> <p>(c) 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(イ) 疾病または傷害の治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) この特約の保険期間中の入院日数が継続して 270 日以上となったこと</p> <p>(オ) 病院または診療所への入院であること</p>	<p>(入院給付日額*)</p> <p>×</p> <p>(50 日 (この特約の給付限度の残日数が 50 日未満のときは、その残日数))</p>	被 保 者	<p>被保険者が次のいずれかによって入院したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ク) 被保険者の薬物依存</p> <p>(ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

- * 入院 別表1に定める入院をいいます。
- * 異常分娩 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」によるものとします。
分娩（O80～O84）中の
 - ・ 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩（O81）
 - ・ 帝王切開による単胎分娩（O82）
 - ・ その他の介助単胎分娩（O83）
 - ・ 多胎分娩<全児自然分娩（O84.0）は除く>（O84）
- * 不慮の事故 主約款の別表1に定める事故をいいます。
- * 病院または診療所 別表2に定める病院または診療所をいいます。
- * 入院給付日額 次の(ア)から(イ)の場合にはそれぞれに定める金額とします。

項目	内容
(ア) 疾病入院給付金の場合で入院中に入院給付日額の減額があったとき	各日現在の入院給付日額
(イ) 手術給付金の場合	手術を受けた日現在の入院給付日額
(イ) 長期療養給付金の場合	保険期間中の入院日数が継続して270日経過した場合の270日目現在の入院給付日額

- * 手術 別表3に定める手術をいいます。
 - * 給付倍率 別表3に定める手術の種類に対応する給付倍率をいいます。
- ② 被保険者が同一の疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）を直接の原因として、第①項に規定する5日以上入院を2回以上したときには、会社は、1回の入院とみなして第①項の規定を適用してこの特約の疾病入院給付金を支払います。ただし、本条による疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として取り扱います。
 - ③ 被保険者がこの特約の疾病入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
 - ④ 次の各号に定める場合は、継続した入院とみなして第①項第1号の規定を適用します。
 - (1) 被保険者が疾病を直接の原因として入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に同一の疾病を直接の原因として転入院または再入院した場合
 - (2) 被保険者が疾病を直接の原因として入院し、その入院の退院日と同日または翌日から異なる疾病を直接の原因として転入院または再入院した場合。ただし、それぞれの入院の入院日数が5日以上である場合を除きます。
 - ⑤ 被保険者が疾病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に疾病の治療を開始したときには、会社は、その治療を開始した日からその疾病の治療が終了した日までの入院については、疾病を直接の原因とする入院として本条の規定を適用します。
 - ⑥ 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、この特約の保険期間が満了した日を含む継続入院に限り、この特約の有効中の入院とみなして本条の規定を適用します。
 - ⑦ 被保険者が、同時に2種類以上の手術を受けたときには、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして、第①項第2号の規定により手術給付金を支払います。

- ⑧ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって入院または手術を受けた場合でも、それらの事由によって入院または手術を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、この特約の給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑨ 被保険者が、この特約の責任開始時前に生じた疾病、不慮の事故による傷害または不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院または手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その疾病またはその傷害をこの特約の責任開始時以後に生じたものとみなして、第①項の規定を適用します。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病またはその傷害に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその疾病またはその傷害に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病またはその傷害について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その疾病またはその傷害による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始または手術を受けた場合
- ⑩ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の疾病入院給付金、手術給付金および長期療養給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

この特約による疾病入院給付金および長期療養給付金の支払は、疾病入院給付金および長期療養給付金の給付日数（疾病入院給付金または長期療養給付金が支払われる日数をいいます。）を通算して700日をもって限度とします。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が疾病入院給付金、手術給付金および長期療養給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、給付金を請求してください。
- ② 第①項の場合に、被保険者に手術給付金を請求できない事情があるときには、被保険者の配偶者（配偶者がいないときは被保険者と生計を一にする親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって手術給付金を請求することができます。
- ③ 第②項の規定により会社が手術給付金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、その手術について手術給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。

第8条（特約の更新）

- ① 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、80歳を超えない場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
- ② この特約に疾病入院特約条件付保険特約が付加されている場合で、この特約が更新されるときの更新後の特約の条件は、更新直前の保険年度の条件と同一とします。この場合、特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間によって計算します。
- ③ 更新後のこの特約の入院給付日額は、更新前のこの特約の入院給付日額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の入院給付日額を変更して更新することができます。
- ④ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ⑤ 第④項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑥ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑦ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑧ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 給付金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑩ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。
- ⑪ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑫ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

第9条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表4）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（給付金の受取人の変更）

この特約の給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（給付金の支払）第⑩項に定める場合を除きます。

第11条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約の疾病入院給付金および長期療養給付金の給付日数（疾病入院給付金または長期療養給付金が支払われる日数をいいます。）が通算して700日に達したとき

(3) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約されたとき

第12条 (特約の払いもどし金)

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)		
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の入院給付日額が減額されたとき (第9条)		
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	
(6) この特約の給付日数が通算限度に達したことにより、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(7) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約され、この特約が消滅したとき (第11条)		
(8) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類 (別表4) が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条 (特約の契約者配当金)

この特約に対する契約者配当金はありません。

第14条 (この特約と災害入院特約を重複付加した場合の疾病入院給付金支払の特例)

この特約とあわせて主契約に災害入院特約が付加されている場合、会社は、この特約の疾病入院給付金の支払について、次の各号に定めるとおり取り扱います。

(1) 災害入院特約の規定により災害入院給付金が支払われる入院中に、この特約の規定により疾

病入院給付金が支払われる治療（以下本号において「治療」といいます。）を開始したときには、この特約の疾病入院給付金の支払金額は、第2条（給付金の支払）第①項の支払金額に関する規定（給付日数の限度に関する規定を除きます。）にかかわらず、次に定めるとおりとします。

項目	内容
(ア) この特約の入院給付日額が災害入院特約の入院給付日額以下である場合	災害入院特約の規定により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めて計算した入院日数に、この特約の入院給付日額を乗じた金額とします。
(イ) この特約の入院給付日額が災害入院特約の入院給付日額を超える場合	治療を開始した日からその日を含めて計算した入院日数に、この特約の入院給付日額を乗じた金額とします。 ただし、災害入院特約の規定により災害入院給付金が支払われる入院を開始した日からその日を含めての4日が経過する前に治療を開始したときは、その入院を開始した日からその日を含めての4日が経過した日以降の入院日数に、この特約の入院給付日額を乗じた金額とします。

- (2) この特約の規定により疾病入院給付金が支払われる入院中に、災害入院特約の規定により災害入院給付金が支払われる治療を開始したときには、災害入院特約の規定により災害入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の疾病入院給付金は支払いません。

(2023年10月改定)

別表 1

入 院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 2

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 3

対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいひ、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

対 象 と な る 手 術 の 種 類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術（25cm ² 未満は除く。）	20
2. 乳房切断術	20
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）	
3. 骨移植術	20
4. 骨髓炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	20
6. 鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）	10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	20

対象となる手術の種類	給付倍率
8. 脊椎・骨盤観血手術	20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	10
13. 筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
§呼吸器・胸部の手術	
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	10
15. 喉頭全摘除術	20
16. 気管、気管支、肺、胸膜手術（開胸術を伴うもの。）	20
17. 胸郭形成術	20
18. 縦隔腫瘍摘出術	40
§循環器・脾の手術	
19. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
20. 静脈瘤根本手術	10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40
22. 心膜切開・縫合術	20
23. 直視下心臓内手術	40
24. 体内用ペースメーカー埋込術	20
25. 脾摘除術	20
§消化器の手術	
26. 耳下腺腫瘍摘出術	20
27. 顎下腺腫瘍摘出術	10
28. 食道離断術	40
29. 胃切除術	40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	20
31. 腹膜炎手術	20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・脾臓観血手術	20
33. ヘルニア根本手術	10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35. 直腸脱根本手術	20
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10
§尿・性器の手術	
38. 腎移植手術（受容者に限る。）	40
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20

対象となる手術の種類	給付倍率
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42. 陰茎切断術	40
43. 辜丸・副辜丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
44. 陰嚢水腫根本手術	10
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47. 帝王切開娩出術	10
48. 子宮外妊娠手術	20
49. 子宮脱・膣脱手術	20
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51. 卵管・卵巣観血手術（経膈的操作は除く。）	20
52. その他の卵管・卵巣手術	10
§ 内分泌器の手術	
53. 下垂体腫瘍摘除術	40
54. 甲状腺手術	20
55. 副腎全摘除術	20
§ 神経の手術	
56. 頭蓋内観血手術	40
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59. 脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術	
60. 眼瞼下垂症手術	10
61. 涙小管形成術	10
62. 涙嚢鼻腔吻合術	10
63. 結膜嚢形成術	10
64. 角膜移植術	10
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66. 虹彩前後癒着剥離術	10
67. 緑内障観血手術	20
68. 白内障・水晶体観血手術	20
69. 硝子体観血手術	10
70. 網膜剥離症手術	10
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72. 眼球摘除術・組織充填術	20
73. 眼窩腫瘍摘出術	20
74. 眼筋移植術	10

対象となる手術の種類	給付倍率
§ 感覚器・聴器の手術	
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76. 乳様洞削開術	10
77. 中耳根本手術	20
78. 内耳観血手術	20
79. 聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術	
80. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
§ 上記以外の手術	
83. 上記以外の開頭術	20
84. 上記以外の開胸術	20
85. 上記以外の開腹術	10
86. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
§ 新生物根治放射線照射	
88. 新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備 考

1. 治療を目的とする入院

治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

2. 治療を直接の目的とする手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

4. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。

5. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出（剔出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出（剔出）したり、また、転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせ

て切除、摘除、摘出（剔出）する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

6. **開頭術**

「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

7. **開胸術**

「開胸術」とは、直視下に胸壁および胸膜全層に切開を加え、胸腔内の臓器に対して行う手術をいいます。

8. **開腹術**

「開腹術」とは、直視下に腹壁に切開を加え、腹腔内の臓器に対して行う手術をいいます。

9. **同一の疾病**

医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、胆石症に起因する肝炎、黄疸等をいいます。

別表 4

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1 疾病入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が疾病入院給付金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2 手術給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故を原因とした場合に限り。） (5) 被保険者の戸籍抄本 (6) 被保険者（契約者が手術給付金の受取人のときは契約者、または第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
3 長期療養給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故を原因とした場合に限り。） (5) 被保険者の戸籍抄本 (6) 被保険者（契約者が長期療養給付金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
4 特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券

項 目		必 要 書 類
5	入院給付日額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
6	特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

疾病入院特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
 (入院給付日額1,000円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	200	
	3	0	0	0	0	2,120	
	4	0	0	0	0	3,820	
	5	0	0	0	470	4,980	
	7	0	0	0	1,350	5,420	
	10	0	0	0	0	0	
15年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	3,680	
	3	0	0	0	1,210	7,880	
	4	0	0	0	3,270	11,590	
	5	0	0	750	5,110	14,820	
	7	0	100	2,590	7,980	19,610	
	10	860	1,870	4,150	9,790	21,370	
15	0	0	0	0	0		
20年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	1,200		
	3	0	0	0	4,600		
	4	0	0	1,640	7,830		
	5	0	0	3,330	10,870		
	7	0	1,930	6,250	16,220		
	10	2,020	4,550	9,520	21,940		
15	1,810	4,170	8,450	19,450			
20	0	0	0	0			
25年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	3,960		
	3	0	0	1,850	8,800		
	4	0	30	4,350	13,470		
	5	0	1,420	6,750	17,980		
	7	800	4,120	11,110	26,370		
	10	3,460	7,740	16,650	36,920		
15	4,050	9,140	19,650	43,420			
20	3,110	6,920	15,790	34,970			
25	0	0	0	0			
30年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	960			
	3	0	0	4,400			
	4	0	1,560	7,770			
	5	0	3,410	11,060			
	7	0	6,940	17,250			
	10	0	11,860	25,640			
15	0	15,570	33,790				
20	0	15,870	35,720				
25	0	11,740	26,700				
30	0	0	0				
80歳満了	1	0	0	0	780	1,490	730
	2	2,020	3,540	5,370	7,020	7,830	4,910
	3	6,120	8,420	11,060	13,420	14,160	8,410
	4	10,220	13,280	16,740	19,690	20,090	11,120
	5	14,370	18,160	22,340	25,840	25,560	12,680
	7	22,760	27,910	33,300	37,580	35,090	12,090
	10	35,520	42,480	49,140	53,460	44,700	0
	15	53,900	63,340	70,750	69,890	39,520	
	20	72,140	82,340	87,850	73,590	0	
	25	89,820	99,050	96,500	55,090		
	30	105,510	111,090	92,170	0		
	35	118,790	114,480	65,100			
	40	127,300	104,710	0			
	45	127,020	71,870				
	50	113,470	0				
55	76,590						
60	0						

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

疾病入院特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
 (入院給付日額1,000円につき：単位円)

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	870	
	4	0	0	0	0	2,070	
	5	0	0	0	0	2,980	
	7	0	0	0	0	3,550	
15年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	1,940	
	3	0	0	0	0	4,930	
	4	0	0	0	550	7,900	
	5	90	0	0	1,730	10,490	
	7	460	0	260	4,090	14,270	
20年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	1,510	0	
	4	10	0	0	3,710	0	
	5	300	0	100	5,940	0	
	7	760	20	2,000	10,090	0	
25年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	1,400	0	
	3	0	0	0	4,610	0	
	4	120	0	610	8,070	0	
	5	440	0	1,950	11,440	0	
	7	1,020	900	4,980	17,910	0	
30年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	0	
	3	0	0	870	0	0	
	4	0	0	2,820	0	0	
	5	0	200	5,020	0	0	
	7	2,210	2,210	9,320	0	0	
80歳満了	1	0	0	0	0	360	0
	2	510	1,070	2,240	3,770	5,110	2,970
	3	3,730	4,100	6,050	8,570	10,190	5,750
	4	6,890	7,520	10,130	13,390	14,980	7,770
	5	10,040	10,960	14,220	18,140	19,410	9,130
	7	16,260	17,870	22,390	27,440	27,020	8,910
80歳満了	10	25,420	28,350	34,540	40,480	34,660	0
	15	37,520	42,760	50,830	53,790	30,270	0
	20	49,790	56,990	64,940	56,380	0	0
	25	62,030	70,100	72,750	41,690	0	0
	30	73,990	80,820	69,500	0	0	0
	35	84,680	85,060	48,580	0	0	0
	40	92,850	78,030	0	0	0	0
	45	94,370	53,050	0	0	0	0
	50	84,480	0	0	0	0	0
	55	56,440	0	0	0	0	0
	60	0	0	0	0	0	0

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

入院初期費用給付特約目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 入院初期給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 入院初期給付金の請求手続、支払の期限
および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 特約の更新

第9条 特約給付金額の減額

第10条 入院初期給付金の受取人の変更

第11条 特約の消滅

第12条 特約の払いもどし金

第13条 特約の契約者配当金

別表1 請求書類

入院初期費用給付特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が疾病または不慮の事故等により1日以上入院をした場合に入院初期給付金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（入院初期給付金の支払）

① 会社は、この特約の入院初期給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (入院初期給付金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (入院初期給付金を支払わない場合)
入院初期給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院*をしたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発生した次のいずれかを直接の原因とする入院であること</p> <p>(a) 疾病*</p> <p>(b) 不慮の事故*による傷害</p> <p>(c) 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(イ) 前(ア)の治療を目的とする入院であること</p> <p>(ロ) この特約の保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) この特約の保険期間中の入院日数が1日*以上であること</p> <p>(オ) 病院または診療所*への入院であること</p>	特約給付金額*	被 保 険 者	<p>被保険者が次のいずれかによって入院したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ロ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ク) 被保険者の薬物依存</p> <p>(ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

- * 入院 災害入院特約または疾病入院特約の別表1に定める入院をいいます。
- * 疾病 異常分娩を含みます。異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10準拠」によるものとします。
- 分娩（O80～O84）中の
- ・ 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩（O81）
 - ・ 帝王切開による単胎分娩（O82）
 - ・ その他の介助単胎分娩（O83）
 - ・ 多胎分娩<全児自然分娩（O84.0）は除く>（O84）
- * 不慮の事故 主約款の別表1に定める事故をいいます。
- * 入院日数が1日 上に定める入院の入院日と退院日が同日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

- * 病院または診療所 災害入院特約または疾病入院特約の別表2に定める病院または診療所をいいます。
- * 特約給付金額 入院中に特約給付金額の減額があったときは、支払事由に該当した日現在の特約給付金額をいいます。

- ② 被保険者が同一の不慮の事故を直接の原因として、第①項に規定する1日以上入院を2回以上したときには、会社は、1回の入院とみなして、第①項の規定を適用してこの特約の入院初期給付金を支払います。ただし、その不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- ③ 被保険者が同一の疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）を直接の原因として、第①項に規定する1日以上入院を2回以上したときには、会社は、1回の入院とみなして第①項の規定を適用してこの特約の入院初期給付金を支払います。ただし、本条による入院初期給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として取り扱います。
- ④ 被保険者がこの特約の入院初期給付金が支払われる入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病により入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
- ⑤ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって入院した場合でも、それらの事由によって入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、この特約の入院初期給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑥ 被保険者が、この特約の責任開始時前に生じた疾病、不慮の事故による傷害または不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その疾病またはその傷害をこの特約の責任開始時以後に生じたものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病またはその傷害に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその疾病またはその傷害に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病またはその傷害について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その疾病またはその傷害による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合
- ⑦ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の入院初期給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

- ① この特約による入院初期給付金の支払は、1回の入院につき1回のみとします。
- ② この特約による入院初期給付金の支払は、その支払回数を通算して15回をもって限度とします。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（入院初期給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が入院初期給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の入院初期給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、入院初期給付金を請求してください。
- ② 入院初期給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、災害入院特約および疾病入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項は給付特約総則特約の特約条項と同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約に付加されている災害入院特約および疾病入院特約と同一とします。

第8条（特約の更新）

- ① 主契約に付加されている災害入院特約および疾病入院特約が更新されるときは、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も災害入院特約および疾病入院特約に準じて更新されます。
- ② 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 入院初期給付金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ④ この特約が更新された場合、支払回数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の支払回数を算入するものとします。

第9条（特約給付金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表1）を提出して、将来に向かって、この特約の特約給付金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約給付金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 主契約に付加されている災害入院特約または疾病入院特約の入院給付日額が減額されたときまたは入院給付日額を変更して更新されるときには、この特約の特約給付金額は、会社の定める方法によって減額されます。
- ③ この特約の特約給付金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（入院初期給付金の受取人の変更）

この特約の入院初期給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（入院初期給付金の支払）第⑦項に定める場合を除きます。

第11条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約の入院初期給付金の支払回数が通算して15回に達したとき
- (3) 主契約に付加されている災害入院特約または疾病入院特約が消滅したとき

第12条（特約の払いもどし金）

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契約者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)		
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の特約給付金額が減額されたとき (第9条)		
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	
(6) 主契約に付加されている災害入院特約または疾病入院特約が消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(7) この特約の支払回数が通算限度に達したことにより、この特約が消滅したとき (第11条)		
(8) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表1）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

備 考

同一の疾病

医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、胆石症に起因する肝炎、黄疸等をいいます。

(2023年10月改定)

別表 1

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1 入院初期給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 被保険者の戸籍抄本 (6) 被保険者（契約者が入院初期給付金の受取人のときは契約者）の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
2 特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
3 特約給付金額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
4 特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。	

入院初期費用給付特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
(特約給付金額 1 万円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	310	0
	4	0	0	0	0	840	0
	5	0	0	0	30	1,200	0
	7	0	0	0	390	1,370	0
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	590	0
	3	0	0	0	240	1,780	0
	4	0	0	0	950	2,820	0
	5	0	0	50	1,590	3,700	0
	7	0	0	700	2,620	4,990	0
	10	310	580	1,310	3,300	5,450	0
15	0	0	0	0	0	0	
20年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	140	0	0
	3	0	0	0	1,280	0	0
	4	0	0	320	2,360	0	0
	5	0	0	890	3,370	0	0
	7	0	510	1,890	5,160	0	0
	10	740	1,410	3,050	7,050	0	0
15	660	1,300	2,740	6,000	0	0	
20	0	0	0	0	0	0	
25年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	900	0	0
	3	0	0	380	2,430	0	0
	4	0	0	1,220	3,890	0	0
	5	0	290	2,030	5,310	0	0
	7	210	1,190	3,510	7,940	0	0
	10	1,210	2,410	5,430	11,140	0	0
15	1,390	2,850	6,480	12,540	0	0	
20	1,010	2,170	5,260	9,550	0	0	
25	0	0	0	0	0	0	
30年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	30	0	0	0
	3	0	0	1,170	0	0	0
	4	0	320	2,290	0	0	0
	5	0	930	3,370	0	0	0
	7	0	2,100	5,420	0	0	0
	10	0	3,740	8,230	0	0	0
15	0	4,930	10,880	0	0	0	
20	0	5,050	11,470	0	0	0	
25	0	3,780	8,320	0	0	0	
30	0	0	0	0	0	0	
80歳満了	1	0	0	0	0	0	0
	2	270	710	1,190	1,620	1,500	200
	3	1,530	2,210	2,920	3,520	3,160	1,000
	4	2,810	3,700	4,630	5,370	4,680	1,590
	5	4,100	5,180	6,330	7,170	6,060	1,940
	7	6,730	8,140	9,620	10,590	8,380	1,920
	10	10,730	12,560	14,380	15,060	10,560	0
	15	16,200	18,680	20,560	18,810	8,660	0
	20	21,520	24,190	25,120	18,700	0	0
	25	26,680	28,920	26,600	13,050	0	0
	30	31,190	31,990	24,130	0	0	0
	35	34,890	31,910	15,980	0	0	0
	40	36,890	27,840	0	0	0	0
45	35,700	17,980	0	0	0	0	
50	30,490	0	0	0	0	0	
55	19,400	0	0	0	0	0	
60	0	0	0	0	0	0	

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

入院初期費用給付特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
(特約給付金額 1 万円につき：単位円)

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	330	0
	5	0	0	0	0	690	0
	7	0	0	0	0	920	0
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	950	0
	4	0	0	0	0	1,810	0
	5	0	0	0	290	2,540	0
	7	0	0	0	1,090	3,570	0
	10	130	0	370	1,840	3,920	0
15	0	0	0	0	0	0	
20年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	80	0	0
	4	0	0	0	830	0	0
	5	0	0	0	1,550	0	0
	7	0	0	110	2,890	0	0
	10	190	40	1,080	4,470	0	0
15	100	60	1,110	4,140	0	0	
20	0	0	0	0	0	0	
25年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	930	0	0
	4	0	0	0	1,970	0	0
	5	0	0	0	2,980	0	0
	7	0	0	940	4,920	0	0
	10	230	250	2,310	7,450	0	0
15	160	390	3,020	8,830	0	0	
20	80	460	2,660	6,610	0	0	
25	0	0	0	0	0	0	
30年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	250	0	0	0
	5	0	0	890	0	0	0
	7	0	0	2,210	0	0	0
	10	0	720	4,170	0	0	0
15	0	1,120	5,920	0	0	0	
20	0	1,470	6,710	0	0	0	
25	0	1,310	5,310	0	0	0	
30	0	0	0	0	0	0	
80歳満了	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	400	580	0
	3	110	190	860	1,710	1,880	0
	4	820	1,040	1,930	3,020	3,060	150
	5	1,530	1,900	3,010	4,310	4,130	460
	7	2,960	3,640	5,220	6,810	5,830	810
	10	5,160	6,320	8,560	10,210	7,250	0
	15	7,810	9,840	12,790	13,170	5,370	0
	20	10,670	13,570	16,270	12,740	0	0
	25	13,750	17,090	17,870	8,250	0	0
	30	17,010	19,820	15,990	0	0	0
	35	20,050	20,610	9,950	0	0	0
	40	22,260	17,890	0	0	0	0
45	22,500	10,950	0	0	0	0	
50	19,200	0	0	0	0	0	
55	11,640	0	0	0	0	0	
60	0	0	0	0	0	0	

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

短期入院特約目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 短期入院給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 短期入院給付金の請求手続、支払の期限
および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 特約の更新

第9条 入院給付日額の減額

第10条 短期入院給付金の受取人の変更

第11条 特約の消滅

第12条 特約の払いもどし金

第13条 特約の契約者配当金

別表1 請求書類

短期入院特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が疾病または不慮の事故等により2日以上入院をした場合に短期入院給付金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（短期入院給付金の支払）

① 会社は、この特約の短期入院給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (短期入院給付金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (短期入院給付金を支払わない場合)
短期入院給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院* をしたとき (ア) この特約の責任開始時以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院であること (a) 疾病* (b) 不慮の事故* による傷害 (c) 不慮の事故以外の外因による傷害 (イ) 前(ア)の治療を目的とする入院であること (ウ) この特約の保険期間中に開始した入院であること (エ) この特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上となったこと (オ) 病院または診療所* への入院であること</p>	<p>入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数) ただし、1回の入院の給付日数(短期入院給付金が支払われる日数をいいます。)の限度は、入院開始日からその日を含めての4日とします。</p>	被保険者	<p>被保険者が次のいずれかによって入院したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ク) 被保険者の薬物依存 (ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

* 入院 災害入院特約または疾病入院特約の別表1に定める入院をいいます。
 * 疾病 異常分娩を含みます。異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」によるものとします。

分娩 (O80～O84) 中の

- ・ 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩 (O81)
- ・ 帝王切開による単胎分娩 (O82)
- ・ その他の介助単胎分娩 (O83)
- ・ 多胎分娩<全児自然分娩 (O84.0) は除く> (O84)

* 不慮の事故 主約款の別表1に定める事故をいいます。

* 病院または診療所 災害入院特約または疾病入院特約の別表2に定める病院または診療所をいいます。

* 入院給付日額 入院中に入院給付日額の減額があったときは、各日現在の入院給付日額をいいます。

② 主契約に付加された災害入院特約または疾病入院特約から、同一の日の入院に対して災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる場合には、会社は、短期入院給付金を支払いません。

③ 被保険者がこの特約の短期入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なる疾病を併発して

いた場合またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病により継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。

- ④ 被保険者が第①項に定める原因で入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に同一の原因で転入院または再入院した場合で、入院日数が1日の入院と入院日数が2日以上入院の両方があるときには、継続した入院とみなして第①項の規定を適用します。ただし、同一の原因で災害入院特約または疾病入院特約から災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をした後、転入院または再入院した場合を除きます。
- ⑤ 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、この特約の保険期間が満了した日を含む継続入院に限り、この特約の有効中の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑥ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって入院した場合でも、それらの事由によって入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、この特約の短期入院給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑦ 被保険者が、この特約の責任開始時前に生じた疾病、不慮の事故による傷害または不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その疾病またはその傷害をこの特約の責任開始時以後に生じたものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病またはその傷害に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその疾病またはその傷害に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病またはその傷害について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その疾病またはその傷害による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合
- ⑧ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の短期入院給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

この特約による短期入院給付金の支払は、短期入院給付金の給付日数（短期入院給付金が支払われる日数をいいます。）を通算して60日をもって限度とします。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が短期入院給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の短期入院給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、短期入院給付金を請求してください。
- ② 短期入院給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、災害入院特約および疾病入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。

- ② この特約条項は給付特約総則特約の特約条項と同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約に付加されている災害入院特約および疾病入院特約と同一とします。

第8条（特約の更新）

- ① 主契約に付加されている災害入院特約および疾病入院特約が更新されるときは、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も災害入院特約および疾病入院特約に準じて更新されます。
- ② 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 短期入院給付金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ④ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。

第9条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表1）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 主契約に付加されている災害入院特約または疾病入院特約の入院給付日額が減額されたときまたは入院給付日額を変更して更新されるときには、この特約の入院給付日額は、会社の定める方法によって減額されます。
- ③ この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（短期入院給付金の受取人の変更）

この特約の短期入院給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（短期入院給付金の支払）第⑧項に定める場合を除きます。

第11条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約の短期入院給付金の給付日数（短期入院給付金が支払われる日数をいいます。）が通算して60日に達したとき
- (3) 主契約に付加されている災害入院特約または疾病入院特約が消滅したとき

第12条（特約の払いもどし金）

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)		
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の入院給付日額が減額されたとき (第9条)		
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	
(6) 主契約に付加されている災害入院特約または疾病入院特約が消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(7) この特約の給付日数が通算限度に達したことにより、この特約が消滅したとき (第11条)		
(8) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表1）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表 1

請求書類

項目	必要書類
1 短期入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 被保険者の戸籍抄本 (6) 被保険者（契約者が短期入院給付金の受取人のときは契約者）の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
2 特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
3 入院給付日額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
4 特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。	

短期入院特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
 (入院給付日額1,000円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	120
	4	0	0	0	0	0	320
	5	0	0	0	0	10	460
	7	0	0	0	150	530	0
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	230	0
	3	0	0	0	90	680	0
	4	0	0	0	360	1,080	0
	5	0	0	20	610	1,410	0
	7	0	0	270	1,000	1,910	0
	10	120	220	500	1,260	2,080	0
15	0	0	0	0	0	0	
20年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	60	0	0
	3	0	0	0	490	0	0
	4	0	0	120	900	0	0
	5	0	0	330	1,290	0	0
	7	0	200	720	1,970	0	0
	10	280	540	1,160	2,690	0	0
15	250	490	1,050	2,290	0	0	
20	0	0	0	0	0	0	
25年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	340	0	0
	3	0	0	140	930	0	0
	4	0	0	470	1,490	0	0
	5	0	110	770	2,030	0	0
	7	80	460	1,340	3,030	0	0
	10	460	920	2,070	4,250	0	0
15	530	1,090	2,470	4,790	0	0	
20	390	830	2,010	3,640	0	0	
25	0	0	0	0	0	0	
30年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	10	0	0	0
	3	0	0	450	0	0	0
	4	0	130	880	0	0	0
	5	0	350	1,280	0	0	0
	7	0	810	2,070	0	0	0
	10	0	1,430	3,140	0	0	0
15	0	1,880	4,150	0	0	0	
20	0	1,930	4,380	0	0	0	
25	0	1,440	3,170	0	0	0	
30	0	0	0	0	0	0	
80歳満了	1	0	0	0	0	0	0
	2	100	270	450	620	570	70
	3	590	840	1,110	1,350	1,200	380
	4	1,080	1,420	1,770	2,050	1,790	610
	5	1,560	1,980	2,410	2,740	2,310	740
	7	2,570	3,110	3,670	4,040	3,200	740
	10	4,100	4,790	5,490	5,750	4,030	0
	15	6,180	7,130	7,850	7,180	3,310	0
	20	8,210	9,230	9,590	7,130	0	0
	25	10,180	11,040	10,150	4,980	0	0
	30	11,900	12,210	9,210	0	0	0
	35	13,310	12,180	6,100	0	0	0
	40	14,080	10,620	0	0	0	0
	45	13,620	6,860	0	0	0	0
50	11,630	0	0	0	0	0	
55	7,400	0	0	0	0	0	
60	0	0	0	0	0	0	

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

短期入院特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
 (入院給付日額1,000円につき：単位円)

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0	120
	5	0	0	0	0	0	260
	7	0	0	0	0	0	350
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	360
	4	0	0	0	0	0	680
	5	0	0	0	110	0	960
	7	0	0	0	410	0	1,350
	10	50	0	140	700	0	1,480
15	0	0	0	0	0	0	
20年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	30	0
	4	0	0	0	0	320	0
	5	0	0	0	0	590	0
	7	0	0	40	1,090	0	0
	10	70	10	410	1,690	0	0
15	40	20	420	1,570	0	0	
20	0	0	0	0	0	0	
25年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	350	0
	4	0	0	0	0	740	0
	5	0	0	0	0	1,130	0
	7	0	0	360	1,860	0	0
	10	90	100	870	2,820	0	0
15	60	150	1,150	3,350	0	0	
20	30	180	1,010	2,500	0	0	
25	0	0	0	0	0	0	
30年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	100	0	0	0
	5	0	0	330	0	0	0
	7	0	0	840	0	0	0
	10	0	270	1,580	0	0	0
15	0	420	2,250	0	0	0	
20	0	560	2,540	0	0	0	
25	0	500	2,010	0	0	0	
30	0	0	0	0	0	0	
80歳満了	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	150	220	0
	3	40	70	320	650	710	0
	4	300	400	730	1,140	1,160	60
	5	570	720	1,140	1,630	1,560	170
	7	1,120	1,380	1,980	2,580	2,210	310
	10	1,950	2,400	3,240	3,870	2,750	0
	15	2,960	3,730	4,850	4,990	2,030	0
	20	4,040	5,140	6,170	4,830	0	0
	25	5,210	6,480	6,770	3,130	0	0
	30	6,450	7,510	6,060	0	0	0
	35	7,600	7,810	3,770	0	0	0
	40	8,440	6,780	0	0	0	0
45	8,530	4,150	0	0	0	0	
50	7,280	0	0	0	0	0	
55	4,410	0	0	0	0	0	
60	0	0	0	0	0	0	

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

成人病入院特約目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 特約の更新

第9条 入院給付日額の減額

第10条 給付金の受取人の変更

第11条 特約の消滅

第12条 特約の払いもどし金

第13条 特約の契約者配当金

別表1 入院

別表2 対象となる疾病の種類

別表3 病院または診療所

別表4 対象となる手術および給付倍率表

別表5 請求書類

成人病入院特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が成人病により5日以上入院をした場合または手術を受けた場合に所定の給付を行うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 給付金	成人病入院給付金、成人病手術給付金または成人病長期療養給付金のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（給付金の支払）

- ① 会社は、この特約の成人病入院給付金、成人病手術給付金および成人病長期療養給付金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (成人病入院給付金、成人病手術給付金、成人病長期療養給付金を支払う場合)	支払金額	受取人
(1) 成人病入院給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院*をしたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発病した成人病*を直接の原因とする入院であること</p> <p>(イ) 成人病の治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) この特約の保険期間中の入院日数が継続して5日以上となったこと</p> <p>(オ) 病院または診療所*への入院であること</p>	<p>入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日) ただし、一回の入院の給付日数 (成人病入院給付金が支払われる日数をいいます。)の限度は、 120日とします。</p>	被 保 険 者
(2) 成人病手術給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす手術*を受けたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発病した成人病を直接の原因とする手術であること</p> <p>(イ) 成人病の治療を直接の目的とする手術であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に受けた手術であること</p> <p>(エ) 病院または診療所で受けた手術であること</p>	<p>手術1回につき、 (入院給付日額*) × (給付倍率*)</p>	
(3) 成人病長期療養給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発病した成人病を直接の原因とする入院であること</p> <p>(イ) 成人病の治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) この特約の保険期間中の入院日数が継続して270日以上となったこと</p> <p>(オ) 病院または診療所*への入院であること</p>	<p>(入院給付日額*) × (50日 (この特約の給付限度の残日数が50日未満のときは、その残日数))</p>	

- * 入院 別表1に定める入院をいいます。
- * 成人病 別表2に定める疾病をいいます。ただし、成人病であることの診断は、疾病の経過、臨床症状、各種臨床検査成績、手術所見等に基づく医学的な総合判断により客観的に確定されたものであることを必要とします。
- * 病院または診療所 別表3に定める病院または診療所をいいます。
- * 入院給付日額 次の(ア)から(ウ)の場合にはそれぞれに定める金額とします。

項目	内容
(ア) 成人病入院給付金の場合で、入院中に入院給付日額の減額があったとき	各日現在の入院給付日額
(イ) 成人病手術給付金の場合	手術を受けた日現在の入院給付日額
(ウ) 成人病長期療養給付金の場合	保険期間中の入院日数が継続して270日経過した場合の270日目現在の入院給付日額

- * 手術 別表4に定める手術をいいます。
- * 給付倍率 別表4に定める手術の種類に対応する給付倍率をいいます。

- ② 被保険者が同一の成人病（病名を異にする場合でも、別表2中、同一の疾病区分に含まれる成人病については、同一の成人病として取り扱います。また、別表2中、異なる疾病区分に含まれる場合でも、医学上重要な関係があると会社が認めた成人病は、同一の成人病として取り扱います。）を直接の原因として、第①項に規定する5日以上入院を2回以上したときには、会社は、1回の入院とみなして第①項の規定を適用してこの特約の成人病入院給付金を支払います。ただし、本条による成人病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として取り扱います。
- ③ 被保険者がこの特約の成人病入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なる成人病を併発していた場合またはその入院中に異なる成人病を併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
- ④ 次の各号に定める場合は、継続した入院とみなして第①項第1号の規定を適用します。
 - (1) 被保険者が成人病を直接の原因として入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に同一の成人病を直接の原因として転入院または再入院した場合
 - (2) 被保険者が成人病を直接の原因として入院し、その入院の退院日と同日または翌日から異なる成人病を直接の原因として転入院または再入院した場合。ただし、それぞれの入院の入院日数が5日以上である場合を除きます。
- ⑤ 被保険者が成人病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に成人病の治療を開始したときには、会社は、その治療を開始した日からその成人病の治療を終了した日までの入院については、成人病を直接の原因とする入院として本条の規定を適用します。
- ⑥ 成人病による入院中に併発した成人病以外の疾病によって入院日数が延長されたときは、会社はその成人病と医学上重要な関係があると認めた疾病によって延長された入院日数について、その入院に限って、成人病による入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、この特約の保険期間が満了した日を含む継続入院に限り、この特約の有効中の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 被保険者が同時に2種類以上の手術を受けたときには、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして、第①項第2号の規定により成人病手術給付金を支払います。

- ⑨ 被保険者が、この特約の責任開始時前に発病した成人病の治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院しましたは手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その成人病をこの特約の責任開始時以後に発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその成人病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその成人病に関する事実を正確に知ることができなかつた場合を除きます。
 - (2) その成人病について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その成人病による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始しましたは手術を受けた場合
- ⑩ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の成人病入院給付金、成人病手術給付金および成人病長期療養給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

この特約による成人病入院給付金および成人病長期療養給付金の支払は、成人病入院給付金および成人病長期療養給付金の給付日数（成人病入院給付金または成人病長期療養給付金が支払われる日数をいいます。）を通算して700日をもって限度とします。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が成人病入院給付金、成人病手術給付金および成人病長期療養給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、給付金を請求してください。
- ② 第①項の場合に、被保険者に給付金を請求できない事情があるときには、被保険者の配偶者（配偶者がいないときは被保険者と生計を一にする親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって給付金を請求することができます。
- ③ 第②項の規定により会社が給付金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、その入院または手術について給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。

第8条（特約の更新）

- ① 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、80歳を超えない場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い

込まれていることを必要とします。

- ② この特約に成人病入院特約条件付保険特約が付加されている場合で、この特約が更新される際の更新後の特約の条件は、更新直前の保険年度の条件と同一とします。この場合、特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間によって計算します。
- ③ 更新後のこの特約の入院給付日額は、更新前のこの特約の入院給付日額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の入院給付日額を変更して更新することができます。
- ④ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ⑤ 第④項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑥ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑦ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑧ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 給付金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑩ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。
- ⑪ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑫ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

第9条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表5）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（給付金の受取人の変更）

この特約の給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（給付金の支払）第⑩項に定める場合を除きます。

第11条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約の成人病入院給付金および成人病長期療養給付金の給付日数（成人病入院給付金または成人病長期療養給付金が支払われる日数をいいます。）が通算して700日に達したとき
- (3) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約されたとき

第12条（特約の払いもどし金）

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)		
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の入院給付日額が減額されたとき (第9条)		
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	
(6) この特約の給付日数が通算限度に達したことにより、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(7) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約され、この特約が消滅したとき (第11条)		
(8) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表5）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表 1

入 院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表 3 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 2

対象となる疾病の種類

この特約の対象となる疾病の種類は、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」によるものとします。

疾病区分	分 類 項 目	分類コード
悪性新生物	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	2. 消化器の悪性新生物	C15～C26
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	7. 乳房の悪性新生物	C50
	8. 女性性器の悪性新生物	C51～C58
	9. 男性性器の悪性新生物	C60～C63
	10. 尿路の悪性新生物	C64～C68
	11. 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C72
	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	16. 上皮内新生物	D00～D09
	17. 真正赤血球増加症<多血症>	D45
	18. 骨髄異形成症候群	D46
	19. 慢性骨髄増殖性疾患	D47. 1
	20. 本態性（出血性）血小板血症	D47. 3
	21. ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76. 0
糖尿病	糖尿病	E10～E14
心疾患	1. 慢性リウマチ性心疾患	I 05～I 09
	2. 虚血性心疾患	I 20～I 25
	3. 肺性心疾患および肺循環疾患	I 26～I 28
	4. その他の型の心疾患	I 30～I 52
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10～I 15
脳血管疾患	脳血管疾患	I 60～I 69

別表 3

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 4

対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～17を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

対象となる手術の種類	給付倍率
1. 四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
2. 体内用ペースメーカー埋込術	20
3. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
4. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40
5. 直視下心臓内手術	40
6. 心膜切開・縫合術	20
7. 副腎全摘除術	20
8. 頭蓋内観血手術	40
9. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
10. 白内障・水晶体観血手術	20
11. 網膜剥離症手術	10
12. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
13. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
14. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
15. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
16. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
17. 新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備 考

1. 治療を直接の目的とする手術

診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

2. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。

3. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出（剔出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出（剔出）したり、また、転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出（剔出）する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

4. 開胸術

「開胸術」とは、直視下に胸壁および胸膜全層に切開を加え、胸腔内の臓器に対して行う手術をいいます。

5. 開腹術

「開腹術」とは、直視下に腹壁に切開を加え、腹腔内の臓器に対して行う手術をいいます。

6. 同一の成人病

医学上重要な関係にある一連の成人病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の成人病として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心疾患等をいいます。

別表5

請求書類

項目	必 要 書 類
1 成人病入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が成人病入院給付金の受取人のときは契約者、または第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2 成人病手術給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が成人病手術給付金の受取人のときは契約者、または第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3 成人病長期療養給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が成人病長期療養給付金の受取人のときは契約者、または第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
4 特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券

項 目		必 要 書 類
5	入院給付日額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
6	特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類（成人病入院給付金、成人病手術給付金、成人病長期療養給付金については、被保険者が治療を受けた医師もしくは医療機関の診断書、検査成績表等をいいます。）の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

成人病入院特約の解約返戻金額例表[年払・半年払・月払の場合]
(入院給付日額1,000円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	640	0
	3	0	0	0	30	1,740	0
	4	0	0	0	520	2,550	0
	5	0	0	0	890	3,030	0
	7	0	0	30	1,120	3,020	0
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	260	0
	2	0	0	0	350	2,500	0
	3	0	0	0	1,550	4,560	0
	4	0	0	100	2,600	6,350	0
	5	0	0	610	3,510	7,830	0
	7	0	40	1,510	4,870	9,940	0
	10	100	750	2,350	5,530	10,440	0
20年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	1,570	0	0
	3	0	0	390	3,400	0	0
	4	0	0	1,280	5,090	0	0
	5	0	50	2,130	6,650	0	0
	7	0	720	3,680	9,350	0	0
	10	390	1,800	5,520	12,150	0	0
25年満期	1	0	0	0	0	310	0
	2	0	0	230	2,980	0	0
	3	0	0	1,550	5,510	0	0
	4	0	100	2,830	7,940	0	0
	5	0	680	4,080	10,250	0	0
	7	60	1,850	6,440	14,490	0	0
	10	880	3,450	9,570	19,730	0	0
30年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	1,160	0	0	0
	3	0	110	2,940	0	0	0
	4	0	930	4,710	0	0	0
	5	0	1,790	6,450	0	0	0
	7	0	3,440	9,820	0	0	0
	10	0	5,760	14,510	0	0	0
80歳満了	1	0	0	470	1,060	1,160	540
	2	1,290	2,280	3,390	4,470	4,480	2,520
	3	3,190	4,670	6,310	7,780	7,560	4,250
	4	5,130	7,090	9,240	11,000	10,400	5,470
	5	7,090	9,540	12,150	14,100	12,970	6,160
	7	11,050	14,430	17,940	19,980	17,350	5,820
	10	17,180	21,820	26,400	27,840	21,600	0
	15	26,560	32,860	37,830	35,700	18,900	0
	20	36,160	43,450	46,320	36,640	0	0
	25	45,660	52,350	50,000	27,010	0	0
	30	54,660	58,250	46,620	0	0	0
	35	61,910	59,220	32,400	0	0	0
40	66,090	53,070	0	0	0	0	
45	65,290	35,870	0	0	0	0	
50	57,300	0	0	0	0	0	
55	38,150	0	0	0	0	0	
60	0	0	0	0	0	0	

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

成人病入院特約の解約返戻金額例表[年払・半年払・月払の場合]
(入院給付日額1,000円につき：単位円)

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	650	
	4	0	0	0	0	1,190	
	5	0	0	0	0	1,560	
	7	0	0	0	210	1,700	
	10	0	0	0	0	0	
15年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	1,220	
	3	0	0	0	40	2,590	
	4	0	0	0	630	3,830	
	5	0	40	90	1,200	4,980	
	7	0	200	660	2,240	6,700	
	10	300	940	1,270	3,010	7,380	
	15	0	0	0	0	0	
20年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	120		
	3	0	0	0	1,100		
	4	0	70	220	2,120		
	5	0	210	770	3,140		
	7	60	900	1,720	5,000		
	10	720	2,030	2,820	7,080		
	15	640	1,690	2,420	6,380		
	20	0	0	0	0		
25年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	1,060		
	3	0	30	250	2,540		
	4	0	200	1,070	4,150		
	5	20	560	1,840	5,700		
	7	270	1,670	3,230	8,660		
	10	1,390	3,130	5,040	12,430		
	15	1,680	3,400	5,890	14,790		
	20	1,440	2,380	4,830	11,860		
	25	0	0	0	0		
30年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	30			
	3	0	110	1,110			
	4	0	460	2,220			
	5	0	1,190	3,290			
	7	0	2,550	5,300			
	10	0	4,430	8,060			
	15	0	5,430	10,610			
	20	0	5,180	11,400			
	25	0	3,660	8,630			
	30	0	0	0			
80歳満了	1	0	0	0	170	510	140
	2	570	1,180	1,690	2,240	2,820	1,840
	3	2,100	3,000	3,710	4,440	5,040	3,210
	4	3,650	4,820	5,720	6,700	7,250	4,200
	5	5,230	6,660	7,690	8,920	9,290	4,790
	7	8,410	10,330	11,560	13,230	12,850	4,620
	10	13,260	15,790	17,200	19,130	16,460	0
	15	20,130	23,100	24,900	25,330	14,600	
	20	26,970	29,700	31,310	26,730	0	
	25	33,150	35,630	34,760	20,000		
	30	38,560	40,160	33,260	0		
	35	43,230	41,610	23,420			
	40	46,430	38,000	0			
	45	46,470	25,920				
50	41,370	0					
55	27,690						
60	0						

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

成人病短期入院特約目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 成人病短期入院給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 成人病短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 特約の更新

第9条 入院給付日額の減額

第10条 成人病短期入院給付金の受取人の変更

第11条 特約の消滅

第12条 特約の払いもどし金

第13条 特約の契約者配当金

別表1 請求書類

成人病短期入院特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が成人病により2日以上入院をした場合に成人病短期入院給付金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（成人病短期入院給付金の支払）

- ① 会社は、この特約の成人病短期入院給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (成人病短期入院給付金を支払う場合)	支払金額	受取人
成人病短期入院給付金	被保険者が次の条件のすべてを満たす入院*をしたとき (ア) この特約の責任開始時以後に発病した成人病*を直接の原因とする入院であること (イ) 成人病の治療を目的とする入院であること (ウ) この特約の保険期間中に開始した入院であること (エ) この特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上となったこと (オ) 病院または診療所*への入院であること	入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数) ただし、1回の入院の給付日数（成人病短期入院給付金が支払われる日数をいいます。）の限度は、入院開始日からその日を含めての4日とします。	被 保 険 者

* 入院 成人病入院特約の別表1に定める入院をいいます。

* 成人病 成人病入院特約の別表2に定める疾病をいいます。ただし、成人病であることの診断は、疾病の経過、臨床症状、各種臨床検査成績、手術所見等に基づく医学的な総合判断により客観的に確定されたものであることを必要とします。

* 病院または診療所 成人病入院特約の別表3に定める病院または診療所をいいます。

* 入院給付日額 入院中に入院給付日額の減額があったときは、各日現在の入院給付日額をいいます。

- ② 主契約に付加された成人病入院特約から、同一の日の入院に対して成人病入院給付金が支払われる場合には、会社は、成人病短期入院給付金を支払いません。
- ③ 被保険者がこの特約の成人病短期入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なる成人病を併発していた場合またはその入院中に異なる成人病を併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
- ④ 被保険者が成人病を直接の原因として入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に成人病入院特約に定める同一の成人病を直接の原因として転入院または再入院した場合で、入院日数が1日の入院と入院日数が2日以上以上の入院の両方があるときには、継続した入院とみなして第①項の規定を適用します。ただし、同一の成人病を直接の原因として成人病入院特約から成人病入院給付金が支払われる入院をした後、転入院または再入院した場合を除きます。
- ⑤ 被保険者が成人病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に成人病の治療を開始したときには、会社は、その治療を開始した日からその成人病の治療を終了した日までの入院については、成人病を直接の原因とする入院として本条の規定を適用します。
- ⑥ 成人病による入院中に併発した成人病以外の疾病によって入院日数が延長されたときは、会社がその成人病と医学上重要な関係があると認めた疾病によって延長された入院日数について、その入院に限って、成人病による入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、この特約の保険期間が満了した

日を含む継続入院に限り、この特約の有効中の入院とみなして本条の規定を適用します。

- ⑧ 被保険者が、この特約の責任開始時前に発病した成人病の治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その成人病をこの特約の責任開始時以後に発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその成人病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその成人病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その成人病について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その成人病による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合
- ⑨ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の成人病短期入院給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

この特約による成人病短期入院給付金の支払は、成人病短期入院給付金の給付日数（成人病短期入院給付金が支払われる日数をいいます。）を通算して60日をもって限度とします。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（成人病短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が成人病短期入院給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の成人病短期入院給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、成人病短期入院給付金を請求してください。
- ② 第①項の場合に、被保険者に成人病短期入院給付金を請求できない事情があるときには、被保険者の配偶者（配偶者がいないときは被保険者と生計を一にする親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって成人病短期入院給付金を請求することができます。
- ③ 第②項の規定により会社が成人病短期入院給付金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、その入院について成人病短期入院給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 成人病短期入院給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、成人病入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項は給付特約総則特約の特約条項と同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約に付加されている成人病入院特約と同一とします。

第8条（特約の更新）

- ① 主契約に付加されている成人病入院特約が更新されるときは、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も成人病入院特約に準じて更新されます。

- ② 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 成人病短期入院給付金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ④ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。

第9条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表1）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 主契約に付加されている成人病入院特約の入院給付日額が減額されたときまたは入院給付日額を変更して更新されるときには、この特約の入院給付日額は、会社の定める方法によって減額されます。
- ③ この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（成人病短期入院給付金の受取人の変更）

この特約の成人病短期入院給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（成人病短期入院給付金の支払）第⑨項に定める場合を除きます。

第11条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約の成人病短期入院給付金の給付日数（成人病短期入院給付金が支払われる日数をいいます。）が通算して60日に達したとき
- (3) 主契約に付加されている成人病入院特約が消滅したとき

第12条（特約の払いもどし金）

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)		
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の入院給付日額が減額されたとき (第9条)		
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(6) 主契約に付加されている成人病入院特約が消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)		
(7) この特約の給付日数が通算限度に達したことにより、この特約が消滅したとき (第11条)		
(8) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表1）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表 1

請求書類

項目	必 要 書 類
1 成人病短期入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が成人病短期入院給付金の受取人のときは契約者、または第5条（成人病短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2 特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
3 入院給付日額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
4 特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類（成人病短期入院給付金については、被保険者が治療を受けた医師もしくは医療機関の診断書、検査成績表等をいいます。）の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>	

成人病短期入院特約の解約返戻金額例表[年払・半年払・月払の場合]
 (入院給付日額1,000円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	50	
	3	0	0	0	20	170	
	4	0	0	0	70	260	
	5	0	0	0	110	300	
	7	0	0	0	140	300	
	10	0	0	0	0	0	
15年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	50	210	
	3	0	0	0	190	410	
	4	0	0	10	310	580	
	5	0	0	80	410	710	
	7	0	10	190	570	890	
	10	0	90	290	640	890	
15	0	0	0	0	0		
20年満期	1	0	0	0	0		
	2	0	0	0	180		
	3	0	0	50	390		
	4	0	0	160	580		
	5	0	0	260	760		
	7	0	90	450	1,060		
	10	30	210	670	1,360		
15	40	190	600	1,150			
20	0	0	0	0			
25年満期	1	0	0	0	20		
	2	0	0	40	310		
	3	0	0	180	590		
	4	0	10	340	840		
	5	0	90	490	1,090		
	7	0	230	780	1,540		
	10	90	410	1,140	2,060		
15	130	500	1,350	2,280			
20	120	440	1,050	1,650			
25	0	0	0	0			
30年満期	1		0	0			
	2		0	140			
	3		10	340			
	4		120	550			
	5		220	750			
	7		420	1,150			
	10		690	1,690			
15		940	2,210				
20		1,040	2,270				
25		790	1,630				
30		0	0				
80歳満了	1	0	0	30	80	50	0
	2	110	220	340	430	340	40
	3	310	470	640	760	610	130
	4	520	730	950	1,070	850	200
	5	730	1,000	1,250	1,380	1,050	240
	7	1,150	1,520	1,860	1,950	1,380	250
	10	1,790	2,300	2,740	2,670	1,620	0
	15	2,790	3,450	3,850	3,250	1,250	
	20	3,800	4,540	4,590	3,070	0	
	25	4,790	5,390	4,740	2,020		
	30	5,710	5,840	4,100	0		
	35	6,380	5,710	2,580			
	40	6,660	4,780	0			
45	6,340	2,950					
50	5,220	0					
55	3,190						
60	0						

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

成人病短期入院特約の解約返戻金額例表[年払・半年払・月払の場合]
 (入院給付日額1,000円につき：単位円)

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	40	0
	5	0	0	0	0	80	0
	7	0	0	0	0	110	0
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	10	0
	3	0	0	0	0	130	0
	4	0	0	0	10	230	0
	5	0	0	0	80	330	0
	7	0	0	30	190	460	0
	10	20	90	90	280	510	0
15	0	0	0	0	0	0	
20年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	40	0	0
	4	0	0	0	140	0	0
	5	0	0	20	240	0	0
	7	0	70	120	430	0	0
	10	50	190	220	620	0	0
15	50	150	200	550	0	0	
20	0	0	0	0	0	0	
25年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	10	0	0
	3	0	0	0	150	0	0
	4	0	0	40	290	0	0
	5	0	10	120	430	0	0
	7	0	130	250	700	0	0
	10	100	270	420	1,020	0	0
15	140	290	500	1,180	0	0	
20	130	190	430	880	0	0	
25	0	0	0	0	0	0	
30年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	40	0	0	0
	4	0	0	140	0	0	0
	5	0	70	240	0	0	0
	7	0	210	430	0	0	0
	10	0	380	670	0	0	0
15	0	460	910	0	0	0	
20	0	430	990	0	0	0	
25	0	300	740	0	0	0	
30	0	0	0	0	0	0	
80歳満了	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	20	60	100	110	0
	3	100	180	220	280	290	90
	4	230	330	390	460	450	160
	5	370	490	550	650	600	210
	7	640	810	870	1,000	850	220
	10	1,040	1,260	1,330	1,470	1,080	0
	15	1,600	1,830	1,930	1,870	910	0
	20	2,140	2,330	2,410	1,870	0	0
	25	2,620	2,780	2,600	1,330	0	0
	30	3,030	3,120	2,370	0	0	0
	35	3,380	3,150	1,590	0	0	0
	40	3,610	2,750	0	0	0	0
45	3,530	1,790	0	0	0	0	
50	3,020	0	0	0	0	0	
55	1,930	0	0	0	0	0	
60	0	0	0	0	0	0	

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

ガン入院特約目次

この特約の主な内容	第8条 特約の更新
1. 用語の意義	第9条 入院給付日額の減額
第1条 用語の意義	第10条 給付金の受取人の変更
2. この特約の給付および請求手続	第11条 特約の消滅
第2条 給付金の支払	第12条 特約の払いもどし金
第3条 この特約の給付限度	第13条 特約の契約者配当金
第4条 特約保険料の払込免除	別表1 入院
第5条 給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所	別表2 対象となる悪性新生物の種類
3. この特約の取扱	別表3 病院または診療所
第6条 特約の締結	別表4 対象となる手術および給付倍率表
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	別表5 請求書類

ガン入院特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が悪性新生物（ガン）により5日以上入院をした場合または手術を受けた場合に所定の給付を行うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 給付金	ガン入院給付金、ガン手術給付金またはガン長期療養給付金のことをいいます。
(7) ガン	別表2に定める悪性新生物のことをいいます。 ただし、ガンであることの診断は、次の(ア)から(イ)の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者により客観的に確定されたものであることを必要とします。 (ア) 病理組織学的所見（剖検、生検） (イ) 細胞学的所見 (ウ) 理学的所見（X線、内視鏡等） (エ) 臨床学的所見 (オ) 手術所見

2. この特約の給付および請求手続

第2条（給付金の支払）

- ① 会社は、この特約のガン入院給付金、ガン手術給付金およびガン長期療養給付金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (ガン入院給付金、ガン手術給付金、ガン長期療養給付金を支払う場合)	支払金額	受取人
(1) ガン入院給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院*をしたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発病したガンを直接の原因とする入院であること</p> <p>(イ) ガンの治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) この特約の保険期間中の入院日数が継続して5日以上となったこと</p> <p>(オ) 病院または診療所* への入院であること</p>	<p>入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日) ただし、1回の入院の給付日数 (ガン入院給付金が支払われる日数をいいます。)の限度は、120日とします。</p>	被 保 険 者
(2) ガン手術給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす手術*を受けたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発病したガンを直接の原因とする手術であること</p> <p>(イ) ガンの治療を直接の目的とする手術であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に受けた手術であること</p> <p>(エ) 病院または診療所で受けた手術であること</p>	<p>手術1回につき、 (入院給付日額*) × (給付倍率*)</p>	
(3) ガン長期療養給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発病したガンを直接の原因とする入院であること</p> <p>(イ) ガンの治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) この特約の保険期間中の入院日数が継続して270日以上となったこと</p> <p>(オ) 病院または診療所*への入院であること</p>	<p>(入院給付日額*) × (50日 (この特約の給付限度の残日数が50日未満のときは、その残日数))</p>	

- * 入院 別表1に定める入院をいいます。
- * 病院または 別表3に定める病院または診療所をいいます。
- 診療所
- * 入院給付日額 次の(ア)から(ウ)の場合には、それぞれに定める金額とします。

項目	内容
(ア) ガン入院給付金の場合で、入院中に入院給付日額の減額があったとき	各日現在の入院給付日額
(イ) ガン手術給付金の場合	手術を受けた日現在の入院給付日額
(ウ) ガン長期療養給付金の場合	保険期間中の入院日数が継続して270日経過した場合の270日目現在の入院給付日額

- * 手術 別表4に定める手術をいいます。
- * 給付倍率 別表4に定める手術の種類に対応する給付倍率をいいます。

- ② 被保険者が同一のガン（これと医学上重要な関係があると会社が認めたガンを含みます。）を直接の原因として、第①項に規定する5日以上入院を2回以上したときには、会社は、1回の入院とみなして第①項の規定を適用してこの特約のガン入院給付金を支払います。ただし、本条によるガン入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として取り扱います。
- ③ 被保険者がこの特約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なるガンを併発していた場合またはその入院中に異なるガンを併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となったガンにより継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
- ④ 次の各号に定める場合は、継続した入院とみなして第①項第(1)号の規定を適用します。
 - (1) 被保険者がガンを直接の原因として入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に同一のガンを直接の原因として転入院または再入院した場合
 - (2) 被保険者がガンを直接の原因として入院し、その入院の退院日と同日または翌日から異なるガンを直接の原因として転入院または再入院した場合。ただし、それぞれの入院の入院日数が5日以上である場合を除きます。
- ⑤ 被保険者がガン以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中にガンの治療を開始したときには、会社は、その治療を開始した日からそのガンの治療を終了した日までの入院については、ガンを直接の原因とする入院として本条の規定を適用します。
- ⑥ ガンによる入院中に併発したガン以外の疾病によって入院日数が延長されたときは、会社がそのガンと医学上重要な関係があると認めた疾病によって延長された入院日数について、その入院に限って、ガンによる入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、この特約の保険期間が満了した日を含む継続入院に限り、この特約の有効中の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 被保険者が同時に2種類以上の手術を受けたときには、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして、第①項第(2)号の規定によりガン手術給付金を支払います。
- ⑨ 被保険者が、この特約の責任開始時前に発病したガンの治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院または手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、そのガンをこの特約の責任開始時以後に発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたそのガンに関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がそのガンに関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) そのガンについて、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、

かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、そのガンによる症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始前に認識または自覚していた場合を除きます。

(3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始または手術を受けた場合

- ⑩ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約のガン入院給付金、ガン手術給付金およびガン長期療養給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

この特約によるガン入院給付金およびガン長期療養給付金の支払は、ガン入院給付金およびガン長期療養給付金の給付日数（ガン入院給付金またはガン長期療養給付金が支払われる日数をいいます。）を通算して700日をもって限度とします。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者がガン入院給付金、ガン手術給付金およびガン長期療養給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、給付金を請求してください。
- ② 第①項の場合に、被保険者に給付金を請求できない事情があるときには、被保険者の配偶者（配偶者がいないときは被保険者と生計を一にする親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって給付金を請求することができます。
- ③ 第②項の規定により会社が給付金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、その入院または手術について給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。

第8条（特約の更新）

- ① 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、80歳を超えない場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
- ② この特約にガン入院特約条件付保険特約が付加されている場合で、この特約が更新されるときの更新後の特約の条件は、更新直前の保険年度の条件と同一とします。この場合、特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間によって計算します。
- ③ 更新後のこの特約の入院給付日額は、更新前のこの特約の入院給付日額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の入院給付日額を変更して更新することができます。

- ④ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ⑤ 第④項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑥ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑦ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑧ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 給付金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑩ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。
- ⑪ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑫ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

第9条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表5）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（給付金の受取人の変更）

この特約の給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（給付金の支払）第⑩項に定める場合を除きます。

第11条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約のガン入院給付金およびガン長期療養給付金の給付日数（ガン入院給付金またはガン長期療養給付金が支払われる日数をいいます。）が通算して700日に達したとき
- (3) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約されたとき

第12条（特約の払いもどし金）

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)		
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の入院給付日額が減額されたとき (第9条)		
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	
(6) この特約の給付日数が通算限度に達したことにより、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(7) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約され、この特約が消滅したとき (第11条)		
(8) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表5）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表 1

入 院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表 3 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 2

対象となる悪性新生物の種類

この特約の対象となる悪性新生物の種類は、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、I C D-10 準拠」によるものとします。

分 類 項 目	分類コード
1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
2. 消化器の悪性新生物	C15～C26
3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
5. 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
7. 乳房の悪性新生物	C50
8. 女性性器の悪性新生物	C51～C58
9. 男性性器の悪性新生物	C60～C63
10. 尿路の悪性新生物	C64～C68
11. 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C72
12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
16. 上皮内新生物	D00～D09
17. 真正赤血球増加症<多血症>	D45
18. 骨髄異形成症候群	D46
19. 慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
20. 本態性（出血性）血小板血症	D47.3
21. ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

別表 3

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 4

対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～5を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

対象となる手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
2. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
3. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
4. 新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
5. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備 考

1. 治療を直接の目的とする手術
診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。
2. 悪性新生物根治手術
「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出（剔出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出（剔出）したり、また、転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出（剔出）する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。
3. 同一のガン
医学上重要な関係にある一連のガンは、病名を異にする場合であっても、これを同一のガンとして取り扱います。たとえば、大腸ガンとその転移による肝ガン等をいいます。

別表5

請求書類

項	目	必 要 書 類
1	ガン入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者がガン入院給付金の受取人のときは契約者、または第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	ガン手術給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者がガン手術給付金の受取人のときは契約者、または第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3	ガン長期療養給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者がガン長期療養給付金の受取人のときは契約者、または第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
4	特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券

項 目		必 要 書 類
5	入院給付日額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
6	特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類（ガン入院給付金、ガン手術給付金、ガン長期療養給付金については、被保険者が治療を受けた医師もしくは医療機関の診断書、検査成績表等をいいます。）の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

ガン入院特約の解約返戻金額例表 (入院給付日額1,000円につき：単位円)

[年払・半年払・月払の場合]

保険種類	経過年数(年)	更新時の年齢				
		30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	210	110
	3	0	0	50	760	580
	4	0	0	370	1,190	930
	5	0	0	610	1,440	1,120
	7	0	0	740	1,430	1,160
	10	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	240	950	
	3	0	0	950	1,900	
	4	0	80	1,590	2,720	
	5	0	400	2,160	3,400	
	7	130	930	2,950	4,240	
	10	530	1,400	3,260	4,230	
15	0	0	0	0	0	
20年満期	1	0	0	0	160	
	2	0	0	900	1,580	
	3	0	290	1,950	2,850	
	4	0	820	2,930	4,000	
	5	110	1,320	3,850	5,010	
	7	590	2,250	5,360	6,560	
	10	1,200	3,330	6,820	7,730	
	15	1,050	3,030	5,700	5,940	
	20	0	0	0	0	
25年満期	1	0	0	90		
	2	0	190	1,530		
	3	0	970	2,910		
	4	200	1,730	4,220		
	5	570	2,480	5,470		
	7	1,280	3,890	7,690		
	10	2,220	5,730	10,240		
	15	2,640	6,810	11,190		
	20	2,190	5,320	8,000		
25	0	0	0			
30年満期	1	0	0	360		
	2	0	700	2,070		
	3	200	1,740	3,730		
	4	740	2,770	5,330		
	5	1,260	3,790	6,860		
	7	2,250	5,750	9,670		
	10	3,640	8,460	13,180		
	15	4,850	11,090	15,890		
	20	5,270	11,370	14,850		
	25	4,040	8,090	9,770		
30	0	0	0			
80歳満了	1	0	130	360	160	0
	2	1,190	1,650	2,070	1,580	110
	3	2,490	3,190	3,730	2,850	580
	4	3,810	4,710	5,330	4,000	930
	5	5,120	6,230	6,860	5,010	1,120
	7	7,730	9,230	9,670	6,560	1,160
	10	11,650	13,550	13,180	7,730	0
	15	17,330	19,110	15,890	5,940	
	20	22,660	22,670	14,850	0	
	25	26,870	23,230	9,770		
	30	29,030	19,990	0		
	35	28,150	12,540			
	40	23,420	0			
45	14,390					
50	0					

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

新ガン入院特約目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 給付金の支払

第3条 特約保険料の払込免除

第4条 給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第5条 特約の締結

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

第7条 特約の更新

第8条 入院給付日額の減額

第9条 給付金の受取人の変更

第10条 特約の消滅

第11条 特約の払いもどし金

第12条 特約の契約者配当金

別表1 入院

別表2 対象となる悪性新生物の種類

別表3 病院または診療所

別表4 対象となる手術および給付倍率表

別表5 請求書類

新ガン入院特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が悪性新生物（ガン）により5日以上入院をした場合または手術を受けた場合に所定の給付を行うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 給付金	ガン入院給付金またはガン手術給付金のことをいいます。
(7) ガン	別表2に定める悪性新生物のことをいいます。 ただし、ガンであることの診断は、次の(ア)から(イ)の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者により客観的に確定されたものであることを必要とします。 (ア) 病理組織学的所見（剖検、生検） (イ) 細胞学的所見 (ウ) 理学的所見（X線、内視鏡等） (エ) 臨床学的所見 (オ) 手術所見

2. この特約の給付および請求手続

第2条（給付金の支払）

- ① 会社は、この特約のガン入院給付金およびガン手術給付金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (ガン入院給付金、ガン手術給付金を支払う場合)	支払金額	受取人
(1) ガン 入院 給付 金	被保険者が次の条件のすべてを満たす入院* をしたとき (ア) この特約の責任開始時以後に発病したガンを直接の原因とする入院であること (イ) ガンの治療を目的とする入院であること (ウ) この特約の保険期間中に開始した入院であること (エ) この特約の保険期間中の入院日数が継続して5日以上となったこと (オ) 病院または診療所* への入院であること	入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日)	被 保 険 者
(2) ガン 手術 給付 金	被保険者が次の条件のすべてを満たす手術* を受けたとき (ア) この特約の責任開始時以後に発病したガンを直接の原因とする手術であること (イ) ガンの治療を直接の目的とする手術であること (ウ) この特約の保険期間中に受けた手術であること (エ) 病院または診療所で受けた手術であること	手術1回につき、 (入院給付日額*) × (給付倍率*)	

* 入院 別表1に定める入院をいいます。

* 病院または診療所 別表3に定める病院または診療所をいいます。

* 入院給付日額 次の(ア)および(イ)の場合には、それぞれに定める金額とします。

項目	内容
(ア) ガン入院給付金の場合で、入院中に入院給付日額の減額があったとき	各日現在の入院給付日額
(イ) ガン手術給付金の場合	手術を受けた日現在の入院給付日額

* 手術 別表4に定める手術をいいます。

* 給付倍率 別表4に定める手術の種類に対応する給付倍率をいいます。

- ② 被保険者が同一のガン（これと医学上重要な関係があると会社が認めたガンを含みます。）を直接の原因として、第①項に規定する5日以上入院を2回以上したときには、会社は、1回の

入院とみなして第①項の規定を適用してこの特約のガン入院給付金を支払います。ただし、本条によるガン入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180日を経過した後開始した入院については、新たな入院として取り扱います。

- ③ 被保険者がこの特約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なるガンを併発していた場合またはその入院中に異なるガンを併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となったガンにより継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
- ④ 次の各号に定める場合は、継続した入院とみなして第①項の規定を適用します。
 - (1) 被保険者がガンを直接の原因として入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて 180日を経過する前に同一のガンを直接の原因として転入院または再入院した場合
 - (2) 被保険者がガンを直接の原因として入院し、その入院の退院日と同日または翌日から異なるガンを直接の原因として転入院または再入院した場合。ただし、それぞれの入院の入院日数が 5日以上である場合を除きます。
- ⑤ 被保険者がガン以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中にガンの治療を開始したときには、会社は、その治療を開始した日からそのガンの治療を終了した日までの入院については、ガンを直接の原因とする入院として本条の規定を適用します。
- ⑥ ガンによる入院中に併発したガン以外の疾病によって入院日数が延長されたときは、会社がそのガンと医学上重要な関係があると認めた疾病によって延長された入院日数について、その入院に限って、ガンによる入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、この特約の保険期間が満了した日を含む継続入院に限り、この特約の有効中の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 被保険者が同時に 2種類以上の手術を受けたときには、会社は、最も給付倍率の高いいずれか 1種類の手術を受けたものとみなして、第①項の規定によりガン手術給付金を支払います。
- ⑨ 被保険者が、この特約の責任開始時前に発病したガンの治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院しましたまたは手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、そのガンをこの特約の責任開始時以後に発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたそのガンに関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がそのガンに関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) そのガンについて、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、そのガンによる症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて 2年を経過した後に入院を開始しましたまたは手術を受けた場合
- ⑩ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約のガン入院給付金およびガン手術給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第4条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者がガン入院給付金およびガン手術給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、給付金を請求してください。
- ② 第①項の場合に、被保険者に給付金を請求できない事情があるときには、被保険者の配偶者（配偶者がいないときは被保険者と生計を一にする親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の

承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって給付金を請求することができます。

- ③ 第②項の規定により会社が給付金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、その入院または手術について給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第5条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）

契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。

第7条（特約の更新）

- ① 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、80歳を超えない場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
- ② この特約にガン入院特約条件付保険特約が付加されている場合で、この特約が更新されるときの更新後の特約の条件は、更新直前の保険年度の条件と同一とします。この場合、特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間によって計算します。
- ③ 更新後のこの特約の入院給付日額は、更新前のこの特約の入院給付日額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の入院給付日額を変更して更新することができます。
- ④ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ⑤ 第④項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑥ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑦ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑧ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 給付金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第3条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑩ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑪ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

第8条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表5）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。

② この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第9条（給付金の受取人の変更）

この特約の給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（給付金の支払）第⑩項に定める場合を除きます。

第10条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約されたとき

第11条（特約の払いもどし金）

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第10条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)		
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の入院給付日額が減額されたとき (第8条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第10条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(6) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約され、この特約が消滅したとき (第10条)		
(7) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表5）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第12条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表 1

入 院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表 3 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 2

対象となる悪性新生物の種類

この特約の対象となる悪性新生物の種類は、平成 6 年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10準拠」によるものとします。

分 類 項 目	分類コード
1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
2. 消化器の悪性新生物	C15～C26
3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
5. 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
7. 乳房の悪性新生物	C50
8. 女性性器の悪性新生物	C51～C58
9. 男性性器の悪性新生物	C60～C63
10. 尿路の悪性新生物	C64～C68
11. 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C72
12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
16. 上皮内新生物	D00～D09
17. 真正赤血球増加症<多血症>	D45
18. 骨髄異形成症候群	D46
19. 慢性骨髄増殖性疾患	D47. 1
20. 本態性（出血性）血小板血症	D47. 3
21. ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76. 0

別表 3

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 4

対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～5を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

対象となる手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
2. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
3. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
4. 新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
5. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備 考

1. 治療を直接の目的とする手術

診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

2. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出（剔出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出（剔出）したり、また、転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出（剔出）する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

3. 同一のガン

医学上重要な関係にある一連のガンは、病名を異にする場合であっても、これを同一のガンとして取り扱います。たとえば、大腸ガンとその転移による肝ガン等をいいます。

別表5

請求書類

項目		必要書類
1	ガン入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者がガン入院給付金の受取人のときは契約者、または第4条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	ガン手術給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者がガン手術給付金の受取人のときは契約者、または第4条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3	特約保険料の払込免除 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
4	入院給付日額の減額 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
5	特約の払いもどし金 (第11条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類（ガン入院給付金、ガン手術給付金については、被保険者が治療を受けた医師もしくは医療機関の診断書、検査成績表等をいいます。）の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

新ガン入院特約の解約返戻金額例表 (入院給付日額1,000円につき：単位円)

[年払・半年払・月払の場合]

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	240	
	3	0	0	0	90	800	
	4	0	0	0	410	1,240	
	5	0	0	0	650	1,490	
	7	0	0	40	780	1,470	
	10	0	0	0	0	0	
15年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	290	1,020	
	3	0	0	0	1,020	1,990	
	4	0	0	190	1,680	2,830	
	5	0	0	530	2,250	3,530	
	7	0	150	1,090	3,060	4,400	
	10	170	560	1,540	3,360	4,400	
15	0	0	0	0	0		
20年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	960		
	3	0	0	410	2,050		
	4	0	0	970	3,050		
	5	0	160	1,510	3,990		
	7	0	660	2,480	5,540		
	10	460	1,310	3,570	7,020		
15	450	1,180	3,210	5,860			
20	0	0	0	0			
25年満期	1	0	0	0	140		
	2	0	0	290	1,610		
	3	0	0	1,120	3,040		
	4	0	270	1,920	4,390		
	5	0	670	2,710	5,670		
	7	190	1,420	4,190	7,950		
	10	870	2,430	6,080	10,570		
15	1,080	2,910	7,140	11,550			
20	870	2,400	5,550	8,290			
25	0	0	0	0			
30年満期	1	0	0	0			
	2	0	0	820			
	3	0	290	1,920			
	4	0	850	3,000			
	5	0	1,400	4,070			
	7	0	2,450	6,120			
	10	0	3,930	8,910			
15	0	5,260	11,580				
20	0	5,670	11,810				
25	0	4,300	8,370				
30	0	0	0				
80歳満了	1	0	0	210	410	210	0
	2	770	1,310	1,820	2,180	1,680	210
	3	1,890	2,670	3,430	3,900	3,000	710
	4	3,030	4,060	5,020	5,550	4,190	1,070
	5	4,180	5,430	6,620	7,140	5,240	1,290
	7	6,500	8,180	9,750	10,040	6,870	1,320
	10	10,080	12,300	14,230	13,660	8,130	0
	15	15,420	18,310	19,960	16,490	6,320	
	20	20,720	23,840	23,630	15,510	0	
	25	25,820	28,150	24,200	10,290		
	30	30,410	30,340	20,900	0		
	35	33,750	29,390	13,200			
	40	34,950	24,530	0			
	45	32,960	15,150				
50	27,010	0					
55	16,490						
60	0						

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

ガン短期入院特約目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 ガン短期入院給付金の支払

第3条 特約保険料の払込免除

第4条 ガン短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第5条 特約の締結

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

第7条 特約の更新

第8条 入院給付日額の減額

第9条 ガン短期入院給付金の受取人の変更

第10条 特約の消滅

第11条 特約の払いもどし金

第12条 特約の契約者配当金

別表1 請求書類

ガン短期入院特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が悪性新生物（ガン）により2日以上入院をした場合にガン短期入院給付金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（ガン短期入院給付金の支払）

① 会社は、この特約のガン短期入院給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (ガン短期入院給付金を支払う場合)	支払金額	受取人
ガン短期入院給付金	被保険者が次の条件のすべてを満たす入院*をしたとき (ア) この特約の責任開始時以後に発病した悪性新生物*（以下「ガン」といいます。）を直接の原因とする入院であること (イ) ガンの治療を目的とする入院であること (ウ) この特約の保険期間中に開始した入院であること (エ) この特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上となったこと (オ) 病院または診療所* への入院であること	入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数) ただし、1回の入院の給付日数（ガン短期入院給付金が支払われる日数をいいます。）の限度は、入院開始日からその日を含めての4日とします。	被 保 険 者

* 入院 新ガン入院特約の別表1に定める入院をいいます。

* 悪性新生物（ガン） 新ガン入院特約の別表2に定める悪性新生物（ガン）をいいます。ただし、ガンであることの診断は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者により客観的に確定されたものであることを必要とします。

* 病院または診療所 新ガン入院特約の別表3に定める病院または診療所をいいます。

* 入院給付日額 入院中に入院給付日額の減額があったときは、各日現在の入院給付日額をいいます。

- ② 主契約に付加された新ガン入院特約から、同一の日の入院に対してガン入院給付金が支払われる場合には、会社は、ガン短期入院給付金を支払いません。
- ③ 被保険者がこの特約のガン短期入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なるガンを併発していた場合またはその入院中に異なるガンを併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となったガンにより継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
- ④ 被保険者がガンを直接の原因として入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に新ガン入院特約に定める同一のガンを直接の原因として転入院または再入院した場合で、入院日数が1日の入院と入院日数が2日以上入院の両方があるときには、継続した入院とみなして第①項の規定を適用します。ただし、同一のガンを直接の原因として新ガン入院特約からガン入院給付金が支払われる入院をした後、転入院または再入院した場合を除きます。
- ⑤ 被保険者がガン以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中にガンの治療を開始したときには、会社は、その治療を開始した日からそのガンの治療を終了した日までの入院については、ガンを直接の原因とする入院として本条の規定を適用します。
- ⑥ ガンによる入院中に併発したガン以外の疾病によって入院日数が延長されたときは、会社がそのガンと医学上重要な関係があると認めた疾病によって延長された入院日数について、その入院に限って、ガンによる入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、この特約の保険期間が満了した日を含む継続入院に限り、この特約の有効中の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 被保険者が、この特約の責任開始時前に発病したガンの治療を目的としてこの特約の責任開始

時以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、そのガンをこの特約の責任開始時以後に発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。

- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたそのガンに関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がそのガンに関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) そのガンについて、被保険者がこの特約の責任開始前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、そのガンによる症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合
- ⑨ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約のガン短期入院給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第4条（ガン短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者がガン短期入院給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約のガン短期入院給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、ガン短期入院給付金を請求してください。
- ② 第①項の場合に、被保険者にガン短期入院給付金を請求できない事情があるときには、被保険者の配偶者（配偶者がいないときは被保険者と生計を一にする親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わってガン短期入院給付金を請求することができます。
- ③ 第②項の規定により会社がガン短期入院給付金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、その入院についてガン短期入院給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ ガン短期入院給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第5条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、新ガン入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項は給付特約総則特約の特約条項と同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約に付加されている新ガン入院特約と同一とします。

第7条（特約の更新）

- ① 主契約に付加されている新ガン入院特約が更新されるときは、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も新ガン入院特約に準じて更新されます。
- ② 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) ガン短期入院給付金の支払（第2条）

- (2) 特約保険料の払込免除（第3条）
- (3) 告知義務（給付特約総則特約）
- (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
- (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）

第8条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表1）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 主契約に付加されている新ガン入院特約の入院給付日額が減額されたときまたは入院給付日額を変更して更新されるときには、この特約の入院給付日額は、会社の定める方法によって減額されます。
- ③ この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第9条（ガン短期入院給付金の受取人の変更）

この特約のガン短期入院給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（ガン短期入院給付金の支払）第⑨項に定める場合を除きます。

第10条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約に付加されている新ガン入院特約が消滅したとき

第11条（特約の払いもどし金）

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第10条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)		
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の入院給付日額が減額されたとき (第8条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第10条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(6) 主契約に付加されている新ガン入院特約が解約され、この特約が消滅したとき (第10条)		
(7) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表1）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第12条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表 1

請求書類

項	目	必 要 書 類
1	ガン短期入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者がガン短期入院給付金の受取人のときは契約者、または第4条（ガン短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	特約保険料の払込免除 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
3	入院給付日額の減額 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
4	特約の払いもどし金 (第11条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類（ガン短期入院給付金については、被保険者が治療を受けた医師もしくは医療機関の診断書、検査成績表等をいいます。）の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

ガン短期入院特約の解約返戻金額例表 (入院給付日額1,000円につき：単位円)

[年払・半年払・月払の場合]

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	10	
	3	0	0	0	0	60	
	4	0	0	0	20	90	
	5	0	0	0	50	120	
	7	0	0	0	50	110	
	10	0	0	0	0	0	
15年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	10	70	
	3	0	0	0	70	150	
	4	0	0	0	120	220	
	5	0	0	20	170	280	
	7	0	10	70	240	350	
	10	20	50	110	270	350	
20年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	70		
	3	0	0	10	150		
	4	0	0	50	230		
	5	0	0	90	320		
	7	0	50	180	440		
	10	50	100	270	570		
25年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	10	120		
	3	0	0	70	230		
	4	0	10	130	340		
	5	0	40	190	450		
	7	20	110	310	630		
	10	80	190	470	860		
30年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	50			
	3	0	10	130			
	4	0	60	220			
	5	0	100	300			
	7	0	190	470			
	10	0	300	700			
80歳満了	1	0	0	0	10	10	0
	2	40	80	130	160	120	0
	3	140	200	250	300	230	40
	4	230	310	380	430	320	60
	5	320	420	500	570	410	80
	7	520	640	750	800	540	90
	10	810	970	1,120	1,100	630	0
80歳満了	15	1,230	1,430	1,580	1,320	480	
	20	1,640	1,870	1,880	1,230	0	
	25	2,040	2,220	1,930	800		
	30	2,400	2,410	1,650	0		
	35	2,670	2,330	1,030			
	40	2,780	1,940	0			
	45	2,620	1,190				
	50	2,130	0				
	55	1,290					
	60	0					

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

女性疾病入院特約目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 特約の更新

第9条 入院給付日額の減額

第10条 給付金の受取人の変更

第11条 特約の消滅

第12条 特約の払いもどし金

第13条 特約の契約者配当金

別表1 入院

別表2 対象となる疾病の種類

別表3 病院または診療所

別表4 対象となる手術および給付倍率表

別表5 請求書類

女性疾病入院特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が女性特定疾病により5日以上入院をした場合または手術を受けた場合に所定の給付を行うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 給付金	女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金または女性疾病長期療養給付金のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（給付金の支払）

- ① 会社は、この特約の女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金および女性疾病長期療養給付金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支 払 事 由 (女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性疾病長期療養給付金を支払う場合)	支 払 金 額	受取人
(1) 女性 疾病 入院 給付 金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院*をしたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発病した女性特定疾病*を直接の原因とする入院であること</p> <p>(イ) 女性特定疾病の治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) この特約の保険期間中の入院日数が継続して5日以上となったこと</p> <p>(オ) 病院または診療所*への入院であること</p>	<p>入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日) ただし、1回の入院の給付日数（女性疾病入院給付金が支払われる日数をいいます。）の限度は、120日とします。</p>	被
(2) 女性 疾病 手術 給付 金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす手術*を受けたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発病した女性特定疾病を直接の原因とする手術であること</p> <p>(イ) 女性特定疾病の治療を直接の目的とする手術であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に受けた手術であること</p> <p>(エ) 病院または診療所で受けた手術であること</p>	<p>手術1回につき、 (入院給付日額*) × (給付倍率*)</p>	保 険
(3) 女性 疾病 長期 療養 給付 金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発病した女性特定疾病を直接の原因とする入院であること</p> <p>(イ) 女性特定疾病の治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) この特約の保険期間中の入院日数が継続して270日以上となったこと</p> <p>(オ) 病院または診療所*への入院であること</p>	<p>(入院給付日額*) × (50日（この特約の給付限度の残日数が50日未満のときは、その残日数）)</p>	者

- * 入院 別表1に定める入院をいいます。
- * 女性特定疾病 別表2に定める疾病をいいます。ただし、女性特定疾病であることの診断は、疾病の経過、臨床症状、各種臨床検査成績、手術所見等に基づく医学的な総合判断により客観的に確定されたものであることを必要とします。
- * 病院または診療所 別表3に定める病院または診療所をいいます。
- * 入院給付日額 次の(ア)から(ウ)の場合には、それぞれに定める金額とします。

項目	内容
(ア) 女性疾病入院給付金の場合で、入院中に入院給付日額の減額があったとき	各日現在の入院給付日額
(イ) 女性疾病手術給付金の場合	手術を受けた日現在の入院給付日額
(ウ) 女性疾病長期療養給付金の場合	保険期間中の入院日数が継続して270日経過した場合の270日目現在の入院給付日額

- * 手術 別表4に定める手術をいいます。
- * 給付倍率 別表4に定める手術の種類に対応する給付倍率をいいます。

- ② 被保険者が同一の女性特定疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた女性特定疾病を含みます。）を直接の原因として、第①項に規定する5日以上入院を2回以上したときには、会社は、1回の入院とみなして第①項の規定を適用してこの特約の女性疾病入院給付金を支払います。ただし、本条による女性疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として取り扱います。
- ③ 被保険者がこの特約の女性疾病入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なる女性特定疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる女性特定疾病を併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
- ④ 次の各号に定める場合は、継続した入院とみなして第①項第(1)号の規定を適用します。
 - (1) 被保険者が女性特定疾病を直接の原因として入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に同一の女性特定疾病を直接の原因として転入院または再入院した場合
 - (2) 被保険者が女性特定疾病を直接の原因として入院し、その入院の退院日と同日または翌日から異なる女性特定疾病を直接の原因として転入院または再入院した場合。ただし、それぞれの入院の入院日数が5日以上である場合を除きます。
- ⑤ 被保険者が女性特定疾病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に女性特定疾病の治療を開始したときには、会社は、その治療を開始した日からその女性特定疾病の治療を終了した日までの入院については、女性特定疾病を直接の原因とする入院として本条の規定を適用します。
- ⑥ 女性特定疾病による入院中に併発した女性特定疾病以外の疾病によって入院日数が延長されたときは、会社はその女性特定疾病と医学上重要な関係があると認めた疾病によって延長された入院日数について、その入院に限って、女性特定疾病による入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、この特約の保険期間が満了した日を含む継続入院に限り、この特約の有効中の入院とみなして本条の規定を適用します。

- ⑧ 被保険者が同時に2種類以上の手術を受けたときには、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして、第①項第(2)号の規定により女性疾病手術給付金を支払います。
- ⑨ 被保険者が、この特約の責任開始時前に発病した女性特定疾病の治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院または手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その女性特定疾病をこの特約の責任開始時以後に発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその女性特定疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその女性特定疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その女性特定疾病について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その女性特定疾病による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始または手術を受けた場合
- ⑩ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金および女性疾病長期療養給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

この特約による女性疾病入院給付金および女性疾病長期療養給付金の支払は、女性疾病入院給付金および女性疾病長期療養給付金の給付日数（女性疾病入院給付金または女性疾病長期療養給付金が支払われる日数をいいます。）を通算して700日をもって限度とします。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金および女性疾病長期療養給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、給付金を請求してください。
- ② 第①項の場合に、被保険者に給付金を請求できない事情があるときには、被保険者の配偶者（配偶者がいないときは被保険者と生計を一にする親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって給付金を請求することができます。
- ③ 第②項の規定により会社が給付金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、その入院または手術について給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。

第8条（特約の更新）

- ① 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、80歳を超えない場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
- ② この特約に女性疾病入院特約条件付保険特約が付加されている場合で、この特約が更新される際の更新後の特約の条件は、更新直前の保険年度の条件と同一とします。この場合、特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間によって計算します。
- ③ 更新後のこの特約の入院給付日額は、更新前のこの特約の入院給付日額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の入院給付日額を変更して更新することができます。
- ④ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ⑤ 第④項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑥ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑦ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑧ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 給付金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑩ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。
- ⑪ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑫ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

第9条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表5）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（給付金の受取人の変更）

この特約の給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（給付金の支払）第⑩項に定める場合を除きます。

第11条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約の女性疾病入院給付金および女性疾病長期療養給付金の給付日数（女性疾病入院給付金または女性疾病長期療養給付金が支払われる日数をいいます。）が通算して700日に達し

たとき

(3) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約されたとき

第12条 (特約の払いもどし金)

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の入院給付日額が減額されたとき (第9条)		
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)		者
(6) この特約の給付日数が通算限度に達したことにより、この特約が消滅したとき (第11条)		
(7) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約され、この特約が消滅したとき (第11条)		
(8) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類 (別表5) が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条 (特約の契約者配当金)

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表 1

入 院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表 3 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 2

対象となる疾病の種類

この特約の対象となる疾病の種類は、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10 準拠」によるものとします。

疾病区分	分 類 項 目	分類コード
悪性新生物	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	2. 消化器の悪性新生物	C15～C26
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	7. 乳房の悪性新生物	C50
	8. 女性性器の悪性新生物	C51～C58
	9. 尿路の悪性新生物	C64～C68
	10. 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C72
	11. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	12. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	13. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	14. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	15. 上皮内新生物（D00～D09）中の	
・ 口腔、食道および胃の上皮内癌	D00	
・ その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01	
・ 中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02	
・ 上皮内黒色腫	D03	
・ 皮膚の上皮内癌	D04	
・ 乳房の上皮内癌	D05	
・ 子宮頸（部）の上皮内癌	D06	
・ その他および部位不明の性器の上皮内癌（D07）中の		
・ 子宮内膜	D07.0	
・ 外陰部	D07.1	
・ 膣	D07.2	
・ その他および部位不明の女性性器	D07.3	
・ その他および部位不明の上皮内癌	D09	

疾病区分	分類項目	分類コード
悪性新生物	16. 真正赤血球増加症<多血症> 17. 骨髄異形成症候群 18. 慢性骨髄増殖性疾患 19. 本態性(出血性)血小板血症 20. ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D45 D46 D47.1 D47.3 D76.0
乳房、女性性器または泌尿器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	1. 良性新生物(D10~D36)中の ・乳房の良性新生物 ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物 ・卵巣の良性新生物 ・その他および部位不明の女性性器の良性新生物 ・泌尿器の良性新生物(D30)中の ・腎 ・腎盂 ・尿管 ・膀胱 ・尿道 ・その他の泌尿器 2. 性状不詳または不明の新生物(D37~D48)中の ・女性性器の性状不詳または不明の新生物 ・泌尿器の性状不詳または不明の新生物 ・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物(D48)中の ・乳房	D24 D25 D26 D27 D28 D30.0 D30.1 D30.2 D30.3 D30.4 D30.7 D39 D41 D48.6
乳房および女性性器の疾患	1. 乳房の障害 2. 女性骨盤臓器の炎症性疾患 3. 女性性器の非炎症性障害	N60~N64 N70~N77 N80~N98
妊娠、分娩および産じょく<褥>の合併症	1. 流産に終わった妊娠 2. 妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害 3. 主として妊娠に関連するその他の母体障害(O20~O29)中の ・妊娠早期の出血 ・過度の妊娠嘔吐 ・妊娠中の静脈合併症 ・妊娠中の尿路性器感染症 ・妊娠中の糖尿病 ・妊娠中の栄養失調(症) ・主として妊娠に関連するその他の病態の母体ケア 4. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 5. 分娩の合併症	O00~O08 O10~O16 O20 O21 O22 O23 O24 O25 O26 O30~O48 O60~O75

疾病区分	分類項目	分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>の合併症	6. 分娩（O80～O84）中の ・ 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩 ・ 帝王切開による単胎分娩 ・ その他の介助単胎分娩 ・ 多胎分娩<全児自然分娩（O84.0）は除く> 7. 主として産じょく<褥>に関連する合併症（O85～O92）中の ・ 産じょく<褥>性敗血症 ・ その他の産じょく<褥>性感染症 ・ 産じょく<褥>における静脈合併症 ・ 産科的塞栓症 ・ 産じょく<褥>の合併症、他に分類されないもの ・ 分娩に関連する乳房の感染症 ・ 分娩に関連する乳房および授乳のその他の障害 8. その他の産科的病態、他に分類されないもの（O95～O99）中の ・ 他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく<褥>に合併する母体の感染症および寄生虫症 ・ 他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく<褥>に合併するその他の母体疾患	O81 O82 O83 O84 O85 O86 O87 O88 O90 O91 O92 O98 O99
卵巣機能障害	1. その他の内分泌腺障害（E20～E35）中の ・ 卵巣機能障害 2. 代謝障害（E70～E90）中の処置後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の ・ 処置後卵巣機能不全（症）	E28 E89.4
泌尿器系の疾患	1. 糸球体疾患 2. 腎尿細管間質性疾患 3. 腎不全（N17～N19）中の ・ 慢性腎不全 4. 尿路結石症（N20～N23）中の ・ 腎結石及び尿管結石 ・ 下部尿路結石 ・ 他に分類される疾患における尿路結石 5. 尿路系のその他の疾患	N00～N08 N10～N16 N18 N20 N21 N22 N30～N39
貧血	1. 性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・ 骨髄異形成症候群 2. 栄養性貧血 3. 溶血性貧血（D55～D59）中の ・ 後天性溶血性貧血 4. 無形成性貧血およびその他の貧血	D46 D50～D53 D59 D60～D64

疾病区分	分類項目	分類コード
甲状腺の疾患	1. 良性新生物 (D10～D36) 中の ・甲状腺の良性新生物 2. 甲状腺障害 (E00～E07) 中の ・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態 ・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 ・その他の甲状腺機能低下症 (E03) 中の ・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症 ・感染後甲状腺機能低下症 ・甲状腺萎縮 (後天性) ・粘液水腫性昏睡 ・その他の明示された甲状腺機能低下症 ・甲状腺機能低下症、詳細不明 ・その他の非中毒性甲状腺腫 ・甲状腺中毒症 [甲状腺機能亢進症] ・甲状腺炎 ・その他の甲状腺障害 3. 代謝障害 (E70～E90) 中の処置後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの (E89) 中の ・処置後甲状腺機能低下症	D34 E01 E02 E03.2 E03.3 E03.4 E03.5 E03.8 E03.9 E04 E05 E06 E07 E89.0
循環器系の疾患	1. 慢性リウマチ性心疾患 2. 静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの (I80～I89) 中のその他の部位の静脈瘤 (I86) 中の ・外陰静脈瘤 3. 循環器系のその他および詳細不明の障害 (I95～I99) 中の ・低血圧 (症) ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの (I97) 中の ・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I05～I09 I86.3 I95 I97.2
消化器系の疾患	胆のう<嚢>、胆管および膵の障害 (K80～K87) 中の ・胆石症 ・胆のう<嚢>炎 ・胆のう<嚢>のその他の疾患 ・胆道のその他の疾患	K80 K81 K82 K83
慢性関節リウマチ	炎症性多発性関節障害 (M05～M14) 中の ・血清反応陽性慢性関節リウマチ ・その他の慢性関節リウマチ ・若年性関節炎 ・他に分類される疾患における若年性関節炎 ・その他の明示された関節障害 (M12) 中の ・リウマチ熱後慢性関節障害 [ジャクラー病]	M05 M06 M08 M09 M12.0

別表 3

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 4

対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～26を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

対象となる手術の種類	給付倍率
1. 乳房切断術	20
2. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
3. 静脈瘤根本手術	10
4. 直視下心臓内手術	40
5. 脾摘除術	20
6. 腹膜炎手術	20
7. 胆嚢・胆道観血手術	20
8. 腎移植手術（受容者に限る。）	40
9. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
10. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
11. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
12. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
13. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
14. 帝王切開娩出術	10
15. 子宮外妊娠手術	20
16. 子宮脱・膣脱手術	20
17. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
18. 卵管・卵巣観血手術（経膈的操作は除く。）	20
19. その他の卵管・卵巣手術	10
20. 甲状腺手術	20
21. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
22. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
23. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20

対象となる手術の種類	給付倍率
24. 衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
25. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
26. 新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備 考

1. 治療を目的とする入院

治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

2. 治療を直接の目的とする手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

3. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。

4. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出（剔出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出（剔出）したり、また、転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出（剔出）する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

5. 同一の女性特定疾病

医学上重要な関係にある一連の女性特定疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の女性特定疾病として取り扱います。たとえば、子宮筋腫とこれに起因する貧血等をいいます。

別表5

請求書類

項目	必 要 書 類
1 女性疾病入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が女性疾病入院給付金の受取人のときは契約者、または第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2 女性疾病手術給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が女性疾病手術給付金の受取人のときは契約者、または第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3 女性疾病長期療養給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が女性疾病長期療養給付金の受取人のときは契約者、または第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
4 特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券

項 目		必 要 書 類
5	入院給付日額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
6	特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類（女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性疾病長期療養給付金については、被保険者が治療を受けた医師もしくは医療機関の診断書、検査成績表等をいいます。）の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

女性疾病入院特約の解約返戻金額例表 (入院給付日額1,000円につき：単位円)

[年払・半年払・月払の場合]

保険種類	経過年数(年)	更新時の年齢				
		30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	160	30
	5	0	0	20	400	260
	7	0	0	310	560	520
	10	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	3	0	0	100	560	0
	4	0	0	650	1,140	0
	5	0	0	1,130	1,640	0
	7	0	480	1,900	2,350	0
	10	250	1,210	2,480	2,910	0
20年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	300	0
	3	0	0	770	1,200	0
	4	0	120	1,550	2,010	0
	5	0	580	2,270	2,730	0
	7	140	1,480	3,520	4,110	0
	10	500	2,750	5,040	5,510	0
25年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	400	790	0
	3	0	140	1,430	2,440	0
	4	0	790	2,440	3,380	0
	5	0	1,420	3,380	4,390	0
	7	290	2,790	5,250	7,580	0
	10	940	4,650	7,580	8,020	0
30年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	0	790	1,430	0
	3	0	680	2,030	3,240	0
	4	0	1,510	3,240	4,390	0
	5	60	2,330	4,390	6,850	0
	7	420	4,200	6,850	9,920	0
	10	1,990	6,710	9,920	11,690	0
35年満期	1	0	0	0	0	0
	2	0	550	790	1,200	0
	3	330	1,740	2,030	2,010	0
	4	1,250	2,930	3,240	2,730	30
	5	2,350	4,300	4,390	4,110	260
	7	4,630	7,000	6,850	5,510	520
	10	8,270	10,830	9,920	0	0
40歳満了	15	13,100	15,020	11,690	4,180	0
	20	17,380	17,580	10,840	0	0
	25	20,640	17,630	6,970	0	0
	30	22,220	14,940	0	0	0
	35	21,230	9,130	0	0	0
	40	17,430	0	0	0	0
	45	10,440	0	0	0	0
50	0	0	0	0	0	

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

新女性疾病入院特約目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 特約の更新

第9条 入院給付日額の減額

第10条 給付金の受取人の変更

第11条 特約の消滅

第12条 特約の払いもどし金

第13条 特約の契約者配当金

第14条 新女性疾病入院特約（妻型）の場合の特則

別表1 入院

別表2 対象となる疾病の種類

別表3 病院または診療所

別表4 対象となる手術および給付倍率表

別表5 請求書類

新女性疾病入院特約

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者が女性特定疾病により5日以上入院をした場合または手術を受けた場合に所定の給付を行うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 給付金	女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金または女性疾病長期療養給付金のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（給付金の支払）

- ① 会社は、この特約の女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金および女性疾病長期療養給付金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性疾病長期療養給付金を支払う場合)	支払金額	受取人
(1) 女性疾病入院給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院* をしたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発病した女性特定疾病* を直接の原因とする入院であること</p> <p>(イ) 女性特定疾病の治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) この特約の保険期間中の入院日数が継続して5日以上となったこと</p> <p>(オ) 病院または診療所* への入院であること</p>	<p>入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日) ただし、1回の入院の給付日数(女性疾病入院給付金が支払われる日数をいいます。)の限度は、120日とします。 この場合、悪性新生物* の治療を目的とする入院については、給付日数の限度には含めません。</p>	被 保 険 者
(2) 女性疾病手術給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす手術* を受けたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発病した女性特定疾病を直接の原因とする手術であること</p> <p>(イ) 女性特定疾病の治療を直接の目的とする手術であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に受けた手術であること</p> <p>(エ) 病院または診療所で受けた手術であること</p>	<p>手術1回につき、 (入院給付日額*) × (給付倍率*)</p>	
(3) 女性疾病長期療養給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発病した女性特定疾病を直接の原因とする入院であること</p> <p>(イ) 女性特定疾病の治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) この特約の保険期間中の入院日数が継続して270日(悪性新生物* の治療を目的とする期間については、270日の計算には含めません。以下、本項において同じとします。)以上となったこと</p> <p>(オ) 病院または診療所* への入院であること</p>	<p>(入院給付日額*) × (50日(この特約の給付限度の残日数が50日未満のときは、その残日数))</p>	

- * 入院 別表1に定める入院をいいます。
- * 女性特定疾病 別表2に定める疾病をいいます。ただし、女性特定疾病であることの診断は、疾病の経過、臨床症状、各種臨床検査成績、手術所見等に基づく医学的な総合判断により客観的に確定されたものであることを必要とします。
- * 病院または診療所 別表3に定める病院または診療所をいいます。
- * 入院給付日額 次の(ア)から(イ)の場合にはそれぞれに定める金額とします。

項目	内容
(ア) 女性疾病入院給付金の場合で、入院中に入院給付日額の減額があったとき	各日現在の入院給付日額
(イ) 女性疾病手術給付金の場合	手術を受けた日現在の入院給付日額
(ウ) 女性疾病長期療養給付金の場合	保険期間中の入院日数が継続して 270日経過した場合の270日目現在の入院給付日額

- * 悪性新生物 別表2に定める女性特定疾病のうち、悪性新生物をいいます。
 - * 手術 別表4に定める手術をいいます。
 - * 給付倍率 別表4に定める手術の種類に対応する給付倍率をいいます。
- ② 被保険者が同一の女性特定疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた女性特定疾病を含みます。）を直接の原因として、第①項に規定する5日以上入院を2回以上したときには、会社は、1回の入院とみなして第①項の規定を適用してこの特約の女性疾病入院給付金を支払います。ただし、本条による女性疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として取り扱います。
 - ③ 被保険者がこの特約の女性疾病入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なる女性特定疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる女性特定疾病を併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。ただし、入院開始の直接の原因となった女性特定疾病または併発した女性特定疾病中に悪性新生物が含まれる場合には、悪性新生物の治療を目的とする入院であると会社が認めた期間については、第①項第(1)号の給付日数の限度には含めず、また、第①項第(3)号の270日の計算には含めません。
 - ④ 次の各号に定める場合は、継続した入院とみなして第①項第(1)号の規定を適用します。
 - (1) 被保険者が女性特定疾病を直接の原因として入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に同一の女性特定疾病を直接の原因として転入院または再入院した場合
 - (2) 被保険者が女性特定疾病を直接の原因として入院し、その入院の退院日と同日または翌日から異なる女性特定疾病を直接の原因として転入院または再入院した場合。ただし、それぞれの入院の入院日数が5日以上である場合を除きます。
 - ⑤ 被保険者が女性特定疾病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に女性特定疾病の治療を開始したときには、会社は、その治療を開始した日からその女性特定疾病の治療を終了した日までの入院については、女性特定疾病を直接の原因とする入院として本条の規定を適用します。
 - ⑥ 女性特定疾病による入院中に併発した女性特定疾病以外の疾病によって入院日数が延長されたときは、会社がその女性特定疾病と医学上重要な関係があると認めた疾病によって延長された入院日数について、その入院に限って、女性特定疾病による入院とみなして本条の規定を適用しま

す。

- ⑦ 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、この特約の保険期間が満了した日を含む継続入院に限り、この特約の有効中の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 被保険者が同時に2種類以上の手術を受けたときには、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして、第①項第2号の規定により女性疾病手術給付金を支払います。
- ⑨ 被保険者が、この特約の責任開始時前に発病した女性特定疾病の治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院または手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その女性特定疾病をこの特約の責任開始時以後に発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその女性特定疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその女性特定疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その女性特定疾病について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その女性特定疾病による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始または手術を受けた場合
- ⑩ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金および女性疾病長期療養給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

- ① この特約による女性疾病入院給付金および女性疾病長期療養給付金の支払は、女性疾病入院給付金および女性疾病長期療養給付金の給付日数（女性疾病入院給付金または女性疾病長期療養給付金が支払われる日数をいいます。）を通算して700日をもって限度とします。
- ② 別表2に定める女性特定疾病のうち、悪性新生物の治療を目的とする入院に対する女性疾病入院給付金の給付日数は、第①項の給付日数の限度には含めません。また、第2条（給付金の支払）第③項において、入院開始の直接の原因となった女性特定疾病または併発した女性特定疾病中に悪性新生物が含まれる場合には、悪性新生物の治療を目的とする入院であると会社が認めた期間については、第①項の給付日数の限度には含めません。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金および女性疾病長期療養給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、給付金を請求してください。
- ② 第①項の場合に、被保険者に給付金を請求できない事情があるときには、被保険者の配偶者（配偶者がいないときは被保険者と生計を一にする親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって給付金を請求することができます。
- ③ 第②項の規定により会社が給付金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、その入院または手術について給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。
- ③ この特約が、更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。

第8条（特約の更新）

- ① 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、80歳を超えない場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
- ② この特約に女性疾病入院特約条件付保険特約が付加されている場合で、この特約が更新される際の更新後の特約の条件は、更新直前の保険年度の条件と同一とします。この場合、特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間によって計算します。
- ③ 更新後のこの特約の入院給付日額は、更新前のこの特約の入院給付日額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の入院給付日額を変更して更新することができます。
- ④ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ⑤ 第④項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑥ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑦ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑧ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 給付金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑩ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。
- ⑪ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑫ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

第9条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表5）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（給付金の受取人の変更）

この特約の給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（給付金の支払）第⑩項に定める場合を除きます。

第11条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約されたとき

第12条（特約の払いもどし金）

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の入院給付日額が減額されたとき (第9条)		
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)		
(6) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約され、この特約が消滅したとき (第11条)		
(7) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表5）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第14条（新女性疾病入院特約（妻型）の場合の特則）

- ① 第6条（特約の締結）の規定にかかわらず、この特約は、次の各号に定める条件をすべて満たす場合に限り、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約の被保険者の配偶者をこの特約の被保険者として、ファミリー保障特約とあわせて、主契約に付加して締結することができます。
- (1) この特約とあわせて主契約に付加されたファミリー保障特約（以下「ファミリー保障特約」といいます。）の型が妻型または妻子型であること
 - (2) 特約締結の際、主契約の被保険者と同一戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）を、この特約の被保険者とする
- ② 第①項の申出によりこの特約が付加された場合、特約名および特約条項中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
新女性疾病入院特約	新女性疾病入院特約（妻型）

- ③ 第②項のほか、特約条項の一部を次の各号に定めるとおり変更して適用します。
- (1) 第2条（給付金の支払）第①項各号および第10条（給付金の受取人の変更）の規定にかかわらず、この特約の給付金の受取人は主契約の被保険者とするものとし、変更することはできません。ただし第2条（給付金の支払）第⑩項に定める場合を除きます。
 - (2) 第2条（給付金の支払）第⑦項の規定によるほか、次に定める事由が発生した場合にも、その事由の発生時を含む継続入院に限りこの特約の有効中の入院とみなして取り扱うものとし、
 - (ア) この特約の被保険者が高度障害状態（主約款の別表2）になったことによりファミリー保障特約が子型に変更されこの特約が消滅したとき
 - (イ) 主契約の被保険者について保険金の支払事由が発生したことによりこの特約が消滅したとき
 - (ウ) ファミリー保障特約が災害入院特約または疾病入院特約の消滅に伴い消滅したことによりこの特約が消滅したとき
- (3) 第4条（特約保険料の払込免除）を次に定めるとおりとします。

第4条（特約保険料の払込免除）

ファミリー保障特約の保険料の払込が免除されたときには、会社は、ファミリー保障特約の特約保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

- (4) 第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）を次に定めるとおりとします。

第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 主契約の被保険者（契約者が女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金および女性疾病長期療養給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、給付金を請求してください。
- ② 給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

- (5) 第8条（特約の更新）第①項から第⑤項の規定にかかわらず、ファミリー保障特約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、ファミリー保障特約に準じて、この特約もファミリー保障特約とともに更新されるものとします。この場合、第8条（特約の更新）第⑨項を次に定めるとおりとします。

<p>⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。</p> <p>(1) 給付金の支払（第2条）</p> <p>(2) 特約保険料の払込免除（第4条）</p> <p>(3) 告知義務（給付特約総則特約第9条）</p> <p>(4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約第10条）</p> <p>(5) 給付特約を解除できない場合（給付特約総則特約第11条）</p>

- (6) 給付特約総則特約第7条（給付特約の復活）第②項中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
主契約	主契約およびファミリー保障特約

- (7) 給付特約総則特約第18条（入院給付日額等の減額）の規定にかかわらず、ファミリー保障特約の入院給付日額が減額されたときまたは入院給付日額を変更して更新されるときには、この特約の入院給付日額は、会社の定める方法によって減額されるものとします。

- (8) 第11条（特約の消滅）の規定によるほか、次のいずれかの事由が生じた場合にも、その事由が生じた時にこの特約は消滅するものとします。

(ア) ファミリー保障特約が消滅したときまたは子型に変更されたとき

(イ) ファミリー保障特約の妻についての災害入院給付金または疾病入院給付金および長期療養給付金の給付日数が通算して700日に達したとき

- (9) 給付特約総則特約第9条（告知義務）中一部を次のとおりそれぞれ読み替えます。

読み替え前	読み替え後
契約者および被保険者	契約者、主契約の被保険者およびこの特約の被保険者
被保険者に	主契約の被保険者およびこの特約の被保険者に

- (10) 給付特約総則特約第10条（告知義務違反による解除）第①項、第④項、第⑤項、給付特約総則特約第11条（給付特約を解除できない場合）第②号および給付特約総則特約第12条（重大事由による解除）第④項中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
または被保険者	、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者

- (11) 給付特約総則特約第12条（重大事由による解除）第①項第①号中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
契約者	契約者、主契約の被保険者

- (12) 給付特約総則特約第12条（重大事由による解除）第①項第②号、第⑤号および第⑥号中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
被保険者	主契約の被保険者、この特約の被保険者

- (13) 給付特約総則特約第12条（重大事由による解除）第①項第(3)号中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
保険金の受取人	主契約の被保険者、保険金の受取人

- (14) 第12条（特約の払いもどし金）第①項の規定によるほか、次に定めるとおり払いもどすものとし、同項中被保険者の死亡が契約者の故意による場合の規定は適用しません。

(ア) 次に定める払いもどし事由に該当したときは、同項の規定に準じてこの特約の責任準備金額を払いもどします。

(a) ファミリー保障特約について妻の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、ファミリー保障特約が消滅したまたは子型に変更され、この特約が消滅したとき。ただし、契約者の故意により該当した場合を除きます。

(b) 主契約について被保険者が死亡し、保険金が支払われることによりこの特約が消滅したとき。この場合は、主契約の保険金受取人に払いもどすものとしします。

(イ) 次に定める払いもどし事由に該当したときは、同項の規定に準じてこの特約の解約返戻金額を払いもどします。

(a) ファミリー保障特約が消滅したまたは子型に変更され、この特約が消滅したとき

(b) ファミリー保障特約の妻についての入院給付金の給付日数が通算限度に達したことにより、この特約が消滅したとき

- (15) 第14号までの規定によるほか、第2条（給付金の支払）、第8条（特約の更新）、給付特約総則特約第12条（重大事由による解除）第①項第(4)号および給付特約総則特約第16条（主契約に終身保障移行特約または年金払移行特約を付加する場合の取扱）中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
被保険者	この特約の被保険者

- (16) 「別表5 請求書類」中一部を次のとおりそれぞれ読み替えます。

読み替え前	読み替え後
(4) 被保険者	(4) 主契約の被保険者
(5) 被保険者	(5) 主契約の被保険者
、被保険者	、この特約の被保険者

- ④ 第③項までに規定するほか、ファミリー保障特約の規定を準用します。

(2024年4月改定)

別表 1

入 院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表 3 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 2

対象となる疾病の種類

この特約の対象となる疾病の種類は、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」によるものとします。

疾病区分	分 類 項 目	分類コード
悪性新生物	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	2. 消化器の悪性新生物	C15～C26
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	7. 乳房の悪性新生物	C50
	8. 女性性器の悪性新生物	C51～C58
	9. 尿路の悪性新生物	C64～C68
	10. 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C72
	11. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	12. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	13. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	14. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	15. 上皮内新生物（D00～D09）中の	
・口腔、食道および胃の上皮内癌	D00	
・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01	
・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02	
・上皮内黒色腫	D03	
・皮膚の上皮内癌	D04	
・乳房の上皮内癌	D05	
・子宮頸（部）の上皮内癌	D06	
・その他および部位不明の性器の上皮内癌（D07）中の		
・子宮内膜	D07.0	
・外陰部	D07.1	
・膣	D07.2	
・その他および部位不明の女性性器	D07.3	
・その他および部位不明の上皮内癌	D09	

疾病区分	分類項目	分類コード
悪性新生物	16. 真正赤血球増加症<多血症> 17. 骨髄異形成症候群 18. 慢性骨髄増殖性疾患 19. 本態性（出血性）血小板血症 20. ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D45 D46 D47. 1 D47. 3 D76. 0
乳房、女性性器または泌尿器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	1. 良性新生物（D10～D36）中の ・乳房の良性新生物 ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物 ・卵巣の良性新生物 ・その他および部位不明の女性性器の良性新生物 ・泌尿器の良性新生物（D30）中の ・腎 ・腎盂 ・尿管 ・膀胱 ・尿道 ・その他の泌尿器 2. 性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・女性性器の性状不詳または不明の新生物 ・泌尿器の性状不詳または不明の新生物 ・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の ・乳房	D24 D25 D26 D27 D28 D30. 0 D30. 1 D30. 2 D30. 3 D30. 4 D30. 7 D39 D41 D48. 6
乳房および女性性器の疾患	1. 乳房の障害 2. 女性骨盤臓器の炎症性疾患 3. 女性性器の非炎症性障害	N60～N64 N70～N77 N80～N98
妊娠、分娩および産じょく<褥>の合併症	1. 流産に終わった妊娠 2. 妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害 3. 主として妊娠に関連するその他の母体障害（O20～O29）中の ・妊娠早期の出血 ・過度の妊娠嘔吐 ・妊娠中の静脈合併症 ・妊娠中の尿路性器感染症 ・妊娠中の糖尿病 ・妊娠中の栄養失調(症) ・主として妊娠に関連するその他の病態の母体ケア 4. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 5. 分娩の合併症	O00～O08 O10～O16 O20 O21 O22 O23 O24 O25 O26 O30～O48 O60～O75

疾病区分	分類項目	分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>の合併症	6. 分娩（O80～O84）中の	
	・ 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	・ 帝王切開による単胎分娩	O82
	・ その他の介助単胎分娩	O83
	・ 多胎分娩<全児自然分娩（O84.0）は除く>	O84
	7. 主として産じょく<褥>に関連する合併症（O85～O92）中の	
	・ 産じょく<褥>性敗血症	O85
	・ その他の産じょく<褥>性感染症	O86
	・ 産じょく<褥>における静脈合併症	O87
	・ 産科的塞栓症	O88
・ 産じょく<褥>の合併症、他に分類されないもの	O90	
・ 分娩に関連する乳房の感染症	O91	
・ 分娩に関連する乳房および授乳のその他の障害	O92	
8. その他の産科的病態、他に分類されないもの（O95～O99）中の		
・ 他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく<褥>に合併する母体の感染症および寄生虫症	O98	
・ 他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく<褥>に合併するその他の母体疾患	O99	
卵巣機能障害	1. その他の内分泌腺障害（E20～E35）中の	
	・ 卵巣機能障害	E28
	2. 代謝障害（E70～E90）中の処置後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の	
	・ 処置後卵巣機能不全（症）	E89.4
泌尿器系の疾患	1. 糸球体疾患	N00～N08
	2. 腎尿細管間質性疾患	N10～N16
	3. 腎不全（N17～N19）中の	
	・ 慢性腎不全	N18
	4. 尿路結石症（N20～N23）中の	
	・ 腎結石及び尿管結石	N20
・ 下部尿路結石	N21	
・ 他に分類される疾患における尿路結石	N22	
5. 尿路系のその他の疾患	N30～N39	
貧血	1. 性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
	・ 骨髄異形成症候群	D46
	2. 栄養性貧血	D50～D53
	3. 溶血性貧血（D55～D59）中の	
・ 後天性溶血性貧血	D59	
4. 無形成性貧血およびその他の貧血	D60～D64	

疾病区分	分類項目	分類コード
甲状腺の疾患	1. 良性新生物 (D10～D36) 中の ・甲状腺の良性新生物 2. 甲状腺障害 (E00～E07) 中の ・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態 ・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 ・その他の甲状腺機能低下症 (E03) 中の ・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症 ・感染後甲状腺機能低下症 ・甲状腺萎縮 (後天性) ・粘液水腫性昏睡 ・その他の明示された甲状腺機能低下症 ・甲状腺機能低下症、詳細不明 ・その他の非中毒性甲状腺腫 ・甲状腺中毒症 [甲状腺機能亢進症] ・甲状腺炎 ・その他の甲状腺障害 3. 代謝障害 (E70～E90) 中の処置後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの (E89) 中の ・処置後甲状腺機能低下症	D34 E01 E02 E03.2 E03.3 E03.4 E03.5 E03.8 E03.9 E04 E05 E06 E07 E89.0
循環器系の疾患	1. 慢性リウマチ性心疾患 2. 静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの (I80～I89) 中のその他の部位の静脈瘤 (I86) 中の ・外陰静脈瘤 3. 循環器系のその他および詳細不明の障害 (I95～I99) 中の ・低血圧 (症) ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの (I97) 中の ・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I05～I09 I86.3 I95 I97.2
消化器系の疾患	胆のう<囊>、胆管および膵の障害 (K80～K87) 中の ・胆石症 ・胆のう<囊>炎 ・胆のう<囊>のその他の疾患 ・胆道のその他の疾患	K80 K81 K82 K83
慢性関節リウマチ	炎症性多発性関節障害 (M05～M14) 中の ・血清反応陽性慢性関節リウマチ ・その他の慢性関節リウマチ ・若年性関節炎 ・他に分類される疾患における若年性関節炎 ・その他の明示された関節障害 (M12) 中の ・リウマチ熱後慢性関節障害 [ジャクー病]	M05 M06 M08 M09 M12.0

別表 3

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 4

対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～26を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

対象となる手術の種類	給付倍率
1. 乳房切断術	20
2. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
3. 静脈瘤根本手術	10
4. 直視下心臓内手術	40
5. 脾摘除術	20
6. 腹膜炎手術	20
7. 胆嚢・胆道観血手術	20
8. 腎移植手術（受容者に限る。）	40
9. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
10. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
11. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
12. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
13. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
14. 帝王切開娩出術	10
15. 子宮外妊娠手術	20
16. 子宮脱・膣脱手術	20
17. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
18. 卵管・卵巣観血手術（経膈的操作は除く。）	20
19. その他の卵管・卵巣手術	10
20. 甲状腺手術	20
21. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
22. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
23. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20

対象となる手術の種類	給付倍率
24. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
25. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
26. 新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備 考

1. 治療を目的とする入院

治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

2. 治療を直接の目的とする手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

3. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。

4. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出（剔出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出（剔出）したり、また、転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出（剔出）する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

5. 悪性新生物の治療を目的とする入院

手術等のように通院による悪性新生物の治療が困難なため、病院または診療所に入ることをいいます。単に服薬している等、通院でも可能な治療は、「悪性新生物の治療を目的とする入院」に該当しません。

6. 同一の女性特定疾病

医学上重要な関係にある一連の女性特定疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の女性特定疾病として取り扱います。たとえば、子宮筋腫とこれに起因する貧血等をいいます。

別表5

請求書類

項	目	必 要 書 類
1	女性疾病入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が女性疾病入院給付金の受取人のときは契約者、または第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	女性疾病手術給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が女性疾病手術給付金の受取人のときは契約者、または第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3	女性疾病長期療養給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が女性疾病長期療養給付金の受取人のときは契約者、または第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
4	特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券

項 目		必 要 書 類
5	入院給付日額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
6	特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類（女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性疾病長期療養給付金については、被保険者が治療を受けた医師もしくは医療機関の診断書、検査成績表等をいいます。）の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

新女性疾病入院特約の解約返戻金額例表 (入院給付日額1,000円につき：単位円)

[年払・半年払・月払の場合]

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0	180
	5	10	0	0	0	80	410
	7	150	0	0	370	570	
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	190	560	
	4	0	0	0	760	1,140	
	5	220	0	0	1,250	1,630	
	7	450	0	580	2,040	2,310	
	10	530	250	1,350	2,590	2,830	
15	0	0	0	0	0	0	
20年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	40		
	3	0	0	0	880		
	4	0	0	220	1,680		
	5	140	0	710	2,420		
	7	340	140	1,680	3,700		
	10	530	500	3,020	5,220		
15	240	570	2,600	4,120			
20	0	0	0	0			
25年満期	1	0	0	0	0		
	2	0	0	0	480		
	3	0	0	250	1,540		
	4	0	0	940	2,570		
	5	60	0	1,610	3,530		
	7	260	290	3,060	5,430		
	10	550	1,000	5,030	7,760		
15	540	1,800	5,750	8,130			
20	410	1,700	4,390	5,640			
25	0	0	0	0			
30年満期	1	0	0	0			
	2	0	0	0			
	3	0	0	810			
	4	0	0	1,690			
	5	0	60	2,560			
	7	0	420	4,530			
	10	0	2,130	7,170			
15	0	3,560	9,100				
20	0	4,150	9,060				
25	0	3,190	6,130				
30	0	0	0				
80歳満了	1	0	0	0	0	0	0
	2	220	0	650	870	290	0
	3	1,150	430	1,890	2,140	1,190	0
	4	2,070	1,380	3,130	3,370	1,990	40
	5	3,160	2,510	4,550	4,540	2,710	270
	7	5,010	4,870	7,370	7,030	4,050	530
	10	7,480	8,630	11,340	10,110	5,420	0
	15	10,800	13,670	15,610	11,810	4,150	
	20	14,930	18,180	18,130	10,840	0	
	25	19,340	21,480	18,030	6,990		
	30	23,170	22,960	15,140	0		
	35	25,760	21,780	9,260			
	40	26,500	17,740	0			
	45	24,520	10,620				
50	19,640	0					
55	11,620						
60	0						

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

女性疾病短期入院特約目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 女性疾病短期入院給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 女性疾病短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 特約の更新

第9条 入院給付日額の減額

第10条 女性疾病短期入院給付金の受取人の変更

第11条 特約の消滅

第12条 特約の払いもどし金

第13条 特約の契約者配当金

第14条 女性疾病短期入院特約（妻型）の場合の特則

別表1 請求書類

女性疾病短期入院特約

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者が女性特定疾病により2日以上入院をした場合に女性疾病短期入院給付金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（女性疾病短期入院給付金の支払）

① 会社は、この特約の女性疾病短期入院給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (女性疾病短期入院給付金を支払う場合)	支払金額	受取人
女性疾病短期入院給付金	被保険者が次の条件のすべてを満たす入院*をしたとき (ア) この特約の責任開始時以後に発病した女性特定疾病*を直接の原因とする入院であること (イ) 女性特定疾病の治療を目的とする入院であること (ウ) この特約の保険期間中に開始した入院であること (エ) この特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上となったこと (オ) 病院または診療所*への入院であること	入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数) ただし、1回の入院の給付日数（女性疾病短期入院給付金が支払われる日数をいいます。）の限度は、入院開始日からその日を含めての4日とします。	被 保 険 者

- * 入院 新女性疾病入院特約の別表1に定める入院をいいます。
- * 女性特定疾病 新女性疾病入院特約の別表2に定める疾病をいいます。ただし、女性特定疾病であることの診断は、疾病の経過、臨床症状、各種臨床検査成績、手術所見等に基づく医学的な総合判断により客観的に確定されたものであることを必要とします。
- * 病院または診療所 新女性疾病入院特約の別表3に定める病院または診療所をいいます。
- * 入院給付日額 入院中に入院給付日額の減額があったときは、各日現在の入院給付日額をいいます。

- ② 主契約に付加された新女性疾病入院特約から、同一の日の入院に対して女性疾病入院給付金が支払われる場合には、会社は、女性疾病短期入院給付金を支払いません。
- ③ 被保険者がこの特約の女性疾病短期入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なる女性特定疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる女性特定疾病を併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
- ④ 被保険者が女性特定疾病を直接の原因として入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に新女性疾病入院特約に定める同一の女性特定疾病を直接の原因として転入院または再入院した場合で、入院日数が1日の入院と入院日数が2日以上入院の両方があるときには、継続した入院とみなして第①項の規定を適用します。ただし、同一の女性特定疾病を直接の原因として新女性疾病入院特約から女性疾病入院給付金が支払われる入院をした後、転入院または再入院した場合を除きます。
- ⑤ 被保険者が女性特定疾病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に女性特定疾病の治療を開始したときには、会社は、その治療を開始した日からその女性特定疾病の治療を終了した日までの入院については、女性特定疾病を直接の原因とする入院として本条の規定を適用します。
- ⑥ 女性特定疾病による入院中に併発した女性特定疾病以外の疾病によって入院日数が延長されたときには、会社がその女性特定疾病と医学上重要な関係があると認めた疾病によって延長された入院日数について、その入院に限って、女性特定疾病による入院とみなして本条の規定を適用し

ます。

- ⑦ 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、この特約の保険期間が満了した日を含む継続入院に限り、この特約の有効中の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 被保険者が、この特約の責任開始時前に発病した女性特定疾病の治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その女性特定疾病をこの特約の責任開始時以後に発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその女性特定疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその女性特定疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その女性特定疾病について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その女性特定疾病による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合
- ⑨ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の女性疾病短期入院給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

- ① この特約による女性疾病短期入院給付金の支払は、女性疾病短期入院給付金の給付日数（女性疾病短期入院給付金が支払われる日数をいいます。）を通算して60日をもって限度とします。
- ② 新女性疾病入院特約の別表2に定める女性特定疾病のうち、悪性新生物の治療を目的とする入院に対する女性疾病短期入院給付金の給付日数は、第①項の給付日数の限度には含めません。また、第2条（女性疾病短期入院給付金の支払）第③項において、入院開始の直接の原因となった女性特定疾病または併発した女性特定疾病中に悪性新生物が含まれる場合には、悪性新生物の治療を目的とする入院であると会社が認めた期間については、第①項の給付日数の限度には含めません。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（女性疾病短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が女性疾病短期入院給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の女性疾病短期入院給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、女性疾病短期入院給付金を請求してください。
- ② 第①項の場合に、被保険者に女性疾病短期入院給付金を請求できない事情があるときには、被保険者の配偶者（配偶者がいないときは被保険者と生計を一にする親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって女性疾病短期入院給付金を請求することができます。
- ③ 第②項の規定により会社が女性疾病短期入院給付金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、その入院について女性疾病短期入院給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 女性疾病短期入院給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、新女性疾病入院特約とあわせて主契約

に付加して締結します。

- ② この特約条項は給付特約総則特約の特約条項と同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約に付加されている新女性疾病入院特約と同一とします。

第8条（特約の更新）

- ① 主契約に付加されている新女性疾病入院特約が更新されるときは、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も新女性疾病入院特約に準じて更新されます。
- ② 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 女性疾病短期入院給付金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ④ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。

第9条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表1）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 主契約に付加されている新女性疾病入院特約の入院給付日額が減額されたときまたは入院給付日額を変更して更新されるときには、この特約の入院給付日額は、会社の定める方法によって減額されます。
- ③ この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（女性疾病短期入院給付金の受取人の変更）

この特約の女性疾病短期入院給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（女性疾病短期入院給付金の支払）第⑨項に定める場合を除きます。

第11条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約に付加されている新女性疾病入院特約が消滅したとき

第12条（特約の払いもどし金）

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)		
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の入院給付日額が減額されたとき (第9条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(6) 主契約に付加されている新女性疾病入院特約が消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)		
(7) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表1）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第14条（女性疾病短期入院特約（妻型）の場合の特則）

① 第6条（特約の締結）の規定にかかわらず、この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約の被保険者の配偶者をこの特約の被保険者として、新女性疾病入院特約（妻型）とあわせて、主契約に付加して締結することができます。この場合、この特約の被保険者は、特約締結の際、主契約の被保険者と同一戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）とします。

- ② 第①項の申出によりこの特約が付加された場合、特約名および特約条項中一部を次のとおりそれぞれ読み替えます。

読み替え前	読み替え後
女性疾病短期入院特約	女性疾病短期入院特約（妻型）
新女性疾病入院特約	新女性疾病入院特約（妻型）

- ③ 第②項のほか、特約条項の一部を次の各号に定めるとおり変更して適用します。

- (1) 第2条（女性疾病短期入院給付金の支払）第①項および第10条（女性疾病短期入院給付金の受取人の変更）の規定にかかわらず、この特約の女性疾病短期入院給付金の受取人は主契約の被保険者とするものとし、変更することはできません。ただし、第2条（女性疾病短期入院給付金の支払）第⑨項に定める場合を除きます。
- (2) 会社は、第2条（女性疾病短期入院給付金の支払）第⑦項の規定によるところのほか、次に定める事由が発生した場合にも、その事由の発生時を含む継続入院に限りこの特約の有効中の入院とみなして取り扱うものとします。
 - (ア) 主契約の被保険者について保険金の支払事由が発生したことによりこの特約が消滅したとき
 - (イ) 新女性疾病入院特約（妻型）が消滅したことによりこの特約が消滅したとき
- (3) 第4条（特約保険料の払込免除）を次に定めるとおりとします。

第4条（特約保険料の払込免除）

主契約に付加されたファミリー保障特約の保険料の払込が免除されたときには、会社は、ファミリー保障特約の特約保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

- (4) 第5条（女性疾病短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）を次に定めるとおりとします。

第5条（女性疾病短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 主契約の被保険者（契約者が女性疾病短期入院給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の女性疾病短期入院給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、女性疾病短期入院給付金を請求してください。
- ② 女性疾病短期入院給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

- (5) 第8条（特約の更新）第③項を次に定めるとおりとします。

- ③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
- (1) 女性疾病短期入院給付金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約第9条）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約第10条）
 - (5) 給付特約を解除できない場合（給付特約総則特約第11条）

- (6) 給付特約総則特約第9条（告知義務）中一部を次のとおりそれぞれ読み替えます。

読み替え前	読み替え後
契約者および被保険者	契約者、主契約の被保険者およびこの特約の被保険者
被保険者に	主契約の被保険者およびこの特約の被保険者に

- (7) 給付特約総則特約第10条（告知義務違反による解除）第①項、第④項、第⑤項、給付特約総則特約第11条（給付特約を解除できない場合）第2号および給付特約総則特約第12条（重大事由による解除）第④項中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
または被保険者	、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者

- (8) 給付特約総則特約第12条（重大事由による解除）第①項第1号中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
契約者	契約者、主契約の被保険者

- (9) 給付特約総則特約第12条（重大事由による解除）第①項第2号、第5号および第6号中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
被保険者	主契約の被保険者、この特約の被保険者

- (10) 給付特約総則特約第12条（重大事由による解除）第①項第3号中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
保険金の受取人	主契約の被保険者、保険金の受取人

- (11) 第12条（特約の払いもどし金）第①項の規定によるところのほか、次の(ア)または(イ)に定める払いもどし事由に該当したときは、同項の規定に準じてこの特約の責任準備金額を払いもどすものとし、同項中被保険者の死亡が契約者の故意による場合の規定は適用しません。

(ア) 主契約に付加されているファミリー保障特約について妻の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、新女性疾病入院特約（妻型）が消滅したことにより、この特約が消滅したとき。ただし、契約者の故意により該当した場合を除きます。

(イ) 主契約について被保険者が死亡し、保険金が支払われることによりこの特約が消滅したとき。この場合は、主契約の保険金受取人に払いもどすものとしします。

- (12) 第11号までの規定によるところのほか、第2条（女性疾病短期入院給付金の支払）、給付特約総則特約第12条（重大事由による解除）第①項第4号および給付特約総則特約第16条（主契約に終身保障移行特約または年金払移行特約を付加する場合の取扱）中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
被保険者	この特約の被保険者

- (13) 「別表1 請求書類」中一部を次のとおりそれぞれ読み替えます。

読み替え前	読み替え後
(4) 被保険者	(4) 主契約の被保険者
(5) 被保険者	(5) 主契約の被保険者
、被保険者	、この特約の被保険者

- ④ 第③項までに規定するところのほか、ファミリー保障特約の規定を準用します。

備考

悪性新生物の治療を目的とする入院

手術等のように通院による悪性新生物の治療が困難なため、病院または診療所に入ることをいいます。単に服薬している等、通院でも可能な治療は、「悪性新生物の治療を目的とする入院」に該当しません。

(2024年4月改定)

別表1

請求書類

項	目	必 要 書 類
1	女性疾病短期入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が女性疾病短期入院給付金の受取人のときは契約者、または第5条（女性疾病短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
3	入院給付日額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
4	特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類（女性疾病短期入院給付金については、被保険者が治療を受けた医師もしくは医療機関の診断書、検査成績表等をいいます。）の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。		

女性疾病短期入院特約の解約返戻金額例表 (入院給付日額1,000円につき：単位円)

[年払・半年払・月払の場合]

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
	4	60	0	0	0	0	0
	5	120	0	0	0	0	0
	7	120	0	0	0	0	30
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	10	0	0	0	0	0
	4	110	0	0	0	40	0
	5	180	0	0	20	130	0
	7	200	0	0	150	270	0
	10	120	0	70	280	350	0
20年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
	4	80	0	0	50	0	0
	5	140	0	0	160	0	0
	7	140	0	20	350	0	0
	10	40	0	190	580	0	0
25年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	20	0	0
	4	40	0	0	170	0	0
	5	90	0	0	300	0	0
	7	70	0	150	560	0	0
	10	0	0	380	880	0	0
30年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0	0
	5	0	0	90	0	0	0
	7	0	0	310	0	0	0
	10	0	0	610	0	0	0
80歳満了	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	60	0	0	100	30	0
	4	180	0	160	260	150	0
	5	260	0	310	430	260	0
	7	320	0	610	740	450	0
	10	300	310	1,060	1,140	630	0
80歳満了	15	280	800	1,550	1,350	450	0
	20	560	1,310	1,890	1,240	0	0
	25	1,020	1,760	1,930	770	0	0
	30	1,500	2,060	1,640	0	0	0
	35	1,930	2,070	980	0	0	0
	40	2,200	1,740	0	0	0	0
	45	2,170	1,030	0	0	0	0
	50	1,810	0	0	0	0	0
	55	1,070	0	0	0	0	0
	60	0	0	0	0	0	0

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

通院給付特約目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 通院給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 通院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 特約の更新

第9条 通院給付日額の減額

第10条 通院給付金の受取人の変更

第11条 特約の消滅

第12条 特約の払いもどし金

第13条 特約の契約者配当金

別表1 通院

別表2 請求書類

通院給付特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が疾病または不慮の事故等により入院給付金の支払われる入院をした場合で、退院後に通院したときに通院給付金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（通院給付金の支払）

① 会社は、この特約の通院給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (通院給付金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (通院給付金を支払わない場合)
通 院 給 付 金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす通院*（往診を含みます。以下同じとします。）をしたとき</p> <p>(ア) 次の(a)および(b)をともに満たす入院*の退院日の翌日以後120日以内の期間（以下「通院期間」といいます。）の通院であること</p> <p>(a) この特約の責任開始時以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院</p> <p>(i) 疾病*</p> <p>(ii) 不慮の事故*による傷害</p> <p>(iii) 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(b) 主契約に付加されている災害入院特約の災害入院給付金または疾病入院特約の疾病入院給付金（以下「入院給付金」といいます。）の支払われる入院</p> <p>(イ) 前(ア)の入院の直接の原因となった傷害または疾病の治療を目的とする通院であること</p> <p>(ウ) 病院または診療所*への通院であること</p>	<p>入院1回につき、</p> <p>（通院給付日額*）</p> <p>×</p> <p>（通院日数）</p>	被 保 険 者	<p>次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 被保険者の薬物依存</p> <p>(エ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

- * 通 院 別表1に定める通院をいいます。
- * 入 院 災害入院特約または疾病入院特約の別表1に定める入院をいいます。
- * 疾 病 異常分娩を含みます。異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」によるものとします。
- 分娩（O80～O84）中の
- ・ 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩（O81）
 - ・ 帝王切開による単胎分娩（O82）
 - ・ その他の介助単胎分娩（O83）
 - ・ 多胎分娩<全児自然分娩（O84.0）は除く>（O84）

- * **不慮の事故** 主約款の別表1に定める事故をいいます。
- * **病院または診療所** 災害入院特約または疾病入院特約の別表2に定める病院または診療所をいいます。ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。
- * **通院給付日額** 通院期間中に通院給付日額の減額があったときは、各日現在の通院給付日額をいいます。

- ② 被保険者が同一の日に第①項に規定する通院を2回以上したときには、会社は、1回の通院とみなして、第①項の規定を適用してこの特約の通院給付金を支払い、通院給付金を重複して支払いません。この場合、支払わないこととなる通院については、通院日数に含めません。
- ③ 被保険者が入院給付金（短期入院特約が付加されている場合は、短期入院特約の短期入院給付金を含みます。）の支払対象となる日に通院したときには、会社は、通院の原因がその入院の原因と同一であると否とにかかわらず、通院給付金を支払いません。
- ④ 被保険者が同一の事由により第①項(ア)に規定する入院を2回以上した場合、災害入院特約または疾病入院特約の規定により1回の入院とみなされる入院については、会社は、その最後の入院の退院日（1回の入院の入院給付金の支払限度を超える場合には、その超える日を含んだ入院の退院日を最後の入院の退院日とします。）を第①項に定める退院日として取り扱います。
- ⑤ 第④項の場合、最初の入院の退院日後、最後の入院の入院日までの間に、その入院と同一の事由で通院したときは、その通院については、第①項(ア)に規定する通院とみなします。
- ⑥ 被保険者が第①項(ア)に規定する入院中に異なる傷害または疾病の治療を開始したときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
 - (2) それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めた場合に限り、その異なる傷害または疾病による入院と同一の事由による通院については、本条の規定を適用します。
- ⑦ 通院期間中にこの特約の保険期間が満了した場合には、その通院期間中の通院に限り、この特約の有効中の通院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 次の各号のいずれかの入院の退院後の通院期間中の通院についても、この特約の有効中の通院とみなして本条の規定を適用します。
 - (1) 災害入院特約、疾病入院特約または給付特約総則特約の規定により、その継続入院が有効中の入院とみなされる入院
 - (2) 入院給付金が給付限度に達したことにより、この特約が消滅した場合における入院
- ⑨ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって支払事由に該当した場合でも、その事由によって通院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、通院給付金を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑩ 被保険者が、この特約の責任開始時前に生じた疾病、不慮の事故による傷害または不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その疾病またはその傷害をこの特約の責任開始時以後に生じたものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病またはその傷害に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその疾病またはその傷害に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病またはその傷害について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その疾病またはその傷害による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合

- ⑪ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の通院給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

- ① 1回の入院（災害入院特約または疾病入院特約の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。）のその通院についての給付日数（通院給付金が支払われる日数をいいます。以下同じとします。）は、30日をもって限度とします。
- ② 第①項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合において、第2条（通院給付金の支払）第⑥項の規定により通院給付金が支払われるときには、それぞれの事由による通院についての給付日数は、30日をもって限度とします。
 - (1) 災害入院特約の災害入院給付金が支払われる入院中に、異なる傷害の治療を開始したとき
 - (2) 災害入院特約の災害入院給付金と疾病入院特約の疾病入院給付金の支払事由が重複して生じたとき
- ③ この特約による通院給付金の支払は、その給付日数を通算して700日をもって限度とします。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（通院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が通院給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の通院給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、通院給付金を請求してください。
- ② 通院給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、災害入院特約および疾病入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項は給付特約総則特約の特約条項と同時に適用されます。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約に付加されている災害入院特約および疾病入院特約と同一とします。

第8条（特約の更新）

- ① 主契約に付加されている災害入院特約および疾病入院特約が更新されるときは、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も災害入院特約および疾病入院特約に準じて更新されます。
- ② 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 通院給付金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
 - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
 - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ④ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付

日数を算入するものとします。

第9条（通院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、将来に向かって、この特約の通院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の通院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 主契約に付加されている災害入院特約または疾病入院特約の入院給付日額が減額されたときまたは入院給付日額を変更して更新されるときには、この特約の通院給付日額は、会社の定める方法によって減額されます。
- ③ この特約の通院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第10条（通院給付金の受取人の変更）

この特約の通院給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（通院給付金の支払）第⑩項に定める場合を除きます。

第11条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約に付加されている災害入院特約または疾病入院特約が消滅したとき
- (3) この特約の通院給付金の給付日数が通算して700日に達したとき

第12条（特約の払いもどし金）

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (給付特約総則特約第6条)		
(3) この特約が解約されたとき (給付特約総則特約第8条)		
(4) この特約の通院給付日額が減額されたとき (第9条)		
(5) 主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額	
(6) 主契約に付加されている災害入院特約または疾病入院特約が消滅し、この特約が消滅したとき (第11条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(7) この特約の給付日数が通算限度に達したことにより、この特約が消滅したとき (第11条)		
(8) この特約が解除されたとき (給付特約総則特約第10条) (給付特約総則特約第12条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表2）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表 1

通 院

「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。）が必要であるため、病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

備 考

1. 治療を目的とする通院

美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は、「治療を目的とする通院」に該当しません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号 304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

別表2

請求書類

項目		必要書類
1	通院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が通院給付金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
3	通院給付日額の減額 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
4	特約の払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。

通院給付特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合] (通院給付日額1,000円につき：単位円)

(男性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	490	
	3	0	0	0	0	1,670	
	4	0	0	0	0	2,530	
	5	0	0	0	180	3,050	
	7	0	0	0	740	3,080	
	10	0	0	0	0	0	
15年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	0	2,360	
	3	0	0	0	900	4,510	
	4	0	0	0	2,070	6,360	
	5	0	0	430	3,150	7,900	
	7	0	170	1,290	4,990	10,070	
	10	310	1,010	1,950	6,270	10,530	
20年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	1,000		
	3	0	0	0	2,930		
	4	0	0	830	4,800		
	5	0	130	1,650	6,600		
	7	0	1,160	3,030	9,910		
	10	900	2,470	4,500	13,530		
25年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	0	2,460		
	3	0	0	1,150	5,140		
	4	0	160	2,450	7,770		
	5	0	880	3,690	10,340		
	7	230	2,230	5,930	15,260		
	10	1,640	4,030	8,750	21,420		
30年満期	1	0	0	0	0	0	
	2	0	0	770			
	3	0	0	2,640			
	4	0	920	4,450			
	5	0	1,840	6,200			
	7	3,600	3,600	9,510			
	10	6,020	6,020	13,990			
80歳満了	1	0	0	0	430	720	0
	2	1,050	2,050	2,950	3,830	4,060	1,190
	3	3,120	4,580	5,920	7,210	7,100	2,540
	4	5,210	7,130	8,860	10,550	9,850	3,500
	5	7,340	9,670	11,760	13,860	12,330	4,060
	7	11,680	14,710	17,410	20,280	16,440	3,880
	10	18,350	22,260	25,570	28,830	20,140	0
80歳満了	15	28,050	33,140	37,140	36,090	16,270	
	20	37,580	42,960	46,720	35,710	0	
	25	46,820	51,960	49,940	24,660		
	30	54,930	58,890	45,380	0		
	35	62,170	59,350	29,870			
	40	67,270	51,950	0			
	45	65,840	33,420				
	50	56,480	0				
	55	35,850					
	60	0					

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

通院給付特約の解約返戻金額例表 [年払・半年払・月払の場合]
 (通院給付日額1,000円につき：単位円)

(女性の場合)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	670	0
	4	0	0	0	0	1,380	0
	5	0	0	0	0	1,830	0
	7	0	0	0	0	1,980	0
	10	0	0	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	1,080	0
	3	0	0	0	0	2,730	0
	4	0	0	0	490	4,150	0
	5	0	0	0	1,290	5,340	0
	7	0	0	120	2,740	6,990	0
	10	190	740	940	4,090	7,390	0
20年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	1,120	0	0
	4	0	0	0	2,460	0	0
	5	0	0	0	3,770	0	0
	7	0	450	980	6,280	0	0
	10	620	1,550	2,190	9,280	0	0
25年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	840	0	0
	3	0	0	0	2,760	0	0
	4	0	0	490	4,670	0	0
	5	0	0	1,290	6,550	0	0
	7	0	1,020	2,820	10,230	0	0
	10	1,150	2,370	4,870	15,070	0	0
30年満期	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	690	0	0	0
	4	0	0	1,900	0	0	0
	5	0	480	3,070	0	0	0
	7	0	1,720	5,340	0	0	0
	10	0	3,400	8,560	0	0	0
80歳満了	1	0	0	0	0	0	0
	2	40	650	1,140	1,930	2,380	50
	3	1,550	2,490	3,220	4,390	4,710	1,080
	4	3,070	4,330	5,290	6,870	6,820	1,850
	5	4,610	6,170	7,340	9,320	8,700	2,340
	7	7,780	9,810	11,410	14,180	11,780	2,410
	10	12,660	15,200	17,440	20,860	14,470	0
80歳満了	15	19,380	22,520	25,790	26,350	11,390	0
	20	25,880	29,490	33,200	25,670	0	0
	25	32,110	36,130	35,910	17,270	0	0
	30	37,940	41,730	32,290	0	0	0
	35	43,390	42,520	20,750	0	0	0
	40	47,720	36,870	0	0	0	0
	45	47,160	23,150	0	0	0	0
	50	40,080	0	0	0	0	0
	55	24,840	0	0	0	0	0
	60	0	0	0	0	0	0

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

災害入院特約（終身型）目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 入院給付日額の減額

第9条 給付金の受取人の変更

第10条 特約の消滅

第11条 特約の払いもどし金

第12条 特約の契約者配当金

第13条 この特約と疾病入院特約（終身型）を重複付加した場合の災害入院給付金支払の特例

別表1 入院

別表2 病院または診療所

別表3 請求書類

災害入院特約（終身型）

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者が不慮の事故により5日以上入院をした場合に災害入院給付金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。また、この特約の払いもどし金はありません。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（給付金の支払）

① 会社は、この特約の災害入院給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (災害入院給付金を 支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (災害入院給付金を 支払わない場合)
災害 入院 給付 金	被保険者が次の条件の すべてを満たす入院* を したとき (ア) この特約の責任開始 時以後に発生した不慮 の事故* を直接の原因 とする入院であること (イ) 傷害の治療を目的と する入院であること (ウ) 不慮の事故の日から その日を含めて 180日 以内に開始した入院で あること (エ) 同一の不慮の事故に よる入院日数が継続し て5日以上となったこと (オ) 病院または診療所* への入院であること	同一の不慮の 事故による入院 1回につき、 (入院給付日 額*) × (入院日数－入 院開始日からそ の日を含めての 4日) ただし、同一 の不慮の事故に よる1回の入院 の給付日数(災 害入院給付金 が支払われる日 数をいいます。 以下同じとし ます。)の限度 は、90日とし ます。	被 保 険 者	被保険者が次のいずれかに よって入院したとき (ア) 契約者の故意または重大 な過失 (イ) 被保険者の故意または重 大な過失 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 被保険者の精神障害を原 因とする事故 (オ) 被保険者の泥酔の状態を 原因とする事故 (カ) 被保険者が法令に定める 運転資格を持たないで運転 している間に生じた事故 (キ) 被保険者が法令に定める 酒気帯び運転またはこれに 相当する運転をしている間 に生じた事故 (ク) 地震、噴火、津波または 戦争その他の変乱

* 入 院 別表1に定める入院をいいます。

* 不 慮 の 事 故 主約款の別表1に定める事故をいいます。

* 病 院 又 は 診 療 所 別表2に定める病院または診療所をいいます。

* 入 院 給 付 日 額 入院中に入院給付日額の減額があったときは、各日現在の入院給付日額をいいます。

② 被保険者が同一の不慮の事故を直接の原因として、第①項に規定する5日以上入院を2回以上したときには、会社は、1回の入院とみなして、第①項の規定を適用してこの特約の災害入院給付金を支払います。ただし、その不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

③ 不慮の事故によるこの特約の災害入院給付金が支払われる入院中に、他の不慮の事故による傷害の治療を開始した場合は、他の不慮の事故による災害入院給付金の支払金額を、第①項の支払金額に関する規定（給付日数の限度に関する規定を除きます。）にかかわらず、不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めて計算した入院日数に入院給付日額を乗じた金額とします。

④ 次の各号に定める場合は、継続した入院とみなして第①項の規定を適用します。

(1) 被保険者が不慮の事故を直接の原因として入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含

めて180日を経過する前に同一の不慮の事故を直接の原因として転入院または再入院した場合
(2) 被保険者が不慮の事故を直接の原因として入院し、その入院の退院日と同日または翌日から他の不慮の事故を直接の原因として転入院または再入院した場合。ただし、それぞれの入院の入院日数が5日以上である場合を除きます。

- ⑤ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって入院した場合でも、それらの事由によって入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、この特約の災害入院給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑥ 被保険者が、この特約の責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害をこの特約の責任開始時以後に発生したものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑦ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の災害入院給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

この特約による災害入院給付金の支払は、その給付日数を通算して1095日をもって限度とします。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表3）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が災害入院給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の災害入院給付金（以下「給付金」といいます。）の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表3）を提出して、給付金を請求してください。
- ② 給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

- ① この特約の保険期間は、この特約の責任開始の日から終身とします。
- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の責任開始の日から終身とします。

第8条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表3）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第9条（給付金の受取人の変更）

この特約の給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（給付金の支払）第⑦項に定める場合を除きます。

第10条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約の給付金の給付日数が通算して1095日に達したとき
- (3) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約されたとき

第11条（特約の払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第12条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第13条（この特約と疾病入院特約（終身型）を重複付加した場合の災害入院給付金支払の特例）

この特約とあわせて主契約に疾病入院特約（終身型）が付加されている場合、会社は、この特約の災害入院給付金の支払について、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) 疾病入院特約（終身型）の規定により疾病入院給付金が支払われる入院中に、この特約の規定により災害入院給付金が支払われる治療（以下本号において「治療」といいます。）を開始したときには、この特約の災害入院給付金の支払金額は、第2条（給付金の支払）第①項の支払金額に関する規定（給付日数の限度に関する規定を除きます。）にかかわらず、次に定めるとおりとします。

項目	内容
(ア) この特約の入院給付日額が疾病入院特約（終身型）の入院給付日額未満である場合	疾病入院特約（終身型）の規定により疾病入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めて計算した入院日数に、この特約の入院給付日額を乗じた金額とします。
(イ) この特約の入院給付日額が疾病入院特約（終身型）の入院給付日額以上である場合	治療を開始した日からその日を含めて計算した入院日数に、この特約の入院給付日額を乗じた金額とします。 ただし、疾病入院特約（終身型）の規定により疾病入院給付金が支払われる入院を開始した日からその日を含めての4日が経過する前に治療を開始したときは、その入院を開始した日からその日を含めての4日が経過した日以降の入院日数に、この特約の入院給付日額を乗じた金額とします。

- (2) この特約の規定により災害入院給付金が支払われる入院中に、疾病入院特約（終身型）の規定により疾病入院給付金が支払われる治療を開始したときには、疾病入院特約（終身型）の規定により疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の災害入院給付金は支払いません。

(2023年10月改定)

別表 1

入 院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表 2 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 2

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前 1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 3

請求書類

項	目	必 要 書 類
1	災害入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 被保険者の戸籍抄本 (6) 被保険者（契約者が災害入院給付金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
2	特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
3	入院給付日額の減額 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

疾病入院特約（終身型）目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 入院給付日額の減額

第9条 給付金の受取人の変更

第10条 特約の消滅

第11条 特約の払いもどし金

第12条 特約の契約者配当金

第13条 この特約と災害入院特約（終身型）を重複付加した場合の疾病入院給付金支払の特例

別表1 入院

別表2 病院または診療所

別表3 対象となる手術および給付倍率表

別表4 請求書類

疾病入院特約（終身型）

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者が疾病等により5日以上入院をした場合または手術を受けた場合に所定の給付を行うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。また、この特約の払いもどし金はありません。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 給付金	疾病入院給付金または手術給付金のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（給付金の支払）

① 会社は、この特約の疾病入院給付金および手術給付金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (疾病入院給付金を 支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (疾病入院給付金を 支払わない場合)
(1) 疾 病 入 院 給 付 金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院*をしたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院であること</p> <p>(a) 疾病（異常分娩*を含みます。以下同じとします。）</p> <p>(b) 不慮の事故*による傷害（その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院に限ります。）</p> <p>(c) 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(イ) 前(ア)の治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) 入院日数が継続して5日以上となったこと</p> <p>(エ) 病院または診療所*への入院であること</p>	<p>入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日)</p> <p>ただし、 1回の入院の給付日数（疾病入院給付金が支払われる日数をいいます。）の限度は、90日とします。</p>	<p>被 保 険 者</p>	<p>被保険者が次のいずれかによって入院したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ク) 被保険者の薬物依存</p> <p>(ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

名称	支 払 事 由 (手術給付金を支払う場合)	支払金額	受取人	免 責 事 由 (手術給付金を支払わない場合)
(2) 手 術 給 付 金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす手術* を受けたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術であること</p> <p>(a) 疾病</p> <p>(b) 不慮の事故による傷害</p> <p>(c) 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(イ) 疾病または傷害の治療を直接の目的とする手術であること</p> <p>(ウ) 病院または診療所で受けた手術であること</p>	<p>手術 1 回 につき、 (入院給付 日額*) × (給付倍率*)</p>	被 保 険 者	<p>被保険者が次のいずれかによって手術を受けたとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ク) 被保険者の薬物依存</p> <p>(ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

* 入 院 別表 1 に定める入院をいいます。

* 異 常 分 娩 平成 6 年 10 月 12 日 総 務 庁 告 示 第 75 号 に 定 め ら れ た 分 類 項 目 中 次 の も の と し、分 類 項 目 の 内 容 に つ い て は 「 厚 生 省 大 臣 官 房 統 計 情 報 部 編、疾 病、傷 害 お よ び 死 因 統 計 分 類 提 要 I C D - 10 準 拠 」 に よ る も の と し ま す。

分 娩 (O 8 0 ~ O 8 4) 中 の

- ・ 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩 (O 8 1)
- ・ 帝王切開による単胎分娩 (O 8 2)
- ・ その他の介助単胎分娩 (O 8 3)
- ・ 多胎分娩 < 全児自然分娩 (O 8 4 . 0) は 除 く > (O 8 4)

* 不 慮 の 事 故 主 約 款 の 別 表 1 に 定 め る 事 故 を い い ま す。

* 病 院 ま た は 診 療 所 別 表 2 に 定 め る 病 院 ま た は 診 療 所 を い い ま す。

* 入 院 給 付 日 額 次 の (ア) お よ び (イ) の 場 合 に は そ れ ぞ れ に 定 め る 金 額 と し ま す。

項目	内容
(ア) 疾病入院給付金の場合で、入院中に入院給付日額の減額があったとき	各日現在の入院給付日額
(イ) 手術給付金の場合	手術を受けた日現在の入院給付日額

- * 手術 別表3に定める手術をいいます。
- * 給付倍率 別表3に定める手術の種類に対応する給付倍率をいいます。

- ② 被保険者が同一の疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）を直接の原因として、第①項に規定する5日以上入院を2回以上したときには、会社は、1回の入院とみなして第①項の規定を適用してこの特約の疾病入院給付金を支払います。ただし、本条による疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として取り扱います。
- ③ 被保険者がこの特約の疾病入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
- ④ 次の各号に定める場合は、継続した入院とみなして第①項の規定を適用します。
 - (1) 被保険者が疾病を直接の原因として入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に同一の疾病を直接の原因として転入院または再入院した場合
 - (2) 被保険者が疾病を直接の原因として入院し、その入院の退院日と同日または翌日から異なる疾病を直接の原因として転入院または再入院した場合。ただし、それぞれの入院の入院日数が5日以上である場合を除きます。
- ⑤ 被保険者が疾病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に疾病の治療を開始したときには、会社は、その治療を開始した日からその疾病の治療が終了した日までの入院については、疾病を直接の原因とする入院として本条の規定を適用します。
- ⑥ 被保険者が、同時に2種類以上の手術を受けたときには、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして、第①項の規定により手術給付金を支払います。
- ⑦ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって入院または手術を受けた場合でも、それらの事由によって入院または手術を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、この特約の給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑧ 被保険者が、この特約の責任開始時前に生じた疾病、不慮の事故による傷害または不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院または手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その疾病またはその傷害をこの特約の責任開始時以後に生じたものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病またはその傷害に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその疾病またはその傷害に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病またはその傷害について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その疾病またはその傷害による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始または手術を受けた場合
- ⑨ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の疾病入院給付金および手術給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

この特約による疾病入院給付金の支払は、疾病入院給付金の給付日数（疾病入院給付金が支払われる日数をいいます。）を通算して1095日をもって限度とします。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が疾病入院給付金および手術給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、給付金を請求してください。
- ② 第①項の場合に、被保険者に手術給付金を請求できない事情があるときには、被保険者の配偶者（配偶者がいないときは被保険者と生計を一にする親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって手術給付金を請求することができます。
- ③ 第②項の規定により会社が手術給付金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、その手術について手術給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

- ① この特約の保険期間は、この特約の責任開始の日から終身とします。
- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の責任開始の日から終身とします。

第8条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表4）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第9条（給付金の受取人の変更）

この特約の給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（給付金の支払）第⑨項に定める場合を除きます。

第10条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約の疾病入院給付金の給付日数（疾病入院給付金が支払われる日数をいいます。）が通算して1095日に達したとき
- (3) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約されたとき

第11条（特約の払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第12条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第13条（この特約と災害入院特約（終身型）を重複付加した場合の疾病入院給付金支払の特例）

この特約とあわせて主契約に災害入院特約（終身型）が付加されている場合、会社は、この特約の疾病入院給付金の支払について、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) 災害入院特約（終身型）の規定により災害入院給付金が支払われる入院中に、この特約の規定により疾病入院給付金が支払われる治療（以下本号において「治療」といいます。）を開始したときは、この特約の疾病入院給付金の支払金額は、第2条（給付金の支払）第①項の支払

金額に関する規定（給付日数の限度に関する規定を除きます。）にかかわらず、次に定めるとおりとします。

項目	内容
(ア) この特約の入院給付日額が災害入院特約（終身型）の入院給付日額以下である場合	災害入院特約（終身型）の規定により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めて計算した入院日数に、この特約の入院給付日額を乗じた金額とします。
(イ) この特約の入院給付日額が災害入院特約（終身型）の入院給付日額を超える場合	治療を開始した日からその日を含めて計算した入院日数に、この特約の入院給付日額を乗じた金額とします。 ただし、災害入院特約（終身型）の規定により災害入院給付金が支払われる入院を開始した日からその日を含めての4日が経過する前に治療を開始したときは、その入院を開始した日からその日を含めての4日が経過した日以降の入院日数に、この特約の入院給付日額を乗じた金額とします。

- (2) この特約の規定により疾病入院給付金が支払われる入院中に、災害入院特約（終身型）の規定により災害入院給付金が支払われる治療を開始したときには、災害入院特約（終身型）の規定により災害入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の疾病入院給付金は支払いません。

(2023年10月改定)

別表 1

入 院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 2

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 3

対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいひ、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

対 象 と な る 手 術 の 種 類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術（25cm ² 未満は除く。）	20
2. 乳房切断術	20
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）	
3. 骨移植術	20
4. 骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	20
6. 鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）	10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	20

対象となる手術の種類	給付倍率
8. 脊椎・骨盤観血手術	20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	10
13. 筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
§呼吸器・胸部の手術	
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	10
15. 喉頭全摘除術	20
16. 気管、気管支、肺、胸膜手術（開胸術を伴うもの。）	20
17. 胸郭形成術	20
18. 縦隔腫瘍摘出術	40
§循環器・脾の手術	
19. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
20. 静脈瘤根本手術	10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40
22. 心膜切開・縫合術	20
23. 直視下心臓内手術	40
24. 体内用ペースメーカー埋込術	20
25. 脾摘除術	20
§消化器の手術	
26. 耳下腺腫瘍摘出術	20
27. 顎下腺腫瘍摘出術	10
28. 食道離断術	40
29. 胃切除術	40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	20
31. 腹膜炎手術	20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・脾臓観血手術	20
33. ヘルニア根本手術	10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35. 直腸脱根本手術	20
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10

対象となる手術の種類	給付倍率
§ 尿・性器の手術	
38. 腎移植手術（受容者に限る。）	40
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42. 陰茎切断術	40
43. 辜丸・副辜丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
44. 陰嚢水腫根本手術	10
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47. 帝王切開娩出術	10
48. 子宮外妊娠手術	20
49. 子宮脱・膣脱手術	20
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51. 卵管・卵巣観血手術（経膈的操作は除く。）	20
52. その他の卵管・卵巣手術	10
§ 内分泌器の手術	
53. 下垂体腫瘍摘除術	40
54. 甲状腺手術	20
55. 副腎全摘除術	20
§ 神経の手術	
56. 頭蓋内観血手術	40
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59. 脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術	
60. 眼瞼下垂症手術	10
61. 涙小管形成術	10
62. 涙嚢鼻腔吻合術	10
63. 結膜嚢形成術	10
64. 角膜移植術	10
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66. 虹彩前後癒着剥離術	10
67. 緑内障観血手術	20

対象となる手術の種類	給付倍率
68. 白内障・水晶体観血手術	20
69. 硝子体観血手術	10
70. 網膜剥離症手術	10
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72. 眼球摘除術・組織充填術	20
73. 眼窩腫瘍摘出術	20
74. 眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術	
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76. 乳様洞削開術	10
77. 中耳根本手術	20
78. 内耳観血手術	20
79. 聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術	
80. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
§ 上記以外の手術	
83. 上記以外の開頭術	20
84. 上記以外の開胸術	20
85. 上記以外の開腹術	10
86. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
§ 新生物根治放射線照射	
88. 新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備 考

1. 治療を目的とする入院

治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

2. 治療を直接の目的とする手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号 304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

4. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。

5. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出（剔出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出（剔出）したり、また、転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出（剔出）する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

6. 開頭術

「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

7. 開胸術

「開胸術」とは、直視下に胸壁および胸膜全層に切開を加え、胸腔内の臓器に対して行う手術をいいます。

8. 開腹術

「開腹術」とは、直視下に腹壁に切開を加え、腹腔内の臓器に対して行う手術をいいます。

9. 同一の疾病

医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、胆石症に起因する肝炎、黄疸等をいいます。

別表 4

請求書類

項目	必要書類
1 疾病入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が疾病入院給付金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2 手術給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故を原因とした場合に限り。） (5) 被保険者の戸籍抄本 (6) 被保険者（契約者が手術給付金の受取人のときは契約者、または第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
3 特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
4 入院給付日額の減額 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。	

入院初期費用給付特約（終身型）目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 入院初期給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 入院初期給付金の請求手続、支払の期限
および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 特約給付金額の減額

第9条 入院初期給付金の受取人の変更

第10条 特約の消滅

第11条 特約の払いもどし金

第12条 特約の契約者配当金

別表1 請求書類

入院初期費用給付特約（終身型）

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者が疾病または不慮の事故等により1日以上入院をした場合に入院初期給付金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。また、この特約の払いもどし金はありません。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（入院初期給付金の支払）

① 会社は、この特約の入院初期給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (入院初期給付金を 支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (入院初期給付金を 支払わない場合)
入院 初期 給 付 金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院* をしたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発生した次のいずれかを直接の原因とする入院であること</p> <p>(a) 疾病*</p> <p>(b) 不慮の事故* による傷害</p> <p>(c) 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(イ) 前(ア)の治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) 入院日数が1日* 以上であること</p> <p>(エ) 病院または診療所* への入院であること</p>	特約給付金額*	被 保 険 者	<p>被保険者が次のいずれかによって入院したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ク) 被保険者の薬物依存</p> <p>(ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

* 入 院 災害入院特約（終身型）または疾病入院特約（終身型）の別表1に定める入院をいいます。

* 疾 病 異常分娩を含みます。異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10準拠」によるものとします。

分娩（O80～O84）中の

- ・ 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩（O81）
- ・ 帝王切開による単胎分娩（O82）
- ・ その他の介助単胎分娩（O83）
- ・ 多胎分娩<全児自然分娩（O84.0）は除く>（O84）

* 不 慮 の 事 故 主約款の別表1に定める事故をいいます。

* 入 院 日 数 が 1 日 上に定める入院の入院日と退院日が同日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

* 病 院 ま た は 診 療 所 災害入院特約（終身型）または疾病入院特約（終身型）の別表2に定める病院または診療所をいいます。

* 特 約 給 付 金 額 入院中に特約給付金額の減額があったときは、支払事由に該当した日現在の特約給付金額をいいます。

- ② 被保険者が同一の不慮の事故を直接の原因として、第①項に規定する1日以上入院を2回以上したときには、会社は、1回の入院とみなして、第①項の規定を適用してこの特約の入院初期給付金を支払います。ただし、その不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- ③ 被保険者が同一の疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）を直接の原因として、第①項に規定する1日以上入院を2回以上したときには、会社は、1回の入院とみなして第①項の規定を適用してこの特約の入院初期給付金を支払います。ただし、本条による入院初期給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後開始した入院については、新たな入院として取り扱います。
- ④ 被保険者がこの特約の入院初期給付金が支払われる入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病により入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
- ⑤ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって入院した場合でも、それらの事由によって入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、その程度に応じ、この特約の入院初期給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑥ 被保険者が、この特約の責任開始時前に生じた疾病、不慮の事故による傷害または不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その疾病またはその傷害をこの特約の責任開始時以後に生じたものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病またはその傷害に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその疾病またはその傷害に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病またはその傷害について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その疾病またはその傷害による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後入院を開始した場合
- ⑦ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の入院初期給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

- ① この特約による入院初期給付金の支払は、1回の入院につき1回のみとします。
- ② この特約による入院初期給付金の支払は、その支払回数を通算して15回をもって限度とします。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（入院初期給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が入院初期給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の入院初期給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、入院初期給付金を請求してください。
- ② 入院初期給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、災害入院特約（終身型）および疾病入院特約（終身型）とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項は給付特約総則特約の特約条項と同時に適用されます。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約に付加されている災害入院特約（終身型）および疾病入院特約（終身型）と同一とします。

第8条（特約給付金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表1）を提出して、将来に向かって、この特約の特約給付金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約給付金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 主契約に付加されている災害入院特約（終身型）または疾病入院特約（終身型）の入院給付日額が減額されたときには、この特約の特約給付金額は、会社の定める方法によって減額されます。
- ③ この特約の特約給付金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第9条（入院初期給付金の受取人の変更）

この特約の入院初期給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（入院初期給付金の支払）第⑦項に定める場合を除きます。

第10条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約の入院初期給付金の支払回数が通算して15回に達したとき
- (3) 主契約に付加されている災害入院特約（終身型）または疾病入院特約（終身型）が消滅したとき

第11条（特約の払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第12条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

備 考

同一の疾病

医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、胆石症に起因する肝炎、黄疸等をいいます。

(2023年10月改定)

別表 1

請求書類

項目		必要書類
1	入院初期給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 被保険者の戸籍抄本 (6) 被保険者（契約者が入院初期給付金の受取人のときは契約者）の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
2	特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
3	特約給付金額の減額 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

短期入院特約（終身型）目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 短期入院給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 短期入院給付金の請求手続、支払の期限
および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 入院給付日額の減額

第9条 短期入院給付金の受取人の変更

第10条 特約の消滅

第11条 特約の払いもどし金

第12条 特約の契約者配当金

別表1 請求書類

短期入院特約（終身型）

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者が疾病または不慮の事故等により2日以上入院をした場合に短期入院給付金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。また、この特約の払いもどし金はありません。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（短期入院給付金の支払）

① 会社は、この特約の短期入院給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (短期入院給付金を 支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (短期入院給付金を 支払わない場合)
短期 入院 給 付 金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院*をしたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院であること</p> <p>(a) 疾病*</p> <p>(b) 不慮の事故*による傷害</p> <p>(c) 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(イ) 前(ア)の治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) 入院日数が継続して2日以上となったこと</p> <p>(エ) 病院または診療所*への入院であること</p>	<p>入院1回につき、</p> <p>(入院給付日額*)</p> <p>×</p> <p>(入院日数)</p> <p>ただし、1回の入院の給付日数（短期入院給付金が支払われる日数をいいます。）の限度は、入院開始日からその日を含めての4日とします。</p>	被 保 険 者	<p>被保険者が次のいずれかによって入院したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ク) 被保険者の薬物依存</p> <p>(ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

* 入院 災害入院特約（終身型）または疾病入院特約（終身型）の別表1に定める入院をいいます。

* 疾病 異常分娩を含みます。異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」によるものとします。

分娩（O80～O84）中の

- ・ 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩（O81）
- ・ 帝王切開による単胎分娩（O82）
- ・ その他の介助単胎分娩（O83）
- ・ 多胎分娩<全児自然分娩（O84.0）は除く>（O84）

* 不慮の事故 主約款の別表1に定める事故をいいます。

* 病院または診療所 災害入院特約（終身型）または疾病入院特約（終身型）の別表2に定める病院または診療所をいいます。

* 入院給付日額 入院中に入院給付日額の減額があったときは、各日現在の入院給付日額をいいます。

② 主契約に付加された災害入院特約（終身型）または疾病入院特約（終身型）から、同一の日の入院に対して災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる場合には、会社は、短期入院給

付金を支払いません。

- ③ 被保険者がこの特約の短期入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病により継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
- ④ 被保険者が第①項に定める原因で入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に同一の原因で転入院または再入院した場合で、入院日数が1日の入院と入院日数が2日以上入院の両方があるときには、継続した入院とみなして第①項の規定を適用します。ただし、同一の原因で災害入院特約（終身型）または疾病入院特約（終身型）から災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をした後、転入院または再入院した場合を除きます。
- ⑤ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって入院した場合でも、それらの事由によって入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、この特約の短期入院給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑥ 被保険者が、この特約の責任開始時前に生じた疾病、不慮の事故による傷害または不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その疾病またはその傷害をこの特約の責任開始時以後に生じたものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病またはその傷害に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその疾病またはその傷害に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病またはその傷害について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その疾病またはその傷害による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合
- ⑦ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の短期入院給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

この特約による短期入院給付金の支払は、短期入院給付金の給付日数（短期入院給付金が支払われる日数をいいます。）を通算して60日をもって限度とします。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が短期入院給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の短期入院給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、短期入院給付金を請求してください。
- ② 短期入院給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、災害入院特約（終身型）および疾病入院特約（終身型）とあわせて主契約に付加して締結します。

② この特約条項は給付特約総則特約の特約条項と同時に適用されます。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約に付加されている災害入院特約（終身型）および疾病入院特約（終身型）と同一とします。

第8条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表1）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 主契約に付加されている災害入院特約（終身型）または疾病入院特約（終身型）の入院給付日額が減額されたときには、この特約の入院給付日額は、会社の定める方法によって減額されます。
- ③ この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第9条（短期入院給付金の受取人の変更）

この特約の短期入院給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（短期入院給付金の支払）第⑦項に定める場合を除きます。

第10条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約の短期入院給付金の給付日数（短期入院給付金が支払われる日数をいいます。）が通算して60日に達したとき
- (3) 主契約に付加されている災害入院特約（終身型）または疾病入院特約（終身型）が消滅したとき

第11条（特約の払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第12条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表 1

請求書類

項目		必要書類
1	短期入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 被保険者の戸籍抄本 (6) 被保険者（契約者が短期入院給付金の受取人のときは契約者）の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
2	特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
3	入院給付日額の減額 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

成人病入院特約（終身型） 目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 入院給付日額の減額

第9条 給付金の受取人の変更

第10条 特約の消滅

第11条 特約の払いもどし金

第12条 特約の契約者配当金

別表1 入院

別表2 対象となる疾病の種類

別表3 病院または診療所

別表4 対象となる手術および給付倍率表

別表5 請求書類

成人病入院特約（終身型）

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者が成人病により5日以上入院をした場合または手術を受けた場合に所定の給付を行うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。また、この特約の払いもどし金はありません。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 給付金	成人病入院給付金または成人病手術給付金のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（給付金の支払）

- ① 会社は、この特約の成人病入院給付金および成人病手術給付金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (成人病入院給付金、成人病手術給付金を支払う場合)	支払金額	受取人
(1) 成人病入院給付金	被保険者が次の条件のすべてを満たす入院* をしたとき (ア) この特約の責任開始時以後に発病した成人病* を直接の原因とする入院であること (イ) 成人病の治療を目的とする入院であること (ウ) 入院日数が継続して5日以上となったこと (エ) 病院または診療所* への入院であること	入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日) ただし、一回の入院の給付日数（成人病入院給付金が支払われる日数をいいます。）の限度は、90日とします。	被 保 険 者
(2) 成人病手術給付金	被保険者が次の条件のすべてを満たす手術* を受けたとき (ア) この特約の責任開始時以後に発病した成人病を直接の原因とする手術であること (イ) 成人病の治療を直接の目的とする手術であること (ウ) 病院または診療所で受けた手術であること	手術1回につき、 (入院給付日額*) × (給付倍率*)	

* 入院 別表1に定める入院をいいます。

* 成人病 別表2に定める疾病をいいます。ただし、成人病であることの診断は、疾病の経過、臨床症状、各種臨床検査成績、手術所見等に基づく医学的な総合判断により客観的に確定されたものであることを必要とします。

* 病院または診療所 別表3に定める病院または診療所をいいます。

* 入院給付日額 次の(ア)または(イ)の場合にはそれぞれに定める金額とします。

項目	内容
(ア) 成人病入院給付金の場合で、入院中に入院給付日額の減額があったとき	各日現在の入院給付日額
(イ) 成人病手術給付金の場合	手術を受けた日現在の入院給付日額

* 手術 別表4に定める手術をいいます。

* 給付倍率 別表4に定める手術の種類に対応する給付倍率をいいます。

- ② 被保険者が同一の成人病（病名を異にする場合でも、別表2中、同一の疾病区分に含まれる成人病については、同一の成人病として取り扱います。また、別表2中、異なる疾病区分に含まれる場合でも、医学上重要な関係があると会社が認めた成人病は、同一の成人病として取り扱います。）を直接の原因として、第①項に規定する5日以上入院を2回以上したときには、会社は、

1回の入院とみなして第①項の規定を適用してこの特約の成人病入院給付金を支払います。ただし、本条による成人病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として取り扱います。

- ③ 被保険者がこの特約の成人病入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なる成人病を併発していた場合またはその入院中に異なる成人病を併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
- ④ 次の各号に定める場合は、継続した入院とみなして第①項の規定を適用します。
 - (1) 被保険者が成人病を直接の原因として入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に同一の成人病を直接の原因として転入院または再入院した場合
 - (2) 被保険者が成人病を直接の原因として入院し、その入院の退院日と同日または翌日から異なる成人病を直接の原因として転入院または再入院した場合。ただし、それぞれの入院の入院日数が5日以上である場合を除きます。
- ⑤ 被保険者が成人病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に成人病の治療を開始したときには、会社は、その治療を開始した日からその成人病の治療を終了した日までの入院については、成人病を直接の原因とする入院として本条の規定を適用します。
- ⑥ 成人病による入院中に併発した成人病以外の疾病によって入院日数が延長されたときは、会社がその成人病と医学上重要な関係があると認めた疾病によって延長された入院日数について、その入院に限って、成人病による入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者が、同時に2種類以上の手術を受けたときには、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして、第①項の規定により成人病手術給付金を支払います。
- ⑧ 被保険者が、この特約の責任開始時前に発病した成人病の治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院しまたは手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その成人病をこの特約の責任開始時以後に発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその成人病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその成人病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その成人病について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その成人病による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始しまたは手術を受けた場合
- ⑨ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の成人病入院給付金および成人病手術給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

この特約による成人病入院給付金の支払は、成人病入院給付金の給付日数（成人病入院給付金が支払われる日数をいいます。）を通算して1095日をもって限度とします。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が成人病入院給付金および成人病手術給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、給付金を請求してください。
- ② 第①項の場合に、被保険者に給付金を請求できない事情があるときには、被保険者の配偶者

(配偶者がいないときは被保険者と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって給付金を請求することができます。

- ③ 第②項の規定により会社が給付金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、その入院または手術について給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条 (特約の締結)

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。

第7条 (特約の保険期間および保険料払込期間)

- ① この特約の保険期間は、この特約の責任開始の日から終身とします。
- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の責任開始の日から終身とします。

第8条 (入院給付日額の減額)

- ① 契約者は、必要書類 (別表5) を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第9条 (給付金の受取人の変更)

この特約の給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条 (給付金の支払) 第⑨項に定める場合を除きます。

第10条 (特約の消滅)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約の成人病入院給付金の給付日数 (成人病入院給付金が支払われる日数をいいます。) が通算して1095日に達したとき
- (3) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約されたとき

第11条 (特約の払いもどし金)

この特約に対する払いもどし金はありません。

第12条 (特約の契約者配当金)

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表 1

入 院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 2

対象となる疾病の種類

この特約の対象となる疾病の種類は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」によるものとしします。

疾病区分	分 類 項 目	分類コード
悪性新生物	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	2. 消化器の悪性新生物	C15～C26
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	7. 乳房の悪性新生物	C50
	8. 女性性器の悪性新生物	C51～C58
	9. 男性性器の悪性新生物	C60～C63
	10. 尿路の悪性新生物	C64～C68
	11. 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C72
	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	16. 上皮内新生物	D00～D09
	17. 真正赤血球増加症<多血症>	D45
	18. 骨髄異形成症候群	D46
	19. 慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	20. 本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	21. ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0
糖尿病	糖尿病	E10～E14
心疾患	1. 慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	2. 虚血性心疾患	I20～I25
	3. 肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	4. その他の型の心疾患	I30～I52
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I10～I15
脳血管疾患	脳血管疾患	I60～I69

別表 3

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 4

対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～17を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

対象となる手術の種類	給付倍率
1. 四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
2. 体内用ペースメーカー埋込術	20
3. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
4. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40
5. 直視下心臓内手術	40
6. 心膜切開・縫合術	20
7. 副腎全摘除術	20
8. 頭蓋内観血手術	40
9. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
10. 白内障・水晶体観血手術	20
11. 網膜剥離症手術	10
12. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
13. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
14. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
15. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
16. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
17. 新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備 考

1. 治療を直接の目的とする手術

診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

2. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。

3. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出（剔出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出（剔出）したり、また、転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出（剔出）する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

4. 開胸術

「開胸術」とは、直視下に胸壁および胸膜全層に切開を加え、胸腔内の臓器に対して行う手術をいいます。

5. 開腹術

「開腹術」とは、直視下に腹壁に切開を加え、腹腔内の臓器に対して行う手術をいいます。

6. 同一の成人病

医学上重要な関係にある一連の成人病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の成人病として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心疾患等をいいます。

別表5

請求書類

項目		必要書類
1	成人病入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が成人病入院給付金の受取人のときは契約者、または第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	成人病手術給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が成人病手術給付金の受取人のときは契約者、または第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3	特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
4	入院給付日額の減額 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類（成人病入院給付金、成人病手術給付金については、被保険者が治療を受けた医師もしくは医療機関の診断書、検査成績表等をいいます。）の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

成人病短期入院特約（終身型）目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 成人病短期入院給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 成人病短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 入院給付日額の減額

第9条 成人病短期入院給付金の受取人の変更

第10条 特約の消滅

第11条 特約の払いもどし金

第12条 特約の契約者配当金

別表1 請求書類

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

成人病短期入院特約（終身型）

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者が成人病により2日以上入院をした場合に成人病短期入院給付金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。また、この特約の払いもどし金はありません。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（成人病短期入院給付金の支払）

- ① 会社は、この特約の成人病短期入院給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (成人病短期入院給付金を支払う場合)	支払金額	受取人
成人病短期入院給付金	被保険者が次の条件のすべてを満たす入院*をしたとき (ア) この特約の責任開始時以後に発病した成人病*を直接の原因とする入院であること (イ) 成人病の治療を目的とする入院であること (ウ) 入院日数が継続して2日以上となったこと (エ) 病院または診療所*への入院であること	入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数) ただし、1回の入院の給付日数(成人病短期入院給付金が支払われる日数をいいます。)の限度は、入院開始日からその日を含めての4日とします。	被 保 険 者

- * 入院 成人病入院特約（終身型）の別表1に定める入院をいいます。
- * 成人病 成人病入院特約（終身型）の別表2に定める疾病をいいます。ただし、成人病であることの診断は、疾病の経過、臨床症状、各種臨床検査成績、手術所見等に基づく医学的な総合判断により客観的に確定されたものであることを必要とします。
- * 病院または診療所 成人病入院特約（終身型）の別表3に定める病院または診療所をいいます。
- * 入院給付日額 入院中に入院給付日額の減額があったときは、各日現在の入院給付日額をいいます。

- ② 主契約に付加された成人病入院特約（終身型）から、同一の日の入院に対して成人病入院給付金が支払われる場合には、会社は、成人病短期入院給付金を支払いません。
- ③ 被保険者がこの特約の成人病短期入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なる成人病を併発していた場合またはその入院中に異なる成人病を併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
- ④ 被保険者が成人病を直接の原因として入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に成人病入院特約（終身型）に定める同一の成人病を直接の原因として転入院または再入院した場合で、入院日数が1日の入院と入院日数が2日以上 of 入院の両方があるときには、継続した入院とみなして第①項の規定を適用します。ただし、同一の成人病を直接の原因として成人病入院特約（終身型）から成人病入院給付金が支払われる入院をした後、転入院または再入院した場合を除きます。
- ⑤ 被保険者が成人病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に成人病の治療を開始したときには、会社は、その治療を開始した日からその成人病の治療を終了した日までの入院については、成人病を直接の原因とする入院として本条の規定を適用します。
- ⑥ 成人病による入院中に併発した成人病以外の疾病によって入院日数が延長されたときは、会社がその成人病と医学上重要な関係があると認めた疾病によって延長された入院日数について、その入院に限って、成人病による入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者が、この特約の責任開始時前に発病した成人病の治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その成人病をこの特約の責任開始時以後に発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。

- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその成人病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその成人病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その成人病について、被保険者がこの特約の責任開始前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その成人病による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始前に認識または自覚していた場合を除きます。
- (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合
- ⑧ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の成人病短期入院給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

この特約による成人病短期入院給付金の支払は、成人病短期入院給付金の給付日数（成人病短期入院給付金が支払われる日数をいいます。）を通算して60日をもって限度とします。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（成人病短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が成人病短期入院給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の成人病短期入院給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、成人病短期入院給付金を請求してください。
- ② 第①項の場合に、被保険者に成人病短期入院給付金を請求できない事情があるときには、被保険者の配偶者（配偶者がいないときは被保険者と生計を一にする親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって成人病短期入院給付金を請求することができます。
- ③ 第②項の規定により会社が成人病短期入院給付金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、その入院について成人病短期入院給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 成人病短期入院給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、成人病入院特約（終身型）とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項は給付特約総則特約の特約条項と同時に適用されます。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約に付加されている成人病入院特約（終身型）と同一とします。

第8条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表1）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 主契約に付加されている成人病入院特約（終身型）の入院給付日額が減額されたときには、この特約の入院給付日額は、会社の定める方法によって減額されます。
- ③ この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第9条（成人病短期入院給付金の受取人の変更）

この特約の成人病短期入院給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただ

し、第2条（成人病短期入院給付金の支払）第⑧項に定める場合を除きます。

第10条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約の成人病短期入院給付金の給付日数（成人病短期入院給付金が支払われる日数をいいます。）が通算して60日に達したとき
- (3) 主契約に付加されている成人病入院特約（終身型）が消滅したとき

第11条（特約の払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第12条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表 1

請求書類

項	目	必 要 書 類
1	成人病短期入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が成人病短期入院給付金の受取人のときは契約者、または第5条（成人病短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
3	入院給付日額の減額 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類（成人病短期入院給付金については、被保険者が治療を受けた医師もしくは医療機関の診断書、検査成績表等をいいます。）の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

新ガン入院特約（終身型）目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 給付金の支払

第3条 特約保険料の払込免除

第4条 給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第5条 特約の締結

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

第7条 入院給付日額の減額

第8条 給付金の受取人の変更

第9条 特約の消滅

第10条 特約の払いもどし金

第11条 特約の契約者配当金

別表1 入院

別表2 対象となる悪性新生物の種類

別表3 病院または診療所

別表4 対象となる手術および給付倍率表

別表5 請求書類

新ガン入院特約（終身型）

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者が悪性新生物（ガン）により5日以上入院をした場合または手術を受けた場合に所定の給付を行うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。また、この特約の払いもどし金はありません。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 給付金	ガン入院給付金またはガン手術給付金のことをいいます。
(7) ガン	別表2に定める悪性新生物のことをいいます。 ただし、ガンであることの診断は、次の(ア)から(オ)の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者により客観的に確定されたものであることを必要とします。 (ア) 病理組織学的所見（剖検、生検） (イ) 細胞学的所見 (ウ) 理学的所見（X線、内視鏡等） (エ) 臨床学的所見 (オ) 手術所見

2. この特約の給付および請求手続

第2条（給付金の支払）

- ① 会社は、この特約のガン入院給付金およびガン手術給付金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (ガン入院給付金、ガン手術給付金を支払う場合)	支払金額	受取人
(1) ガン入院給付金	被保険者が次の条件のすべてを満たす入院* をしたとき (ア) この特約の責任開始時以後に発病したガンを直接の原因とする入院であること (イ) ガンの治療を目的とする入院であること (ウ) 入院日数が継続して5日以上となったこと (エ) 病院または診療所* への入院であること	入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日)	被 保 険 者
(2) ガン手術給付金	被保険者が次の条件のすべてを満たす手術* を受けたとき (ア) この特約の責任開始時以後に発病したガンを直接の原因とする手術であること (イ) ガンの治療を直接の目的とする手術であること (ウ) 病院または診療所で受けた手術であること	手術1回につき、 (入院給付日額*) × (給付倍率*)	

- * 入院 別表1に定める入院をいいます。
 * 病院または診療所 別表3に定める病院または診療所をいいます。
 * 入院給付日額 次の(ア)および(イ)の場合にはそれぞれに定める金額とします。

項目	内容
(ア) ガン入院給付金の場合で、入院中に入院給付日額の減額があったとき	各日現在の入院給付日額
(イ) ガン手術給付金の場合	手術を受けた日現在の入院給付日額

- * 手術 別表4に定める手術をいいます。
 * 給付倍率 別表4に定める手術の種類に対応する給付倍率をいいます。

- ② 被保険者が同一のガン（これと医学上重要な関係があると会社が認めたガンを含みます。）を直接の原因として、第①項に規定する5日以上入院を2回以上したときには、会社は、1回の入院とみなして第①項の規定を適用してこの特約のガン入院給付金を支払います。ただし、本条によるガン入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として取り扱います。

- ③ 被保険者がこの特約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なるガンを併発していた場合またはその入院中に異なるガンを併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となったガンにより継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
- ④ 次の各号に定める場合は、継続した入院とみなして第①項の規定を適用します。
 - (1) 被保険者がガンを直接の原因として入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に同一のガンを直接の原因として転入院または再入院した場合
 - (2) 被保険者がガンを直接の原因として入院し、その入院の退院日と同日または翌日から異なるガンを直接の原因として転入院または再入院した場合。ただし、それぞれの入院の入院日数が5日以上である場合を除きます。
- ⑤ 被保険者がガン以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中にガンの治療を開始したときには、会社は、その治療を開始した日からそのガンの治療を終了した日までの入院については、ガンを直接の原因とする入院として本条の規定を適用します。
- ⑥ ガンによる入院中に併発したガン以外の疾病によって入院日数が延長されたときは、会社がそのガンと医学上重要な関係があると認めた疾病によって延長された入院日数について、その入院に限って、ガンによる入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者が同時に2種類以上の手術を受けたときには、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして、第①項の規定によりガン手術給付金を支払います。
- ⑧ 被保険者が、この特約の責任開始時前に発病したガンの治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院または手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、そのガンをこの特約の責任開始時以後に発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたそのガンに関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がそのガンに関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) そのガンについて、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、そのガンによる症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始または手術を受けた場合
- ⑨ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約のガン入院給付金およびガン手術給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第4条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者がガン入院給付金およびガン手術給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、給付金を請求してください。
- ② 第①項の場合に、被保険者に給付金を請求できない事情があるときには、被保険者の配偶者（配偶者がいないときは被保険者と生計を一にする親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって給付金を請求することができます。
- ③ 第②項の規定により会社が給付金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、その入院または手術について給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第5条 (特約の締結)

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。

第6条 (特約の保険期間および保険料払込期間)

- ① この特約の保険期間は、この特約の責任開始の日から終身とします。
- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の責任開始の日から終身とします。

第7条 (入院給付日額の減額)

- ① 契約者は、必要書類 (別表5) を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第8条 (給付金の受取人の変更)

この特約の給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条 (給付金の支払) 第⑨項に定める場合を除きます。

第9条 (特約の消滅)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約されたとき

第10条 (特約の払いもどし金)

この特約に対する払いもどし金はありません。

第11条 (特約の契約者配当金)

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表 1

入 院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表 3 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 2

対象となる悪性新生物の種類

この特約の対象となる悪性新生物の種類は、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、I C D - 10 準拠」によるものとします。

分 類 項 目	分類コード
1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
2. 消化器の悪性新生物	C15～C26
3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
5. 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
7. 乳房の悪性新生物	C50
8. 女性性器の悪性新生物	C51～C58
9. 男性性器の悪性新生物	C60～C63
10. 尿路の悪性新生物	C64～C68
11. 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C72
12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
16. 上皮内新生物	D00～D09
17. 真正赤血球増加症<多血症>	D45
18. 骨髄異形成症候群	D46
19. 慢性骨髄増殖性疾患	D47. 1
20. 本態性（出血性）血小板血症	D47. 3
21. ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76. 0

別表 3

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 4

対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～5を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

対象となる手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
2. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
3. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
4. 新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
5. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備 考

1. 治療を直接の目的とする手術

診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

2. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出（剔出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出（剔出）したり、また、転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出（剔出）する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

3. 同一のガン

医学上重要な関係にある一連のガンは、病名を異にする場合であっても、これを同一のガンとして取り扱います。たとえば、大腸ガンとその転移による肝ガン等をいいます。

別表5

請求書類

項目		必要書類
1	ガン入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者がガン入院給付金の受取人のときは契約者、または第4条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	ガン手術給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者がガン手術給付金の受取人のときは契約者、または第4条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3	特約保険料の払込免除 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
4	入院給付日額の減額 (第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類（ガン入院給付金、ガン手術給付金については、被保険者が治療を受けた医師もしくは医療機関の診断書、検査成績表等をいいます。）の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

ガン短期入院特約（終身型）目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 ガン短期入院給付金の支払

第3条 特約保険料の払込免除

第4条 ガン短期入院給付金の請求手続、支払の
期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第5条 特約の締結

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

第7条 入院給付日額の減額

第8条 ガン短期入院給付金の受取人の変更

第9条 特約の消滅

第10条 特約の払いもどし金

第11条 特約の契約者配当金

別表1 請求書類

ガン短期入院特約（終身型）

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者が悪性新生物（ガン）により2日以上入院をした場合にガン短期入院給付金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。また、この特約の払いもどし金はありません。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（ガン短期入院給付金の支払）

- ① 会社は、この特約のガン短期入院給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (ガン短期入院給付金を支払う場合)	支払金額	受取人
ガン短期入院給付金	被保険者が次の条件のすべてを満たす入院*をしたとき (ア) この特約の責任開始時* 以後に発病した悪性新生物* (以下「ガン」といいます。) を直接の原因とする入院であること (イ) ガンの治療を目的とする入院であること (ウ) 入院日数が継続して2日以上となったこと (エ) 病院または診療所* への入院であること	入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数) ただし、1回の入院の給付日数(ガン短期入院給付金が支払われる日数をいいます。)の限度は、入院開始日からその日を含めての4日とします。	被 保 険 者

* 入院 新ガン入院特約（終身型）の別表1に定める入院をいいます。

* 悪性新生物（ガン） 新ガン入院特約（終身型）の別表2に定める悪性新生物（ガン）をいいます。ただし、ガンであることの診断は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者により客観的に確定されたものであることを必要とします。

* 病院または診療所 新ガン入院特約（終身型）の別表3に定める病院または診療所をいいます。

* 入院給付日額 入院中に入院給付日額の減額があったときは、各日現在の入院給付日額をいいます。

- ② 主契約に付加された新ガン入院特約（終身型）から、同一の日の入院に対してガン入院給付金が支払われる場合には、会社は、ガン短期入院給付金を支払いません。
- ③ 被保険者がこの特約のガン短期入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なるガンを併発していた場合またはその入院中に異なるガンを併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となったガンにより継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
- ④ 被保険者がガンを直接の原因として入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に新ガン入院特約（終身型）に定める同一のガンを直接の原因として転入院または再入院した場合で、入院日数が1日の入院と入院日数が2日以上入院の両方があるときには、継続した入院とみなして第①項の規定を適用します。ただし、同一のガンを直接の原因として新ガン入院特約（終身型）からガン入院給付金が支払われる入院をした後、転入院または再入院した場合を除きます。
- ⑤ 被保険者がガン以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中にガンの治療を開始したときには、会社は、その治療を開始した日からそのガンの治療を終了した日までの入院については、ガンを直接の原因とする入院として本条の規定を適用します。
- ⑥ ガンによる入院中に併発したガン以外の疾病によって入院日数が延長されたときは、会社がそのガンと医学上重要な関係があると認めた疾病によって延長された入院日数について、その入院に限って、ガンによる入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者が、この特約の責任開始時前に発病したガンの治療を目的としてこの特約の責任開始

時以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、そのガンをこの特約の責任開始時以後に発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。

- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたそのガンに関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がそのガンに関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) そのガンについて、被保険者がこの特約の責任開始前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、そのガンによる症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合
- ⑧ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約のガン短期入院給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第4条（ガン短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者がガン短期入院給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約のガン短期入院給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、ガン短期入院給付金を請求してください。
- ② 第①項の場合に、被保険者にガン短期入院給付金を請求できない事情があるときには、被保険者の配偶者（配偶者がいないときは被保険者と生計を一にする親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わってガン短期入院給付金を請求することができます。
- ③ 第②項の規定により会社がガン短期入院給付金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、その入院についてガン短期入院給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ ガン短期入院給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第5条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、新ガン入院特約（終身型）とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項は給付特約総則特約の特約条項と同時に適用されます。

第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約に付加されている新ガン入院特約（終身型）と同一とします。

第7条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表1）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 主契約に付加されている新ガン入院特約（終身型）の入院給付日額が減額されたときには、この特約の入院給付日額は、会社の定める方法によって減額されます。
- ③ この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第8条（ガン短期入院給付金の受取人の変更）

この特約のガン短期入院給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（ガン短期入院給付金の支払）第⑧項に定める場合を除きます。

第9条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約に付加されている新ガン入院特約（終身型）が消滅したとき

第10条（特約の払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第11条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表 1

請求書類

項	目	必 要 書 類
1	ガン短期入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者がガン短期入院給付金の受取人のときは契約者、または第4条（ガン短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	特約保険料の払込免除 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
3	入院給付日額の減額 (第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類（ガン短期入院給付金については、被保険者が治療を受けた医師もしくは医療機関の診断書、検査成績表等をいいます。）の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

新女性疾病入院特約（終身型）目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 入院給付日額の減額

第9条 給付金の受取人の変更

第10条 特約の消滅

第11条 特約の払いもどし金

第12条 特約の契約者配当金

別表1 入院

別表2 対象となる疾病の種類

別表3 病院または診療所

別表4 対象となる手術および給付倍率表

別表5 請求書類

新女性疾病入院特約（終身型）

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者が女性特定疾病により5日以上入院をした場合または手術を受けた場合に所定の給付を行うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。また、この特約の払いもどし金はありません。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 給付金	女性疾病入院給付金または女性疾病手術給付金のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（給付金の支払）

- ① 会社は、この特約の女性疾病入院給付金および女性疾病手術給付金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金を支払う場合)	支払金額	受取人
(1) 女性 疾病 入院 給付 金	被保険者が次の条件のすべてを満たす入院*をしたとき (ア) この特約の責任開始時以後に発病した女性特定疾病*を直接の原因とする入院であること (イ) 女性特定疾病の治療を目的とする入院であること (ウ) 入院日数が継続して5日以上となったこと (エ) 病院または診療所*への入院であること	入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日) ただし、1回の入院の給付日数(女性疾病入院給付金が支払われる日数をいいます。)の限度は、90日とします。 この場合、悪性新生物*の治療を目的とする入院については、給付日数の限度には含めません。	被 保 険 者
(2) 女性 疾病 手術 給付 金	被保険者が次の条件のすべてを満たす手術*を受けたとき (ア) この特約の責任開始時以後に発病した女性特定疾病を直接の原因とする手術であること (イ) 女性特定疾病の治療を直接の目的とする手術であること (ウ) 病院または診療所で受けた手術であること	手術1回につき、 (入院給付日額*) × (給付倍率*)	

* 入院 別表1に定める入院をいいます。

* 女性特定疾病 別表2に定める疾病をいいます。ただし、女性特定疾病であることの診断は、疾病の経過、臨床症状、各種臨床検査成績、手術所見等に基づく医学的な総合判断により客観的に確定されたものであることを必要とします。

* 病院または診療所 別表3に定める病院または診療所をいいます。

* 入院給付日額 次の(ア)および(イ)の場合にはそれぞれに定める金額とします。

項目	内容
(ア) 女性疾病入院給付金の場合で、入院中に入院給付日額の減額があったとき	各日現在の入院給付日額
(イ) 女性疾病手術給付金の場合	手術を受けた日現在の入院給付日額

- * 悪性新生物 別表2に定める女性特定疾病のうち、悪性新生物をいいます。
- * 手術 別表4に定める手術をいいます。
- * 給付倍率 別表4に定める手術の種類に対応する給付倍率をいいます。

- ② 被保険者が同一の女性特定疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた女性特定疾病を含みます。）を直接の原因として、第①項に規定する5日以上入院を2回以上したときには、会社は、1回の入院とみなして第①項の規定を適用してこの特約の女性疾病入院給付金を支払います。ただし、本条による女性疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後開始した入院については、新たな入院として取り扱います。
- ③ 被保険者がこの特約の女性疾病入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なる女性特定疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる女性特定疾病を併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。ただし、入院開始の直接の原因となった女性特定疾病または併発した女性特定疾病中に悪性新生物が含まれる場合には、悪性新生物の治療を目的とする入院であると会社が認めた期間については、第①項第1号の給付日数の限度には含めません。
- ④ 次の各号に定める場合は、継続した入院とみなして第①項の規定を適用します。
 - (1) 被保険者が女性特定疾病を直接の原因として入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に同一の女性特定疾病を直接の原因として転入院または再入院した場合
 - (2) 被保険者が女性特定疾病を直接の原因として入院し、その入院の退院日と同日または翌日から異なる女性特定疾病を直接の原因として転入院または再入院した場合。ただし、それぞれの入院の入院日数が5日以上である場合を除きます。
- ⑤ 被保険者が女性特定疾病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に女性特定疾病の治療を開始したときには、会社は、その治療を開始した日からその女性特定疾病の治療を終了した日までの入院については、女性特定疾病を直接の原因とする入院として本条の規定を適用します。
- ⑥ 女性特定疾病による入院中に併発した女性特定疾病以外の疾病によって入院日数が延長されたときは、会社がその女性特定疾病と医学上重要な関係があると認めた疾病によって延長された入院日数について、その入院に限って、女性特定疾病による入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者が、同時に2種類以上の手術を受けたときには、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして、第①項の規定により女性疾病手術給付金を支払います。
- ⑧ 被保険者が、この特約の責任開始時前に発病した女性特定疾病の治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院または手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その女性特定疾病をこの特約の責任開始時以後に発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその女性特定疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその女性特定疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その女性特定疾病について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けない場合。ただし、その女性特定疾病による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後入院を開始または手術を受けた場合
- ⑨ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の女性疾病入院給付金および女性疾病手術

給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

- ① この特約による女性疾病入院給付金の支払は、女性疾病入院給付金の給付日数（女性疾病入院給付金が支払われる日数をいいます。）を通算して1095日をもって限度とします。
- ② 別表2に定める女性特定疾病のうち、悪性新生物の治療を目的とする入院に対する女性疾病入院給付金の給付日数は、第①項の給付日数の限度には含めません。また、第2条（給付金の支払）第③項において、入院開始の直接の原因となった女性特定疾病または併発した女性特定疾病中に悪性新生物が含まれる場合には、悪性新生物の治療を目的とする入院であると会社が認めた期間については、第①項の給付日数の限度には含めません。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が女性疾病入院給付金および女性疾病手術給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、給付金を請求してください。
- ② 第①項の場合に、被保険者に給付金を請求できない事情があるときには、被保険者の配偶者（配偶者がいないときは被保険者と生計を一にする親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって給付金を請求することができます。
- ③ 第②項の規定により会社が給付金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、その入院または手術について給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項と給付特約総則特約の特約条項は同時に適用されます。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

- ① この特約の保険期間は、この特約の責任開始の日から終身とします。
- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の責任開始の日から終身とします。

第8条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表5）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第9条（給付金の受取人の変更）

この特約の給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（給付金の支払）第⑨項に定める場合を除きます。

第10条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約されたとき

第11条（特約の払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第12条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表 1

入 院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 2

対象となる疾病の種類

この特約の対象となる疾病の種類は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」によるものとします。

疾病区分	分 類 項 目	分類コード
悪性新生物	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	2. 消化器の悪性新生物	C15～C26
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	7. 乳房の悪性新生物	C50
	8. 女性性器の悪性新生物	C51～C58
	9. 尿路の悪性新生物	C64～C68
	10. 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C72
	11. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	12. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	13. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	14. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	15. 上皮内新生物（D00～D09）中の	
・口腔、食道および胃の上皮内癌	D00	
・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01	
・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02	
・上皮内黒色腫	D03	
・皮膚の上皮内癌	D04	
・乳房の上皮内癌	D05	
・子宮頸（部）の上皮内癌	D06	
・その他および部位不明の性器の上皮内癌（D07）中の		
・子宮内膜	D07.0	
・外陰部	D07.1	
・膣	D07.2	
・その他および部位不明の女性性器	D07.3	
・その他および部位不明の上皮内癌	D09	

疾病区分	分類項目	分類コード
悪性新生物	16. 真正赤血球増加症<多血症> 17. 骨髄異形成症候群 18. 慢性骨髄増殖性疾患 19. 本態性（出血性）血小板血症 20. ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D45 D46 D47. 1 D47. 3 D76. 0
乳房、女性性器または泌尿器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	1. 良性新生物（D10～D36）中の ・乳房の良性新生物 ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物 ・卵巣の良性新生物 ・その他および部位不明の女性性器の良性新生物 ・泌尿器の良性新生物（D30）中の ・腎 ・腎盂 ・尿管 ・膀胱 ・尿道 ・その他の泌尿器 2. 性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・女性性器の性状不詳または不明の新生物 ・泌尿器の性状不詳または不明の新生物 ・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の ・乳房	D24 D25 D26 D27 D28 D30. 0 D30. 1 D30. 2 D30. 3 D30. 4 D30. 7 D39 D41 D48. 6
乳房および女性性器の疾患	1. 乳房の障害 2. 女性骨盤臓器の炎症性疾患 3. 女性性器の非炎症性障害	N60～N64 N70～N77 N80～N98
妊娠、分娩および産じょく<褥>の合併症	1. 流産に終わった妊娠 2. 妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害 3. 主として妊娠に関連するその他の母体障害（O20～O29）中の ・妊娠早期の出血 ・過度の妊娠嘔吐 ・妊娠中の静脈合併症 ・妊娠中の尿路性器感染症 ・妊娠中の糖尿病 ・妊娠中の栄養失調(症) ・主として妊娠に関連するその他の病態の母体ケア 4. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 5. 分娩の合併症	O00～O08 O10～O16 O20 O21 O22 O23 O24 O25 O26 O30～O48 O60～O75

疾病区分	分類項目	分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>の合併症	6. 分娩（O80～O84）中の	
	・ 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	・ 帝王切開による単胎分娩	O82
	・ その他の介助単胎分娩	O83
	・ 多胎分娩<全児自然分娩（O84.0）は除く>	O84
	7. 主として産じょく<褥>に関連する合併症（O85～O92）中の	
	・ 産じょく<褥>性敗血症	O85
	・ その他の産じょく<褥>性感染症	O86
	・ 産じょく<褥>における静脈合併症	O87
	・ 産科的塞栓症	O88
・ 産じょく<褥>の合併症、他に分類されないもの	O90	
・ 分娩に関連する乳房の感染症	O91	
・ 分娩に関連する乳房および授乳のその他の障害	O92	
8. その他の産科的病態、他に分類されないもの（O95～O99）中の		
・ 他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく<褥>に合併する母体の感染症および寄生虫症	O98	
・ 他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく<褥>に合併するその他の母体疾患	O99	
卵巣機能障害	1. その他の内分泌腺障害（E20～E35）中の	
	・ 卵巣機能障害	E28
	2. 代謝障害（E70～E90）中の処置後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の	
	・ 処置後卵巣機能不全（症）	E89.4
泌尿器系の疾患	1. 糸球体疾患	N00～N08
	2. 腎尿細管間質性疾患	N10～N16
	3. 腎不全（N17～N19）中の	
	・ 慢性腎不全	N18
	4. 尿路結石症（N20～N23）中の	
	・ 腎結石及び尿管結石	N20
・ 下部尿路結石	N21	
・ 他に分類される疾患における尿路結石	N22	
5. 尿路系のその他の疾患	N30～N39	
貧血	1. 性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
	・ 骨髄異形成症候群	D46
	2. 栄養性貧血	D50～D53
	3. 溶血性貧血（D55～D59）中の	
・ 後天性溶血性貧血	D59	
4. 無形成性貧血およびその他の貧血	D60～D64	

疾病区分	分類項目	分類コード
甲状腺の疾患	1. 良性新生物 (D10～D36) 中の ・甲状腺の良性新生物	D34
	2. 甲状腺障害 (E00～E07) 中の ・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態	E01
	・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症	E02
	・その他の甲状腺機能低下症 (E03) 中の ・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症	E03.2
	・感染後甲状腺機能低下症	E03.3
	・甲状腺萎縮 (後天性)	E03.4
	・粘液水腫性昏睡	E03.5
	・その他の明示された甲状腺機能低下症	E03.8
	・甲状腺機能低下症、詳細不明	E03.9
	・その他の非中毒性甲状腺腫	E04
・甲状腺中毒症 [甲状腺機能亢進症]	E05	
・甲状腺炎	E06	
・その他の甲状腺障害	E07	
3. 代謝障害 (E70～E90) 中の処置後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの (E89) 中の ・処置後甲状腺機能低下症	E89.0	
循環器系の疾患	1. 慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	2. 静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの (I80～I89) 中のその他の部位の静脈瘤 (I86) 中の ・外陰静脈瘤	I86.3
	3. 循環器系のその他および詳細不明の障害 (I95～I99) 中の ・低血圧 (症)	I95
	・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの (I97) 中の ・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I97.2
消化器系の疾患	胆のう<囊>、胆管および膵の障害 (K80～K87) 中の ・胆石症	K80
	・胆のう<囊>炎	K81
	・胆のう<囊>のその他の疾患	K82
	・胆道のその他の疾患	K83
	慢性関節リウマチ	炎症性多発性関節障害 (M05～M14) 中の ・血清反応陽性慢性関節リウマチ ・その他の慢性関節リウマチ ・若年性関節炎 ・他に分類される疾患における若年性関節炎 ・その他の明示された関節障害 (M12) 中の ・リウマチ熱後慢性関節障害 [ジャクーン病]

別表 3

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 4

対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～26を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

対象となる手術の種類	給付倍率
1. 乳房切断術	20
2. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
3. 静脈瘤根本手術	10
4. 直視下心臓内手術	40
5. 脾摘除術	20
6. 腹膜炎手術	20
7. 胆嚢・胆道観血手術	20
8. 腎移植手術（受容者に限る。）	40
9. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
10. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
11. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
12. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
13. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
14. 帝王切開娩出術	10
15. 子宮外妊娠手術	20
16. 子宮脱・膣脱手術	20
17. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20

対象となる手術の種類	給付倍率
18. 卵管・卵巣観血手術（経膈的操作は除く。）	20
19. その他の卵管・卵巣手術	10
20. 甲状腺手術	20
21. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
22. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
23. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
24. 衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
25. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
26. 新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備 考

1. 治療を目的とする入院

治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

2. 治療を直接の目的とする手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

3. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。

4. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出（剔出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出（剔出）したり、また、転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出（剔出）する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

5. 悪性新生物の治療を目的とする入院

手術等のように通院による悪性新生物の治療が困難なため、病院または診療所に入ることをいいます。単に服薬している等、通院でも可能な治療は、「悪性新生物の治療を目的とする入院」に該当しません。

6. 同一の女性特定疾病

医学上重要な関係にある一連の女性特定疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の女性特定疾病として取り扱います。たとえば、子宮筋腫とこれに起因する貧血等をいいます。

別表5

請求書類

項目		必要書類
1	女性疾病入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が女性疾病入院給付金の受取人のときは契約者、または第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	女性疾病手術給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が女性疾病手術給付金の受取人のときは契約者、または第5条（給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3	特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
4	入院給付日額の減額 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類（女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金については、被保険者が治療を受けた医師もしくは医療機関の診断書、検査成績表等をいいます。）の提出を求め、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

女性疾病短期入院特約（終身型）目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 女性疾病短期入院給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 女性疾病短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 入院給付日額の減額

第9条 女性疾病短期入院給付金の受取人の変更

第10条 特約の消滅

第11条 特約の払いもどし金

第12条 特約の契約者配当金

別表1 請求書類

女性疾病短期入院特約（終身型）

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者が女性特定疾病により2日以上入院をした場合に女性疾病短期入院給付金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。また、この特約の払いもどし金はありません。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（女性疾病短期入院給付金の支払）

① 会社は、この特約の女性疾病短期入院給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (女性疾病短期入院給付金を支払う場合)	支払金額	受取人
女性疾病短期入院給付金	被保険者が次の条件のすべてを満たす入院*をしたとき (ア) この特約の責任開始時以後に発病した女性特定疾病*を直接の原因とする入院であること (イ) 女性特定疾病の治療を目的とする入院であること (ウ) 入院日数が継続して2日以上となったこと (エ) 病院または診療所*への入院であること	入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数) ただし、1回の入院の給付日数(女性疾病短期入院給付金が支払われる日数をいいます。)の限度は、入院開始日からその日を含めての4日とします。	被 保 険 者

* 入院 新女性疾病入院特約（終身型）の別表1に定める入院をいいます。

* 女性特定疾病 新女性疾病入院特約（終身型）の別表2に定める疾病をいいます。ただし、女性特定疾病であることの診断は、疾病の経過、臨床症状、各種臨床検査成績、手術所見等に基づく医学的な総合判断により客観的に確定されたものであることを必要とします。

* 病院または診療所 新女性疾病入院特約（終身型）の別表3に定める病院または診療所をいいます。

* 入院給付日額 入院中に入院給付日額の減額があったときは、各日現在の入院給付日額をいいます。

- ② 主契約に付加された新女性疾病入院特約（終身型）から、同一の日の入院に対して女性疾病入院給付金が支払われる場合には、会社は、女性疾病短期入院給付金を支払いません。
- ③ 被保険者がこの特約の女性疾病短期入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なる女性特定疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる女性特定疾病を併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
- ④ 被保険者が女性特定疾病を直接の原因として入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に新女性疾病入院特約（終身型）に定める同一の女性特定疾病を直接の原因として転入院または再入院した場合で、入院日数が1日の入院と入院日数が2日以上入院の両方があるときには、継続した入院とみなして第①項の規定を適用します。ただし、同一の女性特定疾病を直接の原因として新女性疾病入院特約（終身型）から女性疾病入院給付金が支払われる入院をした後、転入院または再入院した場合を除きます。
- ⑤ 被保険者が女性特定疾病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に女性特定疾病の治療を開始したときには、会社は、その治療を開始した日からその女性特定疾病の治療を終了した日までの入院については、女性特定疾病を直接の原因とする入院として本条の規定を適用します。
- ⑥ 女性特定疾病による入院中に併発した女性特定疾病以外の疾病によって入院日数が延長されたときは、会社がその女性特定疾病と医学上重要な関係があると認めた疾病によって延長された入院日数について、その入院に限って、女性特定疾病による入院とみなして本条の規定を適用します。

- ⑦ 被保険者が、この特約の責任開始時前に発病した女性特定疾病の治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その女性特定疾病をこの特約の責任開始時以後に発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその女性特定疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその女性特定疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その女性特定疾病について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その女性特定疾病による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合
- ⑧ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の女性疾病短期入院給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

- ① この特約による女性疾病短期入院給付金の支払は、女性疾病短期入院給付金の給付日数（女性疾病短期入院給付金が支払われる日数をいいます。）を通算して60日をもって限度とします。
- ② 新女性疾病入院特約（終身型）の別表2に定める女性特定疾病のうち、悪性新生物の治療を目的とする入院に対する女性疾病短期入院給付金の給付日数は、第①項の給付日数の限度には含めません。また、第2条（女性疾病短期入院給付金の支払）第③項において、入院開始の直接の原因となった女性特定疾病または併発した女性特定疾病中に悪性新生物が含まれる場合には、悪性新生物の治療を目的とする入院であると会社が認めた期間については、第①項の給付日数の限度には含めません。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（女性疾病短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が女性疾病短期入院給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の女性疾病短期入院給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、女性疾病短期入院給付金を請求してください。
- ② 第①項の場合に、被保険者に女性疾病短期入院給付金を請求できない事情があるときには、被保険者の配偶者（配偶者がいないときは被保険者と生計を一にする親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって女性疾病短期入院給付金を請求することができます。
- ③ 第②項の規定により会社が女性疾病短期入院給付金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、その入院について女性疾病短期入院給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 女性疾病短期入院給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、新女性疾病入院特約（終身型）とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項は給付特約総則特約の特約条項と同時に適用されます。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約に付加されている新女性疾病入院特約（終身型）と同一とします。

第8条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表1）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 主契約に付加されている新女性疾病入院特約（終身型）の入院給付日額が減額されたときには、この特約の入院給付日額は、会社の定める方法によって減額されます。
- ③ この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第9条（女性疾病短期入院給付金の受取人の変更）

この特約の女性疾病短期入院給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（女性疾病短期入院給付金の支払）第⑧項に定める場合を除きます。

第10条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約に付加されている新女性疾病入院特約（終身型）が消滅したとき

第11条（特約の払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第12条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

備 考

悪性新生物の治療を目的とする入院

手術等のように通院による悪性新生物の治療が困難なため、病院または診療所に入ることをいいます。単に服薬している等、通院でも可能な治療は、「悪性新生物の治療を目的とする入院」に該当しません。

(2023年10月改定)

別表 1

請求書類

	項目	必要書類
1	女性疾病短期入院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が女性疾病短期入院給付金の受取人のときは契約者、または第5条（女性疾病短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項による代理受領のときは代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
3	入院給付日額の減額 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類（女性疾病短期入院給付金については、被保険者が治療を受けた医師もしくは医療機関の診断書、検査成績表等をいいます。）の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

通院給付特約（終身型）目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 通院給付金の支払

第3条 この特約の給付限度

第4条 特約保険料の払込免除

第5条 通院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

3. この特約の取扱

第6条 特約の締結

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

第8条 通院給付日額の減額

第9条 通院給付金の受取人の変更

第10条 特約の消滅

第11条 特約の払いもどし金

第12条 特約の契約者配当金

別表1 通院

別表2 請求書類

通院給付特約（終身型）

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者が疾病または不慮の事故等により入院給付金の支払われる入院をした場合で、退院後に通院したときに通院給付金を支払うことを主な内容とするもので、給付特約総則特約と同時に適用されます。また、この特約の払いもどし金はありません。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。

2. この特約の給付および請求手続

第2条（通院給付金の支払）

① 会社は、この特約の通院給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (通院給付金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (通院給付金を支払わない場合)
通 院 給 付 金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす通院*（往診を含みます。以下同じとします。）をしたとき</p> <p>(ア) 次の(a)および(b)をともに満たす入院* の退院日の翌日以後120日以内の期間（以下「通院期間」といいます。）の通院であること</p> <p>(a) この特約の責任開始時以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院</p> <p>(i) 疾病*</p> <p>(ii) 不慮の事故* による傷害</p> <p>(iii) 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(b) 主契約に付加されている災害入院特約（終身型）の災害入院給付金または疾病入院特約（終身型）の疾病入院給付金（以下「入院給付金」といいます。）の支払われる入院</p> <p>(イ) 前(ア)の入院の直接の原因となった傷害または疾病の治療を目的とする通院であること</p> <p>(ウ) 病院または診療所* への通院であること</p>	<p>入院1回につき、</p> <p>（通院給付日額*）</p> <p>×</p> <p>（通院日数）</p>	被 保 険 者	<p>次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 被保険者の薬物依存</p> <p>(エ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

* 通 院 別表1に定める通院をいいます。

* 入 院 災害入院特約（終身型）または疾病入院特約（終身型）の別表1に定める入院をいいます。

* 疾 病 異常分娩を含みます。異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」によるものとします。

分娩（O80～O84）中の

- ・ 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩（O81）
- ・ 帝王切開による単胎分娩（O82）
- ・ その他の介助単胎分娩（O83）
- ・ 多胎分娩<全児自然分娩（O84.0）は除く>（O84）

* 不慮の事故 主約款の別表1に定める事故をいいます。

- * **病院または診療所** 災害入院特約（終身型）または疾病入院特約（終身型）の別表2に定める病院または診療所をいいます。ただし、患者を収容する施設を有しないものを含まず。
- * **通院給付日額** 通院期間中に通院給付日額の減額があったときは、各日現在の通院給付日額をいいます。

- ② 被保険者が同一の日に第①項に規定する通院を2回以上したときには、会社は、1回の通院とみなして、第①項の規定を適用してこの特約の通院給付金を支払い、通院給付金を重複して支払いません。この場合、支払わないこととなる通院については、通院日数に含めません。
- ③ 被保険者が入院給付金（短期入院特約（終身型）が付加されている場合は、短期入院特約（終身型）の短期入院給付金を含みます。）の支払対象となる日に通院したときには、会社は、通院の原因がその入院の原因と同一であると否とにかかわらず、通院給付金を支払いません。
- ④ 被保険者が同一の事由により第①項(ア)に規定する入院を2回以上した場合、災害入院特約（終身型）または疾病入院特約（終身型）の規定により1回の入院とみなされる入院については、会社は、その最後の入院の退院日（1回の入院の入院給付金の支払限度を超える場合には、その超える日を含んだ入院の退院日を最後の入院の退院日とします。）を第①項に定める退院日として取り扱います。
- ⑤ 第④項の場合、最初の入院の退院日後、最後の入院の入院日までの間に、その入院と同一の事由で通院したときは、その通院については、第①項(ア)に規定する通院とみなします。
- ⑥ 被保険者が、第①項(ア)に規定する入院中に異なる傷害または疾病の治療を開始したときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
 - (2) それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めた場合に限り、その異なる傷害または疾病による入院と同一の事由による通院については、本条の規定を適用します。
- ⑦ 次の各号に定めるいずれかの入院の退院後の通院期間中の通院についても、この特約の有効中の通院とみなして本条の規定を適用します。
 - (1) 災害入院特約（終身型）または疾病入院特約（終身型）の規定により、その継続入院が有効中の入院とみなされる入院
 - (2) 入院給付金が給付限度に達したことにより、この特約が消滅した場合における入院
- ⑧ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって支払事由に該当した場合でも、その事由によって通院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、その程度に応じ、通院給付金を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑨ 被保険者が、この特約の責任開始時前に生じた疾病、不慮の事故による傷害または不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その疾病またはその傷害をこの特約の責任開始時以後に生じたものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病またはその傷害に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその疾病またはその傷害に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病またはその傷害について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その疾病またはその傷害による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後入院を開始した場合
- ⑩ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）

であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の通院給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（この特約の給付限度）

- ① 1回の入院（災害入院特約（終身型）または疾病入院特約（終身型）の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。）のその通院についての給付日数（通院給付金が支払われる日数をいいます。以下同じとします。）は、30日をもって限度とします。
- ② 第①項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合において、第2条（通院給付金の支払）第⑥項の規定により通院給付金が支払われるときには、それぞれの事由による通院についての給付日数は、30日をもって限度とします。
 - (1) 災害入院特約（終身型）の災害入院給付金が支払われる入院中に、異なる傷害の治療を開始したとき
 - (2) 災害入院特約（終身型）の災害入院給付金と疾病入院特約（終身型）の疾病入院給付金の支払事由が重複して生じたとき
- ③ この特約による通院給付金の支払は、その給付日数を通算して1095日をもって限度とします。

第4条（特約保険料の払込免除）

- ① 会社は、給付特約総則特約の給付特約保険料の払込免除に関する規定を適用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。
- ② 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。

第5条（通院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が通院給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の通院給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、通院給付金を請求してください。
- ② 通院給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、災害入院特約（終身型）および疾病入院特約（終身型）とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② この特約条項は給付特約総則特約の特約条項と同時に適用されます。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約に付加されている災害入院特約（終身型）および疾病入院特約（終身型）と同一とします。

第8条（通院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、将来に向かって、この特約の通院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の通院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 主契約に付加されている災害入院特約（終身型）または疾病入院特約（終身型）の入院給付日額が減額されたときには、この特約の通院給付日額は、会社の定める方法によって減額されます。
- ③ この特約の通院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第9条（通院給付金の受取人の変更）

この特約の通院給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（通院給付金の支払）第⑩項に定める場合を除きます。

第10条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約に付加されている災害入院特約（終身型）または疾病入院特約（終身型）が消滅したとき

(3) この特約の通院給付金の給付日数が通算して1095日に達したとき

第11条 (特約の払いもどし金)

この特約に対する払いもどし金はありません。

第12条 (特約の契約者配当金)

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表 1

通 院

「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。）が必要であるため、病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

備 考

1. 治療を目的とする通院

美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は、「治療を目的とする通院」に該当しません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号 304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

別表 2

請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	通院給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が通院給付金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	特約保険料の払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
3	通院給付日額の減額 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

保険期間が終身の特約への変更に関する特約

第1条（特約の締結）

- ① この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加されている入院給付金、手術給付金または通院給付金等のある会社所定の特約（以下「主特約」といいます。）について、保険期間が終身の特約に変更する申出があった場合に、主特約に付加して締結します。
- ② 前項の場合、被保険者の年齢が50歳となる年単位の契約応当日から75歳となる年単位の契約応当日までの期間のいずれかの年単位の契約応当日のうち、契約者が指定した日を変更日とし、その日以後この特約の効力は生じるものとします。この場合、変更日における特約条項を適用します。
- ③ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約を付加することはできません。
 - (1) 主契約の保険料の払込が免除されているとき
 - (2) 変更日において、契約日、最終の復活日もしくは復旧日または主特約の中途付加日から起算して2年を経過していないとき
 - (3) 変更日において、主特約の保険期間満了時（各特約条項の規定により、主特約が更新されるときを除きます。）までの期間が5年に満たないとき
 - (4) 主特約に各条件付保険特約が付加されているとき。ただし、次に定める場合は、各条件付保険特約が付加されていないものとして取り扱います。
 - (ア) 削減支払法のみが適用されている場合で、削減期間経過後であるとき
 - (イ) 特定部位不払法または特定疾病・部位不払法のみが適用されている場合で、不払期間経過後であるとき
 - (ウ) 削減支払法および特定部位不払法のみまたは削減支払法および特定疾病・部位不払法のみが適用されている場合で、削減期間経過後かつ不払期間経過後であるとき
- ④ 第1項の申出は、変更日の2週間前までに行うことを要します。
- ⑤ 前4項の規定にかかわらず、変更日の前日において変更日の直前までの主特約の保険料が払い込まれていない場合は、この特約は締結されていなかったものとします。
- ⑥ 変更後の主特約の給付日額は、変更前の主特約の給付日額と同額とします。
- ⑦ 契約者は、会社の定める範囲内で、変更後の主特約の保険料払込期間を定めることができます。
- ⑧ 変更後の主特約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢によって計算します。
- ⑨ 本条の規定にかかわらず、変更日に会社が主特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、主特約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約に変更されるものとします。
- ⑩ 本条による変更が行われた場合、変更前の主特約は変更日の前日に解約されたものとします。ただし、変更日が更新日の場合には、変更前の主特約は、変更日の前日に消滅したものとします。

第2条（変更された場合の取扱）

- ① 変更後の主特約の保険料の払込については、次に定めるところによります。
 - (1) 変更日が主契約の保険料払込期間満了の日の翌日以後となる場合または主契約が保険料一時払の契約の場合
 - (ア) 変更後の主特約の保険料は、年払により一括して前納してください。
 - (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、変更後の主特約の保険料は、年払で払い込むことができます。
 - (ウ) 前(ア)に定める保険料および前(イ)に定める変更後の主特約の第1回保険料は、変更日の属する月の翌々月における変更日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日）までに払い込んでください。ただし、変更日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までに払い込んでください。本(ウ)に定める保険料の払い込みがない場合は、変更は行われなかったものとします。

(エ) 前(イ)に定める変更後の主特約の第2回以後の保険料については、主約款の保険料の払込に関する規定（保険料の自動貸付の規定を除きます。）を準用します。

(2) 変更日が主契約の保険料払込期間満了の日以前の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合

変更後の主特約の保険料払込方法（回数）を主契約の保険料払込方法（回数）と同一として、主特約の各特約条項の保険料の払込に関する規定により払い込んでください。

② 前条による変更が行われた場合、主特約の各特約条項の次の各号に掲げる規定の適用に際しては、変更前の主特約の保険期間と変更後の主特約の保険期間とは継続した保険期間として取り扱い、特約の契約者配当金の規定の適用に際しては、主約款の規定中「契約日」を「変更日」と読み替えるものとします。また、特約の給付日数の限度に関する規定の適用に際しては、変更前の主特約の給付日数を算入するものとします。

(1) 給付金の支払

(2) 特約保険料の払込免除

(3) 告知義務

(4) 告知義務違反による解除

(5) 特約を解除できない場合

③ 前条による変更が行われた場合、変更後の主特約には、本特約条項に定めるところのほかは、変更日における主特約の特約条項が適用されます。

④ この特約のみの解約はできません。

第3条（主契約が年金払移行部分のみ、介護割増年金移行部分のみまたは年金払移行部分および介護割増年金移行部分のみの場合の特則）

① 主契約が年金払移行部分のみ、介護割増年金移行部分のみまたは年金払移行部分および介護割増年金移行部分のみの場合には、本特約条項中「保険契約者」を「主契約の年金受取人」に、「契約者」を「年金受取人」にそれぞれ読み替えて適用します。

② 前項の規定にかかわらず、主契約が年金払移行部分のみの場合で、年金の種類が確定年金のときは、この特約を付加することはできません。

③ 前2項に定めるところのほかは、前条までの規定を適用します。

(2020年10月改定)

ファミリー保障特約目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 特約の型、被保険者の範囲および被保険者資格の得喪

第2条 特約の型および被保険者の範囲

第3条 被保険者資格の得喪

3. この特約の給付および請求手続

第4条 給付金の支払

第5条 保険金の支払

第6条 この特約の給付限度

第7条 特約保険料の払込免除

第8条 給付金、保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所

第9条 特約保険料払込免除の請求手続等

4. この特約の取扱

第10条 特約の締結および責任開始時

第11条 特約の保険期間および保険料払込期間

第12条 特約保険料の払込

第13条 特約の失効

第14条 特約の復活

第15条 特約の更新

第16条 特約の解約

第17条 入院給付日額の減額

第18条 特約の型の変更

第19条 給付金の受取人または保険金の受取人の変更

第20条 特約の消滅

第21条 告知義務

第22条 告知義務違反による解除

第23条 特約を解除できない場合

第24条 重大事由による解除

第25条 特約の払いもどし金

第26条 特約の契約者配当金

第27条 他の保険への加入

第28条 管轄裁判所

第29条 主約款の規定の準用

第30条 この特約が付加された主契約に終身保障移行特約または年金払移行特約を付加する場合の特則

別表1 入院

別表2 病院または診療所

別表3 対象となる手術および給付倍率表

別表4 対象となる感染症

別表5 請求書類

ファミリー保障特約

(この特約の主な内容)

この特約は、次の給付を行うことを主な内容とするものです。

特約の型	特約の被保険者	給付の種類
妻型	主契約の被保険者の妻	(入院の場合) 災害入院給付金 疾病入院給付金 長期療養給付金
妻子型	(1) 主契約の被保険者の妻 (2) 主契約の被保険者の未成年の子	(手術の場合) 手術給付金
子型	主契約の被保険者の未成年の子	(死亡・高度障害の場合) 死亡保険金 高度障害保険金 (災害死亡・災害高度障害の場合) 災害死亡保険金 災害高度障害保険金

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義						
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。						
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。						
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。						
(4) 責任開始時	<p>特約の締結、復活または特約の型の変更にあって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活または特約の型の変更が行われた場合においては、次の(7)または(イ)に定める時とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7) 復活が行われたとき</td> <td>最終の復活の際の責任開始時</td> </tr> <tr> <td>(イ) 特約の型の変更が行われたとき</td> <td>新たに被保険者となった妻もしくは子に対する部分についてはその変更の際の責任開始時</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	(7) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時	(イ) 特約の型の変更が行われたとき	新たに被保険者となった妻もしくは子に対する部分についてはその変更の際の責任開始時
項目	内容						
(7) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時						
(イ) 特約の型の変更が行われたとき	新たに被保険者となった妻もしくは子に対する部分についてはその変更の際の責任開始時						
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。						
(6) 給付金	災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金または長期療養給付金のことをいいます。						
(7) 保険金	死亡保険金、災害死亡保険金、高度障害保険金または災害高度障害保険金のことをいいます。						

2. 特約の型、被保険者の範囲および被保険者資格の得喪

第2条（特約の型および被保険者の範囲）

- ① この特約の型および被保険者の範囲は、次のとおりとします。契約者は、特約締結の際、いずれかの型を選択してください。

特約の型	被保険者の範囲
妻型	妻
妻子型	妻および子
子型	子

- ② 特約締結の際、この特約の被保険者となる妻または子は、次の各号に定める妻または子に該当する者としてします。

項目	内容
(1) 妻	主契約の被保険者と同一戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
(2) 子	主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

第3条（被保険者資格の得喪）

- ① 会社が、この特約の締結を承諾したときには、妻または子は、特約の型に応じ、それぞれこの特約の責任開始時からこの特約の被保険者となります。
- ② 妻子型または子型の場合、この特約の締結後に子となった者は、主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載された時からこの特約の被保険者となります。
- ③ 妻子型または子型の場合、この特約の子の死亡保険金または高度障害保険金の支払に関する部分については、第①項および第②項の規定にかかわらず、出生日からその日を含めて30日を経過していない子は、30日を経過した時からその部分の被保険者となります。
- ④ この特約の締結後、次の各号のいずれかの事由が生じたときには、その事由に該当した妻または子は、その事由に該当した時からこの特約の被保険者でなくなります。
- (1) 妻または子が、戸籍上の異動により主契約の被保険者との同一戸籍から除籍されたとき
 - (2) 子が満20歳になった日の直後に到来する主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき
 - (3) 妻または子が高度障害状態（主約款の別表2）になったとき。ただし、高度障害保険金または災害高度障害保険金が支払われた場合に限りです。
- ⑤ 第④項の場合、妻が被保険者でなくなったときには、契約者は、その事実を証する書類を添えて、ただちに会社に通知してください。子がすべて被保険者でなくなったときも、同様とします。

3. この特約の給付および請求手続

第4条（給付金の支払）

- ① 会社は、この特約の災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金および長期療養給付金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (災害入院給付金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (災害入院給付金を支払わない場合)
(1) 災 害 入 院 給 付 金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院*をしたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故*を直接の原因とする入院であること</p> <p>(イ) 傷害の治療を目的とする入院（入院の各日において被保険者であることを必要とします。）であること</p> <p>(ウ) 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) 同一の不慮の事故によるこの特約の保険期間中の入院日数が継続して5日以上となったこと</p> <p>(オ) 病院または診療所*への入院であること</p>	<p>同一の不慮の事故による入院1回につき、 （入院給付日額*） × （入院日数－入院開始日からその日を含めての4日）</p> <p>ただし、各被保険者について、同一の不慮の事故による1回の入院の給付日数（災害入院給付金が支払われる日数をいいます。）の限度は、120日とします。</p>	主 契 約 の 被 保 険 者	<p>被保険者が次のいずれかによって入院したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) その被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 主契約の被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(エ) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(オ) その被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(カ) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(キ) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(ク) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

名称	支払事由 (疾病入院給付金を 支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (疾病入院給付金を 支払わない場合)
(2) 疾 病 入 院 給 付 金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院であること</p> <p>(a) 疾病（異常分娩*を含みます。以下同じとします。）</p> <p>(b) 不慮の事故による傷害（その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院に限ります。）</p> <p>(c) 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(イ) 前(ア)の治療を目的とする入院（入院の各日において被保険者であることを必要とします。）であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) この特約の保険期間中の入院日数が継続して5日以上となったこと</p> <p>(オ) 病院または診療所への入院であること</p>	<p>入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日)</p> <p>ただし、各被保険者について、1回の入院給付日数（疾病入院給付金が支払われる日数をいいます。）の限度は、120日とします。</p>	主 契 約 の 被 保 険 者	<p>被保険者が次のいずれかによって入院したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) その被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 主契約の被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(エ) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(オ) その被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(カ) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(キ) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(ク) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ケ) その被保険者の薬物依存</p> <p>(コ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

名称	支払事由 (手術給付金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (手術給付金を支払わない場合)
(3) 手術給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす手術*を受けたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術であること</p> <p>(a) 疾病</p> <p>(b) 不慮の事故による傷害</p> <p>(c) 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(イ) 疾病または傷害の治療を直接の目的とする手術であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に受けた手術であること</p> <p>(エ) 病院または診療所で受けた手術であること</p>	<p>手術 1 回につき、 (入院給付日額*) × (給付倍率*)</p>	主契約の被保険者	<p>被保険者が次のいずれかによって手術を受けたとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) その被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 主契約の被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(エ) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(オ) その被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(カ) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(キ) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(ク) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ケ) その被保険者の薬物依存</p> <p>(コ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

名称	支払事由 (長期療養給付金を 支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (長期療養給付金を 支払わない場合)
(4) 長期 療養 給付 金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院であること</p> <p>(a) 疾病</p> <p>(b) 不慮の事故による傷害</p> <p>(c) 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(イ) 疾病または傷害の治療を目的とする入院（入院の各日において被保険者であることを必要とします。）であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) この特約の保険期間中の入院日数が継続して 270日以上となったこと</p> <p>(オ) 病院または診療所への入院であること</p>	<p>(入院給付日額*)</p> <p>×</p> <p>(50日(各被保険者について、この特約の給付限度の残日数が50日未満のときは、その残日数))</p>	主 契 約 の 被 保 険 者	<p>被保険者が次のいずれかによって入院したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) その被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 主契約の被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(エ) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(オ) その被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(カ) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(キ) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(ク) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ケ) その被保険者の薬物依存</p> <p>(コ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

* 入院

別表 1 に定める入院をいいます。

* 不慮の事故

主約款の別表 1 に定める事故をいいます。

* 病院または
診療所

別表 2 に定める病院または診療所をいいます。

* 異常分娩

平成 6 年 10 月 12 日 総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」によるものとします。

分娩 (O80~O84) 中の

- ・ 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩 (O81)
- ・ 帝王切開による単胎分娩 (O82)
- ・ その他の介助単胎分娩 (O83)
- ・ 多胎分娩<全児自然分娩 (O84.0) は除く> (O84)

* 手術

別表 3 に定める手術をいいます。

* 給付倍率

別表 3 に定める手術の種類に対応する給付倍率をいいます。

- * 入院給付日額
- (ア) この特約とあわせて主契約に付加されている災害入院特約もしくは疾病入院特約または災害入院特約（終身型）もしくは疾病入院特約（終身型）の入院給付日額のうちいずれか少ない方の入院給付日額（同額のときは、災害入院特約または災害入院特約（終身型）の入院給付日額）に6割を乗じて得られる金額を超えない範囲で、この特約の締結の際に定められたものをいいます。
- (イ) 災害入院給付金、疾病入院給付金の場合、入院中に入院給付日額の減額があったときは、各日現在の入院給付日額をいいます。
- (ウ) 手術給付金の場合、手術を受けた日現在の入院給付日額をいいます。
- (エ) 長期療養給付金の場合、270日目現在の入院給付日額をいいます。

② 災害入院給付金については、第①項のほか次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 同一の被保険者が同一の不慮の事故を直接の原因として、第①項に規定する5日以上入院を2回以上した場合	会社は、同一の不慮の事故を直接の原因とする2回以上の入院を1回の入院とみなして、第①項の規定を適用してこの特約の災害入院給付金を支払います。 ただし、その不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
(2) 同一の被保険者が、不慮の事故によるこの特約の災害入院給付金が支払われる入院中に、他の不慮の事故による傷害の治療を開始した場合	会社は、他の不慮の事故による災害入院給付金の支払金額を、第①項の支払金額に関する規定（給付日数の限度に関する規定を除きます。）にかかわらず、不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付日額を乗じた金額とします。
(3) 同一の被保険者が、この特約の疾病入院給付金が支払われる入院中に、この特約の災害入院給付金が支払われる治療（以下本号において「治療」といいます。）を開始した場合	会社は、災害入院給付金の支払金額を、第①項の支払金額に関する規定（給付日数の限度に関する規定を除きます。）にかかわらず、治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付日額を乗じた金額とします。 ただし、疾病入院給付金が支払われる入院を開始した日からその日を含めての4日が経過する前に治療を開始したときは、その入院を開始した日からその日を含めての4日が経過した日以降の入院日数に入院給付日額を乗じた金額とします。

③ 疾病入院給付金については、第①項のほか次の各号に定めるとおり取り扱いいます。

項目	内容
(1) 同一の被保険者が同一の疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）を直接の原因として、第①項に規定する5日以上入院を2回以上した場合	会社は、同一の疾病を直接の原因とする2回以上の入院を1回の入院とみなして第①項の規定を適用してこの特約の疾病入院給付金を支払います。 ただし、本条による疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として取り扱いいます。
(2) 同一の被保険者が、この特約の疾病入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合	会社は、その入院を、入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
(3) 同一の被保険者が、この特約の災害入院給付金が支払われる入院中に、この特約の疾病入院給付金が支払われる治療（以下本号において「治療」といいます。）を開始した場合	疾病入院給付金の支払金額は、第①項の支払金額に関する規定（給付日数の限度に関する規定を除きます。）にかかわらず、災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めて計算した入院日数に入院給付日額を乗じた金額とします。
(4) 同一の被保険者がこの特約の疾病入院給付金が支払われる入院中に、この特約の災害入院給付金が支払われる治療を開始した場合	第②項第(3)号の規定により災害入院給付金が支払われる期間に対しては、会社は、疾病入院給付金を支払いません。

④ 次の各号に定める場合は、継続した入院とみなして第①項第(1)号および第(2)号の規定を適用します。

- (1) 同一の被保険者が第①項第(1)号または第(2)号に定める原因で入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に同一の原因で転入院または再入院した場合
 - (2) 同一の被保険者が第①項第(1)号または第(2)号に定める原因で入院し、その入院の退院日と同日または翌日から異なる原因で転入院または再入院した場合。ただし、それぞれの入院の入院日数が5日以上である場合を除きます。
- ⑤ 妻子型または子型の場合、この特約の責任開始の日以後に主契約の被保険者の妻（主契約の被保険者が女子のときは、その者。）が分娩した子の出生にあたっての入籍の日前の入院については、この特約の被保険者となった後の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑥ この特約の被保険者の入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、その事由の発生時を含む継続入院に限りこの特約の有効中の入院とみなして取り扱いいます。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 妻子型または子型の場合、子の入院中に、その子が満20歳になった日の直後に到来する主契約の年単位の契約応当日をむかえたことによりこの特約の被保険者でなくなったとき
 - (3) 妻型または妻子型の場合、妻の入院中に、その妻が高度障害状態（主約款の別表2）になったことによりこの特約の被保険者でなくなったとき
 - (4) 妻子型または子型の場合、子の入院中に、その子が高度障害状態（主約款の別表2）になったことによりこの特約の被保険者でなくなったとき
 - (5) 主契約の被保険者について保険金の支払事由が発生したことによりこの特約が消滅したとき
 - (6) この特約とあわせて主契約に付加されている災害入院特約（災害入院特約（終身型）を含みます。以下同じとします。）または疾病入院特約（疾病入院特約（終身型）を含みます。以下同じとします。）が消滅したことによりこの特約が消滅したとき

- ⑦ 同一の被保険者が、同時に2種類以上の手術を受けたときには、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして、第①項第3号の規定により手術給付金を支払います。
- ⑧ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって入院または手術を受けた場合でも、それらの事由によって入院または手術を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、その程度に応じ、この特約の給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑨ 被保険者が、この特約の責任開始時に生じた疾病、不慮の事故による傷害または不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的としてこの特約の責任開始時以後に入院または手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その疾病またはその傷害をこの特約の責任開始時以後に生じたものとみなして、第①項の規定を適用します。
- (1) この特約の締結、復活または特約の型の変更の際、会社が告知等により知っていたその疾病またはその傷害に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその疾病またはその傷害に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病またはその傷害について、被保険者がこの特約の責任開始時に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その疾病またはその傷害による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時に認識または自覚していた場合を除きます。
- (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始または手術を受けた場合
- ⑩ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金および長期療養給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第5条（保険金の支払）

- ① 会社は、この特約の死亡保険金、災害死亡保険金、高度障害保険金および災害高度障害保険金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (死亡保険金を支払わない場合)
(1) 死亡 保険 金	被保険者がこの特約の保険期間中（出生日からその日を含めて30日を経過していない子については、30日を経過した時以後この特約の保険期間中に死亡したとき。 ただし、災害死亡保険金が支払われるときを除きます。	(妻について) 入院給付日額* の1,000倍に相当する金額 (子について) 入院給付日額* の500倍（満2歳6か月に達した直後の年単位の契約応当日前に死亡したときは、250倍）に相当する金額	主 契 約 の 被 保 険 者	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) この特約の責任開始の日からその日を含めて3年以内のその被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ウ) 主契約の被保険者の故意 (エ) 戦争その他の変乱

名称	支払事由 (災害死亡保険金、 高度障害保険金を 支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (災害死亡保険金、高度障害 保険金を支払わない場合)
(2) 災害死亡保険金	<p>被保険者が次のいずれかに該当したとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に死亡したとき</p> <p>(イ) この特約の責任開始時以後に発病した感染症* を直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき</p>	<p>(妻について) 入院給付日額* の 2,000 倍に相当する金額</p> <p>(子について) 入院給付日額* の 1,000 倍に相当する金額</p>	主契約の被保険者	<p>被保険者が次のいずれかによって死亡したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) その被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 主契約の被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(エ) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(オ) その被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(カ) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(キ) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(ク) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>
(3) 高度障害保険金	<p>被保険者がこの特約の責任開始時(誕生日からその日を含めて30日を経過していない子については、30日を経過した時)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、この特約の保険期間中(誕生日からその日を含めて30日を経過していない子については、30日を経過した時)以後この特約の保険期間中に高度障害状態* になったとき。</p> <p>ただし、災害高度障害保険金が支払われるときを除きます。</p>	<p>(妻について) 入院給付日額* の 1,000 倍に相当する金額</p> <p>(子について) 入院給付日額* の 500 倍(満2歳6か月に達した直後の年単位の契約応当日前に高度障害状態になったときは、250倍)に相当する金額</p>	被保険者	<p>被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき</p> <p>(ア) 契約者の故意</p> <p>(イ) その被保険者の故意または自殺行為</p> <p>(ウ) 主契約の被保険者の故意</p> <p>(エ) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(オ) 戦争その他の変乱</p>

名称	支払事由 (災害高度障害保険金を 支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (災害高度障害保険金を 支払わない場合)
(4) 災害 高度 障害 保険 金	<p>被保険者が次のいずれかに該当したとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に高度障害状態になったとき</p> <p>(イ) この特約の責任開始時以後に発病した感染症を直接の原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態になったとき</p>	<p>(妻について) 入院給付日額* の2,000倍に相当する金額</p> <p>(子について) 入院給付日額* の1,000倍に相当する金額</p>	主契約の被保険者	<p>被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) その被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 主契約の被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(エ) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(オ) その被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(カ) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(キ) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(ク) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

* 入院給付日額 次の(ア)または(イ)の場合にはそれぞれに定める金額とします。

項目	内容
(ア) 死亡保険金または災害死亡保険金の場合	被保険者が死亡した時の入院給付日額
(イ) 高度障害保険金または災害高度障害保険金の場合	被保険者が高度障害状態になった時の入院給付日額

* 感染症 別表4に定める疾病をいいます。

* 高度障害状態 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。

- ② 第①項の高度障害保険金および災害高度障害保険金の支払事由には、それぞれ次の各号に定める場合を含みます。

項目	内容
(1) 高度障害保険金の支払事由	責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になった場合。 ただし、災害高度障害保険金が支払われるときを除きます。
(2) 災害高度障害保険金の支払事由	責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した感染症を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になった場合

- ③ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項第(3)号の規定を適用します。
- (1) この特約の締結、復活または特約の型の変更の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ 被保険者が、責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害または発病した感染症を直接の原因として責任開始時以後に死亡または高度障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその感染症を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項第(2)号または第(4)号の規定を適用します。
- (1) この特約の締結、復活または特約の型の変更の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその感染症に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその感染症に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害またはその感染症について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその感染症による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑤ 被保険者が戦争その他の変乱（災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払のときは、地震、噴火または津波を含みます。）によって死亡または高度障害状態になった場合でも、その事由によって死亡または高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、この特約の保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑥ 被保険者が、この特約の保険期間満了の日において、主約款の別表2に定める身体障害の状態のうち、回復の見込のないことのみが明らかでない状態であることにより、高度障害保険金または災害高度障害保険金の支払事由に該当しない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込のないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態になったものとみなして、本条の規定を適用します。
- ⑦ この特約の被保険者および主契約の被保険者が死亡し、かつ、その死亡した時の先後が明らか

でないときには、会社は、この特約の被保険者が先に死亡したものとみなして取り扱います。

- ⑧ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の死亡保険金、災害死亡保険金、高度障害保険金および災害高度障害保険金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第6条（この特約の給付限度）

この特約による災害入院給付金、疾病入院給付金および長期療養給付金の支払は、各被保険者について、次の各号の別に、それぞれに定める給付日数（災害入院給付金、疾病入院給付金または長期療養給付金が支払われる日数をいいます。以下同じとします。）を限度とします。この場合、特約の型の変更（第18条）が行われたときは、変更前に支払われた給付日数を含むものとします。

項目	給付日数の限度
(1) 災害入院給付金の支払	その給付日数を通算して700日
(2) 疾病入院給付金および長期療養給付金の支払	これらの給付日数を通算して700日

第7条（特約保険料の払込免除）

- ① この特約の保険料の払込免除は、次の各号に定めるとおりです。

名称	保険料払込免除の事由	免除の範囲	保険料の払込を免除しない場合
保 険 料 の 払 込 免 除	(1) 主契約の被保険者がこの特約の責任開始時* 以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてこの特約の保険料払込期間中に高度障害状態* になったとき	払込免除の事由に該当した時の直後に到来する払込期月以後のこの特約の保険料	主契約の被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 主契約の被保険者の故意または自殺行為 (ロ) 主契約の被保険者の犯罪行為 (エ) 戦争その他の変乱
	(2) 主契約の被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故* による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険料払込期間中に障害状態* になったとき		主契約の被保険者が次のいずれかによって障害状態になったとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 主契約の被保険者の故意または重大な過失 (ロ) 主契約の被保険者の犯罪行為 (エ) 主契約の被保険者の精神障害を原因とする事故 (オ) 主契約の被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (カ) 主契約の被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (キ) 主契約の被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ク) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

- * **責任開始時** 第1条（用語の意義）第(4)号にかかわらず、特約の締結の際の責任開始時または復活が行われたときは最終の復活の際の責任開始時をいいます。以下本条において同じとします。
- * **高度障害状態** 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。
- * **不慮の事故** 主約款の別表1に定める事故をいいます。
- * **障害状態** 主約款の別表3に定める身体障害の状態をいいます。

② 第①項の保険料払込免除の事由には、それぞれ次の各号に定める場合を含みます。

項目	内容
(1) 第①項第(1)号の保険料払込免除の事由	責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になった場合
(2) 第①項第(2)号の保険料払込免除の事由	責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって障害状態になった場合

③ 主契約の被保険者が、責任開始時に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害状態または障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。

- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または主契約の被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害またはその疾病について、主契約の被保険者が責任開始時に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または主契約の被保険者が責任開始時に認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ この特約の保険料の払込が免除されたときは、以後払込期月に含まれる契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ⑤ 主契約の被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって高度障害状態または障害状態になった場合でも、それらの事由によって高度障害状態または障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、この特約の保険料の払込を免除することがあります。

第8条（給付金、保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 主契約の被保険者（契約者が災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、長期療養給付金、死亡保険金、災害死亡保険金、高度障害保険金および災害高度障害保険金の受取人であるときは、契約者）は、この特約の給付金または保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、給付金または保険金を請求してください。
- ② 給付金または保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第9条（特約保険料払込免除の請求手続等）

- ① 契約者は、この特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、この特約の保険料の払込免除を請求してください。
- ② 特約保険料の払込免除にあたっての期限、確認が必要な場合および確認事項については、主約款の保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所に関する規定を準用します。

4. この特約の取扱

第10条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、災害入院特約および疾病入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② この特約の締結の際の責任開始時は、主契約の締結の際の責任開始時と同一とします。ただし、この特約の締結後にこの特約の被保険者となった子については、被保険者となった時から責任を負います。
- ③ 妻子型または子型の場合で、子がその誕生日からその日を含めて30日を経過していないときは、その子に対する死亡保険金または高度障害保険金の支払に関する部分については、第②項の規定にかかわらず、30日を経過した時から責任を負います。
- ④ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第11条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は同一とし、契約者は、会社の定める範囲内で定めることができます。

第12条（特約保険料の払込）

この特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、契約者は、この特約の保険料を、特約の保険料払込期間中、主約款の規定により払い込んでください。

第13条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第14条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第15条（特約の更新）

- ① 次の各号に定める条件をすべて満たす場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における主契約の被保険者の年齢が、80歳を超えないこと
 - (2) 妻型および妻子型の場合、更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における妻の年齢が、80歳を超えないこと
- ② 更新後のこの特約の入院給付日額は、更新前のこの特約の入院給付日額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の入院給付日額を変更して更新することができます。
- ③ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑤ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑥ 更新後のこの特約の保険料は、更新日におけるこの特約の被保険者の年齢によって計算します。
- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。

- (1) 給付金の支払（第4条）
- (2) 保険金の支払（第5条）
- (3) 特約保険料の払込免除（第7条）
- (4) 告知義務（第21条）
- (5) 告知義務違反による解除（第22条）
- (6) 特約を解除できない場合（第23条）
- ⑨ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。
- ⑩ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑪ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

第16条（特約の解約）

契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表5）を提出してください。

第17条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表5）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 主契約に付加されている次の各号に掲げる特約（以下「終身保険特約等」といいます。）が解約されまたは終身保険特約等の特約保険金額（通増定期保険特約については特約基本保険金額、生活保障特約、介護生活保障特約および総合障害生活保障特約については特約年金額）が減額されたときまたはこの特約とあわせて主契約に付加されている災害入院特約もしくは疾病入院特約の入院給付日額が減額されたときには、この特約の入院給付日額は、会社の定める方法によって減額されます。

(1) 終身保険特約	(9) 新介護保障定期保険特約
(2) 介護保障終身保険特約	(10) 特定疾病保障定期保険特約
(3) 特定疾病保障終身保険特約	(11) 新特定疾病保障定期保険特約
(4) 疾病障害保障終身保険特約	(12) 疾病障害保障定期保険特約
(5) 総合障害終身保険特約	(13) 総合障害定期保険特約
(6) 定期保険特約	(14) 生活保障特約
(7) 通増定期保険特約	(15) 介護生活保障特約
(8) 介護保障定期保険特約	(16) 総合障害生活保障特約
- ③ この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第18条（特約の型の変更）

- ① 契約者は、必要書類（別表5）を提出して、将来に向かって、この特約の型の変更を請求することができます。ただし、この特約の保険料の払込が免除された後は、この変更はできません。
- ② この特約の型の変更を会社が承諾したときは、次の各号に定める時から変更の効力が生じます。

項目	内容
(1) 妻子型から妻型への変更の場合	会社が承諾した時
(2) 妻子型から子型への変更の場合	
(3) 妻型から妻子型への変更の場合	会社が会社の定める金額を受け取った時（新たにこの特約の被保険者となる妻または子に関する告知の前に受け取ったときは、その告知の時）
(4) 妻型から子型への変更の場合	
(5) 子型から妻型への変更の場合	
(6) 子型から妻子型への変更の場合	

- ③ この特約の型が変更されたことにより新たにこの特約の被保険者となる妻または子について、会社は、変更の効力の生じた時からこの特約上の責任を負います。ただし、妻子型または子型への変更により新たに被保険者となった子がその出生日からその日を含めて30日を経過していない

ときは、その子に対する死亡保険金および高度障害保険金の支払に関する部分については、30日を経過した時から責任を負います。

- ④ この特約の型が変更されたことによりこの特約の被保険者でなくなる妻または子に対する部分は、変更時に消滅するものとします。
- ⑤ 妻子型の場合、次の各号のいずれかの事由が生じたときには、この特約の型は、その事由に該当した時に子型へ変更されたものとして取り扱います。
 - (1) 妻が戸籍上の異動によりこの特約の被保険者でなくなったとき
 - (2) 妻が死亡したとき
 - (3) 妻が高度障害状態（主約款の別表2）になったことによりこの特約の被保険者でなくなったとき
- ⑥ この特約の型が変更されたときには、会社は、将来に向かって保険料を変更します。この場合、第25条（特約の払いもどし金）に定める払いもどし金があるときは、これを払いもどします。

第19条（給付金の受取人または保険金の受取人の変更）

- ① この特約の給付金の受取人は主契約の被保険者とし、変更することはできません。ただし、第4条（給付金の支払）第⑩項に定める場合を除きます。
- ② この特約の保険金の受取人は主契約の被保険者とし、変更することはできません。ただし、第5条（保険金の支払）第⑧項に定める場合を除きます。

第20条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約とあわせて主契約に付加されている災害入院特約または疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、災害入院特約または疾病入院特約の消滅が、その保険期間の満了によるときまたは給付限度に達したことによるときは、この限りではありません。
- (3) 主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約されたとき
- (4) 妻型の場合で、次のいずれかの事由に該当したとき
 - (ア) 妻が戸籍上の異動によりこの特約の被保険者でなくなったとき
 - (イ) 妻が死亡したとき
 - (ウ) 妻が高度障害状態（主約款の別表2）になったことによりこの特約の被保険者でなくなったとき

第21条（告知義務）

- ① 契約者、主契約の被保険者およびこの特約の被保険者は、この特約の締結または復活の際、支払事由および保険料払込免除の事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が主契約の被保険者およびこの特約の被保険者に関し書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じとします。）により告知を求めた事項について、その書面または電磁的方法によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。
- ② 第①項の規定は、次の各号のいずれかの特約の型の変更（以下「告知を要する型変更」といいます。）の際、会社が主契約の被保険者および新たにこの特約の被保険者となる妻または子に関し告知を求めた場合について準用します。
 - (1) 妻型から妻子型への変更
 - (2) 妻型から子型への変更
 - (3) 子型から妻型への変更
 - (4) 子型から妻子型への変更

第22条（告知義務違反による解除）

- ① 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ② 会社は、次の各号のいずれかに該当した後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
- (1) この特約の被保険者が入院（別表1）したとき
 - (2) この特約の被保険者が手術（別表3）を受けたとき
 - (3) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (4) この特約の被保険者が高度障害状態（主約款の別表2）になったとき
 - (5) 主契約の被保険者が高度障害状態（主約款の別表2）になったとき
 - (6) 主契約の被保険者が障害状態（主約款の別表3）になったとき
- ③ 第②項の場合、会社は、給付金または保険金を支払わず、また、この特約の保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金または保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、この特約の保険料の払込を免除していたときは、払込を免除したこの特約の保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、給付金もしくは保険金の支払事由またはこの特約の保険料払込免除の事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときには、会社は、その給付金もしくは保険金を支払いまたはこの特約の保険料（会社がこの特約を解除する時までには払込期月に含まれる契約当日の到来しているこの特約の保険料に限ります。）の払込を免除します。
- ⑤ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

第23条（特約を解除できない場合）

会社は、次の各号のいずれかの場合には、第22条（告知義務違反による解除）によるこの特約の解除を行うことができません。

- (1) この特約の締結、復活または告知を要する型変更の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたときまたはお過失によって知らなかったとき
- (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下本号において「保険媒介者」といいます。）が、次の(ア)から(ウ)に定めるいずれかの行為をしたとき。ただし、次の(ア)から(ウ)に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したと認められる場合には、会社は、この特約を解除することができます。
 - (ア) 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (イ) 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき
 - (ウ) 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知にあたって、事実でないことを告知することを勧めたとき
- (3) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (4) 責任開始の日（復活または告知を要する型変更が行われたときは、最終の復活または告知を要する型変更の際の責任開始の日。以下本号において同じとします。）からその日を含めて2年を超えてこの特約が継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始の日からその日を含めて2年以内に次のいずれかに該当したときには、会社は、この特約を解除することができます。
 - (ア) この特約の被保険者が入院（別表1）を開始したとき
 - (イ) この特約の被保険者が手術（別表3）を受けたとき
 - (ウ) この特約の被保険者が高度障害状態（主約款の別表2）になったとき
 - (エ) 主契約の被保険者が高度障害状態（主約款の別表2）になったとき

(オ) 主契約の被保険者が障害状態（主約款の別表3）になったとき

第24条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - (1) 契約者または主契約の被保険者が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、この特約の給付金（保険料払込免除を含みます。）または保険金（死亡保険金を除きます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この特約の給付金、保険金または保険料払込免除の請求に関し、主契約の被保険者（保険料払込免除の場合は契約者）の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (5) 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 契約者が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (6) 主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、主契約の被保険者もしくはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第(1)号から第(5)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、次の各号のいずれかに該当した後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
 - (1) この特約の被保険者が入院（別表1）したとき
 - (2) この特約の被保険者が手術（別表3）を受けたとき
 - (3) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (4) この特約の被保険者が高度障害状態（主約款の別表2）になったとき
 - (5) 主契約の被保険者が高度障害状態（主約款の別表2）になったとき
 - (6) 主契約の被保険者が障害状態（主約款の別表3）になったとき
- ③ 第②項の場合、会社は、第①項第(1)号から第(6)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払込免除の事由について、給付金または保険金を支払わず、また、この特約の保険料の払込を免除しません。もし、すでにその給付金または保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、この特約の保険料の払込を免除していたときは、払込を免除したこの特約の保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

第25条 (特約の払いもどし金)

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 妻型または妻子型の場合で、妻の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したまたは子型に変更されたとき (第5条) (第18条) (第20条)	保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の責任準備金額	契 約 者
(2) 妻型または妻子型の場合で、主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第20条)		
(3) 妻型または妻子型の場合で、主契約について被保険者が死亡し、保険金が支払われることによりこの特約が消滅したとき (第20条)		
(4) 妻型または妻子型の場合で、主契約が失効し、この特約が失効したとき (第13条)	保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の解約返戻金額	契 約 者
(5) 妻型または妻子型の場合で、この特約が解約されたとき (第16条)		
(6) 妻型または妻子型の場合で、この特約の入院給付日額が減額されたとき (第17条)		
(7) 契約者からの申出により、妻型または妻子型から子型に変更されたとき (第18条)		
(8) 妻が戸籍上の異動によってこの特約の被保険者でなくなったことにより、妻子型から子型に変更されたとき (第18条)		
(9) 妻型または妻子型の場合で、主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第20条)		
(10) 妻型の場合で、妻が戸籍上の異動によってこの特約の被保険者でなくなったことにより、この特約が消滅したとき (第20条)		

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(11) 妻型または妻子型の場合で、この特約とあわせて主契約に付加されている災害入院特約または疾病入院特約が解約または解除により消滅し、この特約が消滅したとき (第20条)	保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の解約返戻金額	契 約 者
(12) 妻型または妻子型の場合で、主契約に付加されている終身保険特約等がすべて解約され、この特約が消滅したとき (第20条)		
(13) 妻型または妻子型の場合で、この特約が解除されたとき (第22条) (第24条)		
第(1)号の場合、妻の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

- ② 子型の場合には、この特約の払いもどし金はありません。
 ③ 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表5）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第26条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第27条（他の保険への加入）

- ① 妻型または妻子型の場合、主契約の被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅したときには、妻は、被保険者選択を受けることなく、会社の認める個人保険契約への申込をすることができます。ただし、次の各号に定める条件のすべてを満たす必要があります。
- (1) 主契約の被保険者の死亡が、妻の故意によらないこと
 - (2) 妻が、この特約の消滅時に2年を超えて継続してこの特約の被保険者であったこと
 - (3) この特約の消滅時から1か月以内の申込であること
 - (4) 個人保険契約の死亡保険金額は、この特約消滅時のその妻の死亡保険金額以下であること
- ② 第①項の規定により妻が個人保険契約への申込をする場合、この特約の消滅時までにこの特約の妻に対する部分について、すべての給付がまったく行われていなかったときに限り、妻は、被保険者選択を受けることなく、災害入院特約および疾病入院特約を付加することができます。ただし、災害入院特約と疾病入院特約の入院給付日額は、この特約の消滅時の入院給付日額以下（会社の定める金額を超えるときは、その金額以下）とします。
- ③ 第①項の規定により妻子型の妻が個人保険契約への申込をする場合、この特約の消滅時までにこの特約の子に対する部分について、すべての給付がまったく行われていなかったときに限り、妻は、子についての被保険者選択を受けることなく、この特約の子型を付加することができます。ただし、次の各号に定める条件のすべてを満たす必要があります。
- (1) 妻の個人保険契約に、災害入院特約と疾病入院特約をあわせて付加すること（被保険者選択を受けて付加する場合を含みます。）
 - (2) 子の入院給付日額を会社の定める金額以下に減額すること

第28条（管轄裁判所）

この特約における給付金、保険金または保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第29条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第30条（この特約が付加された主契約に終身保障移行特約または年金払移行特約を付加する場合の特則）

- ① この特約が付加された主契約に終身保障移行特約が付加されることにより主契約が終身保障に移行した場合は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間の満了日前に移行日が到来するときには、この特約は、移行日の前日に消滅するものとします。
 - (2) 第(1)号の場合、この特約の責任準備金を終身保障移行後契約の特約保険金額の計算に算入します。
 - (3) この特約の被保険者の入院中に第(1)号の規定によりこの特約が消滅した場合には、移行日の前日を含む継続入院に限り、この特約の有効中の入院とみなして給付金の支払（第4条）の規定を適用します。
- ② この特約が付加された主契約に年金払移行特約が付加されることにより主契約が年金払に移行した場合には、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間の満了日前に年金開始日が到来するときには、この特約は、年金開始日の前日に消滅するものとします。
 - (2) 第(1)号の場合、この特約の解約返戻金を年金払移行後契約の基本年金額の計算に算入します。
 - (3) この特約の被保険者の入院中に第(1)号の規定によりこの特約が消滅した場合には、移行日の前日を含む継続入院に限り、この特約の有効中の入院とみなして給付金の支払（第4条）の規定を適用します。

(2024年4月改定)

別表 1

入 院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表 2 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 2

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前 1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3

対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

対象となる手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術 (25cm ² 未満は除く。)	20
2. 乳房切断術	20
§ 筋骨の手術 (抜釘術は除く。)	
3. 骨移植術	20
4. 骨髄炎・骨結核手術 (膿瘍の単なる切開は除く。)	20
5. 頭蓋骨観血手術 (鼻骨・鼻中隔を除く。)	20
6. 鼻骨観血手術 (鼻中隔彎曲症手術を除く。)	10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術 (歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)	20
8. 脊椎・骨盤観血手術	20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10. 四肢切断術 (手指・足指を除く。)	20
11. 切断四肢再接合術 (骨・関節の離断に伴うもの。)	20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術 (手指・足指を除く。)	10
13. 筋・腱・靭帯観血手術 (手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)	10
§ 呼吸器・胸部の手術	
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	10
15. 喉頭全摘除術	20
16. 気管、気管支、肺、胸膜手術 (開胸術を伴うもの。)	20
17. 胸郭形成術	20
18. 縦隔腫瘍摘出術	40
§ 循環器・脾の手術	
19. 観血的血管形成術 (血液透析用外シャント形成術を除く。)	20
20. 静脈瘤根本手術	10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術 (開胸・開腹術を伴うもの。)	40
22. 心膜切開・縫合術	20
23. 直視下心臓内手術	40
24. 体内用ペースメーカー埋込術	20
25. 脾摘除術	20

対象となる手術の種類	給付倍率
§ 消化器の手術	
26. 耳下腺腫瘍摘出術	20
27. 顎下腺腫瘍摘出術	10
28. 食道離断術	40
29. 胃切除術	40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	20
31. 腹膜炎手術	20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33. ヘルニア根本手術	10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35. 直腸脱根本手術	20
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10
§ 尿・性器の手術	
38. 腎移植手術（受容者に限る。）	40
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42. 陰茎切断術	40
43. 辜丸・副辜丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44. 陰嚢水腫根本手術	10
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47. 帝王切開娩出術	10
48. 子宮外妊娠手術	20
49. 子宮脱・膣脱手術	20
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51. 卵管・卵巣観血手術（経膣的操作は除く。）	20
52. その他の卵管・卵巣手術	10
§ 内分泌器の手術	
53. 下垂体腫瘍摘除術	40
54. 甲状腺手術	20
55. 副腎全摘除術	20
§ 神経の手術	
56. 頭蓋内観血手術	40
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59. 脊髄硬膜内外観血手術	20

対象となる手術の種類	給付倍率
§ 感覚器・視器の手術	
60. 眼瞼下垂症手術	10
61. 涙小管形成術	10
62. 涙嚢鼻腔吻合術	10
63. 結膜嚢形成術	10
64. 角膜移植術	10
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66. 虹彩前後癒着剥離術	10
67. 緑内障観血手術	20
68. 白内障・水晶体観血手術	20
69. 硝子体観血手術	10
70. 網膜剥離症手術	10
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72. 眼球摘除術・組織充填術	20
73. 眼窩腫瘍摘出術	20
74. 眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術	
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76. 乳様洞削開術	10
77. 中耳根本手術	20
78. 内耳観血手術	20
79. 聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術	
80. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
§ 上記以外の手術	
83. 上記以外の開頭術	20
84. 上記以外の開胸術	20
85. 上記以外の開腹術	10
86. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
§ 新生物根治放射線照射	
88. 新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備 考

1. 治療を目的とする入院

治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

2. 治療を直接の目的とする手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号 304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

4. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。

5. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出（剔出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出（剔出）したり、また、転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出（剔出）する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

6. 開頭術

「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

7. 開胸術

「開胸術」とは、直視下に胸壁および胸膜全層に切開を加え、胸腔内の臓器に対して行う手術をいいます。

8. 開腹術

「開腹術」とは、直視下に腹壁に切開を加え、腹腔内の臓器に対して行う手術をいいます。

9. 同一の疾病

医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、胆石症に起因する肝炎、黄疸等をいいます。

別表 4

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	
分 類 項 目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	U04
<p>(注) 新型コロナウイルス感染症（2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。）は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」といいます。）第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること</p> <p>(2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること</p> <p>(3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること</p>	

別表5

請求書類

項目		必要書類
1	災害入院給付金 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (7) 主契約の被保険者（契約者が災害入院給付金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
2	疾病入院給付金 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) その被保険者の戸籍抄本 (5) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (6) 主契約の被保険者（契約者が疾病入院給付金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
3	手術給付金 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故を原因とした場合に限り。） (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (7) 主契約の被保険者（契約者が手術給付金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券

項 目		必 要 書 類
4	長期療養給付金 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故を原因とした場合に限ります。） (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (7) 主契約の被保険者（契約者が長期療養給付金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
5	死亡保険金 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) その被保険者の戸籍抄本 (4) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (5) 主契約の被保険者（契約者が死亡保険金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
6	災害死亡保険金 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) その被保険者の戸籍抄本 (5) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (6) 主契約の被保険者（契約者が災害死亡保険金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
7	高度障害保険金 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) その被保険者の戸籍抄本 (4) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (5) 主契約の被保険者（契約者が高度障害保険金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

項 目		必 要 書 類
8	災害高度障害保険金 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) その被保険者の戸籍抄本 (5) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (6) 主契約の被保険者（契約者が災害高度障害保険金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
9	特約保険料の払込免除 (第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
10	特約の解約 (第16条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
11	入院給付日額の減額 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
12	特約の型の変更 (第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者となる妻または子に関する会社所定の診断書および告知書（妻子型から妻型または子型への変更の場合を除きます。） (3) 契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
13	特約の払いもどし金 (第25条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

ファミリー保障特約の解約返戻金額例表(妻型・妻子型)
(入院給付日額1,000円につき：単位円)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の妻の年齢			
		20歳	30歳	40歳	50歳
5年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	0
	4	0	0	0	0
	5	0	0	0	0
10年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	0
	4	0	0	0	0
	5	0	0	0	0
	7	0	0	0	0
	10	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	0
	4	0	0	0	650
	5	90	0	100	3,030
	7	460	0	2,160	7,390
	10	1,890	2,280	5,610	11,450
20年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	2,710
	4	10	0	400	7,010
	5	300	0	1,900	11,240
	7	760	1,120	6,300	19,090
	10	3,770	5,340	11,920	28,550
	15	2,920	4,860	9,720	27,040
25年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	2,700
	3	0	0	100	9,410
	4	120	0	2,610	16,170
	5	440	500	5,850	22,740
	7	1,220	3,800	12,280	35,510
	10	5,810	9,550	20,480	52,710
	15	6,080	11,300	23,250	64,840
	20	4,420	9,050	18,810	53,510
30年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	8,770
	3	0	0	2,770	18,970
	4	220	400	7,220	29,090
	5	560	2,100	11,920	39,040
	7	2,910	7,110	20,920	58,640
	10	8,320	14,490	33,140	86,580
	15	10,060	18,980	43,070	118,290
	20	9,890	19,650	46,430	128,980
	25	7,120	13,750	36,240	101,890
	30	0	0	0	0

(注)経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

ファミリー入院初期費用給付特約目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 特約の型、被保険者の範囲等

第2条 特約の型、被保険者の範囲等

第3条 特約の型の変更

3. この特約の給付および請求手続

第4条 入院初期給付金の支払

第5条 この特約の給付限度

第6条 入院初期給付金の請求手続、支払の期限
および支払の場所

第7条 特約保険料の払込免除

4. この特約の取扱

第8条 特約の締結および責任開始時

第9条 特約の保険期間および保険料払込期間

第10条 特約保険料の払込

第11条 特約の失効

第12条 特約の復活

第13条 特約の更新

第14条 特約の解約

第15条 特約給付金額の減額

第16条 入院初期給付金の受取人の変更

第17条 特約の消滅

第18条 告知義務

第19条 告知義務違反による解除

第20条 特約を解除できない場合

第21条 重大事由による解除

第22条 特約の払いもどし金

第23条 特約の契約者配当金

第24条 管轄裁判所

第25条 主約款およびファミリー保障特約の規定
の準用

第26条 この特約が付加された主契約に終身保障
移行特約または年金払移行特約を付加す
る場合の特則

別表 1 請求書類

ファミリー入院初期費用給付特約

(この特約の主な内容)

この特約は、主契約にファミリー保障特約とあわせて付加することにより、主契約の被保険者の妻または未成年の子の入院初期の給付を行うことを主な内容とするものです。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義	
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。	
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。	
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。	
(4) 責任開始時	特約の締結、復活または特約の型の変更にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活または特約の型の変更が行われた場合は、次の(ア)または(イ)に定める時とします。	
	項目	内容
	(ア) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時
	(イ) 特約の型の変更が行われたとき	新たに被保険者となった妻もしくは子に対する部分についてはその変更の際の責任開始時
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。	

2. 特約の型、被保険者の範囲等

第2条 (特約の型、被保険者の範囲等)

- ① この特約の型および被保険者は、この特約とともに主契約に付加されているファミリー保障特約の型および被保険者と同一とします。
- ② この特約の被保険者の範囲および被保険者資格の得喪については、ファミリー保障特約の規定を準用します。

第3条 (特約の型の変更)

- ① この特約とあわせて主契約に付加されているファミリー保障特約の型が変更された場合には、この特約の型は、ファミリー保障特約の型の変更時から変更されたものとします。
- ② この特約の型が変更されたことにより新たにこの特約の被保険者となる妻または子に対する部分については、会社は、ファミリー保障特約の型の変更時からこの特約上の責任を負います。
- ③ この特約の型が変更されたことによりこの特約の被保険者でなくなる妻または子に対する部分は、ファミリー保障特約の型の変更時に消滅するものとします。
- ④ 第2条 (特約の型、被保険者の範囲等) 第①項の規定にかかわらず、妻子型の場合で、次の各号の事由に該当したときは、その時にこの特約の型は子型に変更されたものとします。
 - (1) この特約の入院初期給付金の妻についての支払回数が通算して15回に達したとき
 - (2) ファミリー保障特約の災害入院給付金または疾病入院給付金および長期療養給付金の妻についての給付日数が通算して700日に達したとき
- ⑤ この特約の型が変更されたときには、会社は、将来に向かって保険料を変更します。

3. この特約の給付および請求手続

第4条（入院初期給付金の支払）

① 会社は、この特約の入院初期給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (入院初期給付金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (入院初期給付金を支払わない場合)
入院初期給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院* をしたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院であること</p> <p>(a) 疾病*</p> <p>(b) 不慮の事故* による傷害</p> <p>(c) 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(イ) 前(ア)の治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) この特約の保険期間中の入院日数が1日* 以上であること</p> <p>(オ) 病院または診療所* への入院であること</p>	特約給付金額*	主契約の被保険者	<p>被保険者が次のいずれかによって入院したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) その被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 主契約の被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(エ) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(オ) その被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(カ) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(キ) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(ク) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ケ) その被保険者の薬物依存</p> <p>(コ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

* 入院 ファミリー保障特約の別表1に定める入院をいいます。

* 疾病 異常分娩を含みます。異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10準拠」によるものとします。

分娩 (O80～O84) 中の

- ・ 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩 (O81)
- ・ 帝王切開による単胎分娩 (O82)
- ・ その他の介助単胎分娩 (O83)
- ・ 多胎分娩<全児自然分娩 (O84.0) は除く> (O84)

* 不慮の事故 主約款の別表1に定める事故をいいます。

* 入院日数が1日 上に定める入院の入院日と退院日が同日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

* 病院または ファミリー保障特約の別表2に定める病院または診療所をいいます。

診療所

* 特約給付金額 入院中に特約給付金額の減額があったときは、支払事由に該当した日現在の特約給付金額をいいます。

- ② 同一の被保険者が同一の不慮の事故を直接の原因として、第①項に規定する1日以上入院を2回以上したときには、会社は、1回の入院とみなして、第①項の規定を適用してこの特約の入院初期給付金を支払います。ただし、その不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- ③ 同一の被保険者が同一の疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）を直接の原因として、第①項に規定する1日以上入院を2回以上したときには、会社は、1回の入院とみなして第①項の規定を適用してこの特約の入院初期給付金を支払います。ただし、本条による入院初期給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として取り扱います。
- ④ 同一の被保険者がこの特約の入院初期給付金が支払われる入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病により入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
- ⑤ 妻子型または子型の場合、この特約の締結の際の責任開始の日以後に主契約の被保険者の妻（主契約の被保険者が女子のときは、その者。）が分娩した子の出生にあたっての入籍の日前の入院については、この特約の被保険者となった後の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑥ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって入院した場合でも、それらの事由によって入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、この特約の入院初期給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑦ 被保険者が、この特約の責任開始時前に生じた疾病、不慮の事故による傷害または不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その疾病またはその傷害をこの特約の責任開始時以後に生じたものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結、復活または特約の型の変更の際、会社が告知等により知っていたその疾病またはその傷害に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその疾病またはその傷害に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病またはその傷害について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その疾病またはその傷害による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合
- ⑧ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の入院初期給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第5条（この特約の給付限度）

- ① この特約による入院初期給付金の支払は、1回の入院につき1回のみとします。
- ② この特約による入院初期給付金の支払は、各被保険者について、入院初期給付金の支払回数を通算して15回をもって限度とします。この場合、特約の型の変更が行われたときは、変更前に支払われた支払回数を含むものとします。

第6条（入院初期給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 主契約の被保険者（契約者が入院初期給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の入院初期給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、入院初期給付金を請求してください。
- ② 入院初期給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第7条（特約保険料の払込免除）

この特約とあわせて主契約に付加されたファミリー保障特約の保険料の払込が免除されたときには、会社は、ファミリー保障特約の特約保険料の払込免除の規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

4. この特約の取扱

第8条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、ファミリー保障特約とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② この特約の締結の際の責任開始時は、主契約の締結の際の責任開始時と同一とします。ただし、この特約の締結後にこの特約の被保険者となった子については、被保険者となった時から責任を負います。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第9条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約に付加されているファミリー保障特約と同一とします。

第10条（特約保険料の払込）

この特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、契約者は、この特約の保険料を、特約の保険料払込期間中、主約款の規定により払い込んでください。

第11条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約およびファミリー保障特約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第13条（特約の更新）

- ① 主契約に付加されているファミリー保障特約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、ファミリー保障特約に準じて、この特約もファミリー保障特約とともに更新されます。
- ② 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 入院初期給付金の支払（第4条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第7条）
 - (3) 告知義務（第18条）
 - (4) 告知義務違反による解除（第19条）
 - (5) 特約を解除できない場合（第20条）
- ④ この特約が更新された場合、支払回数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の支払回数を算入するものとします。

第14条（特約の解約）

契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書

類（別表1）を提出してください。

第15条（特約給付金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表1）を提出して、将来に向かって、この特約の特約給付金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約給付金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 主契約に付加されているファミリー保障特約の入院給付日額が減額されたときまたは入院給付日額を変更して更新されるときには、この特約の特約給付金額は、会社の定める方法によって減額されます。
- ③ この特約の特約給付金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第16条（入院初期給付金の受取人の変更）

この特約の入院初期給付金の受取人は主契約の被保険者とし、変更することはできません。ただし、第4条（入院初期給付金の支払）第⑧項に定める場合を除きます。

第17条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約に付加されているファミリー保障特約が消滅したとき
- (3) 妻型の場合で、次のいずれかの事由に該当したとき
 - (ア) 妻が戸籍上の異動によりこの特約の被保険者でなくなったとき
 - (イ) 妻が死亡したとき
 - (ウ) 妻が高度障害状態（主約款の別表2）になったことによりこの特約の被保険者でなくなったとき
 - (エ) この特約の入院初期給付金の支払回数が通算して15回に達したとき
 - (オ) 主契約に付加されているファミリー保障特約の災害入院給付金または疾病入院給付金および長期療養給付金の給付日数が通算して700日に達したとき

第18条（告知義務）

- ① 契約者、主契約の被保険者およびこの特約の被保険者は、この特約の締結または復活の際、支払事由および保険料払込免除の事由の発生に関する重要な事項のうち会社が主契約の被保険者およびこの特約の被保険者に関し書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じとします。）により告知を求めた事項について、その書面または電磁的方法によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。
- ② 第①項の規定は、次の各号のいずれかの特約の型の変更（以下「告知を要する型変更」といいます。）の際、会社が主契約の被保険者および新たにこの特約の被保険者となる妻または子に関し告知を求めた場合について準用します。
 - (1) 妻型から妻子型への変更
 - (2) 妻型から子型への変更
 - (3) 子型から妻型への変更
 - (4) 子型から妻子型への変更

第19条（告知義務違反による解除）

- ① 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、入院初期給付金の支払事由またはこの特約の保険料払込免除の事由が生じた後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 第②項の場合、会社は、入院初期給付金を支払わず、また、この特約の保険料の払込を免除しません。もし、すでに入院初期給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、この特約の保険料の払込を免除していたときは、払込を免除したこの特約の保険料の払込がなかったも

のとして取り扱います。

- ④ 第③項の規定にかかわらず、入院初期給付金の支払事由またはこの特約の保険料払込免除の事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときには、会社は、その入院初期給付金を支払いまたはこの特約の保険料（会社がこの特約を解除する時までには払込期月に含まれる契約応当日の到来しているこの特約の保険料に限りま。）の払込を免除します。
- ⑤ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

第20条（特約を解除できない場合）

会社は、次の各号のいずれかの場合には、第19条（告知義務違反による解除）によるこの特約の解除を行うことができません。

- (1) この特約の締結、復活または告知を要する型変更の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
- (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下本号において「保険媒介者」といいます。）が、次の(ア)から(イ)に定めるいずれかの行為をしたとき。ただし、次の(ア)から(イ)に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したと認められる場合には、会社は、この特約を解除することができます。
 - (ア) 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (イ) 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき
 - (ウ) 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知にあたって、事実でないことを告知することを勧めたとき
- (3) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (4) 責任開始の日（復活または告知を要する型変更が行われたときは、最終の復活または告知を要する型変更の際の責任開始の日。以下本号において同じとします。）からその日を含めて2年を超えてこの特約が継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始の日からその日を含めて2年以内に次のいずれかの事由が生じたときには、会社は、この特約を解除することができます。
 - (ア) 入院初期給付金の支払事由
 - (イ) この特約の保険料払込免除の事由

第21条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - (1) 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、この特約の入院初期給付金（保険料払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の入院初期給付金または保険料払込免除の請求に関し、主契約の被保険者（保険料払込免除の場合は契約者）の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、次の(ア)から(イ)のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しな

- い者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ) 契約者が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、主契約の被保険者もしくはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第(1)号から第(4)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、次の各号のいずれかの事由が生じた後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
- (1) 入院初期給付金の支払事由
- (2) この特約の保険料払込免除の事由
- ③ 第②項の場合、会社は、第①項第(1)号から第(5)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払込免除の事由について入院初期給付金を支払わず、また、この特約の保険料の払込を免除しません。もし、すでにその入院初期給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、この特約の保険料の払込を免除していたときは、払込を免除したこの特約の保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

第22条（特約の払いもどし金）

- ① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 妻型または妻子型の場合で、この特約とあわせて主契約に付加されているファミリー保障特約について妻の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が子型に変更されまたは消滅したとき (第3条) (第17条)	保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の責任準備金額	契約者
(2) 妻型または妻子型の場合で、主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第17条)		
(3) 妻型または妻子型の場合で、主契約について被保険者が死亡し、保険金が支払われることによりこの特約が消滅したとき (第17条)		主保 契 約 の 受 取 人

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(4) 契約者からの申出により、妻型または妻子型から子型に変更されたとき (第3条)	<p data-bbox="749 857 1126 954">保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の解約返戻金額</p>	<p data-bbox="1167 674 1199 1136">契 約 者</p>
(5) 妻子型の場合で、妻についてこの特約の支払回数またはこの特約とあわせて主契約に付加されているファミリー保障特約の給付日数が通算限度に達したことにより、子型に変更されたとき (第3条)		
(6) 妻が戸籍上の異動によってこの特約の被保険者でなくなったことにより、妻子型から子型に変更されたとき (第3条)		
(7) 妻型または妻子型の場合で、主契約が失効し、この特約が失効したとき (第11条)		
(8) 妻型または妻子型の場合で、この特約が解約されたとき (第14条)		
(9) 妻型または妻子型の場合で、この特約の特約給付金額が減額されたとき (第15条)		
(10) 妻型または妻子型の場合で、主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第17条)		
(11) 妻型の場合で、妻が戸籍上の異動によってこの特約の被保険者でなくなったことにより、この特約が消滅したとき (第17条)		
(12) 妻型の場合で、この特約の支払回数が通算限度に達したことにより、この特約が消滅したとき (第17条)		
(13) 妻型の場合で、主契約に付加されているファミリー保障特約の入院給付金の給付日数が通算限度に達したことにより、この特約が消滅したとき (第17条)		
(14) 妻型または妻子型の場合で、この特約とあわせて主契約に付加されているファミリー保障特約が消滅し、この特約が消滅したとき (第17条)		

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(15) 妻型または妻子型の場合で、この特約が解除されたとき (第19条) (第21条)	保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の解約返戻金額	契約者
第(1)号の場合、妻の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

- ② 子型の場合には、この特約の払いもどし金はありません。
- ③ 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表1）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第23条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第24条（管轄裁判所）

この特約における入院初期給付金または保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条（主約款およびファミリー保障特約の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款およびファミリー保障特約の規定を準用します。

第26条（この特約が付加された主契約に終身保障移行特約または年金払移行特約を付加する場合の特則）

- ① この特約が付加された主契約に終身保障移行特約が付加されることにより主契約が終身保障に移行した場合は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) この特約の保険期間の満了日前に移行日が到来するときには、この特約は、移行日の前日に消滅するものとします。
- (2) 第(1)号の場合、この特約の責任準備金を終身保障移行後契約の特約保険金額の計算に算入します。
- ② この特約が付加された主契約に年金払移行特約が付加されることにより主契約が年金払に移行した場合は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) この特約の保険期間の満了日前に年金開始日が到来するときには、この特約は、年金開始日の前日に消滅するものとします。
- (2) 第(1)号の場合、この特約の解約返戻金を年金払移行後契約の基本年金額の計算に算入します。

備 考

同一の疾病

医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、胆石症に起因する肝炎、黄疸等をいいます。

(2023年10月改定)

別表 1

請求書類

項目	必要書類
1 入院初期給付金 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (7) 主契約の被保険者（契約者が入院初期給付金の受取人のときは契約者）の印鑑証明書 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
2 特約の解約 (第14条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
3 特約給付金額の減額 (第15条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
4 特約の払いもどし金 (第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。	

ファミリー入院初期費用給付特約の解約返戻金額例表(妻型・妻子型)
 (特約給付金額1万円につき:単位円)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の妻の年齢			
		20歳	30歳	40歳	50歳
5年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	0
	4	0	0	0	0
	5	0	0	0	0
10年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	0
	4	0	0	0	0
	5	0	0	0	0
	7	0	0	0	0
	10	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	0
	4	0	0	0	0
	5	0	0	0	290
	7	0	0	0	1,090
	10	130	0	370	1,840
20年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	80
	4	0	0	0	830
	5	0	0	0	1,550
	7	0	0	110	2,890
	10	190	40	1,080	4,470
	15	100	60	1,110	4,140
	20	0	0	0	0
25年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	930
	4	0	0	0	1,970
	5	0	0	0	2,980
	7	0	0	940	4,920
	10	230	250	2,310	7,450
	15	160	390	3,020	8,830
	20	80	460	2,660	6,610
30年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	400
	3	0	0	0	1,710
	4	0	0	250	3,020
	5	0	0	890	4,310
	7	0	0	2,210	6,810
	10	280	720	4,170	10,210
	15	230	1,120	5,920	13,170
	20	190	1,470	6,710	12,740
	25	140	1,310	5,310	8,250
30	0	0	0	0	

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

ファミリー短期入院特約目次

この特約の目的

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 特約の型、被保険者の範囲等

第2条 特約の型、被保険者の範囲等

第3条 特約の型の変更

3. この特約の給付および請求手続

第4条 短期入院給付金の支払

第5条 この特約の給付限度

第6条 短期入院給付金の請求手続、支払の期限
および支払の場所

第7条 特約保険料の払込免除

4. この特約の取扱

第8条 特約の締結および責任開始時

第9条 特約の保険期間および保険料払込期間

第10条 特約保険料の払込

第11条 特約の失効

第12条 特約の復活

第13条 特約の更新

第14条 特約の解約

第15条 入院給付日額の減額

第16条 短期入院給付金の受取人の変更

第17条 特約の消滅

第18条 告知義務

第19条 告知義務違反による解除

第20条 特約を解除できない場合

第21条 重大事由による解除

第22条 特約の払いもどし金

第23条 特約の契約者配当金

第24条 管轄裁判所

第25条 主約款およびファミリー保障特約の規定
の準用

第26条 この特約が付加された主契約に終身保障
移行特約または年金払移行特約を付加す
る場合の特則

別表 1 請求書類

ファミリー短期入院特約

(この特約の目的)

この特約は、主契約にファミリー保障特約とあわせて付加することにより、主契約の被保険者の妻または未成年の子の入院当初の給付を行うことを目的とするものです。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義						
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。						
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。						
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。						
(4) 責任開始時	特約の締結、復活または特約の型の変更にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活または特約の型の変更が行われた場合は、次の(ア)または(イ)に定める時とします。						
	<table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>(ア) 復活が行われたとき</td><td>最終の復活の際の責任開始時</td></tr><tr><td>(イ) 特約の型の変更が行われたとき</td><td>新たに被保険者となった妻もしくは子に対する部分についてはその変更の際の責任開始時</td></tr></tbody></table>	項目	内容	(ア) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時	(イ) 特約の型の変更が行われたとき	新たに被保険者となった妻もしくは子に対する部分についてはその変更の際の責任開始時
	項目	内容					
	(ア) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時					
(イ) 特約の型の変更が行われたとき	新たに被保険者となった妻もしくは子に対する部分についてはその変更の際の責任開始時						
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。						

2. 特約の型、被保険者の範囲等

第2条 (特約の型、被保険者の範囲等)

- ① この特約の型および被保険者は、この特約とともに主契約に付加されているファミリー保障特約の型および被保険者と同一とします。
- ② この特約の被保険者の範囲および被保険者資格の得喪については、ファミリー保障特約の規定を準用します。

第3条 (特約の型の変更)

- ① この特約とあわせて主契約に付加されているファミリー保障特約の型が変更された場合には、この特約の型は、ファミリー保障特約の型の変更時から変更されたものとします。
- ② この特約の型が変更されたことにより新たにこの特約の被保険者となる妻または子に対する部分については、会社は、ファミリー保障特約の型の変更時からこの特約上の責任を負います。
- ③ この特約の型が変更されたことによりこの特約の被保険者でなくなる妻または子に対する部分は、ファミリー保障特約の型の変更時に消滅するものとします。
- ④ 第2条 (特約の型、被保険者の範囲等) 第①項の規定にかかわらず、妻子型の場合で、次の各号の事由に該当したときは、その時にこの特約の型は子型に変更されたものとします。
 - (1) この特約の短期入院給付金の妻についての給付日数が通算して60日に達したとき
 - (2) ファミリー保障特約の災害入院給付金または疾病入院給付金および長期療養給付金の妻についての給付日数が通算して700日に達したとき
- ⑤ この特約の型が変更されたときには、会社は、将来に向かって保険料を変更します。

3. この特約の給付および請求手続

第4条（短期入院給付金の支払）

① 会社は、この特約の短期入院給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (短期入院給付金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (短期入院給付金を支払わない場合)
短期入院給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす入院*をしたとき</p> <p>(ア) この特約の責任開始時以後に発生した次のいずれかを直接の原因とする入院</p> <p>(a) 疾病*</p> <p>(b) 不慮の事故*による傷害</p> <p>(c) 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(イ) 前(ア)の治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) この特約の保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) この特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上となったこと</p> <p>(オ) 病院または診療所*への入院であること</p>	<p>入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数)</p> <p>ただし、各被保険者について、1回の入院の給付日額が支払われる日数をいいます。)の限度は、入院開始日からその日を含めての4日とします。</p>	主契約の被保険者	<p>被保険者が次のいずれかによって入院したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) その被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 主契約の被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(エ) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(オ) その被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(カ) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(キ) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(ク) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ケ) その被保険者の薬物依存</p> <p>(コ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

* 入院 ファミリー保障特約の別表1に定める入院をいいます。

* 疾病 異常分娩を含みます。異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」によるものとします。

分娩 (O80～O84) 中の

- ・ 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩 (O81)
- ・ 帝王切開による単胎分娩 (O82)
- ・ その他の介助単胎分娩 (O83)
- ・ 多胎分娩<全児自然分娩 (O84.0) は除く> (O84)

* 不慮の事故 主約款の別表1に定める事故をいいます。

* 病院または診療所 ファミリー保障特約の別表2に定める病院または診療所をいいます。

* 入院給付日額 入院中に入院給付日額の減額があったときは、各日現在の入院給付日額をいいます。

- ② 同一の被保険者について主契約に付加されたファミリー保障特約から、同一の日の入院に対して災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる場合は、会社は、短期入院給付金を支払いません。
- ③ 同一の被保険者がこの特約の短期入院給付金が支払われる入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合には、会社は、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病により継続して入院したものとみなして第①項の規定を適用します。
- ④ 被保険者が第①項に定める原因で入院し、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に同一の原因で転入院または再入院した場合で、入院日数が1日の入院と入院日数が2日以上入院の両方があるときには、継続した入院とみなして第①項の規定を適用します。ただし、同一の原因でファミリー保障特約から災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をした後、転入院または再入院した場合は除きます。
- ⑤ 妻子型または子型の場合、この特約の責任開始の日以後に主契約の被保険者の妻（主契約の被保険者が女子のときは、その者。）が分娩した子の出生にあたっての入籍の日前の入院については、この特約の被保険者となった後の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑥ この特約の被保険者の入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、その事由の発生時を含む継続入院に限りこの特約の有効中の入院とみなして取り扱います。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 妻子型または子型の場合、子の入院中に、その子が満20歳になった日の直後に到来する主契約の年単位の契約応当日をむかえたことによりこの特約の被保険者でなくなったとき
 - (3) 妻型または妻子型の場合、妻の入院中に、その妻が高度障害状態（主約款の別表2）になったことによりこの特約の被保険者でなくなったとき
 - (4) 妻子型または子型の場合、子の入院中に、その子が高度障害状態（主約款の別表2）になったことによりこの特約の被保険者でなくなったとき
 - (5) 主契約の被保険者について保険金の支払事由が発生したことによりこの特約が消滅したとき
 - (6) この特約とあわせて主契約に付加されているファミリー保障特約が災害入院特約もしくは疾病入院特約または災害入院特約（終身型）もしくは疾病入院特約（終身型）の消滅に伴い消滅したことによりこの特約が消滅したとき
- ⑦ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって入院した場合でも、それらの事由によって入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、その程度に応じ、この特約の短期入院給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑧ 被保険者が、この特約の責任開始時前に生じた疾病、不慮の事故による傷害または不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その疾病またはその傷害をこの特約の責任開始時以後に生じたものとみなして、第①項の規定を適用します。
- (1) この特約の締結、復活または特約の型の変更の際、会社が告知等により知っていたその疾病またはその傷害に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその疾病またはその傷害に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病またはその傷害について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その疾病またはその傷害による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合
- ⑨ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の短期入院給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第5条（この特約の給付限度）

この特約による短期入院給付金の支払は、各被保険者について、短期入院給付金の給付日数（短期入院給付金が支払われる日数をいいます。）を通算して60日をもって限度とします。この場合、特約の型の変更が行われたときは、変更前に支払われた給付日数を含むものとします。

第6条（短期入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 主契約の被保険者（契約者が短期入院給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の短期入院給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、短期入院給付金を請求してください。
- ② 短期入院給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第7条（特約保険料の払込免除）

この特約とあわせて主契約に付加されたファミリー保障特約の保険料の払込が免除されたときには、会社は、ファミリー保障特約の特約保険料の払込免除の規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

4. この特約の取扱

第8条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、ファミリー保障特約とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② この特約の締結の際の責任開始時は、主契約の締結の際の責任開始時と同一とします。ただし、この特約の締結後にこの特約の被保険者となった子については、被保険者となった時から責任を負います。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第9条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約に付加されているファミリー保障特約と同一とします。

第10条（特約保険料の払込）

この特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、契約者は、この特約の保険料を、特約の保険料払込期間中、主約款の規定により払い込んでください。

第11条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約およびファミリー保障特約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第13条（特約の更新）

- ① 主契約に付加されているファミリー保障特約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、ファミリー保障特約に準じて、この特約もファミリー保障特約とともに更新されます。
- ② 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 短期入院給付金の支払（第4条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第7条）
 - (3) 告知義務（第18条）
 - (4) 告知義務違反による解除（第19条）
 - (5) 特約を解除できない場合（第20条）

- ④ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。

第14条（特約の解約）

契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表1）を提出してください。

第15条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表1）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 主契約に付加されているファミリー保障特約の入院給付日額が減額されたときまたは入院給付日額を変更して更新されるときには、この特約の入院給付日額は、会社の定める方法によって減額されます。
- ③ この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第16条（短期入院給付金の受取人の変更）

この特約の短期入院給付金の受取人は主契約の被保険者とし、変更することはできません。ただし、第4条（短期入院給付金の支払）第⑨項に定める場合を除きます。

第17条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約に付加されているファミリー保障特約が消滅したとき
- (3) 妻型の場合で、次のいずれかの事由に該当したとき
 - (ア) 妻が戸籍上の異動によりこの特約の被保険者でなくなったとき
 - (イ) 妻が死亡したとき
 - (ウ) 妻が高度障害状態（主約款の別表2）になったことによりこの特約の被保険者でなくなったとき
 - (エ) この特約の短期入院給付金の給付日数が通算して60日に達したとき
 - (オ) 主契約に付加されているファミリー保障特約の災害入院給付金または疾病入院給付金および長期療養給付金の給付日数が通算して700日に達したとき

第18条（告知義務）

- ① 契約者、主契約の被保険者およびこの特約の被保険者は、この特約の締結または復活の際、支払事由および保険料払込免除の事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が主契約の被保険者およびこの特約の被保険者に関し書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じとします。）により告知を求めた事項について、その書面または電磁的方法によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。
- ② 第①項の規定は、次の各号のいずれかの特約の型の変更（以下「告知を要する型変更」といいます。）の際、会社が主契約の被保険者および新たにこの特約の被保険者となる妻または子に関し告知を求めた場合について準用します。
- (1) 妻型から妻子型への変更
 - (2) 妻型から子型への変更
 - (3) 子型から妻型への変更
 - (4) 子型から妻子型への変更

第19条（告知義務違反による解除）

- ① 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、次の各号のいずれかの事由が生じた後でも、第①項の規定によりこの特約を解除する

ことができます。

- (1) 短期入院給付金の支払事由
- (2) この特約の保険料払込免除の事由
- ③ 第②項の場合、会社は、短期入院給付金を支払わず、また、この特約の保険料の払込を免除しません。もし、すでに短期入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、この特約の保険料の払込を免除していたときは、払込を免除したこの特約の保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、短期入院給付金の支払事由またはこの特約の保険料払込免除の事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときには、会社は、その短期入院給付金を支払いまたはこの特約の保険料（会社がこの特約を解除する時までに払込期月に含まれる契約応当日の到来しているこの特約の保険料に限ります。）の払込を免除します。
- ⑤ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

第20条（特約を解除できない場合）

会社は、次の各号のいずれかの場合には、第19条（告知義務違反による解除）によるこの特約の解除を行うことができません。

- (1) この特約の締結、復活または告知を要する型変更の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
- (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下本号において「保険媒介者」といいます。）が、次の(ア)から(ウ)に定めるいずれかの行為をしたとき。ただし、次の(ア)から(ウ)に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したと認められる場合には、会社は、この特約を解除することができます。
 - (ア) 契約者、主契約の被保険者およびこの特約の被保険者が第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (イ) 契約者、主契約の被保険者およびこの特約の被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき
 - (ウ) 契約者、主契約の被保険者およびこの特約の被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知にあたって、事実でないことを告知することを勧めたとき
- (3) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (4) 責任開始の日（復活または告知を要する型変更が行われたときは、最終の復活または告知を要する型変更の際の責任開始の日。以下本号において同じとします。）からその日を含めて2年を超えてこの特約が継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始の日からその日を含めて2年以内に次のいずれかの事由が生じたときには、会社は、この特約を解除することができます。
 - (ア) 短期入院給付金の支払事由
 - (イ) この特約の保険料払込免除の事由

第21条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - (1) 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、この特約の短期入院給付金（保険料払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の短期入院給付金または保険料払込免除の請求に関し、主契約の被保険者（保険料

- 払込免除の場合は契約者)の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
- (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ) 契約者が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、主契約の被保険者もしくはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約(共済契約を含みます。)が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第(1)号から第(4)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、次の各号のいずれかの事由が生じた後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
- (1) 短期入院給付金の支払事由
- (2) この特約の保険料払込免除の事由
- ③ 第②項の場合、会社は、第①項第(1)号から第(5)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払込免除の事由について短期入院給付金を支払わず、また、この特約の保険料の払込を免除しません。もし、すでにその短期入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、この特約の保険料の払込を免除していたときは、払込を免除したこの特約の保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

第22条 (特約の払いもどし金)

- ① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 妻型または妻子型の場合で、この特約とあわせて主契約に付加されているファミリー保障特約について妻の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が子型に変更されまたは消滅したとき (第3条) (第17条)	保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の責任準備金額	契 約
(2) 妻型または妻子型の場合で、主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第17条)		者

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(3) 妻型または妻子型の場合で、主契約について被保険者が死亡し、保険金が支払われることによりこの特約が消滅したとき (第17条)	保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の責任準備金額	主 保 契 險 約 金 の 受 取 人
(4) 契約者からの申出により、妻型または妻子型から子型に変更されたとき (第3条)	保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の解約返戻金額	契 者
(5) 妻子型の場合で、妻についてこの特約の給付日数またはこの特約とあわせて主契約に付加されているファミリー保障特約の給付日数が通算限度に達したことにより、子型に変更されたとき (第3条)		
(6) 妻が戸籍上の異動によってこの特約の被保険者でなくなったことにより、妻子型から子型に変更されたとき (第3条)		
(7) 妻型または妻子型の場合で、主契約が失効し、この特約が失効したとき (第11条)		
(8) 妻型または妻子型の場合で、この特約が解約されたとき (第14条)		
(9) 妻型または妻子型の場合で、この特約の入院給付日額が減額されたとき (第15条)		
(10) 妻型または妻子型の場合で、主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第17条)		
(11) 妻型の場合で、妻が戸籍上の異動によってこの特約の被保険者でなくなったことにより、この特約が消滅したとき (第17条)		
(12) 妻型の場合で、この特約の給付日数が通算限度に達したことにより、この特約が消滅したとき (第17条)		

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(13) 妻型の場合で、主契約に付加されているファミリー保障特約の入院給付金の給付日数が通算限度に達したことにより、この特約が消滅したとき (第17条)	保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の解約返戻金額	契 約 者
(14) 妻型または妻子型の場合で、この特約とあわせて主契約に付加されているファミリー保障特約が消滅し、この特約が消滅したとき (第17条)		
(15) 妻型または妻子型の場合で、この特約が解除されたとき (第19条) (第21条)		
第(1)号の場合、妻の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

- ② 子型の場合には、この特約の払いもどし金はありません。
- ③ 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表1）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第23条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第24条（管轄裁判所）

この特約における短期入院給付金または保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条（主約款およびファミリー保障特約の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款およびファミリー保障特約の規定を準用します。

第26条（この特約が付加された主契約に終身保障移行特約または年金払移行特約を付加する場合の特則）

- ① この特約が付加された主契約に終身保障移行特約が付加されることにより主契約が終身保障に移行した場合は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間の満了日前に移行日が到来するときには、この特約は、移行日の前日に消滅するものとします。
 - (2) 第(1)号の場合、この特約の責任準備金を終身保障移行後契約の特約保険金額の計算に算入します。
 - (3) この特約の被保険者の入院中に第(1)号の規定によりこの特約が消滅した場合には、移行日の前日を含む継続入院に限り、この特約の有効中の入院とみなして短期入院給付金の支払（第4条）の規定を適用します。
- ② この特約が付加された主契約に年金払移行特約が付加されることにより主契約が年金払に移行した場合は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間の満了日前に年金開始日が到来するときには、この特約は、年金開始日の前日に消滅するものとします。

- (2) 第1号の場合、この特約の解約返戻金を年金払移行後契約の基本年金額の計算に算入します。
- (3) この特約の被保険者の入院中に第1号の規定によりこの特約が消滅した場合には、年金開始日の前日を含む継続入院に限り、この特約の有効中の入院とみなして短期入院給付金の支払(第4条)の規定を適用します。

(2023年10月改定)

別表 1

請求書類

項目	必要書類
1 短期入院給付金 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (7) 主契約の被保険者(契約者が短期入院給付金の受取人のときは契約者)の印鑑証明書 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
2 特約の解約 (第14条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
3 入院給付日額の減額 (第15条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
4 特約の払いもどし金 (第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。	

ファミリー短期入院特約の解約返戻金額例表(妻型・妻子型)
 (入院給付日額1,000円につき：単位円)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の妻の年齢			
		20歳	30歳	40歳	50歳
5年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	0
	4	0	0	0	0
	5	0	0	0	0
10年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	0
	4	0	0	0	0
	5	0	0	0	0
	7	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	0
	4	0	0	0	0
	5	0	0	0	110
	7	0	0	0	410
	10	50	0	140	700
20年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	30
	4	0	0	0	320
	5	0	0	0	590
	7	0	0	40	1,090
	10	70	10	410	1,690
	15	40	20	420	1,570
25年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	350
	4	0	0	0	740
	5	0	0	0	1,130
	7	0	0	360	1,860
	10	90	100	870	2,820
	15	60	150	1,150	3,350
	20	30	180	1,010	2,500
30年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	150
	3	0	0	0	650
	4	0	0	100	1,140
	5	0	0	330	1,630
	7	0	0	840	2,580
	10	110	270	1,580	3,870
	15	90	420	2,250	4,990
	20	70	560	2,540	4,830
	25	50	500	2,010	3,130
30	0	0	0	0	

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

ファミリー通院給付特約目次

この特約の目的

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 特約の型、被保険者の範囲等

第2条 特約の型、被保険者の範囲等

第3条 特約の型の変更

3. この特約の給付および請求手続

第4条 通院給付金の支払

第5条 この特約の給付限度

第6条 通院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

第7条 特約保険料の払込免除

4. この特約の取扱

第8条 特約の締結および責任開始時

第9条 特約の保険期間および保険料払込期間

第10条 特約保険料の払込

第11条 特約の失効

第12条 特約の復活

第13条 特約の更新

第14条 特約の解約

第15条 通院給付日額の減額

第16条 通院給付金の受取人の変更

第17条 特約の消滅

第18条 告知義務

第19条 告知義務違反による解除

第20条 特約を解除できない場合

第21条 重大事由による解除

第22条 特約の払いもどし金

第23条 特約の契約者配当金

第24条 管轄裁判所

第25条 主約款およびファミリー保障特約の規定の準用

第26条 この特約が付加された主契約に終身保障移行特約または年金払移行特約を付加する場合の特則

別表1 通院

別表2 請求書類

ファミリー通院給付特約

(この特約の目的)

この特約は、主契約にファミリー保障特約とあわせて付加することにより、主契約の被保険者の妻または未成年の子の通院給付を行うことを目的とするものです。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義						
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。						
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。						
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。						
(4) 責任開始時	特約の締結、復活または特約の型の変更にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活または特約の型の変更が行われた場合は、次の(ア)または(イ)に定める時とします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 復活が行われたとき</td> <td>最終の復活の際の責任開始時</td> </tr> <tr> <td>(イ) 特約の型の変更が行われたとき</td> <td>新たに被保険者となった妻もしくは子に対する部分についてはその変更の際の責任開始時</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	(ア) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時	(イ) 特約の型の変更が行われたとき	新たに被保険者となった妻もしくは子に対する部分についてはその変更の際の責任開始時
	項目	内容					
	(ア) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時					
(イ) 特約の型の変更が行われたとき	新たに被保険者となった妻もしくは子に対する部分についてはその変更の際の責任開始時						
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。						

2. 特約の型、被保険者の範囲等

第2条 (特約の型、被保険者の範囲等)

- ① この特約の型および被保険者は、この特約とともに主契約に付加されているファミリー保障特約の型および被保険者と同一とします。
- ② この特約の被保険者の範囲および被保険者資格の得喪については、ファミリー保障特約の規定を準用します。

第3条 (特約の型の変更)

- ① この特約とあわせて主契約に付加されているファミリー保障特約の型が変更された場合には、この特約の型は、ファミリー保障特約の型の変更時から変更されたものとします。
- ② この特約の型が変更されたことにより新たにこの特約の被保険者となる妻または子に対する部分については、会社は、ファミリー保障特約の型の変更時からこの特約上の責任を負います。
- ③ この特約の型が変更されたことによりこの特約の被保険者でなくなる妻または子に対する部分は、ファミリー保障特約の型の変更時に消滅するものとします。
- ④ 第2条 (特約の型、被保険者の範囲等) 第①項の規定にかかわらず、妻子型の場合で、次の各号の事由に該当したときは、その時にこの特約の型は子型に変更されたものとします。
 - (1) この特約の通院給付金の妻についての給付日数が通算して 700日に達したとき
 - (2) ファミリー保障特約の災害入院給付金または疾病入院給付金および長期療養給付金の妻についての給付日数が通算して 700日に達したとき
- ⑤ この特約の型が変更されたときには、会社は、将来に向かって保険料を変更します。

3. この特約の給付および請求手続

第4条（通院給付金の支払）

① 会社は、この特約の通院給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (通院給付金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (通院給付金を支払わない場合)
通院給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす通院*（往診を含みます。以下同じとします。）をしたとき</p> <p>(ア) 次の(a)および(b)をともに満たす入院* の退院日の翌日以後120日以内の期間（以下「通院期間」といいます。）の通院であること</p> <p>(a) この特約の責任開始時以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院</p> <p>(i) 疾病*</p> <p>(ii) 不慮の事故* による傷害</p> <p>(iii) 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(b) 主契約に付加されているファミリー保障特約の災害入院給付金または疾病入院給付金（以下「入院給付金」といいます。）の支払われる入院</p> <p>(イ) 前(ア)の入院の直接の原因となった傷害または疾病の治療を目的とする通院であること</p> <p>(ウ) 病院または診療所* への通院であること</p>	<p>入院1回につき、</p> <p>（通院給付日額*）</p> <p>×</p> <p>（通院日数）</p>	主契約の被保険者	<p>次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) その被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 主契約の被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(エ) その被保険者の薬物依存</p> <p>(オ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

* 通院 別表1に定める通院をいいます。

* 入院 ファミリー保障特約の別表1に定める入院をいいます。

* 疾病 異常分娩を含みます。異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」によるものとします。

分娩（O80～O84）中の

- ・ 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩（O81）
- ・ 帝王切開による単胎分娩（O82）
- ・ その他の介助単胎分娩（O83）
- ・ 多胎分娩<全児自然分娩（O84.0）は除く>（O84）

* 不慮の事故 主約款の別表1に定める事故をいいます。

- * **病院または診療所** ファミリー保障特約の別表2に定める病院または診療所をいいます。ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。
- * **通院給付日額** 通院期間中に通院給付日額の減額があったときは、各日現在の通院給付日額をいいます。

- ② 同一の被保険者が同一の日に第①項に規定する通院を2回以上したときには、会社は、1回の通院とみなして、第①項の規定を適用してこの特約の通院給付金を支払い、通院給付金は重複して支払いません。この場合、支払わないこととなる通院については、通院日数に含めません。
- ③ 同一の被保険者が入院給付金（ファミリー短期入院特約が付加されている場合は、ファミリー短期入院特約の短期入院給付金を含みます。）の支払対象となる日に通院したときには、会社は、通院の原因がその入院の原因と同一であると否とにかかわらず、通院給付金を支払いません。
- ④ 同一の被保険者が同一の事由により第①項(ア)に規定する入院を2回以上した場合、ファミリー保障特約の規定により1回の入院とみなされる入院については、会社は、その最後の入院の退院日（1回の入院の入院給付金の支払限度を超える場合には、その超える日を含んだ入院の退院日を最後の入院の退院日とします。）を第①項に定める退院日として取り扱います。
- ⑤ 第④項の場合、最初の入院の退院日後、最後の入院の入院日までの間に、その入院と同一の事由で通院したときは、その通院については、第①項(ア)に規定する通院とみなします。
- ⑥ 同一の被保険者が、第①項(ア)に規定する入院中に異なる傷害または疾病の治療を開始したときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
 - (2) それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めた場合に限り、その異なる傷害または疾病による入院と同一の事由による通院については、本条の規定を適用します。
- ⑦ 通院期間中に次の各号のいずれかの事由が発生した場合には、その通院期間中の通院に限り、この特約の有効中の通院とみなして本条の規定を適用します。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の被保険者について保険金の支払事由が発生したことによりこの特約が消滅したとき
 - (3) 妻子型または子型の場合で、子の通院期間中に、その子が満20歳になった日の直後に到来する主契約の年単位の契約応当日をむかえたことによりこの特約の被保険者でなくなったとき
 - (4) 妻子型または妻型の場合で、妻の通院期間中に、その妻が高度障害状態（主約款の別表2）になったことによりこの特約の被保険者でなくなったとき
 - (5) 妻子型または子型の場合で、子の通院期間中に、その子が高度障害状態（主約款の別表2）になったことによりこの特約の被保険者でなくなったとき
- ⑧ 次の各号のいずれかの入院の退院後の通院期間中の通院についても、この特約の有効中の通院とみなして本条の規定を適用します。
 - (1) ファミリー保障特約の規定により、その継続入院が有効中の入院とみなされる入院
 - (2) 妻子型の場合で、妻についてファミリー保障特約の入院給付金が給付限度に達したことにより、この特約が子型に変更された場合における入院
 - (3) 妻型の場合で、妻についてファミリー保障特約の入院給付金が給付限度に達したことにより、この特約が消滅した場合における入院
- ⑨ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって支払事由に該当した場合でも、その事由によって通院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、その程度に応じ、通院給付金を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑩ 被保険者が、この特約の責任開始時前に生じた疾病、不慮の事故による傷害または不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その疾病またはその傷害をこの特約の責任開始時以後に生じたものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結、復活または特約の型の変更の際、会社が告知等により知っていたその疾病

またはその傷害に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその疾病またはその傷害に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

- (2) その疾病またはその傷害について、被保険者がこの特約の責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その疾病またはその傷害による症状について、契約者または被保険者がこの特約の責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合
- ⑩ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金の受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の通院給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第5条（この特約の給付限度）

- ① 1回の入院（ファミリー保障特約の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。）のその通院についての給付日数（通院給付金が支払われる日数をいいます。以下同じとします。）は、30日をもって限度とします。
- ② 第①項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合において、第4条（通院給付金の支払）第⑥項の規定により通院給付金が支払われるときには、それぞれの事由による通院についての給付日数は、30日をもって限度とします。
 - (1) ファミリー保障特約の災害入院給付金が支払われる入院中に、異なる傷害の治療を開始したとき
 - (2) ファミリー保障特約の災害入院給付金と疾病入院給付金の支払事由が重複して生じたとき
- ③ この特約による通院給付金の支払は、各被保険者について、その給付日数を通算して700日をもって限度とします。この場合、特約の型の変更が行われたときは、変更前に支払われた給付日数を含むものとします。

第6条（通院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 主契約の被保険者（契約者が通院給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の通院給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、通院給付金を請求してください。
- ② 通院給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第7条（特約保険料の払込免除）

この特約とあわせて主契約に付加されたファミリー保障特約の保険料の払込が免除されたときには、会社は、ファミリー保障特約の特約保険料の払込免除の規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

4. この特約の取扱

第8条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、ファミリー保障特約とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② この特約の締結の際の責任開始時は、主契約の締結の際の責任開始時と同一とします。ただし、この特約の締結後にこの特約の被保険者となった子については、被保険者となった時から責任を負います。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第9条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約に付加されているファミリー保障特約と同一とします。

第10条（特約保険料の払込）

この特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、契約者は、この特約の保険料を、特約の保険料払込期間中、主約款の規定により払い込んでください。

第11条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約およびファミリー保障特約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第13条（特約の更新）

- ① 主契約に付加されているファミリー保障特約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、ファミリー保障特約に準じて、この特約もファミリー保障特約とともに更新されます。
- ② 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 通院給付金の支払（第4条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第7条）
 - (3) 告知義務（第18条）
 - (4) 告知義務違反による解除（第19条）
 - (5) 特約を解除できない場合（第20条）
- ④ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。

第14条（特約の解約）

契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表2）を提出してください。

第15条（通院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、将来に向かって、この特約の通院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の通院給付日額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 主契約に付加されているファミリー保障特約の入院給付日額が減額されたときまたは入院給付日額を変更して更新されるときには、この特約の通院給付日額は、会社の定める方法によって減額されます。
- ③ この特約の通院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第16条（通院給付金の受取人の変更）

この特約の通院給付金の受取人は主契約の被保険者とし、変更することはできません。ただし、第4条（通院給付金の支払）第①項に定める場合を除きます。

第17条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約に付加されているファミリー保障特約が消滅したとき
- (3) 妻型の場合で、次のいずれかの事由に該当したとき
 - (ア) 妻が戸籍上の異動によりこの特約の被保険者でなくなったとき
 - (イ) 妻が死亡したとき
 - (ウ) 妻が高度障害状態（主約款の別表2）になったことによりこの特約の被保険者でなくなったとき
 - (エ) この特約の通院給付金の給付日数が通算して700日に達したとき

(ウ) 主契約に付加されているファミリー保障特約の災害入院給付金または疾病入院給付金および長期療養給付金の給付日数が通算して700日に達したとき

第18条（告知義務）

- ① 契約者、主契約の被保険者およびこの特約の被保険者は、この特約の締結または復活の際、支払事由および保険料払込免除の事由の発生に関する重要な事項のうち会社が主契約の被保険者およびこの特約の被保険者に関し書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じとします。）により告知を求めた事項について、その書面または電磁的方法によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。
- ② 第①項の規定は、次の各号のいずれかの特約の型の変更（以下「告知を要する型変更」といいます。）の際、会社が主契約の被保険者および新たにこの特約の被保険者となる妻または子に関し告知を求めた場合について準用します。
 - (1) 妻型から妻子型への変更
 - (2) 妻型から子型への変更
 - (3) 子型から妻型への変更
 - (4) 子型から妻子型への変更

第19条（告知義務違反による解除）

- ① 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、次の各号のいずれかの事由が生じた後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
 - (1) 通院給付金の支払事由
 - (2) この特約の保険料払込免除の事由
- ③ 第②項の場合、会社は、通院給付金を支払わず、また、この特約の保険料の払込を免除しません。もし、すでに通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、この特約の保険料の払込を免除していたときは、払込を免除したこの特約の保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、通院給付金の支払事由またはこの特約の保険料払込免除の事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときには、会社は、その通院給付金を支払いまたはこの特約の保険料（会社がこの特約を解除する時までには払込期月に含まれる契約応当日の到来しているこの特約の保険料に限り、）の払込を免除します。
- ⑤ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

第20条（特約を解除できない場合）

会社は、次の各号のいずれかの場合には、第19条（告知義務違反による解除）によるこの特約の解除を行うことができません。

- (1) この特約の締結、復活または告知を要する型変更の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
- (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下本号において「保険媒介者」といいます。）が、次の(ア)から(ウ)に定めるいずれかの行為をしたとき。ただし、次の(ア)から(ウ)に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したと認められる場合には、会社は、この特約を解除することができます。

す。

- (ア) 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (イ) 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき
 - (ウ) 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知にあたって、事実でないことを告知することを勧めたとき
- (3) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (4) 責任開始の日（復活または告知を要する型変更が行われたときは、最終の復活または告知を要する型変更の際の責任開始の日。以下本号において同じとします。）からその日を含めて2年を超えてこの特約が継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始の日からその日を含めて2年以内に次のいずれかの事由が生じたときには、会社は、この特約を解除することができます。
- (ア) 通院給付金の支払事由
 - (イ) この特約の保険料払込免除の事由

第21条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- (1) 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、この特約の通院給付金（保険料払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の通院給付金または保険料払込免除の請求に関し、主契約の被保険者（保険料払込免除の場合は契約者）の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 契約者が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、主契約の被保険者もしくはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第(1)号から第(4)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、次の各号のいずれかの事由が生じた後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
- (1) 通院給付金の支払事由
 - (2) この特約の保険料払込免除の事由
- ③ 第②項の場合、会社は、第①項第(1)号から第(5)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払込免除の事由について通院給付金を支払わず、また、この特約の保険料の払込を免除しません。もし、すでにその通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、

この特約の保険料の払込を免除していたときは、払込を免除したこの特約の保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ④ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

第22条（特約の払いもどし金）

- ① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 妻型または妻子型の場合で、この特約とあわせて主契約に付加されているファミリー保障特約について妻の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が子型に変更されまたは消滅したとき (第3条) (第17条)	保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の責任準備金額	契約者
(2) 妻型または妻子型の場合で、主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第17条)		
(3) 妻型または妻子型の場合で、主契約について被保険者が死亡し、保険金が支払われることによりこの特約が消滅したとき (第17条)		主 保 契 險 約 金 の 受 取 人
(4) 契約者からの申出により、妻型または妻子型から子型に変更されたとき (第3条)	保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の解約返戻金額	契 約 者
(5) 妻子型の場合で、妻についてこの特約の給付日数またはこの特約とあわせて主契約に付加されているファミリー保障特約の給付日数が通算限度に達したことにより、子型に変更されたとき (第3条)		
(6) 妻が戸籍上の異動によってこの特約の被保険者でなくなったことにより、妻子型から子型に変更されたとき (第3条)		
(7) 妻型または妻子型の場合で、主契約が失効し、この特約が失効したとき (第11条)		
(8) 妻型または妻子型の場合で、この特約が解約されたとき (第14条)		

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(9) 妻型または妻子型の場合で、この特約の通院給付日額が減額されたとき (第15条)	保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の解約返戻金額	契 約 者
(10) 妻型または妻子型の場合で、主契約が解約、解除または保険料の払込がないこと等により消滅し、この特約が消滅したとき (第17条)		
(11) 妻型の場合で、妻が戸籍上の異動によってこの特約の被保険者でなくなったことにより、この特約が消滅したとき (第17条)		
(12) 妻型の場合で、この特約の給付日数が通算限度に達したことにより、この特約が消滅したとき (第17条)		
(13) 妻型の場合で、主契約に付加されているファミリー保障特約の入院給付金の給付日数が通算限度に達したことにより、この特約が消滅したとき (第17条)		
(14) 妻型または妻子型の場合で、この特約とあわせて主契約に付加されているファミリー保障特約が消滅し、この特約が消滅したとき (第17条)		
(15) 妻型または妻子型の場合で、この特約が解除されたとき (第19条) (第21条)		
第1号の場合、妻の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

- ② 子型の場合には、この特約の払いもどし金はありません。
- ③ 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表2）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第23条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第24条（管轄裁判所）

この特約における給付金または保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条（主約款およびファミリー保障特約の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款およびファミリー保障特約の規定を準用します。

第26条（この特約が付加された主契約に終身保障移行特約または年金払移行特約を付加する場合の特則）

- ① この特約が付加された主契約に終身保障移行特約が付加されることにより主契約が終身保障に移行した場合は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間の満了日前に移行日が到来するときには、この特約は、移行日の前日に消滅するものとします。
 - (2) 第(1)号の場合、この特約の責任準備金を終身保障移行後契約の特約保険金額の計算に算入します。
 - (3) 通院期間中に第(1)号の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、その通院期間中の通院に限り、この特約の有効中の通院とみなして通院給付金の支払（第4条）の規定を適用します。
- ② この特約が付加された主契約に年金払移行特約が付加されることにより主契約が年金払に移行した場合は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間の満了日前に年金開始日が到来するときには、この特約は、年金開始日の前日に消滅するものとします。
 - (2) 第(1)号の場合、この特約の解約返戻金を年金払移行後契約の基本年金額の計算に算入します。
 - (3) 通院期間中に第(1)号の規定によりこの特約が消滅した場合には、その通院期間中の通院に限り、この特約の有効中の通院とみなして通院給付金の支払（第4条）の規定を適用します。

（2023年10月改定）

別表 1

通 院

「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。）が必要であるため、病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

備 考

1. 治療を目的とする通院

美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は、「治療を目的とする通院」に該当しません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号 304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

別表 2

請求書類

項目		必要書類
1	通院給付金 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (4) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (5) 主契約の被保険者（契約者が通院給付金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	特約の解約 (第14条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
3	通院給付日額の減額 (第15条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
4	特約の払いもどし金 (第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

ファミリー通院給付特約の解約返戻金額例表(妻型・妻子型)
 (通院給付日額1,000円につき：単位円)

保険種類	経過年数(年)	更新時・特約締結時の妻の年齢			
		20歳	30歳	40歳	50歳
5年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	0
	4	0	0	0	0
	5	0	0	0	0
10年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	0
	4	0	0	0	0
	5	0	0	0	0
	7	0	0	0	0
	10	0	0	0	0
15年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	0
	4	0	0	0	490
	5	0	0	0	1,290
	7	0	0	120	2,740
	10	190	740	940	4,090
15	0	0	0	0	
20年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	1,120
	4	0	0	0	2,460
	5	0	0	0	3,770
	7	0	450	980	6,280
	10	620	1,550	2,190	9,280
	15	670	1,260	1,960	8,150
20	0	0	0	0	
25年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	840
	3	0	0	0	2,760
	4	0	0	490	4,670
	5	0	0	1,290	6,550
	7	0	1,020	2,820	10,230
	10	1,150	2,370	4,870	15,070
	15	1,500	2,540	6,150	17,250
20	1,150	1,780	5,840	12,830	
25	0	0	0	0	
30年満期	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	1,930
	3	0	0	690	4,390
	4	0	0	1,900	6,870
	5	0	480	3,070	9,320
	7	330	1,720	5,340	14,180
	10	1,780	3,400	8,560	20,860
	15	2,470	4,150	11,920	26,350
	20	2,500	4,010	13,880	25,670
	25	1,750	2,900	10,540	17,270
30	0	0	0	0	

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

リビング・ニーズ特約

(この特約の目的)

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、本特約による保険金として支払うことを目的とするものです。

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条 (特約の締結および責任開始時)

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条 (本特約による保険金の支払)

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主契約に付加されている次の各号に掲げる特約（以下「定期保険特約等」といいます。）の特約保険金額（逓増定期保険特約については、本特約による保険金の支払事由の発生日における特約保険金額、以下同じとします。）の合計額（以下「指定対象保険金額」といいます。）の範囲内で、かつ、会社所定の金額の範囲内で本特約による保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）を本特約による保険金として、本特約による保険金受取人に支払います。ただし、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとします。

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 定期保険特約 | (7) 終身保険特約 |
| (2) 介護保障定期保険特約 | (8) 介護保障終身保険特約 |
| (3) 特定疾病保障定期保険特約 | (9) 特定疾病保障終身保険特約 |
| (4) 疾病障害保障定期保険特約 | (10) 疾病障害保障終身保険特約 |
| (5) 逓増定期保険特約 | (11) 総合障害終身保険特約 |
| (6) 総合障害定期保険特約 | |

- ② 第①項の場合、本特約による保険金の支払事由の発生日において、定期保険特約等の保険期間満了時（各特約条項の規定により、特約が更新されるときを除きます。）までの期間が1年以内

であるときは、その特約の特約保険金額を指定対象保険金額に算入しません。

- ③ 本特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第③項の規定にかかわらず、本特約による保険金受取人は契約者（契約者が被保険者を本特約による保険金受取人に指定したときは被保険者）とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 主契約が終身保障に移行された場合、終身保障移行後契約の特約保険金額を指定対象保険金額とします。
- ⑥ 指定対象保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、定期保険特約等および終身保障移行後契約は消滅するものとします。
- ⑦ 指定対象保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われたときには、定期保険特約等および終身保障移行後契約は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、 $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{指定対象保険金額}}$ の割合を乗じた金額の減額がなされたものとします。
- ⑧ 第⑦項の規定により減額される場合で、定期保険特約等および終身保障移行後契約の特約保険金額等が会社の定める範囲外となるときは、会社の定める方法により減額します。
- ⑨ 第⑦項および第⑧項の場合、会社は、払いもどし金を支払いません。
- ⑩ 本特約による保険金の支払がなされる前に定期保険特約等および終身保障移行後契約の特約条項に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けた場合には、会社は、本特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本特約による保険金を支払いません。
- ⑪ 本特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、定期保険特約等および終身保障移行後契約の特約条項に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額分については、これを支払いません。
- ⑫ 本特約による保険金の支払がなされる前に次の各号に掲げる保険金の請求を受けた場合は、第①項の規定にかかわらず、その特約の特約保険金額は、指定対象保険金額に算入しません。
 - (1) 介護保障定期保険特約または介護保障終身保険特約に定める介護保険金
 - (2) 特定疾病保障定期保険特約または特定疾病保障終身保険特約に定める特定疾病保険金
 - (3) 疾病障害保障定期保険特約または疾病障害保障終身保険特約に定める疾病障害保険金
 - (4) 総合障害定期保険特約または総合障害終身保険特約に定める障害保険金
- ⑬ 本特約による保険金が支払われた場合は、その後、次の各号に掲げる保険金の請求を受けても、第⑦項の規定により減額された介護保障定期保険特約もしくは介護保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは特定疾病保障終身保険特約、疾病障害保障定期保険特約もしくは疾病障害保障終身保険特約または総合障害定期保険特約もしくは総合障害終身保険特約の特約保険金額部分については、これを支払いません。
 - (1) 介護保障定期保険特約または介護保障終身保険特約に定める介護保険金
 - (2) 特定疾病保障定期保険特約または特定疾病保障終身保険特約に定める特定疾病保険金
 - (3) 疾病障害保障定期保険特約または疾病障害保障終身保険特約に定める疾病障害保険金
 - (4) 総合障害定期保険特約または総合障害終身保険特約に定める障害保険金

第4条（本特約による保険金を支払わない場合）

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条（本特約による保険金の支払）第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、本特約による保険金を支払いません。

- (1) 契約者の故意
- (2) 被保険者の故意または自殺行為
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、本特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条（本特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 本特約による保険金受取人は、本特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 本特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。

第9条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 第3条（本特約による保険金の支払）の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第10条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第11条（告知義務違反による解除）

- ① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。
- ② 定期保険特約等および終身保障移行後契約の特約条項に定めるほか、会社は、被保険者が本特約による保険金の支払事由に該当した後でも、定期保険特約等および終身保障移行後契約を解除することができます。この場合、定期保険特約等および終身保障移行後契約の特約条項の契約を解除できない場合の規定を準用します。
- ③ 第②項の場合、会社は、指定保険金額のうち解除した定期保険特約等および終身保障移行後契約にかかる部分について本特約による保険金を支払いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、本特約の保険金の支払事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、本特約による保険金の受取人または被保険者が証明したときには、会社は、本特約の保険金を支払います。

第12条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条（契約者配当金）

会社は、主契約が終身保障に移行された後、本特約による保険金が支払われる場合の指定保険金額に対する部分についての契約者配当金を、終身保障移行特約の特約条項を準用して支払います。

第14条（管轄裁判所）

本特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第16条（主契約に災害割増特約等が付加されている場合の取扱）

主契約に次の各号に掲げる特約（以下「災害割増特約等」といいます。）が付加されている場合で、本特約による保険金が支払われることにより定期保険特約等の特約保険金額が減額されたときには、災害割増特約等は減額されないものとします。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 災害割増特約 | (9) 成人病入院特約（終身型） |
| (2) 傷害特約 | (10) ガン入院特約 |
| (3) 特定損傷特約 | (11) 新ガン入院特約 |
| (4) 災害入院特約 | (12) 新ガン入院特約（終身型） |
| (5) 災害入院特約（終身型） | (13) 女性疾病入院特約 |
| (6) 疾病入院特約 | (14) 新女性疾病入院特約 |
| (7) 疾病入院特約（終身型） | (15) 新女性疾病入院特約（終身型） |
| (8) 成人病入院特約 | |

第17条（定期保険特約等に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

定期保険特約等に条件付保険特約が付加されている場合、会社は、条件付保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（本特約による保険金の支払）第①項の規定にかかわらず、指定保険金額のうち条件付保険特約が付加されている定期保険特約等にかかる部分について本特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。
- (2) 第(1)号の場合、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第(1)号の規定により計算される金額に対する利息および指定保険金額に対する保険料相当額を差し引くものとします。

第18条（契約日が平成22年3月2日以後の主契約に付加する場合の特則）

契約日が平成22年3月2日以後の主契約にこの特約を付加する場合、主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（本特約による保険金の支払）第⑥項および同条第⑦項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 指定対象保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に定期保険特約等および終身保障移行後契約が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 指定対象保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に定期保険特約等および終身保障移行後契約の保険金額が減額されたものとして、主約款の規定を準用します。

(2023年10月改定)

別表

請求書類

項	目	必要書類
1	本特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 本特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) 本特約による保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

リビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）

（この特約の目的）

この特約は、ファミリー保障特約の被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、ファミリー保障特約の死亡保険金について、将来の支払にかえ、本特約による保険金として支払うことを目的とするものです。

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、ファミリー保障特約の締結の際または締結後、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。ただし、リビング・ニーズ特約がこの特約と同時に付加され、または既に付加されていることを必要とします。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) ファミリー保障特約の締結の際にこの特約を付加したとき	ファミリー保障特約の責任が開始した時
(2) ファミリー保障特約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条（本特約による保険金の支払）

- ① 会社は、ファミリー保障特約の被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、本特約による保険金の支払事由の発生日（ファミリー保障特約の被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）におけるその被保険者の死亡保険金額を本特約による保険金として、本特約による保険金受取人に支払います。ただし、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間のその被保険者の死亡保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとします。
- ② 第①項の場合、保険料の自動貸付または契約者に対する貸付が行われているときには、会社は、その貸付元利金を支払うべき金額から差し引くものとします。
- ③ 本特約による保険金が支払われた場合は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 妻について本特約による保険金が支払われた場合

項目	内容
(a) ファミリー保障特約が妻子型の場合	妻は、本特約による保険金の支払事由の発生日に、ファミリー保障特約の被保険者としての資格を喪失し、ファミリー保障特約は子型へ変更されたものとします。
(b) ファミリー保障特約が妻型の場合	妻は、本特約による保険金の支払事由の発生日に、ファミリー保障特約の被保険者としての資格を喪失し、ファミリー保障特約は消滅します。

- (2) 子について本特約による保険金が支払われた場合
 - (a) その子については、本特約による保険金の支払事由の発生時以後、ファミリー保障特約の被保険者としての資格を喪失します。
 - (b) 本特約による保険金の支払事由の発生時以後のファミリー保障特約の保険料は、会社の定める方法により計算します。
- ④ ファミリー保障特約の被保険者の入院中に次の各号の事由が発生した場合には、会社は、その事由の発生時を含む継続入院に限りファミリー保障特約の有効中の入院とみなして取り扱います。
 - (1) ファミリー保障特約が妻型または妻子型の場合、妻の入院中に、その妻について本特約による保険金が支払われたことにより、ファミリー保障特約の被保険者でなくなったとき
 - (2) ファミリー保障特約が妻子型または子型の場合、子の入院中に、その子について本特約による保険金が支払われたことにより、ファミリー保障特約の被保険者でなくなったとき
- ⑤ 本特約による保険金の支払がなされる前に、その被保険者について、ファミリー保障特約に定める保険金の請求を受けた場合には、会社は、本特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本特約による保険金を支払いません。
- ⑥ 会社は、ファミリー保障特約に定める保険金の請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後、その被保険者について、本特約による保険金を支払いません。
- ⑦ 本特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、その被保険者について、ファミリー保障特約に定める保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑧ 本特約による保険金受取人は主契約の被保険者とし、変更することはできません。
- ⑨ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金、高度障害保険金および満期保険金の受取人（満期保険金および死亡保険金については、一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第⑧項の規定にかかわらず、本特約による保険金受取人は契約者（契約者が主契約の被保険者を本特約による保険金受取人に指定したときは主契約の被保険者）とし、それ以外の者に変更することはできません。

第4条（本特約による保険金を支払わない場合）

ファミリー保障特約の被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条（本特約による保険金の支払）第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、本特約による保険金を支払いません。

- (1) 契約者の故意
- (2) その被保険者の故意または自殺行為
- (3) 主契約の被保険者の故意
- (4) その被保険者の犯罪行為
- (5) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、本特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条（本特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 主契約の被保険者は、本特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 次の各号の場合は、本特約による保険金の請求はできません。
 - (1) ファミリー保障特約が妻子型または子型の場合、その子について、本特約による保険金の支払事由の発生日が、満2歳6か月に達した直後の年単位の契約応当日前であるとき
 - (2) ファミリー保障特約が妻子型または子型の場合、その子について、本特約による保険金の支払事由の発生日が、満19歳に達した直後の年単位の契約応当日以後であるとき
 - (3) 本特約による保険金の支払事由の発生日において、ファミリー保障特約の保険期間満了時（特約条項の規定により、特約が更新されるときを除きます。）までの期間が1年以内であるとき
- ③ 本特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条 (特約保険料の払込)

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条 (特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、ファミリー保障特約について復活を承諾したときに限り、この特約の復活の取扱をします。

第8条 (特約の解約)

契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類(別表)を提出してください。

第9条 (特約の復旧)

- ① 主契約の復旧請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、ファミリー保障特約について復旧を承諾したときに限り、この特約の復旧の取扱をします。

第10条 (特約の消滅)

ファミリー保障特約またはリビング・ニーズ特約が消滅した場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。ただし、主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ特約による保険金が支払われたことによりリビング・ニーズ特約が消滅した場合には、この限りではありません。

第11条 (払いもどし金)

この特約に対する払いもどし金はありません。

第12条 (告知義務違反による解除)

- ① この特約とともに主契約に付加されているファミリー保障特約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。
- ② 会社は、ファミリー保障特約の被保険者が本特約による保険金の支払事由に該当した後でも、第①項の規定によりファミリー保障特約を解除することができます。
- ③ 第①項および第②項の場合、ファミリー保障特約の告知義務違反による解除の規定および特約を解除できない場合の規定を準用します。

第13条 (重大事由による解除)

この特約の重大事由による解除については、ファミリー保障特約の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条 (契約者配当金)

会社は、本特約による保険金が支払われる場合の契約者配当金を、ファミリー保障特約の特約条項を準用して支払います。

第15条 (管轄裁判所)

本特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第16条 (主約款およびファミリー保障特約の規定の準用)

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款およびファミリー保障特約の規定を準用します。

第17条（主契約にファミリー通院給付特約が付加されている場合の取扱）

主契約にファミリー通院給付特約が付加されている場合、会社は、ファミリー通院給付特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) ファミリー通院給付特約が妻子型または妻型の場合で、妻の通院期間中に、その妻について、本特約による保険金が支払われたことにより、ファミリー通院給付特約の被保険者でなくなったときには、その通院期間中の通院に限り、ファミリー通院給付特約の有効中の通院とみなします。
- (2) ファミリー通院給付特約が妻子型または子型の場合で、子の通院期間中に、その子について、本特約による保険金が支払われたことにより、ファミリー通院給付特約の被保険者でなくなったときには、その通院期間中の通院に限り、ファミリー通院給付特約の有効中の通院とみなします。
- (3) 第3条（本特約による保険金の支払）第④項の規定により、その継続入院が有効中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院についても、ファミリー通院給付特約の有効中の通院とみなします。

第18条（契約日が平成22年3月2日以後の主契約に付加する場合の特則）

契約日が平成22年3月2日以後の主契約にこの特約を付加する場合、主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（本特約による保険金の支払）第③項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) 妻について本特約による保険金が支払われた場合

項目	内容
(a) ファミリー保障特約が妻子型の場合	妻は、本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に、ファミリー保障特約の被保険者としての資格を喪失し、ファミリー保障特約は子型へ変更されたものとして、主約款の規定を準用します。
(b) ファミリー保障特約が妻型の場合	妻は、本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に、ファミリー保障特約の被保険者としての資格を喪失し、ファミリー保障特約は消滅したものとして、主約款の規定を準用します。

- (2) 子について本特約による保険金が支払われた場合

項目	内容
(a) 本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過する日までの間にファミリー保障特約が解約された場合	ファミリー保障特約の解約の時期にかかわらず、本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日にファミリー保障特約が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(b) 本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過する日までの間にファミリー保障特約が妻型に変更された場合	ファミリー保障特約の妻型への変更の時期にかかわらず、本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日にファミリー保障特約の子に対する部分が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。

第19条（3年ごと利差配当付利率変動型積立保険に付加する場合の特則）

- ① 主契約にファミリー短期入院特約が付加されている場合で、ファミリー短期入院特約の被保険者の入院中に次の各号の事由が発生したときには、その事由の発生時を含む継続入院に限りファミリー短期入院特約の有効中の入院とみなして取り扱います。

- (1) ファミリー短期入院特約が妻型または妻子型の場合、妻の入院中に、その妻について本特約による保険金が支払われたことにより、ファミリー短期入院特約の被保険者でなくなったとき

- (2) ファミリー短期入院特約が妻子型または子型の場合、子の入院中に、その子について本特約による保険金が支払われたことにより、ファミリー短期入院特約の被保険者でなくなったとき
- ② 主契約に新女性疾病入院特約（妻型）または女性疾病短期入院特約（妻型）が付加されている場合で、妻の入院中に、その妻について本特約による保険金が支払われたことにより、新女性疾病入院特約（妻型）または女性疾病短期入院特約（妻型）の被保険者でなくなったときには、その事由の発生時を含む継続入院に限り新女性疾病入院特約（妻型）または女性疾病短期入院特約（妻型）の有効中の入院とみなして取り扱います。

(2023年10月改定)

別表

請求書類

項 目	必 要 書 類
1 本特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) その被保険者の戸籍抄本 (4) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (5) 主契約の被保険者（契約者が本特約による保険金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2 特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。	

終身保障移行特約

(この特約の目的)

この特約は、既に締結されている3年ごと利差配当付利率変動型積立保険契約について、その積立金等をもとにして終身保障への移行を行うことを目的とする特約です。

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	既に締結されている3年ごと利差配当付利率変動型積立保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいいます。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 終身保障移行後契約	主契約が終身保障に移行した後の契約のことをいいます。
(7) 保険金	死亡保険金または高度障害保険金のことをいいます。
(8) 保険金の受取人	死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人のことをいいます。

第2条 (特約の締結および責任開始時)

- ① この特約は、契約者から、被保険者の同意を得たうえで、主契約を終身保障へ移行する旨の申出があり、会社がこれを承諾した場合に、主契約に付加して締結します。
- ② 第①項の場合、主契約の契約日からその日を含めて5年経過後に到来する年単位の契約応当日のうち会社が定める範囲内で契約者が指定した日を終身保障への移行日（以下「移行日」といいます。）とし、その日の開始した時からこの特約上の責任を負います。この場合、移行日における特約条項を適用します。
- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、第3条（特約保険金額の計算）に定めるところにより計算した特約保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、この特約は締結されなかったものとして取り扱います。
- ④ 終身保障移行後契約については、移行日以後、主約款の規定にかかわらず、この特約に規定するとおり取り扱います。ただし、この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。
- ⑤ 主約款の規定にかかわらず、移行日の前日をもって主契約の保険料の払込は終了するものとします。また、移行日以後は、任意積立保険料の払込はできません。
- ⑥ 主約款の規定にかかわらず、会社は、移行日以後は災害死亡保険金を支払いません。
- ⑦ 主契約について保険料の払込が終了しているときには、この特約を付加することはできません。
- ⑧ 第①項の申出は、移行日の2週間前までに行うことを必要とします。
- ⑨ この特約が締結されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。
- ⑩ 終身保障への移行の際、会社は、次の各号に定める事項を記載した終身保障証書を契約者に交付します。
 - (1) 会社名
 - (2) 被保険者の氏名
 - (3) 契約者の氏名または名称

- (4) 死亡保険金受取人の氏名または名称
- (5) 移行日
- (6) 特約保険金額
- (7) 終身保障証書を作成した年月日

第3条（特約保険金額の計算）

- ① 特約保険金額は、次の各号の金額の合計額（未払込保険料がある場合にはその未払込保険料を差し引いた後の金額をいいます。）を基準に計算します。ただし、あらかじめ契約者から申出があった場合は、その一部の金額を除いて計算します。
 - (1) 積立金
 - (2) 会社に積み立てられた契約者配当金および移行日に支払われる契約者配当金
- ② 第①項の特約保険金額の計算は、移行日において、その日における会社の定める率によって行います。

第4条（保険金の支払）

- ① 会社は、この特約の死亡保険金および高度障害保険金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡保険金、 高度障害保険金を 支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (死亡保険金、高度障害保険金を 支払わない場合)
(1) 死亡 保険 金	被保険者が移行日以後 に死亡したとき	特 約 保 険 金 額	死* 亡 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) この特約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ウ) 死亡保険金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱
(2) 高度 障害 保 険 金	被保険者がこの特約 の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として高度障害状態* になったとき		高* 度 障 害 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行為 (ウ) 高度障害保険金受取人の故意 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 戦争その他の変乱

- * 死亡保険金受取人 第④項に定める受取人をいいます。
- * 高度障害状態 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。
- * 高度障害保険金受取人 第⑤項に定める受取人をいいます。

- ② 第①項の高度障害保険金の支払事由には、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。

- ③ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項第(2)号の規定を適用します。
- (1) この特約の締結の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかつた場合を除きます。
- (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ 死亡保険金受取人は、移行前の主契約の死亡保険金受取人としてします。
- ⑤ 高度障害保険金受取人は、被保険者としてします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれに定める者としてします。

項目	高度障害保険金受取人
(1) 契約者が、契約者または死亡保険金受取人を高度障害保険金受取人に指定したとき	その指定された者
(2) 契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のとき	契約者（契約者が被保険者を高度障害保険金受取人に指定したときは、被保険者）

- ⑥ 高度障害保険金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、高度障害保険金を支払わず、死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- ⑦ 移行前の主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡保険金の受取割合は、移行前の主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ⑧ この特約の死亡保険金について、死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第15条（払いもどし金）第①項第(1)号の規定により契約者に支払います。
- ⑨ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態になった場合でも、その事由によって死亡または高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、その程度に応じ、この特約の保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑩ この特約の高度障害保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）には、終身保障移行後契約は、被保険者が高度障害状態になった時にさかのぼって消滅します。

第5条（保険金支払方法の選択）

- ① 契約者は、必要書類（別表1）を提出して、この特約の保険金の一時支払に代えてすえ置き支払を選択することができます。ただし、保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人がその支払方法を選択することができます。
- ② すえ置き支払する金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第①項の支払方法の選択を取り扱いません。

第6条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときには、高度障害保険金の請求時において被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている死亡保険金受取人が、必要書類（別表1）およびそ

の事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者のために被保険者に代わって高度障害保険金を請求することができます。

- ③ 第②項の規定により、会社が高度障害保険金を代理人に支払ったときには、会社は、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第7条（解約）

契約者は、いつでも将来に向かって、終身保障移行後契約を解約することができます。この場合、必要書類（別表1）を提出してください。

第8条（特約保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表1）を提出して、将来に向かって、この特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の特約保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第9条（詐欺による取消）

契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺によってこの特約が締結されたときには、会社は、終身保障移行後契約を取り消すことができます。この場合、特約保険金額の計算に用いた金額は払いもどしません。

第10条（不法取得目的による無効）

契約者が、保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの特約が締結されたときには、終身保障移行後契約は無効とし、会社は、特約保険金額の計算に用いた金額を払いもどしません。

第11条（告知義務）

- ① 契約者および被保険者は、この特約の締結の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関し書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じとします。）により告知を求めた事項について、その書面または電磁的方法によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、次の各号の条件をすべて満たす場合には、この特約の締結の際、被保険者に関する告知を必要としません。
 - (1) 特約保険金額が会社の定める金額（以下「無告知限度額」といいます。）以下であること
 - (2) 主契約の加入時に付加された特約に条件付保険特約が付加されていないこと。ただし、保険金削減支払法のみが適用されている場合で、移行日の前日において削減期間経過後であるときは、条件付保険特約が付加されていないものとして取り扱います。

第12条（告知義務違反による解除）

- ① 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かって終身保障移行後契約（第11条（告知義務）第②項第(2)号の条件を満たす場合で、この特約の特約保険金額が無告知限度額を超えるときは、その超える部分とします。以下本条および第13条（終身保障移行後契約を解除できない場合）において同じとします。）を解除することができます。
- ② 会社は、次の各号のいずれかに該当した後でも、第①項の規定により終身保障移行後契約を解除することができます。
 - (1) 被保険者が死亡したとき
 - (2) 被保険者が高度障害状態（主約款の別表2）になったとき
- ③ 第②項の場合、会社は、保険金を支払いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、保険金の支払事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、保険金の受取人または被保険者が証明したときには、会社は、その保険金を支払い

ます。

- ⑤ 会社は、本条による終身保障移行後契約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、保険金の受取人または被保険者に通知します。

第13条（終身保障移行後契約を解除できない場合）

会社は、次の各号のいずれかの場合には、第12条（告知義務違反による解除）による終身保障移行後契約の解除を行うことができません。

- (1) この特約の締結の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
- (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下本号において「保険媒介者」といいます。）が、次の(ア)から(ウ)に定めるいずれかの行為をしたとき。ただし、次の(ア)から(ウ)に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したと認められる場合には、会社は、終身保障移行後契約を解除することができます。
 - (ア) 契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (イ) 契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき
 - (ウ) 契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知にあたって、事実でないことを告知することを勧めたとき
- (3) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (4) 移行日からその日を含めて2年を超えて終身保障移行後契約が継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、移行日からその日を含めて2年以内に被保険者が高度障害状態（主約款の別表2）になったときには、会社は、終身保障移行後契約を解除することができます。

第14条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かって終身保障移行後契約を解除することができます。
 - (1) 契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 契約者、被保険者または高度障害保険金受取人が、終身保障移行後契約の高度障害保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) 終身保障移行後契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 契約者、被保険者または保険金の受取人が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 契約者または保険金の受取人が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、終身保障移行後契約を継続することを期待しえない第1)号から第4)号に定める事由と同等の事由が

ある場合

- ② 会社は、次の各号のいずれかに該当した後でも、第①項の規定により終身保障移行後契約を解除することができます。
- (1) 被保険者が死亡したとき
 - (2) 被保険者が高度障害状態（主約款の別表2）になったとき
- ③ 第②項の場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
- (1) 第①項第(1)号から第(5)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由について保険金を支払いません。もし、すでにその保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (2) 第①項第(4)号のみに該当した場合で、第①項第(4)号(ア)から(オ)に該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、第(1)号の規定にかかわらず、第①項第(4)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由についてその保険金の受取人が受け取るべき金額を支払わず、その金額を除いた残額を他の保険金の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の解約返戻金を第15条（払いもどし金）第①項第(4)号の規定により契約者に支払います。もし、すでにその保険金の受取人に保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 会社は、本条による終身保障移行後契約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、保険金の受取人または被保険者に通知します。

第15条（払いもどし金）

- ① 終身保障移行後契約に対する払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、終身保障移行後契約が消滅したとき (第4条)	特約の経過した年月数によって計算した終身保障移行後契約の責任準備金額	契 約 者
(2) 終身保障移行後契約が解約されたとき (第7条)	特約の経過した年月数によって計算した終身保障移行後契約の解約返戻金額	
(3) 特約保険金額が減額されたとき (第8条)		
(4) 終身保障移行後契約が解除されたとき (第12条) (第14条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、終身保障移行後契約の責任準備金を払いもどしません。		

- ② 第①項の規定にかかわらず、移行日以後会社所定の期間中の解約返戻金額は、特約の経過した年月数によって計算した終身保障移行後契約の解約返戻金額から会社の定める方法により計算した金額を差し引いた金額とします。
- ③ 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表1）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。
- ④ 終身保障移行後契約が消滅（一部の消滅を含みます。）した後の期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。

第16条（保険金の受取人の死亡）

- ① 保険金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
- ② 第①項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときには、第①項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受

取人を保険金の受取人とします。

- ③ 第①項および第②項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第17条（会社への通知による保険金の受取人の変更）

- ① 契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人については、契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかへの変更に限ります。
- ② 第①項の通知をするときには、契約者は、必要書類（別表1）を提出してください。
- ③ 第①項の通知が会社に着く前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときには、その支払後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第18条（遺言による保険金の受取人の変更）

- ① 第17条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人については、契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかへの変更に限ります。
- ② 第①項の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 第①項および第②項による保険金の受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の法定相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 第③項の通知をするときには、契約者の法定相続人は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第19条（契約者配当金の割当）

- ① 会社は、毎事業年度末に、会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、会社の定める方法によって計算した利差配当を、次の終身保障移行後契約に対して契約者配当金として割り当てます。この場合の割り当てる金額については、第②号は主約款の規定を準用し、第③号は第②号(i)に準じて取り扱います。
- (1) 次の事業年度において、移行日の3年ごと応当日（以下本条において「3年ごと応当日」といいます。）が到来する終身保障移行後契約
- (2) 次の事業年度において消滅する次の終身保障移行後契約
- (ア) 保険金の支払により消滅する次の(a)または(b)の終身保障移行後契約
- (a) 移行日後の最初の3年ごと応当日が到来していない終身保障移行後契約で、移行日からその日を含めて1年を経過した後に消滅する終身保障移行後契約
- (b) 直前の3年ごと応当日からその日を含めて1年を経過した後に消滅する終身保障移行後契約
- (イ) 保険金の支払以外の事由により消滅する次の(a)または(b)の終身保障移行後契約
- (a) 移行日後の最初の3年ごと応当日が到来していない終身保障移行後契約で、移行日からその日を含めて1年を経過した後に消滅する終身保障移行後契約
- (b) 直前の3年ごと応当日からその日を含めて1年を経過した後に消滅する終身保障移行後契約
- (3) 次の事業年度において、特約保険金額の減額が行われる次の(ア)または(イ)の終身保障移行後契約
- (ア) 移行日後の最初の3年ごと応当日が到来していない終身保障移行後契約で、移行日からその日を含めて1年を経過した後に減額が行われる終身保障移行後契約
- (イ) 直前の3年ごと応当日からその日を含めて1年を経過した後に減額が行われる終身保障移行後契約
- ② 第①項のほか、会社は、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす終身保障移行後契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

第20条（契約者配当金の支払）

- ① 会社は、第19条（契約者配当金の割当）第①項により割り当てた契約者配当金を、次の各号に

定めるとおり支払います。

- (1) 第19条（契約者配当金の割当）第①項第(1)号の終身保障移行後契約に割り当てた契約者配当金は、次に定めるとおり支払います。
 - (ア) 割当を行った次の事業年度の年単位の契約応当日から会社の定める利率の複利で計算した利息を付けて積み立てます。
 - (イ) 会社は、本号により契約者配当金を積み立てたときは、その旨を契約者に通知します。
 - (ウ) 本号により積み立てた契約者配当金は、契約者から請求があったときまたは終身保障移行後契約が消滅したときに契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に支払います。
 - (エ) 契約者は、本号により積み立てた契約者配当金を請求するときは、必要書類（別表1）を提出してください。
 - (オ) 会社は、契約者配当金を、前(エ)の必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。
 - (2) 第19条（契約者配当金の割当）第①項第(2)号の終身保障移行後契約に割り当てた契約者配当金は、契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは保険金とともに保険金の受取人に支払います。
 - (3) 第19条（契約者配当金の割当）第①項第(3)号の終身保障移行後契約に割り当てた契約者配当金は、契約者に支払います。
- ② 会社は、第19条（契約者配当金の割当）第②項の規定によって割り当てた契約者配当金を、会社の定める方法によって支払います。

(2023年10月改定)

別表 1

請 求 書 類

項	目	必 要 書 類
1	死亡保険金 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 終身保障証書
2	高度障害保険金 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (6) 終身保障証書
3	保険金支払方法の選択 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 終身保障証書
4	高度障害保険金の代理請求 (第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 代理人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 終身保障証書
5	解 約 (第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 終身保障証書
6	特約保険金額の減額 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 終身保障証書
7	払いもどし金 (第15条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 終身保障証書
8	会社への通知による 保険金の受取人の変更 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 終身保障証書

項 目		必 要 書 類
9	遺言による 保険金の受取人の変更 (第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認を受けたことを証する書類 (4) 法定相続人であることを証する書類 (5) 法定相続人の印鑑証明書 (6) 終身保障証書
10	契約者配当金 (第20条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 終身保障証書
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

終身保障移行後契約の解約返戻金額例表
(特約保険金額1万円につき：単位円)

現在年齢 (歳)	男性	女性
50	9,534	9,461
51	9,547	9,473
52	9,559	9,486
53	9,572	9,498
54	9,584	9,511
55	9,596	9,524
56	9,609	9,536
57	9,621	9,549
58	9,633	9,561
59	9,645	9,574
60	9,657	9,586
61	9,669	9,599
62	9,681	9,611
63	9,693	9,624
64	9,705	9,636
65	9,716	9,649
66	9,728	9,661
67	9,739	9,674
68	9,751	9,686
69	9,762	9,699
70	9,773	9,711
71	9,784	9,723
72	9,795	9,735

現在年齢 (歳)	男性	女性
73	9,806	9,747
74	9,816	9,759
75	9,826	9,771
76	9,837	9,783
77	9,846	9,794
78	9,856	9,805
79	9,865	9,816
80	9,874	9,827
81	9,882	9,838
82	9,890	9,848
83	9,898	9,858
84	9,905	9,867
85	9,912	9,877
86	9,919	9,885
87	9,925	9,894
88	9,930	9,901
89	9,936	9,909
90	9,941	9,916
91	9,946	9,923
92	9,950	9,929
93	9,954	9,935
94	9,958	9,941
95	9,962	9,946

(注) 現在年齢とは、契約時の年齢に契約の経過した年数を加えたものをいい、満年齢とは異なる場合があります。

年金払移行特約

(この特約の目的)

この特約は、既に締結されている終身保険契約の全部または一部について、将来の死亡保険金、高度障害保険金等の支払に代えて、次の年金を支払うことによって、年金受取人の生活の安定を図ることを目的とする特約です。

名称	給付の内容
(1) 保証期間付終身年金	会社は、被保険者が年金支払日に生存している間終身にわたり、毎年、年金を支払います。また、保証期間中に被保険者が死亡したときは、保証期間中の年金のうち、まだ年金支払日が到来していない年金の現価を支払います。
(2) 確定年金	会社は、被保険者が年金支払期間中年金支払日に生存している限り、毎年、年金を支払います。また、年金支払期間中に被保険者が死亡したときは、年金支払期間中の年金のうち、まだ年金支払日が到来していない年金の現価を支払います。

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	既に締結されている主たる終身保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 年金払移行部分	主契約のうち年金払に移行した部分のことをいいます。

第2条 (特約の締結)

- ① この特約は、契約者から、被保険者の同意を得たうえで、主契約の全部または一部の将来の死亡保険金、高度障害保険金等の支払に代えて年金の支払への移行の旨の申出があった場合に、主契約に付加して締結します。
- ② 第①項の場合、主契約の保険料払込期間満了後に到来する年単位の契約応当日のうち会社が定める範囲内で契約者が指定した日を年金開始日とし、その日以後この特約の効力は生じるものとします。この場合、年金開始日における特約条項を適用します。
- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、第3条（基本年金額の計算）に定める方法により計算した基本年金額が会社の定める金額未満のときまたは年金開始日の前日において主契約が払済保険に変更されているときには、この特約は締結されなかったものとして取り扱います。
- ④ 年金払移行部分については、年金開始日以後、主約款の規定にかかわらず、この特約に定めるとおりとします。ただし、この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。
- ⑤ 主契約が払済保険に変更されている場合には、この特約を付加することはできません。
- ⑥ 第①項の申出は、年金開始日の2週間前までに行うことを必要とします。
- ⑦ この特約が締結されたときには、会社は、保険証券に表示し、新たな保険証券は交付しません。

第3条 (基本年金額の計算)

- ① 基本年金額は、次の各号の金額の合計額（未払込保険料がある場合または保険料の自動貸付もしくは契約者に対する貸付が行われている場合にはその未払込保険料または貸付金の元利合計額を差し引いた後の金額をいいます。）を基準に計算します。ただし、あらかじめ契約者から申出があった場合は、第(5)号の金額以外の金額の合計額について、その一部の金額を除いて計算します。

- (1) 責任準備金（介護保障移行部分の責任準備金を除きます。）
 - (2) 会社に積み立てられた契約者配当金および年金開始日に支払われる契約者配当金
 - (3) 前納された保険料の残額
 - (4) 増加生存保険金（すえ置かれた増加生存保険金を含みます。）
 - (5) 増加生存保険の払いもどし金
 - (6) 契約者により任意に払い込まれる金額
- ② 第①項の基本年金額の計算は、年金開始日において、その日における会社の定める率によって行います。

第4条（年金支払日）

- ① 第1回の年金支払日は、年金開始日とします。
- ② 第2回以後の年金支払日は、年金開始日の毎年の応当日とします。

第5条（年金受取人）

- ① 年金受取人は、契約者としてします。ただし、この特約の締結の際、契約者が被保険者または死亡保険金受取人のいずれかを年金受取人に指定したときは、その者としてします。
- ② 年金受取人は、年金開始日に、年金払移行部分にかかわる契約者の権利および義務のすべてを承継します。
- ③ 年金受取人は、年金開始日後において主契約が年金払移行部分のみとなった時に、年金払移行部分以外の部分にかかわる契約者の権利および義務のすべてを承継します。

第6条（年金の種類）

- ① 年金の種類は、次の各号のいずれかとし、この特約の締結の際、契約者の申出によって定めま
す。
 - (1) 保証期間付終身年金
 - (2) 確定年金
- ② 保証期間および年金支払期間は、会社の定める範囲で、この特約の締結の際、契約者の申出によって定めます。

第7条（年金の型）

年金の型は、次の各号のいずれかとし、この特約の締結の際、契約者の申出によって定めます。

年金の型	内容
(1) 定額型	毎年の年金額を基本年金額と同額とするもの
(2) 単利逓増型	第1回目の年金額を基本年金額とし、第2回目以後の年金額を前回の年金額に基本年金額の6%相当額を加算した額とするもの

第8条（年金の支払）

- ① 会社は、この特約による年金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由（年金を支払う場合）	支払金額	受取人
年 保 証 終 期 身 間 年 付 金	(ア) 被保険者が年金支払日に生存しているとき	年金額*	年金受取人
	被保険者が年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡したとき	会社の定める方法により計算した保証期間中の未払年金*の現価	
金 確 定 年 金	(イ) 被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金額*	
	被保険者が年金開始日以後年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡したとき	会社の定める方法により計算した年金支払期間中の未払年金*の現価	

- * 年 金 額 年金の型（第7条）の規定によって定められる毎年の年金支払日における年金額をいいます。
- * 未 払 年 金 保証期間中または年金支払期間中の年金のうち、年金支払日が到来していない年金をいいます。

- ② 年金は、毎年1回、年金支払日に支払います。
- ③ 契約者（年金開始日以後は、年金受取人）は、年金のすえ置き支払を選択することができます。
- ④ 第1回の年金を支払う際、会社は、次の各号に定める事項を記載した年金証書を年金受取人に交付します。
 - (1) 会社名
 - (2) 被保険者の氏名
 - (3) 年金受取人の氏名または名称
 - (4) 年金開始日
 - (5) 基本年金額
 - (6) 年金の種類
 - (7) 年金の型
 - (8) 保証期間または年金支払期間
 - (9) 年金の支払方法
 - (10) 年金証書を作成した年月日
 - (11) 配偶者特則を適用する場合は、その旨および配偶者の氏名
- ⑤ 被保険者が年金開始日以後保証期間中または年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡し、未払年金の現価を支払ったときは、その死亡時に年金払移行部分は消滅したものとします。また、年金の種類が保証期間付終身年金の場合で、かつ、保証期間経過後に被保険者が死亡したときは、その死亡時に年金払移行部分は消滅します。

第9条（年金の分割支払）

- ① この特約の締結の際に契約者から申出があったときには、会社は、年金額を会社所定の支払回数で等分して支払います。ただし、等分して支払う金額が会社の定める金額未満のときには、年金の分割支払を取り扱いません。
- ② 年金額を等分して支払うときには、会社は、会社の定める利率による利息を付けて支払います。
- ③ 年金払移行部分が消滅する場合で、かつ、その消滅する日を含む年度の年金に未支払分があるときには、会社は、これを一括して年金受取人に支払います。

第10条（年金の前払）

- ① 年金受取人は、年金開始日以後いつでも、会社の定める方法により計算した未払年金の現価の前払を請求することができます。
- ② 年金の前払が行われたときには、会社は、年金の種類に応じ、次の各号に定めるとおり取り扱います。

年金の種類	内容	
(1) 保証期間付終身年金	(ア) 保証期間経過後の毎年の年金支払日に被保険者が生存しているとき	年金を継続して支払います。
	(イ) 年金の前払が行われている期間中に被保険者が死亡したとき	被保険者の死亡時に年金払移行部分は消滅します。
(2) 確定年金	年金の前払が行われた時に年金払移行部分は消滅します。	

第11条（年金の継続支払）

年金受取人は、必要書類（別表1）を提出して、次の各号に定めるとおり、未払年金の現価の支払に代えて、年金の継続支払を請求することができます。

項目	内容
(1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合で、かつ、被保険者が死亡したことにより保証期間中の未払年金の現価が支払われることになるとき	会社は、残存保証期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、保証期間が満了した時に年金払移行部分は消滅します。 ただし、年金の前払（第10条）の請求があったときは、前払が行われた時に年金払移行部分は消滅します。
(2) 年金の種類が確定年金の場合で、かつ、被保険者が死亡したことにより年金支払期間中の未払年金の現価が支払われることになるとき	会社は、残存年金支払期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、年金支払期間が満了した時に年金払移行部分は消滅します。 ただし、年金の前払（第10条）の請求があったときは、前払が行われた時に年金払移行部分は消滅します。

第12条（年金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 年金受取人は、次の各号の場合には、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、年金を請求してください。
 - (1) 年金の支払事由が生じたとき
 - (2) 年金の分割支払（第9条）の場合で、分割した年金またはその未支払分を請求するとき
 - (3) 年金の前払（第10条）を請求するとき
- ② 年金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第13条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かって年金払移行部分を解除（一部の解除を含みます。以下、本条において同じとします。）することができます。
 - (1) この特約の年金の請求に関し、年金受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (2) 契約者、被保険者または年金受取人が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 契約者または年金受取人が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (3) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第(1)号および第(2)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、年金の支払事由に該当した後でも、第①項の規定により年金払移行部分を解除することができます。
- ③ 第②項の場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第①項第(1)号から第(3)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由について年金を支払い

ません。もし、すでにその年金を支払っていたときは、その返還を請求します。

(2) 第①項第2号のみに該当した場合で、第①項第2号(ア)から(オ)に該当したのが年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、第(1)号の規定にかかわらず、次の(ア)および(イ)に定めるとおり取り扱います。

(ア) 年金開始日以後に年金払移行部分を解除する場合、年金払移行部分のうち、第①項第2号(ア)から(オ)に該当した年金受取人の受取割合に応じて、その年金受取人が年金を受け取るべき部分を解除します。

(イ) 第①項第2号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由について、第①項第2号(ア)から(オ)に該当した年金受取人が受け取るべき金額を支払いません。もし、すでに第①項第2号(ア)から(オ)に該当した年金受取人に年金を支払っていたときは、その返還を請求します。

④ 会社は、本条による年金払移行部分の解除を、契約者（年金開始日以後は年金受取人。以下、本項において同じとします。）に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

第14条（解 約）

年金払移行部分を解約することはできません。

第15条（払いもどし金）

① 年金払移行部分に対する払いもどし金は、次の各号に定めるとおりとし、その他の事由による払いもどし金はありません。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 年金開始日前に生じた事由により、年金払移行部分が解除されたとき (第13条)	第3条（基本年金額の計算）第①項各号に定める金額の合計額	契約者（年金開始日以後は年金払移行部分を解除された年金受取人）
(2) 年金開始日以後に生じた事由により、年金払移行部分が解除されたとき (第13条)	会社の定める方法により計算した保証期間中または年金支払期間中の未払年金の現価相当額	
第(1)号および第(2)号の場合、払いもどし金額は、受取割合に応じて計算します。		

② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表1）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第16条（基本年金額の減額）

基本年金額を減額することはできません。

第17条（年金の支払方法の変更）

年金受取人は、年金の支払方法を変更することができます。この場合、必要書類（別表1）を提出してください。

第18条（年金受取人の死亡）

① 年金受取人が死亡したときは、その法定相続人を年金受取人とします。

② 第①項の規定により年金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときには、第①項の規定により年金受取人となった者のうち生存している他の年金受取人を年金受取人とします。

③ 年金受取人が他の年金受取人を故意に死亡させたときは年金受取人としての資格を失い、また、

年金受取人となるべき相続人が年金受取人、先順位の相続人または同順位の相続人を故意に死亡させたときは年金受取人となる資格を失います。

- ④ 第①項から第③項により年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第19条（会社への通知による年金受取人の変更）

- ① 年金受取人は、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は被保険者に限ります。
- ② 第①項の規定により年金受取人が変更されたときには、変更後の年金受取人は、変更前の年金受取人の権利および義務のすべてを承継します。
- ③ 第①項の通知をするときには、年金受取人は、必要書類（別表1）を提出してください。
- ④ 第①項の通知が会社に着く前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第20条（遺言による年金受取人の変更）

- ① 第19条（会社への通知による年金受取人の変更）に定めるほか、年金受取人は、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は被保険者に限ります。
- ② 第①項の規定により年金受取人が変更されたときには、変更後の年金受取人は、変更前の年金受取人の権利および義務のすべてを承継します。
- ③ 第①項による年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の法定相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 第③項の通知をするときには、年金受取人の法定相続人は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第21条（年金受取人に対する貸付）

年金払移行部分については、年金受取人に対する貸付を取り扱いません。

第22条（契約者配当金の割当）

- ① 会社は、毎事業年度末に、会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、会社の定める方法によって計算した契約者配当金を、その事業年度末に有効に継続している契約の年金払移行部分に対して割り当てます。
- ② 第①項のほか、会社は、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす契約の年金払移行部分に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

第23条（契約者配当金の支払）

- ① 会社は、第22条（契約者配当金の割当）第①項により割り当てた契約者配当金を、割当を行った次の事業年度の年金支払日に、この特約の締結の際に契約者の申出によって定めた次の各号に定めるいずれかの方法によって支払います。
- (1) 年金受取人から請求があるまで積み立てる方法
- (ア) 割当を行った次の事業年度の年金支払日から会社の定める利率の複利で計算した利息を付けて積み立てます。
- (イ) 会社は、本号により契約者配当金を積み立てたときには、その旨を年金受取人に通知します。
- (ウ) 本号により積み立てた契約者配当金は、年金受取人から請求があったときまたは年金払移行部分が消滅したときに年金受取人に支払います。
- (エ) 年金受取人は、本号により積み立てた契約者配当金を請求するときには、必要書類（別表1）を提出してください。
- (オ) 会社は、契約者配当金を、前(エ)の必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。
- (2) 増加年金保険の買増しにあてる方法
- (ア) 割当を行った次の事業年度の年金支払日に、会社の定める方法により一時払保険料に振り替えて、主たる年金（第8条（年金の支払）および第29条（年金の支払、年金の支払方法等

の特例)に規定する年金をいいます。以下同じとします。)の種類に応じ、第24条(契約者配当金による増加年金保険の取扱)に定める年金保険(以下「増加年金保険」といいます。)の買増しにあてます。

- (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、割当を行った次の事業年度の年金支払日に、次の事由に該当するときは、それぞれに定める方法によって支払います。

項目	内容
(a) 主たる年金について年金の継続支払(第11条)が行われているとき	第(1)号に定める方法によって支払います。
(b) 主たる年金について年金の前払(第10条)が行われているとき	第(1)号に定める方法によって支払います。この場合、積み立てた契約者配当金は、年金受取人から請求があったとき、年金払移行部分が消滅したときまたは保証期間経過後の最初の年金を支払うときに年金受取人に支払います。

- (ウ) 会社は、本号により契約者配当金を増加年金保険の買増しにあてたときには、その旨を年金受取人に通知します。

(3) 現金で支払う方法

割当を行った次の事業年度の年単位の契約応当日に、年金とともに年金受取人に支払います。ただし、年金の種類が保証期間付終身年金の場合で、年金の前払(第10条)が行われているときは、第(1)号に定める方法によって支払います。この場合、積み立てた契約者配当金は、年金受取人から請求があったとき、年金払移行部分が消滅したときまたは保証期間経過後の最初の年金を支払うときに、年金受取人に支払います。

- ② 会社は、第22条(契約者配当金の割当)第②項の規定によって割り当てた契約者配当金を、会社の定める方法によって支払います。

第24条(契約者配当金による増加年金保険の取扱)

- ① この契約の契約者配当金を一時払保険料とする増加年金保険は、次の各号に定めるとおり取扱います。

- (1) 増加年金保険の年金(以下「増加年金」といいます。)の種類は、次のとおりとします。

項目	内容	
(ア) 主たる年金が保証期間付終身年金の場合	(a) 保証期間中のとき	増加年金の種類は保証期間付終身年金とし、その保証期間は主たる年金の残存保証期間と同一とします。
	(b) 保証期間経過後のとき	増加年金の種類は終身年金とします。
(イ) 主たる年金が確定年金の場合	増加年金の種類は確定年金とし、その年金支払期間は主たる年金の残存年金支払期間と同一とします。	

- (2) 増加年金の型は、定額型とします。

- (3) 会社は、増加年金を、主たる年金とともに年金受取人に支払います。

- (4) 増加年金のみの年金の前払(第10条)の取扱はしません。

- ② 増加年金保険について、本条に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き、主たる年金に関する規定を準用します。

配偶者特則

第25条（配偶者特則の適用）

- ① 配偶者特則は、本条から第29条（年金の支払、年金の支払方法等の特例）までの規定で、被保険者またはその配偶者のいずれかが生存しているときに年金を支払うことを目的とするものです。配偶者特則に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き、第24条（契約者配当金による増加年金保険の取扱）までの規定を適用します。
- ② 配偶者特則は、この特約の締結の際、契約者の申出によって、適用するものとします。ただし、次の各号に定める条件のすべてを満たす場合に限りします。
 - (1) 年金の種類が保証期間付終身年金であるとき
 - (2) 年金の型が定額型であるとき
- ③ 配偶者特則が適用されたときには、会社は、年金証書に表示します。

第26条（配偶者）

配偶者特則において「配偶者」とは、配偶者特則の適用の際に被保険者と同一戸籍にその夫または妻として記載されている者をいいます。この場合、被保険者と配偶者の年齢の差は、会社の定める範囲内であることを必要とします。

第27条（配偶者特則の消滅）

- ① 配偶者特則の適用後、配偶者が戸籍上の異動により第26条（配偶者）に該当しなくなったとき（被保険者または配偶者の死亡によることを除きます。）は、その事由が生じた日に配偶者特則は消滅します。
- ② 年金受取人は、第①項の事由が生じたことを知ったときには、ただちに会社に通知してください。
- ③ 第①項の事由により、配偶者特則が年金開始日以後に消滅した場合には、会社の定める方法により、配偶者特則消滅後の年金額を改めます。

第28条（権利および義務の承継）

- ① 被保険者が配偶者より先に死亡したときは、次の各号に定めるとおりとします。

項目	内容
(1) 年金受取人が被保険者のとき	被保険者の死亡日以後、年金受取人は配偶者とします。 ただし、被保険者の死亡が配偶者の故意によるときには、配偶者は年金受取人になることができません。
(2) 年金受取人が契約者のとき（契約者が被保険者のときを除きます。）	(ア) 第19条（会社への通知による年金受取人の変更）の規定にかかわらず、年金受取人は、会社に対する通知により、年金受取人を配偶者に変更することができます。 (イ) 第20条（遺言による年金受取人の変更）の規定にかかわらず、年金受取人は、法律上有効な遺言により、年金受取人を配偶者に変更することができます。

- ② 第①項の規定により、年金受取人が配偶者に変更された場合、配偶者は、年金払移行部分にかかわる年金受取人の権利および義務のすべてを承継します。
- ③ 第①項第(2)号(ア)の通知をするときには、年金受取人は、必要書類（別表1）を提出してください。
- ④ 第①項第(2)号(ア)の通知が会社に着く前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときには、その支払後に配偶者から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 第①項第(2)号(イ)による年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の法定相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

- ⑥ 第⑤項の通知をするときには、年金受取人の法定相続人は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- ⑦ 被保険者および配偶者が死亡し、かつ、その死亡した時の先後が明らかでないときは、配偶者が先に死亡したものとみなして取り扱います。
- ⑧ 年金受取人または配偶者は、被保険者が死亡したことを知ったときには、ただちに会社に通知してください。

第29条（年金の支払、年金の支払方法等の特例）

- ① 第8条（年金の支払）第①項の規定にかかわらず、会社は、配偶者特則を適用した年金払移行部分について、次に定めるとおり年金を支払います。

名称	支 払 事 由 (年金を支払う場合)		支払金額	受取人
年 金	保 証 夫 期 婦 間 終 付 身 年 金	被保険者または配偶者のいずれかが年金支払日に生存しているとき	年 金 額	年 金 受 取 人
		被保険者および配偶者のいずれもが年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡したとき	会社の定める方法により計算した保証期間中の未払年金の現価	

- ② 第8条（年金の支払）第⑤項の規定にかかわらず、第①項に規定する支払事由に該当し、未払年金の現価を支払ったときは、支払事由に該当した時に年金払移行部分は消滅したものとします。また、保証期間中の最後の年金支払日以後において、被保険者および配偶者のいずれもが死亡したときは、その時に消滅します。
- ③ 第①項にかかわらず、年金受取人が被保険者で、かつ、被保険者の死亡が配偶者の故意によるときには、会社は、年金を支払いません。この場合、被保険者が死亡した時に年金払移行部分は消滅したものとし、保証期間中の未払年金があるときは、その現価を配偶者以外の年金受取人に支払います。
- ④ 第10条（年金の前払）第②項第1号の規定にかかわらず、年金の前払が行われた場合には、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保証期間経過後の毎年の年金支払日に被保険者または配偶者のいずれかが生存しているとき	年金を継続して支払います。
(2) 年金の前払が行われている期間中に被保険者および配偶者のいずれもが死亡したとき	被保険者および配偶者のいずれもが死亡した時に年金払移行部分は消滅します。

- ⑤ 第11条（年金の継続支払）に定めるほか、被保険者および配偶者のいずれもが死亡したことにより保証期間中の未払年金の現価が支払われることになるときには、年金受取人は、その支払に代えて、年金の継続支払を請求することができます。この場合、会社は、残存保証期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、保証期間が満了した時に年金払移行部分は消滅します。ただし、年金の前払（第10条）の請求があったときは、前払が行われた時に年金払移行部分は消滅します。
- ⑥ 契約者配当金の支払方法が増加年金保険の買増しにあてる方法によるときは、買増しされる増加年金保険についても、配偶者特則が適用されるものとします。

第30条（3年ごと利差配当付利率変動型積立保険に付加する場合の特例）

- ① この特約を3年ごと利差配当付利率変動型積立保険に付加する場合には、第3条（基本年金額の計算）第①項の規定にかかわらず、次の各号の金額の合計額（未払込保険料がある場合にはその未払込保険料を差し引いた後の金額をいいます。）を基準に基本年金額を計算します。ただし、あらかじめ契約者から申出があった場合は、その一部の金額を除いて計算します。

- (1) 解約返戻金
 - (2) 会社に積み立てられた契約者配当金および年金開始日に支払われる契約者配当金
- ② 主契約の一部の年金払への移行は取り扱いません。
- ③ 年金払に移行した場合の契約者配当金の割当および支払については、第22条（契約者配当金の割当）および第23条（契約者配当金の支払）の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 会社は、毎事業年度末に、会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、会社の定める方法によって計算した利差配当を、次の年金払移行後契約に対して契約者配当金として割り当てます。
 - (ア) 次の事業年度において、主約款に定める3年ごと応当日（以下本条において「3年ごと応当日」といいます。）が到来する年金払移行後契約（ただし、(イ)に該当する契約を除きます。）
 - (イ) 次の事業年度において、年金支払期間が満了する年金払移行後契約
 - (ウ) 次の事業年度において、被保険者（配偶者特則が適用されているときは、被保険者および配偶者とします。）が死亡することにより消滅する次の(a)または(b)の年金払移行後契約
 - (a) 年金開始日後の最初の3年ごと応当日が到来していない年金払移行後契約で、年金開始日からその日を含めて1年を経過した後に消滅する年金払移行後契約
 - (b) 直前の3年ごと応当日からその日を含めて1年を経過した後に消滅する年金払移行後契約
 - (エ) 次の事業年度において、年金の前払が行われることにより消滅する次の(a)または(b)の年金払移行後契約
 - (a) 年金開始日後の最初の3年ごと応当日が到来していない年金払移行後契約で、年金開始日からその日を含めて1年を経過した後に消滅する年金払移行後契約
 - (b) 直前の3年ごと応当日からその日を含めて1年を経過した後に消滅する年金払移行後契約
 - (2) 第1号のほか、会社は、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす年金払移行後契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。
 - (3) 会社は、第1号により割り当てた契約者配当金を、次のとおり支払います。
 - (ア) 第1号(ア)の年金払移行後契約に割り当てた契約者配当金は、次のとおり支払います。
 - (a) 割当を行った次の事業年度の年金支払日から会社の定める利率の複利で計算した利息を付けて積み立てます。
 - (b) 会社は、(a)により契約者配当金を積み立てたときには、その旨を年金受取人に通知します。
 - (c) (a)により積み立てた契約者配当金は、年金受取人から請求があったときまたは年金払移行後契約が消滅したときに年金受取人に支払います。
 - (d) 年金受取人は、(a)により積み立てた契約者配当金を請求するときには、必要書類（別表1）を提出してください。
 - (e) 年金の請求手続、支払の期限および支払の場所（第12条）の規定は、本(ア)の契約者配当金の支払の場合について準用します。
 - (イ) 第1号(イ)から(エ)までの年金払移行後契約に割り当てた契約者配当金は、年金受取人に支払います。
 - (4) 会社は、第2号の規定によって割り当てた契約者配当金を、会社の定める方法によって支払います。
- ④ 主約款の規定にかかわらず、移行日の前日をもって主契約の保険料の払込は終了するものとします。また、移行日以後は、任意積立保険料の払込はできません。
- ⑤ 移行日以後は、災害死亡保険金を支払いません。

⑥ 第①項から第⑤項のほか、特約条項中一部を次のとおりそれぞれ読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
主契約の保険料払込期間満了後	主契約の契約日から5年経過後
年金払移行部分	年金払移行後契約
終身保険契約	3年ごと利差配当付利率変動型積立保険契約

(2023年10月改定)

別表 1

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1 年 金 (第8条) (第29条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者または配偶者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券（第1回の年金の場合） (6) 年金証書（第2回以後の年金の場合）
2 年金の継続支払 (第11条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
3 払いもどし金 (第15条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（年金開始日以後は年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券
4 年金の支払方法の変更 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
5 会社への通知による年金受 取人の変更 (第19条) (第28条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
6 遺言による 年金受取人の変更 (第20条) (第28条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認を受けたことを証する書類 (4) 法定相続人であることを証する書類 (5) 法定相続人の印鑑証明書 (6) 年金証書
7 契約者配当金 (第23条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
(1) 会社は、第2回以後の年金の支払請求に関し、その請求書類に使用された印影を第1回の年金の支払請求の際に提出された印鑑証明書の印影に照し合わせて相違ないと認めて年金を支払った場合には、印章の盗用、偽造その他どのような事故があっても、一切その責を負いません。 (2) 年金受取人は、会社にあらかじめ提出した印鑑証明書の印章を失いまたは改印したときは、ただちに会社に通知し、あらためて印鑑証明書を提出してください。この場合、この印鑑証明書の印章について第(1)号の規定を準用します。 (3) 会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。	

保険料払込免除特約

(この特約の目的)

この特約は、主契約の被保険者が特定の疾病に罹患し所定の状態になったとき、疾病により所定の疾病障害状態になったときまたは傷害もしくは疾病により所定の要介護状態になったときに、その後の保険料の払込を免除することを目的とするものです。

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 被保険者	主契約の被保険者のことをいいます。
(5) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(6) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。

第2条（保険料の払込免除）

① この特約による保険料の払込免除は、次に定めるとおりです。

名称	保険料払込免除の事由	免除の範囲	保険料の払込を免除しない場合
保 險 料 の 払 込 免 除	<p>次の(ア)から(エ)までのいずれかの事由に該当したとき</p> <p>(ア) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に、悪性新生物* に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）</p> <p>(イ) 被保険者がこの特約の責任開始時以後の疾病を原因として、次のいずれかの状態に該当したとき</p> <p>(i) 急性心筋梗塞* を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態* が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(ii) 脳卒中* を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p>	<p>払込免除の事由に該当した時の直後に到来する払込期月以後の主契約に付加されている特約（保険料一時払の特約を除きます。以下同じとします。）の保険料</p>	<p>被保険者が次のいずれかによって保険料払込免除の事由に該当したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失</p> <p>(ウ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) 被保険者の薬物依存</p> <p>(オ) 戦争その他の変乱</p>

名称	保険料払込免除の事由	免除の範囲	保険料の払込を免除しない場合
保険料の払込免除	(ウ) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発病した疾病を直接の原因として、次のいずれかの状態に該当したとき (i) 疾病障害状態* のうち、別表2の(a)から(k)までのいずれかに該当し、その疾病障害状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき (ii) 疾病障害状態のうち、別表2の(1)から(p)までのいずれかに該当したとき (エ) 次のすべての条件を満たしたとき(医師によって診断確定されることを必要とします。) (i) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として要介護状態* に該当したこと (ii) 要介護状態に該当した日からその日を含めて、要介護状態が 180日継続したこと	払込免除の事由に該当した時の直後に到来する払込期月以後の主契約に付加されている特約(保険料一時払の特約を除きます。以下同じとします。)の保険料	被保険者が次のいずれかによって保険料払込免除の事由に該当したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 被保険者の薬物依存 (オ) 戦争その他の変乱

- * 悪性新生物 別表1に定める疾病をいいます。
- * 急性心筋梗塞 別表1に定める疾病をいいます。
- * 脳卒中 別表1に定める疾病をいいます。
- * 労働の制限を必要とする状態 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- * 疾病障害状態 別表2に定める身体障害の状態をいいます。
- * 要介護状態 別表3に定める状態をいいます。

- ② 第①項(ウ)の保険料払込免除の事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発病した疾病(責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない疾病に限ります。)を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって疾病障害状態になったときを含みます。
- ③ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を原因として責任開始時以後に第①項(イ)から(エ)のいずれかに定める状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けたことが

ない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時に認識または自覚していた場合を除きます。

- ④ 被保険者が戦争その他の変乱によって保険料払込免除の事由に該当した場合でも、それらの事由によって保険料払込免除の事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、保険料の払込を免除することがあります。

第3条（保険料払込免除の請求手続等）

- ① 契約者は、保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、保険料払込免除を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、この特約が付加された主契約に次の各号に掲げる特約が付加されている場合で、第2条（保険料の払込免除）の保険料払込免除の事由に該当し、かつ、特定疾病保険金、疾病障害保険金、介護保険金、障害保険金、介護生活保障年金または障害生活保障年金の請求があったときには、会社は、契約者から保険料払込免除の請求があったものとして取り扱います。
- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 特定疾病保障終身保険特約 | (7) 介護保障定期保険特約 |
| (2) 特定疾病保障定期保険特約 | (8) 総合障害終身保険特約 |
| (3) 新特定疾病保障定期保険特約 | (9) 総合障害定期保険特約 |
| (4) 疾病障害保障終身保険特約 | (10) 介護生活保障特約 |
| (5) 疾病障害保障定期保険特約 | (11) 総合障害生活保障特約 |
| (6) 介護保障終身保険特約 | |
- ③ 保険料の払込免除にあたっての期限、確認が必要な場合および確認事項については、主約款の保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所に関する規定を準用します。

第4条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、主契約の締結の際、被保険者の同意および会社の承諾を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 主契約の締結の際にこの特約を付加した場合で、会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、主契約の責任が開始した時からこの特約上の責任を負います。

第5条（保険料率）

- ① 主契約に付加されている特約には、この特約が付加された場合の保険料率を適用します。
- ② 主契約に付加されている特約において、更新限度年齢が変更されたときは、第①項の保険料率に変更される場合があります。

第6条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

契約者は、保険料払込免除の事由（主契約に付加されている特約の特約条項に定める保険料払込免除の事由を含みます。）発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表4）を提出してください。

第9条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約に付加されている特約の保険料払込期間が変更され、会社の定める範囲外となったとき

第10条（告知義務、告知義務違反による解除および特約を解除できない場合）

この特約の締結または復活にあたっての告知義務、告知義務違反による解除および特約を解除

できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第11条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第12条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第13条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第14条（管轄裁判所）

この特約における保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第16条（主契約に定期保険特約等または総合障害終身保険特約等が付加されている場合の特則）

- ① この特約が付加された主契約に次の(ア)から(キ)に掲げる特約（以下「定期保険特約等」といいます。）が付加されている場合で、保険料一時払以外の定期保険特約等と保険料一時払の同種の特約が同時に付加されているときには、次の各号に定めるとおり取り扱います。

(ア) 定期保険特約	(オ) 疾病障害保障定期保険特約
(イ) 遡増定期保険特約	(カ) 生活保障特約
(ウ) 介護保障定期保険特約	(キ) 介護生活保障特約
(エ) 特定疾病保障定期保険特約	

- (1) 定期保険特約等の保険金額等が変更されたときは、第5条（保険料率）に定める保険料率が変更される場合があります。
- (2) この特約の規定により保険料の払込が免除されている保険料一時払以外の定期保険特約等と同時に、同種の保険料一時払の特約が更新されるときは、各特約条項の規定にかかわらず、更新後の保険料払込方法（回数）および保険料払込方法（経路）を主契約と同一として更新されるものとし、更新後の各特約の保険料の払込は免除されるものとします。
- ② この特約が付加された主契約に次の各号に掲げる特約（以下「総合障害終身保険特約等」といいます。）が付加されている場合、総合障害終身保険特約等はこの特約による保険料払込免除の対象にはなりません。
- (1) 総合障害終身保険特約
 - (2) 総合障害定期保険特約
 - (3) 総合障害生活保障特約

(2023年10月改定)

別表 1

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

巻末の「別表」中、「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご参照ください。

別表 2

対象となる疾病障害状態

巻末の「別表」中、「対象となる疾病障害状態」をご参照ください。

別表 3

要介護状態

巻末の「別表」中、「要介護状態」をご参照ください。

別表 4

請求書類

項目	必要書類
1 保険料の払込免除 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
2 特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。

健康体料率特約（特約用）

（この特約の目的）

この特約は、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合に、定期保険特約等の保険料率として健康体料率を適用することを目的とするものです。

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 主特約	主契約に付加されている定期保険特約、逦増定期保険特約、生活保障特約、介護保障定期保険特約または介護生活保障特約のことをいいます。
(4) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条（特約の締結）

この特約は、主契約に付加されている主特約の締結の際または更新の際に、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合で、契約者から申出があり、会社がこれを承諾したときに、主特約に付加して締結します。

第3条（健康体料率の適用）

この特約を付加した主特約には、健康体料率を適用します。

第4条（特約の更新）

この特約の更新は取り扱いません。

第5条（特約の消滅）

- ① 次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。
 - (1) 主特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 第1号以外の事由により主特約が消滅したとき
 - (3) 主特約の保険期間が、会社の定める範囲外となったとき
- ② 第①項第3号の規定によりこの特約が消滅したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来に向かって主特約の保険料を改めます。

第6条（特約の失効）

主特約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。

第8条（特約の復活）

- ① 主特約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。
- ② 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、主特約の特約条項の規定により主特約が復活するときには、この特約は消滅します。この場合、第5条（特約の消滅）第②項の規定を準用します。

第9条（特約の復旧）

- ① 主特約の復旧請求の際に契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主特約について復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。ただし、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合は、この特約の復旧を取り扱いません。

第10条（告知義務）

契約者および被保険者は、この特約の締結、復活または復旧の際、主特約の支払事由および保険料払込免除の事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関し書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じとします。）により告知を求めた事項について、その書面または電磁的方法によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

第11条（告知義務違反による解除）

- ① 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第10条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、次の各号のいずれかの事由が生じた後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
 - (1) 主特約の保険金の支払事由
 - (2) 主特約の生活保障年金の支払事由
 - (3) 主特約の保険料払込免除の事由
- ③ 本条の規定によってこの特約が解除される場合は、会社の定める方法により計算した所定の金額を授受します。
- ④ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、保険金受取人もしくは生活保障年金受取人または被保険者に通知します。
- ⑤ この特約を解除できない場合については、主特約の特約条項の規定を準用します。

第12条（年齢または性別の誤りの処理）

保険契約の申込書（電磁的方法により表示された申込画面を含みます。）に記載された被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合で、実際の年齢または性別では被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときには、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、主特約の保険料を改め、その差額を精算します。ただし、主特約の保険金または生活保障年金の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には払いもどし金は保険金または生活保障年金とともに支払い、不足額がある場合には保険金または生活保障年金から控除します。

第13条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(2021年10月改定)

中途付加条項

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 特約	保険給付を行う特約で会社の定める範囲で中途付加を取り扱うものをいいます。
(5) ファミリー関係特約	次の(ア)から(カ)に掲げる特約をいいます。 (ア) ファミリー保障特約 (イ) ファミリー短期入院特約 (ウ) ファミリー通院給付特約 (エ) 新女性疾病入院特約（妻型） (オ) 女性疾病短期入院特約（妻型） (カ) ファミリー入院初期費用給付特約
(6) 保険金等	保険金、給付金または生活保障年金のことをいいます。

第2条（中途付加条項の適用）

- ① 主契約の締結後、契約者から特約の中途付加の申出があり、会社がそれを承諾したときは、特約を主契約に付加して締結します。この場合、この中途付加条項を適用します。
- ② 給付特約総則特約第2条（特約の締結）第②項に定めた給付特約を中途付加するときは、給付特約総則特約も主契約に自動的に中途付加します。

第3条（特約の責任開始時）

- ① 契約日から特約の中途付加の申出があった時（特約の被保険者に関する告知の前に申出があったときは、その告知の時）を含む月の翌々月初日までの期間が2年を超えている場合は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 会社が特約の中途付加を承諾したときには、会社は、特約の中途付加の申出があった時（特約の被保険者に関する告知の前に申出があったときは、その告知の時）を含む月の翌々月初日から特約上の責任を負うものとします。
 - (2) 第1号の規定にかかわらず、ファミリー関係特約を、主契約の被保険者を被保険者とする特約と同時に中途付加する場合、そのファミリー関係特約の責任開始時は、主契約の被保険者を被保険者とする他の特約の責任開始時と同一とします。
- ② 契約日から特約の中途付加の申出があった時（特約の被保険者に関する告知の前に申出があったときは、その告知の時）を含む月の翌々月初日までの期間が2年未満の場合は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 会社が特約の中途付加を承諾したときには、会社は、会社の定める方法によって計算した特約の第1回保険料（保険料一時払の特約のときは、一時払保険料）に相当する金額を受け取った時（特約の被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、その告知の時）から特約上の責任を負います。
 - (2) 第4条（中途付加する特約の第1回保険料等）、第5条（中途付加した特約の失効の特例）、第8条（中途付加の無効）および第9条（中途付加の特別取扱）の規定は適用しません。ただし、第8条（中途付加の無効）第①項第(4)号の規定は本項の場合にも適用します。
- ③ 第①項および第②項に規定する責任開始の日を特約の締結日（以下「中途付加日」といいます。）とし、特約の保険期間および保険料払込期間は、中途付加日からその日を含めて計算しま

す。

- ④ 特約を中途付加したときには、会社は、中途付加した特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第4条（中途付加する特約の第1回保険料等）

- ① 会社が特約の中途付加を承諾したときには、契約者は、中途付加日を含む月の末日までに、特約の第1回保険料を払い込んでください。この場合、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第1回保険料の払込については、中途付加日を含む月の末日の翌日からその日を含めて1か月間を猶予期間とします。
 - (2) 第(1)号に規定するところのほか、特約の第1回保険料を主約款に定める特約保険料に含めるものとして、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ② 特約の第1回保険料または一時払保険料は、中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢により計算します。
- ③ 中途付加日を含む月が主契約の払込期月と一致しない場合または保険料一時払の特約の場合は、第①項の規定にかかわらず、中途付加日の前日までに、特約の第1回保険料または一時払保険料を払い込んでください。この場合、特約の第1回保険料または一時払保険料の払込がなかったときは、特約の中途付加は効力が生じなかったものとします。

第5条（中途付加した特約の失効の特例）

- ① 主約款に定める払込保険料のうち、中途付加日を含む月の前月までの間にその払込期月が属する払込保険料が、その猶予期間中に払い込まれなかったことにより、主契約が効力を失った場合、中途付加された特約（その猶予期間中に中途付加の申出または告知があった場合を含みます。）はその猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ② 第①項の場合、契約者から主契約の復活請求があったときは、効力を失った特約の復活は取り扱いません。

第6条（特約の更新）

- ① 特約が更新される場合、更新後の特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
- ② 第①項に定めるところのほか、中途付加された特約の特約条項によります。

第7条（特約条項の適用）

この中途付加条項に別段の定めのない事項については、中途付加された特約の特約条項を適用します。

第8条（中途付加の無効）

- ① 次の各号のいずれかの事由が生じた場合、特約の中途付加は無効とします。
 - (1) 中途付加日の前日までの間に、主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 - (2) 中途付加された特約の責任開始時に原因が生じていたこと（中途付加された特約の特約条項の規定により、その原因が中途付加された特約の責任開始時以後に生じたものとみなされることを除きます。）により、高度障害状態（主約款の別表2）または障害状態（主約款の別表3）になったとき
 - (3) 中途付加された特約の責任開始時に生じた原因により、保険料払込免除特約の特約条項の規定による保険料払込免除の事由に該当したとき。ただし、特約の中途付加の際、その原因について会社が知っていた場合または契約者もしくは被保険者が認識もしくは自覚していなかった場合を除きます。
 - (4) 主契約に保険料払込免除特約が付加されている場合で、被保険者が、特約（保険料一時払の特約を除きます。）の中途付加にあたっての責任開始の日からその日を含めて90日の間に、乳房の悪性新生物に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき
 - (5) 主契約の被保険者の妻を被保険者とするファミリー関係特約を中途付加する場合で、その中途付加日の前日までの間に、次の(ア)から(ウ)のいずれかの事由が生じたとき。この場合、その

特約が妻子型の特約であるときは、子型の特約が中途付加されたものとして取り扱います。

(ア) 妻が戸籍上の異動によりその特約の被保険者でなくなったとき

(イ) 妻が死亡したとき

(ウ) 妻が高度障害状態（主約款の別表2）になったことによりその特約の被保険者でなくなったとき

- ② 第①項に定める事由により特約の中途付加が無効となった場合、すでに払い込まれた保険料に相当する金額を契約者に払いもどします。ただし、他の特約の保険金等が支払われるときは、その受取人に払いもどします。

第9条（中途付加の特別取扱）

- ① 中途付加された特約の告知の日以後責任開始時前に原因が生じていたこと（中途付加された特約の特約条項の規定により、その原因が中途付加された特約の責任開始時以後に生じたものとみなされるときを除きます。）により、中途付加された特約の保険金等の支払事由に該当しない場合（第8条（中途付加の無効）第①項第(2)号または第(3)号に規定する事由が生じた場合を除きます。）、中途付加日から2年以内に限り、契約者からの申出により、特約の中途付加は行われなかったものとして取り扱います。この場合、すでに払い込まれた保険料に相当する金額を契約者に払いもどします。ただし、他の特約の保険金等が支払われるときは、その受取人に払いもどします。
- ② 中途付加された特約について次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、第①項の取扱をしません。
- (1) すでに保険金等が支払われたとき
 - (2) 保険料の払込が免除されているとき
 - (3) 復活が行われたとき

(2024年4月改定)

保障内容変更特約

第1条（特約の適用）

主契約の締結後、契約者から、被保険者の同意を得て、既に付加された保険給付を行う特約の全部または一部を消滅させると同時に新たな保険給付を行う特約の中途付加の申出があり、会社がその中途付加を承諾したときに、その中途付加された特約の特約条項に加えてこの特約を適用します。

第2条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(3) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(4) 保障内容変更	主契約に付加された全部または一部の特約の消滅と同時に新たな特約を中途付加する取扱のことをいいます。
(5) 変更前特約	保障内容変更の取扱によりその全部または一部が消滅する全ての特約（減額により一部が消滅する特約についてはその消滅する部分）のことをいいます。
(6) 変更後特約	保障内容変更の取扱により新たに中途付加される全ての特約のことをいいます。
(7) ファミリー関係特約	次の(ア)から(カ)に掲げる特約をいいます。 (ア) ファミリー保障特約 (イ) ファミリー短期入院特約 (ウ) ファミリー通院給付特約 (エ) 新女性疾病入院特約（妻型） (オ) 女性疾病短期入院特約（妻型） (カ) ファミリー入院初期費用給付特約
(8) 保険金等	保険金、給付金または生活保障年金のことをいいます。
(9) 介護保障定期保険特約等	介護保障定期保険特約、介護保障終身保険特約または介護生活保障特約のことをいいます。
(10) 特定疾病保障定期保険特約等	特定疾病保障定期保険特約または特定疾病保障終身保険特約のことをいいます。

第3条（保障内容変更の条件）

保障内容変更をする場合には、次の各号の条件のすべてを満たしていることを必要とします。

- (1) 変更前特約および変更後特約が会社の定める特約であること
- (2) 変更前特約が締結日、最終の復活日、前回の保障内容変更日または中途付加日からその日を含めて2年を超えていること

第4条（変更後特約の責任開始時）

- ① 会社が変更後特約の中途付加を承諾したときには、会社は、その特約の中途付加の申出があった時を含む月の翌々月初日から特約上の責任を負います。ただし、その特約の被保険者に関する告知の前に申出があったときは、その告知の時を含む月の翌々月初日から特約上の責任を負います。
- ② 第①項の規定にかかわらず、ファミリー関係特約を、主契約の被保険者を被保険者とする特約と同時に中途付加する場合、そのファミリー関係特約の責任開始時は、主契約の被保険者を被保険者とする他の特約の責任開始時と同一とします。

- ③ 第①項および第②項に規定する責任開始の日を変更後特約の締結日（以下「中途付加日」といいます。）とし、中途付加された特約の保険期間および保険料払込期間は、中途付加日からその日を含めて計算します。

第5条（保障内容変更日等）

- ① 変更後特約の中途付加日を保障内容変更日とします。
- ② 保障内容変更をしたときには、会社は、変更後特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第6条（変更前特約の消滅）

- ① 変更前特約は、変更後特約の責任開始と同時に各特約条項に定めるところにより解約または減額されたものとします。
- ② 第①項のほか、変更前特約の更新時に保障内容変更の取扱をすることにより、全部または一部が消滅する場合には、変更前特約は各特約の更新の取扱に準じて、更新しない旨の申出があったかまたは保険金額等を減額して更新されたものとして取り扱います。

第7条（変更後特約の第1回保険料等）

- ① 会社に変更後特約の中途付加を承諾したときには、契約者は、保障内容変更日を含む月の末日までに、変更後特約の第1回保険料を払い込んでください。この場合、次の各号に定めるとおり取り扱います。
- (1) 第1回保険料の払込については、保障内容変更日を含む月の末日の翌日からその日を含めて1か月間を猶予期間とします。
- (2) 第(1)号に規定するところのほか、変更後特約の第1回保険料を主約款に定める特約保険料に含めるものとして、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ② 変更後特約の第1回保険料または一時払保険料は、保障内容変更日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日における被保険者の年齢により計算します。ただし、保障内容変更日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、保障内容変更日における被保険者の年齢により計算します。
- ③ 保障内容変更日を含む月が主契約の払込期月と一致しない場合または保険料一時払の特約の場合は、第①項の規定にかかわらず、保障内容変更日の前日までに、変更後特約の第1回保険料または一時払保険料を払い込んでください。この場合、変更後特約の第1回保険料または一時払保険料の払込がなかったときは、保障内容変更の効力は生じなかったものとし、変更前特約は消滅しなかったものとします。

第8条（変更後特約の失効の特例）

- ① 主約款に定める払込保険料のうち、保障内容変更日を含む月の前月までの間にその払込期月が属する払込保険料が、その猶予期間中に払い込まれなかったことにより、主契約が効力を失った場合、変更後特約（その猶予期間中に保障内容変更の申出または告知があった場合を含みます。）はその猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ② 第①項の場合、契約者から主契約の復活請求があったときには、会社は、保障内容変更は行われず変更前特約は消滅しなかったものとして、変更前特約の復活を取り扱います。

第9条（特約の更新）

- ① 中途付加された特約が更新される場合、更新後の特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
- ② 第①項に定めるところのほか、中途付加された特約の特約条項によります。

第10条（特約条項の適用）

この特約に別段の定めのない事項については、中途付加された特約の特約条項を適用します。

第11条（保障内容変更の無効）

- ① 次の各号のいずれかの事由が生じた場合、保障内容変更は無効とします。なお、生じた事由が第(2)号から第(4)号のときは、変更前特約は消滅しなかったものとして取り扱います。
- (1) 保障内容変更日の前日までの間に、主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 変更後特約の責任開始時前に原因が生じていたこと（変更後特約の特約条項の規定により、

その原因が変更後特約の責任開始時以後に生じたものとみなされるときを除きます。)により、高度障害状態(主約款の別表2)または障害状態(主約款の別表3)になったとき

- (3) 変更後特約の責任開始時前に生じた原因により、保険料払込免除特約の特約条項の規定による保険料払込免除の事由に該当したとき。ただし、変更後特約の中途付加の際、その原因について会社が知っていた場合または契約者もしくは被保険者が認識もしくは自覚していなかった場合を除きます。
- (4) 主契約に保険料払込免除特約が付加されている場合で、被保険者が、変更後特約(保険料一時払の特約を除きます。)の中途付加にあたっての責任開始の日からその日を含めて90日の間に、乳房の悪性新生物に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき
- ② 第①項第2号から第4号に定める事由により保障内容変更が無効となった場合、第13条(保障内容変更後の特別取扱)第②項の規定を準用します。
- ③ 第②項の差引ができないときには、契約者は、会社の指定する日までにその不足額を払い込むことを必要とします。この払込がないときには、契約は、会社の定める方法により減額されたものとみなします。

第12条(中途付加の無効)

- ① 次の事由が生じた場合、その特約の中途付加は無効とします。

主契約の被保険者の妻を被保険者とするファミリー関係特約を中途付加する場合で、保障内容変更日の前日までの間に、次のいずれかの事由が生じたとき。この場合、その特約が妻子型の特約であるときは、子型の特約が中途付加されたものとして取り扱います。

 - (ア) 妻が戸籍上の異動によりその特約の被保険者でなくなったとき
 - (イ) 妻が死亡したとき
 - (ウ) 妻が高度障害状態(主約款の別表2)になったことによりその特約の被保険者でなくなったとき
- ② 第①項に定める事由により特約の中途付加が無効となった場合、その無効となった特約についてすでに払い込まれた保険料に相当する金額を契約者に払いもどします。ただし、他の特約の保険金等が支払われるときは、その受取人に払いもどします。

第13条(保障内容変更後の特別取扱)

- ① 変更後特約について次の各号のいずれかの事由が生じたときには、契約者からの申出により、保障内容変更は行われず変更前特約は消滅しなかったものとして取り扱います。
 - (1) 変更後特約の責任開始時前に原因が生じていたこと(変更後特約の特約条項の規定により、その原因が変更後特約の責任開始時以後に生じたものとみなされるときを除きます。)により、変更後特約のうちいずれかの特約の保険金等の支払事由に該当しないとき。ただし、第11条(保障内容変更の無効)第①項第2号または第3号に規定する事由が生じた場合は除きます。
 - (2) 被保険者が、保障内容変更にあたっての責任開始の日から3年以内に自殺し、保険金等が支払われないとき
 - (3) 保障内容変更の際の告知義務違反により変更後特約が解除(変更後特約のうちいずれかの特約について告知義務違反による解除があった場合を含みます。)されるとき
 - (4) 変更後特約のうちいずれかの特約が無効とされるとき。ただし、第11条(保障内容変更の無効)もしくは第12条(中途付加の無効)の規定または契約者もしくは被保険者の詐欺による無効または不法取得目的による無効の場合は除きます。
 - (5) 変更後特約のうちいずれかの特約が主約款に定める年齢または性別の誤りの処理の規定により取り消されるとき
- ② 第①項の場合、次の第(1)号の金額から第(2)号の金額を差し引き、その結果余りがあるときは、契約者に払いもどします。ただし、変更前特約の保険金等が支払われるときは、その受取人に払いもどします。
 - (1) 次の払いもどしをする金額の合計額
 - (ア) 変更後特約について払い込まれた保険料

- (イ) 保障内容変更日から第①項の事由が生じた日までの間に、変更前特約で支払うべきであった保険金等
- (2) 次の差引をする金額の合計額
- (ア) 変更前特約について、有効に継続していた場合に払い込むべきであった保険料
- (イ) 変更前特約の解約または減額による解約返戻金等（変更前特約の責任準備金等を主契約の積立金に充当する取扱をしていた場合は責任準備金等）
- ③ 第②項の差引ができないときは、契約者は、会社の指定する日までにその不足額を払い込むことを必要とします。この払込がないときは、第①項の取扱をしません。
- ④ 第①項の取扱をする場合（被保険者が死亡または高度障害状態になったときを除きます。）で、次の各号に該当するときには、会社は、それぞれに定めるとおり取り扱います。
- (1) 変更前特約の保険金等の額が変更後特約の保険金等の額を超えるときは、その超える部分については保障内容変更日に会社の定める方法により減額されたものとします。この場合、契約者は、減額された部分に相当する死亡保険金額（介護生活保障特約または総合障害生活保障特約が付加されている場合は、第①項各号の事由が生じた時の換算保障額を含みます。以下本項において同じとします。）を限度とし、被保険者選択を受けることなく、会社の認める種類の特約を付加することができます。
- (2) 変更前特約の特定疾病保険金額、疾病障害保険金額または介護保険金額（介護生活保障特約が付加されている場合は、第①項各号の事由が生じた時の換算保障額を含みます。以下本項において同じとします。）が変更後特約のそれぞれの保険金額を超える場合で、変更後特約の障害保険金額（総合障害生活保障特約の第①項各号の事由が生じた時の換算保障額を含みます。以下本項において同じとします。）が変更前特約の障害保険金額を超えるときには、次に定めるとおりとします。
- (ア) 変更後特約の障害保険金額のうち変更前特約の障害保険金額を超える額を、変更前特約の特定疾病保険金額、疾病障害保険金額および介護保険金額が変更後特約のそれぞれの保険金額を超える額の比率に応じて変更後特約のそれぞれの保険金額に合算して第1号の規定を適用します。
- (イ) 前(ア)にかかわらず、被保険者が次の(a)から(c)のいずれかの場合に該当し、第①項各号の規定が適用されるときには、それぞれに定める金額を合算して第1号の規定を適用します。この場合、変更後特約の合算額が変更前特約の合算額を超えるときは、その超える額については前(ア)に準じて取り扱います。

項目	合算する金額
(a) 悪性新生物に罹患または急性心筋梗塞もしくは脳卒中を発病した場合	障害保険金額と特定疾病保険金額
(b) 疾病障害状態に該当した場合	障害保険金額と疾病障害保険金額
(c) 要介護状態に該当した場合	障害保険金額と介護保険金額

- (3) 変更前特約の障害保険金額が変更後特約の障害保険金額を超える場合で、被保険者が次の(ア)から(イ)のいずれかの場合に該当し、第①項各号の規定が適用されるときには、それぞれに定める金額を合算して第1号の規定を適用します。

項目	合算する金額
(ア) 悪性新生物に罹患または急性心筋梗塞もしくは脳卒中を発病した場合	障害保険金額と特定疾病保険金額
(イ) 疾病障害状態に該当した場合	障害保険金額と疾病障害保険金額
(ウ) 要介護状態に該当した場合	障害保険金額と介護保険金額

- (4) 変更前特約に介護保障定期保険特約等が含まれ、かつ、変更後特約に新介護保障定期保険特約が含まれている場合、変更前特約の介護保険金額と変更後特約の特定介護保険金額を用いて

第(1)号から第(3)号の規定を準用します。なお、第(2)号(イ)および第(3)号に定める要介護状態は、介護保障定期保険特約等に定める要介護状態をいいます。

- (5) 変更前特約に新特定疾病保障定期保険特約が含まれ、かつ、変更後特約に特定疾病保障定期保険特約等が含まれている場合、新特定疾病保障定期保険特約については、第(1)号、第(2)号および第(3)号に規定する取扱のうち会社の認める種類の特約の付加に関する取扱をしません。
 - (6) 変更前特約に新介護保障定期保険特約が含まれ、かつ、変更後特約に介護保障定期保険特約等が含まれている場合、変更前特約のうち新介護保障定期保険特約は消滅したものと取り扱います。ただし、被保険者が介護保障定期保険特約等に定める要介護状態に該当した場合は、第(2)号(イ)および第(3)号の規定を準用します。
 - (7) 変更前特約および変更後特約のいずれにも新特定疾病保障定期保険特約が含まれている場合、新特定疾病保障定期保険特約については、第(1)号、第(2)号および第(3)号に規定する取扱のうち会社の認める種類の特約の付加に関する取扱をしません。
 - (8) 変更前特約および変更後特約のいずれにも新介護保障定期保険特約が含まれている場合、新介護保障定期保険特約については、特定介護保険金額を用いて第(1)号、第(2)号(イ)（変更後特約の合算額が変更前特約の合算額を超えるときの超える額について第(2)号(ア)に準じて取り扱う部分を除きます。）および第(3)号の規定を準用します。ただし、第(1)号に規定する取扱のうち、会社の認める種類の特約の付加に関する取扱をしません。なお、第(2)号(イ)および第(3)号に定める要介護状態は、介護保障定期保険特約等に定める要介護状態をいいます。
 - (9) 第(3)号に規定する取扱を行う場合、会社の認める種類の特約の付加については変更前特約の死亡保険金額を超えない範囲で取り扱います。
 - (10) 第①項第(3)号が適用される特約について、本項の規定により変更前特約および変更後特約の保険金等の保障額を比較する場合で、支払われる保険金等がないときは、第(1)号から第(9)号の規定にかかわらず、会社が解除の原因を知った時の保障額（介護生活保障特約または総合障害生活保障特約が付加されている場合は、会社が解除の原因を知った時の換算保障額を含み、変更前特約の場合は、保障内容変更は行われず変更前特約が消滅しなかったものとみなして計算します。）を用いることとします。
- ⑤ 変更後特約について次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、第①項の取扱をしません。
- (1) すでに保険金等が支払われたとき
 - (2) 保険料の払込が免除されているとき
 - (3) 復活が行われたとき

第14条（保障内容変更後の特別取扱の特例）

- ① 変更前特約に通増定期保険特約が含まれている場合または変更後特約の死亡保険金額（死亡の場合の保険金額等をいい、生活保障特約、介護生活保障特約または総合障害生活保障特約が付加されている場合は、次の各号に定める事由が生じた時の換算保障額を含みます。以下同じとします。）の合計額が変更前特約の死亡保険金額の合計額以下となる場合で、次の各号に定める事由に該当したときには、会社は、第13条（保障内容変更後の特別取扱）の規定にかかわらず、それぞれに定めるとおり取り扱います。ただし、第13条（保障内容変更後の特別取扱）第⑤項各号に定める事由が生じていた場合を除きます。

項目	内容
(1) 保障内容変更にあたっての責任開始時前に原因が生じていたこと（変更後特約の特約条項の規定により、その原因が変更後特約の責任開始時以後に生じたものとみなされるときを除きます。）により変更後特約のうちいずれかの特約の保険金等の支払事由に該当しない場合で、かつ、その原因が変更前特約の責任開始時以後に生じていたとき	第11条（保障内容変更の無効）第①項第(2)号または第(3)号に規定する事由が生じた場合を除き、変更後特約の責任開始時以後に原因が生じたものとみなして取り扱います。 ただし、変更後特約において支払われるべき金額が変更前特約において支払われるべき金額を超えるときは、その超える金額については支払いません。

項目	内容
(2) 被保険者が保障内容変更にあたっての責任開始の日から3年以内に自殺した場合	変更後特約の死亡保険金額を支払います。 ただし、変更前特約の死亡保険金額を限度とします。
(3) 保障内容変更の際に告知義務違反があった場合	変更後特約を解除しません。 ただし、変更後特約の保険金額等が変更前特約の保険金額等を超えるときは、変更前特約の保険金額等を超える部分について解除することができます。

- ② 次の(a)から(1)に掲げる特約が含まれている変更後特約について、第①項各号の規定が適用される場合で、次の各号に定める事由に該当するときには、それぞれに定めるとおりとします。ただし、変更後特約により死亡保険金もしくは死亡生活保障年金または高度障害保険金もしくは高度障害生活保障年金が支払われる場合を除きます。

(a) 特定疾病保障終身保険特約	(g) 疾病障害保障定期保険特約
(b) 特定疾病保障定期保険特約	(h) 総合障害終身保険特約
(c) 介護保障終身保険特約	(i) 総合障害定期保険特約
(d) 介護保障定期保険特約	(j) 総合障害生活保障特約
(e) 介護生活保障特約	(k) 新特定疾病保障定期保険特約
(f) 疾病障害保障終身保険特約	(l) 新介護保障定期保険特約

- (1) 変更後特約の特定疾病保障定期保険特約等の特定疾病保険金額が変更前特約の特定疾病保険金額を超えるときまたは変更後特約の疾病障害保険金額が変更前特約の疾病障害保険金額を超えるとき

次の(ア)および(イ)に掲げる部分は、終身保険特約または定期保険特約に保障内容変更されていたものとして取り扱います。この場合、保障内容変更されていたものとする終身保険特約と定期保険特約の保険金額の比率は、変更後特約の特定疾病保障終身保険特約の保険金額と特定疾病保障定期保険特約の保険金額の比率または変更後特約の疾病障害保障終身保険特約と疾病障害保障定期保険特約の保険金額の比率と同一とします。

(ア) 変更後特約の特定疾病保障定期保険特約等の特定疾病保険金額のうち変更前特約の特定疾病保険金額を超える部分

(イ) 変更後特約の疾病障害保険金額のうち変更前特約の疾病障害保険金額を超える部分

- (2) 変更後特約の介護保障定期保険特約等の介護保険金額（介護生活保障特約が含まれている場合は、第①項各号の事由が生じた時の換算保障額を含みます。以下本項において同じとします。）が変更前特約の介護保険金額を超えるとき

変更後特約の介護保障定期保険特約等の介護保険金額のうち変更前特約の介護保険金額を超える部分は、終身保険特約、定期保険特約または生活保障特約（以下「終身保険特約等」といいます。）に保障内容変更されていたものとして取り扱います。この場合、保障内容変更されていたものとする終身保険特約および定期保険特約の保険金額ならびに生活保障特約の換算保障額の比率は、変更後特約の介護保障終身保険特約および介護保障定期保険特約の保険金額ならびに介護生活保障特約の第①項各号の事由が生じた時の換算保障額の比率と同一とします。

- (3) 第(1)号および第(2)号の取扱をする場合で、変更前特約の障害保険金額（総合障害生活保障特約が付加されている場合は、第①項各号の事由が生じた時の換算保障額を含みます。以下本項において同じとします。）が変更後特約の障害保険金額を超えるとき

(ア) 変更前特約の障害保険金額のうち変更後特約の障害保険金額を超える額を、変更後特約の特定疾病保険金額、疾病障害保険金額および介護保険金額の変更前特約のそれぞれの保険金

額を超える額の比率に応じて変更前特約のそれぞれの保険金額に合算して取り扱います。

- (イ) 前(ア)にかかわらず、被保険者が次の(a)から(c)のいずれかの場合に該当し、第①項各号の規定が適用されるときには、それぞれに定める金額を合算して取り扱います。この場合、変更前特約の合算額が変更後特約の合算額を超えるときには、その超える額については前(ア)に準じて取り扱います。

項目	合算する金額
(a) 悪性新生物に罹患しまたは急性心筋梗塞もしくは脳卒中を発病した場合	障害保険金額と特定疾病保険金額
(b) 疾病障害状態に該当した場合	障害保険金額と疾病障害保険金額
(c) 要介護状態に該当した場合	障害保険金額と介護保険金額

- (4) 変更後特約の障害保険金額が変更前特約の障害保険金額を超えるとき

(ア) 変更後特約の障害保険金額のうち変更前特約の障害保険金額を超える部分は、終身保険特約等に保障内容変更されていたものとして取り扱います。この場合、保障内容変更されていたものとする終身保険特約および定期保険特約の保険金額ならびに生活保障特約の換算保障額の比率は、変更後特約の総合障害終身保険特約および総合障害定期保険特約の保険金額ならびに総合障害生活保障特約の換算保障額の比率と同一とします。

- (イ) 前(ア)にかかわらず、被保険者が次の(a)から(c)のいずれかの場合に該当し、第①項各号の規定が適用されるときには、それぞれに定める金額を合算して取り扱います。

項目	合算する金額
(a) 悪性新生物に罹患しまたは急性心筋梗塞もしくは脳卒中を発病した場合	障害保険金額と特定疾病保険金額
(b) 疾病障害状態に該当した場合	障害保険金額と疾病障害保険金額
(c) 要介護状態に該当した場合	障害保険金額と介護保険金額

- (5) 変更前特約に新介護保障定期保険特約が含まれ、かつ、変更後特約に介護保障定期保険特約等が含まれている場合、変更前特約の特定介護保険金額と変更後特約の介護保険金額を用いて第2号、第3号および第4号の規定を準用します。なお、第3号(イ)および第4号(イ)に定める要介護状態は、介護保障定期保険特約等に定める要介護状態をいいます。

- (6) 変更前特約に介護保障定期保険特約等が含まれ、かつ、変更後特約に新介護保障定期保険特約が含まれている場合、新介護保障定期保険特約については、第3号(イ)（変更前特約の合算額が変更後特約の合算額を超えるときの超える額について第3号(ア)に準じて取り扱う部分を除きます。）および第4号(イ)の規定を準用します。

- (7) 変更前特約および変更後特約のいずれにも新介護保障定期保険特約が含まれている場合、新介護保障定期保険特約については、特定介護保険金額を用いて第2号、第3号(イ)（変更前特約の合算額が変更後特約の合算額を超えるときの超える額について第3号(ア)に準じて取り扱う部分を除きます。）および第4号(イ)の規定を準用します。ただし、第2号に規定する取扱のうち、新介護保障定期保険特約の減額された部分については、定期保険特約に保障内容変更されていたものとする取扱をしません。なお、第3号(イ)および第4号(イ)に定める要介護状態は、介護保障定期保険特約等に定める要介護状態をいいます。

- (8) 第4号(イ)に規定する取扱を行う場合、終身保険特約等に保障内容変更されていたものとする取扱については、変更後特約の死亡保険金額を超えない範囲で取り扱います。

- (9) 第①項第3号が適用される特約について、本項の規定により変更前特約および変更後特約の保険金等の保障額を比較する場合で、支払われる保険金等がないときは、第1号から第8号の規定にかかわらず、会社が解除の原因を知った時の保障額（介護生活保障特約または総合障害生活保障特約が付加されている場合は、会社が解除の原因を知った時の換算保障額を含み、変更前特約の場合は、保障内容変更は行われず変更前特約が消滅しなかったものとみなして計算

します。)を用いることとします。

- ③ 第②項の取扱を行う場合は、会社の定める方法により、保険料および所定の金額の差額を契約者に支払います。

第15条（特定疾病保障終身保険特約または特定疾病保障定期保険特約の場合の取扱）

- ① 変更後特約に特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約、新特定疾病保障定期保険特約、総合障害終身保険特約、総合障害定期保険特約または総合障害生活保障特約が含まれている場合で、被保険者が、保障内容変更にあたっての責任開始の日からその日を含めて90日の間に、乳房の悪性新生物に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたときは、変更後特約の特定疾病保険金額および障害保険金額（総合障害生活保障特約については、支払事由に該当した時の換算保障額とします。以下本項において同じとします。）のうち変更前特約の特定疾病保険金額および障害保険金額と同額の範囲については、当該特約条項の「別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」の表1中の対象となる悪性新生物の定義を次のとおり読み替えて、当該特約条項を適用します。

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病。ただし、次の疾病を除く。 (1) 上皮内癌 (2) 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌

- ② 第①項の規定により保険金および生活保障年金を支払った場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 特定疾病保険金または障害保険金を支払った場合	当該特約の保険金額のうち、その支払った部分については被保険者が支払事由に該当した時に消滅し、変更前特約の特定疾病保険金額を超える部分については、その後も継続したものとして取り扱います。
(2) 障害生活保障年金を支払った場合	総合障害生活保障特約の特約年金額のうち、その支払った部分については、被保険者が支払事由に該当した時以後、新たに障害生活保障年金の支払事由に該当しても重複して支払いません。

(2024年4月改定)

保険契約指定特約

第1条（特約の締結）

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または締結後に、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって主契約に付加して締結します。
- ② この特約による取扱を行う場合には、契約者は、主契約と保険契約者を同一とする保険契約（以下「契約」といいます。）のうち会社の認める契約を指定してください（以下指定された契約を「指定契約」といいます。）。この場合、この特約は主契約のほか指定契約にも適用されません。

第2条（契約が指定された場合の取扱）

前条の規定により契約が指定された場合、次に定めるところのほかは、次条から第10条までに定めるところにより取り扱います。

- (1) この特約条項において使用される用語の意義は、次のとおりとします。

- (ア) 「払込保険料」

「払込保険料」とは、契約者が払い込む保険料のことをいい、(イ)から(エ)までに定める保険料の合計額から積立金からの定期取崩払込（第5条）の規定により払い込む定期取崩保険料を除いた金額とします。

- (イ) 「主契約保険料」

「主契約保険料」とは、主契約の保険料をいいます。ただし、任意積立保険料および付加されている特約の保険料は含みません。

- (ウ) 「特約保険料」

「特約保険料」とは、主契約に付加されている特約の保険料をいいます。この場合、複数の特約が付加されているときはその合計額をいいます。

- (エ) 「指定契約保険料」

「指定契約保険料」とは、指定契約の保険料（付加されている特約の保険料を含みます。）をいいます。この場合、複数の契約が指定されているときはその合計額をいいます。

- (2) 払込保険料は、会社の定める金額の範囲内であることを要します。
- (3) 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の適用については、「保険料」を「払込保険料」と読み替えます。
- (4) 主約款第12条（猶予期間）第2項、主約款第24条（積立金の一部取崩）第1項および主約款第25条（保険料の払込停止）第1項中、「10万円」を「4万円」と読み替えます。ただし、積立金からの定期取崩払込（第5条）が選択されているときは、主約款第24条（積立金の一部取崩）第1項中、「10万円」を「4万円に、指定された積立金からの定期取崩払込により払い込む額の24か月分（年払または半年払の場合は2年分）を加算した金額」と読み替えます。
- (5) 主約款の保険料の払込がないこと等による主契約の消滅に関する規定は適用しません。
- (6) 指定契約の普通保険約款の保険料の払込に関する規定は適用しません。
- (7) この特約の取扱により払い込まれた指定契約の保険料については、保険料領収証は発行しません。

第3条（支払事由等が生じた場合の未払込の保険料の取扱）

- ① 払込保険料が払い込まれないまま、その払込期月に属する契約応当日以後その月の末日までの間または猶予期間中に主契約（特約を含みます。）または指定契約（特約を含みます。）の保険金等の支払事由が生じたときは、会社は、未払込の払込保険料を支払うべき保険金等から差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込の払込保険料に不足するときは、契約者は、猶予期間の満了日までに未払込の払込保険料を払い込んでください。この未払込の払込保険料が払い込まれないときは、保険金等を支払いません。

- ③ 払込保険料が払い込まれないまま、その払込期月に属する契約応当日以後その払込期月の末日までの間または猶予期間中に主契約に付加されている特約または指定契約（特約を含みます。）の保険料払込免除の事由が生じたときは、契約者は未払込の払込保険料を猶予期間の満了日までに払い込んでください。この未払込の払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第4条（積立金からの自動取崩払込）

- ① 猶予期間中に払込保険料が払い込まれない場合でも、契約者からあらかじめ反対の申出がないときは、会社は、特約保険料と指定契約保険料の合計額に相当する金額（以下「自動取崩保険料」といいます。）を猶予期間の満了日に積立金から取り崩して、特約保険料および指定契約保険料の払込にあてます。この場合、主約款の猶予期間に関する規定にかかわらず、保険料の払込は停止されません。
- ② 前項の取扱は、猶予期間の満了日において、自動取崩保険料が主契約の解約返戻金額の範囲内のときに取り扱います。
- ③ 第1項の場合、自動取崩保険料に相当する積立金額を払込期月の初日に取り崩したものとして、会社の定める方法により積立金の計算を行います。
- ④ 主約款の自動取崩払込を行わなかったものとする取扱の規定は適用しません。

第5条（積立金からの定期取崩払込）

- ① 契約者は、必要書類（別表）を提出して、主約款の保険料払込方法（経路）の選択の規定にかかわらず、会社の承諾を得て、次に定めるところにより特約保険料と指定契約保険料の合計額の全部または一部について、主契約の積立金を取り崩すことにより払い込む方法（以下「積立金からの定期取崩払込」といいます。）を選択することができます。ただし、積立金額が次の各号に定める金額のうちいずれか大きい金額に、指定された積立金からの定期取崩払込により払い込む額（以下「定期取崩保険料」といいます。）の24か月分（年払または半年払の場合は2年分）を加算した金額に満たないときは積立金からの定期取崩払込を取り扱いません。
- (1) 積立金額から解約返戻金額を差し引いた金額
- (2) 4万円
- ② 前項の取扱を行う場合、主契約保険料は「0」に変更されます。
- ③ 積立金からの定期取崩払込を選択する場合、契約者は、会社の定める金額の範囲内で、定期取崩保険料を指定してください。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
- (1) 特約保険料と指定契約保険料の合計額の全額が指定され、払込保険料の払込が停止された場合には、積立金取崩払込保険料率を適用します。
- (2) 特約保険料と指定契約保険料の合計額の一部が指定されている場合で、指定契約の保険金額の減額等により特約保険料と指定契約保険料の合計額が減少することによって、払込保険料が会社の定める金額に満たなくなるときは、以後特約保険料と指定契約保険料の合計額の全額が定期取崩保険料に指定されたものとみなして取り扱います。
- ④ 定期取崩保険料は、次の日に払い込まれたものとします。この場合、定期取崩保険料に相当する積立金額を払込期月の初日に取り崩したものとして、会社の定める方法により積立金の計算を行います。
- (1) 特約保険料と指定契約保険料の合計額の全額が定期取崩保険料として指定されている場合
払込期月に属する契約応当日
- (2) 特約保険料と指定契約保険料の合計額の一部が定期取崩保険料として指定されている場合
払込保険料が払い込まれた日
- ⑤ 積立金からの定期取崩払込を開始した後、積立金額が次の各号に定める金額のうちいずれか大きい金額に満たなくなると認めたときは、契約者に通知を行い、第3項の指定を解除し、積立金からの定期取崩払込は行いません。この場合、契約者は、特約保険料と指定契約保険料の合計額を払込保険料として、猶予期間の満了日までに払い込んでください。
- (1) 積立金額から解約返戻金額を差し引いた金額
- (2) 4万円

- ⑥ 前項の場合で、払込保険料が会社の定める金額に満たないときは、払込保険料が会社の定める金額となるまで、主契約保険料を増額します。
- ⑦ 特約保険料と指定契約保険料の合計額の全額が定期取崩保険料として指定されている場合で、定期取崩保険料の変更または定期取崩保険料の指定の解除が行われ、払込保険料の払込が再開されるときは、契約者は保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、保険料の払込方法（経路）を選択するまでの間の払込保険料については、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法または会社の本店もしくは会社の指定した場所に持参して払い込む方法により払い込んでください。

第6条（払込保険料を変更する場合の取扱）

主約款の規定により払込保険料を変更する場合は、次のとおり取り扱います。ただし、第3号および第4号は、積立金額が積立金額から解約返戻金額を差し引いた金額または4万円のうちのいずれか大きい金額に定期取崩保険料の24か月分（年払または半年払の場合は2年分）を加算した金額に満たないときは取り扱いません。

- (1) 変更後の払込保険料が特約保険料と指定契約保険料の合計額をこえている場合
 - (ア) 主契約保険料については、変更後の払込保険料から特約保険料と指定契約保険料の合計額を差し引いた金額への変更の申出があったものとします。
 - (イ) 積立金からの定期取崩払込を選択していたときは、定期取崩保険料の指定を解除します。
- (2) 変更後の払込保険料が特約保険料と指定契約保険料の合計額と同額である場合
 - (ア) 主契約保険料が払い込まれていたときは、主契約保険料を「0」とします。
 - (イ) 積立金からの定期取崩払込を選択していたときは、定期取崩保険料の指定を解除します。
- (3) 変更後の払込保険料が特約保険料と指定契約保険料の合計額に満たない場合
 - (ア) 主契約保険料が払い込まれていたときは、主契約保険料を「0」とします。
 - (イ) 特約保険料と指定契約保険料の合計額については、積立金からの定期取崩払込が選択されたものとし、特約保険料と指定契約保険料の合計額から変更後の払込保険料を差し引いた金額を定期取崩保険料とする指定があったものとします。
- (4) 払込保険料の払込を停止する場合
 - (ア) 主契約保険料が払い込まれていたときは、主契約保険料を「0」とします。
 - (イ) 特約保険料と指定契約保険料の合計額については、積立金からの定期取崩払込が選択されたものとし、特約保険料と指定契約保険料の合計額の全額が定期取崩保険料として指定されたものとします。

第7条（指定契約の指定解除）

- ① 指定契約が次の事由に該当した場合には、その事由に該当した時に、当該指定契約について指定契約の指定が解除されたものとみなします。
 - (1) 指定契約が消滅したとき
 - (2) 指定契約の契約者が主契約の契約者と異なることとなったとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払または半年払に変更される場合で、指定契約の年単位または半年単位の契約応当日が主契約と異なるとき
 - (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (5) 契約者からこの特約による取扱をしない旨の申出があったとき
- ② この特約による取扱をしない旨の申出をする場合は、契約者は保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、保険料の払込方法（経路）を選択するまでの間の指定契約保険料については、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法または会社の本店もしくは会社の指定した場所に持参して払い込む方法により払い込んでください。

第8条（特約の消滅）

- ① 次の各号の事由が生じた場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 指定契約がすべて指定解除されたとき
 - (2) 第2回以後の払込保険料が主約款に定める猶予期間の満了日までに払い込まれなかったとき（積立金からの自動取崩払込（第4条）が行われた場合および払込保険料の払込が停止されて

- いる場合を除きます。)
- (3) 主契約が消滅したとき
 - (4) 主契約について保険料の払込が終了したとき
 - (5) 主契約が終身保障移行または年金払移行したとき
- ② 前項第3号から第5号までの事由によりこの特約が消滅したときは、前条第2項の規定を準用します。

第9条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第10条（主契約の締結の際に指定契約を同時に締結する場合の特則）

契約者は、主契約の締結の際に指定契約を同時に締結する場合に、第1回保険料（第1回保険料に相当する金額の場合を含みます。）から、特約保険料と指定契約保険料の合計額の一部について、積立金からの定期取崩払込を選択することができます。この場合、次の各号に定めるところにより取り扱います。

- (1) 主約款および指定契約の普通保険約款の会社の責任開始期の規定中「第1回保険料」を「払込保険料」と読み替えて適用します。
- (2) 定期取崩保険料は、払込保険料と同時に払い込まれたものとみなします。
- (3) 主契約の積立金は、契約日を基準として会社の定める方法で計算します。

(2023年10月改定)

別 表

請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	積立金からの定期取崩払込 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

条件付保険特約

第1条 (特約の締結)

主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）または主契約に付加されている特約の締結もしくは復活の際、被保険者となる者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加して締結します。

第2条 (条件)

① この特約により付加する条件は、その危険の種類および程度に応じて、次の各号のうちどれか1つまたは2つ以上の方法によります。

(1) 保険金削減支払法

会社の定める削減期間中に被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときは、契約日、復活日または特約の締結日からの経過期間および削減期間に応じ、次のとおり保険金削減を取り扱います。ただし、不慮の事故または別表に定める感染症による場合は、保険金削減は行いません。

(ア) 保険金額または特約保険金額に次表の割合を乗じて得た金額を支払います。

(イ) 前(ア)にかかわらず、この特約を生活保障特約に付加する場合には、特約年金額に次表の割合を乗じて得た金額を年金支払期間の全期間にわたり支払います。

		削減期間				
		1年	2年	3年	4年	5年
経過期間	1年以内	5.0割	3.0割	2.5割	2.0割	1.5割
	1年超2年以内		6.0割	5.0割	4.0割	3.0割
	2年超3年以内			7.5割	6.0割	4.5割
	3年超4年以内				8.0割	6.0割
	4年超5年以内					8.0割

(2) 特別保険料領収法

普通の保険料に会社の定める特別の保険料を加算した金額を保険料とします。この方法による場合、次の(ア)および(イ)に定めるとおり取り扱います。

(ア) この特約が付加された特約の払いもどし事由が生じたときは、会社の定める方法により計算した特別の保険料に対する責任準備金または解約返戻金を加算して支払います。

(イ) 前(ア)に定めるほか、特別の保険料に対する責任準備金または解約返戻金は、この特約が付加された特約の責任準備金または解約返戻金の取扱に関する規定を準用して取り扱います。

(3) 年増法

被保険者の実際の年齢に会社の定める年数を加算した年齢をこの保険契約の年齢とし、その年齢に基づいて保険料および払いもどし金の額を計算します。

② 第①項の条件は、保険証券に記載します。

第3条 (保険契約復活の制限)

主契約または特約にこの特約を付加して締結した場合の保険契約（特約を含みます。以下同じ。）については、普通保険約款および特約条項（以下「主約款等」といいます。）の規定にかかわらず、その効力がなくなってから1か年以内に限り、保険契約者は、復活請求書を提出して、保険契約の復活を請求することができます。

第4条 (保険契約の内容変更の制限)

主契約または特約にこの特約を付加して締結した場合の保険契約については、主約款等の規定にかかわらず、保険期間または保険料払込期間の延長および払済保険または延長保険への変更の取扱を行いません。ただし、保険金削減支払法による場合には、削減期間経過後は払済保険へ

の変更の取扱を行います。

第5条（主契約が3年ごと利差配当付利率変動型積立保険の場合の特則）

- ① この特約を介護保障定期保険特約、介護保障終身保険特約または介護生活保障特約に付加する場合には、第2条（条件）第①項第(1)号中「被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときは」を「介護保障定期保険特約もしくは介護保障終身保険特約の死亡保険金、高度障害保険金もしくは介護保険金または介護生活保障特約の死亡生活保障年金、高度障害生活保障年金もしくは介護生活保障年金の支払事由が生じたときは」に、同号(イ)中「生活保障特約」を「生活保障特約または介護生活保障特約」にそれぞれ読み替えて適用します。
- ② この特約を特定疾病保障定期保険特約または特定疾病保障終身保険特約に付加する場合には、第2条（条件）第①項第(1)号中「被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときは」を「特定疾病保障定期保険特約または特定疾病保障終身保険特約の死亡保険金、高度障害保険金もしくは特定疾病保険金の支払事由が生じたときは」と読み替えて適用します。
- ③ この特約を疾病障害保障定期保険特約または疾病障害保障終身保険特約に付加する場合には、第2条（条件）第①項第(1)号中「被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときは」を「疾病障害保障定期保険特約または疾病障害保障終身保険特約の死亡保険金、高度障害保険金もしくは疾病障害保険金の支払事由が生じたときは」と読み替えて適用します。
- ④ この特約を総合障害定期保険特約、総合障害終身保険特約または総合障害生活保障特約に付加する場合には、第2条（条件）第①項第(1)号中「被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときは」を「総合障害定期保険特約もしくは総合障害終身保険特約の死亡保険金、高度障害保険金もしくは障害保険金または総合障害生活保障特約の死亡生活保障年金、高度障害生活保障年金もしくは障害生活保障年金の支払事由が生じたときは」に、同号(イ)中「生活保障特約」を「生活保障特約または総合障害生活保障特約」にそれぞれ読み替えて適用します。
- ⑤ この特約を新介護保障定期保険特約に付加する場合には、第2条（条件）第①項第(1)号中「被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときは」を「新介護保障定期保険特約の特定介護保険金または軽度介護給付金の支払事由が生じたときは」に、「保険金額または特約保険金額」を「特定介護保険金額または軽度介護給付金額」と読み替えて適用します。
- ⑥ この特約を新特定疾病保障定期保険特約に付加する場合には、第2条（条件）第①項第(1)号中「被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときは」を「新特定疾病保障定期保険特約の特定疾病保険金の支払事由が生じたときは」と読み替えて適用します。

(2021年5月改定)

別表

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	
分 類 項 目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	U04
<p>(注) 新型コロナウイルス感染症（2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。）は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」といいます。）第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること</p> <p>(2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること</p> <p>(3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること</p>	

疾病入院特約条件付保険特約

第1条（特約の締結）

疾病入院特約、疾病入院特約（終身型）、短期入院特約、短期入院特約（終身型）、入院初期費用給付特約、入院初期費用給付特約（終身型）、通院給付特約または通院給付特約（終身型）（以下「疾病入院特約等」といいます。）を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結する際または疾病入院特約等を復活もしくは復旧する際、被保険者となる者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、疾病入院特約等にこの特約を付加して締結します。

第2条（条 件）

① この特約により疾病入院特約等に付加する条件は、その危険の種類および程度に応じて、次の各号のうちいずれか1つまたは2つ以上の方法によります。

(1) 入院給付日額削減支払法

この特約の締結の際に定めた入院給付日額、特約給付金額または通院給付日額削減期間中に、疾病入院特約等による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、所定の入院給付日額、特約給付金額または通院給付日額を半額に削減した金額を基準として給付金を支払います（疾病入院給付金については削減期間中の入院日数についてこの取扱をします。）。ただし、普通保険約款に定める不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または別表に定める感染症を直接の原因とする給付金の支払については、この限りではありません。

(2) 特別保険料領収法

疾病入院特約等の保険料に、会社の定める特別の保険料を加算した金額を疾病入院特約等の保険料とします。この方法による場合、次の(ア)および(イ)に定めるとおり取り扱います。

(ア) 疾病入院特約等の払いもどし事由が生じたときは、会社の定める方法により計算した特別の保険料に対する責任準備金または解約返戻金を加算して支払います。

(イ) 前(ア)に定めるほか、特別の保険料に対する責任準備金または解約返戻金は、疾病入院特約等の責任準備金または解約返戻金の取扱に関する規定を準用して取り扱います。

(3) 特定疾病・部位不払法

この特約の締結の際に定めた不払期間中に、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）または身体の特定の部位・臓器に生じた疾病（別表に定める感染症を除きます。）を直接の原因として疾病入院特約等による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、給付金を支払いません。ただし、被保険者が不払期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不払期間の満了日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

② 第①項の条件は、保険証券に記載します。

第3条（主契約および疾病入院特約等の復活の制限）

疾病入院特約等にこの特約を付加して締結した場合には、主契約および疾病入院特約等について、保険契約者は、その効力がなくなってから1か年以内に限り、復活請求書を提出して復活を請求することができます。

第4条（疾病入院特約または疾病入院特約（終身型）と短期入院特約等を同時に付加する場合の取扱）

短期入院特約、短期入院特約（終身型）、入院初期費用給付特約、入院初期費用給付特約（終身型）、通院給付特約または通院給付特約（終身型）（以下「短期入院特約等」といいます。）と疾病入院特約または疾病入院特約（終身型）を同時に主契約に付加して締結する際または復活する際に、疾病入院特約または疾病入院特約（終身型）にこの特約を付加して締結した場合には、短期入院特約等についても同一の条件が付加されたものとみなして取り扱います。

(2021年5月改定)

別表

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	
分 類 項 目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	U04
<p>(注) 新型コロナウイルス感染症（2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。）は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」といいます。）第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること</p> <p>(2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること</p> <p>(3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること</p>	

成人病入院特約条件付保険特約

第1条（特約の締結）

成人病入院特約、成人病入院特約（終身型）、成人病短期入院特約または成人病短期入院特約（終身型）（以下「成人病入院特約等」といいます。）を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結する際または成人病入院特約等を復活もしくは復旧する際、被保険者となる者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、成人病入院特約等にこの特約を付加して締結します。

第2条（条 件）

① この特約により成人病入院特約等に付加する条件は、その危険の種類および程度に応じて、次の各号のうちいずれか1つまたは2つ以上の方法によります。

(1) 入院給付日額削減支払法

この特約の締結の際に定めた入院給付日額削減期間中に、成人病入院特約等による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、所定の入院給付日額を半額に削減した金額を基準として給付金を支払います（成人病入院給付金については削減期間中の入院日数についてこの取扱をします。）。

(2) 特別保険料領収法

成人病入院特約等の保険料に、会社の定める特別の保険料を加算した金額を成人病入院特約等の保険料とします。この方法による場合、次の(ア)および(イ)に定めるとおり取り扱います。

(ア) 成人病入院特約等の払いもどし事由が生じたときは、会社の定める方法により計算した特別の保険料に対する責任準備金または解約返戻金を加算して支払います。

(イ) 前(ア)に定めるほか、特別の保険料に対する責任準備金または解約返戻金は、成人病入院特約等の責任準備金または解約返戻金の取扱に関する規定を準用して取り扱います。

(3) 特定疾病・部位不払法

この特約の締結の際に定めた不払期間中に、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）または身体の特定の部位・臓器に生じた疾病を直接の原因として成人病入院特約等による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、給付金を支払いません。ただし、被保険者が不払期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不払期間の満了日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

② 第①項の条件は、保険証券に記載します。

第3条（主契約および成人病入院特約等の復活の制限）

成人病入院特約等にこの特約を付加して締結した場合には、主契約および成人病入院特約等について、保険契約者は、その効力がなくなってから1か年以内に限り、復活請求書を提出して復活を請求することができます。

第4条（成人病入院特約または成人病入院特約（終身型）と成人病短期入院特約または成人病短期入院特約（終身型）を同時に付加する場合の取扱）

成人病短期入院特約または成人病短期入院特約（終身型）と成人病入院特約または成人病入院特約（終身型）を同時に主契約に付加して締結する際または復活する際に、成人病入院特約または成人病入院特約（終身型）にこの特約を付加して締結した場合には、成人病短期入院特約または成人病短期入院特約（終身型）についても同一の条件が付加されたものとみなして取り扱います。

(2013年2月改定)

ガン入院特約条件付保険特約

第1条（特約の締結）

ガン入院特約、新ガン入院特約、新ガン入院特約（終身型）、ガン短期入院特約またはガン短期入院特約（終身型）（以下「ガン入院特約等」といいます。）を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結する際またはガン入院特約等を復活もしくは復旧する際、被保険者となる者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、ガン入院特約等にこの特約を付加して締結します。

第2条（条件）

① この特約によりガン入院特約等に付加する条件は、その危険の種類および程度に応じて、次の各号のうちいずれか1つまたは2つ以上の方法によります。

(1) 入院給付日額削減支払法

この特約の締結の際に定めた入院給付日額削減期間中に、ガン入院特約等による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、所定の入院給付日額を半額に削減した金額を基準として給付金を支払います（ガン入院給付金については削減期間中の入院日数についてこの取扱をします。）。

(2) 特別保険料領収法

ガン入院特約等の保険料に、会社の定める特別の保険料を加算した金額をガン入院特約等の保険料とします。この方法による場合、次の(ア)および(イ)に定めるとおり取り扱います。

(ア) ガン入院特約等の払いもどし事由が生じたときは、会社の定める方法により計算した特別の保険料に対する責任準備金または解約返戻金を加算して支払います。

(イ) 前(ア)に定めるほか、特別の保険料に対する責任準備金または解約返戻金は、ガン入院特約等の責任準備金または解約返戻金の取扱に関する規定を準用して取り扱います。

(3) 特定部位不払法

この特約の締結の際に定めた不払期間中に、保険証券記載の身体の特定の部位・臓器に生じたガンを直接の原因としてガン入院特約等による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、給付金を支払いません。ただし、被保険者が不払期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不払期間の満了日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

② 第①項の条件は、保険証券に記載します。

第3条（主契約およびガン入院特約等の復活の制限）

ガン入院特約等にこの特約を付加して締結した場合には、主契約およびガン入院特約等について、保険契約者は、その効力がなくなってから1か年以内に限り、復活請求書を提出して復活を請求することができます。

第4条（新ガン入院特約または新ガン入院特約（終身型）とガン短期入院特約またはガン短期入院特約（終身型）を同時に付加する場合の取扱）

ガン短期入院特約またはガン短期入院特約（終身型）と新ガン入院特約または新ガン入院特約（終身型）を同時に主契約に付加して締結する際または復活する際に、新ガン入院特約または新ガン入院特約（終身型）にこの特約を付加して締結した場合には、ガン短期入院特約またはガン短期入院特約（終身型）についても同一の条件が付加されたものとみなして取り扱います。

(2013年2月改定)

女性疾病入院特約条件付保険特約

第1条（特約の締結）

女性疾病入院特約、新女性疾病入院特約、新女性疾病入院特約（終身型）、女性疾病短期入院特約または女性疾病短期入院特約（終身型）（以下「女性疾病入院特約等」といいます。）を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結する際または女性疾病入院特約等を復活もしくは復旧する際、被保険者となる者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、女性疾病入院特約等にこの特約を付加して締結します。

第2条（条件）

① この特約により女性疾病入院特約等に付加する条件は、その危険の種類および程度に応じて、次の各号のうちいずれか1つまたは2つ以上の方法によります。

(1) 入院給付日額削減支払法

この特約の締結の際に定めた入院給付日額削減期間中に、女性疾病入院特約等による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、所定の入院給付日額を半額に削減した金額を基準として給付金を支払います（女性疾病入院給付金については削減期間中の入院日数についてこの取扱をします。）。

(2) 特別保険料領収法

女性疾病入院特約等の保険料に、会社の定める特別の保険料を加算した金額を女性疾病入院特約等の保険料とします。この方法による場合、次の(ア)および(イ)に定めるとおり取り扱います。

(ア) 女性疾病入院特約等の払いもどし事由が生じたときは、会社の定める方法により計算した特別の保険料に対する責任準備金または解約返戻金を加算して支払います。

(イ) 前(ア)に定めるほか、特別の保険料に対する責任準備金または解約返戻金は、女性疾病入院特約等の責任準備金または解約返戻金の取扱に関する規定を準用して取り扱います。

(3) 特定疾病・部位不払法

この特約の締結の際に定めた不払期間中に、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）または身体の特定の部位・臓器に生じた疾病を直接の原因として女性疾病入院特約等による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、給付金を支払いません。ただし、被保険者が不払期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不払期間の満了日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

② 第①項の条件は、保険証券に記載します。

第3条（主契約および女性疾病入院特約等の復活の制限）

女性疾病入院特約等にこの特約を付加して締結した場合には、主契約および女性疾病入院特約等について、保険契約者は、その効力がなくなってから1か年以内に限り、復活請求書を提出して復活を請求することができます。

第4条（新女性疾病入院特約または新女性疾病入院特約（終身型）と女性疾病短期入院特約または女性疾病短期入院特約（終身型）を同時に付加する場合の取扱）

女性疾病短期入院特約または女性疾病短期入院特約（終身型）と新女性疾病入院特約または新女性疾病入院特約（終身型）を同時に主契約に付加して締結する際または復活する際に、新女性疾病入院特約または新女性疾病入院特約（終身型）にこの特約を付加して締結した場合には、女性疾病短期入院特約または女性疾病短期入院特約（終身型）についても同一の条件が付加されたものとみなして取り扱います。

(2013年2月改定)

特定高度障害状態不担保特約

第1条（特約の締結）

- ① 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結または復活の際、被保険者となる者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加して締結します。
- ② この特約が主契約に付加されたときは、保険証券に記載します。

第2条（不担保とする特定高度障害状態）

主契約の被保険者が眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）に生じた疾病（ただし、別表に定める感染症を除きます。）を原因として、特定高度障害状態（普通保険約款に定める高度障害状態のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。）に該当したときは、会社は、主契約および主契約に付加された特約の高度障害保険金等を支払わず、また保険料の払込を免除しません。

第3条（中途付加の場合の特則）

第1条（特約の締結）の規定のほか、主契約に高度障害保障（高度障害状態に該当したことによる保険料払込免除の保障を含みます。以下同じとします。）のある特約が中途付加される場合には、中途付加の際にもこの特約を付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約は、同時に中途付加される特約およびこの特約が付加された後に中途付加される高度障害保障のある特約に適用されます。
- (2) この特約が適用された特約について、更新または保険期間終身の特約への変更が行われる場合には、更新後または変更後の特約にもこの特約が適用されます。
- (3) 被保険者が特定高度障害状態に該当し、主契約の高度障害保険金が支払われることにより、この特約が適用された特約が消滅する場合には、この特約が適用された特約の責任準備金額を主契約の高度障害保険金受取人に支払います。

第4条（3年ごと利差配当付利率変動型積立保険に付加する場合の特則）

- ① この特約が付加された主契約が終身保障移行特約により終身保険に移行する場合には、移行後終身保険にもこの特約は適用されるものとします。
- ② 第3条（中途付加の場合の特則）第3号の規定は適用しません。
- ③ 前2項のほか、第1条（特約の締結）中「締結もしくは復活の際」を「締結、復活または終身保障移行特約による終身保険への移行の際」と読み替えて適用します。

(2021年5月改定)

別表

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	
分 類 項 目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	U04
<p>(注) 新型コロナウイルス感染症（2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。）は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」といいます。）第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること</p> <p>(2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること</p> <p>(3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること</p>	

指定代理請求特約

(この特約の主な内容)

この特約は、主たる保険契約の被保険者が受取人となる保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または主契約の締結後、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

第2条 (特約の対象となる保険金等)

主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）において、主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金、年金、その他これらに準じる保険給付および主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除（以下「保険金等」といいます。）をこの特約による代理請求の対象とします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。

第3条 (指定代理請求人の指定)

この特約を付加した場合、契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）

(1) 次の(ア)から(ウ)の範囲内の者

- (ア) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- (イ) 主契約の被保険者の直系血族
- (ウ) 主契約の被保険者の3親等内の親族

(2) 第1号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者

- (ア) 主契約の被保険者と同居または主契約の被保険者と生計を一にしている者
- (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
- (ウ) 主契約の死亡保険金受取人
- (エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者

第4条 (指定代理請求人による保険金等の請求)

① 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等を保険金等の受取人が請求できない次の各号に定める事情があるときは、第3条（指定代理請求人の指定）で指定した指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

- (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
- (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていないため支払事由に該当する保険金等の請求ができない場合
- (3) その他第(1)号または第(2)号に準じる状態であると会社が認めた場合

② 指定代理請求人が第①項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条（指定代理請求人の指定）各号に定める範囲内であることを要します。ただし、指定代理請求人としての要件を満たさない場合または指定代理請求人が指定されていない場合には、主契約の死亡保険金受取人が指定代理請求人として、保険金等を請求することができることとします。

③ 第①項または第②項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- ④ 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除の事由を含みます。以下同じとします。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第①項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ⑤ 第①項の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行い、また、会社指定の医師の診断を受けてもらうことがあります。
- ⑥ 第⑤項の事実の確認に際し、指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで保険金等を支払わず、また保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による主契約の被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）

契約者は、必要書類（別表）を提出し、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。

第6条（告知義務違反による解除等の通知）

主契約にこの特約が付加されている場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、契約者の住所の不明その他の正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

第7条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第8条（保険金等の受取人が法人に変更される場合の取扱）

主約款および各特約の特約条項の規定により、保険金等の受取人が主契約の被保険者から法人へ変更される場合には、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。

第9条（主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求の取扱）

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求は取り扱いません。

第10条（主約款および各特約の特約条項に定める給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱）

この特約を付加した場合で、主約款または各特約の特約条項に主契約の被保険者が死亡した場合の給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱に関する規定があるときは、主契約の被保険者の法定相続人のうち、主契約の死亡保険金受取人等がない場合に代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱う規定は適用しません。この場合、主契約の被保険者の法定相続人であるこの特約において指定された指定代理請求人がいるときは、指定代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱うものとします。

第11条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第12条（特約の更新）

主約款の規定により主たる保険契約が更新されるときは、この特約も更新されます。

第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）

次の各号に定める場合は、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。

- (1) 主契約に年金支払特約が付加され、年金支払特約の年金の支払が開始した場合
- (2) 主契約に年金払移行特約が付加され、主契約の全部が年金払に移行した場合

(2025年1月改定)

別表

請求書類

	項目	必要書類
1	指定代理請求人による 保険金等の請求 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 指定代理請求人が主契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類 (7) 保険証券
2	指定代理請求人の変更 および指定の撤回 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

別 表

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる疾病障害状態

要介護状態

特定要介護状態および軽度要介護状態

<総合障害生活保障特約	別表1>	<特定疾病保障定期保険特約	別表1>
<新特定疾病保障定期保険特約	別表1>	<総合障害定期保険特約	別表1>
<特定疾病保障終身保険特約	別表1>	<総合障害終身保険特約	別表1>
<保険料払込免除特約	別表1>		

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」に記載された分類項目中、表2の分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病。ただし、次の疾病を除く。 (1) 責任開始の日（復活が行われたときは、最終の復活の際の責任開始の日）からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物 (2) 上皮内癌 (3) 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の分類コード

疾病名	分類項目	分類コード
1. 悪性新生物	(1) 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	(2) 消化器の悪性新生物	C15～C26
	(3) 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	(4) 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	(5) 皮膚の悪性黒色腫	C43
	(6) 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	(7) 乳房の悪性新生物	C50
	(8) 女性性器の悪性新生物	C51～C58
	(9) 男性性器の悪性新生物	C60～C63
	(10) 尿路の悪性新生物	C64～C68
	(11) 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C72
	(12) 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	(13) 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	(14) リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	(15) 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97

疾病名	分類項目	分類コード
1. 悪性新生物	(16) 真正赤血球増加症<多血症>	D45
	(17) 骨髄異形成症候群	D46
	(18) 慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	(19) 本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	(20) ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0
2. 急性心筋梗塞	(1) 急性心筋梗塞	I 21
	(2) 再発性心筋梗塞	I 22
3. 脳卒中	(1) くも膜下出血	I 60
	(2) 脳内出血	I 61
	(3) 脳梗塞	I 63

- <総合障害生活保障特約 別表2> <疾病障害保障定期保険特約 別表1>
 <総合障害定期保険特約 別表2> <疾病障害保障終身保険特約 別表1>
 <総合障害終身保険特約 別表2> <保険料払込免除特約 別表2>

対象となる疾病障害状態

- (a) 両眼の視力に著しい障害を有するもの
 (b) 両耳の聴力に著しい障害を有するもの
 (c) 平衡機能に著しい障害を有するもの
 (d) 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
 (e) 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 (f) 両上肢のおや指の機能に著しい障害を有し、かつ、両上肢のひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
 (g) 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
 (h) 両上肢の機能もしくは両下肢の機能に相当程度の障害を有するもの、または、1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を有するもの
 (i) 四肢の機能に障害を有するもの
 (j) 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 (k) 次の疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの
 呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、高血圧、骨盤内臓器の障害
 (l) 両上肢のおや指を欠き、かつ、両上肢のひとさし指または中指を欠くもの
 (m) 1上肢のすべての指を欠くもの
 (n) 両下肢のすべての指を欠くもの
 (o) 1下肢を足関節以上で欠くもの
 (p) 永続的な人工透析療法を受けたもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）（上表(a)）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 (2) 「両眼の視力に著しい障害を有するもの」とは、両眼の視力の和（両眼のそれぞれの視力を別々に測定した数値を合算したものをいいます。）が0.08以下のものをいいます。
 (3) 視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障害は「両眼の視力に著しい障害を有するもの」には該当しません。

2. 耳の障害（聴力障害）（上表(b)）

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。
 (2) 「両耳の聴力に著しい障害を有するもの」とは、周波数 500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上のもの、または80デシベル以上かつ最良語音明瞭度（語音明瞭度が最も高い値）が30%以下のものをいいます。

$$\text{語音明瞭度} = \frac{\text{正答語音数}}{\text{検査語数}} \times 100 (\%)$$

3. 平衡機能の障害（上表(c)）

「平衡機能に著しい障害を有するもの」とは、脳または内耳に器質的異常があるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、閉眼で起立不能または開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめいて歩行を中断せざるをえない程度のも

のをいいます。

4. 上・下肢の障害（上表(d)～(i)、(l)～(o)

(1) 「1上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、1上肢の3大関節（肩関節、ひじ関節および手関節）中いずれか2関節以上が、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。

(ア) 不良肢位で強直しているもの

(イ) 関節の最大他動可動範囲が、正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの

(ウ) 筋力が著減または消失しているもの

筋力は、徒手による筋力検査によって測定し、次の5段階に区別します。（(5)の筋力についても同じとします。）

正 常	検者の手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合
やや減	検者の手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合
半 減	検者の加える抵抗には抗しえないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合
著 減	自分の体部分の重さに抗しえないが、それを排するような体位では自動可能な場合
消 失	いかなる体位でも関節の自動が不能な場合

(2) 「上肢の指の機能に著しい障害を有するもの」（以下「上肢の指の用を全く廃したもの」をいいます。）とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の不良肢位強直、癩痕による指の埋没または不良肢位拘縮等により、指があってもそれがないのとほとんど同程度の機能障害があるものをいいます。

(3) 「両上肢のおや指の機能に著しい障害を有し、かつ、両上肢のひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの」とは、両上肢のおや指の用を全く廃した程度の障害があり、それに加えて、両上肢のひとさし指または中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、1指を他指に対立させて物をつまむことができない程度のものをいいます。

(4) 「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいいます。

(5) 「1下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、1下肢の3大関節（また関節、ひざ関節および足関節）中いずれか2関節以上が、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。

(ア) 不良肢位で強直しているもの

(イ) 関節の最大他動可動範囲が、正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの

(ウ) 筋力が著減または消失しているもの

(6) 「両下肢のすべての指を欠くもの」とは、両下肢の10趾を中足趾節関節以上で欠くものをいいます。

(7) 「1下肢を足関節以上で欠くもの」とは、リスフラン関節以上で欠くものをいいます。

(8) 「両上肢の機能もしくは両下肢の機能に相当程度の障害を有するもの、または、1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を有するもの」とは、両上肢の機能もしくは両下肢の機能、または1上肢および1下肢の機能の障害により、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

(9) 「四肢の機能に障害を有するもの」とは、四肢の機能の障害により、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴の一部が自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

5. 体幹の障害（上表(j)

「体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの」とは、腰掛、正座、あぐ

ら、横すわりのいずれもができないものをいい、「体幹の機能に立ち上がることができない程度の障害を有するもの」とは、臥位または坐位から自力のみで立ち上がりえず、他人、柱、杖、その他の器物の介護または補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するものをいいます。

6. 次の疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの

呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、高血圧、骨盤内臓器の障害（上表(k)）

「疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの」とは、疾患・障害別に以下に示す程度のものをいいます。

なお、以下「(3)腎疾患、(4)肝疾患、(5)血液・造血器疾患および(6)高血圧」で使用する「一般状態区分」とは、次の区分をいいます。

〔一般状態区分〕	
①	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえる
②	軽度の症状があり、肉体力労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできる。例えば、軽い家事、事務など
③	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもある。軽労働はできないが、日中の50%以上は起居している
④	身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床している
⑤	身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としている

(1) 呼吸器疾患

肺結核	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排菌がなく、かつ、胸部X線所見が日本結核病学会病型分類（以下「学会分類」という。）のⅠ型もしくはⅡ型（浄化空洞例を除く）またはⅢ型で病巣の拡がりが大であるもの 2. 直前の6か月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が学会分類のⅠ型、Ⅱ型またはⅢ型であるもの
じん肺	<ol style="list-style-type: none"> 1. 胸部X線所見がじん肺法の分類の第4型であり、大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以上のもの 2. 胸部X線所見に活動性の肺結核が認められるもの 3. 下記の呼吸器疾患活動能力区分の③、④または⑤に該当し、かつ、予測肺活量1秒率が30%以下のもの 4. 二段昇降試験は不能であるが、一段昇降試験において発汗、頻脈（120以上）等のため3分間の負荷試験が継続不能と認められるもの 5. 二段昇降試験は不能であるが、一段昇降試験において、3分間の負荷終了後5分経過しても脈拍数が安静時に比し10%以上の増加を示し、かつ、呼吸促進を認めるもの
肺機能障害	<ol style="list-style-type: none"> 1. 活動能力の程度が下記の呼吸器疾患活動能力区分の③、④または⑤に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> ① 予測肺活量1秒率が30%以下のもの ② 下記の動脈血ガス分析値表の高度異常、中等度異常または軽度異常に該当するもの 2. 二段昇降試験は不能であるが、一段昇降試験において3分間の負荷終了後5分経過しても脈拍数が安静時に比し10%以上の増加を示し、かつ、呼吸促進を認めるもの、または一段昇降試験においても発汗、頻脈（120以上）等のため3分間の負荷試験が継続不能と認められるもの

〔呼吸器疾患活動能力区分〕

- ① 階段を人並みの速さで登れないが、ゆっくりなら登れる
- ② 階段をゆっくりでも登れないが、途中休み休みなら登れる
- ③ 人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける
- ④ ゆっくりでも少し歩くと息切れがする
- ⑤ 息苦しくて身のまわりのこともできない

〔動脈血ガス分析値表〕

区分	検査項目	単位	正 常	軽度異常	中等度異常	高度異常
1	動脈血O ₂ 分圧	mmHg	76 以上	75～66	65～56	55 以下
2	動脈血CO ₂ 分圧	mmHg	34～45	46～50	51～59	60 以上
3	肺胞気・動脈血O ₂ 分圧較差	mmHg	24 以下	25 以上	—	—

(2) 心疾患

浮腫、呼吸困難等の臨床症状があり、下記の心臓疾患重症度区分の③、④または⑤に該当し、かつ、下記の心臓疾患検査所見区分のうち、いずれか1つ以上の所見等があるもの

〔心臓疾患重症度区分〕

- ① 心臓病はあるが、身体活動を制限する必要のないもの。日常生活における普通の活動では、心不全症状または狭心症症状がおこらないもの
- ② 身体活動をいくらか制限する必要のある心臓病患者。家庭内の普通の活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの
- ③ 身体活動を制限する必要のある心臓病患者。家庭内の極めて温和な活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの
- ④ 身体活動を極度に制限する必要のある心臓病患者。身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの
- ⑤ 安静時にも心不全症状または狭心症症状がおこり、安静からははずすと訴えが増強するもの

〔心臓疾患検査所見区分〕

- ① 明らかな器質的雑音が認められるもの
- ② X線フィルムによる計測（心胸廓係数）で60%以上のもの
- ③ 胸部X線所見で、肺野に高度うっ血所見のあるもの
- ④ 心電図で、陳旧性心筋梗塞所見のあるもの
- ⑤ 心電図で、脚ブロック所見のあるもの
- ⑥ 心電図で、完全房室ブロック所見のあるもの
- ⑦ 心電図で、第2度以上の不完全房室ブロック所見のあるもの
- ⑧ 心電図で、心房細動または粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
- ⑨ 心電図で、STの低下が0.2mV以上の所見があるもの
- ⑩ 心電図で、第Ⅲ誘導およびV₁以外の誘導のTが逆転した所見のあるもの
- ⑪ 心臓ペースメーカーを装着したもの
- ⑫ 人工弁を装着したもの

(3) 腎疾患

下記の腎疾患臨床所見区分のいずれか2つ以上の所見があり、かつ、下記の腎疾患検査所見区分のいずれか1つ以上に該当し、かつ、一般状態区分の③、④または⑤に該当するもの

[腎疾患臨床所見区分]

- ① 腎不全に基づく末梢神経症
- ② 腎不全に基づく消化器症状
- ③ 水分電解質異常
- ④ 腎不全に基づく精神異常
- ⑤ X線上における骨異栄養症
- ⑥ 腎性貧血
- ⑦ 代謝性アシドーシス
- ⑧ 重篤な高血圧症
- ⑨ 腎疾患に直接関連するその他の症状

[腎疾患検査所見区分]

- ① 内因性クレアチニンクリアランス値が 20(ml/分)未満
- ② 血清クレアチニン濃度が 5 (mg/dℓ)以上
- ③ 血液尿素窒素が 40(mg/dℓ)以上

(注) 人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績によります。

(4) 肝疾患

1. 下記の肝疾患臨床所見区分のいずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の肝機能異常度指表に掲げるうち、いずれか1系列以上の検査成績が異常を示し、かつ、一般状態区分の③、④または⑤に該当するもの
2. 下記の肝機能異常度指表に掲げるうち、いずれか1系列以上の検査成績が高度異常を示し、安静を必要とし、かつ、一般状態区分の③、④または⑤に該当するもの

[肝疾患臨床所見区分]

- ① 腹水が1か月以上存続するもの
- ② 明らかな食道静脈瘤が証明されるもの
- ③ 高度の腹壁静脈怒張のあるもの
- ④ 意識障害発作を繰り返すもの
- ⑤ 胆道疾患で発熱が頻発するもの

[肝機能異常度指表]

検査系列	検査項目	単位	異常	高度異常
A	アルブミン (電気泳動法)	g/dℓ	2.8以上3.8未満	2.8未満
	γ-グロブリン (電気泳動法)	g/dℓ	1.8以上2.5未満	2.5以上
	ZTT (Kunzel法)	単位	14以上20未満	20以上

検査系列	検査項目	単位	異常	高度異常
B	ICG (15分値)	%	10以上30未満	30以上
	血清総ビリルビン	mg/dℓ	1.0以上5.0未満	5.0以上
	黄疸指数 (Meulengracht法)	—	10以上30未満	30以上
C	GOT (Karmen法)	単位	50以上200未満	200以上
	GPT (Karmen法)	単位	50以上200未満	200以上
D	アルカリフォスファターゼ (Bessey法)	単位	3.5以上10未満	10以上
	アルカリフォスファターゼ (Kind-King法)	単位	12以上30未満	30以上

(5) 血液・造血器疾患

血液・造血器疾患を、その臨床像から「難治性貧血群」、「出血傾向群」、「造血器腫瘍群」に大別し、それぞれに定める条件に該当するもの

難治性貧血群 (再生不良性貧血・溶血性貧血等)	(条件)
	下記の難治性貧血群臨床所見区分のいずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の難治性貧血群検査所見区分の①から④までのうち、3つ以上に該当し、かつ、一般状態区分の③、④または⑤に該当するもの。ただし、溶血性貧血の場合は、下記の難治性貧血群臨床所見区分のいずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の難治性貧血群検査所見区分の①に該当し、かつ、一般状態区分の③、④または⑤に該当するもの
	〔難治性貧血群臨床所見区分〕 ① 治療により貧血改善はやや認められるが、なお中程度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの ② 輸血を時々必要とするもの
	〔難治性貧血群検査所見区分〕 ① 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (ア) 血色素量が9.0 g/dℓ未満のもの (イ) 赤血球数が300万/mm ³ 未満のもの ② 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (ア) 白血球数が3,000/mm ³ 未満のもの (イ) 顆粒球数が1,000/mm ³ 未満のもの ③ 末梢血液中の血小板数が5万/mm ³ 未満のもの ④ 骨髓像で、次のいずれかに該当するもの (ア) 有核細胞が5万/mm ³ 未満のもの (イ) 巨核球数が30/mm ³ 未満のもの (ウ) リンパ球が40%以上のもの (エ) 顆粒球 (G) と赤芽球 (E) との比 (G/E) が3以上のもの

出血傾向群 (紫斑病・凝固因子欠乏症等) 血小板減少性	(条件) 下記の出血傾向群臨床所見区分のいずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の出血傾向群検査所見区分のいずれか1つ以上の所見があり、かつ、一般状態区分の③、④または⑤に該当するもの
	[出血傾向群臨床所見区分] ① 中度の出血傾向または関節症状のあるもの ② 凝固因子製剤を時々輸注しているもの
造血器腫瘍群 (白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫等)	(条件) 下記の造血器腫瘍群臨床所見区分のいずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の造血器腫瘍群検査所見区分のいずれか1つ以上の所見があり、かつ、一般状態区分の③、④または⑤に該当するもの
	[造血器腫瘍群臨床所見区分] ① 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等のあるもの ② 輸血を時々必要とするもの ③ 容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの ④ 急性転化の症状を示すもの
	[造血器腫瘍群検査所見区分] ① 病的細胞が出現しているもの ② C反応性タンパク (CRP) の陽性のもの ③ 乳酸脱水素酵素 (LDH) の上昇を示すもの ④ 白血球数が正常化し難いもの ⑤ 末梢血液中の赤血球数が300万/mm ³ 未満のもの ⑥ 末梢血液中の血小板数が 5万/mm ³ 未満のもの ⑦ 末梢血液中の正常顆粒球数が1,000/mm ³ 未満のもの ⑧ 末梢血液中の正常リンパ球数が600/mm ³ 未満のもの

(6) 高血圧

下記の1.、2.のいずれかに該当するもの(単に高血圧のみでは障害の状態とは評価しない)
1. 次の条件のうち、いずれか3つを満たす「悪性高血圧症」 ① 高い拡張期性高血圧(通常拡張期血圧が120 mmHg以上) ② 眼底所見で、両側性にうっ血乳頭があり、少なくとも滲出性変化を伴う高血圧性網膜症を示す ③ 腎機能障害が急激に進行し、放置すれば腎不全にいたる ④ 全身症状の急激な悪化を示し、血圧、腎障害の増悪とともに、脳症状や心不全を多く伴う
2. 1年内の一過性脳虚血発作または動脈硬化の所見のほかに、出血、白斑を伴う高血圧性網膜症を有し、かつ、一般状態区分の③、④または⑤に該当するもの

(7) 骨盤内臓器の障害

下記の1.～6.のいずれかに該当するもの

1. 尿路変更のストマをもつもの
2. 回腸人工肛門または上行・横行結腸人工肛門のストマをもつもの
3. 下行・S状結腸人工肛門のストマをもち、かつ、排尿機能障害^(注1)があるもの、または、ストマの変形もしくはストマ周辺の皮膚のびらんがあるためストマ用器具の交換を1日1回以上行う必要があるもの、もしくは洗腸によることを必要とするもの
4. 二分脊椎による高度の排尿機能障害^(注2)があるもの
5. 二分脊椎による排便機能障害^(注3)および排尿機能障害があるもの
6. 空腸・回腸または結腸の放射線障害等による障害であって、ストマ造設以外の瘻口から腸内容の大部分のもれがあり、手術等によっても治癒の見込のないもの

(注1) 「排尿機能障害」とは、人工肛門造設術後の神経因性膀胱または二分脊椎による神経因性膀胱であって、次のいずれかの症状のあるものをいいます。

- ① 腹圧性尿失禁がある
- ② 排尿時に腹圧を必要とする
- ③ 排尿時間が60秒を超える
- ④ 残尿量が15%以上ある

ただし、上記症状がない場合であっても、泌尿器科学的検査において膀胱内圧検査が異常を認めるか、または排泄性腎盂造影検査において水腎症もしくは結石形成を認めるものを含みます。

(注2) 「高度の排尿機能障害」とは、二分脊椎による神経因性膀胱であって、完全尿失禁、カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする状態をいいます。

(注3) 「排便機能障害」とは、二分脊椎に起因する直腸麻痺による便秘または便失禁がある状態をいいます。

7. 永続的な人工透析療法（上表D）

「永続的な人工透析療法」には、一時的な人工透析療法は含みません。また、「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。

- <介護生活保障特約 別表1> <総合障害生活保障特約 別表3>
 <介護保障定期保険特約 別表1> <総合障害定期保険特約 別表3>
 <介護保障終身保険特約 別表1> <総合障害終身保険特約 別表3>
 <保険料払込免除特約 別表3>

要介護状態

要 介 護 状 態	次のいずれかに該当したとき (1) 常時寝たきり状態で、下表のaに該当し、かつ、下表のb～eのうち2項目以上 に該当して他人の介護を要する状態 (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があ り、かつ、他人の介護を要する状態
-----------------------	---

a	ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
b	衣服の着脱が自分ではできない。
c	入浴が自分ではできない。
d	食物の摂取が自分ではできない。
e	大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備考

1. 器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(ア)、(イ)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

(ア) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

(イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) 前1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(ア) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、次の分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1
ハンチントン病の認知症	F02.2
パーキンソン病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(イ) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- a 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号 304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

特定要介護状態および軽度要介護状態

1. 特定要介護状態

次の(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。

- (1) 機能障害により次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態
- (ア) 寝返りまたは歩行の際に、表1に定める介助状態に該当すること
 - (イ) 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に合計で3項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること
- (2) 次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態
- (ア) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表3に定める問題行動が2項目以上見られること
 - (イ) 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に合計で2項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること

2. 軽度要介護状態

次の(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。

- (1) 機能障害により次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態
- (ア) 寝返りまたは歩行の際に、表1に定める介助状態に該当すること
 - (イ) 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に1項目以上該当すること
- (2) 次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態
- (ア) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表3に定める問題行動が2項目以上見られること
 - (イ) 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に1項目以上該当すること

表1

項目	介助状態
寝返り (身体の上にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等何かにつかまらなければ1人で寝返りができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態
歩行 (歩幅や速度を問わず立った状態から5m以上歩くこと)	杖や歩行器を使用したり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。	

表2

項目	全面的介助状態	部分的介助状態
1. 入浴	次のいずれかに該当する。 ①介護者に抱えられなければ、一般家庭用浴槽の出入りをする事ができない。 ②洗身(浴室内でスポンジや手拭い等に石鹸等を付けて全身を洗うこと)を全て介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 ①一般家庭用浴槽に出入りする際に、介護者が支えたり手を貸したりすることが必要である。 ②洗身の際に、介護者が石鹸等をつけて体の一部を洗ったりすることが必要である。

項目	全面的介助状態	部分的介助状態
2. 排せつ	次のいずれかに該当する。 ①おむつ等を使用している。 ②身体の汚れた部分を拭くことを含め、排せつにかかわる全ての介助を介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 ①排せつ後、自分では身体の汚れた部分の拭き取りができないか、できても不十分なため介護者が拭き取る等の援助を行っている。 ②排せつ時に介護者が紙の用意をしたり、便器まわりを汚した場合に掃除を行う等の援助を行っている。
3. 身の回り	次のいずれかに該当する。 ①歯磨き等を自分では全くできない。 ②洗顔を自分では全くできない。 ③整髪を自分では全くできない。 ④つめ切りを自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 ①歯磨き等を行う際に、介護者が歯ブラシやうがい用の水を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の介助が必要である。 ②洗顔を行う際に、介護者がタオルを用意する等の介助が必要である。 ③整髪を行う際に、介護者がくしやブラシを用意する等の介助が必要である。 ④つめ切りを行う際に、介護者がつめ切りを用意する、一部のつめは切る等の介助が必要である。
4. 衣服着脱	次のいずれかに該当する。 ①ボタンのかけはずしを自分では全くできない。 ②上衣の着脱を自分では全くできない。 ③ズボン、パンツ等の着脱を自分では全くできない。 ④靴下の着脱を自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 ①ボタンのかけはずしの一部は自分ではできるが、何らかの介助が必要である。 ②上衣の着脱の一部は自分ではできるが、介護者が常に上衣を持っている、麻痺側の腕のみ着せる等の介助が必要である。 ③ズボン、パンツ等の着脱の途中までは自分ではできるが、最後に介護者が上まで上げる等の介助が必要である。 ④靴下の着脱の一部は自分ではできるが、介護者が靴下を丸める、つま先だけはかせる等の介助が必要である。
(注) 上記について、時間帯によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。また、上記に規定する全面的介助状態および部分的介助状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。		

表3

問題行動
①ひどい物忘れがある。
②まわりのことに関心を示さないことがある。
③実際には盗られていない物を盗られたという等、被害的になることがある。
④作り話を周囲に言いふらすことがある。
⑤実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
⑥泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
⑦夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
⑧暴言や暴行のいずれかあるいは両方が現れることがある。
⑨しつこく同じ話をしたり、周囲に不快な音をたてることがある。
⑩周囲に迷惑となるような大声を出すことがある。
⑪介護者の助言や介護に抵抗することがある。
⑫目的もなく動き回ることがある。
⑬自分がどこにいるかわからず、「家に帰る」等と言い落ち着きがなくなることがある。
⑭外出すると自室や自宅に戻れなくなることがある。
⑮1人で外に出たがり目が離せないことがある。
⑯いろいろなものを集めたり、無断で持ってくるがある。
⑰火の始末や火元の管理ができないことがある。
⑱物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
⑲排せつ物を意図的に弄んだり、尿を撒き散らすことがある。
⑳食べられないものを口に入れることがある。
㉑周囲が迷惑している性的行動がある。
(注) 上記に規定する問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。

備 考

1. 器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(ア)、(イ)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

(ア) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

(イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(ア) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、次の分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1
ハンチントン病の認知症	F02.2
パーキンソン病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(イ) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- a 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号 304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

＜生命保険に関するお問い合わせ先＞

大樹生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120-318-766**

平日 9:00 ～ 18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

生命保険に関するお手続きやご相談を承っています。

「必要書類」やもよりの営業部につきましても、こちらへお問い合わせください。

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - ・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXはお取り扱いしておりません。）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。
- また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険相談所

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）

TEL 03 - 3286 - 2648

ホームページアドレス (<https://www.seiho.or.jp/>)

- ・生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

説明事項ご確認のおねがい

この冊子は、特約の更新および保障見直しに伴う大切なことから記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、特約の更新および保障見直しをお申し込みいただくようお願いいたします。

特に	(ページ)
○健康状態・職業などの告知義務について	7
○中途付加した特約の保障の責任開始時について	10
○保険金などを支払わない場合について	11
○クリーニング・オフ制度の不適用について	10
○解約と解約返戻金について	87

などは、特約の更新および保障見直しにあたってぜひご理解いただきたいことからですので、告知など、当社の担当職員の役割も含めて、ご説明の中でおわかりにくい点がございましたら大樹生命お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

なお、この冊子は保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

大樹生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町 2-1-1

TEL: 03-6831-8000 (大代表)

<https://www.taiju-life.co.jp/>

●この冊子をおとどけした担当者は……

利率変動型積立保険